



神戸市災害対策本部（市役所1号館8階）



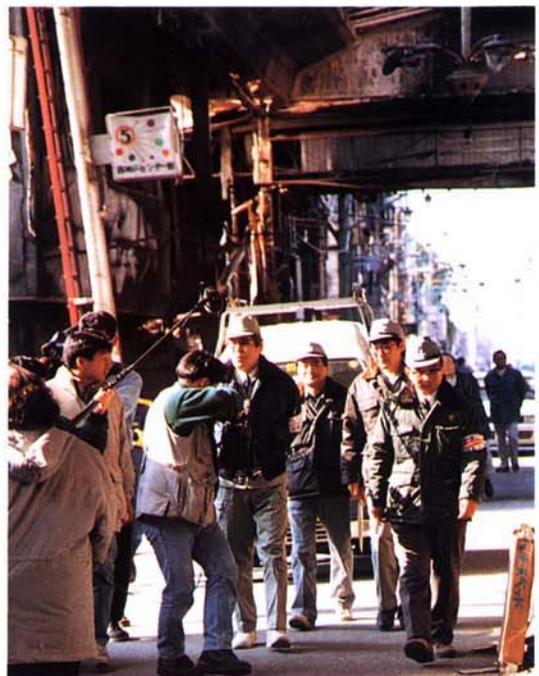
懸命の消火作業



必死の救助活動（長田区）



り災証明の交付（中央区）



被災状況を視察する笹山幸俊市長（長田区）



避難所となった学校体育館（中央区）



避難所での張り紙（長田区）



炊き出し（兵庫区）



臨時電話（中央区）



救援物資の配布（兵庫区）



整然と建ち並ぶ仮設住宅（西区）



仮設住宅への引っ越し（北区）



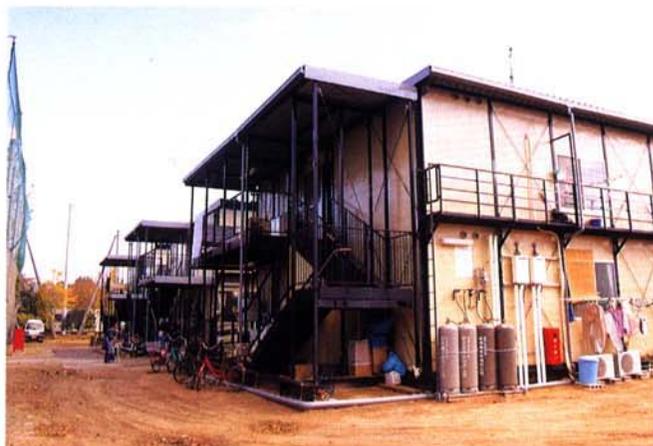
海外から送られた仮設住宅（垂水区）



建設進む仮設住宅（北区）



六甲アイランドの仮設住宅



高齢者・障害者に配慮した地域型仮設住宅(須磨区)



自衛隊による倒壊家屋の撤去



自衛隊によるガレキの処理



他都市からの水の応援



炊き出し



緊急物資の輸送（東遊園地）



ボランティアによる炊き出し



天皇皇后両陛下による激励（長田区）



合同慰霊祭で献花される皇太子同妃両殿下



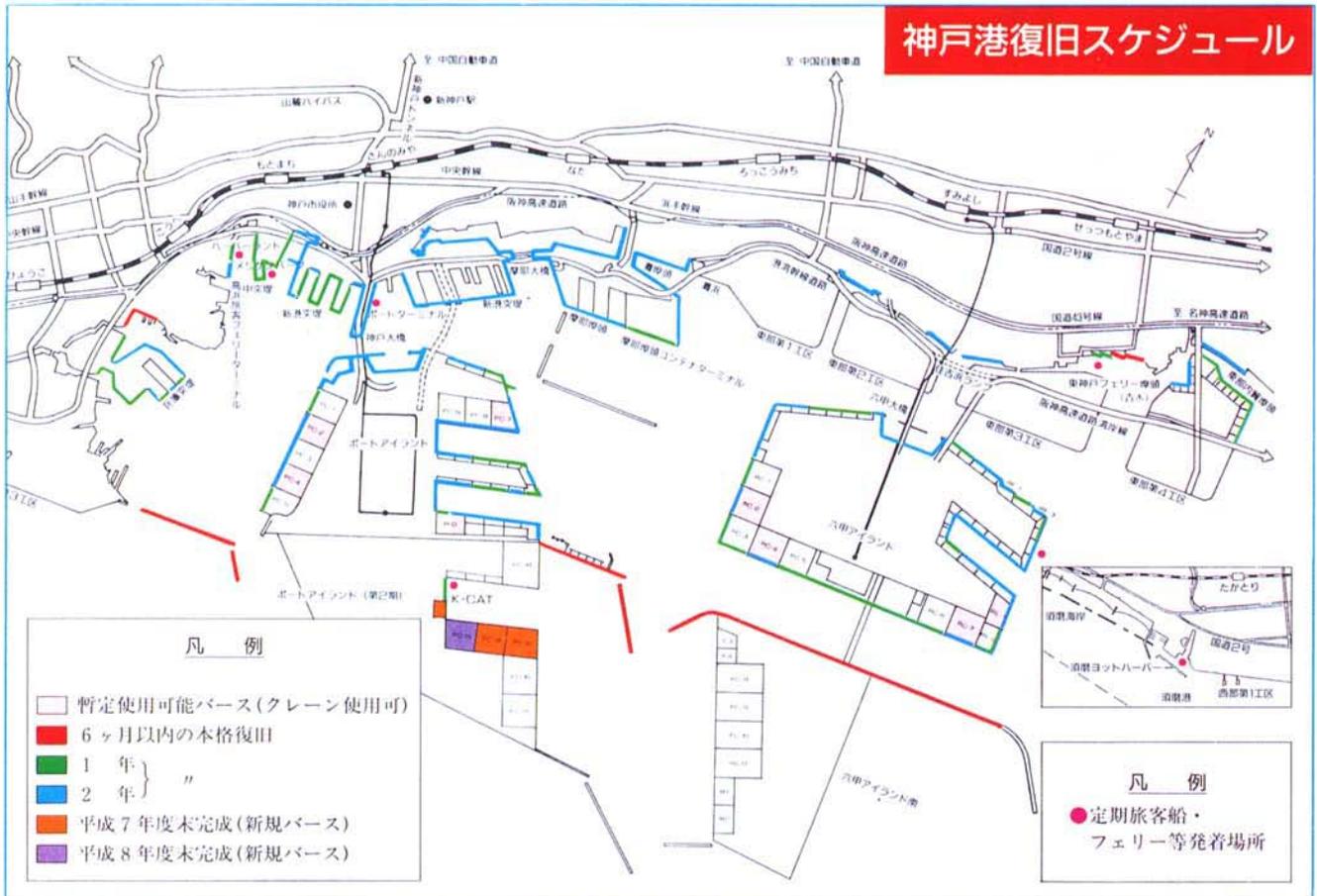
現地視察する村山首相（灘区）



復旧したガントリークレーン



日本初の24時間荷役





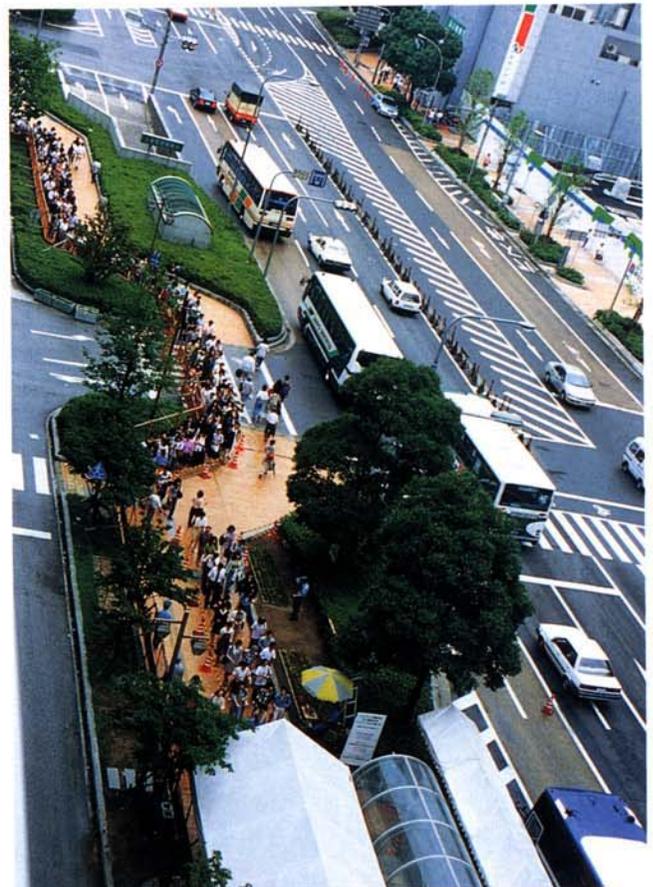
仮設店舗で営業再開した長田中央市場



共同仮設店舗パラルール（長田区）



仮設賃貸工場での作業（長田区）



代替バスへ並ぶ列（左：東灘区、右：中央区）



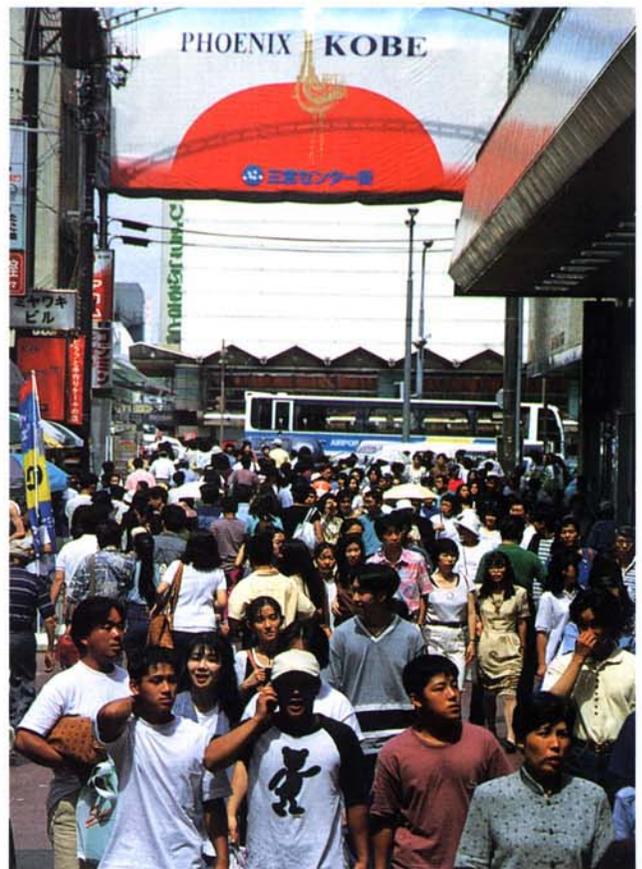
神戸みなと夏まつりでのパレード



神戸五月まつり



OLD神戸・北野フェスタ



人が戻った三宮センター街

第1章 災害対策本部の設置

第1節 神戸市災害対策本部の設置

(1)神戸市災害対策本部の設置と初期活動

平成7年1月17日(火)、ちょうど1月15日(日)の成人の日を挟んで3連休明けの早朝・午前5時46分、まだ外は暗かった。突然の地鳴りとともに下から突き上げられるような上下動、その後激しい横揺れがきた、と同時に停電。経験したことのない規模の地震と直感し、すぐに携帯ラジオのスイッチを入れると、しばらくして兵庫県南部に震度6の地震発生のニュースが流れ、その後震度5の誤報も流れるなど、かなり混乱した状況が伝わってきた。

笹山市長は地震の激しい揺れに重大な被害の発生を危惧し、いち早く灘区の公舎を飛び出し、災害応急対策の指揮をとるため午前6時半頃には市役所に出務した。その後、市の防災の窓口になっている総務局庶務課長に指示し、午前7時に市役所1号館に神戸市災害対策本部を設置した。

その後、続々と職員がかけつけてきたが、市役所1号館北隣の2号館の6階部分が潰れており、2号館全体が使用できない。6階に入っていたのは水道局だが2号館に入っていたのは土木局や住宅局、都市計画局といった建設部局がほとんどであり、当初は図面等書類も取り出せない状態であった。

市役所1号館8階の災害対策本部は2号館に入っていた部局の拠点ともなり、当初は職員が200人程度はいたと思われる。また、災害対策本部とは同室で南隣には臨時の記者室が設けられ、国内は勿論海外の報道陣も詰めかけ、電話の声も聞こえないくらいの混雑ぶりであった。

被災地の状況がテレビの映像で全国に伝えられたこともあり、午前10時頃からは災害対策本部の電話は鳴りっぱなしとなった。市民や親戚、知人からの被災者の安否確認で、それが全てと言っても過言ではない。「〇〇区××町△丁目に住んでいたが、どこへ避難しているか」「死亡者の名前はどこへ問い合わせたらわかるか」といった内容である。避難所は約370カ所をあ

らかじめ地域防災計画で定めているので、住所がわかればその近くの避難所を教えることになる。避難所を教えるのはいいが、今度は電話番号を聞かれる。避難所は地域ごとに定めているので、小・中学校が中心となる。小・中学校には電話は1~2本しかないのが普通なので、「電話をされてもまずかかりませんよ」と言うが、それでも聞かれるので教えないわけにはいかない。こんなやりとりが延々と翌日まで続き、職員は全員飲まず食わず、不眠不休の対応であった。時間の経過とともにわかってきたことは、避難所の数が一番多いときで約600カ所にもなったことである。地域の公共施設は勿論のこと、民間の保育所、団地の集会所、近くのお寺も避難所となった。家屋等の被害だけでなくライフラインが全て途絶するという、想像を絶する被害であった。後でわかったことだが、震災当日に全国から神戸市内にかかってきた電話の件数は、通常の50倍にもなったということであった。

災害対策本部は全市をあげての組織である。その組織等については後程説明するが、応急対策としてやらなければならないことは山ほどある。人命救助や消火活動は最優先であるが、避難所への食料や毛布等生活物資、飲料水の供給、病院への医療品や食料等の提供、巡回医療チームの編成、市民への生鮮食料品の確保や飲料水の供給等々、緊急にやらなければならないことばかりで、各区の災害対策本部をはじめ各部の職員が徹夜でそれぞれの任務である応急対策に、懸命に取り組んだのである。

(2)神戸市災害対策本部の組織等

神戸市地域防災計画では、災害対策本部の組織等について次のように定めている。

①設置の時期

神戸市の地域に地震による災害が発生し、又は災害が拡大するおそれがある場合において、強力に防災活動を推進するために必要があると

認めるときは市長は、災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部を設置するものとする。

②閉鎖の時期

市長は、災害が発生するおそれが解消したと認めたととき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたとときは、本部を閉鎖するものとする。

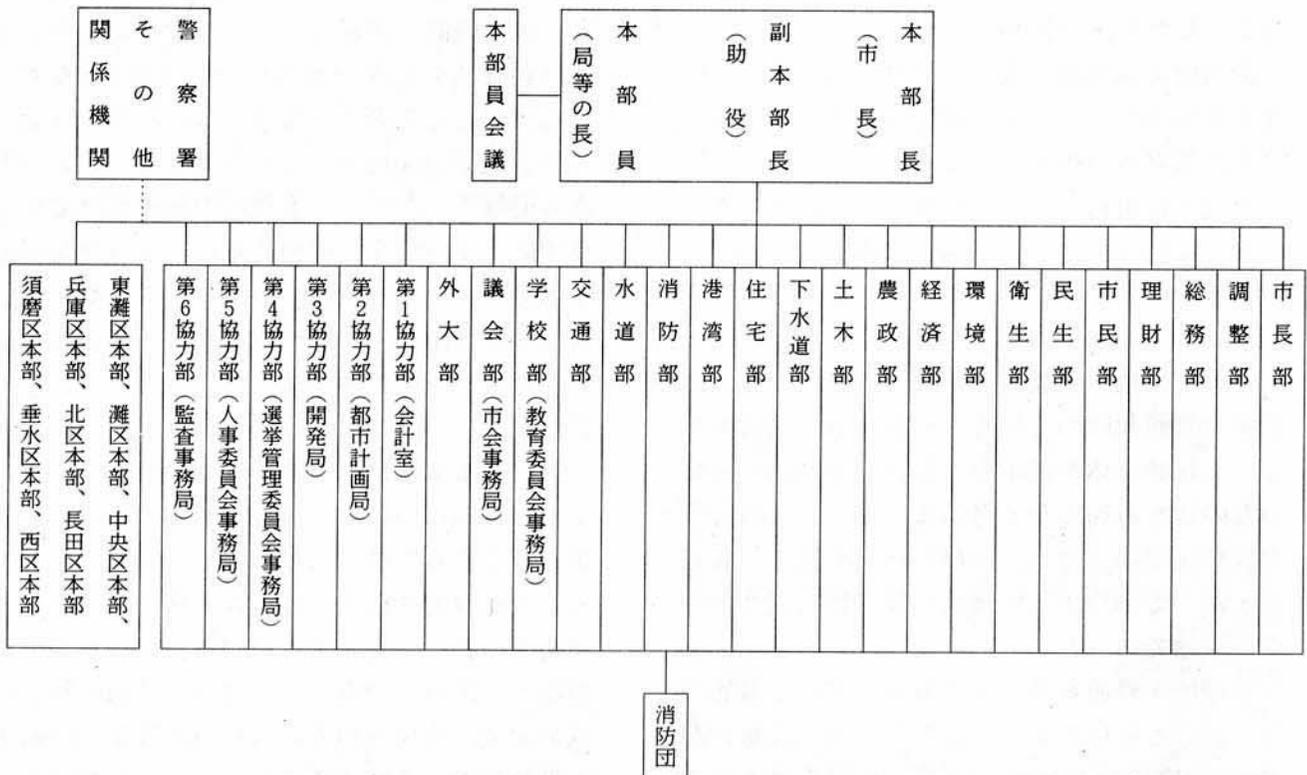
③設置又は閉鎖の通知

本部長は、災害対策本部を設置したとき又は閉鎖したときは、必要な関係者にその旨を通知するものとする。

④組織及び運営等

災害対策本部の組織、運営の方法等については、神戸市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定めるものとする。さらに、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部員会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ確な災害応急対策の実施を期するとともに、区に区本部を設け、災害対策本部の各部との緊密な連絡を図り、それぞれの区域内における災害の実態に即した応急対策を実施するものとする。

⑤組織図



⑥本部員会議

ア. 組織

本部長、副本部長及び本部員全員をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長、副本部長及び関係本部員で組織する関係本部員会議を開くものとする。

イ. 庶務担当課

総務局庶務課

⑦区本部防災連絡調整会議

区の区域に係る災害予防及び災害応急対策の総合調整と実施を図るため、必要に応じ区本部

長は、区本部防災連絡調整会議を開くものとする。

区本部防災連絡調整会議の組織等については、神戸市区行政の総合調整に関する規則第11条（会議の組織）及び第15条（遵守義務等）の規定を準用するものとする。

⑧部及び区本部

神戸市災害対策本部に置く部及び区本部の名称、その長となるもの、部又は区本部となる部局及びその事務分掌は表1-1-1に掲げるとおりである。

表1-1-1 神戸市災害対策本部の部及び区本部

部及び区本部の名称	部長又は区本部長となるもの	部又は区本部となる部局	事務分掌
市長部	市長室長	市長室	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 市に対する国、地方公共団体等からの見舞者及び見舞金に関する事 3 災害相談に関する事 4 陳情者及び陳情団の応接に関する事 5 本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関する事 6 災害に関する写真、映画等による記録に関する事
調整部	企画調整局長	企画調整局	1 国、県等への要望、陳情等に関する事 2 市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関する事 3 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関する事
総務部	総務局長	総務局	1 本部の設置及び閉鎖に関する事 2 本部員会議及び関係本部員会議に関する事 3 防災指令その他本部長命令の下達に関する事 4 本部の庶務に関する事 5 部及び区本部との連絡調整に関する事 6 気象予警報等に関する事 7 被害状況及び応急対策の実施状況のとりまとめ、記録等に関する事 8 職員の動員に関する事 9 兵庫県、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関する事
理財部	理財局長	理財局	1 災害予算に関する事 2 災害応急工事の契約に関する事 3 物資車両等の調達・確保に関する事
市民部	市民局長	市民局	1 物価の安定その他市民生活に関する事
民生部	民生局長	民生局 (各福祉事務所を除く)	1 災害救助法に基づく救助に関する部及び区本部との連絡・調整及び指導に関する事 2 災害救助の資料その他災害救助の実施状況のとりまとめ及び報告に関する事 3 避難所に関する事 4 応急仮設住宅に関する事 5 被災者等に対する食品の給与に関する事 6 救援物資に関する事 7 生活福祉資金等の融資に関する事 8 被災者に対する県市見舞金に関する事 9 義援金品に関する事 10 その他災害救助に関し他の所管に属さないこと

部及び区本部 の名称	部長又は区本部長 となるもの	部又は区本部 となる部局	事 務 分 掌
衛 生 部	衛 生 局 長	衛 生 局	1 災害救助法に基づく医療助産に関する事 2 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産に関する事 3 被災地の防疫に関する事 4 死体の埋葬に関する事 5 死亡獣畜の処理（衛生措置、埋却場所の指定）に関する事
環 境 部	環 境 局 長	環 境 局	1 ごみ、汚でい、ふん尿及び犬、ねこ等の死体の処理に関する事 2 死亡獣畜の処理（収集、運搬、埋却）に関する事 3 道路、みぞ、河川等の環境整備に関する事
経 済 部	経 済 局 長	経 済 局	1 中小企業の災害復旧資金の融資に関する事 2 生鮮食料品等の確保あっせんに関する事 3 主食の確保あっせんに関する事
農 政 部	農 政 局 長	農 政 局	1 農林水産業施設の防災及び復旧に関する事 2 農林水産業の災害復旧資金の融資に関する事 3 農産物、家畜等の災害対策に関する事 4 主要食料の集荷に関する事
土 木 部	土 木 局 長	土 木 局	1 河川、道路、橋梁、公園、市有林、山ろく、宅地等の防災及び復旧に 関すること 2 水防計画の実施についての連絡・調整に関する事 3 災害救助法に基づく障害物の除去に関する事
下 水 道 部	下 水 道 局 長	下 水 道 局	1 下水道、排水施設等の防災及び復旧に関する事
住 宅 部	住 宅 局 長	住 宅 局	1 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する こと 2 災害復興住宅資金の融資に関する事 3 災害公営住宅に関する事 4 住宅その他の建築物の防災及び復旧の指導に関する事 5 市有建物の復旧に関する事
港 湾 部	港 湾 局 長	港 湾 局	1 港湾施設の防災及び復旧に関する事 2 防潮堤その他海岸保全施設の防災及び復旧に関する事
消 防 部	消 防 局 長	消 防 局	1 災害に関する諸情報（気象予警報等、被害状況、応急対策の実施状況 等）の速報及び連絡に関する事 2 避難の勧告等及び避難者の誘導に関する事 3 被災者の救出に関する事 4 消防活動及び水防活動に関する事
水 道 部	水 道 局 長	水 道 局	1 給水区域への給水の確保に関する事 2 災害救助法に基づく飲料水の供給に関する事
交 通 部	交 通 局 長	交 通 局	1 市営交通機関の運行の確保に関する事
学 校 部	教 育 長	教育委員会事務局	1 児童・生徒等の保護及び応急教育に関する事 2 教育施設の防災及び復旧に関する事 3 災害救助法に基づく学用品の給与に関する事
議 会 部	市会事務局長	市 会 事 務 局	1 災害に対する議会活動に関する事
外 大 部	外 国 語 大 学 事 務 局 長	外国語大学事務局	1 外国語大学の応急教育の確保に関する事
第 1 協 力 部	収 入 役	会 計 室	1 防災・復旧活動の応援に関する事
第 2 協 力 部	都 市 計 画 局 長	都 市 計 画 局	同 上
第 3 協 力 部	開 発 局 長	開 発 局	同 上
第 4 協 力 部	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	同 上
第 5 協 力 部	人 事 委 員 会 事 務 局 長	人 事 委 員 会 事 務 局	同 上
第 6 協 力 部	監 査 事 務 局 長	監 査 事 務 局	同 上

部及び区本部 の名称	部長又は区本部長 となるもの	部又は区本部 となる部局	事 務 分 掌
東灘区本部	東 灘 区 長	東 灘 区 役 所 東灘福祉事務所	1 区の区域に係る災害対策の総合調整に関すること 2 区内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること
灘区本部	灘 区 長	灘 区 役 所 灘福祉事務所	3 災害救助協力委員に関すること 4 区内の被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関すること
中央区本部	中 央 区 長	中 央 区 役 所 中央福祉事務所	5 区内の被害状況の調査に関すること
兵庫区本部	兵 庫 区 長	兵 庫 区 役 所 兵庫福祉事務所	6 避難所の開閉及び管理運営に関すること 7 避難者の収容に関すること
北区本部	北 区 長	北 区 役 所 北福祉事務所	8 応急仮設住宅等の入居受付に関すること 9 炊き出し、その他による食品の配給に関すること
長田区本部	長 田 区 長	長 田 区 役 所 長田福祉事務所	10 救援物資等の配布に関すること 11 死体の収容、安置及び処置に関すること
須磨区本部	須 磨 区 長	須 磨 区 役 所 須磨福祉事務所	12 世帯更正資金等の融資受付に関すること 13 義援金品の受入及び配給に関すること
垂水区本部	垂 水 区 長	垂 水 区 役 所 垂水福祉事務所	14 災害に関する諸証明の発行に関すること 15 災害に関する広報広聴に関すること
西区本部	西 区 長	西 区 役 所 西福祉事務所	16 その他区における災害救助の実施に関すること
各部及び各区 本部共通常務			1 各部又は各区本部となる局等の所管事項で防災に関すること 2 各部又は各区本部の所管事項に関する被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関すること

⑨班

部及び区本部にその事務を分掌させるため班（消防部においては班及び隊。以下同じ。）を置く。

部（総務部を除く）及び区本部に必置班として情報連絡班を置くほか班の設置について必要な事項は部長又は区本部長の定めるところによる。

◎情報連絡班の所掌事務

部又は区本部の所管事項に関する被害状況、応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び総務部その他関係部との連絡に関する事務を処理する。

◎情報連絡班の班長の職責

部又は区本部の連絡責任者として部又は区本部に常駐し、災害に関する情報の収集及び連絡にあたる。

(3)神戸市災害対策本部の活動経過

第1回の災害対策本部員会議を開いたのが1月17日午後3時で、本部員からの被害状況等の報告を受けて、直ちに、笹山本部長から本部員に対し、地域防災計画の事務分担に基づく任務を確実に遂行するよう指示されるとともに、各部に対し様々な指示がなされたが、特に、

①人命救助を第一にするとともに、消火活動

に全力を傾けること

②生活物資の確保として

○避難所における食料品、毛布等救援物資の確保

○量販店、スーパーへの店舗開設及び食料等生活物資の確保の要請

○飲料水の確保及び十分な給水を

○卸売市場における生鮮食料品の確保

③市民生活の復旧としては

○まず水道の復旧を

○交通の確保として

・幹線道路上の支障物件の除去

・バス運行の早期復旧

等々が指示された。

以後、災害対策本部員会議は1月27日まで、午前7時と午後6時の2回開かれ、①被害状況の確認②応急復旧事業の進捗状況の報告③今後の応急対策の方針等が決定され、特に市民に知らせなければならない事項について本部長及び副本部長のほか、総務部長をはじめ本部員が市役所1号館の臨時記者室において、毎日、口頭で記者会見を行った。また、その都度お知らせしなければならないことについては、臨時記者室に資料を掲示する方式をとった。なお、災害対策本部員会議は1月28日以後1日1回開かれた。

今回の大震災では未曾有の被害が発生したため、応急復旧においても既存の制度で対応できない事例や数局にまたがり調整を要する事例があった。そこで災害対策本部の中に農政部長を長とする調整会議を設け、解決していった。一つの例として、建物被害も甚大なものであったわけだが、倒壊していないが倒壊のおそれがあり、隣接の建物や通行人に被害が及ぶ恐れのある建物が相当数あり、これを何とかして欲しいという市民からの声が多く寄せられた。本来なら建物の所有者が処置しなければならぬことであるが、所有者に資力がなかったり、また緊急を要するものであったため、市の方で処理ができないかということで、関係局が集まって協議をし、経費の負担の問題もあるので国や県と相談をしながら、市で処理することが決まったケースがあった。

大震災の被害の様子がテレビで全国に流れると、ボランティアの申し入れが電話に入り出した。申し入れのあった人たちの名簿の整理や、問い合わせも多くなったので、ボランティア専用の受付窓口を設置した。また、医師や看護婦といった専門職や、トラックつきのボランティアなどが不足していたので、マスコミに呼びかけをお願いした。この窓口で受付をした件数は1万1,500件であったが、避難所等の現場へ直接かけつけていただいた人や、街頭等で炊き出しをしていただいた人たちも多く、混乱の中で全てを把握していないが、おそらく3万件かそれ以上のボランティアがあったのではないかとと思われる。神戸市民は大変勇気づけられたし、全国から多くのボランティアがかけつけてくれたのも、今回の大きな特徴であった。

災害対策本部の活動経過については、次の〈神戸市災害対策本部等の1カ月の動き〉と、1カ月の動きとは重複するが、表1-1-2・神戸市の主な対応状況等に記述している。

〈神戸市災害対策本部等の1カ月の動き〉

1月17日(火)

- 5時46分 兵庫県南部に震度6(烈震)の地震
全市防災指令第3号を適用(発令)
- 5時53分 消防局で火災覚知第1報(長田区川

- 西通付近炎上中)
- 7時00分 災害対策本部(本部長・笹山市長)を設置(市役所1号館1階)
- 7時30分 消防局より本部長へ災害状況、災害防衛活動の状況、活動方針等を報告
- 8時00分 災害対策本部を移設(市役所1号館8階)
- 9時00分 救援物資(主食、毛布等)の調達開始
- 9時05分 消防局から県に対し被害状況の報告
- 9時20分 消防ヘリコプターに対し、市内全体の被害状況の収集を指示
- 9時30分 兵庫県知事に対し、自衛隊の派遣を要請
京都市及び大阪市消防局長から応援可能の申し出
- 9時40分 消防ヘリコプターからの状況報告を受理
- 9時50分 兵庫県知事に対し、消防広域応援要請
- 10時00分 兵庫県知事から自衛隊派遣要請
消防庁が消防広域応援要請を受諾、都道府県知事に応援を指示した旨の連絡を兵庫県知事から受理
- 11時00分 入院患者の搬送、主食・医薬品等の調達
- 11時10分 三田市消防局ポンプ隊1隊到着(県下第1陣)
- 12時00分 全市に災害救助法発令(1月22日通知、遡及適用)
- 13時00分 大都市に対して応急給水支援を要請
- 13時10分 自衛隊姫路第3特科連隊216名が到着(自衛隊第1陣)、救援活動を開始
- 13時40分 大阪市消防局ポンプ隊10隊到着(県外第1陣)
- 15時00分 第1回災害対策本部員会議を開催、被害状況等の報告、本部長からそれぞれの任務について指示
- 16時00分 市内量販店に食料等生活関連物資の安定供給・価格安定要請
市会全体議員総会を開催、被害状況について本部長より緊急報告

避難所救護班（医師と看護婦）を編成、17班・34人

1月18日（水）

- 6時00分 避難勧告・LPガス爆発の恐れ（東灘区御影浜町・7万人）
- 9時00分 災害対策本部員会議を開催
- ①自衛隊、他都市等の応援を得て、被災市民の救助に全力をあげる
 - ②避難者への生活物資の確保・供給
 - ③避難所の拠点給水、医療救護班の増強を
 - ④仮設住宅の建設、市営住宅等空家への入居のあっ旋
 - ⑤道路、鉄道、バス等の早期復旧を
 - ⑥日本水道協会に対し、応急復旧工事の支援を要請
 - ⑦避難所に仮設トイレを設置
- 17時00分 災害対策本部員会議を開催し被害状況の報告等
- 垂水・北学校給食共同調理場で炊き出し開始
- ヘリコプターによる救援物資及び救急患者の搬送
- 市営地下鉄の運行再開（西神中央～板宿駅間）
- 避難所救護班：19班・60人
- 死者1,479人、行方不明884人、負傷者6,794人、全壊家屋等2,232棟

1月19日（木）

- 9時00分 災害対策本部員会議を開催し救護ボランティアの受付状況の報告等
- 12時40分 避難勧告・家屋倒壊の恐れ（中央区北本町通・160世帯200人）以降避難勧告2件
- 市会代表者会議で被害状況及び応急対策等今後の市の対応について説明、質疑応答
- 18時00分 災害対策本部員会議を開催し被害状況及び復旧状況・計画等について説明
- 避難所救護班：33班・184人
- 死者2,270人、行方不明718人、負傷者9,025人、家屋倒壊等2,309棟

1月20日（金）

- 7時00分 災害対策本部員会議を開催し救援物資の配布状況の報告等
- 10時00分 市内量販店に食料品等生活関連物資の安定供給・価格安定を再度要請
- 11時00分 避難勧告・擁壁崩壊の恐れ（垂水区星が丘・12世帯37人）以降避難勧告9件
- 18時00分 災害対策本部員会議を開催し被害状況及び復旧状況・計画等検討
- 明石市等周辺市町に火葬業務の支援を要請
- 仮設住宅の建設着手（兵庫区菊水公園）
- 他都市応援職員の臨時宿泊施設として客船を使用
- 市内ゴルフ場の浴場を一般に開放
- 死者3,005人、行方不明573人、負傷者1万517人、全壊家屋等2,309棟

1月21日（土）

- 7時00分 災害対策本部員会議を開催し2次災害防止（建築物）のための緊急措置等を検討
- 10時40分 避難勧告・家屋倒壊の恐れ（灘区长峰台・3世帯5人）、以降避難勧告8件
- 18時00分 災害対策本部員会議を開催し被災市民への降雨対策、海上輸送ルートの新設等について検討
- 死者3,304人、行方不明260人、負傷者1万3,814人

1月22日（日）

- 7時00分 災害対策本部員会議を開催し救援物資配布状況、救護ボランティアの申込状況について報告等
- 10時30分 避難勧告・石垣擁壁の一部落下（北区有馬町・1世帯2人）以降避難勧告12件
- 18時00分 災害対策本部員会議を開催し建築物応急危険度判定の実施、ボランティアの活動状況について報告等
- 死者3,483人、行方不明182人、負傷者1万4,218人

1月23日（月）

- 7時00分 災害対策本部員会議を開催し区役所への職員応援体制等について検討
- 14時00分 市会各会派代表者会議、運営委員会委員、常任委員会委員長による災害対策関係合同会議を開催。被害状況及び復旧状況の説明、「市会災害対策委員会」の設置を決定
- 18時00分 災害対策本部員会議を開催し避難所救護所の設置を報告等
- 18時30分 避難勧告・地滑りの恐れ（東灘区住吉山手・50世帯150人）以降避難勧告2件
生活物資の価格監視スタート、物価110番の開設
中央卸売市場・水産せり開始、中央卸売市場東部市場・青果及び塩干せり開始
学校教育活動の再開（135校園、全体の40%）
市医師会急病診療所診療開始
死者3,538人、行方不明163人、負傷者1万4,286人

1月24日（火）

- 7時00分 災害対策本部員会議を開催し仮設住宅の入居者募集について報告等
- 18時00分 災害対策本部員会議を開催し被害状況及び復旧状況を報告等
建築相談ボランティアセンターの開設
激甚災害法に基づく激甚災害に指定（閣議決定）
死者3,583人、行方不明95人、負傷者1万4,376人

1月25日（水）

- 7時00分 災害対策本部員会議を開催し震災復興本部の設置について報告等
- 18時00分 災害対策本部員会議を開催し被害状況及び復旧状況を報告等
中小企業総合相談所を開設
外国人電話相談窓口を開設
地震災害対策広報第1号発行
消費生活相談業務スタート

死者3,582人、行方不明62人、負傷者1万4,584人

1月26日（木）

- 7時00分 災害対策本部員会議を開催し水道応急復旧のための各都市からの応援について報告等
- 18時00分 災害対策本部員会議を開催し被害状況及び復旧状況を報告等
市政一般・法律相談開始
学用品受入センター開設
死者3,591人、行方不明55人、負傷者1万4,679人（以後同数）

1月27日（金）

- 7時00分 災害対策本部員会議を開催し神戸港港湾審議会の開催について報告等
- 18時00分 災害対策本部員会議を開催し被害状況及び復旧状況を報告等
土地・建物・税務相談開始
地震災害対策広報第2号発行
仮設住宅第1次募集、仮設住宅大阪府下等特別募集
生活福祉資金特別貸付開始
中央卸売市場東部市場・花きせり開始
ホームステイ相談センター開設
死者3,596人、行方不明49人

1月28日（土）

- 7時00分 災害対策本部員会議を開催し生活福祉資金特別貸付状況、被害状況及び復旧状況を報告等
個人住宅、マンションの全半壊家屋の解体費用を公費負担（政府が決定）
地震災害対策広報第3号発行
くらしのかわらばん第1号発行
死者3,602人、行方不明28人

1月29日（日）

- 7時30分 災害対策本部員会議を開催し常設救護所の設置状況、被害状況及び復旧状況を報告等。以後同時刻から本部員会議を開催
市民へ盗難防止を呼びかけ
インフルエンザ予防接種を実施
死者3,604人、行方不明13人

1月30日（月）

神戸港の復興・再生に向けて神戸港
港湾審議会を開催
地震災害対策広報第4号発行
死者3,605人、行方不明13人

1月31日（火）

震災復興市街地・住宅緊急整備の基
本方針を決定（2月1日から市内6
地区で建築制限）
死者3,605人、行方不明12人

2月1日（水）

社会保険相談開始
地震災害対策広報第5号発行
死者3,611人、行方不明11人

2月2日（木）

受験者向け学習コーナー開設（3カ
所）
死者3,611人、行方不明9人

2月3日（金）

「災害廃棄物対策室」の開設
戸建住宅の応急修繕等に関する相談
窓口を開設
地震災害対策広報第6号発行
死者3,612人、行方不明6人

2月4日（土）

死者3,692人、行方不明6人

2月5日（日）

震災復興まちづくりニュース第1号
発行
死者3,695人、行方不明6人

2月6日（月）

義援金・り災証明の受付開始
くらしのかわらばん第2号発行
地震災害対策広報第7号発行
死者3,695人、行方不明6人

2月7日（火）

仮設住宅第1次募集の入居者決定
復興計画検討委員会スタート
合同慰霊祭の日時等決定
治安の確保のため警察庁長官及び兵
庫県知事に対し兵庫県警察官の緊急
増員を要望
死者3,711人、行方不明6人

2月8日（水）

県・市議員選挙の日程繰り延べで
兵庫県選挙管理委員会に要望
地震災害対策広報第8号発行
死者3,712人、行方不明6人

2月9日（木）

市住宅供給公社に応急仮設住宅管理
部（部長以下12人）を新設
中央卸売市場西部市場せり開始
死者3,715人、行方不明6人

2月10日（金）

住宅復旧相談センター開設
地震災害対策広報第9号発行
死者3,717人、行方不明6人

2月11日（土）

8時00分 災害対策本部員会議を開催し市営地
下鉄の復旧見通し、り災証明書・義
援金申請受付状況を報告等。以後同
時刻に本部員会議開催
被災労働者の優先的雇用について企
業へ依頼
死者3,721人、行方不明4人

2月12日（日）

第1回神戸港復興計画委員会を開催
死者3,724人、行方不明4人

2月13日（月）

13時00分 市会全体議員総会を開催し関係局長
より2月15日開会の臨時市会提出議
案（災害復旧費等補正予算、震災復
興本部条例、震災復興緊急条例等）
について概要説明、質疑応答
国民宿舎須磨荘へ要介護老人を緊急
一時受入
死者3,726人、行方不明4人

2月14日（火）

9時00分 本部長、副本部長が避難所を慰問、
現場視察
国民宿舎須磨荘の浴場を一般開放
分譲マンション補修・建替相談登録
センター開設
死者3,727人、行方不明2人

2月15日（水）

10時00分 臨時市会を開催し①災害復旧費を盛

り込んだ6年度補正予算②震災復興本部条例③執行機関の附属機関に関する条例の一部改正条例（復興計画審議会の追加）④震災復興緊急整備条例の各議案を提出、質疑応答
中小企業向け震災復旧緊急特別融資等の受付
ポートアイランド留学生住宅及び神戸留学生会館入居者募集
地震災害対策広報第10号発行
死者3,746人、行方不明2人

2月16日（木）

5時45分 市営地下鉄全線復旧（新長田・上沢・三宮駅は通過）

15時00分 震災後1カ月を迎え、災害対策本部員会議を開催（報道機関に公開、本部長は会議のため上京中）

- ①出席者全員1分間の黙禱
- ②震災発生直後の広報課撮影のビデオを上映
- ③各部の被害状況及び復旧計画のまとめ（資料）
- ④副本部長からの指示事項
 - ・仮設住宅の早期建設、避難者の生活のレベルアップを
 - ・ガレキ、廃材の処理を早くやり、

生活基盤の整備を

- ・避難者の要望も多様化してくるが、ボランティア等の協力も得ながら避難所間のバランスも考えて対応すること
- ・災害査定も入ってくるが、経常業務もあるので両面からの努力を
- ・自然には負けたが復旧にかける人間の力は凄い。職員のより一層の奮闘を

臨時教室（プレハブ）の建設に着手（東灘小学校、福池小学校）
死者3,769人、行方不明2人

2月17日（金）

中央港湾審議会で神戸港港湾計画改訂案を原案どおり承認

- ①この計画に基づき神戸港復興計画を策定し、実施する
- ②ガレキの処分先として摩耶埠頭、六甲アイランド南の一部の埋め立て免許を出願し、早急に受入体制を整える

広報こうべ地震災害特別号発行
死者3,771人、行方不明2人

表1-1-2 神戸市の主な対応状況等

(平成7年8月31日現在)

区 分	内 容
1 組織及び職員の動員・配備、他都市等応援体制等	<ul style="list-style-type: none"> ○全市防災指令第3号適用(発令)、全職員動員体制 ○災害対策基本法に基づき「神戸市災害対策本部(本部長・市長)」を設置(1月17日午前7時)し、応急復旧対策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部会議を毎日開催し、応急・復旧対策の方針等を確認 ○自衛隊の派遣を要請(兵庫県知事) <ul style="list-style-type: none"> ・2万5,950人(陸・海・空合計、2月9日県下最多) ・人命救助、避難用天幕、給水、炊き出し、救援物資の輸送、医療、入浴、道路障害物の除去、倒壊家屋等の除去、ガレキの処理等の支援 ○他都市等職員の応援 <ul style="list-style-type: none"> ・延379団体・13万6,238人(3月1日現在) ・消防、上・下水道調査・復旧、医療、被害調査、救援物資の配布、罹災証明の申請受付等の支援 ○警察官の活動数 <ul style="list-style-type: none"> ・1万6,000人(県外応援部隊を含む、県下活動人員) ・人命救助、交通規制、夜間防犯パトロール等 ○海上保安本部 <ul style="list-style-type: none"> ・1,334人、船舶58隻、航空機15機(1月23日最多) ・巡視船・航空機による救急患者搬送、救援物資・人員の搬送、神戸港等船舶航行安全対策、巡視船での医療関係者の宿泊・入浴の提供等 ○民間ボランティア等の応援 <ul style="list-style-type: none"> ・1万1,500人(登録者数) ・救援物資の仕分け・配布、建築物の相談、避難所運営援助、医療活動等 ・その他スイス等の救助犬・救助隊員、アメリカ・韓国等の医療団の派遣など、海外からのボランティアの協力申し出があった ○地滑り等緊急支援チーム(近畿地方建設局六甲砂防工事事務所) <ul style="list-style-type: none"> ・他地方建設局、他府県職員等の応援で、がけくずれ・地滑り危険箇所を点検
2 情報収集・伝達広報	<ul style="list-style-type: none"> ○震災当初、道路、交通機関等が途絶したため、消防ヘリコプターにより市内全体の被害状況を収集 ○電話が輻輳しつながらに良かったので、防災行政無線により避難所・避難者数、被害状況を収集 ○地震に関する情報提供とともに、2次災害防止のため大雨注意報等の基準を弾力的に運用し、注意を喚起(神戸海洋気象台) ○災害対策広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「こうべ地震災害対策広報」の発行(9月19日で34号) ・「広報こうべ地震災害対策特別号」の新聞折込、区役所等で配布 ・FAX、パソコン通信(あじさいネット)による災害関連情報の提供 ・「広報こうべ地震災害対策特別号」の市外避難者への郵送サービス ・テレビ・ラジオによる災害関連情報の提供 ・報道機関への情報提供(災害対策本部) <ul style="list-style-type: none"> 記者会見(1日1回)、資料提供(随時、張り出し形式) ・震災関連情報コーナーの設置(総合インフォメーション内) ○全国から励ましの手紙「がんばってね」の配布 ○神戸の復興に向けての提言募集 ○震災復興についての市政アドバイザーへの意識調査 ○市民相談の実施(臨時市民相談室、区役所) <ul style="list-style-type: none"> ・法律、土地・建物、税務、社会保険、住宅応急修繕、一般生活等 ○消費生活相談の実施 ○災害廃棄物対策室の設置 ○建築相談ボランティアセンターの開設 ○住宅復旧相談センターの開設 ○分譲マンション補修・建替相談登録センター開設 ○災害弔慰金の支給に関する相談電話・窓口の開設 ○災害援護資金貸付に関する相談電話・窓口の開設
3 被災者の救助対策等	<ul style="list-style-type: none"> ○全市に災害救助法発令(1月22日通知、遡及適用) ○避難所の開設及び避難者の受入 <ul style="list-style-type: none"> ・1月24日最多:589避難所、23万6,899人 ○避難所の通信確保のため、無料の特設公衆電話(国際電話を含む)、FAXの設置を要請(NTT) ○救援物資(主食、毛布等)の調達・仕分け・配送 ○海外からの救援物資の受け取り仕分け、輸送の調整 ○応急給水の実施 ○ヘリコプターによる救援物資及び救急患者の搬送 ○医療機関の要請で、給食、水、医薬品等の調達、ヘリコプターによる搬送

区 分	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○市内量販店に食料品等生活関連物資の安定供給・価格安定を要請 ○日本赤十字社兵庫県支部に対して、救護班の派遣を要請 ○避難所の救護班（医師と看護婦）を編成するとともに、救護対策現地本部を設置 ○避難所巡回歯科診療の実施 ○明石市等周辺市町に火葬業務の支援を要請 ○埋火葬費の助成 ○降雨対策としてビニールシートを配布 ○市医師会急病診療所の開設 ○インフルエンザ予防接種の実施 ○避難所での住民健診の実施 ○応急仮設住宅の建設及び空家住宅の提供 ○仮設住宅への電話器の無料提供（NTT） ○建築物応急危険度判定の実施 ○市住宅供給公社に応急仮設住宅管理部を設置 ○特定優良賃貸住宅及び高齢者向け賃貸マンションの提供 ○被災者への市住宅供給公社の優遇分譲 ○低所得者の半壊・半焼個人住宅の応急修理を実施 ○家賃等の動向調査 ○震災復興住宅特別融資 ○中小企業総合相談所の開設 ○被災労働者の優先的雇用について企業へ要請 ○中小企業向け震災復旧緊急特別融資 ○被災企業用仮設賃貸工場の建設 ○商店街・小売り市場の共同仮設店舗建設補助 ○生活福祉資金の特別貸付 ○罹災証明の発行 ○義援金の配分 ○災害弔慰金・見舞金の交付、災害救護資金の貸付 ○市民へ盗難防止の呼びかけ ○公有水面埋立免許・埋立承認の認可 <ul style="list-style-type: none"> ・摩耶第1～3埠頭間、六甲アイランド南地区のガレキの埋立 ・新港突堤東地区公有水面埋立免許・埋立承認の出願 ○合同慰霊祭の実施 ○生活関連物資の価格監視等 <ul style="list-style-type: none"> ・震災に伴う価格高騰防止のため51品目の物価監視を実施 ・物価110番の開設 ・くらしのかわらばんの発行 ・計量緊急立入調査 ○心の電話相談の開設 ○家庭ごみ・荒ごみ処理対策 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみはおおむね1割程度排出量が減少。定曜日収集を実施 ・荒ごみは平常の4倍程度の排出量と推定 ○し尿処理対策 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの設置 ・バキューム車の配置で定期的・計画的収集 ○災害廃棄物処理対策 <ul style="list-style-type: none"> ・廃材・ガレキの撤去・搬出は7年度、焼却・埋立最終処分は8年度完了を目途に実施 ・廃棄物発生量：約一千数百万㎡ ・倒壊危険家屋等の解体受付 ○産業廃棄物等収集運搬業許可申請業務の申請書類の簡素化、許可証発行の即日対応 ○有害物質の漏出等による2次災害防止のため、大気及び水質の環境モニタリング緊急調査実施 ○下水道処理対策 <ul style="list-style-type: none"> ・東灘処理場は魚崎運河に沈澱池を確保し、凝集沈殿、塩素消毒処理を実施。5月1日仮復旧 ・中部処理場・西部処理場は処理機能回復 ・管路応急処理 ・排水設備損傷受付 ○税・使用料等の減免 <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税、固定資産税、都市計画税 ・印鑑証明等諸証明手数料、宅地造成等手数料、再開発住宅使用料、市営住宅使用料、国民健康保険料、建築確認申請手数料、上・下水道使用料 ○河川、急傾斜区域等の応急対策（土のう積み、シート掛け等） ○民間宅地の2次災害危険箇所の応急措置を実施、防災工事貸付金制度の充実

区 分	内 容
4 高齢者、障害者、外国人、子ども等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者向けの地域型仮設住宅の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・プレハブ2階建・1,500室 ○要援護老人緊急一時受入施設の開設 ○障害者緊急ケアセンターの開設 ○学用品受入センターの開設 ○受験者向け学習コーナーの開設 ○仮設保育所、臨時保育室の建設 ○仮設児童館の建設 ○プレハブ臨時教室の建設 ○全学校園で教育活動再開（2月24日） ○こどもの「心の相談」（巡回相談、電話相談、啓発活動） ○児童・生徒の「心のケア」電話相談開設 ○青少年電話相談室の開設 ○全小学校で簡易給食、一部中学校で希望給食実施 ○ホームステイ相談センター開設 ○神戸の教育再生緊急提言会議開催 ○授業料等の免除 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所徴収金等 ・幼稚園保育料等、高校授業料等、高専授業料 ・看護短期大学授業料、外国語大学授業料等 ○外国人相談窓口の開設 ○ポートアイランド留学生住宅及び神戸留学生会館への受入
5 緊急輸送、交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊、他都市、民間のヘリコプターによる救援物資・人員の搬送 ○災害対策基本法による緊急輸送ルートの確保（県警） ○道路交通法による復興物資等輸送ルートの確保（県警） ○幹線道路の応急復旧完了（1月23日） ○市バス・地下鉄の早期運行再開 <ul style="list-style-type: none"> ・市バス全73路線中65路線運行（2月末） ・市営地下鉄全線復旧（2月16日） ○神戸航空貨物ターミナル（K-ACT）による海外援助物資の輸送

(4)各区災害対策本部の設置

①区災害対策本部の設置

震災発生後、各区においても区災害対策本部（福祉事務所を含む）を設置し災害対策の第一線として、それぞれの区域内における災害の実態に即した応急対策を実施した。

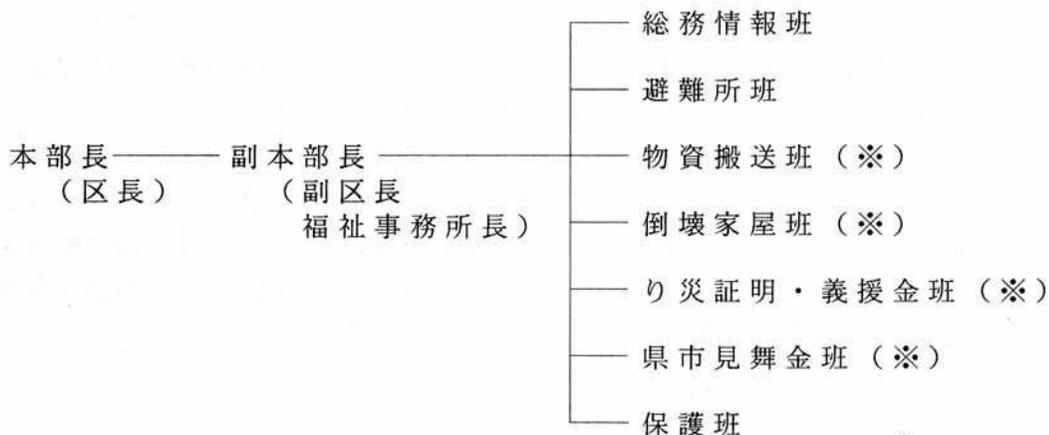
各区の体制については、区独自に制定している「区防災組織計画」で区内の災害対策事務を

区内各班（各課）に分掌させている。

また、今回の震災においては、あらかじめ設定していた事務以外の業務を行うことも必要となったため、各区ごとの実情にあわせ、新たに担当部署を設置したり、組織を改編して対処していった。

例として、灘区の災害対策本部の組織を掲げる。

表1-1-3 灘区の災害対策本部の組織（平成7年5月時点）



	班 とな る 課	事 務 分 掌
総務情報班	総務課 地域福祉課 班長 総務課長 地域福祉課長	(1)区の区域に係る災害対策の総合調整に関すること (2)関係機関等への要請、連絡に関すること (3)区本部職員の動員に関すること (4)情報の収集と連絡に関すること (5)災害相談に関すること (6)災害に関する広報、広聴に関すること (7)義援金品の収納に関すること(※) (8)各種制度の申込みに関すること(※) (9)他の班の所管に属さないこと
避難所班	市税課 市長 市税課長	(1)避難所の開閉に関すること (2)避難所の管理運営に関すること (3)避難所の収容に関すること
物資搬送班 (※)	市民課 市長 市民課長	(1)救援物資の受入れ、配布に関すること
倒壊家屋班 (※)	まちづくり推進課 班長 まちづくり推進課長	(1)二次災害の恐れのある半倒壊家屋の処理に関すること
り災証明・ 義援金班	市民課 市長 市民課長 市民課長 災害復旧担当主幹	(1)り災証明の発行に関すること (2)義援金の受付に関すること
り災証明 再調査班 (※)	市税課 市長 市税課長	(1)り災証明の再調査に関すること
区市見舞金班 (※)	市民課 市長 市民課長 災害復旧担当主幹	(1)神戸市災害見舞金に関すること (2)兵庫県災害援護金に関すること
保護班	福祉事務所 班長 福祉事務所副所長	(1)世帯更生資金の融資受付に関すること (2)死体の収容安置及び処置に関すること

注：(※)は今回の震災対応として、新たに設置、加えた班・業務。

区役所においても、交通遮断・職員自身の被災等の理由から、区職員の多くが出務できなかった。

このため震災当初においては、各局の職員を住所地の直近の区役所に出務させるなどの措置(=直近動員)をとることにより、初期の災害対策体制の確立に努めた。また、早期に本庁から応援職員を派遣するとともに、避難所の管理運営、倒壊家屋処理、り災証明発行等の事務の

ために、外郭団体・他都市からの応援を含め、区本部の体制づくりに努めた。

さらに、7年度人事異動に際し、災害復旧担当として主幹を新たに配置し、各区1～2名の担当増員・他局等からの兼務職員の配置を行ったほか、他都市から派遣技術職職員を配置して、体制の整備に努めている。

②区災害対策本部の業務

実際の区役所における災害対策業務は以下のとおりに推移した。

ア. 地震発生直後の業務

- ・ 情報収集・処理（区被害状況の把握、市民からの電話等問い合わせへの対応）
- ・ 救援物資の確保、搬送
- ・ 避難所の設置、職員の派遣（常駐、巡回）
- ・ 遺体の収容
- ・ ボランティアの受け入れ、登録 等

イ. 一定期間経過後の業務

- ・ り災証明の受付、発行
- ・ 義援金交付の受付
- ・ 倒壊危険家屋の解体受付
- ・ 神戸市災害見舞金・兵庫県災害援護金の交付受付
- ・ 救援物資の管理・搬送
- ・ ボランティアの相談・登録・コーディネート業務
- ・ 避難所の管理 等

平時から区民との第一線としての役割を担っている区役所は、災害時においても地域の災害対策拠点として機能することを要請された。

特に、本庁からの一元的な処理体制が整備されるようになるまでの間、区独自の判断により適宜処理していくことが必要であった。

最初の1～2日間は限られた職員による不眠不休での水・食料・毛布等救援物資の確保、搬送に追われた。コープこうべ、ダイエー、その他食材業者や仕出し業者に直接注文、職員を派遣し可能な限り購入、搬入していった。また、区職員による炊きだしや、ボランティアを有効に活用しての物資搬送を行っていった。

また、住民からの安否確認をはじめとする問い合わせ対応、要望処理、殺到電話処理にも非常に忙殺された。反対に、電話回線をはじめとする通信手段が不通となったため、十分な情報収集は困難であった。通信手段の回復に伴い、本庁からはファックスによる情報提供を行っていった。



救援物資の配布（東灘区玄関前駐車場）

り災証明の受付・義援金交付の受付・倒壊危険家屋の解体受付の窓口開設については、一度に大量の事務作業を行うこととなったため、区役所の現有スペースでは対応できず、外部にプレハブ事務所を設置したり、近隣の公園に窓口を設置する必要も生じた。また、事務遂行のため多くの職員が必要となり、他局・他都市からの応援をもって事務が進められた。しかし、受付開始時には、即日での処理が困難となるほどの住民が一度に窓口に殺到することとなった。このため、整理券を発行し後日予約制にするなどの対応を余儀なくされた。

また、り災証明の再発行申請にかかる家屋の被災状況調査等についても、区職員が理財局等と協力して多くの件数を処理していった。

各区のり災証明・義援金交付の受付場所については表1-1-4のとおり。

表1-1-4 り災証明・義援金交付受付開始時の窓口
(平成7年2月6日)

東 灘 区	コープこうべ生活文化センター
灘 区	都賀川公園（上河原橋南）
中 央 区	磯上公園内クラブハウス
兵 庫 区	兵庫区役所内公会堂
北 区	北区民ホール
長 田 区	長田区役所
須 磨 区	須磨区役所
北須磨支所	北須磨支所
垂 水 区	垂水勤労市民センター
西 区	西区役所内公会堂

避難所の設置、管理運営についても、区は大きな役割を果たした。

震災当初は、指定していた収容避難所以外に

も多くの避難者が殺到し、区側でも体制の整備がままならなかったことから、避難所管理者（概して学校教職員）、ボランティアにより運営がなされることとなったが、被災状況が落ちついてくるに従い、区職員・応援職員の常駐、巡回が行われることとなり、区本部での統括、連絡調整が可能となっていった。

また、長期的には、避難者の自立促進を図るため、避難所における実態把握のほか、仮設住宅入居者へのケアにも積極的に関与するなど、

民生局とも協力しながら対応を継続しているところである。

また、区役所は全国からのボランティアの各区ごとの活動拠点としても必然的に機能することとなった。このため、各区にボランティアセンターを設置し行政による適正なボランティアのコーディネートを行うよう努めている。

（平成7年6月15日をもって全区設置。区社会福祉協議会により運営）



混雑する市民課窓口

第2節 国・県の主な動き

震災後の国や県の対応等主な動きは次のとおりである。

1月17日(火)

7時00分 兵庫県災害対策本部設置
10時00分 兵庫県知事が陸上自衛隊第3特科連隊へ派遣を要請
兵庫県知事が消防広域応援要請
国の第1回非常災害対策本部会合
神戸市を含む県下6市5町に災害救助法適用

1月18日(水)

災害救助法指定市町7市5町に

1月19日(木)

災害対策基本法に基づく緊急輸送ルートを設定(国道2号、山手幹線など)
村山首相、土井衆院議長が現地視察
災害救助法指定市町8市6町に

1月20日(金)

気象庁が現地調査の結果、三宮付近と北淡・一宮両町の一部を震度7(激震)に初適用
新設の地震対策担当相に小里・北海道沖縄開発庁長官が就任
被災中小企業者に対する激甚指定並み融資を決定

1月22日(日)

国の現地対策本部設置
政府が被災者住宅として仮設、公営など2万2,400戸確保を表明
災害救助法指定市町10市7町に

1月23日(月)

雇用調整助成金の特例適用
運転免許証再交付義務実施

1月24日(火)

兵庫県南部地震を激甚災害に指定することを決定

1月25日(水)

国税に関する申告、納付等の期限延長

災害救助法適用は兵庫県と大阪府の計15市7町に

1月27日(金)

中国自動車道が全線開通

1月28日(土)

政府が全半壊の個人住宅やマンションなどの解体費公費負担を決定

1月29日(日)

義援金第1次配分の方針を決定

1月30日(月)

国道43号が全区間通行可能に

1月31日(火)

天皇、皇后両陛下が被災地慰問
政府が応急仮設住宅を1万1,000戸追加し、5万6,000戸の供給を行うことを決定

2月1日(水)

建築基準法に基づく建築制限区域の指定

2月3日(金)

借地借家人保護のため罹災都市借地借家臨時処理法を33市町に適用決定

2月6日(月)

特別交付税3月分の繰り上げ交付
労働省が就職内定取消回避について経営者団体に要請

2月7日(火)

気象庁が震度7の地域を神戸市須磨区から西宮市にかけての地域など10地域に拡大

2月8日(水)

所得税、住民税等の緊急対応策発表
「兵庫県南部地震震災復興宝くじ」の4月11~20日発売決定

2月9日(木)

被災中小企業に対する金融支援策発表
応急仮設住宅を1万戸追加決定

2月10日(金)

「阪神・淡路復興委員会」設置を閣議決定

2月14日（火）

災害名称（呼称）を「阪神・淡路大震災」とすることを閣議決定
国税庁が阪神・淡路大震災に関する税務上の取扱を発表

2月15日（水）

神戸市等に総合労働相談所を設置

2月16日（木）

政府が阪神・淡路大震災による被害額（概算）を9兆6,000億円と発表
通産省は企業の被害額は約3兆円と推計

2月17日（金）

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案、被災市街地復興特別措置法案、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案、災害被害者に対する租税の減免・徴収猶予等に関する法律の一部改正案、地方税法の一部改正案－を閣議決定

2月24日（金）

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成等に関する法律案、阪神・淡路大震災で被害を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案、阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案、平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案、阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間等の延長に関する緊急措置法案－を閣議決定

3月3日（金）

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律が成立

3月7日（火）

確定申告等の期限の取扱特例措置

3月8日（水）

被災者の食事単価を引き上げ

3月9日（木）

兵庫県が「ひょうご住宅復興3か年

計画（案）」「財団法人阪神・淡路復興基金」の設置を発表

3月10日（金）

農林水産省が農林水産業関係の被害額900億円と発表

3月13日（月）

義援金の第2次配分決定

3月14日（火）

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案－を閣議決定

老人保健法に基づく健康診断の自己負担額について全額免除を決定

3月17日（金）

兵庫県が都市計画決定
被災建築物建て替えて容積率の弾力的運用

4月10日（月）

阪神・淡路大震災に係る地方交付税（6月交付分）の繰り上げ交付

4月12日（水）

兵庫県が「阪神・淡路大震災復興計画基本構想（案）」を発表

4月27日（木）

自衛隊が全面撤去

5月25日（木）

応急仮設住宅8,300戸の追加及びエアコンの設置を決定

6月9日（金）

大規模災害時に緊急車両がスムーズに通行できるよう交通規制を強化した災害対策基本法の一部改正と、地震予知観測体制の強化などを目的とした地震防災対策特別措置法が成立

7月28日（金）

政府の阪神・淡路復興対策本部は兵庫県、神戸市がまとめた復興計画の実現を最大限支援することを打ち出した「阪神・淡路地域の復興に向けた取組方針」を決定

第3節 職員の配備

神戸市の地域防災計画では、災害等非常時の職員の動員計画について、災害の規模や種類、発生時間等に応じて必要な体制をとるために職員に対して防災指令を発令することになっている。防災指令の種類等は表1-3-1のとおりであるが、特に勤務時間外に大地震が発生した

場合は、防災指令を発令するだけのゆとりがないため、震度5以上が発表されると同時に全職員が出勤するという「全市防災指令第3号」が適用（発令）されることになっており、自己の判断により直ちにあらゆる手段をもって、あらかじめ指定された場所へ出勤しなければならない

表1-3-1 防災指令の種類、発令基準等

種類	発令基準	配備につく職員	活動内容
連絡員待機指令	気象予警報に基づき、いまだ防災指令第1号を発令するには至らないが、今後の連絡を緊密にする必要があると認められるとき	局等の長があらかじめ定める職員（必要と認める場合は、その都度定める職員）	気象予警報、防災指令等の局等への部内伝達
防災指令第1号	災害が発生する恐れがあるが発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき	同上	防災のための警戒及び情報の収集
防災指令第2号	災害が発生する恐れがあるとき又は小規模な災害が発生したとき	同上	予想される災害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急措置
防災指令第3号	大規模な災害が発生する恐れがあるとき又は大規模な災害が発生したとき 神戸市域内に震度5以上の地震が発生したとき	全職員	同上

いことになっている。

また、交通の途絶等で勤務場所へ出勤することができない職員は、所属部局の事業所または最も近い区役所等へ出勤し、配備につくことになっている。

平成7年1月17日（火）午前5時46分、震度6の地震があったと発表されたので、「全市防災指令第3号」が適用され全職員出勤体制に入った。しかし、交通機関をはじめライフラインは全て途絶、そのうえ市職員自身も15人が死亡したほか、家屋の損壊を含め被災した職員数は全職員の41.9%にのぼり、十分な職員数の確保が困難であった。

このような状況の中で、1月17日の職員の出勤状況は表1-3-2のとおりであり、以後1月18日約6割、1月19日約7割、1月21日約8割、1月25日約9割であった。

表1-3-2 1月17日の職員の出務状況

	出務職員数	計画数	出務率
市長部局 (区、行政委員会を除く)	約 3,100人	8,850人	35%
区（福祉事務所を含む）	約 900人	3,818人	24%
消 防	約 1,300人	1,372人	95%
水 道	約 700人	1,006人	70%
交 通	約 850人	2,249人	38%
教 育	約 500人	541人	92%
合 計	約 7,350人	17,836人	41%

注：1. 出務できなかった理由は、震災による交通遮断や職員自身の被災等。

2. 局・部長は17日午後6時現在全員執務。

1月17日に発令された「全市防災指令第3号」は3月31日まで続き、その間職員は一丸となって懸命に応急復旧対策に取り組んできた。応急復旧事業の進捗状況等から、その後次のように防災指令の変更がなされた。

○平成7年4月1日（土）

- ・国の地震予知連絡会が今後大きな余震の可能性は少ないと発表
- ・水道、ガス等の復旧に伴い避難者は減少してきたものの、未だ5万人余りが避難所生活を余儀なくされている
- ・仮設住宅の建設やガレキの処理等応急復旧事業を行っている
- ・地震により六甲山麓の傾斜地や多くの民間宅地では、雨による2次災害の発生が憂慮されている

等の状況から、防災体制は引き続き維持するとともに、防災指令を次のように変更した。

- ①「全市防災指令第3号」を解除

②「水防関係部局防災指令第1号」「その他の部局連絡員待機指令」に変更

水防関係部局：総務、民生、農政、土木、下水道、港湾、消防の各部局及び各区

③市・区災害対策本部は引き続き設置

○平成7年7月24日（月）

神戸地方が7月下旬の前半に梅雨明けしたという神戸海洋気象台の発表を受けて、次のような体制に変更した。

①「水防関係部局防災指令第1号」「その他の部局連絡員待機指令」を解除

②現在でも多数の市民が避難所で生活している（1万6,325人）状況や、震災後の復旧関係事業を実施していることから、市・区災害対策本部は引き続き設置する。特に、総務部情報連絡室（市災害対策本部）、民生部、区役所（区災害対策本部）は引き続き24時間体制で臨む。

第4節 災害対策要員等の確保

(1) 救援用物資搬送用車両・作業員の確保

震災発生後、理財局経理課は神戸市地域防災計画に基づいて市登録業者で構成する各災害協力団体に災害対策への協力を要請した。具体的な協力の中身について事前には決めてはしていなかったが、民生局からの依頼で被災者への救援物資の搬送用車両、作業員が絶対的に不足していることが明らかとなったため、おもにその業務に従事してもらうことになった。

各団体は地元には本社または支店を置く会社で構成されており、当然被災した企業も少なくなかった。しかし、いずれの団体の代表者とも当日中には連絡が付き、震災当日に約20台の車両を調達することができた。各団体は組織力と機動力を生かした迅速な対応が可能であり、ことに震災直後の困難な時期に果たした役割は大きい。

しかしながら、なお大量の車両、作業員を緊急に必要とすることから、運送会社等に順次協力要請を行った。この際、市登録業者以外の運送業者、宅配業者にも思いつくかぎり要請の範囲をひろげていった。

運送、宅配業者の多くは通常市との取引がなく、防災計画にも位置づけられていなかったところへ突然市から要請を受けたような状況であった。会社自体が被災して対応不可能なところもあったが、各業者とも非常に協力的で、震災翌日から早速出動を開始した。

震災が発生してから急速対応したにもかかわらず、2、3日から1週間の間には会社を挙げて本格的な対応を整えるにいたっている。

また、鳥取県、堺市など他都市から派遣された職員や申し出のあった企業ボランティアの協力も得た。

その結果、調達数量は日を追って増えていった。18日には車両43台、19日には230台を調達。震災発生から5日目の21日には車両433台、作業員565人に達した。1月27日の車両570台、作業員838人をピークとして、それ以降は安定化しゆっくりと漸減傾向に向かった。

車両、作業員の調達は理財局経理課と民生局保険年金課が協同して行った。毎日現場から必

要台数、人員を民生局保険年金課が聴取し、とりまとめて理財局経理課に調達を依頼、経理課が各業者に出動を要請して出動可能な車両、人員を各現場に割り当てていった。

これらの業者は、主に本庁、区役所で作業に従事した。1月21日には民生局が市内4カ所に物資搬送拠点を設けたため、各拠点に車両、人員を振り向けて対応した。次第に状況が落ち着き、運送会社の態勢が整うにつれて市登録業者団体の調達数量を減らし、物資の受入れ、整備、配分から搬送までの業務を一括して運送会社に運営させる方法にシフトさせていった。

なお、各現場が独力で調達した業者や民間ボランティア等も多数同じ業務に従事していたと思われる。

表1-4-1 救援用物資搬送用車両・作業員の調達状況
(1月17日～31日)

日付	車両(台)	人員(人)
1/17	20	不明
1/18	43	不明
1/19	230	不明
2/0	236	不明
2/1	433	565
2/2	433	565
2/3	434	624
2/4	415	881
2/5	474	725
2/6	564	855
2/7	570	838
2/8	502	753
2/9	512	753
3/0	369	598
3/1	367	642

表1-4-2 主な市登録業者団体の出動状況
(1月17日～3月31日)

団体名	のべ人員(人)	のべ車両(台)	備考
神戸市安全協力会	12,754	2,193	
神戸市土木協力会	5,067	2,637	
神戸市建築協力会	1,760	622	
神戸市造園協力会	2,289	737	
神戸市港湾土木協力会	883	207	通船含む
兵庫県建設業協会	1,023	563	

注：理財局経理課の依頼により主に救援物資の搬送に従事したものに限り

(2)その他の業務に要する車両・人員の確保

理財局経理課では、救援物資の搬送以外にも各局から個別に要請を受けて必要車両・人員の緊急調達を行った。その内容は以下のとおりである。

救援用物資の搬送と同様、これらの業務についても市登録業者で構成する各災害協力団体をはじめ各業者の協力を得た。特に遺体搬送やゴミ収集など普段の業務とは懸け離れた作業についても非常に協力的に対応してもらった。

またこのなかには好意による無償の労務提供も含まれている。

表1-4-3 車両・人員の確保の状況

依頼局	業務内容	期間
企画調整局	自転車搬送	1/23
総務局	雨具搬送 各区連絡業務	1/22~25 1/24~31
理財局	自転車搬送	1/29
民生局	PC-6倉庫運営 郵便小荷物集配 (神戸外大) 郵便小荷物集配 (国際展示場) 老人ホーム寝具運搬	1/29~4月以降も継続 1/30~3/15 1/31~2/13 2/14
衛生局	遺体搬送用車両の調達 医療班の車両の調達	1/22~26 1/19~4月以降も継続
環境局	避難所ゴミ収集 路上荒ゴミ収集 仮設トイレ運搬	1/22~1/31 2/1~4月以降も継続 2/10~12、14~16
経済局	中央卸売市場の物資搬送	1/17~2/3
港湾局	K-ACT倉庫運営	1/24~2/28
水道局	雨具・資材搬送	1/22・25

表1-4-4 主な運送業者等の出動状況

(平成7年1月17日~3月31日)

団体名	のべ人員 (人)	のべ車両 (台)
佐川急便	4,078	2,052
日本通運	2,641	3,175
日立物流	1,052	1,269
山九	1,778	628
赤帽	609	609
トナミ運輸	111	421
兵庫県トラック協会	-	330
ヤマト運輸	150	150
西濃運輸	100	100
フットワーク	100	100
イノウエ	1,989	-
神戸中高年企業組合	670	-

注：理財局経理課の依頼により主に救援物資の搬送に従事したものに限る。

第2章 被災者に対する応急救助活動

第1節 災害救助法の適用

災害時において国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に災害救助法が定められている。この法律による救助は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域（指定都市にあっては当該市の区域又は、当該市の区の区域）内において行うこととされている。このたびの震災はこの基準を遙かに越えた比較にならない大災害であったので、兵庫県では1月17日12時、神戸市を皮切りに、被害の把握が可能となった市町から順次10市10町の指定を行った。

神戸市では、地域防災計画により、災害の事態が急迫して同法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長がみずから救助に着手するものとなっており、兵庫県が救助法発動を通知して来るまでもなく、本震災に市の全組織を挙げて取り組むこととし、午前7:00対策本部を設置した。

同法の救助の種類は、

1. 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 災害にかかった者の救出
6. 災害にかかった住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 前各号に規定するものの外、命令で定めるもの

と定められており、その本質は、

①災害に際しての応急救助

- ・災害に際して生活必需品の欠乏、住居の喪

失等に悩む被災者に対する応急的、一時的な救助であり、災害復旧対策や生活困窮者に対する生活保護と性格を異にする。

②災害にかかった者の保護と社会秩序の保全が目的

- ・個人の基本的な生活権の保護と全体的秩序の保全が救助の2大目的である。

③国の責任において行われる

- ・災害は大規模なものであり、救助は国が行うべきものとされ、都道府県知事は、国の機関として救助の実施に当たる。

④地方公共団体、日本赤十字社その他の団体、国民の協力の下に行われる。

とされている。また救助の実施機関については

①救助の実施については都道府県知事に全面的に委任

- ・国の責任で救助は行われるが、都道府県知事が国の機関として救助の実施にあたる。そのための義務（救助計画、救助組織、基金設置）と権限（医師等の従事、近隣協力依頼、病院・旅館・飲食店の管理・使用、物資の収用・保管）が付与される。

②知事は救助の実施に関する権限の一部を市町村長に委任

- ・知事は救助の実施を迅速に行うため、事前に市町村長に対しその権限の一部を委任することができる。各種の強制権の行使、従事・保管命令等の委任は認められない。

となっている。

兵庫県においては、「市町長に権限を委任する規則」で災害救助法による救助の種類のうち、神戸市では

1. 避難所の設置
2. 応急仮設住宅の供与
3. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
4. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
5. 医療及び助産

6. 災害にかかった者の救出
7. 災害にかかった住宅の応急修理
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 死体の捜索及び処理
11. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

が市長に委任を受けていた。

しかし、1月17日付で「市町長に権限を委任する規則」の一部改正を行い、今回の地震災害に限り、広域にわたるものについては、知事がこれを行うこととなった。ただし、災害救助の実施の権限を市町長に委任できるのはあくまで一部であり、具体的な救助の程度、方法、期間

は厚生大臣の承認を受け、都道府県知事がこれを定めることとなっている。また厚生大臣が過去の例から承認の基準（一般基準）を設定しているものは、知事がこの基準にしたがって程度、方法、期間を定める場合は大臣の承認があったものとして取り扱うことができるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期すことが困難な場合はその都度、厚生大臣に協議して個々に基準を定める（特別基準）こととなる。

このたびの救助においては、被害の程度が大変大きいため、期間について特別基準が各項目で認められた。さらに程度、方法についても避難所設置、応急仮設住宅の給与、食品の給与で認められた。

第2節 救出・救命、消火活動

1. 消火活動

(1) 当日の消防体制

神戸市消防局では、地震発生日の1月17日未明には305名の職員が災害に備えて勤務しており、その内の13名は管制室で119番通報などの対応に従事し、それ以外の292名で消火活動や救急救助活動などの初動体制を立ちあげた。

当日は、ポンプ車22、化学・タンク車7、救助工作車11、救急車27、はしご車をはじめとする特殊車13の計80隊が警備に当たっていたが、この内、ポンプ車群として自ら消火活動を行うことができる部隊は、36隊（救助活動と併せて消火活動も行う兼務救助隊7隊を含む）であった。

表2-2-1 震災当日の消防体制

所 属	人 員	小 隊 数	ポ ン プ 車 群				救 助 工 作 車	救 急 車	は し ご 車 群			ス ク ア ー ト	電 源 車 等	原 液 車	支 援 車	消 防 艇
			ポ ン プ	タ ン ク	化 学 車	署 救 助			15 m 級	30 m 級	50 m 級					
総 数	292	80	22	1	6	7	4	27	8	1	1		1		1	1
東 灘	29	8	2		1	1		3	1							
灘	26	7	2		1		1	2	1							
葺 合	18	4	1		1	1		1								
生 田	28	8	2		1		1	2			1				1	
兵 庫	22	6	2			1		2	1							
北	37	11	4			1		5	1							
長 田	24	7	2			1		2	1			1				
須 磨	33	9	2	1	1		1	3	1							
垂 水	29	8	3			1		3	1							
西	29	8	2		1		1	3	1							
水 上	17	4				1		1		1						1

(2) 同時多発火災への対応

このたびの震災では、発生直後から午前6時までの僅か15分程度の間、市内で60件の火災が発生し、直ちに消防隊が出動した。消防庁舎までもが被災するという想像を絶する状況の中、倒壊家屋等による道路遮断、道路面の損壊等のために火災現場へ到着することさえもままならなかった。また、やっとの思いで火災現場に到着しても、地震による断水のために消火栓が使えず、消防隊は消火用水を積載することのできるタンク車をフル活用するとともに、防火水槽やプール、河川等の水利を使用して懸命の消火活動を行った。これらの消火栓以外の消防水利も地震により損傷しているものもあり、新たな水利を求めて他の場所への転戦を余儀なくされるなど消火活動は困難を極めた。

さらに、出動途中や消火活動の最中にも倒壊家屋からの救助要請や負傷者の処置依頼が相次いだ。市内各所で同時多発した火災は他都市消防隊の応援を得て、翌18日の早朝に全て鎮圧できたが、長田区の水笠公園周辺では、10万㎡を超える大火災となった。

(3) 非常招集等による部隊増強

地震発生後の非常招集による消防職員の参集は、交通機関が途絶していたため、2時間後に50%、5時間後に90%であった。参集した職員は、小隊単位で部隊を編成し、予備車を使用して現場へ出動したが、参集職員の中には消防車両が全て現場出動しているために、徒歩で現場に向かった職員もいた。

火災の規模が消防力を遙かに上回っていると

いう状況の中、消防車両のみならず可搬式ポンプや市民消防隊用の小型ポンプ等も活用して懸命の消火活動を行った。

また、市街地への部隊増強を図るために、比較的被害の少なかった北・西消防署に対して命令出動を指令し、市街地での消火活動等にあたらせた。

(4)他都市応援隊の活動

全国の456消防本部から延べ6,254隊の応援があった。県下の第1到着は三田市消防本部、県外の第1到着は大阪市消防局の部隊であった。応援隊は、ポンプ車、タンク車及び救助隊、救急隊等で、到着後は本部から指定された消防署で火災防御活動、救助、救急等の業務に当たった。

消火栓の使用不能による水利不足解消のため、タンク車も多数活用された。

兵庫、長田、須磨管内等の火災現場では、長距離にわたるホース延長、転戦を重ねて18日早朝まで懸命の防御活動を繰り返し続けた。

(5)消防艇による消火活動（長距離中継送水）

長田管内における火災覚知の第1報は、5時53分で、消防隊から無線連絡のあった川西通でのものであったが、長田管内だけで、13件の火災が同時多発的に発生していた。消防本部では参集者による応援出動、特別消防隊の命令出動、さらに消防団の出動等、可能な限りの戦力を投入し、延焼阻止と火災鎮圧に努めたが、断水により消火栓が使えないという状況の中、圧倒的な火災規模の前に苦戦を強いられた。

そのため海水を汲み上げ、消火用水を確保するために消防艇を出動させた。出動命令を受けた水上消防署では、長時間の活動になることや、長距離送水になることなどを考慮し、燃料を給油しようとしたが、停電のために地下タンクの給油ポンプが使えず、関係者の協力を得て消防署前に駐車中の観光バス30台から燃料を抜いて必要分を確保した。

水上消防署は人工島のポートアイランドにあり、唯一の連絡道路である神戸大橋が破損し通行禁止になり、そのうえ液状化現象のため島内

の道路も満足に通行できず、職員の参集も困難を極め、当初は消防艇の乗組員の確保さえ危ぶまれたが、何とか職員を確保し、長田区の新湊川河口に出動した。しかし、護岸が崩壊していたため接岸できず、止むを得ず長田港に転戦した。

長田港に水利部署した消防艇からは6線送水した。ホース延長ラインの1つを例にとると、火災現場までの間に、他都市応援隊の車両7台を中継し、筒先までの1.2kmにわたり、89本のホースを延長した。

この長距離中継送水には合わせて約70台の消防車両が1,000本以上のホースを延長した。ホース延長は、交通量の多い国道を横切る必要があり、また送水途中も走行車両にホースを踏みつけられ破裂するため、何度となく交換しなければならないなど困難を極めた。

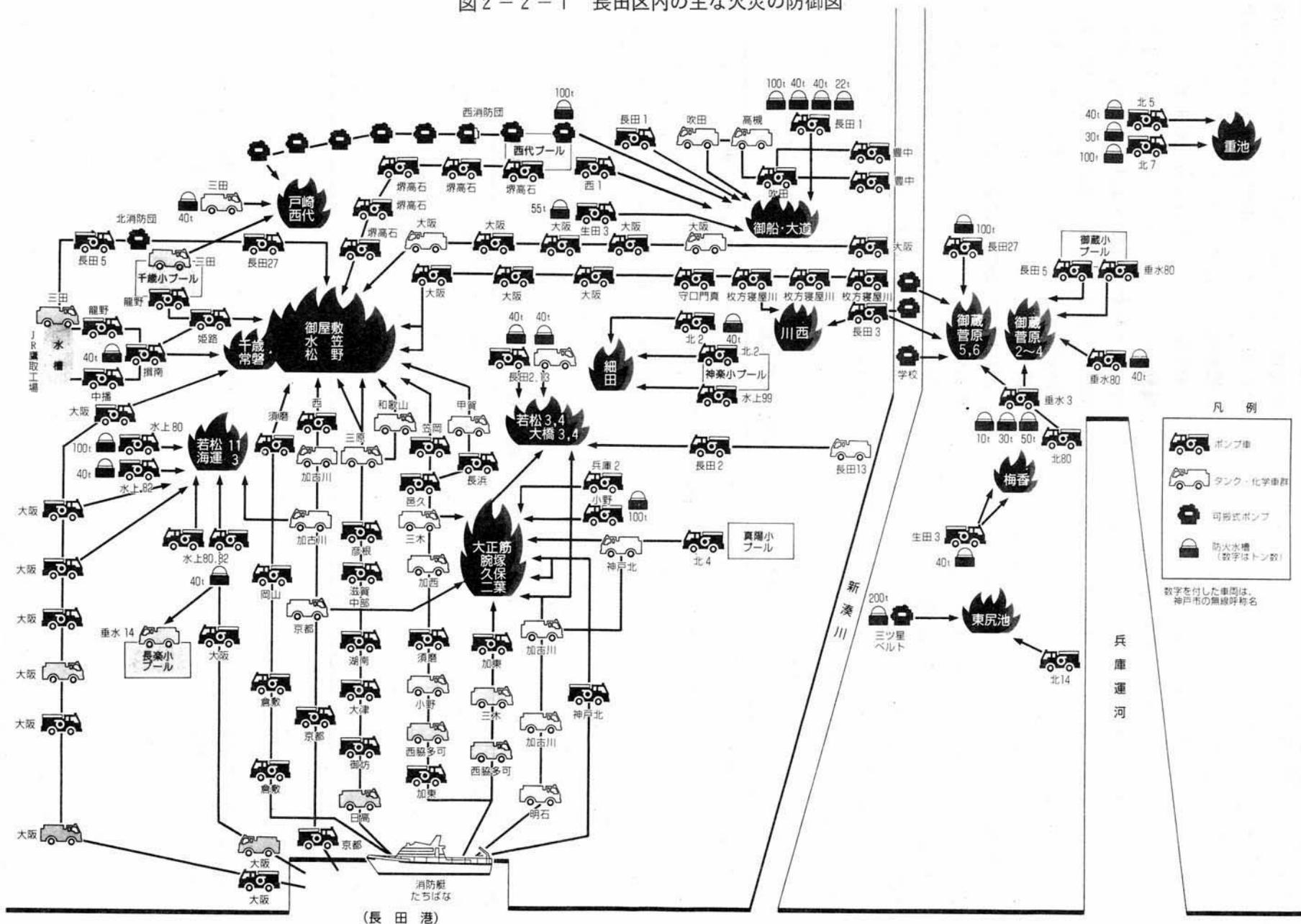
(6)自衛消防隊及び市民の消火活動

長田区東尻池町7丁目の火災では、三ツ星ベルト(株)神戸工場の自衛消防隊が消火活動を行っている。地震発生後、夜勤で工場にいた60名が工場内の可搬式ポンプで200トン貯水槽に部署して消火活動を行い、住宅密集地への延焼を阻止している。

近くの、ミヨシ油脂(株)神戸工場、台糖(株)神戸事業所の自衛消防隊も、可搬式ポンプを持ち出し、付近の消火活動に当たっている。また、兵庫区の医療法人尚生会湊川病院では、屋内消火栓のホースを延長し、近くの民家火災の消火活動に当たっている。

このほか、多数の市民によるバケツリレー、消火器等により懸命の消火活動が市内のあちこちで行われた。また、神戸大学の室崎教授の調査によれば、77カ所で市民の消火活動があり、12件は小規模の火災で消し止めている。

図 2 - 2 - 1 長田区内の主な火災の防御図



2. 消防団等の活動

(1)消防団の活動状況

神戸市の消防団は11消防団、15支団、160分団、4,000名で組織されている。地震発生後、消防団員は自発的に器具庫又は詰所に参集したり、団本部から市街地消防団緊急連絡自動システム、または加入電話により団員に出動を指令した。

出動した消防団員は、地域住民の協力を得ながら救助、人命検索、消火、避難所への誘導及び警戒パトロール等の活動に従事した。

また、17日16時30分に管内の被害状況の調査、パトロール終了後、詰所で待機していた北、西消防団に対して長田、須磨管内の火災に出動を指令し、61台367名が出動した。

北、西消防団は翌日まで消火活動、消火活動の支援、長田港から延長したホースの破損防止のための交通整理、現場出動している消防隊への燃料補給に活躍した。

消防局では1月20日から比較的被害も少なく、機動力を有している北、西消防団に対して、管内の災害出動に必要な最小限の部隊を残し、西消防団には救援物資の搬送を、被災地に近い北消防団については何時でも応援出動できるよう待機を指令した。

消防団では地震発生の当日から火災予防、余震の警戒のため地域のパトロールを実施していたが、1月30日以降はこれらに加えて防犯体制の強化のため、地域の実情により所轄警察署と連携して警戒パトロールを実施した。

表 2 - 2 - 2 消防団員の出動状況

団名	東灘	灘	葺合	生田	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上	合計
1/17~31	2,008	1,794	1,233	2,194	1,558	2,721	2,209	1,399	686	3,449	502	19,753
2/1 ~28	2,385	1,921	849	1,850	397	2,749	1,177	839	140	3,661	625	16,593
合計	4,393	3,715	2,082	4,044	1,955	5,470	3,386	2,238	826	7,110	1,127	36,346

表 2 - 2 - 3 消防団員による救助者

団名	東灘	灘	葺合	生田	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上	合計
救助人数	219	117	28	73	47	4	391	76	2	-	1	958
うち生存	129	109	22	73	41	4	367	71	2	-	1	819
うち死亡	90	8	6	-	6	-	24	5	-	-	-	139

注1) 消防職員と合同で救助

(2)婦人消防隊の活動状況

婦人消防隊は昭和39年に北区において発足し、現在、北区に道場、八多、大沢、長尾、上淡河、淡河の6隊の婦人消防隊があり、隊員数は365名である。

この度の震災では地域の婦人会等と協力し、1月17日からおにぎりの焼き出しを行い、北区、兵庫区等の災害対策本部を通じて被災者等に配付したり、2月からは避難所でおにぎりや味噌

汁等の焼き出しを行い、避難所暮らしの被災者に温かい食事を提供し、被災者を元気づけ、喜ばれた。

3. 救急活動

(1) 震災時の消防署での活動

地震発生直後から多数の負傷者が消防署に駆け込んできたため、市内11消防署のうち8消防署で救急受付及び救護所を開設し、救急隊員は医師、看護婦の応援を得るなどして、延べ約1,200人のトリアージを行い、応急手当を実施した。また、災害現場へ出動し、救急活動も合わせて行った。救護所等では対応しきれない重症者については、救急隊により医療機関へ搬送した。

震災直後の搬送人員は、地震当日に205人、18日、19日は、急病、転院搬送の急激な増加により、370人を超え、20日から23日までの4日間は、400人以上となった。その後も20数万人にも及ぶ被災者のいる避難所からの救急要請も多数あり、通常の搬送人員の2～3倍の状態が2月上旬まで続いた。負傷者の程度は、軽症からD O A（心肺機能停止患者）の広範囲にわたった。特徴としては、早朝に発生したため、家屋などの下敷きにより生じる挫滅症候群（クラッシュ症候群）の傷病者が多数発生したことが挙げられる。

表 2 - 2 - 4 日別救急出動件数及び搬送人員

日	17	18	19	20	21	22	23
救急件数	264	335	366	472	416	449	456
搬送人員	205	381	370	466	410	418	412

医療機関への搬送は、倒壊家屋等による交通不通や渋滞があったこと、また、市外の医療機関への転院搬送も多く、長時間を費やした。また、周辺都市への遠距離搬送には、ヘリコプターも活用した。

しかし、患者を収容する市内の医療機関のうち、西市民病院、宮地病院の倒壊、中山病院、高橋病院の焼損など多くの被害を受け、その他の病院についても、建物損壊、停電、断水等で手術等の医療処置が不能となった病院が多数あった。このため、各救急隊においては、出動の際に入院・診療の可否等受入病院の情報を収

集する必要が生じた。

(2) 応援隊の活動

今回の地震では、多数傷病者発生地区への市内他署応援隊の派遣はもちろん、延べ62消防本部、480隊、1,446人（1月17日～2月10日までの間）にもおよぶ他都市応援隊の集中的な配置により、多数の救急需要への対応を行った。

(3) 医療機関、関係団体との連絡・連携

震災直後は、電話の不通等のため医療機関の診療応需情報が把握できなかった。しかし多数の傷病者の発生、病院倒壊等による病院機能の低下に伴う転院搬送等多数の救急要請へ対応するため、主要病院、医師会等へ協力を依頼し、救急隊員の診療情報収集により、迅速に医療機関へと傷病者を搬送した。

4. 救助活動

(1) 救出状況

救助活動は、地震発生直後から1月20日までの4日間に集中した。この間に約1,700人を救出したが、これは消防機関による救助人員の約90%を占めた。また、至る所で倒壊建物の下敷きや生き埋め者が発生したため、全ての現場に手が回らない状況であったが、他都市からの応援をうけ、最終的には1,892人を救出した。

(2) 生存状況

消防機関によって、1,892人を救出したものの、生存者は733人であり、1,159人は救出時既に死亡していた。生き埋め等の生存救出は、48時間以内を原則とするが、今回の救助活動においては、既に90時間を経過した21日に7人の生存救出があった。この後、69人を救出したが、生存者は8名であった。

表2-2-5 日別救助出動件数及び救助人員

日	17	18	19	20	21	22	23	24～ 2/10	合計
救助件数	320	304	298	202	96	49	24	66	1,359
救助人員	604	452	408	238	121	37	12	20	1,892
生存者	486	129	89	14	7	5	2	1	733
死亡者	118	323	319	224	114	32	10	19	1,159



救助活動

5. 避難勧告の実施

(1) 避難勧告の実施

地震による地滑り、土砂崩れの発生、建物倒壊の恐れ等により二次災害の予想される危険地域にいる住民に対して、災害対策基本法第60条

に基づき、1月中に38カ所に避難勧告が発令された。(神戸市長名で消防署長が発令)

発令後は、応急復旧工事の実施、倒壊の恐れのある建物の撤去等とりあえずの危険が解消された地域は順次、避難勧告は解除された。

表 2 - 2 - 6 避難勧告の発令状況

区名	発令時間	主な地区	世帯数	発令理由
東灘	1月19日/20時00分	本山南町2丁目市営住宅	192	家屋倒壊の恐れ
	1月20日/19時20分	西岡本6丁目の一部	245	地滑りが発生
	1月21日/17時00分	住吉山手9丁目他	155	崖崩れが発生
	1月22日/14時10分	西岡本7丁目全域	174	崖崩れにより家屋倒壊の恐れ
	1月23日/18時30分	住吉山手4丁目の一部	50	地滑りの恐れ
灘	1月21日/10時40分	長峰台2丁目の一部	3	家屋倒壊の恐れ
中央	1月19日/12時40分	北本町通6丁目市営住宅	160	建物倒壊の恐れ
	1月19日/17時30分	東雲通1丁目の一部	30	家屋倒壊の恐れ
	1月20日/12時38分	野崎通5丁目の一部	10	家屋倒壊の恐れ
	1月20日/15時40分	野崎通4丁目の一部	6	駐車場倒壊の恐れ
	1月20日/16時20分	熊内町9丁目熊内八幡付近	9	神社の塀が倒壊、家屋が危険
	1月20日/17時00分	籠池通3丁目籠池湯付近	1	家屋倒壊の恐れ
	1月20日/17時30分	大日通1丁目県営大日住宅	109	家屋倒壊の恐れ
	1月20日/17時50分	宮本通2丁目メゾン美和付近	15	家屋倒壊の恐れ
	1月21日/12時00分	熊内町9丁目マンション他	6	家屋倒壊の恐れ
北	1月20日/14時10分	有馬町の一部	2	石垣崩壊による家屋倒壊の恐れ
	1月20日/18時30分	鈴蘭台西町3丁目昌栄運輸西側	26	家屋倒壊の恐れ
	1月21日/16時00分	西大池1丁目的一部分	10	電鉄線路に道路が崩壊
	1月21日/18時00分	有馬町ニュー八重菊付近	6	崖崩れによる家屋倒壊の恐れ
	1月22日/10時30分	有馬町の一部	1	石垣擁壁の崩壊
	1月22日/10時30分	有馬町の一部	10	土砂崩れの恐れ
	1月22日/10時30分	唐櫃台2丁目的一部分	9	土砂崩れの恐れ
	1月22日/10時30分	有野町唐櫃的一部分	1	土砂崩れの恐れ
	1月22日/10時30分	唐櫃台3丁目市営住宅	60	家屋倒壊の恐れ
	1月22日/11時30分	山田町下谷上藤畑的一部分	2	家屋倒壊の恐れ
	1月22日/11時30分	山田町下谷上藤畑谷上小学校東側	1	塀倒壊の恐れ
	1月22日/14時30分	花山台的一部分	123	土砂崩れの恐れ
	1月22日/14時30分	唐櫃台3丁目市営住宅付近	85	法面崩壊による家屋倒壊の恐れ
	1月22日/14時30分	有馬町的一部分	1	家屋倒壊の恐れ
	1月22日/15時00分	山田町下谷上芝的一部分	1	石垣・家屋倒壊の恐れ
	1月22日/17時30分	鈴蘭台南町2丁目的一部分	6	家屋倒壊の恐れ
	1月26日/12時30分	有馬町的一部分	8	擁壁崩壊の恐れ
	垂水	1月20日/11時00分	星が丘2丁目的一部分	12
1月20日/11時00分		星が丘3丁目的一部分	37	擁壁崩壊の恐れ
1月21日/11時25分		旭が丘3丁目的一部分	3	擁壁崩壊の恐れ
1月21日/14時00分		高丸2, 5丁目高丸団地付近	95	地盤のひび割れ、擁壁崩壊の恐れ
1月21日/17時30分		潮見が丘1丁目的一部分	17	地盤のひび割れ、擁壁崩壊の恐れ
西	1月23日/21時30分	伊川谷町有瀬的一部分	11	擁壁崩壊の恐れ

(2)液化プロパン漏洩事故

①事故の概要

地震の影響で、東灘区御影浜町（東部第二工区）にある高圧ガス（液化石油ガス）製造施設から、液化プロパンが漏洩した。当初、漏洩は少量であり、自衛消防隊が拡散防止のための緊急処置を実施したが、余震により漏洩量が増大。18日6時00分、付近住民の安全確保のため、市災害対策本部から避難勧告が発令された。

隣接のタンクへ液化プロパンの移送を行うとともに漏洩ガスの抑制措置がとられ、18日18時30分、避難勧告は、一旦解除され、22日14時30分、避難勧告は完全解除された。

②被害の発生要因

地震による影響で、高圧ガス製造施設の低温貯蔵タンク3基のうち、縦置円筒形の二重低温LPGタンク（容量20,000t、実容量6,700t）1基の下部にある元弁付近のフランジに隙間ができ、液化プロパンが漏洩したものである。

③緊急措置等の経過

液化プロパン漏洩に伴う危険回避のための緊急措置等の経過は、以下のとおりである。

1月17日（火）

- 5：46 地震による液化プロパン漏洩
- 10：00 消防局が事業所からの119番通報を受信
応急処置を指示
- 10：50 消防局より兵庫県に事故概要の報告

1月18日（水）

- 4：30 兵庫県と協議（ガス漏洩抑制措置の実施）
現場出動（消防局危険物保安課、東灘消防署）
→化学車、高発泡装置、広報車
- 6：00 東灘消防隊による応急措置
（高発泡消火剤による拡散防止）
避難勧告発令（広報車による広報実施）
- 8：00 緊急対策方針の決定
（隣接タンクへの液化プロパン移送）

- 17：15 液化プロパン移送（モーター圧送）開始
（移送安定）

- 18：30 避難勧告一旦解除

1月19日～21日

応援隊等による警戒続行

1月22日（日）

- 6：00 隣接タンクへ液化プロパン移送完了
- 14：00 漏洩部分テーピング作業完了
- 14：30 避難勧告の完全解除

④避難勧告の対象地域

避難勧告の対象は、住吉・魚崎地区、六甲アイランド等の約28,000世帯、約72,000人が住む地域である。

《北》JR以南

《南》東部第一・二・三工区および六甲アイランド

《東》天上川以西

《西》灘区境界以東

第3節 遺体の安置・埋火葬

1. 遺体の安置

遺体の安置等については、防災計画上、区災害対策本部が行うこととなっており、死亡者の多かった各区では福祉事務所が警察及び関係機関と連携を図りながら、遺体安置所の設置、管理、遺体検案の立合、棺の調達・組立・運搬、ドライアイスの調達、遺体の搬送等を行った。

死亡者が多かった灘区の状況を見ると、次のとおりである。

「今回やむをえなかったとは言え、1月17日当日の出勤可能な職員に限りがあったため、まず毛布、食料等の救援物資の避難所への調達に殆んど職員をさかざるを得ず安置所の開設は電話依頼等で済ませたが、職員の配置が19日になり、17日、18日の2日間は全面的に灘警察にお願いする結果となり多大の迷惑をかけた。「安置所」は最多時で14カ所、震災による死亡者は全市で4,319人、灘区は904人で、東灘区1,416人に次ぐ2番目という極めて悲惨な状態であった。

遺体の葬儀についても、当初は合同葬ということも検討したが、種々の悪条件下の中では「茶毘に付す」ことが精一杯、しかも神戸市の火葬能力は24時間通して稼働しても一日150体が限度であることから、親戚、知人のある方はそちらの火葬場において欲しいこと、神戸市からは周辺市に協力依頼をすること、その手段を持たぬ遺族については衛生局斎園課を通じて京都、大阪等他都市斎場での火葬の受入協力依頼を行うこととし、遺族の方々に対しその旨の説明をし、協力を求めたところ快く了解して下さった。

しかしながら安置所開設当初、棺の調達もままならず、毛布に遺体を包んだままで、ライトバン、乗用車で安置所を後にする遺族の嘆きを目の当たりにした時、死者の無念さ遺族の方の心情を慮り、心の中で申し訳なさに詫言ながら何とも言いようのない無力感とやるせなさに、唯、黙禱して見送るのみであった。今回、京都市、大阪市、倉敷市等のご協力で行った他都市

斎場での火葬は、1月21日の京都市を初日として1月30日まで、市内3斎場における火葬は、1月18日から2月6日の安置所閉鎖まで連日続いた。

パトカーを先導に、姫路の自衛隊の大型トラック4台と遺族用バス1台に、職員3名を添乗させたが道路の混乱は予想以上であり、1月21日は出発10時、帰着翌日午前2時、倉敷の場合は、翌朝4時といった状態であった。1月25日は、自衛隊のヘリ5機、海上保安庁巡視船1隻で大阪府下で火葬、最も困ったのは私共の協力要請を受け親戚、知人を頼った遺族の方々が高槻市の火葬場の予約はできたものの搬送手段がないための相談であったが、これも灘区支援に派遣されていた自衛隊伊丹駐屯36連隊の連隊長のご理解と協力で福祉事務所専用として機甲車両2台と隊員を配置していただき、福祉事務所及び衛生局職員を添乗させ対応することができた。そして、2月6日には何とか安置所を閉じることができた。」

<死亡者の多かった市街地6区の安置場所等> (東灘区)

安置所設置 25カ所(最大)

1月17日～2月10日

安置数 1,019体(最大)

(灘区)

- ・本泉寺 28体
- ・祥龍寺 40体
- ・鷹匠中学校 58体
- ・松蔭高校 43体
- ・灘区民ホール1階 23体
- ・ " 3階 24体
- ・灘区役所 6体
- ・岩屋第2住宅 130体

(東部在宅障害者福祉センター)

- ・王子動物園ホール 40体
- ・王子市民ギャラリー 2体
- ・六甲病院 28体
- ・王子体育館 327体

(王子スポーツセンター)

(中央区)

- ・西本願寺別院 14体 1月18日～25日
- ・浄福寺 17体 1月17日～27日
- ・光尊寺 18体 1月17日～22日
- ・楠寺 17体 1月17日～25日
- ・生田文化会館 13体 1月20日～31日
- ・神戸教会 2体 1月20日
- ・下山手小学校 44体 1月17日～28日

(兵庫区)

- ・兵庫署 378体 1月17日～
- ・阿弥陀寺 15体 1月17日～25日
- ・久遠寺 5体 1月17日～19日
- ・西光寺 5体 1月17日～20日
- ・心障センター 9体 1月20日～25日
- ・川重体育館 9体 1月18日～19日

(長田区)

- ・神戸村野工業高校 689体
1月17日～26日

(須磨区)

- ・須磨体育館 70体 1月17日～29日
- ・須磨区民センター 246体
1月17日～29日

2. 火葬対策

(1)概要

震災による死亡者の火葬業務については市営斎場でただちに炉設備の点検を行い、1月18日からフル稼働に入った(3カ所・51炉)。神戸市の防災計画に、災害発生の日から10日以内に火葬を完了するものとなっていたが、県警により確認された死亡者数は1月20日現在で3,000人を超え、市営斎場の火葬能力(150件/日)をはるかに超えており、葬祭業者はもちろん、遺族自らの輸送による火葬のほか、他都市の斎場利用など可能なかぎりの手段で対応せざるを得ない状況にあった。この結果1月31日には、ほぼ目処がつき、2月4日前後に震災による死亡者の火葬は一応終了した。

表2-3-1 火葬状況

(1月31日現在)

市営斎場	鶴越斎場	1,384	計 2,181
	西神斎場	453	
	甲南斎場	344	
他都市依頼		366	自衛隊ヘリ 5機 "トラック 48台
遺族(業者)依頼(3/7現在・判明分)	県下	765	計 1,313
	県外	548	
計		3,860	

(2)市営斎場での火葬

市立斎場は東から、甲南斎場、有馬斎場、鶴越斎場及び西神斎場の4カ所で、計53炉の設備を持っている。この震災での市立斎場の被害は軽微で、業務に支障は生じなかった。炉の整備や人員を派遣する必要のある有馬斎場は当分の間閉鎖し、3斎場で火葬業務を行う体制を整えた。甲南斎場では17日は現場の状況が不明であった為、18日に斎場を調査し、19日の午後より業務を行った。

死亡された方の火葬は死亡後24時間以上を経過しないと出来ないため、震災の翌日から業務は始まったが、本格的には1月19日から火葬

状況は表2-3-2のとおりである。

火葬業務の執行にあたっては通常のように予約制で行った。当初は多数の遺族が乗用車、軽トラックで直接、遺体を運んで来られた。また遺体も最初の3~4日は柩でなく毛布や白布にくるまれているものもあった。遺族が直接、斎場に遺体を運んで来られる場合には予約時間より早く来られるので、予約に係わらず到着分より順次、火葬したが特段の混乱は生じなかった。葬儀社に依頼して運ばれてくる遺体も日を増すごとに多くなってきたが霊柩車の数に限りがあったり、車の渋滞などで予定の時間に入場できない事があった。

火葬に当たっては通常の手順の通りに行い、特に震災による死亡という特異な状況であるため、遺族の心情を考慮し、希望があれば柩の蓋を開け、最後のお別れをしていただいた。

火葬の受付は早朝から深夜2時頃までに及び、火葬業務は、鴨越斎場では午前6時30分から最終午後10時まで、ほかの斎場も午前8時から午後8時まで業務を行った。業務は1月31日には、ほぼ目処がつき2月4日前後に震災による死亡者の火葬は一応終わった。

通常であれば各斎場での火葬炉は多い日では2回転、概ね1回転である。今回の場合は連日3~4回転の使用を強いられ、断熱扉の膨張、台車の損傷、バーナーの異常発生など故障寸前の状況での業務が続いた。こうした事態が予想されたため、バーナー等の注文生産によるものは発注し、炉メーカーの協力を得て炉の点検も行った。

この他、燃料の灯油についても鴨越・甲南斎場では市内業者からの供給が受けられないため、確保に苦勞し、パトカーの先導で姫路から運ばれてきた。又、甲南斎場では小型のタンクローリー車に積み替える等思わぬ手間と労力を必要とした。西神斎場においても、灯油の確保には業者と共に苦勞した。

骨壺は当初、不足になると心配したので、遺族が直接、遺体を運んで来られる場合には代用品(木箱等)の用意を連絡していたが、準備が整ったため骨壺の提供ができた。

最初の混乱時には、死体・埋火葬許可書の交付が進まないため死体検案書の原本を確認し火葬を行った(死体検案書コピー保管)。のち正規の許可書で火葬証明を発行した。

表2-3-2 震災発生後の火葬・焼骨証明件数

(平成7年1月18日~2月4日)

日	鴨 越 斎 場			甲 南 斎 場			西 神 斎 場			合 計		
	火 葬	焼 骨	計	火 葬	焼 骨	計	火 葬	焼 骨	計	火 葬	焼 骨	計
1/18	48	0	48	閉 場			9	0	9	57	0	57
19	111	0	111	14	0	14	26	0	26	151	0	151
20	100	6	106	33	0	33	40	0	40	173	6	179
21	94	13	107	34	0	34	31	1	32	159	14	173
22	96	14	110	35	2	37	36	2	38	167	18	185
23	98	10	108	28	1	29	39	1	40	165	12	177
24	108	8	116	33	0	33	37	1	38	178	9	187
25	108	12	120	32	0	32	31	3	34	171	15	186
26	107	10	117	24	3	27	42	4	46	173	17	190
27	89	6	95	22	1	23	28	2	30	139	9	148
28	94	0	94	20	0	20	36	1	37	150	1	151
29	90	0	90	25	0	25	33	0	33	148	0	148
30	81	6	87	15	0	15	27	0	27	123	6	129
31	72	3	75	23	0	23	22	0	22	117	3	120
2/1	51	3	54	25	0	25	7	0	7	83	3	86
2	67	0	67	9	0	9	15	0	15	91	0	91
3	50	1	51	8	0	8	18	0	18	76	1	77
4	37	2	39	9	0	9	10	0	10	56	2	58
計	1,501	94	1,595	389	7	396	487	15	502	2,377	116	2,493

(3)他都市斎場での遺体搬送・火葬の実施

1月21日より国、県の支援体制のもと、自衛隊協力による他都市輸送を始め、兵庫県下、京都府下、大阪府下、岡山県下などの広域的な各市町の協力を得て遺体の火葬を行った。

遺体の搬送方法については、多くの遺体を運ぶとなると、棺を積み重ねて搬送することが難しい関係上、かなりの台数が必要となるが、民間の大型車両は、既に救援物資等の搬送に大半が利用されているため、自衛隊のトラックの協力を得た。

また、遺族の同行は、搬送車両の確保が難しい上、交通事情が極めて悪い状況では最低人数で行うしかなかった。

受け入れ可能な遺体数の確認作業で確定した数にもとづき、各区ごとの割り当て斎場及び割り当て数を決めて、各区対策本部に連絡し、希望者の確定作業を行うとともに、同行する市職員の確保についても、区対策本部に無理をお願いした。

陸路による搬送は、道路事情が悪く、パトカーが先導していても、走行できる道路が限られていたため、県内を出るのに、また入ってからかなりの時間がかかった。

交通事情の悪化の中、陸路による遺体搬送を実施していたが、23～4日頃に海上保安庁からヘリ提供の申し出を受けた。また、24日には大阪府から、府下の信太山のヘリポートまで神戸市で遺体を搬送してもらえれば、後は全て府が引き受けるとの申し出を受けた。

王子陸上競技場をヘリポートとして使用し、25日にヘリによる遺体搬送を実施した。遺体は自衛隊のヘリ5機で10体を運び、遺族の方々は往路は海上保安庁のヘリ2機で、帰路は保安庁の巡視船を利用させていただいた。斎場は、和泉市、貝塚市、岸和田市、富田林市の4市で、ヘリによる搬送については残念ながらこの1回だけであった。他都市斎場を利用した火葬は1月30日まで行われた。これにより、延べ10日間で366体の遺体の火葬を行うことが出来た。

表 2 - 3 - 3 他都市火葬依頼件数

日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
京都市	29	8	30	43							110
大阪府					10						10
大阪市					16	23	5	6		6	56
東大阪市	5	24	9								38
熊取町		6	3								9
泉佐野市		6		6							12
岸和田市		4									4
忠岡町		4	4								8
倉敷市		29	23	25							77
津山市		2	5								7
高砂市	2										2
西脇市		3									3
赤穂市			3	3							6
夢前町				5							5
西宮市					4	5		4	3	3	19
合計	36	86	77	82	30	28	5	10	3	9	366

(4)遺族による他都市斎場の利用

遺族による他都市斎場の利用は、さらに広域にわたり、全国的規模で行われた。厚生省が1月26日現在で都道府県を通じて調査した結果では、北は宮城県、南は鹿児島県まで、全国34都府県で遺体の火葬が行われた。

(5)災害救助法に基づく埋火葬費の清算

災害救助法の規定では、災害の際に死亡した者について、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、遺体の埋葬（通常は火葬）を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、応急的な措置として、救助実施機関（神戸市）が遺族に代わって行うこととしてしている。

この場合の火葬内容としては、①棺の支給、②骨つほの支給、③火葬等の役務提供となっている。

しかし、災害規模が大きく、一時に多くの死亡者が発生し、それに加えて社会経済の混乱もあって市だけでは、遺族が火葬の困難なケースの全てに対して、対応できる状況でなかった。

そのため、遺族に対して、遺体の引き取りと火葬業務を、やむを得ず依頼することが多かった。

そこで、遺族が実施した火葬に要した経費についても市が実施したと同様に、災害救助法の対象とし、費用弁償が受けられるよう、国、県に対して要望活動を行い実費弁償が可能となった。

災害救助法で規定する「混乱期」を2月8日までとし、4月11日～4月24日の期間で清算事務の受付を行い、5月末日までに支払いを完了した。

市が直接遺体を搬送した分、遺族・葬祭業者実施分も含め、災害救助法に基づく清算金額の総額は2億500万円となり、その内、遺族清算分は1億2,200万円であった。

第4節 避難所の設置

1. 避難所の開設

(1)被災直後から避難所閉鎖まで

地震による家屋の倒壊や焼失により住むべき住居を失ったこと、余震の発生やライフラインの途絶に伴う生活への不安から避難所へ避難する市民は、どんどんと増加し、ピーク時の1月24日には、589カ所の避難所に236,899人が避難した。(避難所の箇所数としては26日の599カ所が最高)。神戸市の地域防災計画では、全市で市立の学校園271校を含めた市立施設303カ所、国立・県立の学校を中心とした施設15カ所、私立学校等の民間施設46カ所を合わせた364カ所を収容避難所として指定していた。大規模な災害であったため、避難所自体が被災したり、避難者が1カ所で避難しきれず、周辺の避難場所へ溢れ出たり、指定の避難所以外の民間の施設等へ避難せざるを得ない場合が多くあった。

また、避難所の屋内施設に入りきれず、学校の校庭や公園に張ったテントや自動車の車内で避難生活を送る被災者も多かった。

しかしながら、電気、ガス、水道などライフラインの復旧、仮設住宅への入居開始と共に避難者数は徐々にではあるが減少していった。

こうした中でライフラインの復旧や近隣の商店、スーパー等の再開が進んだ3月5日に自宅等で食事の用意が可能となった方に対する食事の提供を終了する旨のお知らせをし、引き続き、3月20日には、食事の提供を避難所へ避難している方と自宅での食事の準備が出来ないなど特別の事情がある方以外に3月26日をもって限らせていただく旨のお知らせを行い、避難所外への食事提供の停止も行った。

8月20日の避難所閉鎖の時点では、避難所196カ所に6,672人の避難者(就寝者数)が残った。災害救助法でも想定されなかった長期間にわたる避難所の存在は、避難した被災者だけでなく、行政や避難所を提供した施設や管理者にも多くの問題や負担をもたらすこととなった。

なお、避難所を閉鎖した8月20日の時点で、居住先の決まらない被災者が、自立または仮設

住宅等に入居するまでの間、暫定的に生活する場として、待機所を12カ所、設けることとなった。

(2)当初の運営

早朝の災害であり、交通機関の途絶や職員の多くも被災したことから避難所開設にあたって区役所災害対策本部から職員を派遣することができず、学校などの施設管理者へ避難所の管理運営の面で協力を長期間にわたって、お願いすることとなった。

想像を越えた大規模な災害のため、これまでの防災マニュアルや経験といったものが役立たず、手さぐりで避難所の運営・管理が進められていった。

24時間絶え間なく届いた救援物資の受け取り、交通渋滞のため到着時間の定まらない食事の配布などのほか、病気、けが人の世話や高齢者、障害者など弱者の介助に地域の住民や施設管理者の方々の献身的な協力、全国から集まったボランティアの多方面での活躍が大きな力となった。

(3)その後の運営

各区役所では、徐々にではあるが、避難所の管理や運営に携わるようになり、避難所への食料や物資供給の調整や計画を担当するようになった。途中、学校等の施設管理者と共に他都市からの応援職員や市役所各局の職員動員により避難所の管理・運営にあたるようになった。

さらに、4月1日以降は、区役所が大規模な避難所を中心に職員常駐体制をとり、それ以外の避難所では、職員の巡回で対応することとなった。また、夜間についてはガードマンが避難所の警備や早朝の食料の受け取り等を行った。

(4)避難者の自立に向けての調査

避難者の実情を知り、避難所の運営や被災者の自立に向けての施策や避難者自身の意向を知るため、3月と5月に避難所で調査を実施した。

「避難されている市民の方に関する調査」は、3月10日を調査日とし、世帯単位で事前に配布した調査票を避難所を通じての回収または郵送により回収という方法で実施した。回収率は64.1%（配布枚数32,140枚、回収枚数20,613枚）。

調査の結果、①避難所の改善、とりわけプライバシーの保持対策、高齢者向けの保健サービスの提供の充実、②仮設住宅の確保、③世帯（個人）への面談調査の実施などの対応策を検討することとなった。

こうした調査結果を踏まえて、「避難所個別面談調査」が5月9日から16日の間、避難所での個人面談の形で実施された。回答率は92.3%（調査対象数14,036世帯、回答数12,951世帯）。

調査の結果に基づく、今後の対応として①仮設住宅の追加建設、②避難世帯への個別ケア等を考えることとなった。

(5)避難所の環境等の改善

避難生活の長期化に伴い、避難所を生活の場として環境の改善を図っていく必要が高まっていった。

避難生活の長期化に対応し、食生活の改善を進めるため、提供内容の向上を順次進めていった。野菜不足への対応、温かい食事が欲しいとの要望に対応する形でメニューの工夫を進めた。

・2月12日～

野菜ジュースを週1回供給開始

・2月16日～

幕の内弁当の導入、即席みそ汁・スープ類の追加、カット野菜（野菜サラダ、ドレッシング付き）の週1回提供開始

・3月10日～

主食単価を850円から1,200円に変更。サンドイッチ類の提供開始。果物、缶詰、カップラーメン等のセット配送開始

（コープこうべが調達、配送は各拠点から配送業者が実施）

（弁当を全て幕の内弁当形式に変更。地元業者によるパン、弁当供給の開始。）

この結果、早朝に惣菜パン1、菓子パン1、サンドイッチなど1、牛乳1と週1回の野菜ジュースが配送されることとなった。また、昼

までに缶詰、果物、カップラーメンなどの副食品が毎日、野菜サラダが週1回配送された。朝食と昼食の割り振りは避難者の判断によるものとした。夕食については、弁当とみそ汁（材料）が配送されていた。

・4月1日～

菓子パン、惣菜パンをロールパン等とジャム、マーガリンセットに変更。

・4月9日～

避難所へ食品衛生管理のための保冷庫の設置開始（冷蔵コンテナ等）（5月7日に設置完了）

・5月14日～

豚汁セット（食材）の提供開始（希望避難所への配送）

・5月18日～

カット野菜（野菜サラダ）の週2回の提供開始

生活物資については、①日常生活で不可欠で、②共用で使用する物資については、救援物資（燃料、掃除用品等）で不足する分は購入して供給することとした。

また、調査などで早急な改善が求められたプライバシー保護のため、間仕切りや更衣室に利用できる段ボール製パネルを配布（70カ所、1万4千枚）した。

自炊のために必要な共同調理施設の整備、プロパンガスの提供を進めたほか、豚汁セットなどの食材や大型の鍋の配布なども行った。

寒さ対策としては、廊下やロビー等で寝起きている人のために畳や断熱マットの配布を行ったほか、石油ストーブ及び灯油の提供を進めた。

生活衛生面では、当初、自衛隊等のお世話になったほか、ボランティアの協力も得ながら、仮設風呂やシャワーを整備したほか、洗濯機を（株）日本電機工業会を始めとした救援物資により約1,000台を避難所へ配置し、給排水工事の必要な場所については工事を実施し、洗濯場や物干場などの整備を行った。また、仮設トイレの改善のため、防臭トイレの設置（60基）や防臭材の配布も進めた。さらに、避難所で使用した毛布の消毒、クリーニングも実施した。

学校の教室等が避難場所となっている場合、もともと電気容量が少なく、避難者が電気製品等を使用する場合に制限があったため、電気容量の増強工事や配線工事を実施し、洗濯機、冷蔵庫等の電気製品の利用をしやすいとした。

梅雨・夏を迎えるにあたって、毛布に代わる寝具としてタオルケット（一人2枚）を39,200枚、扇風機を2,439台、配布した。また、避難所となっている施設の網戸の設置（75カ所）や防虫剤の配布も行った。

食品の衛生管理のため、保冷コンテナ（62基）、保冷库（46基）、冷蔵庫（272台）を各避難所へ設置した。

テント村の夏対策として、暑さ対策用の断熱シートや雨対策用のブルーシートの配布、浸水防止のための木製パレット（すのこ）の配布も実施した。

（資料1）「避難されている市民の方に関する調査」結果の概要

1. 調査目的

兵庫県南部地震で被災し、学校等の避難場所に避難している市民の実情を調査することにより、今後の施策の基礎資料とする。

2. 調査方法等

- (1)調査対象 市内全避難所で世帯単位に調査表を配布（3月9日配布）
- (2)調査日 平成7年3月10日（金）
- (3)回収日 平成7年3月13日（月）
（郵送分は3月16日到着分まで）
- (4)回収率 64.1%（配布総数32,140枚 回収数20,613枚）

3. 調査結果（概要）

(1)世帯主の属性

回答した世帯主を性別に見ると、男性64.4%、女性35.6%であった。

年齢階層別では、60歳代が全体の26.6%、次いで50歳代が26.3%と多くなっている。区別には、中央区と兵庫区が60歳以上の比率が高く、西区、北区、垂水区は30歳代以下の割合が高い。

(2)世帯当たりの人員

回答世帯の1世帯当たりの平均人数は2.5人で、国勢調査（平成2年）の全市平均2.7人よりも少ない。

また、一人暮らし世帯が全体の30.0%を占め、最も多く、次いで2人世帯が28.7%である。4人以上の世帯は23.3%であった。また、一人暮らしの中でも60歳以上の高齢者世帯は全体の12.4%、独居世帯の41.0%を占めている。

(3)被災前住所と避難場所

被災した市民は被災前住所と同一の区内に90%以上の割合で避難していた。ただし地震による被害の大きかった兵庫区と長田区などでは、被災者を収容できる施設が少ないこともあって、他区への移動が見られ、区内への避難の割合が、兵庫区で87.2%、長田区で86.9%であった。

(4)現在困っていること

現在の生活で困っていることは、全体で健康問題が27.4%と一番高く、次いで生活環境の24.9%であった。年齢階層別に見ると若年層では、生活環境が29.7%と高く、次いで健康、洗濯・入浴を問題としているが、高齢層ほど健康が問題となっている。

(5)住宅について

①被災前の住宅

被災前の住宅は、民間借家が最も多く、全体の49.6%を占めており、持家は28.6%、借地の持家が8.2%であった。区別に見ると兵庫区、中央区は民間借家の比率が高く、持家比率が低い。逆に東灘区、灘区は持家比率が高い。

また、住宅の形態としては、戸建てが30.2%、文化住宅・アパートが38.4%、長屋が14.2%、マンションが11.3%であった。東灘区では、戸建て、マンションの比率が高く、中央区、兵庫区、垂水区では戸建てが少ない一方、文化住宅、アパートの比率が高い。また、中央区ではマンションの比率が、長田区では長屋の比率が高くなっている。世帯主の年齢階層別に見ると、高齢者層では戸建てと長屋の比率が高く、若年層ではマンション、文化住宅の比率が高い。

②住宅の状況と今後の希望

被災前の住宅の現在の状況については、「住むことができる」や「小規模な修理が必要」（以下「住める」）層は全体の12.6%でしかない。「大規模な修理が必要」や「住むことができない」（以下「住めない」）層が85.4%を占めている。

今後の住宅の希望については、公営住宅の希望が37.4%と最も多く、次いで元の住宅の建て替えが24.8%、民間借家への入居が12.9%となっている。親族との同居、新規購入、公団賃貸住宅を希望するものは少ない。

被災前の住宅の所有関係で見ると、公営住宅が全体の8.7%、民間借家が全体の49.6%であったので、被災前に民間借家に居住していた層が公営住宅を希望していると考えられる。

区別に見ると、全市平均に比べて、戸建ての

割合の多い東灘区、灘区では建て替え希望が多く、マンションの割合が多い中央区では修理希望、アパート・文化住宅の割合が多い兵庫区では民間借家、公営住宅の希望が多い。

③仮設住宅の必要度

仮設住宅の必要性については、被災前の住居が「大規模な修理が必要」や「住むことができない」層（回答者全体の84.5%）のうち、86.9%が必要と答えている。

将来の住宅の予定と仮設住宅の必要性を見ると、「修理」「親族との同居」「新規に購入する」者は仮設住宅の必要性が低いが、「公営住宅」「公団・公社」を希望するものは仮設住宅の必要性が高い。被災前の住宅の所有関係と仮設住宅の必要性を見ると「持ち家」「社宅」層では必要性が低く、「公営住宅」や実数の多い「民間借家」層は仮設住宅の必要性が高い。また、住宅の形態との関係で見ると「文化住宅」層では必要性が高く、「戸建て」層では必要性が低い。

(6)今後困ると思われること

今後の生活で不安に思っていることは、住宅問題が39.2%と最も多く、次いで収入が21.6%、健康問題が18.4%である。高齢者層は住宅・健康への不安が大きく、40歳代、50歳代では収入問題に不安を持っている。

避難されている市民の方に関する調査

神戸市災害対策本部民生部

この調査の目的は、避難されている市民の方の実態を調査するものです。災害救助以外に使用したり、内容を調査以外の目的に使うことはありません。ありのままにご回答のうえ、添付している封筒にいれ、封をして下さい。

調査表は、備えつけの回収箱に入れるか、回収箱がなければ添付の封筒にて郵送して下さい。

避難場所を記入して下さい。

1	3	5

神戸市職員が、平成7年3月11日(土)午後と13日(月)午前中に回収しますので、遅くとも12日(日)中に回収箱にお入れ下さい。
(郵送の方は平成7年3月12日までに郵便ポストに投函して下さい。(切手はいりません))

世帯主にあたる方にご記入願います。
該当する項目に記入するかまたは○を付けて下さい。

1. あなたやあなたのご家族についてお尋ねします。

(1) 被災前に住んでおられた区は、

_____ 区

6	7

(2) 性別 ① 男性

② 女性

8

(3) 年齢

9	11	歳

(4) あなたを含めて現在のご家族は

12	13	人

2. 現在、避難生活をされていて困ることはどのようなことですか。

以下の項目から2つ以内を選んで右の枠内に記入して下さい。

- ① 健康
② 食生活
③ 衣服など
④ 洗濯や入浴
⑤ 生活の環境
⑥ その他 ()

14

15

3. 住宅についてお尋ねします。

(1) 被災前の住宅はどのようなものですか。以下の項目から選んで右の枠内に記入して下さい。

- ① 持家
② 借地の持家
③ 県営・市営住宅
④ 公団・公社の借家
⑤ 民間の借家
⑥ 社宅・寮
⑦ その他 ()

16

(2) その住宅は、どのような住宅ですか。以下の項目から選んで右の枠内に記入して下さい。

- ① 一戸建て
- ② マンション
- ③ 文化住宅・アパート
- ④ 長屋
- ⑤ その他 ()

→ 17

(3) その住宅は、商店や事務所などを併設していますか。以下の項目から選んで右の枠内に記入して下さい。

- ① 住宅専用
- ② 商店との併設
- ③ 事務所との併設
- ④ 工場との併設
- ⑤ その他 ()

→ 18

(4) その住宅は、現在どのような状態になっていますか。以下の項目から選んで右の枠内に記入して下さい。

- ① ほぼそのまま住むことができる
- ② 住むことはできるが、小規模な修理が必要
- ③ 大規模な修理をしなければ住むことができない
- ④ 住むことができない
- ⑤ わからない・その他 ()

→ 19

→ 「大規模な修理をしなければ住むことができない」「住むことができない」と答えた方にお尋ねします。

(4)-1 将来、どのような住宅に住もうと考えていますか。以下の項目から選んで右の枠内に記入して下さい。

- ① 元の住宅を修理する
- ② 元の住宅を建て替える
- ③ 新たな分譲住宅を購入する
- ④ 民間の借家に入居する
- ⑤ 公営住宅に入居したい
- ⑥ 公団・公社の賃貸住宅に入居したい
- ⑦ 親族等の家に同居する
- ⑧ その他 ()

→ 20

(4)-2 原則として6か月間入居できる応急仮設住宅がありますが、この応急仮設住宅が必要ですか。どちらかを選んで右の枠内に記入して下さい。

- ① はい
- ② いいえ

→ 21

4. これからの生活で不安に思うことは、どのようなことですか。以下の項目から2つ以内を選んで右の枠内に記入して下さい。

- ① こどもや高齢者のこと
- ② 自分や家族の仕事のこと
- ③ 世帯の収入のこと
- ④ 住宅のこと
- ⑤ 自分や家族の健康のこと
- ⑥ その他 ()

→ 22

23

5. その他、意見等があればお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。

連絡先 神戸市中央区加納町6丁目5-1 神戸市災害対策本部民生部 ☎078-332-9438

J : YD98AA
F : YD98

(資料2) 「避難所個別面談調査」の概要

1. 調査目的

今後の避難所の運営に役立てるとともに、避難されている市民の自立に向けての意向を聴取する。

2. 調査方法等

(1)調査対象 市内全避難所で世帯単位で実施

(2)調査日 平成7年5月10日～16日

(3)調査方法

避難所内の世帯に事前に調査表を配布の後、調査日に職員が避難所で世帯毎に個別の聞き取りにより調査を行う。

(4)回収率 92.3% (調査対象 避難所366カ所の14,036世帯のうち、12,951世帯)

3. 調査結果 (概要)

(1)世帯主の属性

回答した世帯主を性別にみると、男性69.3%、女性30.7%であった。

年齢階層別では、50歳代が31.3%と最も多く、次いで60歳代が23.0%であった。逆に30歳代は6.2%、30歳未満が4.1%と少ない。

区別では、兵庫区が全市平均(37.6%)と比べて60歳以上の高齢世帯主の割合が43.2%と高い。また、東灘区は高齢者世帯主の占める割合が30.4%と低い。

(2)世帯当たりの人員

回答世帯1人当たりの平均人数は2.1人である。一人暮らし世帯が全体の43.1%で最も多く、次いで2人世帯が27.6%となっている。一人暮らしの高齢者世帯の占める割合は全体の11.8%で、独居世帯の27.5%を占めている。

区別に見ると中央区、兵庫区が1.8人と少なく、一人暮らしの世帯比率もそれぞれ54.5%、53.1%と全市平均より10ポイントも高い。また、独居世帯のうち、高齢者の占める割合が中央区が13.9%、兵庫区が17.0%と全市平均の11.8%を上回っている。

(3)被災時住所と避難場所

被災時の住所と現在の避難場所は同一区内がほとんどであるが、中央区では兵庫区から、須磨区では長田区からの避難者が10%～20%程度見られる。

また、北区は「しあわせの村」の施設が障害者の2次避難所となっており、西区とともに、他の区の避難者のみとなっている。

(4)住宅について

①被災前の住宅

被災前の住宅は、持ち家が28.9%、借家が71.1%であった。区別に見ると、東灘区(34.8%)、須磨区(37.6%)で持ち家の比率が高く、中央区(82.2%)、兵庫区(79.1%)で借家の比率が高い。

②被災時の住宅の状況

被災時の住宅の状況は「住める」や「小修理をすれば住める」は全体の3.2%であり、「大規模修理が必要」や「住めない」が全体の96.8%を占めている。

③り災証明

り災証明については、全体の90.0%が全壊の証明を取得しており、半壊の証明を合わせると98.1%にのぼる。

(5)今後の見込み

①避難所を出るめど

避難所を出るめどについては「ある」世帯が全体の29.6%、「今のところない」世帯が70.4%である。区別に見ると、東灘区、灘区においてめどのない世帯の比率が高く、北区、垂水区、西区が低い。

年代別に見ると「今のところない」世帯は、60歳未満で平均よりも高く、60歳以上で低くなっている。

②避難所を出るめどが今のところない世帯の仮設住宅申込み状況

避難所を出るめどが今のところない世帯のうち、これまでに仮設住宅(募集期間と本調査の

調査期間の重複する4次募集を除く)に申し込んだことのある世帯は、94.2%である。未申込みの比率は中央区(10.5%)、兵庫区(8.3%)で平均より高い数字を示している。

③避難所を出るめどのある世帯が避難所を出る時期

避難所を出るめどのある世帯のうち、「7月末までに出るめどがある」と回答した世帯は77.9%であり、全世帯数(14,036世帯)の21.2%にあたる。

一方、めどがあると答えたが、その時期が、「その他(8月末,時期未定)」が22.1%となっている。

④避難所を出るめどのある世帯が避難所を出てどこに住むか

避難所を出るめどのある世帯が避難所を出て住むところとして、「仮設住宅」が最も多く、42.0%、次いで「元の住居」が33.9%、「新しい住居」が13.9%となっている。

⑤仮設住宅の申込み状況

仮設住宅の1次から3次の募集には、各回とも80%近くの世帯が申込みをし、地域型仮設(高齢者・障害者向け)にも10.5%の世帯が申し込んでいる。また、いずれかの住宅に1回以上申し込んだことのある世帯は90.1%である。

なお、仮設住宅に申し込んだことのない世帯のうち、58.3%は避難所から出るめどがあると答えている。

1

3

JNAME YD97AA
FORMAT YD97

区 避難所名： (月 日)

No.

避難されている市民の方に対する調査票

6

1 あなたのご家族についてお聞かせください (この避難所におられる方のみ)

No.	お名前	続柄	性別	生年月日	地震前のお仕事	今のお仕事
1	ふりがな ()	本人	男, 女	M. T. S. H 年 月 日		
2			男, 女	M. T. S. H 年 月 日		
3			男, 女	M. T. S. H 年 月 日		
4			男, 女	M. T. S. H 年 月 日		
5			男, 女	M. T. S. H 年 月 日		
6			男, 女	M. T. S. H 年 月 日		
避難所におられる家族の人数						人

2 あなたの“おすまい”についてお聞かせください

37 38

- (1) 地震の時のご住所は? 市 区 町 丁目 番号 [①持ち家、②借家]³⁹
(くわしく書いてください)
- (2) その時の“おすまい”は? [①住める ②小修理をすれば住める ③大規模修理が必要 ④住めない]⁴⁰
- (3) り災証明書は? [①全壊 (全焼) ②半壊 (半焼) ③一部損壊 ④取っていない]⁴¹

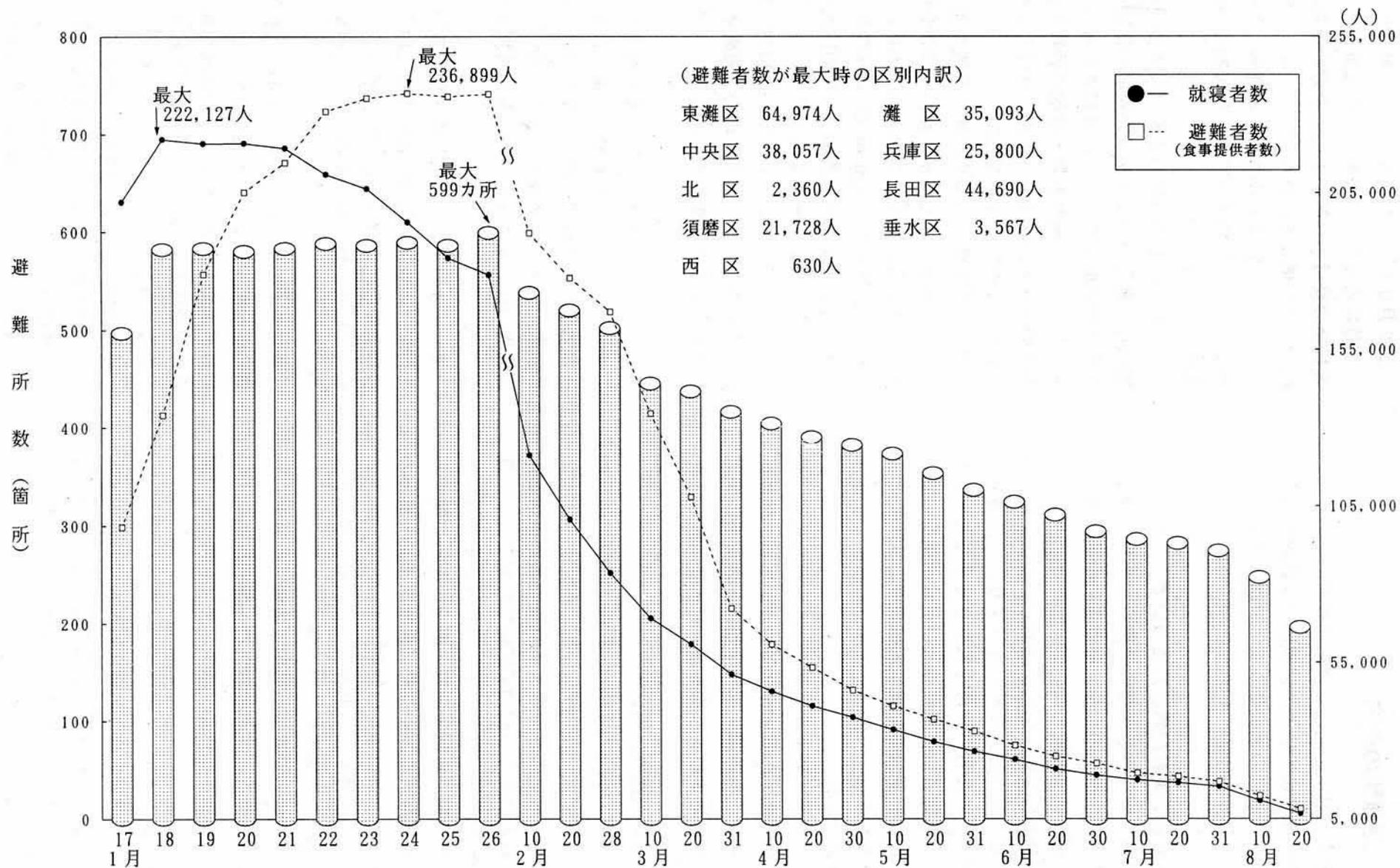
3 今後の“おすまい”の予定についてお聞かせください

- (1) 避難所を出られるめどは? [①ある ②今のところない]⁴²
- (1)-2『ある』と答えられた方にお聞きいたします。
- 時期はいつごろですか? [①5月 ②6月 ③7月 ④その他 ()]⁴³
- どこに住まれますか?
[①もとの“すまい” ②新しい“すまい”を見つける ③仮設住宅 ④その他 ()]⁴⁴
- (2) 仮設住宅は申し込まれましたか?
[①1次募集 ②2次募集 ③3次募集 ④地域型仮設 ⑤申し込んでいない]⁴⁵⁻⁴⁸

4 今後の生活で最も不安なことは何でしょうか?

()

図2-4-1 避難者数・箇所数の推移



2. 避難所の運営

区災害対策本部における避難所の人員配置と避難所業務について、避難所の開設数が最も多かった東灘区の状況を見ると、次のとおりである。

(1) 避難所の職員配置状況について

動員可能な職員の数には限りがあり、指定避難所（43か所）のうち、避難者数の多い順に職員を割り付け配置した。

初動期は交通・通信が遮断し、混乱下にあったので、区本部と現地の連絡業務にも配慮して、原則として2名の職員を常駐させることとした。

ア. 避難者数の推移等及び避難所業務の変化に伴い職員の配置状況は表2-4-1のとおりとなっている。

イ. その他

避難者個別面談調査・5次仮設住宅（最終募集）の案内相談等については、他局・区役所内各課・福祉事務所・保健所の職員の応援を得て対応した。

(2) 避難所の業務について

① 1月17日～2月中旬まで（初動・混乱時期）

交通・通信の遮断による職員の確保・情報伝達と被害状況等の把握が困難な時期であり、避難所での当初の職員の主な業務は、避難者数・食数の把握、食料・物資の調達、配給に関する連絡や避難所施設の改善（仮設トイレ・風呂の設置、寒さ対策等）の対応の他、

ア. 負傷者や急病患者への救急車の手配や医師への連絡等の救援活動

イ. 遺体の安置等の処理（遺族との対応）

ウ. 避難者住民の苦情処理・情報提供

エ. 施設管理者との調整、ボランティアの受入れ等

オ. 安否確認への対応

現場での対応は、多岐にわたっており、区防災計画上の業務分担（情報連絡・救護・避難所運営・保護等）の横断的な処理を求められた。

② 2月中旬～3月末まで（救護時期）

2月に入ると、区役所では災証明の発行や義援金の交付事務等のため、避難所運営職員の縮小化を余儀なくされた。

常駐職員のいない小規模な避難所については、ボランティアの協力を得て、救援物資の配給や要望処理を行った。

この時期の避難所での業務は災害救済的な業務から、避難所の長期化への対応の体制（ボランティアの撤退後の対応、避難者の自治組織づくり）づくり、避難者数・食数の管理や避難所設備の管理等の日常的な業務に変化してきた。

職員のこの頃の主な業務は、

ア. 避難生活の長期化に伴う避難生活（避難者自身が主体となった食料・物資の配給、トイレ等の掃除、情報の伝達等）のルールづくりや、自治会組織運営の援助等

イ. 行政の出先相談機関としての住民の行政苦情への対応・行政相談等

また、2月中旬頃から、学校現場での授業の再開の動き等による施設管理者と避難者との調整（教室移動等）を求められた。

③ 4月1日～5月末まで（安定時期）

4月に入ると3月から動きのあったボランティアの大幅な縮小時期を迎え、また同時に避難者代表者の自立や、避難者の日中の就労に伴い、避難者の世話をする人の人材難の時期が到来した。

また、4月1日から他都市・他局職員の応援を得て、大規模避難所の職員常駐に加え、小規模な避難所には職員が巡回し、ボランティアに代わって職員が物資等の配給・ニーズ把握を行った。

避難所での生活が長期化する中で、食料・物資の配給がルーティン化（安定化）し、避難所の日常業務も避難所施設の安全管理や食料・物資の配給状況の把握・災害施策の広報等の業務が主なものとなった。

避難所現場に区職員以外の配置が多くなったことに伴う担当職員への業務指導、民間施設での避難所解消の要望や避難所となっている学校の正常化への対応のため避難所班本部機能の充

実強化が求められた。

避難所の日常業務の他に、

ア. 区内避難所の全体の体系的把握

イ. 避難者の名簿確認（避難所就寝者世帯の構成・り災住所等や避難者数の名簿上での確認）を行った。

④ 6月1日～8月20日まで（自立時期）

5月実施の避難者個別面談調査を受けて、避難者への個別的・具体的な係わりの強化を図り、避難者への情報提供（避難所解消方針・仮設住宅の状況・一般福祉施策等）をより一層きめ細かく実施し、特に、区役所職員で組織する自立促進班を編成し、要援護避難者世帯への自立援助、避難所の解消を円滑に図るのに努めた。

自立促進班は、常駐職員がいる避難所も含めて、避難者への個別相談等を実施するとともに、避難所の統廃合、避難所解消に伴う避難者の待機所への移動を担当した。

自立促進班の業務は、

ア. 要援護世帯への対応

要援護世帯への地域型仮設住宅の斡旋
福祉事務所・保健所との連携

イ. 避難所の統廃合への対応

民間避難所の統廃合等

避難所閉鎖に伴う待機所への誘導・待機所の整備

梅雨に伴う公園テント村への対応の強化
避難所の長期化に伴う施設管理者への状況説明

ウ. 最終仮設住宅の案内（避難者優先による抽選）

仮設住宅への交通機関・運賃・団地周辺の状況等の個別情報の提供

常時募集仮設住宅の案内

8月20日以降は、以上の業務の他、待機所の運営に関する業務も含めて、自立促進班が担当している。

⑤ その他

大規模避難所の多数出現と開設期間の長期化に伴い、避難者の日常生活の安定を図るため、給水サービス、仮設トイレの設置、入浴設備の設置、救護所の開設の他、高齢者、病人等への巡回訪問等の様々な救援活動が行われたが、これらは、避難所班職員では到底対応しえず、関係局、他の自治体、自衛隊、ボランティア等の支援によるものであった。

表 2 - 4 - 1 職員配置表（避難所班本部を含む）

時 期		1/17～1月末	2/ 1～3月末	4/ 1～5月末	6/ 1～7月末	8/ 1～8月20日
職員を配置した避難所数		25カ所	25カ所	19カ所	13カ所	6カ所
配 置 職 員 等	区 職 員	30人	34人	14人	12人	12人
	市 応 援 職 員	17人	12人	19人	28人	8人
	他 都 市 職 員	0人	0人	32人	0人	0人
	区派遣ボランティア	35人	53人	0人	0人	0人
	その他(ガードマン等)	0人	0人	16人 (13カ所)	16人 (14カ所)	14人 (14カ所)
備 考				巡回班は8班を 編成(2人/班)	巡回業務は自立 促進班が対応(4 班で2人/班)	巡回業務は自立 促進班が対応(5 班で2人/班)

3. 避難所としての学校

現行の神戸市地域防災計画では、学校は区本部長（区長）との協議のもとに「教職員または技術職員を避難所開設のための事務に従事させる。」とあり、また応急対策のうえでは「学校は、児童生徒等の保護及び応急教育に関する業務」を分担することになっている。

しかし、今回の大震災は余りにその規模が大きく、想像をこえるものであったため、初動体制から懸命の取り組みがなされたが、区役所の対応が混乱をきわめ、学校園は避難所として中心的な役割を果たしてきた。

神戸市立345校園中、避難所になったのは218校園（63%）であった。被害の大きかった旧市街地（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区南部）の小・中学校では97.3%に当たる108校が避難所として使用された。被害が比較的少なかった北西部（北区、須磨区北部、垂水区、西区）の学校も、旧市街地から難を逃れた市民や、余震におびえた市民が使用した。学校園は、全市の避難者の6割を担うこととなった。

震災当日、教職員が午前8時迄に学校に着いていたのは市立学校園345園のうち293校園であった。教職員が学校に着いた時の避難住民の状況は次のとおりであった。

表2-4-2 教職員が学校に着いた時の住民の状況

避難住民が居た場所	校園数（校園）	比率（%）
校舎内	53	22.6
運動場	68	29.1
周辺道路・公園等	44	18.8
その他	69	29.5

教職員が学校に到着する前に避難住民が校舎内に入った状況は、次の通りであった。

- ・学校施設開放管理者（市民）が鍵を開けた 25校園
- ・災害に備えて近くの住民に鍵を預け、その人が開けた 3校
- ・ドア、ガラスを壊して入った 18校園
- ・その他 7校

表2-4-3 神戸市立学校園の避難所数の推移

期 間	避 難 所 （校園）	避 難 所 解 消 （校園）
1月17日	218	
1月18日～1月31日	185	33
2月1日～2月10日	177	8
2月11日～2月20日	167	10
2月21日～2月28日	158	9
3月1日～3月31日	148	10
4月1日～4月30日	135	13
5月1日～7月15日	115	20

市立学校園における避難住民は、常に神戸市の60%前後でピーク時は1月23日で136,295人を数えた。

表2-4-4 避難住民の推移

	学 校 園	社会教育施設
ピーク時（1/23）	136,295	2,267
1カ月（2/16）	100,089	1,975
50日目（3/7）	81,576	1,667
100日目（4/26）	24,048	794
150日目（6/15）	13,291	439
200日目（8/4）	7,901	363

表2-4-5 ピーク時（1月23日）の避難住民数別学校園数

	幼稚園	小学校	中学校	盲・養護	高・高専	合計
100人以下	0	41	9	1	1	52
101～500人	3	28	18	1	5	55
501～1,000人	0	24	10	0	1	35
1,001～1,500人	0	10	4	0	2	16
1,501～2,000人	0	12	5	0	0	17
2,001～2,500人	0	6	0	0	0	6
2,501～3,000人	0	5	0	1	0	6
3,001～3,500人	0	0	0	0	0	0
3,501人以上	0	1	0	0	0	1
合 計	3	127	46	3	9	188

震災直後の3日間

神戸市立福池小学校(東灘区)

教頭 上田美佐子

1月17日(火)

5:46 兵庫県南部地震発生(M7.2 震度7)

自宅から西宮市内7個所で火の手が上がるのを発見。

家族の安否、家具の損傷を確認し、車で学校に向かう。途中でこぼこ道、がれきを乗り越え、燃えている家屋のすぐそばを通り抜け、国道2号を走った。学校前につながるいつもの道で曲がろうとしたが、電柱が両側から倒れ、入れなかったため遠回りをし、福池公園の前で車を降り、走って学校に向かう。

6:55 学校到着、校門はすでに開けられていた。(運動場開放委員の保護者)職員室は入口の冷蔵庫が倒れ、机が全て廊下側に移動していたため、乗り越えて中へ入った。

校長室の金庫や書棚や衝立はすべてひっくり返り、足の踏み場もなかった。鍵のかかっている本館1階の教室はすでに大勢の人が入り、机・椅子・学習道具を廊下へ出し、持ってきた布団や毛布で場所を確保していた。続々と詰めかける人で一杯になり、たちまち1階から4階まで満員となる。鍵がかかっている特別教室にはガラスを割って入っていった。玄関1階ロビー、廊下、踊り場も一杯となる。

敷物がない人たちに求められ、生活科で使うじゅうたんやごぎを捜して渡し、それでも足りなくて、体育館のマットレスを男の人達が持ち出す。

7:30 けが人が次々に運び込まれる。しかし、保健室は薬のケースがすべて倒れ、

消毒液などの瓶が割れ、水浸しで入れない状態だった。

けが人の家族や避難者が一緒になって保健室を片付け、病人をベッドに寝かせたり、けがの手当をしたりしたが、たちまちベッドは足りなくなり、床にそのまま寝かせるか、教室で待っていたただしかなかった。頭から血が吹き出していたお婆さんは、血がもりあがったままうずくまっていた。顔が切れ、膨れ上がっている女性もいた。

そのうち、遺体が運ばれてきた。本校の卒業生であった。

理科室の机の上に安置したが、次々に運ばれる遺体で一杯となったため、生活科の教室にも安置した。

8:30 生き埋めの人を救い出す道具を貸して欲しいと近所の人達が押しかける。あるだけの道具を渡したが、中には、図工室のガラスを割って、のこぎりを持ち出す者もあった。せっぽつまった様子を見ると、止めることができなかった。ひとり職員が来たので、生き埋めの人を救い出すようお願いした。

近くに住む医師・看護婦が勤務先の病院に行けないからといって手伝いに来てくれた。その指示に従って救急車を呼んだり、部屋に移したりした。

10:00 校長が到着し、北校舎も開けるように指示する。これで全校舎・全教室が避難者で埋まる。体育倉庫・農具倉庫にも入り、運動場にはテント10張り、自家用車数十台が並んだ。

避難者がさらに詰めかけ、昼までに1,200人を越える人で埋まり、担ぎ込まれる負傷者も多く、学校までたどり着いて亡くなる人、保健室で生き絶えた人もあり、19遺体が安置された。

12:00 老人会の会長が近くのスーパーからパンと牛乳を貰ってくる。

給食室のおわんに小分けして配った

- が全員には渡らなかった。そこでパニックを避けるためパンとみかんの配布を見合わせた。学校の代表者会の保護者が手伝いに来たので、児童の消息を調べるようお願いした。そこで児童3人、保護者1人の死亡が確認される。
- 16 : 00 教員6人と避難者の中にいた地域の自治会2人とでパンを小さく切り、りんごも半分に切って、一人一回ということにして並ばせ配ったが、運動場に長蛇の列ができ、配り終わった頃、外はもう暗くなっていた。慌てて懐中電灯を捜したが、学校には2個しかなかった。灯がないと困るので保護者に頼み、20個程揃え、ろうそくも集めた。布団や毛布を持って来る保護者もあった。
- 18 : 00 余震の続く中、真っ暗で不安な夜になった。水も食べ物もほとんどとっていないが空腹感はなく、ただすこぶる寒かった。焚火を囲む人の数がたいへん多く、一晩中赤々と燃えていた。
- 19 : 00 生後3週間の赤ちゃんを抱えた女性が哺乳瓶も粉ミルクもなく困っていたので、職員室の椅子を並べ、ベッドにし、牛乳をスプーンで飲ませた。よく泣いて、弱っているようだったので抱いていたりあやしたりして、一晩過ごした。
- 21 : 00 避難者の消息を尋ねて来る人が後を絶たず、一晩中交替で起きて対応した。職員室で仮眠したり、話し合ったりして夜が明けるのを待った。
- 1月18日(水)
- 5 : 00 突然、校舎内が騒然となる。ラジオで避難命令が出たというのである。警察に確かめたところ、御影浜町の液化天然ガスタンクのひび割れが発見されたので、避難勧告が発令されたとのこと。しかし本校はその危険地区に入っていないことが確認できたので、手分けして校舎内を回り、安心して待機するよう指示した。
- 6 : 00 魚崎校区から避難者が押し寄せ、一時は2,000人に膨れ上がり、学校中足の踏み場もないといった状態になった。入りきれない人達は国道2号より上を目指して、荷物を一杯抱えて出ていった。
- 8 : 00 近くで火の手が上がり、消防車から長いホースを繋いでプールの水を汲み出した。これが地域の消火に大変役立った。水は半分以下に減った為、給水をお願いしたが、難しいようであった。
- 10 : 00 食パン1切・菓子パン半分・牛乳一杯を全員に配給したが2回並ぶ者がでたり、校舎外で避難する人はもらえなかったと不満を言いに来た。パニックが起こらないように配布することは難しかった。
- 12 : 00 水が出ないため学校中のトイレが大便秘の山となり、子供たちは泣き出した。昨夜のうちに、学校の庭や校舎の裏に沢山の大便がされていた。ここに避難している保護者が中心になって大便を袋に入れ始末することにした。協力者を募り2時間かけて取り除き、残っているプールの水をバケツで汲みだし、トイレを掃除した。
- 14 : 00 保護者の一人が仮設トイレを作ることを申し出た。資材を大阪まで取りに行くのに丸一日かかるとのことであったが、すぐをお願いした。
- 16 : 00 連絡がないので心配していた本校職員が死亡していたことが分かり大変な悲しみに包まれた。また、本校職員の母親も助け出せなかった。犠牲の大きさに言葉もなかった。
- 18 : 30 やっと初めての給水車が到着した。1トン車が1台きりだったため、後ろ

に並んだ人はもらえず怒っていた。

20:00 2日目の真っ暗な夜がやってきた。どこに子供たちがいるのか分からない程子供の声はしなかった。親のそばを離れずじっと恐ろしさに耐えていたように思う。

1月19日（木）

2:00 深夜になって毛布や食料等の救援物資が次々到着する。このため教職員はほとんど眠れない夜となった。

食糧は種類の異なるものが数百ずつ来るため、1,200人に同じ物が配れない。

9:00 そこで部屋の責任者を決めることにした。まず、名簿作りを各部屋を回ってお願いし、まとめたら職員室に届けるよう頼んだ。その時持ってきた人、又は中心になって書いた人に「部屋の責任者」となっていただくようお願いした。その名簿で部屋の人数を確認し、部屋ごとに同じ種類となるよう前もって分けておいて、責任者だけが並んで食料を受け取ることにした。

この時から、避難者の中で、食料配布を世話する係が自然に生まれてくる。また、この日3回の食料受け取りで部屋の責任者に自覚が生まれ、部屋の状況を把握するようになった。

10:00 トイレの一斉掃除をし、プールの水で流す。水量が減ってきたため消防署にお願いしたが、少ししか入れてもらえなかった。

12:00 個人のボランティアが次々訪れ、個々に物資を持ち込み職員室は物資の山となる。避難者に少しずつ落ち着きが見られ、部屋の整理をしたり、入口に自分たちの名前を貼ったりしていた。職員室にはひっきりなしに人が出入りし、電話も鳴りっぱなしでその対応に追われた。

20:00 電気がついた。校内に歓声と拍手がわき上がった。早速緊急放送で電気関係者を集め、漏電箇所がないか点検してもらった。通電後3箇所から水が溢れたが水道関係者がせき止めた。明るい夜を迎え、みんなほっとしたようだった。



神楽小学校 体育館



六甲小学校 教室

第5節 食糧の供給

(1) 震災直後の食料の調達

風水害など天災による災害のために一時的に生活物資に円滑を欠く場合や昭和48・49年のオイルショックによって引き起こされたような物資不足によるパニック状態が予想されるときに、迅速に物資の確保等を行い、市民生活の安定を図るため、昭和55年に締結した「緊急時における生活物資確保の為の神戸市と生活協同組合コープこうべとの協定」（資料1参照）を、1月17日の午前10時に、締結以来初めて発動し、避難所への食料品を確保するための物資調達活動を開始した。

東灘区住吉のコープこうべ本部倒壊や市内のコープ各店舗も大きな被害を受けるという厳しい状況下でありながら、コープこうべの職員1名が、2日間、市役所に常駐。市民局と民生局とが連携し、コープこうべに対し、必要な食料品の調達と併せて、各区役所等への配送も依頼し、すし、弁当、おにぎり、パン、スナック菓子、お茶、ミネラルウォーターなどの食料品の調達を行った。

交通網の寸断の中で、物資の搬送が最大の障害要因であったが、コープこうべにおいては、各区役所、避難所等への物資搬送にあたって、「協同購入」等に使う小型トラック700台余をフル稼働させた。さらに、陸上輸送はもとより、一部の物資については、コープこうべの鳴尾浜配送センターからフェリーにより海上輸送を行うとともに六甲アイランドの食品工場からはパンをヘリコプターで東遊園地まで搬送した。

最終的には、同協定に基づくコープこうべからの物資の調達は、食料品、日用品等35品目、約1億7千万円にのぼる。

物資調達の期間は、1月17日から2月27日までわたっている。ちなみに、この間、例えばパンは約56万個調達している。

本協定は緊急時への対応ということから、ほとんどの物資は、1月17日から1月24日までの約1週間に集中し、特に、食料品を中心に調達物資の過半（金額ベース）が最初の3日までに確保されている。（当初の主な調達物資については、表2-5-1の調達物資例参照）

表2-5-1 震災から3日目までの緊急調達物資例
(主なもの)

1/17	<ul style="list-style-type: none"> ・ミネラルウォーター ・お茶 ・すし、弁当、おにぎり等 ・パン ・使い捨てカイロ ・ローソク ・ライト 	など
1/18	<ul style="list-style-type: none"> ・パン ・ミネラルウォーター ・ウーロン茶 ・トイレットペーパー ・毛布 ・ローソク ・ポリバケツ ・紙おむつ ・紙プレート ・紙コップ 	など
1/19	<ul style="list-style-type: none"> ・パン ・ドーナツ ・ミネラルウォーター ・毛布 ・農業用ビニールシート 	など

また、本協定では指定物資として26品目が指定されているが、これは、固定的なものでなく、指定物資については、必要に応じて、その都度、品目を追加指定できるという柔軟な内容となっており、このたびの調達物資も、例えば、毛布、ミネラルウォーター、ビニールシートなど指定物資以外にも調達している。

このような協定は、全国的にみても先駆的なものである。

予想を絶する被害のなかで、初動が円滑に行われた背景としては、毎年、コープこうべと「物価問題研究会」を開催し、協定内容の相互確認、物価や物資の需給状況等についての情報交換を行っていることやコープこうべにおいては日頃のネットワークを通じて、全国の生協から支援活動を得たことが大きいといえる。

なお、本協定については、55年に締結して以降、社会経済状況も大きく変化していることや、また、このたびの教訓を踏まえてより実態に即した有効な内容とするため、平成7年9月、充実を図った。（資料2参照）

民生局では、姫路・高砂・加古川・三木・小野などの県下の各市町へ食料や毛布、水等の提供の申し入れを行うとともに、各市内の給食会社の紹介を受け、それぞれの会社に食料供給を

依頼した。

姫路市では経済局産業振興課を窓口にして姫路市内の27社で最大5万4,100食（1月19日）の提供が行われた。

また、地域防災計画に定められている救助用米穀、主食販売業者、副食、調味料在庫業者へ物資提供の依頼を行った。

経済局中央卸売市場では、被災者向け緊急食料品は卸売業者、仲卸業者等業界に調達を依頼し、果実、加工水産物など非常食として使用できる食品の配送を行い、20日からは他市場や全国の農協、漁協等生産者団体、その他市場関係者からの救援物資が寄せられ、市場内業界の協力を得て避難者等への配送を行った。

- ・中央市場から提供された物資（約3千万円）
 - 果実（みかん類等5種類） 87 t
 - 漬物（2種類） 3 t
 - 塩干類（20種類以上） 6 t

（地震当日、水産物部では、すでにせりは終了しており、また、青果部でもせりの最中であった。地震後、開設者・卸売業者・仲卸業者の三者での協議により、生鮮食料品供給の拠点である中央卸売市場機能をストップさせられないとの判断から、本場の翌18日からの青果部せり開始をはじめ、順次せりを開始していった。また、20日からは農林水産省、産地、他市場の協力を得て、神戸市場への優先配送をしていただくなど食料品供給を図った。

・せりの開始

本場	青果部野菜	1月18日
	青果部果実	1月19日
	水産物部	1月23日
東部	青果部	1月23日
	花き部	1月27日
	水産物部	3月3日
西部		2月9日

農政局でも、1月17日にフルーツフラワーパーク及びみそ会館、西神文化センター、自然休養村管理センターにおいて、おにぎりの製造を開始し、また教育委員会の垂水学校給食調理

場、北学校給食調理場へ農協から調達した米を搬送して、おにぎりの製造の依頼を行った。

1月17日中に製造したおにぎりの数は、約2万1,000個で、東灘区役所、灘区役所、兵庫区役所へ配送した。

1月18日からは農業公園でもおにぎりの製造を開始し、全体で1日約4万個のおにぎりの製造を2月8日まで続けた。

また1月21日からは農村環境改善センターで道場町道場婦人会が中心となって、おにぎりの製造を行った。

それぞれ製造されたおにぎりの配送先は、東灘区役所、灘区役所、兵庫区役所、長田区役所、長田区五位の池小学校、長田小学校、御蔵小学校、長田港（コスモ石油）、しあわせの村などである。

おにぎりの製造に従事したのは、神戸市職員他に、北農協から延べ840人の農協職員、女性会等の応援があった。また西農協からは延べ332人の農協職員、生活会、生活改善グループ等の応援があった。

（おにぎりの製造以外に、北農協では長田区や灘区等の避難所において1月20日から3月5日までに16回の炊きだしを延べ100人で実施され、西農協では東灘区や長田区（若松公園）、須磨区（月見山ほか）において青空市を2月3日から2月26日までに6回開催しキャベツや白菜、大根などを販売して売上金を義援金として贈呈したほか、2月4日から2月28日までに6回、須磨区などの避難所で炊きだしを実施した。）

一方、救援物資の受付の開始を17日夕方記者発表し、全国からの物資の受付を始めた。18日からは自衛隊、消防ヘリコプターによる食料の輸送が始まった。菓子パン類は大阪、京都、名古屋の山崎製パンの工場から陸上自衛隊の八尾駐屯地、大久保駐屯地、航空自衛隊小牧基地を経て、ヘリコプターで王子陸上競技場（王子公園）へ、約20万個/日が運ばれた。また、おにぎり弁当4万7千食が、岡山、香川、広島、大阪、名古屋、浜松などの工場からトラック輸送、姫路、大久保の駐屯地、航空自衛隊浜松基地で

ヘリコプターに積み替えられ、王子陸上競技場へ輸送された。さらに、水10万本（500cc入り）がしあわせの村、グリーンアリーナ神戸、新神戸駅の配送拠点へ陸送された。

また、フジパンの枚方工場からは、枚方市総合スポーツセンターのヘリポートを経由して、名古屋市内の敷島パン、フジパンからは、小牧基地を経由して弁当が空輸された。

王子陸上競技場へ空輸された食料については、東遊園地、垂水下水処理場（垂水区平磯）、市民運動場（長田区蓮池町）などを経て、各区役所へ配送され、避難所へ配られた。

なお、天候悪化のためヘリコプター輸送が実施できなかった場合、トラックによる直送に変更された。

食糧庁、県農林水産部、地方公共団体、企業などからの食料供給の申し出も多く寄せられた。

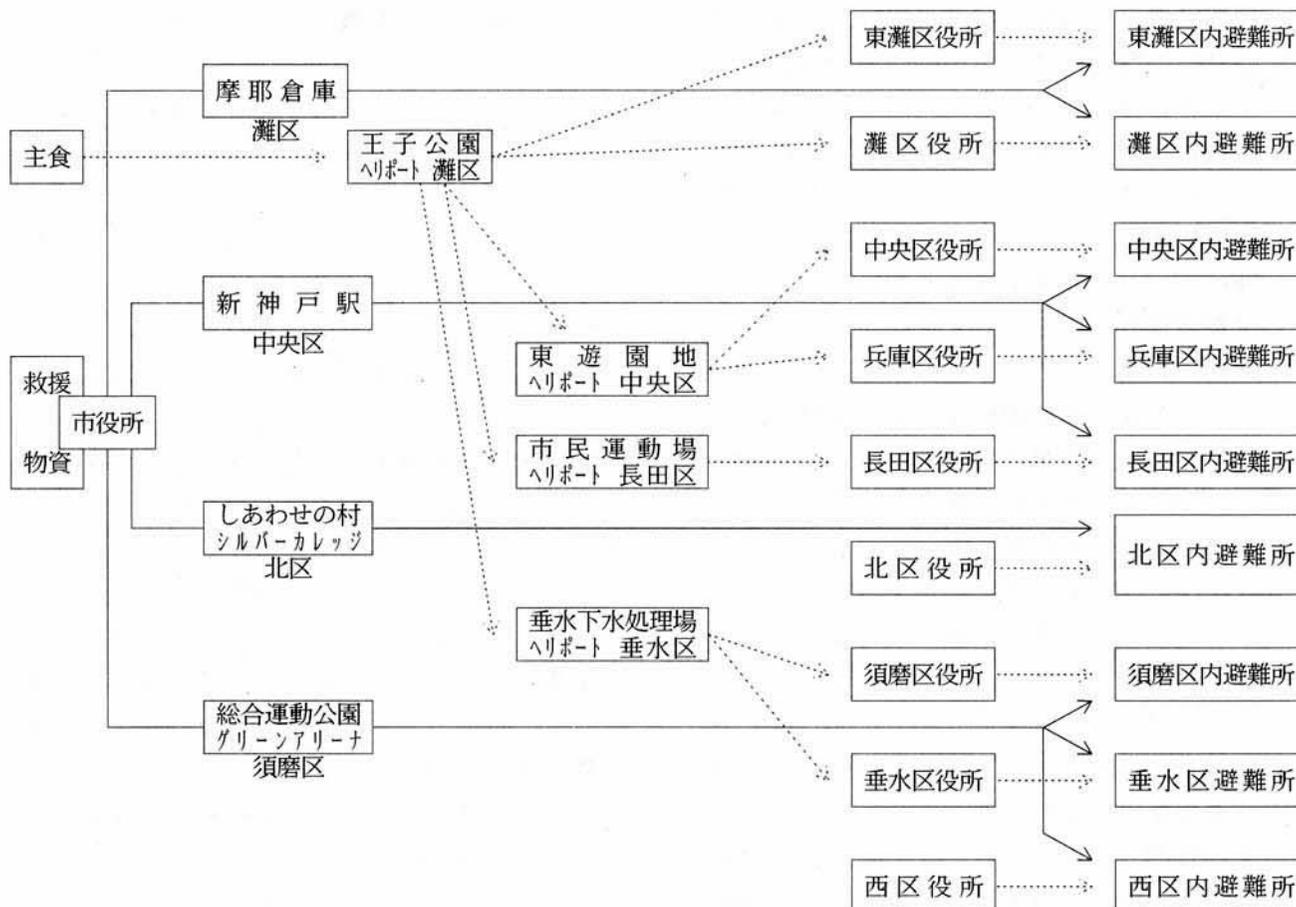
こうして様々な形で提供される食料が当初、市役所3号館1階の物資集積所や各区役所を経由して避難所へ配送された（配送拠点開設後は、

一時、配送拠点を經由して配送されることもあった）。

表2-5-2 食料品配布状況

月 日	食料品名等（代表的なもの）	
1/17	弁当・おにぎり	56,205個
	パン	49,550個と4トン
	カップ麺	8,000個
	乾パン	183,000個
	果物（リンゴ、みかん等）	58.4トン
	米	14トン
1/18	弁当	76,800個
	おにぎり	167,700個
	パン等	140,000個
	乾パン	65,000個
	牛乳	34,200個
	ジュース類	84,000個
	果物（バナナ、リンゴ、イチゴ）	12トン

図2-5-1 救援物資・主食配送ルート図（1月20日～1月31日）



しかしながら、積み降ろしの時間、人手の問題、区役所から避難所への移送の際に渋滞に巻き込まれることなどから配食時間が一定しないなどの問題があり、避難所へはメーカーからの直送体制を取ることとなった。

表 2-5-3 1月29日の主食提供元内訳

	調 達 ・ 提 供 主 体	数量(個)	搬送手段
弁 当・ おにぎり	食糧庁(ヤマサキ、フジパン)	87,000	空輸
	京都市	10,000	
パ ン	食糧庁(ヤマサキ、フジパン、 敷島パン)	150,000	
	食糧庁(各社)	100,000	
弁 当・ おにぎり	食糧庁(4社)	33,000	陸送
	姫路市(各社)	47,000	
	神戸市(3社)	37,000	
	農政局(3カ所)	7,500	
	北共同調理場(教育委員会)	1,300	
	兵庫県	37,300	
	その他	5,000	
パ ン	神戸市(各社分)	1,000	
合 計		516,100	

(2)食料の避難所直送体制の開始

2月1日から山崎製パン、敷島製パン、フジパン、神戸屋、第一屋製パンの5社による主食(弁当、菓子パン、惣菜パン)の避難所への直送体制を実施した。牛乳については、雪印、明治、森永の3社が担当した。

主食提供量については、当初、1週間単位(後に週2回)で各区役所が避難所名、給食基礎数を集約し、主食提供メーカーに配送を指示する形を取った。区役所には、こうした業務を担当する物資担当責任者を置き、民生局と連絡を取りながら、避難所の開設、廃止等に伴う給食数の増減に対応していった。

朝の配送時間は午前3時から9時、夕食は午後1時から6時とした。朝のメニューはパン類を中心に、夕食メニューはご飯類を中心に提供した。

さらに、避難生活の長期化に対応し、食生活の改善を進めるため、提供内容の向上を順次進めていった。(詳細は第3部第2章第4節 避難所の設置参照)

表 2-5-4 主食提供メニュー例(2月1日~2月8日) S社

	内 容	
2/1(水)	朝食	クリームパン、ダブルサンドメロン
	夕食	特製弁当(ご飯、鮭塩焼、コロッケ、竹輪、ウィンナー、オムレツ、ポテトサラダ、漬物)
2/2(木)	朝食	ジャムパン、サンドロール
	夕食	特製サンド(タマゴ、ハム、ポテトサラダ、鳥唐揚、ミートボール、ウィンナー)
2/3(金)	朝食	つぶあん、サンドロールチョコ
	夕食	サンド弁当(カツ、レタス、ミックスエッグ、チキンナゲット、ウィンナー)
2/4(土)	朝食	メロンパン、ダブルサンドバナナ
	夕食	照焼チキン丼(茶飯、金糸卵、直火焼チキン、のり、ショウガ)
2/5(日)	朝食	クリームパン、ダブルサンドメロン
	夕食	おにぎり弁当(にぎりめし2個、レタス、スパゲティ、オムレツ、唐揚、ウィンナー、かまぼこ)
2/6(月)	朝食	つぶあんパン、サンドロールチョコ
	夕食	パックサンド(三角サンド2個、ポテト、レタス、ハム、ツナ、ハムカツ、ミックスエッグ)
2/7(火)	朝食	メロンパン、ダブルサンドバナナ
	夕食	焼肉弁当(ご飯、焼肉、筑前煮、キャベツ、昆布佃煮、黒ごま)

注:パン、弁当は商品名称

表 2 - 5 - 5 主食提供メニュー例（3月28日～4月5日） K社

	内 容	
3/28 (火)	朝/昼食	2コ入りクロワッサン、マーマレード・イチゴジャム、サンドイッチ(ミックスエッグ、グリーンサラダ、ハムカツ)
	夕 食	和風弁当
3/29 (水)	朝/昼食	コッペパン、マーガリン・ハチミツ、おにぎり(かつお入り、五目飯、漬物)
	夕 食	鱈フライ弁当
3/30 (木)	朝/昼食	レーズン食パン2枚、マーガリン・マーマレード、サンドイッチ(ミックスエッグ、角ソース、お肉サラダ)
	夕 食	鮭弁当
3/31 (金)	朝/昼食	ミニブレッドショコラ、マーガリン・マーマレード、おにぎり(梅入り、五目飯、漬物)
	夕 食	特選弁当
4/1 (土)	朝/昼食	ぶどうパン、マーガリン・マーマレード、おにぎり(昆布入り、五目飯、漬物)
	夕 食	白身フライ弁当
4/2 (日)	朝/昼食	食パン(2枚)、マーガリン・イチゴジャム、サンドイッチ(ミックスエッグ、角ソース、サラダ)
	夕 食	ますの塩焼弁当
4/3 (月)	朝/昼食	黒糖コッペ、マーガリン・ハチミツ、おにぎり(鮭入り、五目飯、漬物)
	夕 食	テリヤキチキン弁当

表 2 - 5 - 6 副食提供メニュー例（6月1日～6月7日）

	内 容
6/1 (木)	オレンジ、バナナ、伊予柑ゼリー
6/2 (金)	アオハタしろがゆ、鮭フレーク
6/3 (土)	日清シーフードヌードル、コープキャロットジュース
6/4 (日)	グレープフルーツ、バナナ、桃ナタデココ
6/5 (月)	あけぼの・さんま蒲焼、ニチロ・パイン
6/6 (火)	キーウイフルーツ、ハウスミカン、琵琶ゼリー、ヤクルト
6/7 (水)	エースコックワンタンメン、コープオレンジジュース

注：商品名称を示す場合がある

(3)主食供給システムの導入

当初の段階では、供給システムを運用するまでは集積場所毎に食料の過不足が発生していた。

しかし、供給システムを運用してから、過不足は生じなくなったほか、長期化に伴い、食生活の向上への要望が高まり、食事の内容の充実を求められた。

また、季節の変化とともに食中毒対策が必要となった。

(資料1)

緊急時における生活物資確保の為の神戸市と生活協同組合コープこうべとの協定

(趣 旨)

第1条 神戸市(以下「甲」という。)と生活協同組合コープこうべ(以下「乙」という。)は、「緊急時における生活物資確保の為の関係団体等との協力に関する要綱」第4条に規定する協議がととのったので、次の通り協定する。

(法令の遵守)

第2条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法(昭和23年法第200号)その他法令を遵守しなければならない。

(緊急時)

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ神戸市長が行う。

(生活物資)

第4条 生活物資は別表1の通り指定する。

(情報交換)

第5条 甲と乙は、平素から各商品、地域別消費者行動特性、神戸市内の各買物センター情况等、流通に関する研究、その他必要な事項について調査研究を行うと共に、情報交換を行い緊急時にそなえるものとする。

2. 甲と乙は、緊急時に関する情報を知りえた時は、直ちに通報し合わなければならない。

(緊急時体制)

第6条 緊急時に際し、神戸市域を別図の通り地域割し、それぞれの地域(以下「店区」という。)を乙の各店舗が主として管轄する。

2. 乙の店舗のうち、別表2に掲げる店舗を重点店舗に指定し、特別監視体制をとるものとする。

3. 甲と乙の要員配備等は、別表3のとおりとする。

(広 報)

第7条 緊急時の消費者の買い物行動は、それぞれの店区にとどめるよう広報するものとする。

2. 流言・ひ語の類は、これを打ち消す広報を行うものとする。

3. 広報は一般に行うと共に、それぞれ別表4に定めたルートに従って行うものとする。

(施行の細目)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ別に定める。

(改正又は廃止)

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3カ月前に相手方に通告して行うことができる。

附 則

1. この協定は、昭和55年3月28日から効力を有する。
2. 灘神戸生活協同組合を平成3年4月1日より生活協同組合コープこうべに名称を変更した。

別表1 生活物資

(1)生活物資を次のとおり定める。

ア 神戸市民のくらしをまもる条例第28条の規定に基づき神戸市告示第46号(昭和49年7月16日)により告示された品目のうち液化石油ガスを除く8品目

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、灯油、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブックの8品目

イ 緊急時に直ちに必要とされる品目

洗剤・せっけん、ポリバケツ、乾電池、固型燃料、マーガリン、パン、ハム、インスタントラーメンの8品目

ウ 緊急時に必要とされる品目

魚肉缶詰、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、晒、幼児肌着、ホースの10品目 以上26品目

(2)生活物資は以上のほか、甲乙協議のうえその都度指定できるものとする。

(3)生活物資は緊急時の状況によりそれぞれ指定されるものとするが、該ね、ア号、イ号、ウ号というように概括的に重点区分に従い指定されるものとする。

別表 2

(1)重点店舗を次のとおり定める。

ア その地域の中核店舗であり、近隣の買

物センターに強い影響力をもつ店舗

東灘区 Seer（シーア）、岡本店、甲南
店、六甲アイランド店

灘 区 六甲店

中央区 山手店、青谷店

北 区 鈴蘭台東店、北鈴蘭台店、鈴蘭星
和台店、有野店、デイズ神戸北町
店

長田区 丸山店

須磨区 須磨店、白川台店、横尾店

垂水区 垂水東店、塩屋店、神陵台店、新
多聞店、高丸店、福田店

西 区 西神店、デイズ神戸西店、桜が丘
店、デイズ西神南店

計 26店

イ 団地等に立地し、他の買い物センターが
近隣になく、緊急時等に消費者が集中しや
すい店舗

東灘区 渦森台店、住吉台店

灘 区 鶴甲店

北 区 花山店

須磨区 名谷店、南落合店、北須磨店、パー
クヒルズ店

垂水区 桃山台店

西 区 月が丘店

計 10店

合 計 36店

別表 3 省略

別表 4 省略

(資料 2)

緊急時における生活物資確保に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と生活協同組
合コープこうべ(以下「乙」という。)は、「緊
急時における生活物資確保の為の関係団体等と
の協力に関する要綱」第 4 条に基づき、次のと
おり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 この協定は、緊急時に際し、生活物資
の確保及び安定供給を行うことにより物価の
高騰及びパニックの防止を図り、もって市民
生活の安定に寄与することを目的とする。

(法令の遵守)

第 2 条 この協定の施行にあたっては、消費生
活協同組合法（昭和 23 年法第 200 号）その他
法令を遵守しなければならない。

(緊急時の認定)

第 3 条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ、甲
が行う。

(生活物資の指定)

第 4 条 生活物資は、別表 1 のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲
乙協議のうえ、指定できるものとする。

(情報交換)

第 5 条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の
動向、神戸市内の各店舗状況その他必要な事
項について調査研究及び情報交換に努め、緊
急時に備えるものとする。

2. 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得
た時は、直ちに通報し合うものとする。

(緊急時体制)

第 6 条 緊急時に際し、神戸市域を行政区毎に
地域割し、それぞれの地域にある乙の各店舗
が主として当該地域を管轄する。

2 乙の店舗のうち、別表 2 に掲げる店舗を重
点店舗に指定し、特別監視体制をとるもの
とする。

(生活物資の確保)

第 7 条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物
資の確保及び安定供給について要請するもの
とする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路は、別表3のとおりとする。

(情報提供)

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、甲乙協力して、迅速かつ的確な物価、商品等の情報を市民及び報道機関等に提供するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(物価問題研究会の設置)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、物価問題研究会を設置するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成7年9月11日から効力を有する。

2 昭和55年3月28日締結の「緊急時における生活物資確保の為の神戸市と生活協同組合コープこうべとの協定」は、廃止する。

別表1 生活物資

ア 神戸市民のくらしをまもる条例第28条の規定に基づき神戸市告示第46号(昭和49年7月16日)により告示された品目のうち液化石油ガスを除く8品目

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、灯油、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブックの8品目

イ 緊急時に必要とされる品目

パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及びせっけん、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動

靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着 の22品目

以上 30品目

別表2 重点店舗

東灘区 Seer(シーア)、甲南店、六甲アイランド店、渦森台店
灘区 六甲店、鶴甲店
中央区 山手店、青谷店
兵庫区 石井店
北区 鈴蘭台東店、鈴蘭星和台店、有野店、デイズ神戸北町店
長田区 長田店、丸山店
須磨区 須磨店、白川台店、横尾店、北須磨店
垂水区 塩屋店、神陵台店、新多聞店、高丸店、福田店
西区 西神店、デイズ神戸西店、桜が丘店、デイズ西神南店
計 28店

別表3 省略

第6節 応急給水活動

水道局では、震災時に最低限必要な水を確保するため、昭和61年度から拠点配水池に緊急遮断弁を設置する工事を進め、既に21カ所に整備を終えており、今回、18カ所で有効に機能し、応急給水に役立った。

具体的には、半径2kmの範囲内に1カ所の給水拠点を確保するため、市内に点在する配水池から2つ以上池を持つものを選び、そのうちの

1つの池の出口に緊急遮断弁を設置する。一定規模以上の地震を感知すると、それぞれの緊急遮断弁が自動的に閉ざされ、その池には一定量の水が確保されるとともに、もう一方の池からは、配水池への送水が可能な限り配水し続け、断水を避けるとともに、消火用水などに利用できるシステムとなっている。

図2-6-1 緊急遮断弁システム概念図

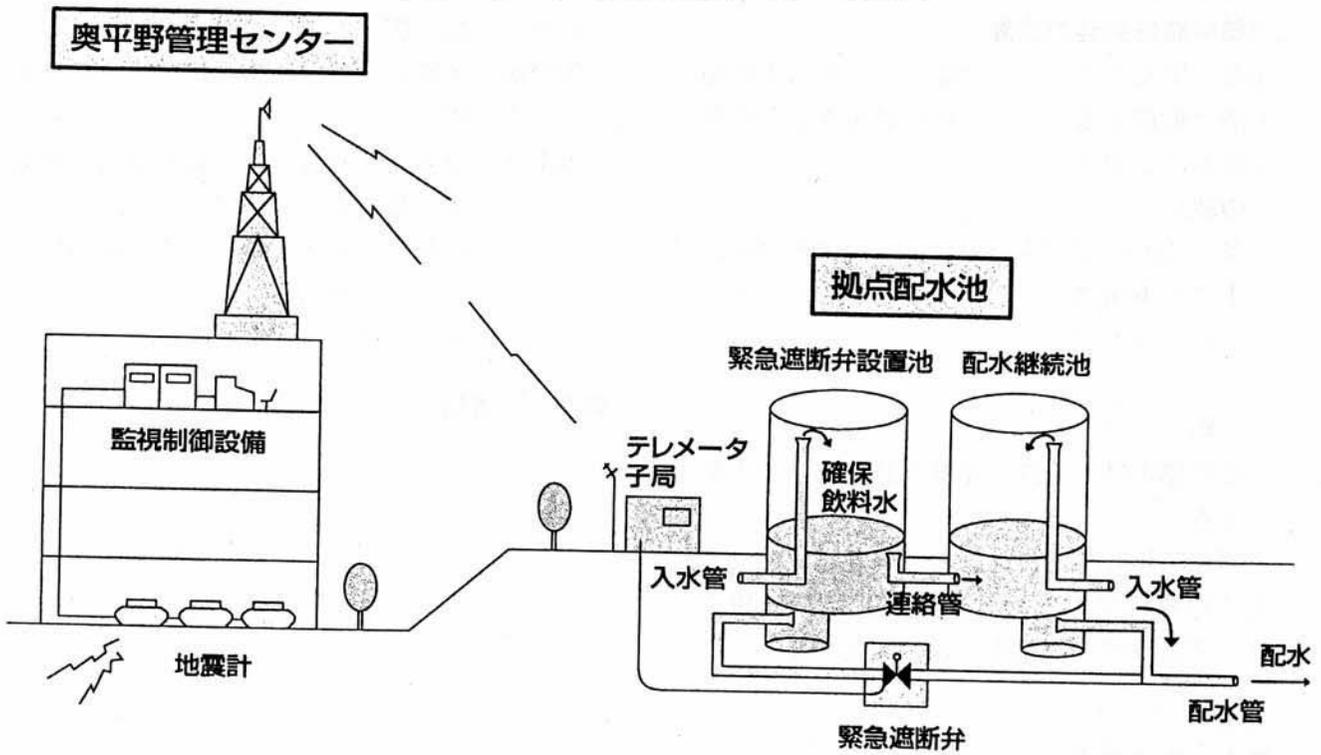


図2-6-2 運搬給水基地の整備計画

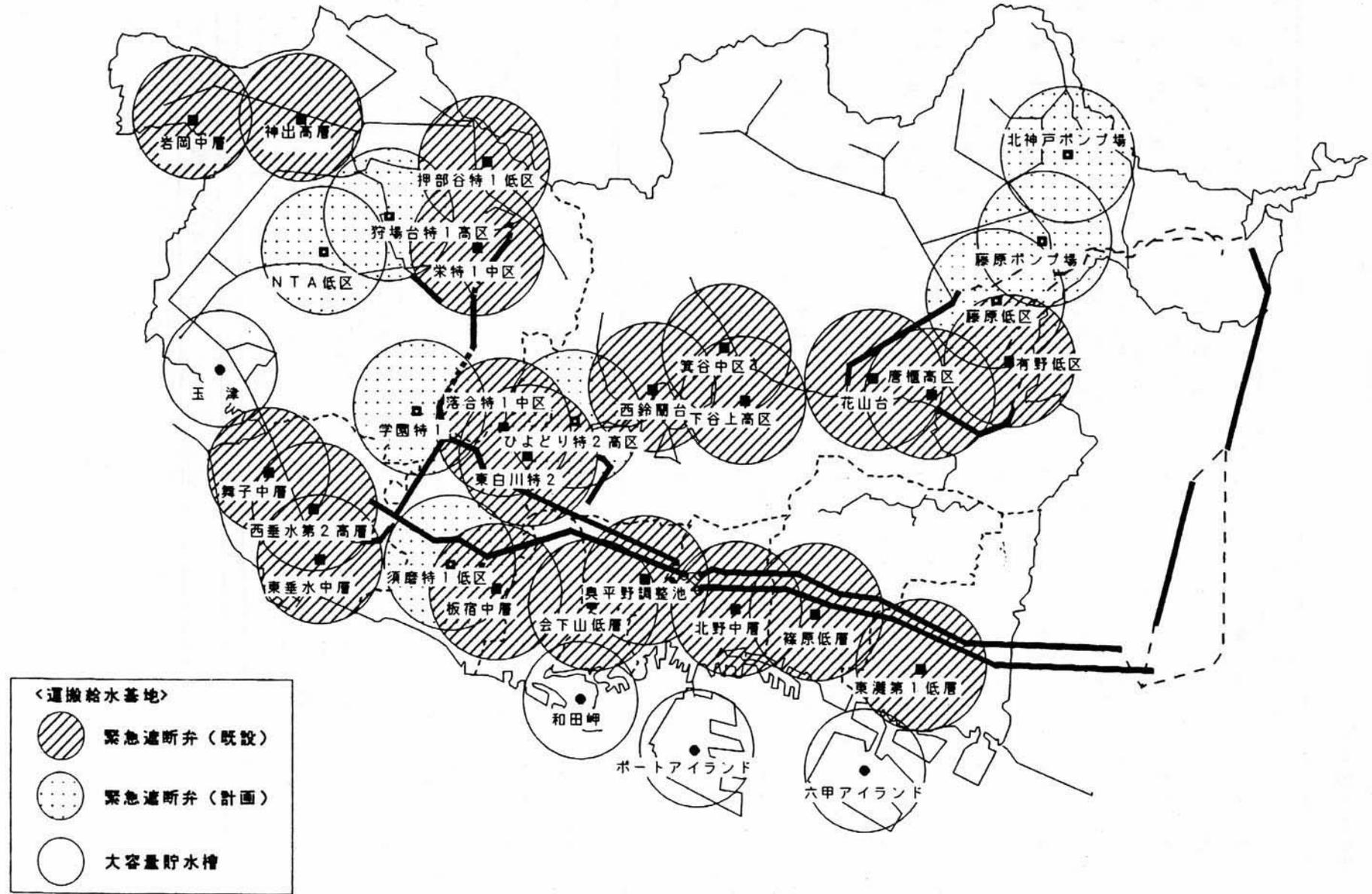


表2-6-1 緊急遮断弁作動状況

1. 市街地・西神系

No.	配水池名	水位(m)	底面積(m ²)	貯留量(m ³)	備考
1	東灘第1低層	水位(0.00) 以下で貯留		200	東灘区
2	篠原低層	1.74	1,240	2,157	灘区
3	北野中層(トンネル)	0.00		0	中央区
4	奥平野調整池	6.00	1,020	6,120	兵庫区
5	会下山低層	0.00	3,300	0	長田区
6	板宿中層	0.00	510	0	須磨区
7	東白川特2	3.26	250	815	〃
8	落合特1中区	2.40	1,957	4,696	〃
9	東垂水中層	1.64	2,500	4,100	垂水区
10	舞子中層	0.93	300	279	〃
11	西垂水第2高層	10.00	1,538	15,380	〃
12	神出高層	1.05	500	525	西区
13	岩岡中層	1.81	128	231	〃
14	押部谷特1低区	3.04	313	951	〃
15	栄特1中区	2.53	500	1,265	〃
市街地・西神 小計				36,719	

2. 北神系

16	西鈴蘭台	2.05	1,042	2,136	北区
17	花山台	0.83	143	118	〃
18	唐櫃高区	1.78	143	254	〃
19	箕谷中区	2.24	222	497	〃
20	有野低区	5.75	286	1,644	〃
21	下谷上高区	2.25	400	900	〃
北神 小計				5,549	〃
合 計				42,268	

応急給水活動は、1月17日の地震発生当日の夕方から、避難所となっていた170校の小学校への給水を中心に始められた。給水拠点の配水池に緊急遮断弁によって確保された水を、給水タンク車に積み込んで運搬するほか、ポリタンクにも詰め、営業用の軽自動車を含めて車両と職員を総動員して配給した。また、拠点配水池では仮設給水栓を設置して給水を行った。

しかし、道路上への家屋の倒壊や著しい交通渋滞のため、給水タンク車の移動が妨げられ、なかなか目的地に着くことができなかった。このように非常に活動しづらい状況のなかで、応急給水活動は多忙を極めた。1月20日には常駐給水場所を各区に1カ所設置した。その後、配水管の復旧に合わせて、順次、消火栓等に仮設給水栓を設置していき、常時給水する体制を整えていった。

他都市からの応援の第1陣は1月17日のうちに到着した。翌18日には、海上自衛隊、海上保安庁等による給水船での応援給水も開始された。

応急給水のピークは地震発生から2週目に入った1月25日で、83都市・民間20団体及び自衛隊から計804人の応援を得て、市の給水タンク車も含めて合計432台が応急給水に当たった。この後も連日300台以上の給水タンク車と、消火栓等に設置された仮設給水栓から応急給水が行われた。

3月末に応急復旧するまでの間に、延べ約36,000人の人員と延べ約17,000台の給水タンク車が投入され、運搬給水を行った。これは、他都市や自衛隊、ボランティア等の延べ約31,000人の人員と延べ約14,000台の給水タンク車の応援を得て実現できたものである。

図2-6-3 給水タンク車数の推移

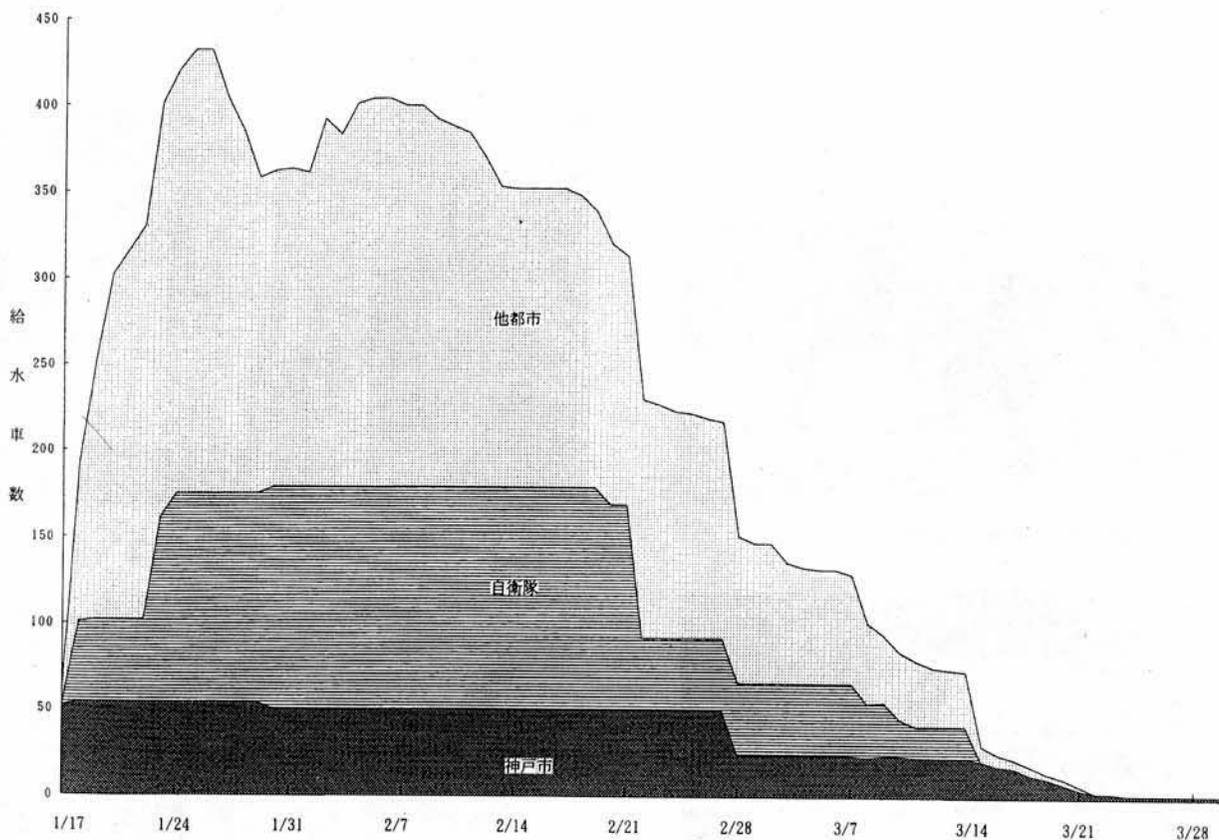
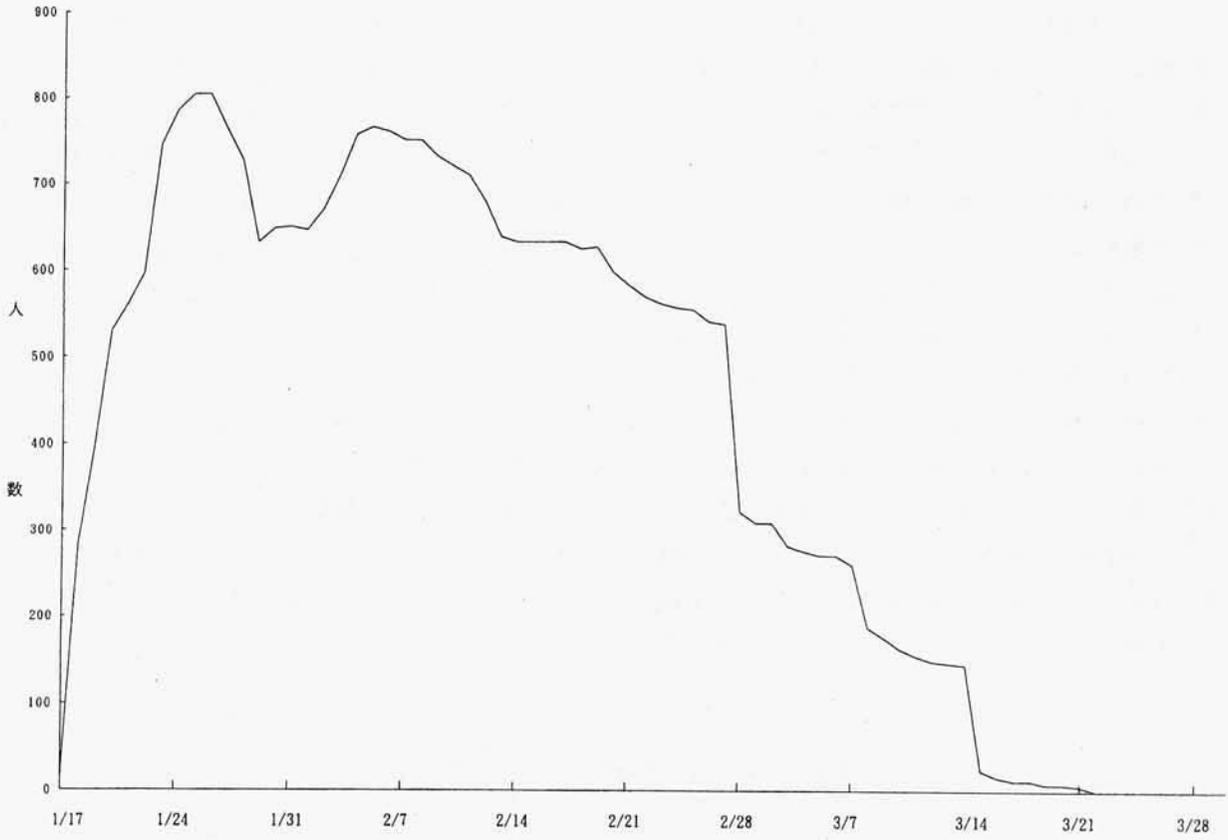


図 2 - 6 - 4 給水応援人数の推移



応急給水の模様 (拠点配水池)



応急給水の模様 (バルーン)



応急給水の模様 (給水車)



応急給水の模様 (仮設給水栓)

第7節 物資の調達

1. 物資の調達・供与

(1)生活必需品の供与

神戸市地域防災計画上では、災害時に被災者に被服、寝具その他生活必需品を給与または貸与することが計画されている。避難所に收容された者へは毛布等の応急物資を貸与することとなっていたが、備蓄として区役所等に配置していたものが、全市で毛布1,810枚、ローソクが173本、ゴザ52枚しかないという状況であった。

そのため、毛布などは市内外の大手寝具店、寝具メーカーやデパート、スーパーなどの大型小売店等で調達を図り、避難所での配布を進めていった。

こうした結果、例えば、震災当日の17日24時には、毛布については11万2千6百枚を確保することができた。

さらに、当面、不足する毛布やその他の生活必需品については、救援物資として到着次第、避難所で配布していった。

また、仮設住宅に入居する際に、入居に当たって今後の自立した生活の第1歩となるよう、生活必需品の支給を行った。

(支給した生活必需品)

- ・毛布、枕、タオル、手拭い
- ・茶碗、お碗、はし、皿
- ・鍋、包丁、まな板、しゃもじ、お玉、やかん
- ・塩・醤油、石鹼、洗面器、バケツ、マッチ、トイレットペーパー、ごみ袋
- ・こたつ

こうして支給した生活必需品の一部には、日本赤十字社や全国から寄せられた救援物資が充当されている（毛布、食器類、タオルなど）。

(2)物資の緊急調達

通常の調達手続きとは異なり、災害時の緊急物資の調達については基本的に防災計画に定められた通り各局で手当がなされた。したがって、

理財局経理課は各局からの依頼をうけて各局で調達が困難な物資の調達を行った。

このうち、特に緊急を要したのがガソリン等の燃料であった。震災当日、夜になって各緊急車両のガソリンが残り少なくなったとの連絡が相次ぎ、閉店したスタンドの再開を要請するなど深夜まで調達に追われた。同様に施設運転用の灯油、重油も緊急に確保する必要が生じた。

震災5日目の21日は雨模様となり、市民配付用の防水シートを急遽大量に調達する必要に迫られた。市登録業者、メーカー等に緊急の配送を要請したが、それでも到底足りない事態となったため、市登録業者団体に協力を依頼、傘下の工事業者が使用している防水シートを集めてもらった。また、あるメーカーからは8千枚の寄贈を受けた。

その結果、21日中に1万1千枚を調達。以後5日間に有償、無償を合わせて合計10万5千枚の調達にこぎつけた。

その他散発的なものを含め、理財局経理課が緊急に調達した物資の品種はおおむね表2-7-1のとおりである。

正規の契約手続きによる暇がなかったため、原局から口頭による依頼を受け、電話で即業者に調達を依頼したものがほとんどである。

調達物品のなかには善意により寄付を受けたものもいくつか含まれている。

表2-7-1 理財局経理課で緊急調達した物資
(1月17日~31日)

ガソリン・軽油・灯油・重油・防水シート・インスタントカメラ・フィルム・自転車・住宅地図・ホワイトボード・ガムテープ・ダンボール・FAX用ロール紙 ・傘・レインコート・雨合羽・下着・防寒着・ゴム手袋・軍手・マスク・マットレス・懐中電灯・電池・ハンドマイク・FAX・消火器・ガスコンロ・カセットボンベ・一輪車・コンベアローラ・スコップ・ハンマー・パール・トラロープ・テント・腕章・ヘルメット ・チェーンカギ・バケツ・かぜ薬・トイレットペーパー・ゴミ袋・せっけん・氷・り災証明書の印刷・マイクロバス借上・タクシー借上 等

2. 学用品の供与

学校を再開するに当たって、教科書・学用品を整えることが急務であった。災害救助法に「学用品の給与」が定められており、これに基づく教科書や学用品の支給を行った。

また、全国から被災児童生徒等に対して、学用品の提供の申し出が相次いだため、これらを一元的に受入れ、素早く能率的に配布するため「学用品受入れセンター」を1月26日に設置した。その受入れ、整理、配布は3月31日まで行った。

(1)災害救助法に基づく援助

教科書の配布

小・中学校の各学年ごとに指定教科書を確保し、学校からの報告に基づき、2月5日から学校ごとに必要数を配布した。(3月2日配布完了)

学用品の配布

小学校については1・2年生、3・4年生、5・6年生に区別し、中学校については3学年共通で、ノート・鉛筆・手提げカバンなどの学用品をそろえ、学校からの報告に基づき、必要な学用品セットを配布した。

配布人数

	小学生	中学生	合計
教科書	11,320人	5,936人	17,256人
学用品	16,619人	7,832人	24,451人

短期間で大量の教科書・学用品を調達するのに、相当の労力を要した。また、教科書の配布に当たり、市内の取り次ぎ書店の倒壊など通常の配布ルートが利用できなかった。

(2)学用品受入れセンターの設置

1月26日 学用品受入れセンターを設置

(神戸市立中央体育館 第1・2体育室)

2月18日 手狭になったため「第2学用品受入れセンター」を旧兵庫勤労福祉センターに設置

(資料)

平成7年1月26日

『学用品受入れセンター』の開設について

被災した児童・生徒に対し、全国から学用品の提供の暖かい申し出が相次いでおります。この度『学用品受入れセンター』を開設し、皆様のご支援を有効に活かしてまいります。

記

開設場所

神戸市立中央体育館内

『学用品受入れセンター』

〒650 神戸市中央区楠町4丁目1-1

TEL (078) 341-7973

FAX (078) 341-7974

開設日時

平成7年1月26日(木)～2月16日(木)

午前9時～午後8時30分の間

受入れに関するお願い事項

- 1 品目毎の梱包
- 2 箱の外側四方に品目・数量の明示
- 3 郵送・宅急便の場合も同様に上記「センター」へ送付
- 4 大量搬入の場合は、到着予定時刻の連絡
- 5 搬入は湊川神社東側の道路から

品目の例示

カバン、文房具、運動靴、体操服、絵の具、習字セット等

その他

神戸市野外活動ジュニア指導者協議会がボランティアにより従事する。

問い合わせ先

神戸市教育委員会(災害対策本部 学校部)

TEL 322-5786

表 2-7-2 学用品の配布対象園児数等

(3月21日現在)

学校・園	市	立	県	立	私	立	合	計
幼稚園	71園	2,491人	—	—	20園	2,092人	91園	4,583人
小学校	169校	31,466人	—	—	3校	81人	172校	31,547人
中学校	76校	13,991人	—	—	10校	663人	86校	14,654人
高校	12校	1,330人	19校	2,834人	23校	2,943人	54校	7,107人
盲・養	4校	117人	2校	11人	—	—	6校	128人
外国人	—	—	—	—	4校	397人	4校	397人
計	332校園	49,395人	21校	2,845人	60校園	6,176人	413校園	58,416人

表 2-7-3 学用品の受入れ数と配布数

(3月21日現在)

品 目	受 入 数	配 付 数	品 目	受 入 数	配 付 数
ノート類	680,843	547,803	手提げカバン・袋	14,196	14,196
鉛筆類(色鉛筆含)	1,811,367	1,506,656	英語辞書	15,563	9,589
ボールペン・シャープペン	269,031	238,798	国語辞典他	14,580	11,623
消しゴム	337,536	285,786	絵の具	11,020	9,101
筆箱	64,084	50,924	クレヨン・クレパス	19,073	16,958
鉛筆削り	12,314	11,914	画板	1,018	1,010
分度器	1,758	1,758	画用紙	10,256	10,256
コンパス	938	938	折り紙	8,493	8,293
下敷き	65,700	37,000	書道用具	3,858	3,253
ファイル・バインダー	74,526	74,356	楽器類(リコーダー他)	16,549	16,327
定規	54,744	44,744	家庭科セット	755	755
のり	19,621	19,021	運動靴	21,933	21,933
テープ	4,016	3,576	上履き・体育館シューズ	1,565	1,565
はさみ	3,611	3,131	体操服・短パン	38,711	38,711
ホッチキス	849	849	パソコン	60	60
マジック・カラーペン	133,577	107,477	C D ラジカセ	400	400
ランドセル	9,673	9,362			

第8節 応急医療・助産の実施

1. 救護活動

市内の医療機関が被災し、市民に対して十分な医療を提供することができなかつたため、災害救助法に定める「医療」すなわち「医療の途を失った者に対する応急的処置」としての救護活動を行った。それには、一般医科、歯科及び精神科があつた。

(1) 医 科

ライフラインの断絶、情報・交通の遮断、家屋・ビルの倒壊という状況のなかで、救護活動を開始した。市民病院をはじめ、市内の病院・診療所はほとんどが被害を受け、市内の医療機関のみで市民の生命・健康を守ることはとうていできなかつた。

震災当日、まず、衛生局防災計画に則り、被災現場及び避難所への救護活動のため、保健所で独自に救護班を編成するよう指示した。各保健所においては、医師・保健婦及びボランティアからなる救護班が避難所等を巡回し、応急的な処置を行い、また被災者の医療ニーズ及び救護班の必要数の把握を行った。各保健所において、それらの情報をとりまとめ、本庁に連絡した。本庁は各保健所からの情報を集約・分析し、救護活動の方針決定及び救護班の派遣等を行った。

しかし、保健所救護班だけでは、時を追って増加する避難住民には、とうてい対応できないため、災害に関する応援協定を結んでいる13大都市に応援を要請し、19日以降続々と駆けつけていただいた。

一方、日本赤十字社においては、いち早く救護活動を開始され、兵庫県支部が窓口となり、全国の赤十字病院から救急車により駆けつけ、17日午後6時40分、医療班第1号として、日赤病院数班が衛生局に來られた。以後、日赤とは協調・協力関係のもと、救護活動にあたることとなった。また、県立病院の医療班も多くかけつけ、17日深夜までに日赤・県立病院等計17班が衛生局に到着し救護活動にはいった。本庁が

応援医療班の受入れ窓口となり、保健所からの情報をもとに、救護班が不足している区へ割り振っていった。

当初、救護班の数が少なかつた段階では、避難所を巡回して診療を行う方法をとっていたが、救護班の数が増えるに従い、避難住民の数が多き避難所から、順次救護班の常駐化＝救護所の設置を図っていった。1,000人以上の被災者がいる避難所に救護所を設置し、その救護所から付近の小さな避難所への巡回診療を行う。この「定点＋サテライト方式」でカバーできない避難所については、保健所からの巡回班で対応するという基本方針をたてた。ちなみに、1月23日では、71カ所の避難所が1,000人以上であった。また、夜の不安を解消するために、できるだけ24時間対応を行った。

1月23日、厚生省は須磨区の国立神戸病院内に現地対策本部を設置した。そして全国の都道府県と国立病院に対し、医療班を被災地へ派遣するよう指示を出した。大規模な避難所には全て常設の救護所を設置するという基本線に沿って、厚生省現地対策本部と調整を行い、1月26日、震災後10日目にして常設救護所116カ所(内24時間対応33カ所)巡回班31班という救護体制が確立した。その後は、この体制を維持することに努め、多少の変動はあるものの、2月一杯は救護所の設置数が120～130代で推移している。救護体制が最大となるのが2月6日で、救護所133カ所、巡回班47班であった。

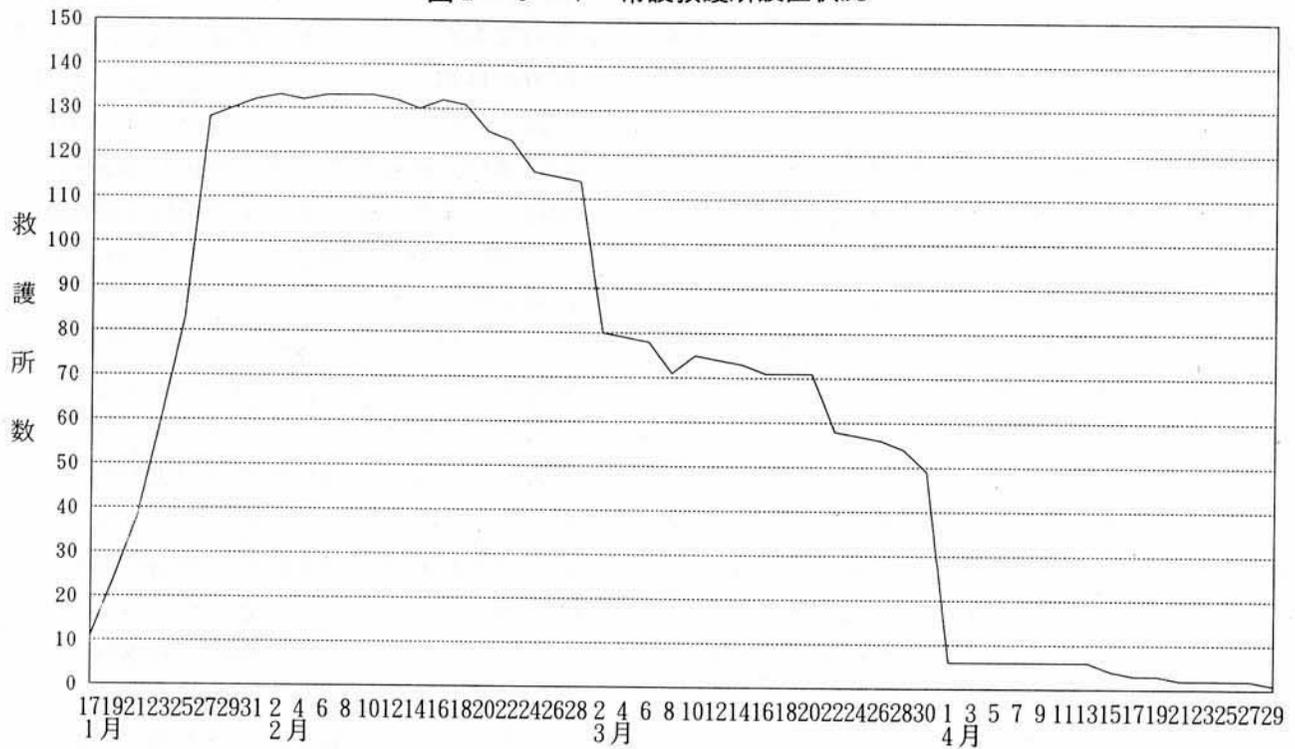
その後、被災医療機関の復旧が進み、また慢性疾患が目立つようになり、救護体制から地域医療体制へのスムーズな移行が課題となった。避難所、医師会、救護班との調整を保健所が行い、避難住民の医療需要に的確に対応しながら、救護体制の終息を図っていった。

3月1日以降段階的に縮小を図り、3月1日には救護所80カ所、巡回班9班、夜間常駐班4班、4月1日に救護所6カ所、巡回班15班、夜間常駐班4班となり、4月末日をもって完全に終息させた。

1月17日から4月30日までの延べの救護所の

設置数は6,952カ所、巡回班は1,367班であった。

図 2 - 8 - 1 常設救護所設置状況



震災当日の1月17日から救護体制を終息させた4月30日までに、他府県・政令指定都市等の自治体、日本赤十字社、自衛隊、大学・公立・民間病院、医師会及び多くの民間ボランティア等159団体から、延べ51,568人にもものぼる医療班の派遣があった。但し、この数字は衛生局が把握している数字であり、直接避難所へ入り救護活動を行った医療班も存在しているところから、実際には、これを上回る莫大な数の応援があったものと思われる。

延べ人数の内訳は、医師14,431人、看護婦23,500人、その他(事務、薬剤師等)13,637人であった。

救護班の構成は、基本パターンは医師1名、看護婦2名、事務職1名の計4名であり、それに薬剤師、保健婦、運転手等が適宜加わっていた。また、24時間運営を行う救護所については、2～3班の救護班で構成し、別途付近の避難所を巡回する救護班を持っていたところもあった。医師については、震災当初は骨折・外傷等への対応のため外科医が多く、その後感冒及び慢性疾患対応として内科中心となり、またこころのケアが重視されるようになり精神科の派遣も多

くなった。

表 2 - 8 - 1 医療班派遣団体等

(単位: 団体)

指定都市	その他市	道府県	公立病院	民間病院等	大学等
12	2	43	19	30	16
公的団体	医師会等	ボランティア団体等	海外団体	合	計
8	16	6	7		159

注: 東京都は指定都市に含めている。

表 2 - 8 - 2 救護班延べ人員等

(単位: 班・日/人・日)

	団体数	班	医師	看護婦	その他	人数計
道府県	43	2,919	4,376	8,217	6,704	19,297
政令指定都市(東京都含む)	12	830	1,770	3,076	1,354	6,200
その他病院ボランティア団体等	104	4,583	8,285	12,207	5,579	26,071
合計	159	8,332	14,431	23,500	13,637	51,568

震災当日から救護活動を行っていたが、当初は事態が混乱し、カルテを作成することができなかった場合があったため、診療件数として正確には把握できていない。1月22日には、各保健所ともデータが出揃い、その日は全市で9,703

件の診療があり、最高値を示した。以後、避難住民の減少や初診の減少、感冒の落ちつき等により診療件数は減少を続けた。ちなみに、1救護所における1日の診療件数の最高は、東灘区本山第一小学校の1月17日の診療で、600件を数えている。

3月1日以降は、救護所の縮小により更に診療件数は減少し、下旬には1,000件を割り込む状況となり、ほぼ応急医療の供給としての救護所の使命は終わりを告げていることが読み取れる。4月1日以降は、依然として避難住民の多い避難所に対し短時間の診療を行ったが、1カ所の診療件数が1桁となり、4月末日の終息を迎えることとなった。

初期の救護班の受け入れにあたっては、①避難所の状況の正確な把握、②交通渋滞のなかでの救護班搬送、③医薬品の確保・集積・仕分け及び搬送、④宿泊場所の確保及び食事の提供などの課題があった。

(2) 歯 科

歯科においては、地域の歯科診療所が被災し、歯科診療を行うことできないなかで、救急医療が落ち着きをみせる震災後2～3日頃から、市

・区歯科医師会と連携し、歯科救護活動を行った。

1月25日という震災後8日にしても、歯科診療所の開設率が被災の大きかった6区で15%、全市でも23%であった。被災市民に対する歯科医療が極端に不足するため、急遽歯科救護所を設置していった。1月22日には兵庫県歯科医師会付属の口腔保健センターを歯科救護所として開設し、また、神戸市立中央市民病院東灘診療所に歯科診療台を運び込み、1月23日から歯科診療を開始した。

1月26日からは、近隣の歯科医師会より歯科健診車を借り入れ、各区あたり1～2カ所の歯科救護所を開設し、その診療スタッフは、地元の歯科医師及び市内他区や神戸大学等の歯科医師があたった。さらに、ボランティアグループによる歯科救護所も加わり、歯科における救護体制は一応形を整えることとなった。

2月中旬には、水道の復旧した地域が多くなり、診療所の開業率も6割を越えるようになった。そのため、地域医療体制へのスムーズな移行を図るため、3月以降、救護体制を大幅に縮小した。そして、医科の救護体制が概ね3月末をもって終息するにあわせて、歯科についても、3月末で完全に終息を図った。

表 2 - 8 - 3 歯科救護所

区	実 施 場 所	診 療 期 間	診療件数
東 灘	御影公会堂	1 / 26 ~ 3 / 31	4 9 9
	東灘診療所	1 / 23 ~ 2 / 28	2 6 6
	本山南小学校	2 / 12 ~ 2 / 26 (日・木)	8 6
灘	原田中学校	1 / 26 ~ 2 / 26	2 4 7
中 央	県歯科医師会口腔保健センター	1 / 22 ~ 2 / 28	2 8 7
	吾妻小学校	1 / 28 ~ 2 / 28	9 5
	上筒井小学校	2 / 2 ~ 2 / 28	1 3 9
兵 庫	大開小学校	2 / 1. 2. 3. 4. 6	3 1
	兵庫中学校	2 / 7 ~ 2 / 28 (月～土)	8 9
	心身障害者歯科診療所	2 / 7 ~ 2 / 28 (月～土)	8 7
長 田	旧長田保健所	1 / 30 ~ 2 / 28	3 7 9
計	11カ所	1 / 22 ~ 3 / 31	2, 2 0 5

表 2 - 8 - 4 巡回歯科救護班診療実績

区	実施機関	診療期間	避難所数	診療件数
東 灘	ボランティアグループ (7班)	1/26~2/28	28	730
灘	大阪大学歯学部	2/8 ~2/19	7	100
	中央市民病院	2/10~2/25	7	82
	ボランティアグループ (1班)	3/18・19	13	43
中 央	大阪歯科大学 (2班)	2/4 ~2/24	6	257
	ボランティアグループ (1班)	3/4・5	13	72
兵 庫	神戸大学医学部	2/17~2/21	9	16
	徳島大学歯学部	2/9 ~2/19	8	128
	ボランティアグループ (1班)	3/11・12	10	31
長 田	岡山大学歯学部 (2班)	2/15~2/28	25	310
計	18班	1/26~3/19	126	1,769

(3)精神科救護・精神保健

震災後、「交通遮断で医療機関へ通院できない」、「診療所が開いていない」、「薬がきれた」といった相談が多くの方から保健所に寄せられた。地域の多くの精神科診療所が被害を受けて受診不能状態となったり、また、症状が再燃し、避難所では生活できないケースも増加してきた。そこで、被災の大きかった東灘、灘、中央、兵庫、長田、須磨の6保健所に地域精神保健活動を拠点として、地元医療機関、他府県の応援を受け、保健所精神科救護所を設置し、通院患者の医療を確保するとともに、急性症状の患者の治療を行った。

また、長期化する避難所生活でイライラ、不眠、将来への不安といったPTSD（心的外傷後ストレス症候群）に対処するため、避難所への精神科巡回医療を実施した。さらに、ノーマ

レスポンス（正常なストレス反応）も精神保健の対象ととらえ、被災者全員を対象にPTSDの啓発冊子を配付し、こころのケアを図った。また、ボランティアの燃えつき症候群を予防するため、講演会や研修会を開催した。

表 2 - 8 - 5 精神科救護所の活動実績

	相談件数	入院件数	投薬件数	活動終了
東 灘	1,295	44	218	4月30日
灘	738	31	310	3月31日
中 央	757	27	423	4月30日
兵 庫	683	27	78	3月31日
長 田	1,670	22	539	3月31日
須 磨	1,598	28	658	4月30日
合 計	6,741	179	2,226	

注：入院件数、投薬件数の件数は相談件数の内数である。



全国からの応援救護班



全国からの応援救護班

2. 医薬品・医療機材の確保

震災当初は、建物倒壊や交通網の寸断などの影響により医薬品が不足したが、震災当日の京都市に続き各方面から医薬品の寄贈を受け、市発注分と併せて徐々に充足した。これらを整理し、救護班へスムーズに供給するため、「救援医薬品集積センター」を設置し、業務を行った。

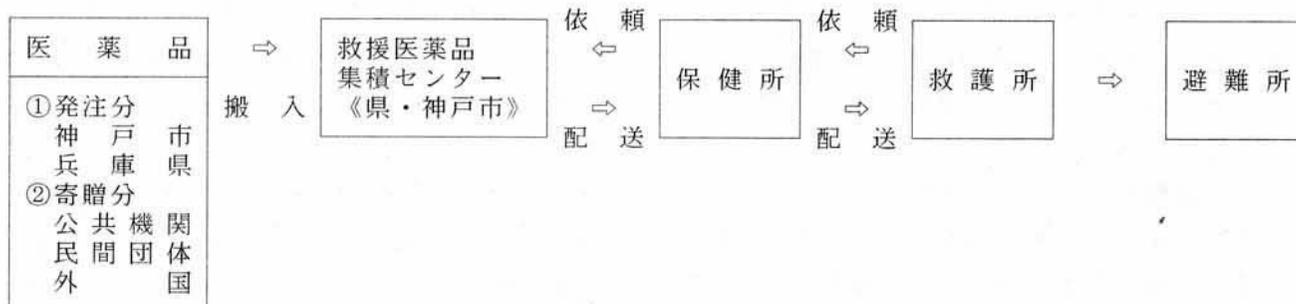
当初は市役所1号館6階衛生局内で作業を開始したが、作業スペースの確保が難しく、局検診車車庫を経て、1月22日に市役所から約200m離れた産業貿易展示館（通称サンボーホール、約1,000㎡）へ移転し、県市合同による集積センターを設置した。さらに2月3日、ポートアイランドにある国際展示場に再移転し、5月17

日まで業務を続けた。また、3月中旬までは24時間体制で業務を行った。

センターにおける医薬品等の保管・管理業務は、薬剤師免許を持つ職員（臨床検査技師、食品衛生監視員、市民病院薬剤師）等が、ボランティア薬剤師の応援を得て実施した。医薬品の保管に際しては、同種同効薬を近くに配置し、要冷蔵医薬品については冷蔵ケース1台及び蓄冷剤による保冷箱4台を確保し、保管した。

医薬品の救護所への配送は保健所を中継基地として行った。また配送に当たり、製薬会社・薬品卸会社及び一般ボランティアの協力を得た。しかし、市街地へ渡る神戸大橋が車線規制されていたのを始め市内の道路事情が悪く、各保健所搬送には往復3～6時間を要した。

図2-8-2 医薬品供給業務の流れ



震災後1週間は、輸液・抗生剤・解熱鎮痛剤・風邪薬・消毒液・強心剤・湿布薬の需要が多く、それ以降は胃腸薬や糖尿病治療薬・降圧剤等の慢性疾患に対する薬の需要が増えた。概ね期間を問わず出荷傾向にあるものとして、風邪薬・うがい薬・トローチ・精神安定剤・睡眠薬・下剤・解熱鎮痛剤・抗生剤があり、1カ月後よりビタミン剤の出荷が認められた。供給医薬品の種類として、①医家向医薬品552種（内用薬265、外用薬140、注射薬79、輸液剤37、消毒薬31）②一般薬250種③衛生材料106種④その他55種（生理用品、おむつ、マスク、ミルク等）がある。

これらの多くの医薬品の活用及び管理、集積センターから保健所・救護所等への迅速な搬送に多くのボランティアの協力があつた。（①1月23日～3月31日、日本薬剤師会延べ190名、兵庫県病院薬剤師会延べ79名 計延べ269名、

②1月23日～4月28日 製薬メーカー 36社 延べ895名、薬品ディーラー4社 延べ558名 計延べ1,453名）

3月以降は地域医療体制の回復に従い、救護体制が徐々に縮小され、4月末をもって終息された。これに伴い医薬品等の需要も漸減し、3月16日より夜間業務を打ち切った。5月以降は保健所からの医薬品返却に伴う業務のみとなり、5月17日にセンターを閉鎖した。なお、有効期限切れ及び開封された医薬品等は、5月25日～6月2日に廃棄物処理法等に基き適正に処理し、他は備蓄することとした。

3. 医療機関への支援

震災直後の市内の病院の多くは、情報網や交通手段の寸断等により、患者の転送や医療スタッフの確保が十分に行えず、また、多くの病院が自らも被災を受け、建物や診療器材に損壊を加えライフラインも途絶えていた中、各病院においても独自に工夫をこらしながら災害時の医療活動に最大限の努力を払った。今回の大震災下で被災地内の病院は、大量の被災者を目の前にして積極的な災害医療活動を展開してきた。

(1)後送医療機関の確保

震災直後は電話回線が混乱している中で、衛生局や消防局に市内の病院から患者転送先の情報依頼が多く寄せられた。

市内の病院情報については、衛生局としては、電話により診療状況や空きベッド情報を収集したほか、県の救急医療情報システムも震災直後は機能しなかったが、システムの回復とともに、このシステムをベースに消防局が情報収集を行い、病院からの要請に対応した。

市外転送先情報については、震災直後は衛生局が県や近隣病院に対して直接情報収集を行って対応していたが、1月末からは近畿地方医務局から国立病院・診療所の空きベッド情報が、また兵庫県保険環境部医務課から県立病院の空きベッド情報が毎日FAXで入手できるようになり、保健所や消防局へ情報提供するとともに病院からの問い合わせに対応した。

(2)ヘリコプター搬送等

今回の震災におけるヘリコプター搬送に関し、衛生局においては、1月27日に厚生省現地対策本部（国立神戸病院内）から送付を受けた「患者のヘリコプター搬送について」の文書を市内の主な病院にFAX送信し、転送先病院情報とヘリコプター搬送の利用促進に努めた。また、市内病院からのヘリコプター搬送の要請に対しては、衛生局から消防局や自衛隊に出動要請を行ったほか、ヘリコプターに同乗する医師の手配も行った。

(3)ライフラインの寸断とそれに伴う支援

震災直後に市内の病院から衛生局に対して、電気・水・（プロパン）ガス供給の要請が相次ぎ、関係機関へ早期対応を要請した。

特に、水の提供要請が多く病院から寄せられたが、中でも人工透析用の大量の水の要請が複数の病院からあり、水道局に依頼して給水車により定期的に水の供給を行った。

(4)病院食の提供

1月18日～2月15日の間に供給した実績は、38カ所に対し弁当159,840食、パン101,285個、お茶152,665本、牛乳86,432本であった。

(5)医療ボランティアの登録と活用

震災直後は各病院でも医療スタッフの確保に苦慮しており、衛生局では全国から登録申出のあった医師、看護婦等の医療ボランティアを各医療機関からの要請に応じて派遣調整を行い緊急時の医療活動に応じた。

震災当初は、病院や保健所からの要請に応じて医師・看護婦等の派遣を行ったが、2月に入ると病院からの要請はほとんどなくなり、3月以降は保健所から避難所での看護や在宅訪問看護などの活動のための看護婦の要請が数件発生した程度となった。

3月末時点での派遣状況は以下のとおりである。

区分	登録者数	活動者数	活動先			
医師	410	112	病院等	15人	保健所	97人
看護婦	1,173	331	病院等	181人	保健所	150人
その他	139	23	病院等	7人	保健所	16人
合計	1,722	466	病院等	203人	保健所	263人

注：派遣先医療機関等の数 病院等 24、保健所 6

(6)その他の支援

その他、市内の医療機関に対する衛生局の支援としては、1月22・23日に市内の全病院に仮設トイレの設置要望等に関して電話照会を行い、仮設トイレの設置要望のある病院（8病院）、し尿処理に困っている病院（9病院）、一般ゴミの処理に困っている病院（3病院）等を把握

し、関係機関へ対応を依頼した。

また、病院からの要請により、車イス・自転車、搬送用車両、電気ストーブ・カセットコンロ、応援医師宿泊用バス等の手配を関係機関へ依頼した。

4. 保健活動

震災発生直後から、救護活動や医療班との連携による、避難所巡回健康相談、在宅療養指導を行った。

1月下旬より、全国の自治体から毎日約100名の保健婦の派遣協力を得て、在宅ねたきり者、ひとりぐらし老人等の安否確認や避難所における巡回健康相談を実施し、避難者の健康状態の把握と支援を要する対象者へのケアの提供、風邪その他の感染症予防のための啓発、精神的不安を有する避難者の健康相談、避難所での生活リズム確立のための健康教育の実施、保健・福祉・医療情報の提供などを行い、対象者の健康維持回復のための活動強化を図った。

現在、避難者の生活基盤が避難所から仮設住宅等に移行していくことによる、健康・福祉ニーズへの対応、さらに在宅療養者への継続的な訪問指導の実施、地域の医療機関・訪問看護ステーション等の連携による適切な医療・看護の提供などの充実強化を図っている。

表2-8-6 各避難所の高齢者(65歳以上)、要援護者の状況
(平成7年2月10日現在)

保健所	総数	寝たきり	準たきり	自立	(65歳以下) 再掲
東灘	114	28	59	27	
灘	81	14	44	23	22
中央	2,614	11	76	2,529	8
兵庫	2,359	8	47	2,385	18
北	113	5	23	82	11
長田	2,541	13	216	2,249	34
須磨	1,004	11	28	969	1
支所	41	0	7	34	
垂水	174	3	12	151	10
西	206	(165)		41	
合計	9,247	93	512	8,490	104

表2-8-7 震災前に把握していた「在宅寝たきり者」の現況
(平成7年2月10日現在)

保健所	総数	在宅	入院・ 入所	避難所	親戚等	死亡	不明
東灘	131	30	28	7	39	3(3)	24
灘	106	34	29	3	23	7(4)	10
中央	183	69	58	12	40	4(1)	0
兵庫	143	63	32	4	20	5(2)	19
北	265	216	30	0	4	13	2
長田	277	70	69	15	72	27(20)	24
須磨	209	69	25	10	24	7(7)	74
支所	135	115	11	0	3	5	1
垂水	170	118	31	2	8	9	2
西	104	100		4	0		
合計	1,723	884	313	57	233	80(37)	156

注：()は死亡の直接的原因が震災による者の再計

表2-8-8 仮設住宅における要対応者数

(平成7年8月31日現在)

仮設戸数	面接戸数	要対応者数
29,178戸	17,512戸	3,063人

表 2 - 8 - 9 保健活動の経過

	避難所・仮設の課題等	保 健 活 動	施策（保健・医療・福祉）等の動き
1 月 17 日 ～ 2 月 中 旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの停止 ・負傷者多数 ・医療機関の機能マヒ ・避難所の環境不備 (暖房設備、給水困難、トイレの管理) ・感冒、インフルエンザ等の感染症対策 ・生活、医療、保健情報の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救護活動 ・巡回健康相談実施 ・避難所実態調査 ・高齢者、障害者等の実態把握 ・避難所の環境調査 ・要フォロー者の実態把握と訪問指導 (乳幼児、寝たきり者、結核等) ・巡回リハビリ開始 ・巡回歯科診療の実施 ・こころの相談の実施 ・避難所の健康教育 ・インフルエンザ予防接種の実施 ・手洗い、うがいの啓発、うがい液の設置 ・ツ反、BCGの実施 ・保健医療情報誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置 ・避難所への、医薬品の供給体制の整備 ・高齢者等の要援護者の緊急入所施設の開設 ・緊急避難施設の開設、ショートステイ等 ・避難所弁当の衛生対策 ・入浴確保対策（水配り等） ・仮設便所等の消毒 ・被災動物の救護対策
2 月 下 旬 ～ 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性疾患患者等の病状増悪傾向有り ・医療中断による病状の悪化 ・高齢者、病弱者のADLの低下 ・介護条件の不良 ・長期化する避難所生活による精神的不安 ・アルコールの問題 ・同室者とのトラブル ・不眠 ・避難所環境悪化の傾向あり ・寝具の管理、清掃の不行き届き ・ボランティアの撤退 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回健康相談の継続 ・医療班との連携 ・医療機関の受診勧奨 ・往診医の確保等 ・健康相談による精神的ケア ・巡回リハビリの継続 ・要フォロー者の訪問指導 ・避難所（成人病）健診の実施 ・健診結果、要フォロー者等への指導 ・こころの相談の継続 ・避難所の環境整備 ・布団干しの実施 ・室内環境整備の啓発 ・リーダーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の入居開始 ・医療機関の復旧（2月末現在） 被災の大きかった6区の病院開設率 : 91.5% 被災の大きかった6区の診療所開設率 : 76.7% ・食品・環境関係営業の実態調査
4 月 ～ 6 月 末 日	<ul style="list-style-type: none"> ・上記（1月～3月）の課題への対応 ・仮設住宅入居者に締める高齢者の役割が高いことに伴う諸問題（虚弱老人・独居老人・その他） ・生活環境の変化による適応障害 ・地域関係の希薄さによる、孤独や不安等への対応 (孤独死がマスコミに取り沙汰される。) ・地区組織の再構築に向けた住民への支援 ・仮設住宅の生活条件の改善 (段差・ユニットバス・害虫・雑草・ぬかるみ等) ・避難所の住環境の悪化 (梅雨時期の雨対策等) ・避難所等での食中毒の予防 	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問指導・健康相談等 <ol style="list-style-type: none"> ①避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・巡回健康相談の継続 ・巡回リハビリの継続 ②仮設住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・入居者全戸の状況把握と訪問指導の充実 ・住宅内の組織づくりに向けた住民への支援 仮設住宅健康診査、健康相談 (健康づくりミニイベント等の企画・運営) 仮設住宅訪問リハビリの開始 ③在宅 <ol style="list-style-type: none"> ・要フォロー者の継続訪問 2 あんしんすこやか窓口との連携 ・要指導者の保健・福祉ニーズへ対応 3 医療機関・ナースステーション等との連携 ・要医療者を適切な治療や看護へつなげる。 4 区間関係機関、ボランティア、自治会等との情報交換や連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅衛生対策 ・地域型仮設住宅入居開始 (LSA=ライフサポートアドバイザーの配置) ・仮設住宅衛生対策 (害虫駆除・リフレットの配布等) ・避難所弁当の衛生対策の継続 ・避難所撤退に向けた避難所面接調査の実施 ・仮設住宅へのクーラー設置 ・仮設住宅改修事業の実施に向けた調整の開始

表 2 - 8 - 10 阪神大震災に伴う地域活動の実績報告

(平成 7 年 1 月 17 日～ 6 月末現在)

	避難所			在宅等			合計			
	総数	神戸市の 保健婦対応	応援者による対応	総数	神戸市の 保健婦対応	応援者による対応	総数	神戸市の 保健婦対応	応援者による対応	
訪問箇所数	20,869	7,506	13,363	25,720	8,928	16,792	46,589	16,434	30,155	
指導件数	131,096	26,675	104,421	25,522	10,791	14,731	156,618	37,466	119,152	
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
指導件数 内訳	乳幼児	3,935 3%	772 3%	3,163 3%	2,836 11%	632 6%	2,204 15%	6,771 4%	1,404 3%	5,367 4%
	心身障害	3,616 3%	1,349 5%	2,267 2%	2,149 8%	1,872 17%	277 2%	5,765 4%	3,221 9%	2,544 2%
	成人病	34,955 27%	6,680 25%	28,275 27%	4,323 17%	2,195 20%	2,128 14%	39,278 25%	8,875 24%	30,403 26%
	老人	31,237 24%	4,194 16%	27,043 26%	9,380 37%	2,172 20%	7,208 49%	40,617 26%	6,366 17%	34,251 29%
	感染症	3,914 3%	1,098 4%	2,816 3%	1,315 5%	1,007 9%	308 2%	5,229 3%	2,105 6%	3,124 3%
	精神	3,334 2%	789 3%	2,545 2%	471 2%	361 4%	110 1%	3,805 2%	1,150 3%	2,655 2%
	その他	50,105 38%	11,793 44%	38,312 37%	5,048 20%	2,552 24%	2,496 17%	55,153 36%	14,345 38%	40,808 34%
	寝たきり (再掲)	1,924 1%	529 2%	1,395 1%	4,769 19%	3,494 32%	1,275 9%	6,693 4%	4,023 11%	2,670 2%

図 2 - 8 - 3 保健婦・看護婦の訪問活動 (1月17日～6月30日)

(延べ65,472回、神戸市保健婦31%、他都市等支援69%)

指導件数 131,096

[成人病27%、老人24% (ねたきり1%)]
[乳幼児・心身障害・感染・精神各3%他]

指導件数 25,522

[老人37%、成人病17% (ねたきり19%)]
[乳幼児11%、心身障害8%、感染5%他]

指導件数 12,512

[成人病36% (ねたきり4%)]
[心身障害8%、精神3%他]

神戸市		他		神戸市		他		神戸市		他	
(12%)	(20%)	(14%)	(26%)	(10%)	(18%)						

(避難所延べ 20,869回)

(在宅延べ 25,720回)

(仮設住宅延べ 18,883回)

注：他は他都市等

(1)健康診査

震災の被害を受けた市民の従来の健康的な生活を取り戻すため、避難所及び仮設住宅等において、健康診査を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診勧奨を行った。

避難所住民健診は、被害の大きかった6区（東灘、灘、中央、兵庫、長田、須磨）の避難所88カ所（小・中・高校等延べ104会場）で3月16日から3月31日まで実施した。内容としては、問診、血圧測定、尿検査、血液検査、胸部X線検査、医師による健康相談、保健・栄養相談であり、4,164名の受診があり、結果は、「異常を認めず690名(16.6%)、要指導1,723名(41.4%)、要医療1,751名(42.0%)」であった。

仮設住宅の住民健診は、従来の健診の体制を基本的に踏襲しながら、仮設住宅設置地域を含めて実施を始めている。

表2-8-11 避難所巡回健診会場

保健所	東灘	灘	中央	兵庫	長田	須磨	計
会場数	16	12	16	19	12	13	88
延会場数	24	15	16	19	12	18	104

表2-8-12 住民健診判定結果(基本健康診査)

	受診者 総数	判定区分別件数		
		異常認めず	要指導	要医療
東灘保健所	1,148	215	523	410
灘保健所	694	134	295	265
中央保健所	801	158	341	302
兵庫保健所	531	53	182	296
長田保健所	425	55	176	194
須磨保健所	565	75	206	284
合計	4,164 (100.0%)	690 (16.6%)	1,723 (41.4%)	1,751 (42.0%)



仮設入居者への保健指導



健康診査

(2)巡回栄養指導

被災市民に対し食生活自立へ向けてのアドバイスを行うため、香川・岡山両県より栄養指導車を借り上げ、仮設住宅等を巡回し、栄養指導を行っている。1回当たり、40～50名の参加者があり、調理実習・試食会を行い、好評である。



巡回栄養指導

表2-8-13 各保健所栄養指導車による栄養講習会実施状況（6月末現在）

	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西	全 市
実施回数（回）	4	5	6	3	3	6	5	5	7	44
参加者数（人）	396	248	249	180	190	161	141	288	298	2,151
個別相談（人）	9	34	29	69	26	5	5	25	1	203

(3)インフルエンザ予防接種

神戸市では、以前よりインフルエンザ流行期にインフルエンザ様の風邪患者から咽頭ぬぐい液を採取し、ウイルス分離検査を実施し、感染症サーベイランス事業とあわせて正確な流行状況把握に努めていたが、震災前の平成7年1月12日にA香港型インフルエンザウイルスを検出し、今後寒さが厳しくなれば、流行のおそれがあると注意を呼びかけていた。

震災後、避難所等での集団生活の長期化等により、インフルエンザの流行が懸念されたため、1月25日、26日の2日間、国立予防衛生研究所長等の専門家からなる調査班を編成し、被災地における流行状況調査を実施した。

調査では、いわゆる風邪の患者の増加はみられたが、インフルエンザの患者発生は、散発的なものにとどまっており、一律に、インフルエ

ンザワクチンの接種を行う緊急性は乏しいとの結果を得た。

しかし、避難生活の長期化も予想されたため、流行予防と高齢者の罹患、その重症化、合併症の併発等を予防する目的で、65歳以上の高齢者で希望者に対して予防接種を実施した。

接種は1月29日から2月16日までの間、厚生省接種班及び神戸市医師会の協力を得て行った。（1,649人接種）。

2月16日以降は、接種を希望する者に対して、従来から「一般勧奨予防接種」を実施している地域医療機関での接種を勧奨した。

このほか、他の地方公共団体の協力を得て、うがい薬、ガーゼ、マスク等を確保し、避難所に配布するとともに、うがい、手洗いの励行、マスク使用について注意を喚起した。

第9節 生活環境衛生対策

1. 避難所等の衛生対策

(1) 避難所等の防疫対策

震災直後、上水道は、ほぼ全域で断水したため、学校等の避難所におけるトイレの衛生状態は劣悪な状態となった。ごく初期の避難所では、掃除する人も無く、水が出ない水洗トイレの使い方を知る人は少なく、全便器が糞便で溢れた。避難所によっては地面に穴を掘り、即席トイレを作ったり、マンホール、側溝などの利用、その他、水洗トイレにプール水、河川の水、海水を使うなどして急場をしのいだ。しかし、公園の繁みの中に汚物が放置されたり、また、トイレの中が水浸しになり、その足で各部屋に出入りするなど、震災直後の避難所では衛生状態は劣悪化した。

このため保健所では、水が出ない時の水洗便所の使用方法として、便器にビニールや新聞紙を敷き、用便後のトイレットペーパーも同時に回収できる方法について普及啓発を行った。

その後、仮設トイレが順次設置されたが、多数人の使用により、くみ取り作業が遅れ、場所によっては糞便があふれ、再度使用不可能な状態が生じて来た。このため各避難所に対し、クレゾール石鹼液及び噴霧器や手指消毒用逆性石鹼液の備蓄分（1月20日以降は救援物資で充足した）を使い方を示したリーフレットと一緒に配布し、消毒を指導、実施した。

1月24日から他都市からの応援を得て、延べ759班（実人員2,243人）により本格的な消毒と指導を開始し、ほとんどの地域で水道が復旧した3月末までの67日間、継続的に実施した。

表2-9-1 避難所の環境衛生巡回件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
巡回件数	1,615	4,353	1,158	641	704	390	158	155	9,174

表2-9-2 消毒剤、殺虫剤等の資材供給

(期間：1月17日～8月末現在)

機 材	肩掛噴霧器	延べ656台		
	貸出回数	避難所等配布先・貸与先施設数：542カ所（1月末）		
薬 剤	用途	主 な 配 布 薬 剤		配布数量(ℓ)
	便所等の消毒	クレゾール		2,158.5
	殺虫及び消毒	オルソ剤（ゾール剤）		285.5
	殺 虫	スミチオン乳剤（フェニトロチオン）		436
		ザーテル乳剤（クロルピリホスメチル）		338
	手 指 の 消 毒	0.2%塩化ベンザルコニウムアルコール製剤		539
塩化ベンザルコニウム（10%）		3,745.5		

表2-9-3 仮設便所等の消毒作業（殺虫剤散布も含む）

期 間：1月19日～8月末現在
 対象施設：避難所、仮設便所、公衆便所等
 対象施設数：最大622カ所

のべ消毒作業回数（回）		7,956
散布数量（ℓ）	クレゾール	660
	オルソ剤（ゾール剤）	320.5
	スミチオン乳剤（フェントロチン）	103
	ザーテル乳剤（コロドリンメチル）	89

表2-9-4 避難所の苦情・相談件数（環境衛生）

激甚被災6区 （東灘～須磨）	周辺3区 （北、垂水、西）	合計
1,103	19	1,122



仮設トイレの消毒

(2) 避難所毛布の乾燥等衛生確保支援

避難先で生活が長引くにつれて、敷きっぱなしの毛布等が汚れ、湿気を含み、特に幼児、高齢者には健康への影響が懸念された。毛布の日干しや通風乾燥を指導したが、寒冷期であったことや、物干場が限定され、特に大規模避難所では一部の人しか行えなかった。

そこで、高温乾燥車を所有する兵庫県ベストコントロール協会と協議し、各保健所が避難所

の管理責任者と調整して、2月から毛布乾燥を実施した。しかし、2月時点では手配できる乾燥車は僅か3台（毛布乾燥処理能力：約1,500枚/日）で、しかも人手不足により避難所ごとのニーズの把握が不十分であった。

3月から毛布乾燥の要望の把握に努め、市と兵庫県ベストコントロール協会と契約して（毛布交換作業者は各避難所で事前に出す毛布への名前、部屋名を書く等の準備をしておくなどの条件付帯で）、5台の乾燥車を各保健所が避難所と調整のうえ配車することになった。

小規模避難所については、家電メーカーより寄贈を受けた家庭用布団乾燥機の配置、貸出しをして衛生面の確保に努め、また医科大学生ボランティアによる毛布の日干しキャンペーンを支援した。

避難生活が長期化するにつれて、毛布等の汚れも進み、洗濯の要望も寄せられたため、使っていた毛布と洗濯高温乾燥処理毛布と同枚数の交換を大手ふとん洗濯業者と契約して実施した。

なお、下着等一般の洗濯物については、救援物資或いは市が発注した家庭用洗濯機が2月上旬から各避難所に配置された。



毛布乾燥車（須磨区の避難所において）

表2-9-5 毛布の乾燥とクリーニングの実施数

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
乾燥枚数	7,474	14,932	17,265	617	1,324	520	203	42,335
洗濯枚数	—	869	2,390	6,540	1,391	298	—	11,488

(3)倒壊家屋跡地周辺の衛生対策

水道が復旧するにつれて、亀裂が入った下水管から汚水が溢れた箇所があり、また、倒壊家屋が撤去されたあとの空き地や、詰まってしまった側溝の随所にある水たまりに発生する蚊、或いは避難所のゴミ集積場のハエ、ネズミ、その他家屋解体やガレキ処理が遅れている建物内に埋もれている食品等の腐敗による悪臭、ハエ等の発生が見られたため、消毒等を実施した。

表 2-9-6 ガレキ及び側溝の衛生対策(1~8月)

実施内容：殺虫剤散布、消毒、薬剤配布等			
実施件数	激甚被災6区 (東灘~須磨)	周辺3区 (垂水、北、西)	合計
	484	12	496

(4)仮設住宅の衛生対策

仮設住宅は、特に西区、北区、東灘区に多く建設されたが、海上埋立地、宅地造成地、公園、グランド等で、水はけの悪い場所、樹木が多い場所、下水道が無い場所等さまざまであり、水はけの悪い居住地では床下に水が溜まり、蚊の発生源となったり、水が腐って異臭が発散するなどの場所が見受けられた。また、仮設住宅周辺には樹木が多く、蚊、ムカデ、ヤスデ、ナメクジ、毛虫の発生なども問題となった。

各保健所は、住民の自治活動による解決がなされるよう、ネズミ、衛生害虫などに関するリーフレットを作成、配布するなど、衛生啓発活動を進めているが、高齢者や障害者等の弱者を優先入居させた地域型仮設住宅などでは、戸別訪問等個々に対応している。

表 2-9-7 仮設住宅の衛生対策

(期間：3月~8月末現在)

実施内容	被災6区 (東灘~須磨)	周辺3区 (垂水、北、西)	合計
薬剤散布方法等 現地指導	290	511	801
衛生講習会、 相談等	74	197	271
合計	364	708	1,072



仮設住宅床下への薬剤散布(須磨区)

表 2-9-8 仮設住宅における苦情・相談件数(食品、環境、動物衛生)

	激甚被災6区(東灘~須磨)			周辺3区(北、垂水、西)			合計		
	食品	環境	動物	食品	環境	動物	食品	環境	動物
3~8月	4	205	36	5	369	33	9	574	69

2. 食品衛生等の監視

(1) 避難所給食弁当等の衛生確保

民生局では、17日から食料の手配を開始し、また近隣の市、会社、農協、個人などからのおにぎり、バナナ、ジュース、水などが各避難所に救援された。震災当初は食料の不足する避難所もあったが、その後、弁当の発注先についても順調に手配でき、十分に確保することが可能となった。市発注の弁当数は、1回最大24万食に達した（2月1日）が、当初は電気、ガス、水道等が壊滅状態にあり、また、市内の飲食店や弁当調製所も大きな被害を受けていたことから、これら大量の弁当、パン類は関西一円はもとより関東以西の広域から調達された。一部は空輸されたが、市内に入る道路は渋滞を極め、輸送に長時間を要した。また製造年月日不明のものも見受けられた。一方被災者は、当初「次にいつ配食があるか分からない」と言う不安感や、炊き出しによって食べ切れない弁当を長時間保存する人も多く、配食後の保管などにも衛生上の問題がみられるようになった。

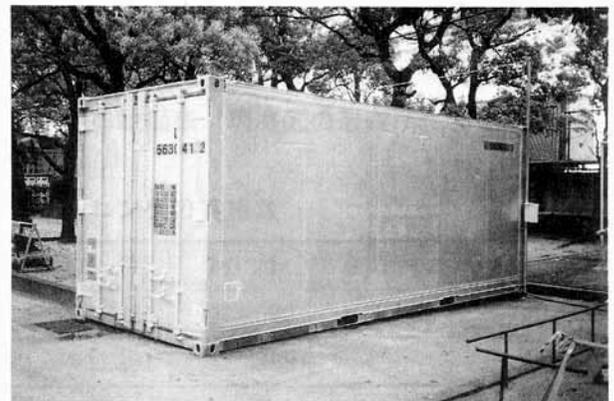
また、ボランティアによる炊き出しも多く、避難所の食品衛生対策として被災者や避難所の管理者及びボランティアに対し、次の啓発と指導を実施した。

- ①被災者各人に対しては製造年月日などを十分確認すること。また、食べ残しは必ず捨てること。
 - ②各避難所管理者に対しては、製造者名や製造日付などの無い弁当類のチェック及び賞味期限切れのものは絶対に配食しないこと。また配食前に、味、においなどに異常のないことを複数の人数で確認すること。
 - ③食品、特に弁当類は衛生的な場所に保管すること。
 - ④逆性石鹼液等の消毒薬の配付と未給水下での使用方法の指導。
 - ⑤調理器具の洗浄、消毒や使い捨て食器の使用、アルコール消毒液の配布。
 - ⑥炊き出しメニューの選定や食材保管の指導。
- なお、弁当、パン類は1月末頃から殆んど市発注分で、且つ、納入業者も限定されてきた。

その後は水道、ガス等の復旧につれ、出来るだけ市内業者から調達することになったが、その間の食品衛生対策は上記の各保健所指導に加え、次の対策を進めた。

- ①市外製造分については製造所を管轄する自治体に衛生監視の依頼。
- ②衛生面からメニューの選定。
- ③消費期限表示（「当日中にお召し上がり下さい。」）。
- ④配送ルート・時間の改善（製造所からの直送等）。
- ⑤製造所から喫食までの時間短縮の観点から、復旧にあわせて市内業者への切換え。
- ⑥各避難所に弁当数の保管用冷蔵庫の設置。（5月初旬に全避難所に配置された。）

さらに、夏場の食中毒シーズンを控え、弁当の衛生確保の徹底を図るため、避難所における弁当の細菌検査を3月12日から開始した。検査結果は製造者に通知し、注意を促すとともに、食中毒菌が検出されるなど好ましくない結果が出た場合は、管轄保健所から、製造所の衛生指導が実施された。また、ライフラインの復旧後の弁当業者の市内製造所への切り換えは、3月10日から徐々に進められた（当初、2業者、合計1万食）。市内製造所については、保健所による製造所のふき取り検査、食品検査を随時実施し、衛生指導の強化を図った。特に検査成績の好ましくない結果が出た場合、通常の施設の立ち入り指導から、常駐監視方式あるいは毎日監視に切り替えを行い、指導を徹底した。



避難所の弁当保管用冷蔵コンテナ

表 2 - 9 - 9 避難所の食品衛生巡回件数

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	合 計
巡回件数	1,453	3,917	926	352	334	194	226	113	7,515

表 2 - 9 - 10 避難所弁当検査数 (市内調製分及び市外調製分)

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	合計
弁当数	121	126	98	110	112	90	657
検査件数	679	595	526	596	656	403	3,455
項目数	2,037	1,785	1,578	1,788	1,968	1,157	10,313

注：検査項目：一般細菌数、大腸菌群、食中毒菌（黄色ブドウ球菌、サルモネラ、腸炎ビブリオ）

(2)露店等の衛生監視

復旧したJR、私鉄、代替交通機関等の駅前など人通りの多い地域の歩道、車道上或いは損壊ビル解体現場付近等で、露店、自動車による飲食店、弁当販売等が多く見られるようになり、衛生監視指導を行った。

表 2 - 9 - 11 露店等指導件数

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	合 計
露 店	122	53	197	119	91	53	96	81	812
自 動 車	3	16	64	21	7	15	16	13	155

3. 入浴施設確保対策

(1)自衛隊設営の仮設風呂

1月22日から、自衛隊が保有する野営用風呂施設（以下、仮設風呂という）設置について衛生局が連絡調整を実施した。設置スペースの不足（浴槽天幕、ボイラー等で約100㎡、給水タンク車、隊員用天幕等を含めると約300㎡）、自衛隊車両の進入不可（道路幅、入口の段差、幅員、道路の亀裂、倒壊建物等）、管理体制等の事情によって設置困難な場所も多く調整に手間取ったが、最終的に2月3日までに初期の計画どおり市内16カ所に設置され、自衛隊の管理と避難者の協力によって4月25日まで運営された。衛生局は、仮設風呂設営完了後に、これら設置状況を各区災害対策本部あて連絡するとともに、広報により市民に対して情報提供を行った。

自衛隊の仮設風呂が設置された1月24日から4月25日までの92日間において、419,989人（1日平均4,565人）の利用者があり、最大時には1カ所で1,000人／日を超えるなど、震災直後のライフラインが未復旧であり、また、再開した公衆浴場が少ない期間において市民の入浴機会の確保に多大の効果があり、市民生活の安定に大きく寄与した。

(2)避難所仮設温水シャワー等の設置

1月21日、災害救助法に基づき、避難所に仮設シャワー等を設置する旨の兵庫県からの連絡を受け、衛生局が調整窓口となって何処に設置するか各保健所および区と調整し、設営を推進した。

当時、市内599カ所の避難所に23万人を超える被災者がおり、多数の避難所から入浴設備設置の要望があったが、全ての避難所に設置することは非常に困難であった。設置するスペースがあり、施設管理者の了解が得られ、かつ、清掃等の自主管理ができることを設置の条件とし、また、周辺の公衆浴場の再開状況、自衛隊の仮設風呂の設置状況、ボランティア風呂の設置状況、水道の復旧状況等を勘案し、地域のバランスを考慮しながら設置主体である兵庫県と調整し、一つの避難所に5基をベースとして順次設置を進めていった。

ライフラインのうち、電気については早々から復旧したため、熱源として電気温水器及びプロパンガスを利用することにしたが、水道の復旧は困難を極め、また仮復旧した場所でもシャワー利用に必要な十分な水圧が得られない場合も生じ、1月29日にようやく神戸諏訪山小学校の供用を開始したのが最初であった。

行政による仮設シャワーの設置を進める中、大手企業数社から5人用仮設風呂、仮設シャワーの提供の申し出があり、これらの協力を得ながら水道の復旧に合わせ、3月1日までに市内の避難所42カ所に対して、予定した206基の仮設シャワー等の設置を完了した。

その後も要望により新たな設営を行い、6月末までに設置した仮設シャワー等は、48カ所236基に上った。

設営後、清掃等の管理運営は、避難者及びボランティアの人達により行われたが、多数の利用者により長期にわたり使用されたため、機器の消耗は激しく、衛生局において、補修、点検等の調整を行った。

避難所に設置した仮設シャワー等については、震災当初、自衛隊の仮設風呂とともに避難所被災者のみならず、周辺被災者の入浴機会の確保の一環として多大の効果あげた。

表2-9-12 仮設シャワー等の利用実績

（平成7年3月9日 兵庫県の調査結果による。）

調査箇所数	調査基数	利用者数（人）			1日平均 利用時間	1基1時 間当りの 利用人数
		合計	1箇所 平均	1箇所 最大		
41	190	3,990	97.3	350	8.6時間	2.4人

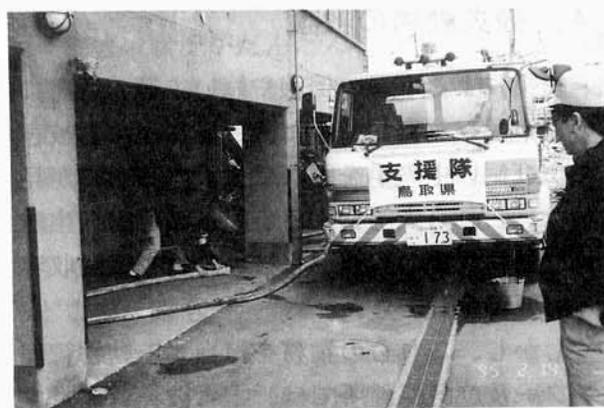
注：①3月9日は、自衛隊野営風呂の入浴者数から推定すると、ややピークを超えた時期。
②平成7年8月末までの215日間で、延べ76万人の利用があったものと推定される。
③平成7年8月末現在の設置数 16カ所 79基

(3)公衆浴場の営業再開支援

公衆浴場は震災直前には、市内で194施設が営業していた（北区、西区には公衆浴場がない）が、震災により116施設（60%）が半壊以上の損傷をうけていたことが保健所の調査で判明した他、建物、設備の面で何とか営業が可能な施設であっても水道、電気の不通により殆どの施設が営業不可能の状況で、1月20日現在で営業

している浴場は、僅か5施設であった。震災の被害が比較的少なかった垂水区では、水道、電気のライフラインが回復していくに連れ順次営業を再開し、2月初めには全て再開した。しかし、被害の大きかった東灘から須磨までの臨海部6区では営業の再開にこぎつけるには困難を極めた。

このため公衆浴場の営業再開を支援するため、燃料の重油を斡旋し1月25日から、またタンクローリーによる水の供給を1月27日から開始した。



公衆浴場への給水支援（長田区）

表2-9-13 神戸市浴場被災状況（概数）

区	調査施設数	内 訳					小 計	廃業など	合 計	8月末日 現在 営業施設
		全焼又全壊	半 壊	一部損壊	外観異常なし					
東 灘	17	13(7)	1(0)	3(0)	0(0)	17(7)	0	17	6	
灘	30	5(1)	14(7)	4(1)	5(0)	28(9)	2	30	15	
中 央	29	6(2)	11(5)	6(1)	3(1)	26(9)	3	29	13	
兵 庫	43	9(1)	14(7)	6(2)	8(0)	37(10)	6	43	21	
長 田	51	20(6)	14(10)	13(3)	4(0)	51(19)	0	51	24	
須 磨	15	3(1)	6(3)	3(1)	1(0)	13(5)	2	15	4	
垂 水	9	0(0)	0(0)	8(1)	0(0)	8(1)	1(未完成)	9	9	
計	194	56(18) 29%	60(32) 31%	43(9) 22%	21(1) 11%	180(60) 93%	14 7%	194 100%	92 47%	

表2-9-14 公衆浴場に対するタンクローリーによる給水支援
（期間：1月27日～3月2日）

実働稼働台数	16台（延べ出動台数 263台）
対 象 浴 場	14施設（延べ給水浴場 280施設）
支援ボランティア総数	延べ 563人
（内訳）	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 203人 ・単独ボランティア 170人 ・他県応援職員 190人

いていち早く一般開放が行われた他、市立の遊泳用プールにおいても屋内プールサイドに給湯蛇口を仮設配管し、臨時の入浴施設として一般開放された。

衛生局においては、これら一般開放施設の把握に努めるとともに、営業を再開した公衆浴場と併せ、連日、広報による市民への情報提供を行った。

(4)入浴施設の開放、ボランティアによる仮設入浴施設の設置及び市民への入浴情報提供

兵庫県や市の関係部局と協力のうえ、ゴルフ場等の入浴設備の一般開放を要請した結果、震災による被害が少なかった北区、垂水区、西区や市外の多数の施設からの協力が得られた。その他、水道の復旧に併せて、市街地でも、企業の敷地内での仮設風呂の建設や工場、寮、社宅等従業員用の入浴施設の一般開放が行われた。

一方、しあわせの村、有馬温泉会館、フルーツフラワーパーク等、神戸市立の公共施設にお



再開された公衆浴場に長蛇の列（長田区）

4. 被災動物の救護

震災による家屋の倒壊や飼い主等の避難に伴い、市民が飼育していた犬・猫などにも被害がおよび飼い主の手を離れて放浪するものが見られた。これら犬等による市民への危害発生防止及び動物愛護の観点から被災動物を保護收容する必要が生じてきた。

しかし、これらの業務を担当する動物管理センター及び各保健所では、まず被災者に対する救援救護活動が最優先課題であり、動物の救護対策を実施する人的余裕は無かった。このため、衛生局は、1月19日に(株)神戸市獣医師会と被災動物対策を協議し、被災動物の救護に係るボランティア活動を要請した。その後(株)神戸市獣医師会、兵庫県獣医師会及び日本動物福祉協会阪神支部の三者が協議し、兵庫県南部地震動物救護本部を設置した(1月21日)。

神戸市では、神戸動物救護センターの活動拠点として、動物管理センター敷地を提供した他、兵庫県南部地震動物救援本部に対し人的・物的

支援を行い、一体となって以下の活動を行った。

- ①被災地で飼育されている動物に対する餌の配布
- ②負傷している動物の收容・治療・保管
- ③飼育困難な動物の一時保管
- ④放浪動物の保護
- ⑤所有権放棄動物の受け入れ
- ⑥所有者探し及び情報提供
- ⑦新たな飼い主探し(里親譲渡)
- ⑧その他動物に対する相談

またこのほか、2月1日から、保護收容動物の伝染病予防のためのワクチンの接種及び犬については狂犬病予防注射の実施、譲渡対象の犬猫については避妊、去勢手術を実施した。

さらに、気温の上昇によりビニールハウスによる收容棟は飼育に不適當な環境になることや多頭飼育が困難なこと、一時預かりの頭数の増加が予想されることなどから、神戸市衛生局管理地内に新たなプレハブ動物舎を建設した(5月13日)。

表 2 - 9 - 15 活動実績(8月末現在)

	保護收容	一時預かり	譲渡依頼	合計	飼い主返還	里親譲渡	現在收容	その他
犬	202	130	386	718	144	485	59	30
猫	55	42	175	272	30	195	32	15
他	4	1	4	9	2	5	0	2
計	261	173	565	999	176	685	91	47

5. 仮設トイレの設置、し尿収集作業

(1) 震災直後の状況

(1月17日)

地震発生。水道は不通であるが、被害規模、避難者数、および水道の復旧見込み等、正確な情報を把握できない状態であった。同日夜、大阪の業者から仮設トイレ提供の申し出がある。

(1月18日)

仮設トイレ設置希望の電話が鳴りはじめる。全市的に水道が不通であり、避難者は10万人を優に越えることが判明。仮設トイレ設置要望箇所から順次設置開始。昨日提供の申し出のあった業者に設置依頼。(設置基数79基)

同日午後には全国環境整備事業協同組合連合会(以下、環整連という)から仮設トイレ約1,000基、バキューム車約30台の提供の申し出がある。市街地で唯一のし尿収集事業所である高松事業所に応援車両を集結することとする。

水洗化約95%を越えている現在、神戸市で所有しているバキューム車の数では仮設トイレのし尿収集に全く対応できない。また、仮設トイレの備蓄もほとんど無いのも同然の状態である。

・神戸市所有バキューム車	
高松事業所(市街地を担当).....	5台(2トッ車)
北事業所(北区を担当).....	6台(2トッ車)
西事業所(西区を担当).....	8台(2トッ車)
予備車.....	5台(2トッ車4台 0.3トッ車1台)
計	24台
・神戸市所有移動便所車	
種	類:被牽引車
タンク容量:	700ℓ
台	数:4台

市内でバキューム車を多く所有している業者として浄化槽汚泥収集業者の組合の神戸水質保全協同組合があるが、ほとんどの業者が被災しており、し尿収集の援助ができる状態ではないため、環整連に仮設トイレ設置とあわせてし尿収集を依頼することとする。

(1月19日)

被害の状況がだんだん判明するにつれ、避難者数及び、避難所数は更に増え、避難者数は17万人におよぶ。同日午後には、環整連が高松事業所に到着する。早速、仮設トイレの設置を依頼し、前述の大阪の業者とあわせて72基を設置する。救済車両および脱出車両の急増により、どこの道路も大渋滞をおこしており、効率的設置ができない。

この頃になると仮設トイレの提供の申し出も多数自治体および企業からくるようになる。

(1月20日)

避難者はさらに増え、避難所580カ所に20万人の避難者を数え、そのほとんどにおいて仮設トイレが必要なことが判明する。

仮設トイレの受け入れ、設置及びし尿収集の窓口を高松事業所に一本化して対応することとする。

環整連による設置が本格化し、同日設置数は129基。

(1月21日)

高松事業所においては仮設トイレの提供および、設置の電話が鳴りっぱなしの状態となり、事務職員が所長1人の職場であるので全く対応の仕様が無い状態となる。

それでも仮設トイレは大規模な避難所から順次設置を続け、同日設置数は環整連設置分を中心に244基におよぶ。

※この時点において仮設トイレ数は合計524基。20万人の避難者に最低必要数は毎日し尿収集するとして1,400基。避難箇所が500カ所以上に点在していることを考えあわせると、その1.5倍の2,100から2,200基は必要になると考えられた。その数字からすると設置数はまだまだ不足していた。

(2) 仮設トイレ対策本部設置

前述のとおり高松事業所は事務職員1人だけの職場に電話が鳴りっぱなしの状態となったため、1月22日、急遽本庁より約10名が応援にかけつけ、仮設トイレ対策本部の組織固めを図った。

仮設トイレの設置は避難者150人に1基（後、100人に1基とした。）とし、大規模避難所から順番に設置するという大方針を決定した。

しかし、電話の対応や提供された仮設トイレの受け入れヤードさがしに忙殺され、なかなか組織的な運営ができず、仮設トイレ設置数も大きくは伸びない。満足な指示を環整連に与えることもできず、しばらくの間は混乱を極めた。

それでも、仮設トイレの設置については23日から大阪市が、24日からは自衛隊による応援があり、また、27日からは業者による設置が行われた。ボランティアや兵庫県による設置も行われたため、それ以降設置数は飛躍的に伸びた。

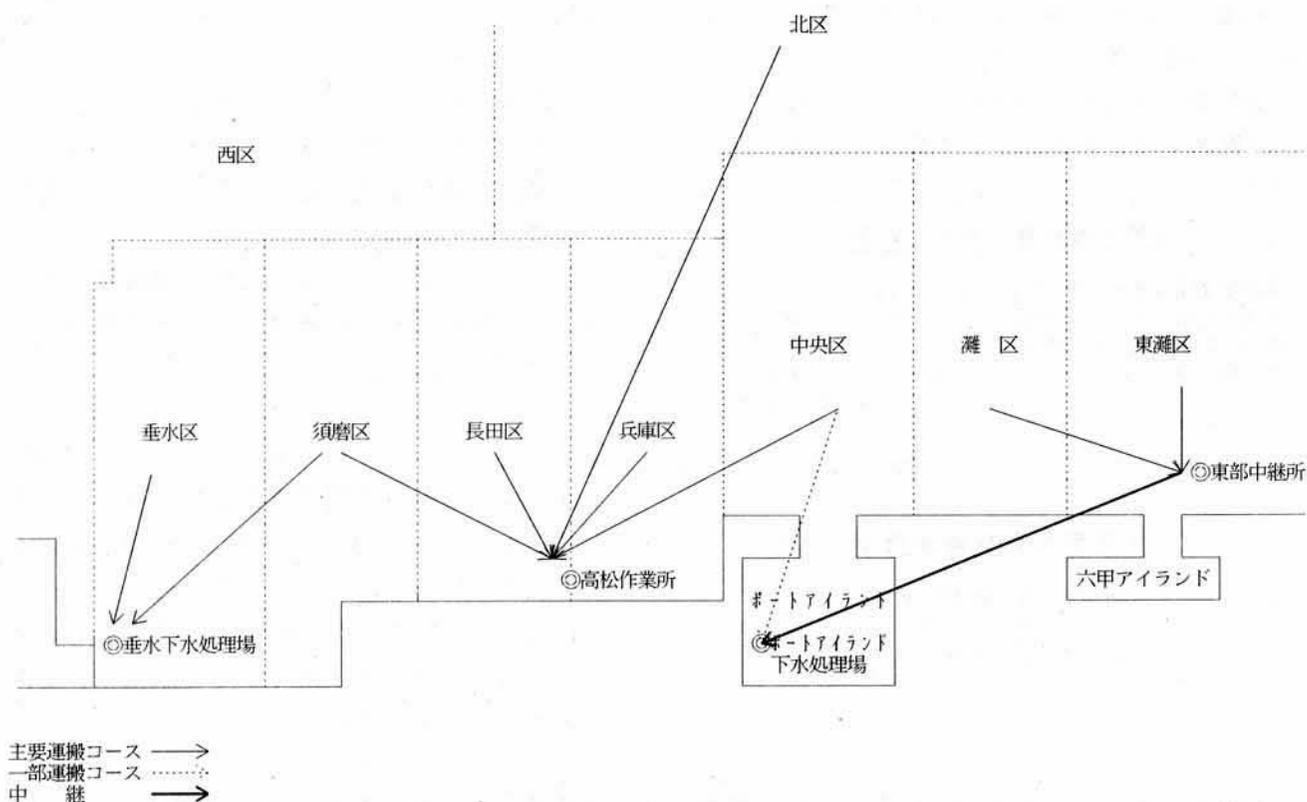
表 2-9-16 仮設トイレの設置状況

	設置箇所数	設置基数	直営外収集台数
1月18日	7	79	-
20日	155	280	25
21日	216	524	25
31日	462	2,381	25
2月16日	546	3,012	11
2月28日	546	2,938	16
3月31日	451	2,214	13
4月30日	304	1,216	6
5月31日	237	750	4
6月30日	186	491	3
7月31日	143	392	2
8月31日	97	220	2

設置基数最大

注：収集台数は直近1週間における1日あたり平均台数

図 2-9-1 仮設トイレし尿処理フロー図



(3)し尿収集

前述のとおり、バキューム車が絶対的に足りない状況下において、仮設トイレのし尿収集は1月19日以降、直営車両5台と環整連による応援車両25台によって行われた。

しかし、環整連による応援も31日に終わり、2月1日からは(社)兵庫県水質保全センターに引き継がれた。ここは兵庫県内のし尿、浄化槽汚泥の収集業者の組合で、北は但馬から西は竜野あたりまでのバキューム車が神戸に集結した。

ただ、当初はバキューム車の配車がうまくいかず、23台程度の車が必要になるところであるが、12台程しか集まらなかった。ボランティアによる収集もあったが、直営車両は仮設のし尿収集箇所からの申告にも対応しなければならず、仮設トイレし尿収集に対して十分な体制がとれず、苦情電話が鳴りっぱなしの状態となった。

このため、効率的な収集作業を行うべく、垂下水処理場及び、ポートアイランド下水処理場にし尿を投入し、東灘には15トン級し尿中継車両を配置することにより、従来1カ所しか無かった搬入箇所を4カ所とした。

また、仮設トイレの利用の仕方について啓発用チラシの配付をボランティアの力を得て行った。これは、水洗トイレしか知らないほとんどの市民が汚物が少しでもたまると申告をしてくる状態であったためである。

業者による配車体制が整い、また、水道の回復および上記のような対策をとった効果がでてきたため、次第に苦情電話も少なくなり2月の末には落ちついた状態となった。(表2-9-16参照)

し尿収集箇所数はその後、通水による撤去が行われ、急激に減少し、一方で神戸市内の業者もようやく体制が整ってきたため、6月1日以降においては市内の浄化槽汚泥収集業者の組合である「神戸水質保全協同組合」に業務を引き継いでいる。

(4)撤去作業

2月の末になると市内の大部分において水道が復旧したため、主な申告電話は仮設トイレ撤去依頼となった。2月24日より撤去作業をはじめ

めた。2トントラック4台で撤去作業を行い、高松作業所近くの空き地に仮置きし、そこで洗浄作業を行い、洗浄の終わった仮設トイレは4トントラックに積みかえて、森林植物園近くの旧長尾山処分地に搬送した。

撤去作業は大きな混乱も無く順調に進み、8月31日現在、公園を中心に220基が残るだけになっている(表2-9-16参照)

仮設トイレの設置、し尿収集作業についての他都市等の応援状況は次のとおりである。

(仮設トイレ提供自治体)

東京都、横浜市、京都市、小野田市、川崎市、名古屋市、大阪市、新潟市、静岡市、千葉市

(仮設トイレ設置作業)

大阪市

(し尿汲取り作業)

岡山市、広島市

第10節 廃棄物の処理

(1) 震災直後の状況

職員自身及び、家族が被災し避難所へ避難している職員も多く、交通機関等の途絶もあり、震災直後、登庁出来る職員が少なかった。

出てきた職員も、震災当日より区役所等で、緊急物資の搬送等の応援に出動するなど、環境局内での人員の把握や組織化が立ち遅れた。

電話回線等が不通で、初期の情報が極端に不足しており、事業所やクリーンセンターとの連絡がなかなかつかず、状況把握が十分出来なかった。

電話連絡の取れない事業所へは、職員が単車や自転車に乗ってこれら事業所に行き、やっと状況を把握するという状況であった。

(2) 1月～3月の状況

① 震災後のごみ量

震災により総排出量が増大し、道路の寸断、交通の大渋滞と併せ定曜日に関係なく、荒・生の区別もなく出され、市内至る所にごみの山が築かれる状態であった。

表 2-10-1 ごみ排出量の状況

	年 度	1 月	2 月	3 月	合 計
生ごみ	5	32,034	27,575	31,793	91,402
	6	27,124	29,085	31,921	88,130
	前年度比	84.7%	105.5%	100.4%	96.4%
荒ごみ	5	10,682	8,359	10,325	29,366
	6	24,392	38,258	24,528	87,178
	前年度比	228.3%	457.7%	237.6%	296.9%

注：1月は震災前も含む。

区によって被災状況が異なるが、市街地の事業所では職員自身が被災しており動かせる車の台数が少ないため、当面は家庭ごみを中心に収集をし、荒ごみについては通行上の支障がある等、緊急を要するものには極力対応することとした。区によって受けた被害状況が異なり、被害の少ない北・垂水・西事業所から、他の事業所に応援を出すなどして収集を再開した。

震災直後の混乱状況から、職場にも職員が

徐々に復帰し、懸命の収集作業を行い家庭ごみについては、2月上旬に概ね全事業所が定曜日に戻ることが出来た。以降については特殊な事情がないかぎり定曜日収集を行っている。

しかし、荒ごみについては、震災の影響により総排出量が極端に増大し、定曜日に関係なく出される状況で、道路の寸断、交通渋滞と併せて、通常の収集手段だけでは対処出来ない状況であった。

他都市や自衛隊の応援、土木協力会等での深夜作業を行うなど、総力をあげた収集作業の結果、いったんは、街に滞留するごみの山は一掃された。

しかし、水道・ガス等のライフラインが復旧するに従い、避難した市民が家に戻り家財等を整理して、それらが再び路上に出されごみの山を築くことになり、取っても取っても次から次へと出される状況であった。

他都市をはじめ多くの方の努力の結果、概ね3月上旬に定曜日に戻ることが出来た。

② クリーンセンターの被災状況

クリーンセンターが被災し、家庭ごみの搬入がストップした。

内陸部に位置する落合クリーンセンター・西クリーンセンターは、比較的立ち上がり早く、落合クリーンセンターについては1月23日に、西クリーンセンターは1月24日に運転が再開されたが、臨海部に位置する東・港島・苅藻島の3クリーンセンターについては、被害の程度が大きく運転再開は2月に入ってからとなった。

(表 2-10-2 参照)

③ 布施畑・淡河処分地の状況

最終処分地への道路が大渋滞となり、処分場の入口から廃材を積んだダンプが長蛇の列を作り、1日1車から2車しか処分場に入れない状況となった。

市直営車もこれらの渋滞の列に取り込まれ、収集効率が極端に落ちた。幸い布施畑処分地には、別ルート(南門)による搬入ルートを確認

表2-10-2 クリーンセンターの被害状況

(平成7年4月)

施設名		東クリーンセンター	落合クリーンセンター	港島クリーンセンター	荏藻島クリーンセンター	西クリーンセンター	備考
施設能力		690t/日(230t×3)	450t/日(150t×3)	450t/日(150t×3)	600t/日(200t×3)	600t/日(200t×3)	
竣工年月		昭和50年5月	昭和54年11月	昭和59年3月	平成2年3月	平成7年1月	
被害の度合	プラント	やや大	中	小	小	小	大・中・小は5 クリーンセンタ ーを便宜的に比 較したもの
	建物	大	中	中	中	大	
	屋外関係	大	小	中	中	小	
被害の概要	プラント	①計量器故障 ②助燃バーナ用灯油タンクの傾き ③放流水配管破断 ④特高引き込みケーブル地盤沈下による損傷	①ごみ・灰クレーンレールの曲がり ②温水タンクひび割れ ③ガス冷後部鉄骨プレス曲がり ④EPバイパスダクト点検口落下 ⑤苛性貯槽排水配管ひび割れ	①各種配管の漏れ ②計量器故障 ③電気集塵器硝子パッキン破損・集塵板等変形 ④高圧引き込みケーブル損傷	①ごみ計量器ピット破損 ②計量棟送り電源断線 ③高架水槽漏れ ④高圧引き込みケーブル損傷	①ごみクレーンレールの曲がり ②低圧コンデンサフィンチューブ一部変形 ③ボイラ受水槽漏水 ④放流水槽ひび割れ	
	建物	①煙突ひび割れ ②玄関ひさし変形 ③ごみ積出場破損 ④食堂一部破損 ⑤投入ステージ鉄骨プレス曲がり	①炉室鉄骨プレス曲がり ②冷却塔ヤードALC板一部脱落 ③煙突ひび割れ	①エキスパンション金物破損 ②食堂損壊 ③渡り廊下受梁破損	①渡り廊下等の受梁エキスパンション金物破損 ②食堂損壊 ③ランプウエイ基礎ひび割れ ④エレベーター故障	①外壁(ALC板)の一部脱落 ②ごみピット、炉室等壁の一部破損 ③炉室トップライト破損	
	屋外関係	①構内全体に40~50cmの地盤沈下 ②護岸沈下・1mずれ ③上水・工水埋設管破損 ④土間下排水管破損、便所浴室使用不能	①煙突横の石積部沈下	①構内全体に40~50cmの地盤沈下 ②上水引き込み管漏れ ③屋外・土間下排水管破損	①構内全体に40~50cmの地盤沈下 ②上水・工水埋設管破損 ③屋外排水管破損 ④井戸ケーシングの折損	①搬入路アスファルト舗装一部割れ ②場内インターロッキングずれ ③外灯等破損	
引き込み関係復旧日	電話	1/17	1/17	1/17	1/20	1/17	
	電気	1/19	1/17	1/17	1/17	1/17	
	ガス	4/30 (1/29:灯油)	1/17	2/10	2/6	1/24	
	上水道	2/19 (4/12:工水)	1/22	2/10	2/6 (3/1:工水)	1/23	
運転再開日		2/20	1/23	2/11	2/6	1/24	

することが出来たが、淡河処分地はそのような別ルート確保が出来ず、淡河に入っていた中継車等を布施畑に変更せざるを得なかった。

クリーンセンター及び最終処分地がこのような状況の中、震災直後から市内至る所に大量のごみが出され、歩道は言うに及ばず道路をも塞ぐ状態となり、復旧の妨げとなった。

④臨時仮置場の確保

大量に出る荒生混合ごみを速やかに撤去するため、ごみの仮置場を設けそこに集積し、中継車により最終処分地に搬入した。(図2-10-1参照)

ア. 東クリーンセンター隣地

東灘区魚崎浜町 18,000㎡ 1/24～
(関西電力)

イ. 小野浜グラウンド

中央区小野浜町 5,000㎡ 1/23～
(土木局)

ウ. 大阪ガス跡地

長田区南駒栄町 10,000㎡ 2/2～2/26
(経済局)

エ. 兵庫突堤

兵庫区築地町 3,000㎡ 2/25～3/31
(港湾局)

オ. 遠矢浜

兵庫区遠矢浜町 5,000㎡ 4/1～
(土木局)

ようやく確保した仮置場(大阪ガス跡地・兵庫突堤)も、仮設工場や瓦礫置場等と競合し、明け渡さなければならなかった。

又、大阪ガス跡地の隣地の公園では被災住民がテントを張って避難しており、その横でのごみの中継であり、ビニールシートを張るなど埃等の飛散防止につとめた。

その他の仮置場も同様な苦情が寄せられたが、幸い季節が冬場と言うこともあって、大きな問題とはならなかった。

⑤夜間収集

大量に出たごみを処理するには、人間の手による収集の限界を越えており、ショベル等機械力を導入する必要があった。しかし、倒壊した

家屋や道路崩壊等によって、昼間は慢性的な交通渋滞であり、そのような作業環境の中で大型車両等での作業は不可能であった。

・土木協力会(2/3～2/10)

ショベル1台・ダンプ5台を1班とし、5班体制で夜間収集を行い仮置場に集積した。

延べ車両 約200台

延べ人員 約300人

収集量 約800ト

・一般廃棄物処理許可業者(2/13～3/25)

パッカー車での収集に従事した。

延べ車両 約400台

延べ人員 約900人

収集量 約1,000ト

広い仮置場もどんどん溜まるごみで溢れだし、そのような状況となり、これの搬出が問題となった。中継の方も、昼間は走れないため夜間中継により、仮置場のごみを最終処分地へ搬入した。

・大阪市廃棄物処理事業連絡会議

(3/8～3/14)

東クリーンセンター隣地から布施畑環境センターへ、夜間中継を行った。

延べ 264台

⑥他都市等の応援(1/24～4/8)

1月24日より他都市の応援を受けた。

東灘事業所 大阪市 10台

灘事業所 京都市 7台

兵庫事業所 和歌山市 8台

長田事業所 岡山市・県 12台

須磨事業所 広島市 7台

中継の応援も含め、4月8日まで、21都道府県、58市町、1日最大105台、延べ10,288人の応援を受けた。

表2-10-3 他都市応援実績

都 市 名		期 間	延 日 数 (日)	車 種 ・ 代 数 (台)	延 人 員 (人)	1 日 最大人員 (人)
北海道	札幌市	3/19~4/8	21	10トンダンプ 2	105	5
宮 城	仙台市	2/1~2/23	20	4トンパッカー 4) 2トンパッカー 2) 6	440	22
千 葉	千葉市	2/3~2/18	16	4トンパッカー 3	224	14
東 京	東京都	1/30~3/3	25	2トンパッカー 30 10トンダンプ 13 ショベル 3	2,465	130
埼 玉	大宮市	1/27~1/31	5	4トンパッカー 4	75	15
神奈川	川崎市	1/30~3/17	35	2トンパッカー 3	350	10
	横浜市	1/30~3/17	47	4トンパッカー 1) 2トンパッカー 5) 箱車 1) 7	799	17
	小計 2市		82	10	1,149	
愛 知	名古屋市	1/27~2/28	33	10トンダンプ 5) ショベル 1) 6	553	17
岐 阜	美濃市	1/28~2/19	6	4トンパッカー 5	76	16
	関 市	2/4・5	2	2.5トンパッカー 5) 2トンダンプ 1) 6	36	18
	小計 2市		8	11	112	
滋 賀	甲南町	1/28~2/26	10	2トンパッカー 3	68	9
京 都	京都市	1/24~1/27	4	2トンパッカー 9	108	27
大 阪	大阪市	1/24~3/17	39	2トンパッカー 11	1,509	39
	八尾市	2/10・26	2	2~4トンパッカー 9	55	40
	阪南市	2/4~3/4	3	2~4トンパッカー 7	58	21
	泉南市	1/28~2/25	5	2トンパッカー 8	66	27
	小計 4市		49	35	1,688	
和歌山	和歌山市	1/24~1/29	6	3トンパッカー 8	99	19
	海南市	2/8~11	4	2トンパッカー 2	24	6
	小計 2市		10	10	123	
奈 良	奈良市	2/4~3/12	15	2トンパッカー 6) 4トンパッカー 3) 10トンダンプ 4) 13	368	42

都 市 名	期 間	延 日 数 (日)	車 種 ・ 代 数 (台)	延 人 員 (人)	1 日 最大人員 (人)		
奈 良	大和郡山市	2 / 18・25、3 / 4	3	10トング	1	6	2
	生 駒 市	2 / 6 ~ 2 / 10	5	4トバッカー	1	15	3
	香 芝 市	2 / 4・18	2	2トバッカー	4	20	12
	桜 井 市	1 / 28・29	2	2トバッカー	6	24	12
	三 郷 町	2 / 4 ~ 2 / 10	7	4トバッカー	1	21	3
	上 牧 町	2 / 6 ~ 3 / 12	13	4トバッカー	1	39	3
	小計7市町		47		27	493	
兵 庫	姫 路 市	1 / 24 ~ 3 / 2	38	2トバッカー 2トング ショベル	3 2 1	636	21
	赤 穂 市	1 / 24 ~ 2 / 19	27	2トバッカー	2	162	6
	三 田 市	1 / 31 ~ 2 / 17	14	2トバッカー	2	43	4
	上 郡 町	1 / 24 ~ 2 / 19	27	2トバッカー	1	81	3
	揖保川町	1 / 28・29、2 / 4・5	4	2トバッカー	3	30	9
	小計5市町		110		14	952	
岡 山	岡 山 市	1 / 24 ~ 1 / 28	5	2トバッカー 4トバッカー	2 2	60	12
広 島	広 島 市	1 / 24 ~ 1 / 27	4	2トバッカー 2トング Wキャビン	7 1 1	76	19
	福 山 市	2 / 6 ~ 3 / 3	22	2トバッカー	3	231	10
	呉 市	2 / 6 ~ 2 / 24	15	4トバッカー	1	75	5
	小計3市		41		13	382	
山 口	下 関 市	2 / 5 ~ 3 / 12	6	4トバッカー	1	33	6
	宇 部 市	2 / 5	1	2トング	1	3	3
	山 口 市	2 / 5 ~ 3 / 12	5	4トバッカー	1	15	3
	萩 市	2 / 5 ~ 3 / 5	5	4トング	1	15	3
	徳 山 市	2 / 5 ~ 3 / 12	6	2.75トバッカー	1	18	3
	防 府 市	2 / 5 ~ 3 / 12	6	4トバッカー 2トング	1 1	24	4
	下 松 市	2 / 12・26 3 / 12	3	2トバッカー	1	9	3

都 市 名		期 間	延 日 数 (日)	車 種 ・ 代 数 (台)		延 人 員 (人)	1 日 最大人員 (人)
山 口	岩 国 市	2 / 5 ~ 3 / 12	6	4トンバッカー	1	19	3
	小 野 田 市	2 / 5 ~ 3 / 12	6	4トンバッカー	1	20	3
	光 市	2 / 12 ~ 3 / 12	5	2トンバッカー	1	15	3
	長 門 市	2 / 12 ~ 3 / 12	5	4トンバッカー 2トンダンプ	1 1	21	6
	柳 井 市	2 / 5	1	2トンダンプ	1	3	3
	周 東 町	2 / 19	1	4トンバッカー	1	3	3
	小 郡 町	2 / 5 ~ 3 / 12	6	4トンプレス	2	33	3
	楠 町	2 / 5	1	2トンダンプ	1	2	2
	山 陽 町	2 / 5 ~ 3 / 12	5	3トンダンプ	1	15	3
	秋 芳 町	2 / 5	1	2トンダンプ	1	3	3
	阿 武 町	2 / 5 ・ 19	2	4トンダンプ	1	4	2
	小計18市町			71	21		255
香 川	高 松 市	2 / 13 ~ 3 / 3	16	4トンバッカー	4	121	8
愛 媛	松 山 市	2 / 13 ~ 2 / 17	5	4トンバッカー	2	40	8
高 知	高 知 市	2 / 6 ~ 3 / 2	25	4トンバッカー	2	335	15
	須 崎 市	2 / 5 ~ 2 / 11	7	3トンバッカー	1	21	3
	小計 2市			32	3		356
福 岡	福 岡 市	2 / 25 ~ 3 / 27	31	10トンダンプ 2.5トンダンプ	2 1	279	9
	北 九 州 市	2 / 25 ~ 3 / 20	24	10トンダンプ	4	240	10
	小計 2市			55	7		519
合 計	58市町 (東京都含む)	1 / 24 ~ 4 / 8	665	240 (一日最大 105)		10,288	323

⑦自衛隊等の応援（1/30～2/3）

東灘、灘、中央、長田、兵庫、須磨各区のうち、路上等、交通障害箇所、及び市所有の機材等では対処出来ないごみ収集について応援を得た。（1区当たり約20カ所 計120カ所）

車両台数60台、隊員数 410人

また、三菱重工地域復旧支援隊のごみ収集部隊は2月1日から3月31日まで環境局長田事業所管内において、大量に排出された荒ごみ収集をボランティアで行ってくれた。

⑧避難所・仮設住宅のごみ収集

ア. 避難所ごみの収集

避難所から出されるごみは、避難所に寝泊まりしている人の分だけでなく、避難所に食料配給等を受取りに来る人のごみも含まれている。

避難所から出されるごみは、通常的生活から排出されるような厨芥類がないかわりに、救援物資の弁当殻、ペットボトル・空缶・空きビン等の容器類や紙類の食器類等、通常よりかさのかかるものが多く、2月の実績として概ね1人当たり1.2kgと、通常時の量700gより多かった。

避難所の中でも小・中学校等大規模なところはごみ量も多く、毎日収集が必要となり環境共栄事業協同組合の協力を得て収集を行った。

又、一方で避難所を退去する際に、毛布・タタミ・ダンボール・ポリタンク等が一時大量に排出され、民生局と協議しリサイクル出来るものについてはリサイクルしている。

（避難所のごみの収集状況）

- ・ 1月24日～3月31日 延べ2,218台
- ・ 1日平均33台

イ. 不法投棄ごみ

震災前は事業活動に伴うごみ処理は、市が許可した一般廃棄物処理業者が収集していたが、震災以後は排出のマナーが乱れ、各事業者から発生したごみが、家庭用ごみステーション・道路・空き地等に不法投棄されたため、1箇所当たりのごみ量が大量となったうえ、業務用の大型ごみや瓦礫類等も排出され、市の収集機材のみでは収集が困難となり、環境共栄事業協同組合の協力を得て収集を行った。

処理件数は被災地域全域に及んでいるが、特に商業施設が集中する中央区（68件）・兵庫区（69件）が多く、全体177件の約77%を占めている。

表2-10-4 不法投棄ごみの処理件数

	1月	2月	3月	計
東灘	1	2	4	7
灘	5	1	2	8
中央	4	28	36	68
兵庫	14	18	37	69
長田	1	10	9	20
須磨	1	-	2	3
垂水	1	-	1	2
計	27件	59件	91件	177件

(3) 4月以降の状況

4月以降も荒ごみの排出量が落ちず、市内の交通量も相変わらず渋滞しており、仮置場等を有効に活用しながらの収集作業を行った。

表2-10-5 4月以降のごみ量

	年度	4月	5月	6月	7月	8月
生ごみ	6	31,742	33,495	32,218	32,461	33,004
	7	29,714	32,589	30,299	31,079	30,813
	前年度比	93.6%	97.3%	94.0%	95.7%	93.4%
荒ごみ	6	14,226	13,552	11,995	12,249	12,128
	7	23,289	21,840	20,158	18,424	17,096
	前年度比	163.7%	161.2%	168.1%	150.4%	141.0%

①仮置場の継続使用（図2-10-2参照）

ア. 東クリーンセンター隣地

東灘区魚崎浜町 18,000㎡ 1/24～
（関西電力）

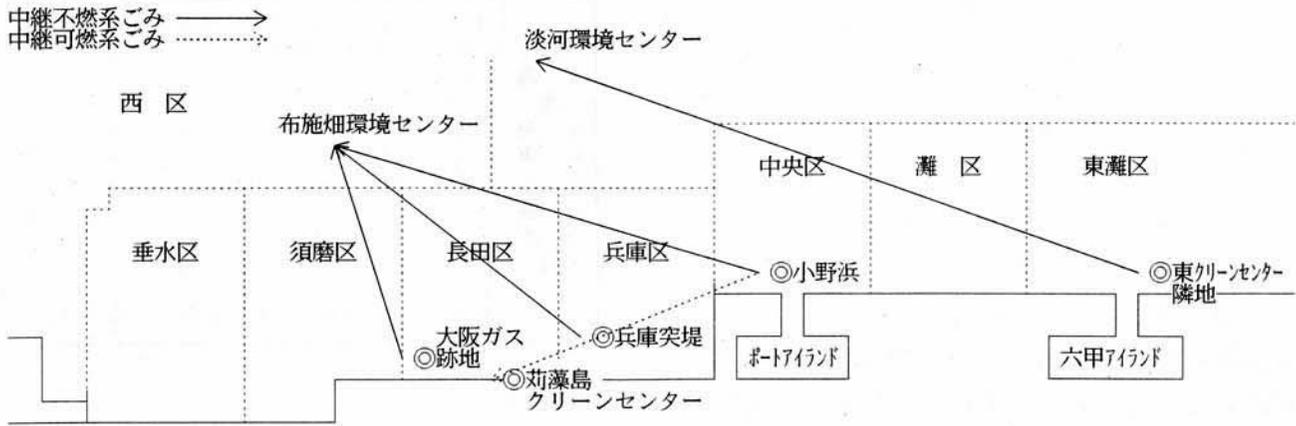
イ. 小野浜グラウンド

中央区小野浜町 5,000㎡ 1/23～
（土木局）

ウ. 遠矢浜

兵庫区遠矢浜町 5,000㎡ 4/1～
（土木局）

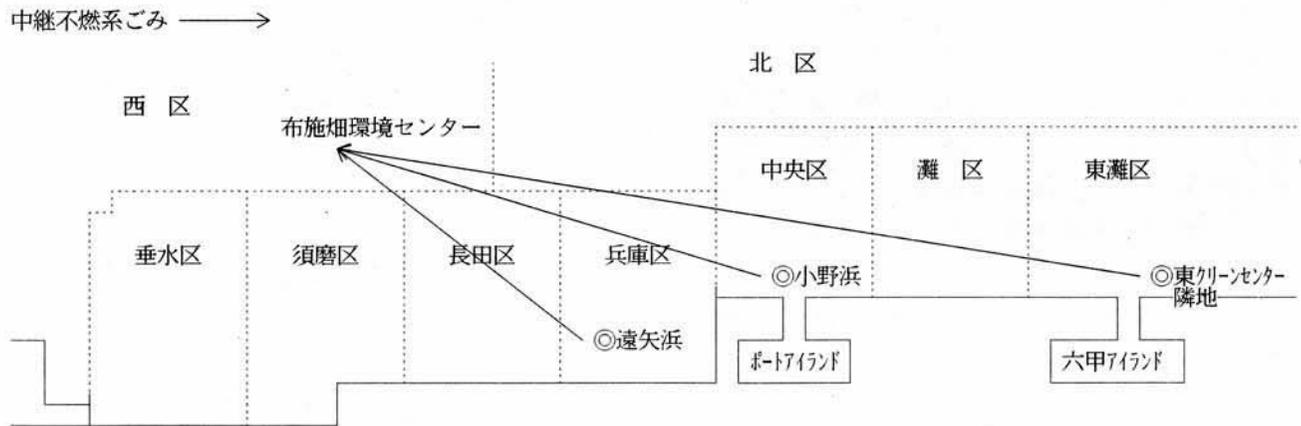
図2-10-1 ごみ中継フロー図（1月～3月）



各中継地への各区搬入量

区	東クリーンセンター隣地 (混合ごみ)	小野浜グラウンド (可燃ごみ)	小野浜グラウンド (不燃ごみ)	大阪ガス跡地 (混合ごみ)	兵庫突堤 (不燃ごみ)	中継地総搬入量
東灘	16,000 トン	—	—	—	—	16,000 トン
灘	8,400 トン	600 トン	1,000 トン	—	—	10,000 トン
中央	—	2,300 トン	4,500 トン	—	—	6,800 トン
兵庫	—	—	1,000 トン	2,800 トン	1,850 トン	5,650 トン
長田	—	—	—	4,100 トン	1,900 トン	6,000 トン
須磨	—	—	—	2,100 トン	—	2,100 トン
各中継地総搬入量	24,400 トン	2,900 トン	6,500 トン	9,000 トン	3,750 トン	46,550 トン

図2-10-2 ごみ中継フロー図（4月以降）



各中継地への各区の搬入量

区	東クリーンセンター隣地 (不燃ごみ)	小野浜グラウンド (不燃ごみ)	遠矢浜 (不燃ごみ)	中継地総搬入量
東灘	25,500 トン	—	—	25,500 トン
灘	16,500 トン	—	—	16,500 トン
中央	—	12,000 トン	—	12,000 トン
兵庫	—	—	5,250 トン	5,250 トン
長田	—	—	6,000 トン	6,000 トン
各中継地総搬入量	42,000 トン	12,000 トン	11,250 トン	65,250 トン

②空缶の処理

リサイクルセンターが被災しており、全市的な再開についてはその復旧を待たないと出来ない状況であるが、被害の少ない北・須磨・垂水・西区で7月から順次再開した。

(空缶リサイクルセンターの被害状況)

○建物及びプラント関係

平成6年5月に供用開始した当センターは、旧苅藻島クリーンセンターの跡地約4,000㎡に建設したものである。クリーンセンターの工場棟基礎を利用して、当センターを建設したことから、べた基礎を採用した。

このため、基礎部分の液状化により、工場棟が不等沈下し、西側に最大62cm傾き、床下に空隙が生じた。プラントそのものには異常はなかったが、建物と同じく東西に傾き、運転を試みたところ供給コンベア等のベルトが蛇行し、運転は不可能と判断した。

また、管理棟については数cm沈み、床や壁にクラックが生じたものの大きな被害はなかった。工場棟と管理棟を繋ぐ渡り廊下が大きく歪み、落下の危険性がでてきた。

○外構関係

防潮堤が南側に動きかつ沈下したことに伴う土壌の流出と液状化により、外構の地盤が不等沈下した。また、旧苅藻島クリーンセンターの跡地の関係から、複雑な陥没やクラックが発生し、地中の雨水排水管、電気配管、給排水管に破損が見られた。

ただ、苅藻島クリーンセンターの発電設備からの高圧線の断線は生じなかった。

③大規模不法投棄処理

震災直後は災害廃棄物（廃木材、瓦礫等）の大量不法投棄が多く見受けられたが、4月以降は、事業系のごみを家庭ごみステーションに出す例が多くなってきている。

特に繁華街において常習的な事例が見受けられるため、震災前のように契約業者が収集するよう関係業界を通じて呼びかけを行った。

表2-10-6 大規模不法投棄処理件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
東灘	2	1	2	2	-	-	7
灘	2	-	-	-	1	-	3
中央	28	26	27	13	28	16	138
兵庫	33	21	5	1	5	6	71
長田	23	21	13	10	7	2	76
須磨	3	2	7	5	1	-	18
垂水	-	-	1	1	-	-	2
西	-	-	-	-	1	-	1
計	91件	71件	55件	32件	43件	24件	316件

(対 策)

- ・広報誌を通じてごみ出しのマナーを呼びかける。
- ・営業を再開した商店街・市場等に対して、廃棄物許可業者の団体や地元商店街等を通じてチラシを配付。
- ・常習地への不法投棄防止看板の設置。
- ・不法投棄処理に際して、地元商店街の役員に立会いを求め、以後の監視を依頼。

第11節 住宅の確保

(1) 応急仮設住宅の建設（用地の設定、建設）

応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保できないものに対し、簡単な住宅を仮設し、一時的に居住の安定を図ることを目的としているものである。

応急仮設住宅の建設は、国の責任のもとで都道府県知事が実施するものとされていたが、兵庫県においては、今回の震災までは、知事の災害救助に関する事務の包括的委任規則により、仮設住宅の建設を含め災害救助については全般的に市町長が行うものとされていた。これに基づき神戸市においても地域防災計画の規定通り、包括的に仮設住宅の建設に関わるはずであったが、県の規則改正により、仮設住宅の建設についてのみ震災発生時に遡って県知事に権限が留保されることとなった。震災直後のそのような経緯を経て神戸市は以降、市内建設用地の確保をはじめとして、建設に関する調整、募集・入居事務から管理まで、設計・発注を除く全ての事務を行うに至った。

このような状況の下、第1次発注分1,013戸については、神戸市が工事監理・検査を行った。第2次発注以降については、もっとも困難な作業である用地の選定・確保、配置計画を市が行い、県はこの用地リストに基づき発注、建設を行うという役割分担となった。

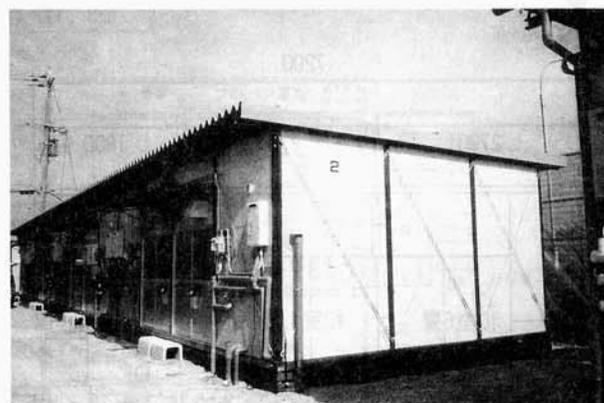
ただし、最終的に国に追加建設が認められた第8次発注分以降の8,814戸については、その約4分の3の戸数について、神戸市住宅供給公社、神戸市都市整備公社の協力を得て、市が設計・発注・建設を分担することとなった。

建設のためには、大量の用地確保が求められたが、早期に建設するためには上下水道その他の、住宅建設のための基盤が整っていることが必要であり、また、管理が長期化することも予想されたため、基本的には市街地等の公有地で対応することとした。当然、被災地域である既成市街地での用地確保を最優先としたが、結果として、西北神地域の開発用地に多くを建設せざるを得なかった。

ちなみに市内でもっとも早く完成した住宅は仮設脇ノ浜住宅及び仮設若松住宅計82戸で、1月22日着工、2月14日完成、工期は24日であった。



応急仮設住宅の建設状況



完成した応急仮設住宅

応急仮設住宅は、早期・大量に建設が必要とされたため、その住戸タイプは県とプレハブ協会との協議により、当初、標準型で平屋建て2K（約26㎡）とされた。しかしながら、住み慣れた地域にとどまりたいという希望も多く、また、高齢者・障害者等に対するの対応が必要と判断、県を通じて厚生省に要望した結果、地域型仮設住宅タイプが認められた。これは、高齢者及び障害者が、従前の居住地から近い地域での生活を基本にし、早期に生活改善を図るとともにケアを含めて安心できる対応を行えるようにするもので、仕様は2階建て寮形式である。

これについては神戸市都市整備公社の協力を得て市が直接建設したものである。また、その後市街地での用地不足と相俟って、仮設住宅への入居需要に対応し、早期大量に供給するための1Kタイプ（約20㎡）も建設することとなった。

また、国内だけでは資材が不足するという状況もあり、韓国、アメリカ、イギリスなど5カ国からの輸入住宅でも対応することとなった。（約3,300戸）

最終的に、神戸市内の応急仮設住宅建設戸数は29,178戸にのぼり、8月上旬までに全戸が完成した。

応急仮設住宅のリストは表2-11-2のとおりである。

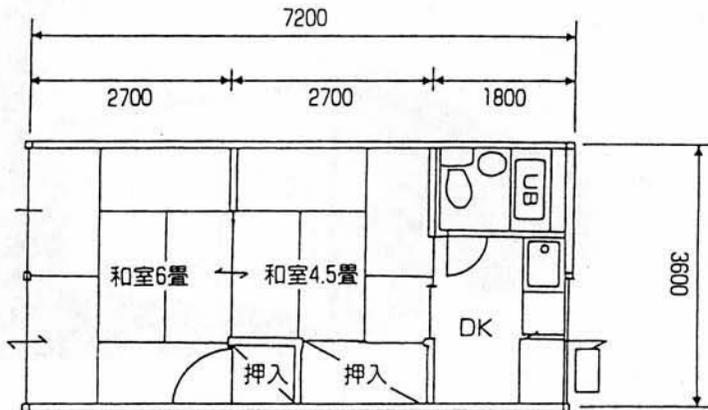
また、住戸タイプ別の標準間取り図は図2-11-1のとおりである。

表2-11-1 応急仮設住宅建設地 区別戸数
(最終確定戸数)

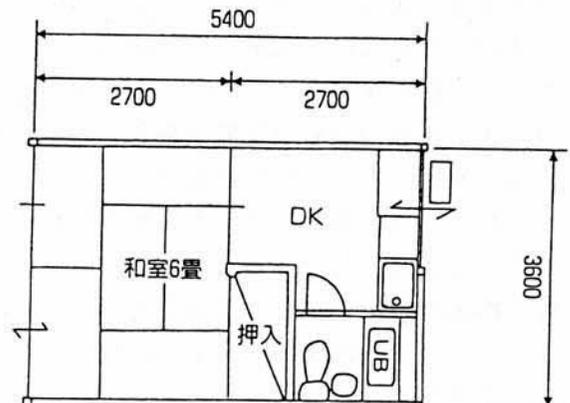
区	戸数(戸)	率(%)	団地数
東灘区	3,883	13.3	32
灘区	986	3.4	16
中央区	3,796	13.0	24
兵庫区	654	2.2	17
北区	5,838	20.0	48
長田区	647	2.2	14
須磨区	2,125	7.3	45
垂水区	2,308	7.9	23
西区	8,941	30.7	69
合計	29,178	100.0	288

図2-11-1 標準間取図

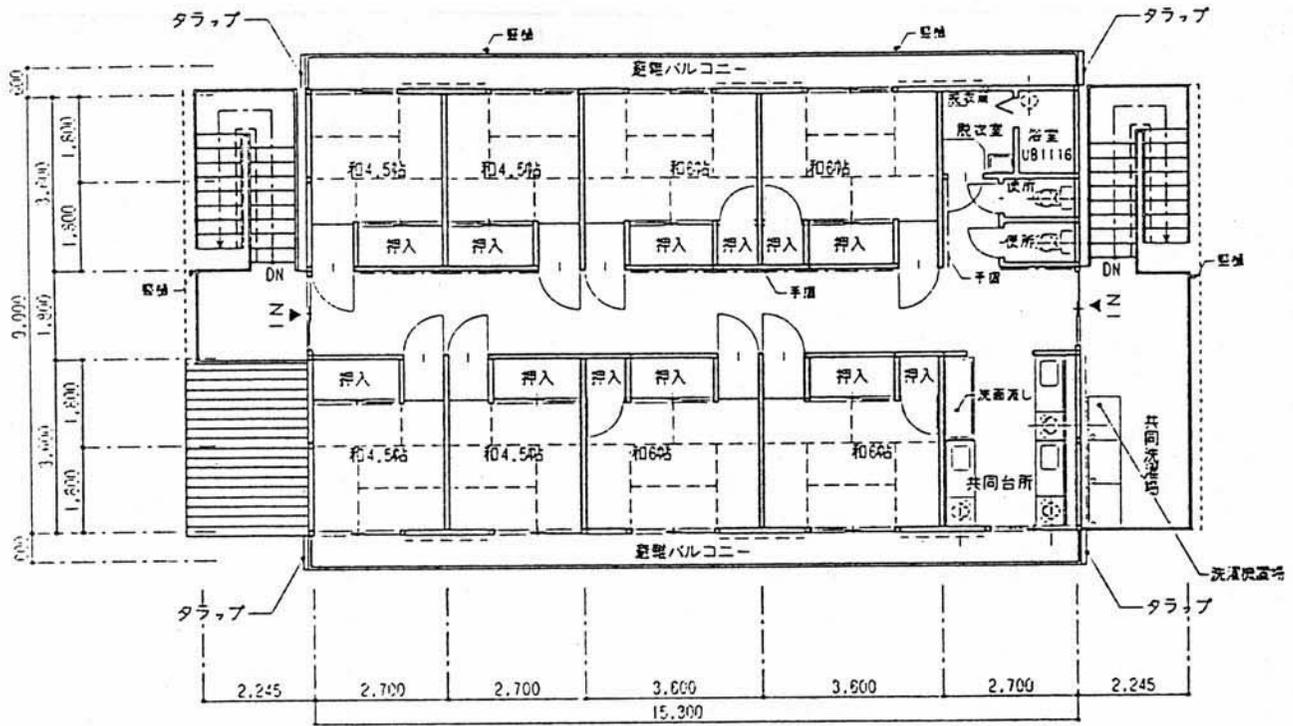
● 2Kタイプの例



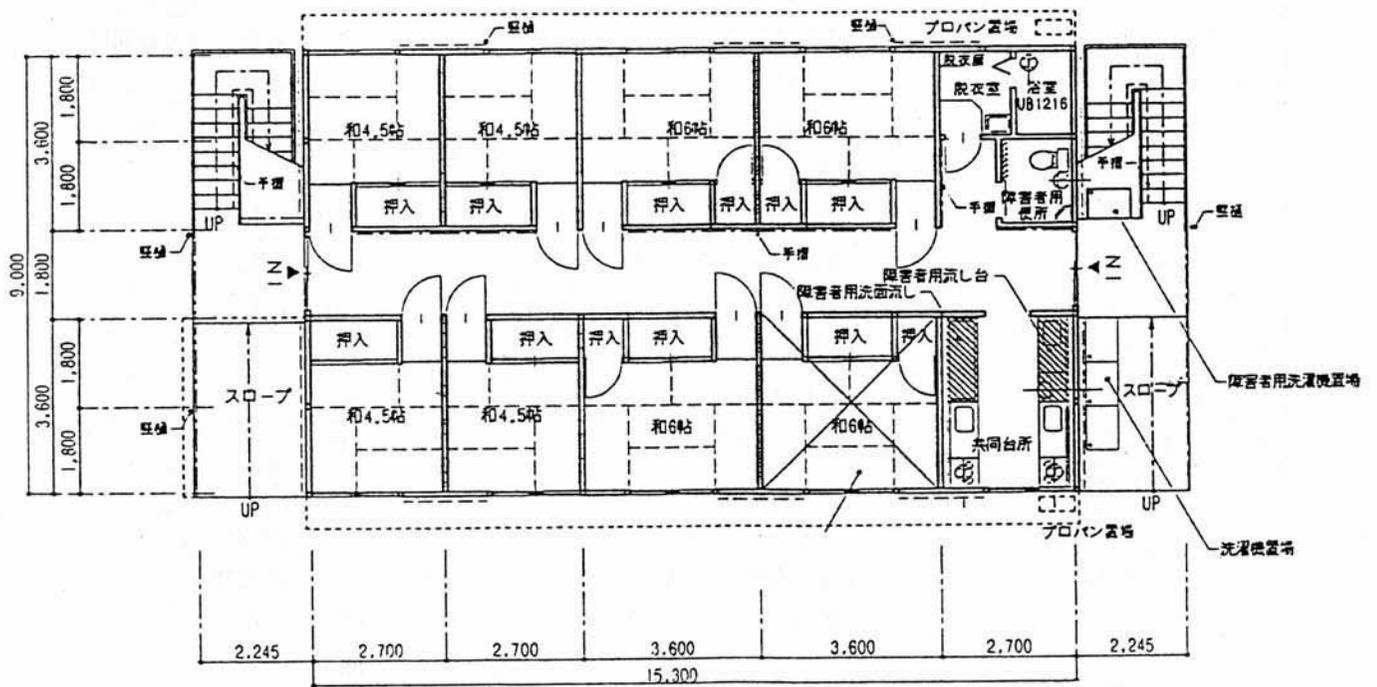
● 1Kタイプの例



● 高齢者・障害者向地域型仮設住宅の例



2階平面図



1階平面図

表2-11-2 応急仮設住宅建設地 区別一覧表 (最終確定戸数)

(東 灘 区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
1	本庄中央	青木4丁目	134	
1	御影中	御影中町4丁目	49	
1	魚崎第1	魚崎南町2-18	19	
1	魚崎第2	魚崎南町2-7	54	
2-1	住 吉	住吉宮町3丁目	205	
2-1	瀬 戸	魚崎南町1丁目	400	
2-2	六甲アイランド第1	向洋町中7丁目	313	
2-2	六甲アイランド第2	向洋町中3丁目	297	
2-2	六甲アイランド第3	向洋町中8丁目	350	
2-2	深江浜第1	深江浜町59	212	
2-2	深江浜第2	深江浜町82	58	
4-2	六甲アイランド第4	向洋町西5丁目	286	
4-2	六甲アイランド第5	向洋町中7丁目	260	
4-2	六甲アイランド第6	向洋町東1丁目	500	輸入住宅
4-2	六甲アイランド第7	向洋町中1丁目	84	
5-1	御旅公園	住吉南町1丁目	166	高齢者障害者向け
5-2	福井池公園	本山南町5丁目	95	高齢者障害者向け
5-2	手水公園	田中町3丁目	31	高齢者障害者向け
5-2	御影公園	御影中町5丁目	39	高齢者障害者向け
7-1	浜公園	魚崎南町2丁目	71	高齢者障害者向け
7-1	川井公園	魚崎北町2丁目	47	高齢者障害者向け
8-1	渦森第1	渦森台4丁目	3	1K
8-1	渦森第2	渦森台3丁目	16	1K
8-1	中之町	田中町2丁目	14	1K
8-1	魚崎第3	魚崎南町6丁目	10	1K
8-1	魚崎第4	魚崎西町4丁目	30	1K
8-1	魚崎第5	魚崎西町2丁目	4	1K
8-1	魚崎第6	魚崎南町5丁目	18	1K
8-1	渦森第3	渦森台1丁目	4	1K
8	北青木公園	北青木3丁目	24	地域型
8	磯島公園	深江南町4丁目	32	地域型
8	瀬戸第2	魚崎南町2丁目	58	1K
合 計		502棟	3,883	

(2K : 3,221戸 448棟)
(1K : 157戸 25棟)
(地域型 : 56戸 3棟)
(地域型(高齢・身障向け) : 449戸 26棟)

(灘 区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
1	灘 南	灘南通5・6丁目、岩屋北町1・2丁目	158	

(灘 区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
2-1	篠原	篠原中町5丁目	66	
2-1	西灘	都通1丁目	50	
3-1	一王山	一王山町	37	
5-1	高羽公園	高羽町4丁目	59	高齢者障害者向け
5-1	寿公園	高德町3丁目	31	高齢者障害者向け
5-1	大和公園	大和町5丁目	261	高齢者障害者向け
8-1	王子	王子町2丁目	144	1 K
8-1	大内	大内通4丁目	5	1 K
8	大石南第1	大石南町2丁目	41	1 K
8	西灘公園	都通1丁目	24	地域型
8	岩屋公園	岩屋中町1丁目	48	地域型
8	都賀川公園	上河原通4丁目	24	地域型
9	八幡	八幡通4丁目	12	1 K
9	大石南第2	大石南町3丁目	16	1 K
9	大和公園第2	大和町5丁目	10	1 K
合 計		85棟	986	

(2 K : 311戸 33棟)
 (1 K : 228戸 28棟)
 (地域型 : 96戸 4棟)
 (地域型(高齢・身障向け) : 351戸 20棟)

(中 央 区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
1	脇ノ浜	脇浜町3丁目	38	
2-1	大倉山	楠町7丁目	169	
2-2	ポートアイランド第1	港島1丁目	400	
2-2	ポートアイランド第2	港島1丁目	400	
3-1	神仙寺	神仙寺通1丁目	23	
3-1	ポートアイランド第3	港島中町1丁目	130	
4-1	脇ノ浜第2	脇浜町1丁目	30	
5-1	雲中公園	熊内町3丁目	31	高齢者障害者向け
5-1	東川崎公園	東川崎町4丁目	47	高齢者障害者向け
5-2	筒井公園	筒井町2丁目	31	高齢者障害者向け
5-2	神若公園	神若通4丁目	55	高齢者障害者向け
8	春日野公園	宮本通7丁目	47	高齢者障害者向け
8	王子南公園	大日通1丁目	71	高齢者障害者向け
5-2	ポートアイランド第4	港島中町8丁目	176	5-2・120戸、7-2・56戸
8-1	中山手第1	中山手通7丁目	11	1 K
8-1	諏訪山	諏訪山町	70	1 K
8-1	市民病院南	港島中町4丁目	34	1 K
8-1	ポートアイランド第5	港島8丁目	430	1 K
8-1	ポートアイランド第6	港島南町1丁目	800	1 K
8-1	ポートアイランド第7	港島南町6丁目	730	1 K 8-1・388戸 9-142戸 2 K 9-200戸

(中央区)

次数	名称	所在地	戸数	備考
8	生田川公園	若菜通6丁目	24	地域型
8	生田町公園	生田町2丁目	24	地域型
9	熊内	熊内町1丁目	20	1K
9	中山手第2	中山手通7丁目	5	1K
合計		446棟	3,796	

(2K : 1,566戸 171棟)
 (1K : 1,900戸 257棟)
 (地域型 : 48戸 2棟)
 (地域型(高齢・身障向け) : 282戸 16棟)

(兵庫区)

次数	名称	所在地	戸数	備考
1	菊水	菊水町3丁目	104	
1	湊町	湊町2丁目	20	
1	会下山	会下山町3丁目	75	
2-1	荒田	荒田町2丁目	62	
4-1	浜山	浜山通4丁目	10	
8-1	御崎	御崎町1丁目	80	1K
8-1	雪御所	雪御所町	15	1K
8-1	三石	三石通1丁目	12	1K
8-1	松原	須佐野通4丁目	6	1K
8-1	小河	小河通1丁目	11	1K
8	明和	明和通2丁目	36	1K
8	湊町公園	湊町4丁目	88	地域型
9	下三条	下三条町	12	1K
9	西出町	西出町2丁目	6	1K
9	会下山第2	会下山町2丁目	21	1K
8	須佐野公園	松原通1丁目	46	高齢者障害者向け
9	御旅公園	大開通6丁目	50	高齢者障害者向け
合計		81棟	654	

(2K : 271戸 33棟)
 (1K : 199戸 34棟)
 (地域型 : 88戸 8棟)
 (地域型(高齢・身障向け) : 96戸 6棟)

(北区)

次数	名称	所在地	戸数	備考
2-3	藤原台第1	藤原台中町7丁目	240	
2-3	藤原台第2	藤原台中町1丁目	256	3-2 102戸含む
2-3	北神戸第1	鹿の子台北町8丁目	261	
2-3	北神戸第2	鹿の子台南町5丁目	160	
3-1	菖蒲が丘第1	菖蒲が丘1丁目	71	
3-2	北神戸第3	鹿の子台北町7丁目	75	
3-2	北神戸第4	長尾町宅原2761	259	
3-2	北神戸第5	鹿の子台北町8丁目	416	

(北 区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
3-2	北神戸第6	長尾町宅原	370	
4-1	有野台第2	有野台3丁目	91	
4-1	鳴子	鳴子1丁目	24	
4-1	北五葉	北五葉4丁目	14	
4-1	泉台	泉台3丁目	26	
4-2	東有野台	東有野台4丁目	18	
4-2	筑紫が丘	筑紫が丘5丁目	50	
4-2	有野台第1	有野台8丁目	25	
4-2	南鈴蘭台	星和台5丁目	20	
4-2	星和台	星和台2丁目	30	
4-2	ひよどり台第1	ひよどり台3丁目	82	
4-2	ひよどり台第2	ひよどり台4丁目	50	
4-2	藤原台第3	藤原台南町5丁目	89	
4-2	惣山	惣山町2丁目	234	
5-1	吉尾	藤原台中町6丁目	74	
5-1	柳谷	藤原台南町4丁目	64	
5-1	栗ノ木	藤原台北町5丁目	38	
5-1	北神戸第7	八多町中	139	
5-1	藤原台第6	藤原台北町2丁目	210	
5-2	君影台	君影町1丁目	60	
5-2	筑紫が丘第2	筑紫が丘3丁目	26	
6	鈴蘭	南五葉5丁目	113	輸入住宅
6	千代が谷	鹿の子台北町6丁目	140	輸入住宅
6	藤原台第5	藤原台北町6丁目	144	輸入住宅
7-2	有野台第3	有野台8丁目	26	
7-2	菖蒲が丘第2	菖蒲が丘2丁目	26	
7-2	有野町大谷	藤原台北町6丁目	18	
7-2	北神戸第8	鹿の子台北町7丁目	16	
8-1	藤原台第7	藤原台中町5丁目	192	1 K
8-1	有馬	有馬町峠堂	45	1 K
8-1	しあわせの村	山田町下谷上字中一里山	632	1 K
8-1	蒲池	藤原台中町4丁目	84	1 K
8-1	五社	有野町有野	165	1 K
9	筑紫が丘第3	筑紫が丘3丁目	12	1 K
9	日の峰第1	日の峰1丁目	58	1 K
9	日の峰第2	日の峰1丁目	55	1 K
9	藤原台第4	藤原台中町2丁目	26	1 K
9	ひよどり台南第1	山田町下谷上字中一里山	198	1 K
9	ひよどり台南第2	山田町下谷上字中一里山	178	1 K
9	星和台南	山田町藍那字手垣	238	2 K 180戸 1 K 58戸

(北 区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
	合 計	840棟	5,838	

(2 K : 4,135戸 599棟)
(1 K : 1,703戸 241棟)

(長 田 区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
1	若 松	日吉町1丁目	44	
1	西 代	蓮池町1丁目	248	
2-1	志里池	真野町8丁目	57	
5-1	長楽公園	野田町5丁目	71	高齢者障害者向け
8	駒栄南公園	南駒栄町1丁目	40	地域型
8	南尻池公園	東尻池町6丁目	48	地域型
8	東尻池公園	東尻池町5丁目	32	地域型
9	苺 藻	苺藻通6丁目	24	1 K
9	高取山	高取山町2丁目	12	1 K
9	雲雀が丘	雲雀が丘1丁目	6	1 K
9	西代第2	西代通1丁目	32	1 K
9	一番町	一番町4, 5丁目	20	1 K
9	御蔵通	御蔵通2丁目	3	1 K
9	菅原通	菅原通2丁目	10	1 K
	合 計	71棟	647	

(2 K : 349戸 46棟)
(1 K : 107戸 16棟)
(地 域 型 : 120戸 6棟)
(地域型(高齢・身障向け) : 71戸 3棟)

(須 磨 区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
1	桜 木	桜木町1丁目	70	
2-3	名谷第1	北落合4丁目	69	
3-1	鷹 取	大池町5丁目	42	
4-2	菅の台第1	菅の台7丁目	62	
4-2	西落合第1	西落合7丁目	76	
4-2	西落合第2	西落合7丁目	50	
4-2	東落合	東落合2丁目	60	
4-2	南落合	南落合3丁目	70	
4-2	竜が台第1	竜が台6丁目	10	
4-2	弥栄台	弥栄台2丁目	84	
4-2	神の谷	神の谷3丁目	48	
4-2	竜が台第2	竜が台5丁目	56	
4-2	中落合	中落合3丁目	86	
4-2	友が丘	友が丘7丁目	60	
4-2	名谷第2	西落合5丁目	46	
5-1	友が丘公園	菅の台6丁目	118	高齢者障害者向け

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
5-1	下中島公園	中島町1丁目	47	高齢者障害者向け
8	東須磨公園	堀池町1丁目	86	高齢者障害者向け
5-2	多井畑東第1	多井畑東町	10	
5-2	弥栄台第2	弥栄台1丁目	104	
5-2	北落合第1	北落合4丁目	18	
5-2	菅の台第2	菅の台7丁目	102	
7-2	南落合第2	南落合1丁目	7	
7-2	白川台	白川台5丁目	8	
7-2	北落合第2	北落合4丁目	7	
7-2	北落合第3	北落合4丁目	23	
7-2	多井畑東第2	多井畑東町	10	
7-2	名谷第3	神の谷7丁目	15	
7-2	横 尾	横尾7丁目	4	
8-1	北落合第4	北落合5丁目	36	1 K
8	高倉台第3	高倉台8丁目	55	1 K
8-1	外 浜	外浜町3丁目	44	1 K
8-1	中落合第2	中落合1丁目	21	1 K
8-1	椿 谷	横尾6丁目	138	1 K
8-1	多井畑東第3	多井畑東町	25	1 K
8-1	神の谷第2	神の谷6丁目	10	1 K
8-1	東落合第2	東落合3丁目	22	1 K
8-1	南落合第3	南落合1丁目	12	1 K
8	妙法寺川公園	大田町8丁目(東)、東町1丁目(西)	96	地域型
9	東白川台	東白川台4丁目	36	1 K
9	高倉台第1	高倉台3丁目	70	1 K
9	友が丘第2	友が丘7丁目	23	1 K
9	友が丘南	友が丘3丁目	17	1 K
9	高倉台第2	高倉台1丁目	30	1 K
9	友が丘西	菅の台6丁目	42	1 K
合 計		311棟	2,125	

(2 K : 1,197戸 203棟)
(1 K : 581戸 91棟)
(地域型 : 96戸 4棟)
(地域型(高齢・身障向け) : 251戸 13棟)

(垂水区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
2-3	学園緑が丘	多聞町小東山	100	
3-1	美山台	美山台1丁目	62	
3-2	新多聞第1	本多聞7丁目	211	
3-2	新多聞第2	本多聞7丁目	131	
3-2	新多聞第3	本多聞7丁目	278	
4-2	本多聞南	本多聞7丁目	110	

(垂水区)

次数	名称	所在地	戸数	備考
4-2	神陵台	神陵台6丁目	47	
4-2	城が山	城が山1丁目	10	
4-2	星陵台第1	星陵台7丁目	16	
4-2	星陵台第2	星陵台4丁目	300	輸入住宅
5-1	朝谷	朝谷町	17	
7-2	塩屋山手	清玄町	16	
7-2	旭が丘	旭が丘1丁目	96	
7-2	潮見が丘	潮見が丘1丁目	18	
7-2	王居殿	王居殿3丁目	11	
8-1	平磯	平磯1丁目	224	1K
8-1	本多聞	本多聞4丁目	115	1K
8-1	打田山	南多聞台5丁目	78	1K
8-1	五色山	五色山4丁目	47	1K
8	狩口台	狩口台2丁目	141	1K
8	つつじが丘	つつじが丘6丁目	85	1K
9	桃山台	桃山台3丁目	72	1K
9	学が丘	学が丘1丁目	123	1K
合 計		341棟	2,308	

(2K : 1,423戸 198棟)
(1K : 885戸 143棟)

(西 区)

次数	名称	所在地	戸数	備考
2-2	西神第4	榎谷町池谷	137	
2-2	西神第5	榎谷町福谷	181	
2-2	西神第6	榎谷町菅野	223	
2-2	西神南第1	伊川谷町井吹	182	
2-3	西神第1	平野町向井	661	
2-3	西神第2	平野町大畑	252	
2-3	西神第3	榎谷町長谷	97	
3-1	西神第7	平野町向井	1,060	5-2 97戸含む
3-1	西神第9	春日台4丁目	50	
3-1	岩岡第1	岩岡町岩岡	40	
4-1	月が丘	月が丘3丁目	42	
4-1	桜が丘	桜が丘中町3丁目	48	
4-1	竜が岡	竜が岡3丁目	96	
4-1	学園西町	学園西町5丁目	14	
4-1	伊川谷第2	伊川谷町有瀬	12	
4-1	西神第8	狩場台3丁目	20	
4-2	糝台第1	糝台3丁目	130	
4-2	糝台第2	糝台3丁目	77	
4-2	高塚台	高塚台5丁目	107	

(西 区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
4-2	狩場台	狩場台5丁目	74	
4-2	学園東町第2	学園東町5丁目	84	
4-2	春日台	春日台9丁目	64	
4-2	美賀多台	美賀多台9丁目	60	
4-2	竹の台	竹の台3丁目	74	
4-2	檜野台	檜野台5丁目	120	
4-2	包丁池	伊川谷町有瀬	98	
4-2	西神南第2	伊川谷町井吹	114	
4-2	押部谷第2	押部谷町押部 他	100	
4-2	学園東町第1	学園東町8丁目	70	
4-2	伊川谷第1	伊川谷町別府	38	
5-1	学園東町第4	学園東町5丁目	47	
5-1	西神第10	檜野台3丁目	44	
5-1	曙	曙町	38	
5-1	北山台	北山台2丁目	38	
5-1	西神第11	竹の台5丁目	80	
5-1	西神第12	狩場台3丁目	92	
5-1	西神南第3	井吹台東町4丁目	64	
5-1	狩場台第2	狩場台1丁目	60	
5-2	室谷第1	室谷1丁目	66	
5-2	西神五六	平野町宮前	55	
5-2	西神第14	春日台3丁目	24	
5-2	西神第13	春日台3丁目	28	
6	西神第15	櫛谷町菅野	100	輸入住宅
6	西神第16	檜野台5丁目	100	輸入住宅
6	学園東町第3	学園東町3丁目	258	輸入住宅
6	室谷第2	室谷2丁目	750	輸入住宅
6	室谷第3	室谷1丁目	500	輸入住宅
6	西神中央	櫛谷町長谷	250	輸入住宅
7-2	桜が丘中央	桜が丘東町3丁目	120	
7-2	池上中央	池上町2丁目	57	
7-2	学園西町第2	学園西町6丁目	55	
7-2	西神第17	狩場台3丁目	6	
8-1	西神第18	平野町下村	21	1 K
8	西神第19	櫛谷町菅野	47	1 K
8-1	長 畑	長畑町	22	1 K
8-1	王塚台第1	枝吉4丁目	18	1 K
8-1	西神南第4	井吹台東町7丁目	156	1 K
8-1	西神工業団地	高塚台4丁目	395	1 K
8-1	有瀬第1	伊川谷町有瀬	24	1 K

(西 区)

次 数	名 称	所 在 地	戸 数	備 考
8-1	玉津東第1	玉津町上池	8	1 K
8-1	王塚台第2	王塚台1丁目	20	1 K
8-1	有瀬第2	伊川谷町有瀬	14	1 K
8-1	漆 山	伊川谷町有瀬	40	1 K
8-1	学園東町第5	学園東町9丁目	118	1 K
8-1	岩岡第2	岩岡町岩岡	625	
8-1	学園東町第6	学園東町8丁目	146	1 K
9	玉津東第2	玉津町上池	5	1 K
9	竹の台第2	竹の台5丁目	84	1 K
9	高津橋	玉津町高津橋	41	1 K
合 計		1,166棟	8,941	

(2 K : 7,782戸 1,026棟)
(1 K : 1,159戸 140棟)

注：表中の「次数」は発注時期のことである。

- 1次 概ね1月20日頃
- 2次 " 1月27日頃
- 3次 " 2月11日頃
- 4次 " 2月16日頃
- 5次 " 2月17日頃 (市発注分は概ね3月20日頃)
- 6次 " 3月7日頃
- 7次 " 3月30日頃 (県発注分は概ね4月5日頃)
- 8次 " 6月1日頃
- 9次 " 6月26日頃 (県発注ベースによると10次)

(2)一時使用空家住宅の確保

被災者用一時使用住宅については、応急仮設住宅の建設を急ぐとともに、市営・県営・公団住宅をはじめとして、他府県を含む公的住宅の空家の確保に努めた。

また直接市で行ったものではないが、兵庫県、大阪府下を除く公営住宅について建設省の指導の下、各自治体の応援職員により、1月26日から被災者用公営住宅等幹旋支援センターが大阪市内に設置され、電話での問い合わせに対し全国から提供された公営住宅等の情報提供を行った。その後センターは兵庫県に移設され業務を継続した。

(3)一時使用住宅の募集・決定

地震により住宅が被害を受け、住宅の確保ができなくなった世帯に対し、一刻も早く住宅を提供するため、一時使用住宅の入居者を募集することになった。当初の募集については、民生局と住宅局で対応を始めたが、受付について直接来場方式をとったため人手が不足することが予想され、大阪府、住宅・都市整備公団関西支社に協力を求め何とか実施にこぎつけた。具体的には1月27日から2月2日まで各区（ただし区役所内に設置することが物理的に不可能であった区については他に場所を確保した）で臨時的に応募窓口を開設し、応急仮設住宅と、公営住宅などの空家2,702戸について募集を行った。その後、受付を郵送方式に変更、5次募集までに応急仮設住宅32,144戸（神戸市内29,178戸、市外2,966戸）、公営住宅などの空家1,477戸、あわせて33,621戸の募集を行った。（表2-11-3参照）

このほか、先着順の仮設住宅の常時募集なども行った。

一次募集の入居申込書の配付・受付場所は下記のとおりである。

東灘区…東灘区民センター東側シーア駐車場

灘 区…都賀川公園（上河原橋南側）

中央区…東遊園地（噴水北側）

兵庫区…荒田公園

北 区…北区役所・各出張所

長田区…県立兵庫高校

須磨区…須磨区役所前・北須磨支所

垂水区…垂水区役所

西 区…西区役所・各出張所

申込は、入居決定が先着順ではないにもかかわらず、早朝から、申込者が各受付箇所に長蛇の列をなすこととなり、初日だけで申込書配付部数は52,100、受付数は18,150となった。

表 2-11-3 一時使用住宅の募集状況

募集地域	1次募集 (1/27~2/2)		2次募集 (2/28~3/7)		3次募集 (4/7~4/11)		4次募集 (5/10~5/14)		5次募集 (7/1~7/6)		大阪府下等 (2/13~2/17)		地域型	
	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	室数	鍵渡し 室数
東 灘 区														
(応急仮設住宅)	860	2,394												
六 甲 アイランド			① 820 ③1,270	6,268 12,068			544	2,544	40					
東部第4工区			① 270	2,742			53	370	6					
本庄中央 (134)	}	(2,394)	① 13	913			5	176	}	14				
瀬 戸 (400)			① 56	2,246			16	340						
魚 崎 (73)			① 9	260			3	41						
住 吉 (205)			① 12	1,247			5	300						
御 影 中 (49)			① 3	675										
渦 森 台									23					
中之町公園									14					
魚崎南町									86					
魚崎西町									34					
北青木公園									24					
磯島公園									32					
御旅公園													166	160
福井池公園													95	95
手水公園													31	31
御影公園													39	39
浜公園													71	70
川井公園													47	47
(公営住宅等)	137	1,203			22 (灘区含む)	5,273	1 (灘区含む)	229	1					
灘 区														
(応急仮設住宅)	274	3,014												

募集地域	1次募集 (1/27~2/2)		2次募集 (2/28~3/7)		3次募集 (4/7~4/11)		4次募集 (5/10~5/14)		5次募集 (7/1~7/6)		大阪府下等 (2/13~2/17)		地域型	
	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	室数	鍵渡し 室数
篠原	(66)	(3,014)	① 6	2,380										
灘南	(158)		① 12	4,119			4	672	}	3				
一王山			② 37	8,751			7	334						
西灘	(50)		① 2	360										
王子公園									144					
大内通4丁目									5					
味泥町									57					
八幡通4丁目									12					
大和公園第2									10					
西灘公園									24					
岩屋公園									48					
都賀川公園									24					
高羽公園													59	59
寿公園													31	31
大和公園													(69) 261	260
(公営住宅等)	21	634												
中央区														
(応急仮設住宅)	207	1,868												
ポート アイランド			① 800	4,371	176	2,986	105	1,268	39					
脇ノ浜	(38)	(1,868)	① 3	764					4					
大倉山	(169)		① 30	6,190			4	481	6					
神仙寺			② 23	6,516			3	46						
脇浜公園			③ 30	9,533			4	287						
中山手通 7丁目									16					
諏訪山公園									70					

募集地域	1次募集 (1/27~2/2)		2次募集 (2/28~3/7)		3次募集 (4/7~4/11)		4次募集 (5/10~5/14)		5次募集 (7/1~7/6)		大阪府下等 (2/13~2/17)		地域型	
	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	室数	鍵渡し 室数
ポトアイランド 第2期									1,760 200	(1K) (2K)				
市民病院南									34					
熊内町1丁目									20					
生田川公園									24					
生田町公園									24					
王子南公園													71	71
神若公園													55	55
雲中公園													31	31
東川崎公園													47	47
春日野公園													47	47
筒井公園													31	31
(公営住宅等)	7	314			18	2,197	9	1,125						
					(兵庫区含む)		(兵庫区含む)							
兵庫区														
(応急仮設住宅)	261	2,829												
菊水(104)	(2,829)	①	10	1,473			2	107	4	(会下山・湊町含む)				
会下山(75)		①	13	2,348										
浜山		③	10	5,872										
荒田公園(62)							2	306						
湊町公園(20)							1	79	88					
御崎公園								80						
雪御所公園								15						
三石公園								12						
松原公園								6						
小河公園								11						
明和通2丁目								36						

募集地域	1次募集 (1/27~2/2)		2次募集 (2/28~3/7)		3次募集 (4/7~4/11)		4次募集 (5/10~5/14)		5次募集 (7/1~7/6)		大阪府下等 (2/13~2/17)		地域型	
	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	室数	鍵渡し 室数
下三条町										12				
西出町公園										6				
会下山第2										21				
須佐野公園													46	45
御旅公園													50	50
(公営住宅等)	17	792								1				
北 区														
(応急仮設住宅)	-	-												
藤原台			① 394 ② 102 ③ 89	789 497 164	530	368	184	101		302 230	(1K) (2K)			
北神戸第1			① 421 ② 1,120	161 335						29				
菖蒲ヶ丘			② 71	37			26	1		25				
西鈴蘭台			③ 88	621	113	534	27	60						
北鈴蘭台			③ 260	892			88	110						
ひよどり台			③ 132	1,687			49	200		2				
有野台			③ 134	126			26 37	6 6		68				
山の街			③ 50	259			17	25						
君影町					60	36				3	(北五葉・星和台含む)			
筑紫ガ丘					26	60				3	(惣山含む)			
有野町大谷							18	0						
五社駅前										165				
しあわせの村										632				
有馬町峠堂										45				
筑紫ガ丘3										12				
日の峰										113				

募集地域	1次募集 (1/27~2/2)		2次募集 (2/28~3/7)		3次募集 (4/7~4/11)		4次募集 (5/10~5/14)		5次募集 (7/1~7/6)		大阪府下等 (2/13~2/17)		地域型	
	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	室数	鍵渡し 室数
県立消防 学校東									376					
星和台南									58 (1K) 180 (2K)					
(公営住宅等)	104	372			61	104	12	41	20					
長田区														
(応急仮設住宅)	349	3,755												
若松公園 (44)	(3,755)		① 5	1,682										
志里池 (57)			① 5	1,682										
西代 (248)			① 24	7,820			3	594	4					
苅藻通6丁目									24					
高取山町 2丁目									12					
雲雀ヶ丘 1丁目									6					
西代通									32					
一番町									20					
御蔵菅原									13					
駒米南公園									40					
南尻池公園									48					
東尻池公園									32					
長楽公園													71	71
(公営住宅等)	28	849			23	2,189	2	371						
須磨区														
(応急仮設住宅)	70	1,412												
名谷			① 69 ③ 646	5,604 12,943	286	2,837	119	1,562	68					
桜木 (70)	(1,412)		① 6	1,584					2					
鷹取			② 42	16,084			7	845						
多井畑							10	22						

募集地域	1次募集 (1/27~2/2)		2次募集 (2/28~3/7)		3次募集 (4/7~4/11)		4次募集 (5/10~5/14)		5次募集 (7/1~7/6)		大阪府下等 (2/13~2/17)		地域型	
	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	室数	鍵渡し 室数
南落合							7	27						
白川台							8	19						
北落合							30	79						
神の谷							15	21						
横尾							14	41						
外浜										44				
椿谷公園										138				
多井畑東公園										25				
神の谷北公園										10				
中落合1丁目										21				
畑が谷公園										36				
細が谷公園										22				
高良谷公園										12				
高倉台										155				
友が丘										40				
友が台公園										42			(65)	
白川高尾公園										36				
妙法寺川公園										96				
下中島公園													47	46
友が台公園													118	107
東須磨公園													86	86
(公営住宅等)	48	800			64	2,113	2	175	14					
垂水区														
(応急仮設住宅)	-													
学園緑ヶ丘			① 100	1,405			26	18	2					

募集地域	1次募集 (1/27~2/2)		2次募集 (2/28~3/7)		3次募集 (4/7~4/11)		4次募集 (5/10~5/14)		5次募集 (7/1~7/6)		大阪府下等 (2/13~2/17)		地域型	
	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	室数	鍵渡し 室数
美山台			② 62	1,003			18	28						
本多聞			② 620 ③ 110	3,572 673			208	358	10					
城が山			③ 10	511			4	18						
星陵台			③ 316	1,855			85	165	5					
南多聞公園			③ 47	326			7	16						
朝谷					17	136			8					
旭ガ丘							96	226						
王居殿							11	15						
潮見ガ丘							18	5						
塩屋山手							16	3						
平磯1丁目									224					
本多聞公園									115					
五色山4丁目									47					
打田山公園									78					
矢元台公園									141					
つつじが丘									85					
桃山台公園									72					
学ガ丘1丁目									123					
(公営住宅等)	217	978			127	1,367	25	501	41					
西 区														
(応急仮設住宅)	-													
西 神 ニュータウン			① 1,551 ② 1,110 ③ 726	6,989 7,611 3,052	833	2,144	924	1,547	154					
西 神 南 ニュータウン			① 182 ③ 114	977 583	64	107	90	132	5					
岩 岡			② 40	150			15	10						

募集地域	1次募集 (1/27~2/2)		2次募集 (2/28~3/7)		3次募集 (4/7~4/11)		4次募集 (5/10~5/14)		5次募集 (7/1~7/6)		大阪府下等 (2/13~2/17)		地域型	
	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	室数	鍵渡し 室数
学園都市			③ 168	1,724	305	1,945	56	398	20					
月が丘			③ 142	120			48	23	41					
桜ヶ丘			③ 48	80			11	1						
竜ヶ岡 中央公園			③ 96	45										
伊川谷			③ 148	325			49	29						
ハイテク パーク					1,316	1,133			239					
玉津					38	121								
北山台					38	23			8					
学園西町							54	109						
池上中央公園							57	26						
狩場台							6	11						
桜ガ丘 中央公園							120	33	36	(桜ガ丘含む)				
神戸外大									118					
神戸高専									146					
長畑町									22					
王塚台									38					
伊川谷町伊吹									156					
伊川谷町漆山									40					
伊川谷町有瀬									38					
高塚台 4									395					
玉津東公園									13					
岩岡・竜が丘									632					
西神 1 8									21					
西神 6									47					
西神 1 1									84					

募集地域	1次募集 (1/27~2/2)		2次募集 (2/28~3/7)		3次募集 (4/7~4/11)		4次募集 (5/10~5/14)		5次募集 (7/1~7/6)		大阪府下等 (2/13~2/17)		地域型	
	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	室数	鍵渡し 室数
玉津町高津橋									41					
包丁池									1					
(公営住宅等)	101	367			80	122			9					
市外														
(応急仮設住宅)														
大阪府	淀川十八条				101	305								
	高見				26	151								
	御幣島				13	806								
	服部緑地				22	283								
	八尾				118	46								
	りんくうタウン				85	30								
三木市	緑ガ丘				68	670			21					
	別所				14	36			5					
加古川市	東加古川				908	3,724			114					
	尾の上				186	41								
加古郡	稲美				38	43								
	野添				61	213								
高砂	米田				160	41								
	松波				224	134								
姫路	南駅前				19	325			3					
	御国野				36	26								
	玉手				329	13								
	新白浜				135	21								
三田	富士ヶ丘							43						

募集地域	1次募集 (1/27~2/2)		2次募集 (2/28~3/7)		3次募集 (4/7~4/11)		4次募集 (5/10~5/14)		5次募集 (7/1~7/6)		大阪府下等 (2/13~2/17)		地域型	
	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	戸数	申込数	室数	鍵渡し 室数
大 大阪市内											215	70		
阪 大阪北部											40	13		
府 大阪南部											245	23		
(公営住宅等)														
大 阪 市 内									100		401	1,205		
大 阪 府 北 部									60		119	292		
大 阪 府 南 部									55		262	231		
京 都 市									15		30	20		
奈 良 市									4		20	22		
明 石 市									4					
三 木 市									4					
<合 計>														
(応急仮設住宅)	2,022	15,272	①4,811 ②3,357 ③4,634	63,367 51,427 53,459	①3,802 ②2,543	12,431 6,908	4,044	14,241	9,700		500	106	1,500	1,479
(公営住宅等)	680	6,309	-	-	① 395	13,365	51	2,442	328		832	1,771		
合 計	2,702	21,581 (59,449)	①4,811 ②3,357 ③4,634	63,367 51,427 53,459	①4,197 ②2,543	25,796 6,908	4,095	16,683	10,028	13,989	1,332	1,877	1,500	1,479

- 注：1. 戸数は募集戸数のため、決定戸数とは一致しない場合がある。
2. 募集地域名と仮設住宅の管理名称とは一致しない場合がある。
3. 1次募集の申込数は優先順位の第1順位のみ、()内は区内の内訳。
4. 2次募集の○内数字は第1回～第3回抽選の数字、また1次登録者は2次応募者の申し込み割合で割り振った。
5. 3次募集の○内数字は第1回～第2回抽選の数字、ただし、箇所別の市内は第1回、市外は第2回で○内数字省略
6. 5次募集については第3希望まで申込が可能のため、申込数は除外した。
7. 地域型は、高齢者・障害者向け地域型仮設住宅の略で、一般募集でないため室数と鍵渡し室数(10/17現在)

入居対象者については、災害救助法に基づき以下のとおりとした。

- ① 自己の居住する住宅が焼失または倒壊して居住できなくなった世帯
 - ② 親族・知人等の住宅など、他に身を寄せる住宅のない世帯
 - ③ 住宅を借りたり、購入ができない世帯
- 上記①②③の全ての条件を満たし、被災時に神戸市内に住んでいた世帯（単身者を含む）また、使用できる期間は入居後6カ月、ただし、その後に6カ月を限度に更新可能とし、入居者の決定にあたっては、当初募集戸数に対し、極めて多くの入居希望者が予測されたため、抽選により決定することとした。一次募集においては、以下のように抽選を予定していた。

〔一般募集枠〕

募集戸数の8割分について全申込者を対象として抽選により決定

〔特別募集枠〕

一般募集枠を決定した後に、募集戸数の残り2割分について落選者の中からあらためて母子家庭（子どもが18歳未満）及び高齢者（65歳以上）、障害者（障害者手帳1・2級、療育手帳Aランク）、乳幼児（3歳以下）、病弱者（日常生活を営むうえで介助を必要とする方）のいずれかの方がいる世帯を対象に再度抽選

しかし、兵庫県から弱者優先の観点から入居者選考の優先順位が示され、次のとおりの優先順位に従って順次入居者を決定することとなった。

第1順位

高齢者（60歳以上）だけの世帯、障害者（障害者手帳1・2級、療育手帳Aランク）のいる世帯、母子世帯（子どもが18歳未満）

第2順位

高齢者（65歳以上）のいる世帯、乳幼児（3歳以下）のいる世帯、妊婦のいる世帯、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯

第3順位

病弱者・被災により負傷した者・一時避難により身体の衰弱した者のいる世帯

第4順位

その他の世帯（上記の3つの区分に当てはまらない世帯）

その結果、一次募集においては、第1順位だけで応募が21,581人となり、その中で抽選を行った。

一次募集の入居者の決定については2月7日に市内188カ所で掲示により発表し、2月中旬から3月中旬にかけて順次入居が開始できるようにした。

2月13日からは大阪府下等近隣他府県の特別募集を行い、次のA～Eの希望タイプごとに郵送での申込がされた。

A：新たに建設する応急仮設住宅

大阪市内、大阪府北部、大阪府南部のいずれか

B：大阪府内の公的住宅の空家 同上

C：京都市内の公団住宅の空家

D：奈良市内の公団住宅の空家

E：いずれでもよい

しかし、表2-11-3のとおり、大阪府内の一時使用住宅への申込数は募集戸数に比し、極めて少ない結果となった。

応急仮設住宅の建設が進んだ2月28日からは二次募集を開始した。建設された場所は市街地での用地確保が困難なことから、西北神地域や臨海部が中心になったため、一次募集未当選者の登録者もあらためて居住希望地域別の申込となった。また、登録者の中で二次募集に申込ができなかった者も市で割り振りを行うこととした。また、二次募集では、応急仮設住宅の入居可能時期にあわせ、3月25日、同28日、同31日の3回に区分して、入居予定者の決定・発表を行った。申込は、大阪府下等の募集同様、郵送で3月7日を締切とした。

入居予定者の決定方法は、一次募集と同様、優先順位に従って、地域ごとに抽選により行ったが、優先順位の第1順位である障害者に、精神障害者にとっては、障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障害者のいる世帯が加わった。

申込状況を分析すると、市街地では募集戸数が少ないにもかかわらず、多くの申込があり、また、臨海部、西神ニュータウンでも申込者が多かった反面、地名になじみのない地域では応募数も少なく、北神では募集戸数に満たない場合もあった。なお今回以降は抽選により補欠予定者も決定した。

一方、避難所において援護を要する高齢者・障害者及びその家族を対象に、生活改善を図るため、寮形式の地域型仮設住宅の提供を3月上旬から始めた。入居者の決定は、各福祉事務所及び保健所の職員による健康状況及び生活状況の判定で行った。さらに、4月3日から11日までは、下記の者を対象とし、福祉事務所で第1回目の募集を実施したが、申込数は募集件数を下回った。

○入居対象者

身体的・精神的に虚弱な状態にある等の理由により避難所での生活が困難と認められる下記に該当する高齢者、障害者等及びその家族（単身世帯可）。

ア. 高齢者

65歳以上の者で、日常生活を送る上で何らかの介助を必要とする者

イ. 障害者

- ・身体障害者：身障手帳1・2級
- ・知的障害者：療育手帳Aランク
- ・精神障害者：障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障害者

ウ. 上記ア、イに準じる者

慢性疾患等健康上の理由で避難所生活が非常に困難な者

4月7日から11日まで、市外に建設された応急仮設住宅も含めた三次募集を実施したが、今回は市内分と市外分とを分けて募集・抽選するとともに、入居希望者は全員申込をしてもらうようにした。第1回の市内分の応急仮設住宅、公営住宅の空家の抽選は4月19日に実施した。また第2回の市外分は4月21日に実施したが、三次募集においても、二次募集同様、北神地域

や市外の中でも駅前等の交通至便地を除く地域での申込は募集戸数を大きく下回った。募集した応急仮設住宅のうち、応募者が募集戸数に満たなかった地域について、入居者選考の優先順位にかかわらず、現在、神戸市内の避難所に避難している被災者で、被災時に神戸市内に住んでいた世帯を対象に先着順で常時受付をする常時募集を中央区の神戸市産業振興センター内で始めた。

四次募集は、5月10日から14日まで行った。今回は二次募集等に辞退者があった市内の応急仮設住宅の補充募集を中心に行った。避難所での生活の早期解消を図るため、抽選は避難所に避難している者を優先するとともに、補欠によってもなお入居者が決定しない場合は、再抽選することとした。

6月26日からは、市外の応急仮設住宅について、常時募集の追加募集を実施している。

7月末避難所解消に向け、追加建設がなされた応急仮設住宅を中心に、最後の募集となる五次募集を、7月1日から6日まで行った。今回の申込方法は次のとおりと変更した。

- ・第1希望から第3希望まで、つぎの各グループから3つ選んでもらう。

ただし、市街地からは1つだけしか選べない。あと2つ、または3つともその他のグループから選ぶ。

・市街地住宅

東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨・垂水の各区の一般仮設住宅及び公的住宅

・郊外住宅等

北区・西区・市外の一般仮設住宅及び公的住宅

・地域型仮設住宅

- ・2Kタイプは、3人以上の世帯に限る。1人又は2人世帯については、1K又は地域型に限る。
- ・地域型（風呂、便所、台所は共用）については、被災時の居住区民のみに限る

また、入居決定にあたっては、避難所に避難している市民を優先し、従来の優先順位は廃止した。さらに、落選者は補充予定者とし、個別

相談のうえ、空住宅を割当てることや、避難所に職員が訪問し、募集の説明・相談にあたる避難者個別指導を7月1日から6日まで実施するなど避難所の解消に向けて重点的な取り組みを併せて実施した。

しかし、このたびの震災では市街地に被害が集中したため、多くの被災者が出たこと、被害を受けた過密な市街地では多くの応急仮設住宅の建設は困難であったことから、西北神地域にも全体の約半数を建設した。被災者の希望と一致せず、募集においても一部地域での入居希望が少なく、9月からはさらに空き住宅の再斡旋等を行った。

(4) 応急仮設住宅の管理

そもそも応急仮設住宅の管理については、災害救助法に直接規定がないため、県・市いずれが責任を持って対応していくのか議論になったが、さしあたって次々に入居が決定されていく住宅を管理していく必要があり、急遽、神戸市からの市内仮設住宅の管理業務を委託するために、各部局の応援を得て、2月9日に「応急仮設住宅管理部」を神戸市住宅供給公社内に新設した。

管理業務の内容は、雨水排水対策、敷地内通路の整備、住宅、共同利用施設の維持管理などハードの対応はもとより、入退居管理、苦情受付・処理、防火安全対策など多岐にわたっている。

(5) 住宅応急修理の実施

災害救助法に基づき、震災により住宅が半壊または半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、居住の安定を図るために、その応急修理を行う資力がない市民に対し市が必要最小限度の補修を行った。

この住宅応急修理は、国の制度ではあるが、これ程大規模な震災による被害を想定したものではなく、また余震も続いていたため、内部で実施時期、方法について検討すると同時に、制度については、実施期間の延長と限度額の引き

上げ等を県を通じて国に要望した。

その結果期間の延長については認められることとなった。

また、実施方法についても制度上現物給付とされ、市が直接行うこととなっていたが、市だけでは対応不可能であったため、建築協力会に協力を依頼し、施工する方法をとった。

〔実施内容〕

①実施主体

神戸市

②対象者

・住宅が半壊または半焼し、日常生活が営み得ない状態にあること。

・経済的理由で自らでは修理できない方で、次のいずれかに該当すること。

ア．生活保護法による被保護者並びに要保護者

イ．平成6年度市民税の非課税世帯

(家族で所得の一番多い者、同一住宅で複数世帯の場合は主たる所得者で判定)

ウ．平成6年度市民税の課税状況が均等割のみの世帯

(家族で所得の一番多い者、同一住宅で複数世帯の場合は主たる所得者で判定)

エ．今回の震災により失業または離職したため、上記のいずれかに該当することとなる世帯

(家族で所得の一番多い者、同一住宅で複数世帯の場合は主たる所得者で判定)

(注1)すでに修理を実施したものは対象外。

(注2)公営住宅、公社・公団住宅は対象外。

(注3)借家については、原則として対象外。

ただし、家主(法人を除く。)が災害により自らの資力では修理を行うことが困難であり、かつ、修理を行わなければ借家人が日常生活を営みえない状況にある場合は、家主の修理同意があれば対象となる。

③修理箇所

台所、トイレ、居室、屋根の応急的修理に限る。(書斎、子供の勉強部屋等は対象外。)

④限度額

1件 29万5千円以内

⑤受付期間

平成7年3月17日～26日

⑥実施方法

市の派遣する業者が施工する。

⑦受付件数

1,134件

⑧修理該当件数

746件（持家588件、借家158件）

表2-11-4 住宅応急修理の実施状況（ボランティア含む）

区	東灘	灘	中央	兵庫	長田	須磨	垂水	北	西	合計
申請件数	103	140	168	224	250	121	82	20	26	1,134
対象戸数	61	87	129	145	157	77	54	17	19	746
持家	53	69	97	108	120	68	46	11	16	588
借家	8	18	32	37	37	9	8	6	3	158

(6)特定優良賃貸住宅の募集

震災当日神戸市内に居住していた方で、次の要件をすべて満たす方を対象に、平成7年3月30日から4月7日まで、「あじさいシステムによる特定優良賃貸住宅」を募集した。

- ・日本国籍の方または外国人登録を受けている方
- ・自己の居住していた住宅が今回の地震により焼失または倒壊して居住できなくなった方で、り災証明書のある方
- ・入居者が二人以上あって、夫婦または親子を主体とした家族であること
- ・入居家族全員の収入合計が収入基準以下で、家賃等を支払うことができる方

この「あじさいシステムによる特定優良賃貸住宅供給促進制度」は、中間所得者層のニーズに応え、適正な家賃負担で入居できる良質な賃貸住宅の供給を促進するため、神戸市住宅供給公社が民間の土地所有者等と協力して賃貸住宅を建設し、神戸市が民間の土地所有者等に対して建設費に対する補助と公庫融資に対する利子補給を行い、また入居者に対して家賃の一部を補助して入居者の負担の軽減を図るものである。このように神戸市と神戸市住宅供給公社が連携して優良な賃貸住宅を供給する方式を、同公社では「あじさいシステム」と称している。

この賃貸住宅の供給方法については、同公社が完成後の賃貸住宅を所有者から一定期間（20

年）一括借上して入居者に転貸する借上方式と、同公社が住宅所有者から業務委託を受けて家賃徴収や入退去手続きを行う管理受託方式があるが、入居者にとっては特に制度上の違いはない。

(7)高齢者向け賃貸マンションの募集

震災当日神戸市内に居住していた方で、次の要件をすべて満たす方を対象に、平成7年3月13日から22日まで、高齢者向け賃貸マンションを募集した。

- ・日本国籍の方または外国人登録を受けている方
- ・自己の居住していた住宅が今回の地震により焼失または倒壊して居住できなくなった方で、り災証明書のある方
- ・満60歳以上の高齢者（夫婦は一方が満60歳以上であれば他方は満50歳以上でも可）であること
- ・日常生活が自身でできる方

この「神戸市インナーシティ高齢者特別賃貸住宅無利子融資制度」は、高齢者向けマンションを建設する土地所有者等に対して建設資金の無利子融資（50年償還）を行うとともに、入居者に対しては所得に応じて家賃補助を行うことにより高齢者の住生活の安定を図り、インナーシティ地域の木造賃貸住宅の建替を促進し、住生活の改善に資することを目的とする制度である。

(8)住宅提供ボランティア（民間一時使用住宅の情報提供）の実施

震災当初より電話や手紙によって、全国の方々や自治体などから神戸市に対して、住宅を失った被災者を一時的に受け入れる旨の善意の申し出が寄せられるようになった。こういう形でのボランティアは全く予想していなかったため、急速、災害対策本部で電話による受付を開始した。積極的な広報は行わなかったものの、多数の申し出があり、また、地域や住宅の内容、条件も様々であったため、市としては個々の斡旋は不可能と判断、提供者の同意が得られたものについては被災者に情報を提供し、直接提供者に連絡していただくこととした。情報提供はお知らせの新聞折り込みと避難所への配達によった。

【実施内容】

①お知らせ発行回数

2回（平成7年2月11日、3月14日）

②情報提供件数

（実際の申し出件数は1,000件を越える）

817件

○ホームステイ相談センターの開設

被災し、落ち着いて学習する環境を失った児童生徒（小学生から高校生）を温かく見守り、学習環境を提供しようという家庭を募り、ホームステイを希望する児童生徒を紹介することを目的に教育委員会社会教育課内に「ホームステイ相談センター」を平成7年1月27日に開設した。

被災児童生徒に対するホームステイの受入れは、既に震災直後から数多くの申し出があった。

センターを開設すると、さらに全国各地から受入れ希望の電話・手紙が殺到し、ボランティアと共に深夜まで対応する日が長く続いた。受付は3月末までの短期間のホームステイを中心に2月28日まで行った。

市内はもとより全国から2,746件もの受入れ希望の申込みがあったが、実際に成立したのは、14件、17人と少ないものであった。

『ホームステイ受入れ希望申込み件数』

件数 2,746件 人数 6,276人

(内訳)	県内	市内	487件	795人
		市外	182件	571人
	県外		2,077件	4,910人
	合計		2,746件	6,276人

『ホームステイ希望状況』

件数 27件 人数 31人

(内訳)	成立	14件	17人
	辞退	13件	14人
	合計	27件	31人

第3章 被災者の救援及び生活支援対策

神戸市合同慰霊祭の開催

震災により犠牲となられた方々を慰霊するとともに、災害に強いまちづくりの決意を表明し、市民の防災意識の高揚を図るため、神戸市合同慰霊祭を開催した。

2月7日の市長記者会見で慰霊祭の実施を对外発表。その後、ご遺族に対して個別にご案内ができない状況にあるため、ご遺族、並びに一般市民に対して広報紙により広く参列を呼びかけた。

3月5日は市の公共施設で半旗を実施し、弔意を表明した。

(神戸市合同慰霊祭の概要)

- ・日 時
平成7年3月5日(日)午後2時より
- ・場 所
神戸文化ホール、屋外特設テント(大倉山公園、湊川多聞小学校・楠中学校各グラウンドに設置)
- ・形 式
無宗教形式とし、香料、供花、供物等お供えは辞退。
- ・犠牲者名簿
3月5日までに判明した死亡者3,876人を犠牲者名簿に掲載し、壇上に配置した。
- ・献花の方法
3月5日 式典で主催者・来賓献花(菊のリース)を行った後、参列者献花(菊1輪)を午後7時まで行った。
3月6日 参列者献花(菊1輪)を午前9時から午後7時まで行った。
- ・参列者数

日 時	人 数
3月5日(日) 午後7時まで	11,200人
3月6日(月) 午前9時から 午後7時まで	1,820人
計	13,020人

・式次第

13:55 (1)序 曲 献 奏	神戸市消防音楽隊		
14:00 (2)開 会 講 演	司会：市長室長	中 島	龍
14:00 (3)黙 禱	1分間		
14:01 (4)追 悼 曲 演 奏	神戸市消防音楽隊		
	G線上のアリア(バッハ作曲)		
14:04 (5)式 辞	神戸市長	笹 山	幸 俊
14:09 (6)追 悼 の 辞	神戸市会議長	堺 山	豊 喜
	内閣総理大臣	村 山	富 市
	衆議院議長	土 井	たか子
	参議院議長	原 野	文兵衛
	兵庫県知事	原 野	洋 平
	ご遺族代表	溝 潤	俊 民
14:26 (7)安全な都市 への願い			
14:29 (8)ご遺族代表献花	9区代表各1名		
14:31 (9)主催者・ ご来賓献花	神戸市長	笹 山	幸 俊
	神戸市会議長	堺 山	豊 喜
	皇太子同妃両殿下		
	内閣総理大臣	村 山	富 市
	衆議院議長	土 井	たか子
	参議院議長	原 野	文兵衛
	外務大臣	河 武	村 正
	大蔵大臣	橋 本	龍太郎
	通商産業大臣	玉 沢	徳一郎
	防衛庁長官	小 澤	潔
	国土庁長官	小 貝	原 俊
	兵庫県知事	小 貝	原 俊
	在関西総領事団代表	W. コーリス, ウィットカム	
	新進党阪神大震災 対策本部長	海 部	俊 樹
	連立与党阪神淡路 大震災対策本部長	久 保	亘
	自由民主党阪神 淡路復興副本部長	三ツ林	弥太郎
14:41 (10)参列者献花			



神戸市合同慰霊祭に参列される皇太子同妃両殿下

第1節 全国からの激励

1. 激励の手紙

(1) 冊子「がんばってね」

地震発生以降、全国各地から神戸市に寄せられたお見舞い、激励、提言等の手紙のうち、市長室広聴課に届いた手紙は8月末までに341通にのぼるが、そのうち9割以上は、3月末までに寄せられた。

これらの手紙を市民の方々に読んでいただくことで、少しでも明日への希望や活力になればと全国各地からの温かい励ましのことばや、お見舞いの手紙を掲載した「がんばってね」—全国からの励ましの手紙より—を作成し、市内の各避難所、各区役所、総合インフォメーションセンターで配布した。

兵庫県下はもとより、近隣の大阪府、岡山県、京都府などから多く寄せられているほか、東京都、埼玉県、愛知県、静岡県など関東・東海地方からも沢山のお見舞いや激励の手紙が届いた。

発行回数

- 3回 第1号 3月1日発行
- 第2号 3月16日発行
- 第3号 4月10日発行

発行部数 各2,000部

また、4月3日から5月31日の間、さんちかから市役所に至る地下道にある花時計ギャラリーのアドウィンドーで手紙やメッセージを掲示した。

阪神大震災 全国から激励見舞い



**温かい言葉を冊子に
各避難所などに配布**

きょうから
神戸市

「お年玉を送ります 頑張ってね」

「小学生などにもお見舞い手紙やはがきは約100通いできています。お年玉、全国各地の小学生からの多送ります。」と、お年玉を多く寄せられており、ほのかなように頑張ってください。お年玉をいただいた神戸市東灘区東灘部、全体的にうれしさがあふれる。かわいの子供や市民から激励や見舞いの手紙やメッセージが届いて、お年玉を届けた人々の気持ちを大切にしたい。お年玉を送ります。」と、お年玉を送ります。神戸市は、温かい言葉や励ましのことばや、お見舞いの手紙やメッセージを掲載した「がんばってね」—全国からの励ましの手紙より—を作成し、市内の各避難所、各区役所、総合インフォメーションセンターで配布した。

(産経新聞 3月1日朝刊)



アドウィンドーでの手紙の掲示

阪神大震災復興標語

復興へ希望と力のある限り

今こそ阪神の力を出さとき復興だ

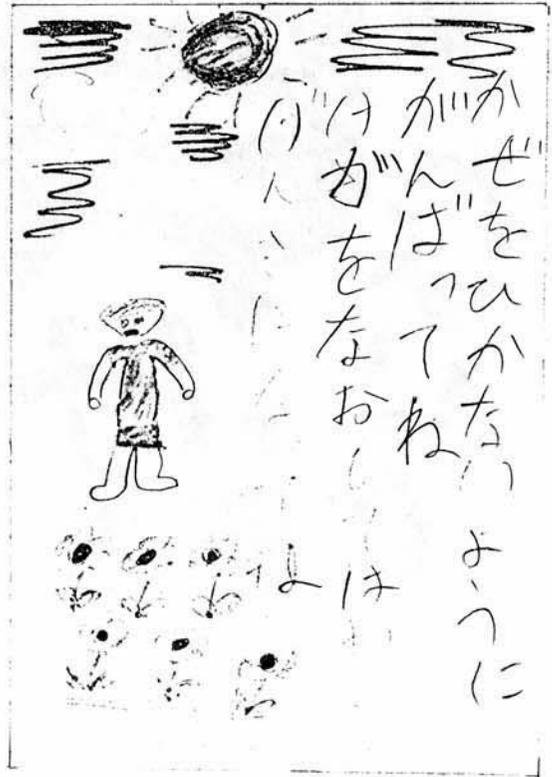
復興へ出せ阪神の底力

昔の阪神に築いて渡せ子に孫に

近代化の阪神を築いて渡せ子に孫に

拙作ご笑納下さい

新井 龍二



テレビのニュースを見て、いいなみたが出ました。じしんがあった人たちか、あんなにいいかいそ、うでか、いてもたってもいらなくなつて、市長さんにも、手紙を出すことにしました。のんびりですが、大人になるくすりがあつたら、あつてほしい。お年玉を日本赤十字社のぎんぐに、おくりましたので、つかつてくだささい。

いしんが来ても、人がしなない
神戸の町を作ってください

かぜをひかないように
かんばつをくさい

一九九五年一月二五日

神戸市長様

飯島 悠心

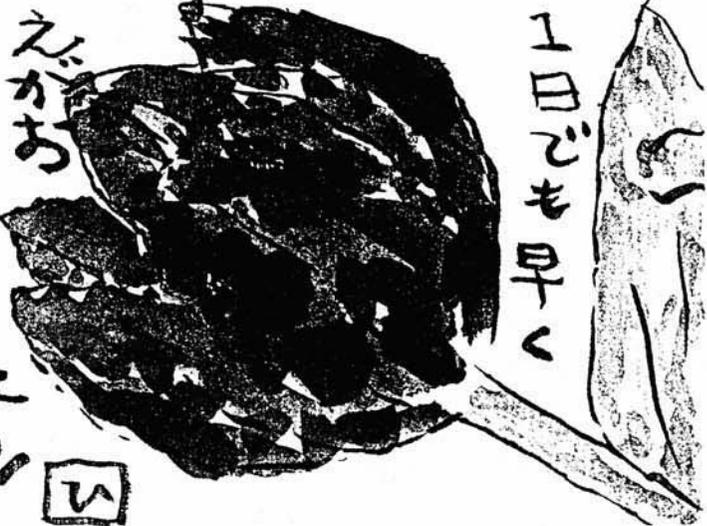
白
 花
 け
 び
 け

被^レ火^レ地^ノの状況がTVで映^レ出^レされ^レた^レで、心^ノが痛^ミ
 ます。何^レい^レと^レ力^ノにな^レない^レ自^レ分^ノの無^レ力^トで
 ます。またまた大^レ変^レな
 生活^ノだ^レと
 思^ヒい^マす。
 日^ノも早^ク
 たり^マす^の
 生活^ノか^レで^キま^ス
 生活^ノか^レで^キま^ス
 よう^ニ
 のぐり^ノ来^レる^レ春^ノ
 布^ヲ持^テ王^様を^ツな
 ぎ^マし^まう
 感^シま^ス



孝
 吾

一^ノ日^ノど^も早^ク
 え^ノか^お
 戻^リま^す様^に
 心^ノ



阪神大震災で多大な被害にみまわされたこと
心よりお見舞い申し上げます。

報道関係を通して 皆様への厳しい避難生活を
想い、私達お花を愛し押花を愛する「ほにみ

ほに」のメンバーでできることはないだろうかと
いろいろ考えました。

震災の被害地区、が水さの下に春の花は咲かない
かわしくない...。それでも頑張って強く生きようとして
いる方々へ、色とりどりの押花、自然の恵みも添えた
メッセージカードも贈らせて頂きます。

毎日の生活の中、本当にささやかな贈り物では
ありませんか。たった一輪の押花であっても、言葉が
「頑張って」という響きとは、違った温もりを
伝えられると信じています。

どうか 皆様、希望をお捨てにならないで
力強く生きて下さいますようお願い申し上げます。
平成七年三月吉日



何も出来ないけれど
遠くから応援しています。



2. 皇室の被災者お見舞い

- ・平成7年1月31日（火）天皇皇后両陛下は、避難所となった本山第二小学校を訪れ、避難者を激励された。その後、両陛下は火災で焼失した菅原市場を視察されるとともに、水仙の花を火災現場にお供えになられ、犠牲者の冥福を祈られた。



火災で焼失した菅原市場にて、笹山神戸市長(右)の説明を受けられる天皇皇后両陛下

- ・平成7年2月26日（日）皇太子同妃両殿下は、復旧活動が続く阪神電鉄西灘駅を視察された後、避難所となった神戸諏訪山小学校を訪れ、避難者を激励された。



神戸諏訪山小学校の避難者を激励される皇太子同妃両殿下

- ・平成7年3月5日（日）皇太子同妃両殿下は、神戸文化ホールで執り行われた神戸市合同慰霊祭に参列され、祭壇に献花をされ、犠牲者の冥福を祈られた。

- ・平成7年5月25日（木）常陸宮同妃両殿下は、神戸動物救護センターを視察の後、神戸ファッションマートを訪れ、神戸ファッション産業復興合同見本市を視察された。その後、神戸朝日ホールを訪問され、ジュリアード音楽院チャリティー公演を鑑賞されるとともに、被災児童を激励された。



神戸動物救護センターを視察される常陸宮同妃両殿下

- ・平成7年7月7日（金）秋篠宮同妃両殿下は、共同仮設店舗で営業を再開した宮前市場を視察されるとともに、被災者を激励された。その後、ホテルオークラ神戸を訪れ、チャリティーピアノリサイタルを鑑賞された。



共同仮設店舗で営業を再開した宮前市場を視察される秋篠宮同妃両殿下

3. 外国からの激励

今回の震災に対して、外国からも多くの支援、励ましを受けた。地震発生後、本市が姉妹・友好都市、親善協力都市提携を行っている各都市の市長から見舞い、激励の手紙を受け取るとともに、支援の申し出があった。神戸市長あての見舞いの手紙は37カ国、126通にのぼった。また、市民に対して、海外在住の日本人を含め、外国からの激励、寄せ書きが多数寄せられるとともに、折り鶴、子供のためのぬいぐるみ、被災者支援のためのCDなどが寄せられた。アメリカ・カリフォルニア州マリブ市からハリウッドスター等著名人の色紙をもとにつくられたメッセージカード約1,500枚が送付され、市内2カ所で展示した。激励の手紙などは、関係部局を通じて、保育所、学校、避難所等に送付された。

また、43カ国・55件におよぶ海外各国の大臣・市長、在日外国公館の大使・総領事等が神戸市役所を訪問し、義援金・見舞金や支援の申し出などを行った。

姉妹都市からは、前述の見舞いの手紙以外に主なものとして、次のような支援を受けた。

○シアトル

- ・中長期的な支援活動を行うため、シアトル市を含む周辺地域の行政、経済界、民間の主要組織からなる神戸地域地震対策委員会を設立。
- ・シアトルの各団体・個人から多くの義援金・見舞金を受けた。

○マルセイユ

- ・芸術家団体がチャリティショーを開催。

○リオ・デ・ジャネイロ

- ・4月30日、神戸ユニバー記念競技場でヴィッセル神戸と同市選抜チームとのチャリティサッカーマッチを開催（約2万6千人観戦）。同市市長も同時に来神。収益金を義援金・見舞金として寄付を受けた。
- ・日系人会からの義援金・見舞金の寄贈。

○天津

- ・歯磨きセット、下着、靴下など日用品453

箱の寄贈を受けた。

- ・8月3日、神戸国際会議場で「武戯京劇オペレッタ」を開催。市民約1,200人が観劇した。

○ブリスベン

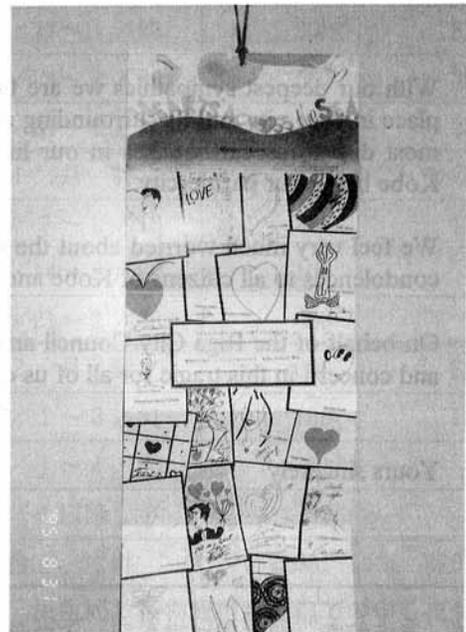
- ・石鹸、トイレトペーパー、食器などの日用品、水、食料品など約50tの寄贈を受けた。
- ・6月26日～27日、同市市長が来神。義援金・見舞金を受け取った。

○バルセロナ

- ・義援金・見舞金を受け取った。

○リガ

- ・12月21日、リガ・カテドラル少年合唱団が神戸を激励のため訪問、港島小学校で歌の交流会を行った。



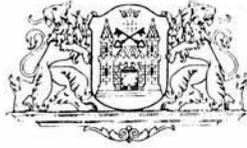
ハーバーランドスペースシアターで展示を行った『海を越える心』イラスト色紙展



ニューヨークから送られた激励の寄せ書き

姉妹都市リガ市からの見舞いの手紙

RĪGAS DOME



RIGA CITY COUNCIL

17.01.1995.

Mr.Kazutoshi Sasayama
Mayor
City of Kobe

Fax No.078 322 2382

Honorable Mr.Kazutoshi Sasayama,

With our deepest sympathies we are turning to you since the tragic events have taken place in your city and its surrounding area. We are very sorry to hear about one of the most disastrous earthquakes in our history that has overtaken your region, especially Kobe being our partnercity.

We feel very much worried about the situation in Kobe. We would like to express our condolences to all citizens of Kobe and the people who have suffered in this tragedy.

On behalf of the Riga City Council and all citizens of Riga, please accept our support and concern in this tragic for all of us day.

Yours sincerely

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Māris Purgailis'.

Māris Purgailis
Mayor

第2節 救援物資の受付・配布

震災により東西を結ぶ、重要な幹線であった阪神高速道路が広範囲にわたって倒壊し、国道43号や2号も寸断された。通行規制の実施や大量に発生する緊急車両や避難車両は、東西を結ぶ、残された唯一の幹線道路である山手幹線や住宅街の生活道路まで迂回路として集中し、大きな混雑を招いた。さらに、火災の発生、道路上へのビルや家屋の倒壊に伴うガレキも通行の障害となった。

震災の直後から全国各地から寄せられた救援物資は、こうした困難な道路事情の中で神戸市へと届けられた。そして、物資搬送は震災直後から開始された。

(1)震災後の救援物資の流れ

救援物資は、当初、市役所を目指して送られてくるが多かったことから、とりあえず、神戸市役所3号館と1号館との間の道路及び歩道と3号館1階の駐車場を物資の集積場として利用し、市内の避難所や各区災害対策本部（区役所）へ配送した。

救援物資は、当初から滞留させることなく、速やかに必要とする被災者へ送り届けることとしていたが、物資を1カ所に集中し、そこから配送することは必ずしも効率的ではないため、1月20日以降、順次、市内の4カ所に避難所への配送拠点を設け、全国から送られてくる物資を分散して受け入れた。また、多量で一時的に保管する必要がある物資を受入れるとともに、それぞれの配送拠点をバックアップするための物資倉庫（一時的な備蓄倉庫）をポートアイランドと六甲アイランドに設置した。それぞれの拠点では、市職員が24時間体制で交代勤務し、区役所や民生局との連絡調整にあたった。

震災後、およそ1カ月が経過し、避難者や避難所の減少、道路事情の若干の改善等が見られるようになった段階から統廃合を進め、最終的に配送拠点を2カ所に集約した。避難所解消の8月20日までここから全市に向けての救援物資の配送を実施した。

こうした中で救援物資として送り届けられた

物資は、7月末で米が約350トン、毛布・布団が約60万枚、ペットボトル、ポリタンク入りなどの水が約6,500トン、お茶、ジュースなどの清涼飲料水が約1,700万本、野菜・果物約600トンなどを始めとして、生活に必要な物資が中心であった。

ただし、直接、避難所や各区の災害対策本部へ送られた救援物資や市民やボランティアの手で届けられた物資も数多くあり、救援物資の総量を把握することは困難である。

表3-2-1 救援物資受付・到着状況

(平成7年6月28日現在)

	受付件数	到着件数
1/17～1/23	952	871
1/24～1/30	567	357
1/31～2/6	331	221
1月計	1,582	1,255
2/7～2/13	235	174
2/14～2/20	105	87
2/21～2/28	88	78
2月計	696	533
3/1～3/31	180	182
4/1～4/30	51	35
5/1以降	22	21
合計	2,531	2,026

注：1. 民生局救援物資担当窓口での申し出受入れ分のみ（区災害対策本部、避難所等へ直接申し出があった物資は含まれない）
2. 到着件数については、申し出時に到着予定が確定していたもののみを集計しているため、受付件数とは一致しない。

(2)物資配送・受入れの実際

救援物資の配送のための車両は、当初の段階では土木局や理財局が中心となり、建築協会の、港湾土木協会、造園協会など災害時の協会の組織や運送会社、自衛隊などの車両が同時に市内の各所で物資配送に活躍した。

配送拠点には車両を配置し、避難所向けと区役所向けの2つのルートにより物資を配送していた。また、物資倉庫から配送拠点への物資補

充や区役所から避難所への連絡・調整のための車両も配置された。

配送拠点毎に担当区を決め、それぞれに市職員が交代で勤務し、区災害対策本部と民生局本部との連絡、調整や救援物資の受入れと配送にあっていた。配送は午前と午後の2回を基本とし、必要に応じて随時、配送を行っていた。

3月末までの間、摩耶倉庫では1日平均60台、新神戸倉庫、シルバーカレッジでは1日平均50台の車両により搬送が行われていた。

各配送拠点での物資受入れ、配送は当初、24時間体制で実施したが、震災からの復旧が進むにつれて、昼間だけの体制となった。

(3)物資受入れにあたっての問題点

物資の配送や集積の拠点の設定にあたり、震災による交通事情の悪化、建物被害、海岸部の液状化現象などにより適地が限定され、拠点の確保には苦労した。例えば、ポートアイランドや六甲アイランドでは、島内へのアクセス道路や橋が被害を受けたことにより交通渋滞が発生していた。また、倉庫についても簡単な補修を行うことで、使用はできたが、床面の亀裂や液状化による砂の噴出、地盤沈下に伴う、建物部分の浮き上がりなどにより、倉庫本来の機能を十分利用できなかった。

さらに、港湾機能や物流機能の復旧や市民サービス施設の再開に伴い、使用していた施設の本来業務への復帰が求められたため、別の場所を探す必要も生じた。

大量に届いた物資は、被災者に大変喜ばれ、勇気づける糧となり、復旧への大きな足がかりとなった。しかしながら、被災者数以上に届いた毛布は保管場所や配送、配布にあたって大変な労力を要した。また、個人や団体などあらゆるルートを通じて集まったのが、古着であった。古着は震災直後のまったく衣類等が手に入らない段階では、喜ばれたが、周辺の商店、スーパーが再開されるにつれて、避難所等で手にされないまま大量に残る場合もあった。

交通渋滞により深夜、早朝に到着する物資に対応するために24時間体制で人員配置をする必要があり、人手の確保が大きな問題となった。

また、当初の段階ではフォークリフトなどの荷役機械の配置が間に合わず、市職員やボランティアの人力による物資の積み替えが大変な作業となった。その後、業者への委託等により作業自体は大幅に軽減された。

配送拠点では、人手不足、物資の品目があまりにも多岐に渡ったことや一時的かつ大量に物資が到着したことなどから、物資の出・入庫の状況の把握が出来ず、在庫状況が分からない時期がしばらく続いていた。

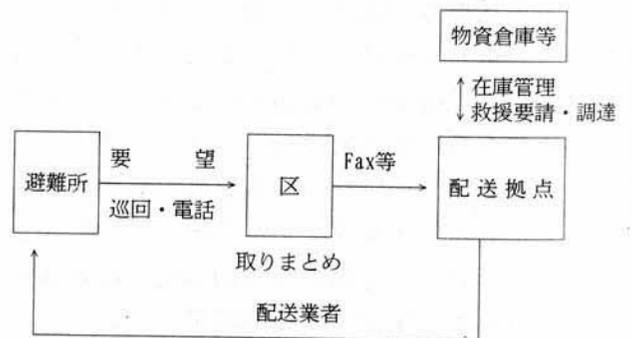
こうした状況は生活が平穏になり、救援物資の到着状況が落ち着くまで続いた。

(4)配送システムの確立

震災直後は、区や市あるいは配送拠点に避難所から電話や来訪により、直接寄せられる情報を元に、要望に応じて手元に物資があれば即座に、手元に無い場合は、救援物資が到着次第、配送を行っていた。配送業務に専門業者が入った1月中旬以降は、配送時の聞き取りや要望書(注文表)等により、配送拠点で集約し、1日2回程度、定期的に配送するようになった。

さらに、4月17日以降は、避難所からの物資要望書に基づき、区役所で調整・とりまとめの後、配送拠点から配送するシステムをとることとなった。(図3-2-1)

図3-2-1 配送システム



(5)情報の提供・収集

震災当日の午後、救援物資の受付専用電話を設置し、当面必要とする物資についての情報と物資の搬入先や輸送経路等についての情報の提供を始めた。救援物資提供の申し入れはパソコンに入力し、日々の配送予定として配送拠点に

は、携帯電話やFAX等で情報提供した。

マスコミ等で被災地で必要とする物資の呼びかけを行ったが、物資到着までに時間的なズレがあり、必要な時点と到着時点の物資のニーズの差が問題であった。

また、避難所の状況の把握を、職員が避難所へ当初配置できず、区災害対策本部で十分に出来ない時期があり、物資等へのニーズの正確な把握が行えなかった。こうしたことから物資提供の申し出を受けるにあたって、不要な物資を引き受ける原因にもなり、配送拠点に不必要な在庫を生むこととなった。例えば、一時的に不足したが、早い段階で、一般に入手可能になった粉ミルク、紙おむつ、生理用品、カイロなどがそうした物資の例として挙げられる。

また、物資として十分に支援いただき、今後は遠慮する旨をテレビ、新聞等でお知らせしているにもかかわらず、毛布や古着などは大量に長期に渡って、送られてきたため、保管や配布に労力を要することにもなった。

(6) ゆうパック

被災地の災害対策本部あてのゆうパックは、2カ月間、郵政省により無料取扱が行われた。この間、約42万個が神戸市あてに届けられた。神戸市社会福祉協議会が被災市民に向けて配布した。

市民福祉交流センター（中央区）、神戸市外大体育館（西区）、西体育館（西区）など5カ所に受入と配送の拠点を設け、当初は、1日平均1,100人のボランティアの協力を得て市内の避難所へ配布していたが、避難所に避難していない市民へ物資が届かないとの声もあり、市内6カ所の公園で2月3日から計11日間、ボランティア1,500人の協力で1日2千人から3千人の市民に約5千個を配布した。また、2月4日から16日までの間、市内の児童館28館で延べ31日間に渡って配布を行ったほか、19の児童館では、2月18日から3月10日まで日曜日を除く毎日、配布を行った。

ゆうパックの物資の内訳としては、衣料51%、食品14%、毛布・布団類13%が主な物資であった。

表3-2-2 救援物資受付窓口で答えた必要物資の推移

(1月21日～2月25日)

時 点	
1/21	<ol style="list-style-type: none"> 食料品（すぐ食べるのでできるもの） <ul style="list-style-type: none"> ・弁当、おにぎり、日持ちのする加工食品 毛布、防寒着 日用品 <ul style="list-style-type: none"> ・紙コップ、紙皿、割り箸 医薬品（除く内服薬） 生理用品、乳児用品 カイロ
1/22	<ol style="list-style-type: none"> 汎用衣料品（肌着、靴下） 日用品 <ul style="list-style-type: none"> ・紙コップ、紙皿、割り箸 日持ちのする食料品（缶詰）
1/29	<ol style="list-style-type: none"> 食料品 <ul style="list-style-type: none"> ・レトルト食品（水を使わないものがよいという観点から） カップ麺、カレー等 缶詰 食事用具（フライパン、鍋、やかん等） その他（使い捨ての食器：紙コップ、紙皿） 衣料品関係 <ul style="list-style-type: none"> ・防寒着（着替えが必要、セーター、トレーナー等） 手袋、下着、乳児・児童用衣料 医療品関係 <ul style="list-style-type: none"> ・応急用品（バンドエイド、包帯、消毒薬、常備薬、生理用品等） おむつ（子供、成人：成人用が特に必要） ウエットティッシュ（水不足で洗面等が困難なため。水道が復旧すれば不要となる。） 洗面用具（タオル、歯ブラシ、歯磨き、石鹸等） その他 <ul style="list-style-type: none"> ・文房具（ノート、鉛筆、ボールペン等）
2/7	<ol style="list-style-type: none"> 食料品 <ul style="list-style-type: none"> ・缶詰、インスタント食品（ラーメン、みそ汁、スープ等）、レトルト食品 日用雑貨 <ul style="list-style-type: none"> ・紙コップ、紙皿、紙茶わん、割り箸、石鹸、ティッシュペーパー、大人用紙おむつ、ゴミ袋、乾電池 衣類 <ul style="list-style-type: none"> ・新品の下着、靴下 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・運動靴
2/25	<ol style="list-style-type: none"> 食料品（日持ちのするもの、おかずのできるもの） <ul style="list-style-type: none"> ・カップラーメン、レトルト食品 缶詰、カップスープ、みそ汁 漬物、梅干し 味噌・醤油などの調味料（塩を除く） 日用品 <ul style="list-style-type: none"> ・紙皿、紙コップ 洗濯用洗剤 ティッシュペーパー、ゴミ袋 乾電池 下着類（新しい下着、靴下）

雲仙、奥尻の先例でも明らかのように、最終的には約43万個に上った大量に届くゆうパックは、被災地にとって一方で力づけられるとともに、一方ではその配布にあたって大きな負担を強いられることとなった。個人レベルで届いた

多種多様な物資は、供給のルートに乗せる上で、品目毎の仕分けが必要となり、物資受入れのスペースの他に、仕分け場所、仕分けのための人手を必要とした。

(7)国際救援物資

海外からの救援物資は、市長室国際課を窓口、24カ国、77団体から届けられた。地域的には、アジア・オセアニアが13カ国と多く、北米・ヨーロッパ8カ国、アフリカ・中近東が3カ国となっている。また、政府や公的団体は21団体で、民間団体が56団体であった。

こうして世界各国から届けられた物資は、主に関西空港に届けられた後、六甲アイランドの神戸航空貨物ターミナルを経て、民生局の設置した配送拠点を經由して、市内の避難所へ届けられた。

代表的な団体等で量の多かったものを挙げると、韓国政府から毛布、水、ラーメン、お菓子など280トン、インド政府から粉ミルク、毛布、ビスケット、紅茶など180トン、アメリカ（NGO）の衣類、毛布、紙おむつ、食品、テントなど110トン、インドネシア政府の合板10万枚などである。

▷避難所解消時点での配送拠点

名 称	シルバーカレッジ
所 在 地	北区山田町（総合福祉ゾーン「しあわせの村」内の生涯学習施設）
開設期間	平成7年1月20日～8月20日
倉庫面積	約1,400㎡ ただし、体育館約2,000㎡も利用

名 称	住吉浜倉庫
所 在 地	東灘区住吉浜（日本通運神戸東支店ペリカン配送センター内）
開設期間	平成7年4月17日～8月20日
倉庫面積	約1,000㎡

▷途中で統廃合し、移転した配送拠点

名 称	新神戸倉庫
所 在 地	中央区布引町（JR新神戸駅1階東側物資置場及び待合スペース）
開設期間	平成7年1月20日～3月7日
倉庫面積	約1,000㎡

名 称	摩耶倉庫
所 在 地	灘区摩耶埠頭（神戸市公共上屋、CFS（混載上屋）で休止中だったもの）
開設期間	平成7年1月20日～4月16日（以後、住吉浜へ移転）
倉庫面積	約3,000㎡

名 称	グリーンアリーナ神戸
所 在 地	須磨区緑台（神戸総合運動公園大体育館）
開設期間	平成7年1月20日～2月22日
倉庫面積	約3,000㎡

▷物資倉庫

2ヵ所

名 称	ポートアイランド倉庫
所 在 地	中央区港島4丁目（神戸市公共上屋、CFS（混載上屋）で休止中だったもの）
開設期間	平成7年1月20日～8月20日
倉庫面積	約3,000㎡

名 称	六甲アイランド倉庫
所 在 地	東灘区向洋町4丁目（神戸航空貨物ターミナル上屋）
開設期間	平成7年1月20日～8月20日
倉庫面積	約8,000㎡

注：1. 関西空港から海上ルートで入る国際救援物資の受入れについては六甲アイランドで実施。
 2. こうした拠点の他、各区で区内への配送拠点を別途、設置した場合もある（例：長田区では、区内南部の石油基地に拠点を置いた）。

(8)区災害対策本部の物資救援活動

区災害対策本部における救援物資の配布について、中央区の状況をみると次のとおりである。

①災害発生直後

当初は、避難者の数が増加し続けている状態の中で避難者数の把握もままならず、各小学校など、主要な避難所に搬送されたのみにとどまった。しかし、震災当日は水、おにぎり、乾パンなどの最低限の物資を確保することが精一杯であった。数としてもとても十分でなく、毛布などは2人で一枚しかあたらぬ所もあり、混乱を極めた。また、当日中央区に到着できた職員が少なく、避難所への物資の搬送に全力が注がれた。

翌日の夜間からしだいに全国からの救援物資が到着し始め、職員の大半はもっぱらそれらの荷下ろし、整理と搬送におわれた。特に、遠方からのトラックが渋滞に阻まれながら深夜から早朝に到着することが多かったため、職員は不眠不休で作業にあたった。

②救援物資の搬送体制

避難所への物資の搬送にあたっては、食糧関係は課税課、収税課、福利課が担当し、朝、夕の食事を中心に救援物資として届いたものを人数毎に仕分けして搬送した。食糧以外（毛布、衣類、おむつ、カセットコンロ、その他日用品類）は地域福祉課が担当し、各避難所から

の要望を、ボランティアのリサーチあるいは直接電話連絡によって把握し、それぞれ搬送を行った。

この期間、区役所の日赤車、市民局青少年課のユース号、公園緑化協会のトラックをフル稼働させながら、さらに、建築協力会のトラックや、車でボランティアに駆けつけていただいた方にも搬送に協力していただいた。しかしながら、全国より救援物資が大型トラックで次々と運び込まれる状態が続いており、搬送よりも搬入が圧倒的に多く、増え続ける在庫スペースの確保と管理に追われていた。特に問題だったのは、保管場所の問題であり、地下1階駐車場をはじめ、庁舎北隣の映画館の協力を得て駐車場を利用した。ピーク時には区役所周辺の歩道やサンパル広場にもテントを張って保管した。また、職員の疲労がピークに達していた中で、これら荷物の積み降ろしに、ボランティアや自衛隊の方々が大いに活躍していただいたのはたいへんありがたかった。

③業者による物資搬送システムの導入

2月に入ると、業者による物資供給のシステムが確立された。食糧に関しては、朝にパン、夕方に弁当が避難所ごとに業者から直接搬送されるようになり、配食数の調査と報告が主な業務となった。以後この業務は地域福祉課が引き継ぐこととなった。また、食料以外の日用品品に関しては市の物資拠点から直接、運送会社

のトラックで各避難所へ搬送するというシステムがとられたが、区役所の物資班としての業務はむしろ増加した。その主な理由は拠点方式では避難所の細かいニーズにまで対応することができなかつたためであるが、それは物資搬送の拠点が準備できる品目がある程度限定されていたこと、要望の内容が日に日に変化、多様化していたこと、渋滞等交通事情が悪く時間がかかったことなどが理由である。

④物資班による救援物資の供給

ア．内容とその変化

地域福祉課は中央区ボランティアと物資班を結成し、前述のようにボランティアからのリサーチや電話連絡等をもとに物資の調達と搬送を行った。

特に食料品以外の生活物資の需要は日を追うにつれ複雑多様化していったが、具体的には、次のように要望品目が変化していった。

主要な要望品目（特に要望が高かったもの）

期 間	品 目
1月17日～31日	水・食料・毛布・木炭・カセットコンロ・ストーブ・カイロ・医薬品
2 月	カセットコンロ・防寒着・下着・おむつ・ブルーシート・マスク・プロパンガス
3 月	洗剤・清掃用具・トイレットペーパー・鍋・釜・調理器具・調味料類
4 月	調味料類・事務用品・ゴミバケツ・ゴミ袋・トイレットペーパー・ティッシュペーパー
5 月	殺虫剤・液体蚊取り器・蚊取り線香・ゴミ袋・ガムテープ
6 月	FAX用紙・殺虫剤・液体蚊取り器・くん煙剤・トイレ消臭剤
7 月	タオルケット・殺虫剤・蚊取り線香
8月以降	ダンボール(引越用)・ガムテープ・布テープ

2月から3月にかけて、ボランティアや避難所のリーダーを中心とした組織がつくられ、避難所ごとの運営体勢が確立してきた。それに伴って避難所運営上必要な物品が要望された。区役所としてはこのような避難所の自主運営を側面的に援助するため、在庫にないものは購入するなどして提供した。食糧についても、原則は業者による給食のみであったが、避難所の自

治組織が自主的に炊き出しを行う場合は、そのための鍋、釜、調理器具、食器をはじめ、ガスコンロやボンベ、あるいは米やみそ、野菜といった食材等の必要物資を購入あるいは支援グループの協力を得るなどして積極的に提供した。このように避難所の自主運営を支援していった結果、次のような効果をもたらした。

- ・実状に応じた避難所本位の活動が活発になった。
- ・避難所と区との信頼・協力関係が構築された。
- ・多様化する避難者のニーズに応えやすい体勢が整った。
- ・区の負担が軽減し、その分他の業務の展開が容易になった。

(避難所運営関連物品)

- ・事務用品関係…ペン、カッター、ガムテープ、コピー用紙等
- ・清掃用品関係…ホウキ、ちりとり、モップ、ゴミ袋、各種洗剤等
- ・炊き出し関係…大鍋、ガスコンロ、ボンベ、食器、流し台等
- ・その他…自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器等

上記以外に避難所用として全市又は全区で一括購入したもの

間仕切りパネル、冷蔵庫または保冷庫、防虫網、液体蚊取り器、扇風機

イ．搬送

当初、公用車（日赤車・ユース号・公園緑化協会トラック）をフル稼働して搬送にあっていたものを2月中旬より運送業者のトラック（2t車）が搬送業務に加わった。このころ物資班は、当日宿直の者が物資担当のボランティアとミーティングを行い、物資の要望等を集約、次の日の朝、仕分け、準備し、搬送するというスケジュールをとっていた。搬送は、大口はトラックを利用し、小口はワゴン車を利用し、さらに小口の場合はバイク、自転車（電気自転車を含む）等も利用して、ひどい渋滞の中をくぐり抜けた。また、このような困難な中で、ボランティア団体の「神戸友の会」にも搬送活動の

協力をいただき、物資班の大きな助けとなった。

ウ．避難所外での物資の提供

避難所外の被災者にもひろく救援物資を行き渡らせるため、次のような一般配布を行った。

- ・ 日常生活品の一般配布（2月中旬から3月にかけての毎週土日）

場所…吾妻公園、宮本公園、湊小学校、生田文化会館、葺合文化センター、宇治川公園

提供物資…衣類（セーター、防寒着等）、下着、靴下、石鹸、タオル、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ラジオ、靴、パン、菓子など

- ・ 郵送物資（ゆうパック）の配布（2月中旬）

場所…二宮児童館、籠池児童館、旗塚児童館

品目…衣類、おむつ、生理用品、粉ミルク等

- ・ ブルーシート（防水シート）、毛布
中央区役所4階災害対策本部にて3月末まで希望者に配布

- ・ カセットコンロとボンベ（大阪ガス）
サンバル広場での一般配布

配布日…1月30日

個数…コンロ4,000台、ボンベ24,000本

各避難所への配布

29カ所（団体） コンロ1,407台 ボンベ15,107本

⑤物資班による救援物資の管理

ア．スペース確保の問題

震災直後の救援物資の到着から常に問題であったのは、物資の保管スペースの確保である。中央区の場合、地下1階の駐車場が保管スペースとなったが最大時には、前述のように北隣の駐車場やサンバル広場、庁舎周辺の歩道を埋め尽くした。当時の状況からして、ほかの方法が無かったからであるが、防犯上の問題、雨露の影響など問題が多く、また結果的に駐車場としての機能を停止させ、一般車はもちろんのこと、公用車や、自衛隊車両、工事車両の駐車にも支障を与えた。

イ．在庫数の管理と確保

各避難所から要望が殺到する中で最も重要なのは必要な物資を常時確保することであるが、限られた在庫のなかですべての要望に対応することは不可能である。

そのため、公平性を失わないことを第一の原則としながら、在庫数と、ニーズ（その量、質）を常に考え合わせながらの配布となった。ある程度の多くの数が確保でき、かつ個人としてニーズの高いものについては、前述のような一般配布を行い、それ以外に関しては避難所優先とした。店舗の営業再開に伴って、個人への提供をやめ、避難所への物資提供も、共有あるいは共同使用を原則とした。

必要でありながら在庫の無いものについては購入するか、市の物資拠点であるポートアイランド倉庫に取りにいくなどして調達した。また、逆に余剰となった物資、あるいは不要不急の物資はスペースを確保するためポートアイランド倉庫へ搬入した。

⑥避難所の解消と物資の回収

ア．回収の状況

避難所が解消されるにつれて不要となった物資の回収が増大した。しかも、ほとんどの避難所がその解消寸前まで余剰物資をストックしておいたため、一時に大量の回収作業を行うことになった。回収業務は2回の大きなピークを迎えた。1回目は3月中旬から末にかけて学校の新学期開始をひかえて、教室の確保を進めていた時期であり、2回目は7月末から8月にかけて仮設住宅の最終募集を終え、避難所の解消が急激に進んだ時期である。回収したものは大半が次のような物品であった。

・ たたみ・毛布・布団・マット・乾パン・その他粗ゴミ

回収にあたっては、出来る限り避難所ごとに処分や別利用していただき、それが困難なものについて区役所で回収を行った。物資配送にあっていたトラックがそのまま回収にあたり、9月に入ると、物資班業務のほとんどがこのような回収業務にかわった。

第3節 義援金の受入れ・交付

(1) 義援金の募集

大震災の報道が伝えられると救援物資とともに国の内外の多くの国民や企業、団体等から災害義援金が寄せられた。義援金は1月17日の当日から早くも申し出があり、兵庫県、神戸市を始めとする被災自治体や、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関等においても募集が始められた。災害義援金の募集・配分については、兵庫県の地域防災計画の中に位置づけられており、すべて集約的に処理し、関係機関の協力のもと、この計画の定めるところにより県下で統一的に実施することとなっていた。そこでこの計画に基づき「募集委員会設置要綱」が定められ、募集委員会が設置されるとともに「義援金募集要領」が定められ、募集が実施された。その経緯については、「阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部」の「阪神・淡路大震災一兵庫県の1カ月の記録」（平成7年7月発行）によると次のとおりである。

ア. 募集委員会の設置

1月17日に早速、兵庫県あてに災害義援金の申し出があったので、取りあえず兵庫県としての取扱方針を検討した。その結果、18日兵庫県として銀行口座を開設して災害義援金を受け付けることとし、相前後して、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、被災市町等においても、災害義援金の募集が始められた。

その後、「災害義援金品募集配付計画」に基づく関係機関と協議を進め、1月25日、義援金の募集及び公平かつ適正な配分を行うことを目的に、同計画に基づく12機関に兵庫県共同募金会を加えた13機関で「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」を発足させた。

災害義援金の配分は、統一的な基準により配分していくことが望まれるので、募集委員会では同委員会の各構成団体及び各市町において募集している災害義援金についても、同委員会に集約し統一基準を設けたうえで配分することとし、1月30日、同委員会の各構成団体及び県下の全市町に対しその旨の協力依頼を行った。

大阪府などの被災者に対しても配分することとし、募集委員会では1月30日、同委員会の構成団体に大阪府、大阪府共同募金会等を加えることにした。

また、募集委員会では、新たに新聞社9社、民間放送会社4社に対し2月11日、同委員会の構成団体に加わるよう依頼したほか、被災市町の意見も反映させるため、津名郡津名町にも募集委員会の構成団体に加わるよう依頼した。

「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」（以下募集委員会とする。）は兵庫県、大阪府、神戸市、津名町（淡路10町代表）の4自治体、日本赤十字社兵庫県支部、同大阪府支部、兵庫県共同募金会、大阪府共同募金会、兵庫県市長会、同町村会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、報道関係14の26団体で構成されており、事務局は日本赤十字社兵庫県支部に置かれた。募集委員会から公表されている義援金の総額は神戸市の約83億円（7月31日現在）のほか、兵庫県（約417億円）、日本赤十字社、他の被災自治体等へのものをあわせ8月31日現在で約1,687億3,600万円にもものぼっている。

(2) 義援金の配分

このようにかつてないほどの盛りあがりを見せた暖かい義援金は、被災者にとって心身ともに大きな励みとなるものであり、できる限り速やかに配分し交付すべきものであるが、公平かつ適正な配分も行わなければならない。このたびの義援金は過去最大の額となったが表3-3-1にみるように、全半壊（焼）の住家数で配分したとするならば、雲仙普賢岳噴火災害では約16,700千円/住家、北海道南西沖地震では約25,400千円/住家となるのに比し、今回の大震災は約800千円/住家としかならず、（現実には住家数（棟）よりもはるかに世帯数が多く雲仙普賢岳、北海道南西沖地震の際もこのような配分とはなっていない。）募集委員会ではその配分について極めて慎重に検討され、重点的、効果的になされる必要があった。その結果表3

- 3 - 2 のとおりの配分計画となった。

表 3 - 3 - 1 主な災害義援金の状況

	雲仙普賢岳噴火 (1990年)	北海道南西沖地震 (1993年)	阪神・淡路大震災 (1995年)
義援金受入れ額	232億4,100万円	256億6,600万円	1,687億3,600万円
死者数	41人	202人	約 6,000人
全半壊(焼)住家数	1,388棟	1,009棟	207,000棟

注：全半壊(焼)住家数は国土庁編「平成7年版防災白書」に基づく

(3)義援金の交付

第1次の交付は(1)死亡者、(2)行方不明者、(3)全焼・全壊・半焼・半壊世帯に対してなされたが、(3)の住家被害について被害の調査をもとに発行されるり災証明書を必要としたため、その調査を待って、2月6日から4月21日にかけて申請の受付を行った。

受付は各区役所が次のような場所であり災証明と並行して実施された。

〈申請受付場所〉

- ①東灘区管内－コープこうべ生活文化センター
- ②灘区管内－都賀川公園(上河原橋南)
- ③中央区管内－磯上公園内クラブハウス
- ④兵庫区管内－兵庫区役所(公会堂)
- ⑤北区本区管内－北区民ホール
- ⑥北区出張所管内－該当出張所
- ⑦長田区管内－長田区役所
- ⑧須磨区管内－須磨区役所
- ⑨北須磨支所管内－北須磨支所
- ⑩垂水区管内－垂水勤労市民センター
- ⑪西区管内－西区役所(公会堂)

交付件数は、表3-3-3のとおりであるが、当初は、り災程度の判定について疑議が生じるケースも多く、また被災者の数が極めて多く、り災証明に時間を要したため当分の間受付をすることとし、混乱を避けようとした。ようやく

大半の申請・交付がなされた4月21日をもって締切とした。しかし、一時避難等のため被災地を離れた人等特別な事情がある場合引き続き対応することとなった。

なお、交付金の対象者については、多くの方の強い申し出により2月11日に下記のとおりに拡大された。

(1)神戸市内に住民登録又は外国人登録を有する兵庫県南部地震災害による被災者を被災当時、神戸市内に居住している兵庫県南部地震災害による被災者に拡大した。

①住家被害については、住民登録上・外国人登録上の住家に限定するを被災当時、居住していた住家に拡大した。

(必要書類)

- 被災当時、被災された住家に居住していたことが証明できる書類
(例：賃貸借契約書・光熱水費の支払い証明書・会社等での住居届出の証明書・郵便物など居住先住所と申請者氏名が記載されているもの)
- 住民登録住所地の住民票

②死亡・行方不明の被害に対する請求については
ア. 住民登録・外国人登録上の同一世帯員
イ. 住民登録・外国人登録上の住所地が同一

表3-3-2 義援金配分計画

区 分		内 容	配 分 額 (千円)	資 金 計 画		
一配 次分	死亡者、行方不明者見舞金	死亡者・行方不明者に見舞金を支給する。	100	約 490億円		
	住家損壊見舞金	全壊・全焼	住家の損壊（全壊・全焼）した世帯に見舞金を支給する。		100	
		半壊・半焼	住家の損壊（半壊・半焼）した世帯に見舞金を支給する。		100	
二 次 配 分	重 傷 者 見 舞 金	1か月以上の治療を要する負傷者に見舞金を支給する。	50	約 190億円		
	要 援 護 家 庭 激 励 金	住家が全壊（焼）・半壊（焼）した要援護家庭における生活基盤の回復と自立助長を促すため激励金を支給する。	300			
		ひとり暮らし老人				80歳以上のひとり暮らし老人
		要 介 護 老 人				在宅老人介護手当の受給者のいる世帯
		母 子				配偶者のない女子が児童を扶養している世帯
		父 子				配偶者のない男子が児童を扶養している世帯
		両親のいない児童				父母の両方がない児童が同居している世帯
		重 度 障 害 者				○1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者（児）及びこれらの者が同居している世帯
						○A判定の療育手帳の交付を受けている精神薄弱者（児）及びこれらの者が同居している世帯
						○1級の特別障害者証明書等の交付を受けている精神障害者及びこれらの者が同居している世帯
						生 活 保 護
特 定 疾 患 患 者	特定疾患患者及びこれらの者が同居している世帯					
公 害 認 定 患 者	特級～2級の公害認定患者及びこれらの者が同居している世帯					
原 爆 被 爆 者	認定書等の交付を受けている原爆被爆者及びこれらの者が同居している世帯					
三 次 配 分 （ 教 育 ）	被災児童・生徒教育助成金	被災を受けた児童及び生徒の修学を支援するため、教育助成金を支給する。	20	約 1,007億円		
		<ul style="list-style-type: none"> 高校生教科書助成 高校生の新入生助成 保育所、幼稚園、小学生、中学生の新入生助成 	50 保幼10 小 20 中 50			
	被災児童特別教育資金	両親又は父母のいずれかを失った児童の教育環境を著しく低下させないため、特別教育資金を支給する。	1,000			
（三 住 次 宅 配 ） 分	住宅助成	持ち家修繕助成	全壊（焼）・半壊（焼）した持ち家（住家）の早期復旧を支援するため、住宅を修繕する者に助成する。	300		
		賃貸住宅入居助成	住家が全壊（焼）、半壊（焼）した世帯の住宅の確保を容易にするため、民間賃貸住宅に入居する者に家賃及び敷金等の一部として助成する。	300		

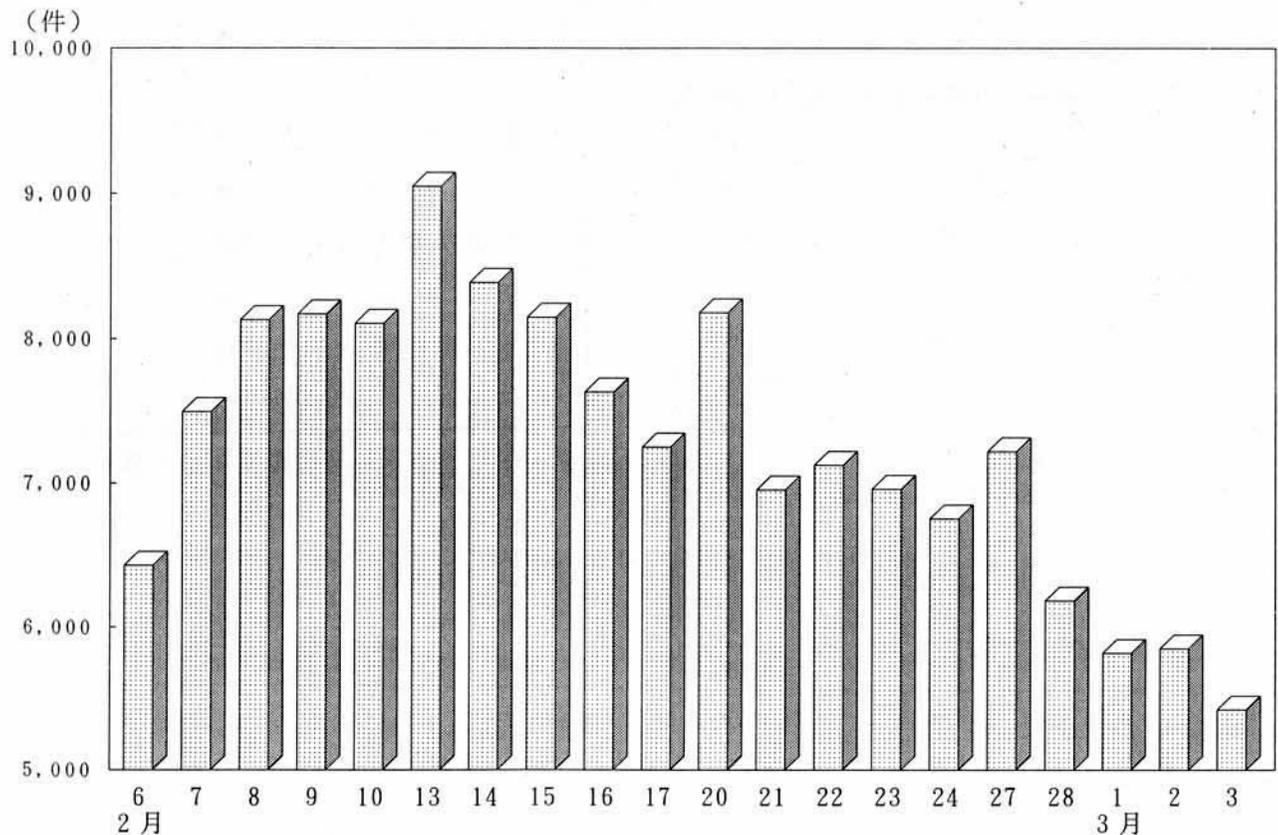
表 3 - 3 - 3 義援金（第 1 次）申請件数及び申請金額一覧

（平成 7 年 9 月 14 日現在）

（単位：件、千円）

	申請件数					決定金額				
		全壊・焼件数	半壊・焼件数	死亡件数	行方不明件数		全壊・焼金額	半壊・焼金額	死亡金額	行方不明金額
東 灘 区	45,242	25,765	18,287	1,190	0	4,524,200	2,576,500	1,828,700	119,000	0
灘 区	35,922	21,501	13,655	766	0	3,592,200	2,150,100	1,365,500	76,600	0
中 央 区	29,404	12,175	17,053	176	0	2,940,400	1,217,500	1,705,300	17,600	0
兵 庫 区	40,181	18,531	21,284	366	0	4,018,100	1,853,100	2,128,400	36,600	0
北 区	4,579	376	4,177	26	0	457,900	37,600	417,700	2,600	0
長 田 区	44,355	24,834	18,768	753	0	4,435,500	2,483,400	1,876,800	75,300	0
須 磨 区	20,798	11,921	8,572	304	1	2,079,800	1,192,100	857,200	30,400	100
北須磨支所	1,813	87	1,715	11	0	181,300	8,700	171,500	1,100	0
垂 水 区	14,930	1,377	13,535	18	0	1,493,000	137,700	1,353,500	1,800	0
西 区	4,513	486	4,010	17	0	451,300	48,600	401,000	1,700	0
合 計	241,737	117,053	121,056	3,627	1	24,173,700	11,705,300	12,105,600	362,700	100

図 3 - 3 - 1 義援金（第 1 次）申請件数の推移



の者
 ウ. 扶養関係等による同一生計者
 の他に
 エ. 配偶者・子・父母・孫・祖父母まで拡大
 した。

(必要書類)

- 死亡者等と申請者との関係が記載されている戸籍謄本
- 申請者本人が確認できる証明書
 (例：運転免許証・健康保険証・社員証など)
- 申請者本人の住民票

第1次配分によろやく目途のついた5月23日から6月9日の期間、第2次配分として、重傷者への見舞金(5万円)の申請が行われた。対象者は震災により1カ月以上の治療を要した負傷者で医師の証明書等を申請書とともに各区役所へ郵送することとし、神戸市災害見舞金(12,000円)、兵庫県災害援護金(10,000円)とあわせ、銀行等の口座へ振り込まれた。受付は事情により期間終了後も行き、9月30日現在交付件数6,455件、322,750千円が交付されている。

表3-3-4 重傷者見舞金等交付状況別件数
 (平成7年9月末現在)

区	件数・金額 (件)	金額 (千円)
東灘区	1,752	87,600
灘区	1,006	50,300
中央区	714	35,700
兵庫区	944	47,200
北区	84	4,200
長田区	1,158	57,900
須磨区	495	24,750
北須磨	35	1,750
垂水区	188	9,400
西区	79	3,950
合計	6,455	322,750

また、要援護家庭への激励金(30万円)も同期間に申請が行われ表3-3-6のとおりの対象者に交付されている。民生局のこうべ市民福祉交流センター内の「神戸市要援護激励金交付の係」宛郵送で申請し銀行等への口座振込の方式で交付され9月末現在、27,775件を受付、表3-3-5のとおり交付されている。

第3次配分のうち被災児童・生徒教育(保育)助成金は6月下旬から7月10日まで学校園等を窓口とし、教育委員会事務局で集約し、銀行等への口座振込方式で交付され9月12日現在表3-3-7のとおり交付されている。

表3-3-5 要援護家庭激励金交付状況項目別件数
 (平成7年9月末現在)

項目	件数 (件)	金額 (千円)
(1) 生活保護	8,953	2,685,900
(2) 身体障害者(児)	5,757	1,727,100
(3) 精神薄弱者(児)	421	126,300
(4) 母子	4,280	1,284,000
(5) 父子	828	248,400
(6) 両親のいない児童	88	26,400
(7) ひとり暮らし老人	5,109	1,532,700
(8) 要介護老人	851	255,300
(9) 精神障害者	89	26,700
(10) 特定疾患患者	785	235,500
(11) 原爆被爆者	599	179,700
(12) 公害認定患者	15	4,500
計	27,775	8,332,500

注：項目に複数該当者の件数については番号の若い項目に積算している。

表 3 - 3 - 6 要援護家庭激励金対象者

区 分	支 給 対 象	添 付 資 料 の 写 し
ひとり暮らし老人	80歳以上のひとり暮らし老人 ① 基準日現在、80歳以上の者で、基準日以前からひとり暮らしであった者。 ② 基準日現在、80歳以上の者で、震災に起因する理由により世帯の他の構成員が死亡し、ひとり暮らしとなった者。	①り災証明書 ②住民票
要介護老人	65歳以上の介護が必要な老人のいる世帯 ① 基準日現在、在宅老人介護手当の受給者がいた世帯。	①り災証明書 ②介護手当受給資格認定通知書等
母子	配偶者のない女子が児童を扶養している世帯（母子世帯） ① 基準日現在、母子世帯であったもの ② 震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子世帯となったもの。 児童とは、昭和51年4月2日から平成7月1月17日までに生まれた者。	①り災証明書 ②児童扶養手当証書など各種年金・手当等の書類 ②がない場合は戸籍謄本及び住民票
父子	配偶者のない男子が児童を扶養している世帯（父子世帯） ① 基準日現在、父子世帯であったもの ② 震災に起因する理由により配偶者が死亡し、父子世帯となったもの。 児童とは、昭和51年4月2日から平成7月1月17日までに生まれた者。	①り災証明書 ②母子家庭等医療費受給者証書等の書類 ②がない場合は戸籍謄本及び住民票
両親のいない児童	父母の両方がいない児童のいる世帯 ① 基準日現在、父母の両方がいなかった児童。 ② 震災に起因する理由により父母の両方が死亡した児童。 ③ 基準日現在、父母の一方がなかった児童で、震災に起因する理由により父又は母が死亡したもの。 ④ 基準日現在、①に掲げる児童が同居していた世帯及び②～③に掲げる児童が同居している世帯。 児童とは、昭和51年4月2日から平成7月1月17日までに生まれた者。	①り災証明書 ②児童扶養手当証書など各種年金・手当等の書類 ②がない場合は戸籍謄本及び住民票
重度障害者	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者（児）及びこれらの者（児）が同居している世帯 ① 基準日現在、障害の等級が1～2級の身体障害者手帳の交付を受けていた者。 ② 基準日現在、肢体不自由児施設に措置（入所を除く）されていた肢体不自由児で、①と障害の程度が同等の者。 ③ 震災により「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定める災害障害見舞金の支給を受けることになった者。 ④ 震災により、基準日以降障害の等級が1～2級の身体障害者手帳の交付を受けることになった者 ⑤ 基準日現在、①又は②に掲げる者が同居していた世帯及び③又は④に掲げる者が同居している世帯。	①り災証明書 ②身体障害者手帳又は災害障害見舞金支給決定通知書等
	A判定の療育手帳の交付を受けている精神薄弱者（児）及びこれらの者（児）が同居している世帯 ① 基準日現在、障害の判別がA判定の療育手帳の交付を受けていた者。 ② 基準日現在、①に掲げる者が同居していた世帯。	①り災証明書 ②療育手帳
	1級の特別障害証明書等の交付を受けている精神障害者及びこれらの者が同居している世帯 ① 基準日現在 1級の障害の状態と同程度の状態にある旨の「障害の状態に関する証明書」又は障害の等級が1級の「年金証書」の交付を受けていた者。 ② 基準日現在、①に掲げる者が同居していた世帯。	①り災証明書 ②障害の状態に関する証明書又は年金証書等障害の等級を示す書類
生活保護	生活保護法による保護を受けている世帯 ① 基準日現在、生活保護を受けていた世帯。 ② 震災に起因する理由により、基準日以降6カ月以内（7月末日まで）に生活保護を受けることになった世帯。	①り災証明書
特定疾患患者	特定疾患患者及びこれらの者が同居している世帯 ① 基準日現在、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者、特定疾患一部負担金助成受給者証、はり・きゅう・マッサージ治療受給者証又は先天性血液凝固因子障害医療受給者証（「特定疾患等医療受給者証」という。）の交付を受けていた者。 ② 基準日現在、①に掲げる者が同居していた世帯。	①り災証明書 ②特定疾患等医療受給者証等
公害認定患者	特級～2級の公害認定患者及びこれらの者が同居している世帯 ① 基準日現在、障害の程度が特級～2級の公害医療手帳の交付を受けていた者。 ② 基準日現在、①に掲げる者が同居していた世帯。	①り災証明書 ②公害医療手帳
原爆被爆者	認定書等の交付を受けている原爆被爆者及びこれらの者が同居している世帯 ① 基準日現在、厚生省の被爆者認定書、又は医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、介護手当証書若しくは健康管理手当証書の交付を受けていた者。ただし、介護手当証書の交付を受けていた者は介護手当を受給する状態にあった者に限る。 ② 基準日現在、①に掲げる者が同居していた世帯。	①り災証明書 ②被災者健康手帳 ③認定書又は医療特別手当等の手当証書若しくは手当支給決定通知書

表3-3-7 被災児童・生徒教育（保育）助成金交付状況

(平成7年9月12日現在)

校 種	児童1人当り 交付単価	交 付 対 象 者 数 (人)					助成金交付額 (千円)	
		国 立	公 立	市 立	私 立	合 計		
幼稚園 新入園児	1万円	2	45	445	1,646	2,138	21,380	
小学校 新入生	2万円	26	92	3,018	22	3,158	63,160	
中学校 新入生	5万円	33	64	3,741	326	4,164	208,200	
高等 学校	全日制 新入生	7万円	9	35	1,018	1,608	2,670	186,900
	“ 2・3年生	2万円	7	32	2,088	3,051	5,178	103,560
	定時制	5万円			117	2	119	5,950
養護 学校 ・盲 学校	小学部 新入生	2万円			5		5	100
	中学部 新入生	5万円			28		28	1,400
	高等部 新入生	5万円			9		9	450
	“ 2・3年生	2万円	2		4		6	120
保育所 新入園児	1万円			445	525	970	9,700	
合 計		79	268	10,918	7,180	18,445	600,920	

持ち家修繕助成、民間賃貸住宅助成（いずれも30万円、重複交付は不可）は8月21日から受付が始められた。これは住家が全焼・全壊・半焼・半壊の被害を受け、世帯の主たる生計維持者の前年分の所得税法第22条に規定する総所得金額の合計が1,000万円を超えない世帯で、次頁の内容を対象として平成10年3月31日まで申請できることとなった。本市では7年度の申請期間として8月21日から11月30日、2回目として、平成8年1月8日～同3月31日とし以降8年度9年度もあらためて申請期間を設定し受けることとしたが、既に9月末日現在28,040件の受付をしている。

今後、被災児童特別教育資金（100万円）として、両親、又は父母のいずれかを失った児童へ年内から交付すべく、準備を行っている。

(資料)

○住宅助成義援金の内容

(1)持ち家修繕助成

- ①震災当時、自らがお住まいであった持ち家が半焼（壊）以上の被害があった場合が対象。
- ②2戸以上の住宅をお持ちの場合は主たる生活の本拠である住家のみが対象。
- ③住家の修繕の場合のみが該当。（建替、購入等については各種の融資、利子補給等の制度をご利用ください。）
- ④該当住家の持ち主と申請者の関係が申請者・配偶者の直系血族及び兄弟姉妹の範囲または同居の親族（住民票上の同一世帯）であれば対象とする。
- ⑤マンション等共同住宅の場合で一括修繕した時の修繕費用については、総額を総入居戸数で按分し、1戸当たり200万円以上の場合に対象。その他に個人所有部分を個人で修繕した場合があればその費用も加算する。
- ⑥ガレージ、納屋、倉庫、塀等の住家以外の修繕は対象とならない。
- ⑦「持ち家修繕助成」と「民間賃貸住宅入居助成」の重複申請はできません。
- ⑧震災当時の世帯がその後分離し、一方は持ち家に残り、一方は民間賃貸住宅に入居したような場合でも、「持ち家修繕助成」と「民間賃貸住宅入居助成」のどちらかしか申請できません。
- ⑨申請は修繕後に必要書類を添えて郵送で行ってください。

〔特例〕

- ⑩借家の場合でも家主が修繕できずに、代わりに借家人が修繕費用を負担した場合は対象とする。ただし、家主の修繕承諾書が必要。（承諾書は別紙の様式を使用してください。）

(2)民間賃貸住宅入居助成

- ①震災当時、自らがお住まいであった住家が半焼（壊）以上の被害があり、その後被災世帯員が自ら契約した民間賃貸住宅に入居した場合に対象。
- ②震災後、新たに入居した住宅が「県営、市営住宅や学生寮・社員寮・社宅等」の場合は対象外。（公団・公社住宅は対象）。
- ③震災当時の世帯がその後分離し、別々の民間賃貸住宅に契約し、入居した場合でも、どちらか一方の世帯分しか申請できません。
- ④震災当時、別々の世帯が1戸の民間賃貸住宅に契約し、入居した場合は1世帯分のみ対象。
- ⑤入居者と契約者が異なる場合は扶養義務等の関係がある場合（例えば、入居者が子で学生の場合に契約者は親）は対象。
- ⑥「持ち家修繕助成」と「民間賃貸住宅入居助成」の重複申請はできません。
- ⑦申請は入居後に必要書類を揃えて郵送で行ってください。

第4節 災害見舞金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

今回の地震によって、神戸市では3,897人(消防庁調べ)の死者がでた。この災害により死亡した市民の遺族に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づく、「神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例」によって災害弔慰金を支給している。本市では、兵庫県警の公式死亡者の発表をもとに亡くなられた方の住民票等(神戸市内に住民登録・外国人登録をしていた方)から遺族を調査し、支給対象が確定でき次第、3月16日から順次郵送により必要書類(請求書兼口座振込依頼書等)とともに通知した。さらに、通知の届いていない方等に対しては、3月21日から4月10日まで相談窓口を市民福祉交流センター内に設けて、窓口相談、電話相談を実施した。なお、4月10日以降も市では相談に応じていたが、窓口の相談件数は表3-4-1のとおりである。

表3-4-1 弔慰金申し出相談窓口件数(3月21日~4月10日)

	窓口相談	電話相談
3月21日(火)	119人-91件	82件
3月22日(水)	93人-89件	132件
3月23日(木)	100人-90件	112件
3月25日(土)	50人-54件	97件
3月26日(日)	34人-46件	54件
3月27日(月)	63人-63件	175件
3月28日(火)	55人-60件	146件
3月29日(水)	48人-57件	163件
3月30日(木)	23人-24件	143件
4月1日(土)	47人-54件	100件
4月2日(日)	21人-21件	39件
4月3日(月)	45人-52件	87件
4月4日(火)	49人-50件	80件
4月5日(水)	52人-51件	72件
4月6日(木)	44人-41件	56件
4月8日(土)	54人-52件	47件
4月9日(日)	12人-12件	27件
4月10日(月)	50人-45件	46件
18日間	959人 952件	1,658件

支給額は、条例第5条に基づき世帯の生計維持者の死亡の場合、500万円、その他の者の場合250万円を支給したが、これには国・県・市の負担区分が法律で明示されており、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担と

なっている。

弔慰金の支給にあたっては震災後、病気などで亡くなられた方も多く相談窓口はその遺族からの申立てが6月30日までに547件もあった。そのため、本市では医師4名、弁護士1名、行政1名の6名からなる「神戸市災害弔慰金給付審査委員会」を設け、震災との因果関係を調査し、判定を行うこととした。それにより、認定を受けた422件を含め、9月14日現在死亡者・行方不明者数4,320件のうち、3,791件を支給決定している。支給決定額は

$$5,000\text{千円} \times 829\text{件} = 4,145\text{百万円}$$

$$2,500\text{千円} \times 2,962\text{件} = 7,405\text{百万円}$$

計 11,550百万円

となっている。

(2) 神戸市災害見舞金・兵庫県災害援護金の支給

神戸市内に住所を有し、震災により住家が全壊・全焼・半壊・半焼の被害を受けた世帯に対しては、義援金に引き続き、「神戸市災害見舞金贈呈要綱」に基づき、市長の特別決裁を得て、住宅の全壊・全焼世帯には4万円、半壊・半焼世帯には2万円を支給している。この見舞金の支給に際し、兵庫県の災害援護金等の支給に関する規則に基づく兵庫県災害援護金の支給(全壊・全焼10万円、半壊・半焼5万円)もあわせて実施している。

申請は3月13日から同31日までの間、被災当時居住していた区役所へ申請書とり災証明のコピー等を郵送し、審査のうえ申請者が指定する銀行口座へ振りこまれた。さらに、同期間に申請できなかった者に対しては4月25日から5月12日の間、各区役所に特別窓口を設け、受付を行い、なお特別な事情がある場合は引き続き対応している。9月14日現在、支給状況は表3-4-2のとおりである。

一方、震災により、1カ月以上の治療を要した負傷者に対しては、上記の要綱、規則に基づき、神戸市災害見舞金として12,000円、兵庫県災害援護金10,000円が支給されている。申請は5月23日から6月9日までの間で、被災時に居

表3-4-2 神戸市災害見舞金・兵庫県災害援護金支給状況

(単位：件、千円)

対 象	神戸市災害見舞金		兵庫県災害援護金	
	件 数	交 付 額	件 数	交 付 額
全壊・全焼	120,230	4,809,200	120,230	12,023,000
半壊・半焼	117,631	2,352,620	117,631	5,881,550
計	237,861	7,161,820	237,861	17,904,550

住していた区役所へ申請書と医師の証明書等を郵送し、義援金（重傷者見舞金）とともに審査のうえ、銀行等へ振り込むこととしている。事情のある場合、その後の申請にも対応している。9月14日現在、審査済件数6,392件、交付件数6,364件となっており、神戸市災害見舞金76,368千円、兵庫県災害援護金63,640千円を交付している。

さらに神戸市災害弔慰金の支給対象者がおらず今回の震災で亡くなられた方の葬儀を行った兄弟姉妹に対しては義援金（死亡者見舞金）の名簿を基に、6月下旬より本市から交付の通知をし、神戸市災害見舞金4万円と兵庫県災害援護金10万円を支給している。9月14日現在、支給決定者は121人で神戸市災害見舞金4,840千円、兵庫県災害援護金12,100千円を支給している。

(3)災害障害見舞金の支給

今回の震災により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に身体または精神につぎのとおり障害のある市民に対しては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例」によって、災害障害見舞金が支給されている。

（支給の対象となる障害）

- ①両眼が失明した方
- ②咀嚼及び言語の機能を廃した方
- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方
- ⑥両上肢の用を全廃した方

⑦両下肢をひざ関節以上で失った方

⑧両下肢の用を全廃した方

支給金額は、負傷または疾病時において、その方の属する世帯の生計を維持していた方は250万円、その他の方は125万円で、6月20日から各区の福祉事務所まで支給の申し出、相談を受け付けており、9月14日現在、56件の申請を受け付け、8件計12,500千円（250万円×2件、125万円×6件）を支給決定している。

なお、同見舞金については、災害弔慰金同様、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担となっている。

第5節 災害応急資金融資

(1)生活福祉資金特別貸付（小口資金貸付）

被災した市民の生活の安定を図り、当該世帯の更生に資するため、緊急的、特例的な小口貸付が、1月27日から兵庫県社会福祉協議会で実施された。同制度実施の経緯は阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部がまとめた「阪神・淡路大震災－兵庫県の1カ月の記録」によると次のとおりである。

1月19日に来県した村山総理大臣に対し、被災者に対して緊急的に生活支援を行う新しい制度として、「緊急生活資金制度」（給付金）の創設を緊急要望し、21日には井出厚生大臣にも同様の要望を行った。

厚生省において検討の結果、1月25日、昭和61年の伊豆大島三原山噴火災害に際し実施した生活福祉資金の特例措置と同様の貸付が実施されることとなった。

兵庫県社会福祉協議会が実施主体となったが、激甚災害の指定により、国3/4、県1/4の負担となったものの、予算措置が間に合わないことから、まず貸付原資の調達が課題となり、県社会福祉協議会が金融機関から融資を受けて対応することとした。

次に、貸付事務の窓口となる各市町の社会福祉協議会の実施体制の確保が問題となった。そこで、他府県の社会福祉協議会から120名、県内の被災地以外の社協から90名の職員の派遣を依頼し、各市町の社会福祉協議会の応援にあたった。こうした取り組みの結果、1月27日の貸付開始にこぎつけたが、貸付窓口での大きな混乱が予想されたため、警察官の派遣を求めて、混乱の防止に努めた。

市町の罹災証明の発行が開始され、弔慰金の

支給等公的制度の実施の見込みがつき、義援金の第一次配分もなされる等、緊急的措置としての生活福祉資金の所期の目的をほぼ達成したことや、一部に不正借受の懸念も出てきたことなど総合的に勘案し、2月9日をもって、生活福祉資金特別貸付を終了することとした。

貸付金額は10万円以内であるが次のような場合、20万円とした。

- ①世帯員の中に死亡者や負傷者がいるとき。
 - ②世帯員の中に要介護者がいるとき。
 - ③世帯人員が4人以上いるとき。
 - ④世帯員の中に妊産婦、学齢児童がいるとき。
- また、貸付方法及び利率は次のとおりである。
- ①償還期限は、据置期間経過後4年以内とする。
 - ②利率については、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後は年3%の利子を徴収する。
 - ③据置期間は、貸付の日から1年とする。
 - ④貸付回数は1世帯1回とする。

申請は、1月27日から、各区の福祉事務所を問い合わせ先とするとともに、次のような場所で本人を確認する証明書・印鑑・連帯保証人1名の署名、押印等の必要書類により受け付けた。資金交付は申請受付日の翌日で、貸付実績は表3-5-1のとおりとなった。

（申請受付場所）

- 東灘区－東灘区役所
- 灘区－灘区役所
- 中央区－勤労会館北玄関前
- 兵庫区－兵庫区役所
- 北区－北区民ホール
- 長田区－旧長田保健所
- 須磨区－須磨区民センター広場
- 垂水区－垂水区役所
- 西区－西福祉事務所

表3-5-1 生活福祉資金特別貸付交付件数・金額

（単位：千円）

区	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
件数	3,789	4,663	9,357	7,635	1,807	8,168	5,663	2,436	996	44,514
金額	591,600	698,500	1,469,400	997,470	290,200	1,123,200	864,800	383,700	168,000	6,586,870

(2)災害援護資金貸付

世帯主が負傷を負い、又は、住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯で、その所得額が一定額未満の世帯については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき「神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例」によって、その生活の立て直しに資するため、神戸市災害援護資金貸付が実施された。

貸付の対象となる者は、次のような被害を受けた世帯の世帯主で、被災時、神戸市の区域内に住所を有した者に限った。

①貸付の対象となる被害

ア. 療養に要する期間が1カ月以上である世帯主の負傷。

イ. 住居の損害又は家財の被害金額が3分の1以上である損害。

(注)・住居の被害については、住家全壊・全焼及び住家半壊・半焼を損害として取り扱う。

・住居又は家財の損害は、その居住者の所有に係る住居又は家財の損害であること。

②貸付の条件

○貸付限度額

(a)世帯主に1カ月以上の負傷がある場合

①家財及び住居に損害のない場合

150万円以内

②家財に3分の1以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合

250万円以内

③住居が半壊・半焼した場合

270万円以内

④住居が全壊・全焼した場合

350万円以内

(b)世帯主の負傷がない場合

①家財に3分の1以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合

150万円以内

②住居が半壊・半焼した場合

170万円以内

③住居が全壊・全焼した場合 (b)④の場合

を除く。)

250万円以内

④住居の全体が滅失した場合 (被害がおおむね100%)

350万円以内

○所得要件

貸付対象世帯については、その世帯に属する者の所得を合算した額が、下表の額未満であること。

世帯人員	金額	世帯人員	金額
1人	220万円	4人	650万円
2人	390万円	それ以降は1人増すごとに30万円加算。	
3人	580万円		

注：・所得は平成5年収入額から給与控除を行った後の額とする。
・その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円を限度とする。

○償還期間 10年 うち据置期間5年。

○利率 年3パーセント。ただし、据置期間中は無利子。

○償還方法 元利均等半年賦償還。ただし、繰上償還可。

貸付の申込は、郵送により3月24日から4月30日(当日の消印有効)で締切った。なお特例として10月2日から31日の間受付を再開した。

また、電話相談、会場相談を3月24日から3月31日まで兵庫県中央労働センター(中央区下山手6丁目)で、4月1日から4月30日まではこうべ市民福祉交流センター(中央区磯上通3丁目)で実施した。この間の相談件数は以下のとおりであった。

表3-5-2 災害援護貸付相談窓口件数(3月24日~4月30日)

		窓口相談		電話相談		
				4月17日(月)	359件	502件
				4月19日(水)	461件	522件
				4月20日(木)	372件	505件
				4月21日(金)	374件	578件
				4月22日(土)	185件	453件
				4月23日(日)	152件	417件
				4月24日(月)	606件	622件
				4月26日(水)	861件	514件
				4月27日(木)	800件	445件
				4月28日(金)	718件	589件
				4月29日(土)	626件	476件
				4月30日(日)	537件	334件
				33日間合計	9,455件	13,661件
3月24日(金)	111件	293件				
3月25日(土)	77件	260件				
3月26日(日)	59件	252件				
3月27日(月)	178件	273件				
3月29日(水)	212件	230件				
3月30日(木)	131件	277件				
3月31日(金)	195件	216件				
4月1日(土)	123件	206件				
4月2日(日)	73件	334件				
4月3日(月)	233件	550件				
4月5日(水)	293件	513件				
4月6日(木)	223件	545件				
4月7日(金)	190件	557件				
4月8日(土)	96件	407件				
4月9日(日)	56件	268件				
4月10日(月)	263件	509件				
4月12日(水)	270件	423件				
4月13日(木)	282件	482件				
4月14日(金)	171件	465件				
4月15日(土)	100件	411件				
4月16日(日)	68人	233件				

貸付の決定は10月17日現在、21,874件、52,595,100千円で、表3-5-3のとおり決定している。なお、国は、指定都市が同資金の貸付けの財源として必要とする金額の3分の2に相当する金額を延滞の場合を除き、無利子で指定都市に貸し付けることが「災害弔慰金の支給等に関する法律」(第12条)により定められている。

表3-5-3 神戸市災害援護資金貸付状況

(平成7年10月17日現在)

	件数(件)	金額(千円)
(a) 世帯主に1カ月以上の負傷がある場合		
① 家財及び住居に損害のない場合	13	17,300
② 家財におおむね3分の1以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合	44	86,200
③ 住居が半壊・半焼した場合	82	200,000
④ 住居が全壊・全焼した場合	226	746,900
(b) 世帯主の負傷がない場合		
① 家財におおむね3分の1以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合	1,685	2,343,800
② 住居が半壊・半焼した場合	6,057	9,640,900
③ 住居が全壊・全焼した場合((b)④の場合を除く。)	6,831	15,448,900
④ 住居の全体が滅失した場合(被害がおおむね100%)	6,936	24,111,100
合 計	21,874	52,595,100

(3)生活福祉資金災害援護資金貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」により神戸市災害援護資金貸付の対象とならないが、住宅が一部損壊でかつ家財の3分の1未満の損害を受けた世帯、又は、住宅に被害はないが、家財の3分の1未満の損害を受けた世帯に対しては、兵庫県社会福祉協議会が実施主体となり、住宅の修理または家財の購入の用途に限り、150万円を貸付限度額とする生活福祉資金の災害援護資金貸付が実施された。窓口は神戸市社会福祉協議会が行い、5月17日から郵送により、申込みを受け付けるとともに電話相談も行い、7月31日で締切られた。なお、対象世帯は次のような所得の制限が行われている。

(所得の制限)

その世帯に属する者の所得を合算した額が、下記の金額以下であること。

世帯人員	金 額	3人	3,600,000円以下
1人	1,800,000円以下	4人	4,600,000円以下
2人	2,700,000円以下	5人	5,400,000円以下

- 注：1. 所得は、平成5年収入額から給与所得控除をおこなったあとの額
2. 世帯人員が6人以上の場合は、5人世帯の基準額に1人につき900,000円加算する。
3. 世帯員のなかに下記の対象者がいる場合は、上記の基準額に加算する。

加 算 対 象	加 算 額
年齢が70歳以上の方	1人につき 380,000円
身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方	1人につき 570,000円

9月14日現在、442件を受付け、64件、65,000千円の貸付決定を行った。また、神戸市災害援護資金貸付と同様に、10月2日から10月31日までの間、申込を再開することとなった。

第6節 社会的弱者、外国人の支援対策

1. 社会的弱者対策

震災により大きな痛手を受けた社会的弱者に対し、民生局では、次のような対応を行った。

(1)対象者別援護実施状況

①高齢者

阪神大震災発生後、難を逃れ避難所に駆け込んだものの、避難所生活を送るにつれて衰弱し、体調を崩したり、身の回りのことが自力でできなくなった高齢者が急増した。被災者の受入れを各種施設が定員を超過してでも積極的に行うよう、1月20日付厚生省より各都道府県・指定都市に通知が出された。これをうけて、福祉事務所では緊急に保護が必要な高齢者を避難所等からの通報あるいはホームヘルパーによる避難所調査、家族からの相談などをもとに特別養護老人ホームを中心に緊急ショートステイの措置をとった。8月末日現在利用施設数286、利用者数延べ1,976人が入所した。

また、緊急ショートステイ利用者の中で入所措置が必要な高齢者を特例的に措置入所の取り扱いとすることを厚生省と協議し、その結果5月25日付厚生省通知により、定員外措置が認められた。9月1日現在597名が措置入所の取り扱いを受けている。

避難所の環境などにより家族にとって介護が心身ともに大きな負担となったことから民生局施設福祉課では、要援護高齢者とその家族を含めた緊急保護が必要との判断をし、市営の国民宿舎など公共宿泊施設を緊急一時受入施設として2月5日から利用した。申請は福祉事務所が受付けた。食事は3食提供で、それ以外の家事・介護については家族が行った。ピーク時で76世帯189人の家族が利用した。

（助）こうべ市民福祉振興協会ではホームヘルパー派遣高齢者の安否確認を震災直後から電話などによって行った（2月中旬頃終了）。1月25日にはヘルパーの派遣を再開した。

福祉事務所ホームヘルパーは、避難所を巡回し派遣高齢者の安否確認（1月下旬頃終了）及び被災高齢者などの健康状態の把握などを行った。

表3-6-1 高齢者緊急ショートステイ実績

(単位：人)

	市内	市外 県下	県外 施設	小計	累計
1月17日～1月26日				355	355
1月27日	21	62	5	88	443
1月28日	15	41	25	81	524
1月29日	11	37	7	55	579
1月30日	27	37	9	73	652
1月31日	25	23	18	66	718
2月1日	13	24	17	54	772
2月2日～2月10日	111	147	59	317	1,089
2月11日～2月20日	74	121	47	242	1,331
2月21日～2月28日	31	78	25	134	1,465
3月1日～3月10日	33	70	34	137	1,602
3月11日～3月20日	35	38	20	93	1,695
3月21日～3月31日	25	32	10	67	1,762
4月1日～4月15日	29	27	14	70	1,832
4月16日～4月30日	15	25	6	46	1,878
5月1日～5月31日	9	23	7	39	1,917
6月1日～6月30日	7	14	7	28	1,945
7月1日～7月31日	7	12	0	19	1,964
8月1日～8月31日	4	7	1	12	1,976

入浴サービスについては2月6日から神戸市社会福祉協議会が他都市の社協・業者の協力を得ながら実施した。在宅者だけでなく、避難所の巡回も行った。3月末日までで延べ1,095件の利用（神戸市社会福祉協議会把握分）があった。

また、市内の特別養護老人ホームなどが入浴設備を開放し、被災した老人ホームの入所者だけでなく、近隣の被災高齢者等にも利用してもらった。

福祉事務所では、在宅福祉サービスの相談・提供については、ライフラインの被害などにより利用できるサービスに限界があったため、車椅子やポータブルトイレ、オムツなどの給付については、救援物資を利用するなどの緊急対応を行った。また、1月20日付厚生省通知により、所得証明書や見積書などの必要書類提出の省略

など給付事務の簡素化を図り、少しでも早く給付できるよう対応した。

なお、上記の対応を行う際には、多くの労力を費やした。例えば、通報により壊れかけの家に閉じこもって出てこない高齢者などの状況把

握のために訪問し、サービスにつなげるよう説明、説得などを行った。老人ホームに連絡を取って、緊急入所先を捜したり、担当員が直接車椅子を押して高齢者を迎えに行くなど、場面場面ごとに様々な対応をとるよう努めた。

表 3 - 6 - 2 緊急一時受入施設の受入実績

(3月23日現在 ピーク時)

保養センターひよどり (2/5開設)	19世帯 45人	しあわせの村本館 (3/7開設)	10世帯 22人
国民宿舎「須磨荘」 (2/13開設)	39世帯 105人	有馬保養所 (3/10開設)	8世帯 17人
合		計	76世帯 189人

表 3 - 6 - 3 震災後のホームヘルプサービスの提供状況について

(6月13日現在)

	派遣世帯数	新規派遣世帯数		安否確認数	
		振興協会	福祉事務所	(振興協会)	(福祉事務所)
震災前	2,579	2,216	363	—	—
1月17日	—	—	死亡 21人	—	死亡 29人 1週間以内に把握済
1月25日	600	600	—	—	未確認約 900世帯
1月末日	772	772	—	—	未確認 138世帯
2月13日	1,028	947	81	—	未確認 7世帯
2月末日	1,256	1,077	179	62(うち協会54)	
3月15日	1,390	1,214	176	102(" 92)	
3月末日	1,495	1,308	187	180(" 164)	
4月17日	1,605	1,381	224	286(" 249)	

注：振興協会…こうべ市民福祉振興協会ヘルパー
福祉事務所…福祉事務所ヘルパー

②障害者

震災直後、民生局育成課では障害児・者施設(41カ所)、小規模作業所(32カ所)、デイサービス施設(17カ所)などに連絡をとり、施設などを通じて利用者の安否確認を実施した。また、福祉事務所・保健所においては、手帳や補装具の再交付、健康上の不安などの相談を受けながら、障害者の安否確認を行った。ボランティアグループも安否確認・支援活動を進めていたので、障害者のプライバシーに配慮するため、障害者台帳の整理を民生局と福祉事務所が行ったうえで開示し、1月下旬よりボランティアグループ・福祉事務所・保健所が連携して訪問に

よる安否確認を進めた。この安否確認や手帳の返還届などを通じて把握した震災による死亡者数は身体障害者138名、精神薄弱者12名(10月1日現在判明分)であった。

また、避難所での生活が困難となった障害者に対するケアを行うため、障害者施設への緊急ショートステイの措置を行った。5月末日現在、身体障害者407名、精神薄弱者303名、合計710名が入所した。

そのうち、帰宅予定の立たない障害者に対しては厚生省と協議のうえ、定員枠を超えての入所措置で対応した。

また、1月30日よりしあわせの村内に障害者

のための二次避難所として障害者緊急ケアセンターを設置し、避難所などでの生活が困難な障害者を介護者とともに（希望する場合1名のみ）受入れを行った。センターでは公立施設職

員やボランティア・愛護協会・療護施設協議会からの応援職員などにより介護・日常生活訓練などを行った。6月15日の閉鎖までに、介護者を含む46人が利用した。

表3-6-4 障害者の緊急ショートステイの状況

		身体障害者		精神薄弱者		合計	
		施設数	受入人数	施設数	受入人数	施設数	受入人数
市内施設	1月31日	5	43	11	50	16	93
	2月21日	6	69	10	50	16	119
	3月20日	6	56	10	46	16	102
	4月1日	5	59	7	30	12	89
	4月30日	6	29	10	36	16	65
	5月29日	4	14	8	19	12	33
	8月31日	2	5	6	15	8	20
市外県内施設	1月31日	4	8	7	11	11	19
	2月21日	6	16	8	12	14	28
	3月20日	6	17	9	12	15	29
	4月1日	7	12	6	12	13	24
	4月30日	6	10	7	7	13	17
	5月29日	3	3	4	6	7	9
	8月31日	1	1	2	4	3	5
県外施設	1月31日	7	15	0	0	7	15
	2月21日	8	17	3	3	11	20
	3月20日	8	18	3	4	11	22
	4月1日	6	8	2	3	8	11
	4月30日	6	8	1	2	7	10
	5月29日	5	5	0	0	5	5
	8月31日	2	2	0	0	2	2
合計	1月31日	16	66	18	61	34	127
	2月21日	20	102	21	65	41	167
	3月20日	20	91	22	62	42	153
	4月1日	18	79	15	45	33	124
	4月30日	18	47	18	45	36	92
	5月29日	12	22	12	25	24	47
	8月31日	5	8	8	19	13	27

福祉事務所では、①避難所・在宅者への補装具、日常生活用具の給付など6,512件（8/31現在）、②身体障害者手帳破損・紛失者に対す

る手帳の再交付（震災直後は手帳証明書の発行により対応した）1,150件（8/31現在）、③ホームヘルパーの派遣、④神戸市社会福祉協議

会の移動入浴サービスの斡旋などを震災直後（2月6日）から着手した。また、避難所などからの通報・相談も多く寄せられ、避難所などを訪問し、生活状況把握及び緊急ショートステイの紹介・説得・同伴、車椅子などの日常生活用具の運搬、給付など事務に追われた。

表3-6-5 障害者緊急ケアセンター利用状況
(単位:人)

	身体障害者	介護者	精神薄弱者	介護者	計障害者	介護者
1月30日(開設)	2		1		3	
1月31日	3		4	1	7	1
2月10日	6	1	10	2	16	3
2月20日	9	2	7	1	16	3
3月2日	12	2	7	1	19	3
3月12日	13	3	7	1	20	4
3月22日	16	4	7	1	23	5
4月1日	14	4	6	2	20	6
4月11日	14	4	6	2	20	6
4月21日	11	3	5	2	16	5
5月1日	8	1	2	2	10	3
5月11日	8	1	2	2	10	3
5月21日	8	1	2	2	10	3
5月31日	5		1	1	6	1
6月10日	2		1	1	3	1
6月15日(閉鎖)	0		0		0	

また、全市的な対応として、①ガイドヘルパーの派遣2,553件（8/31現在）（4月に神戸市身体障害者連合会がヘルパーを緊急募集し、140名を新規登録した。）、②企業の協力によりFAX・文字放送テレビ（17台）を避難所に設置、③手話通訳による情報提供（兵庫県聴覚障害者協会との連携及び全国からの手話通訳者の応援受入れ）、④全国からの救援物資の受入れ（車椅子、補聴器、杖、収尿器など）2,284件（民生局育成課把握分。政令指定都市に対して救援要請したほか、全国的に救援の申し出が寄せられた）などを行った。

③児童

児童にも大きな被害が及び、震災で両親を亡くした児童は42世帯62名、父親若しくは母親を亡くした児童は111世帯184名（母子世帯44世帯86名、父子世帯67世帯98名）（数字はいずれも6月10日現在、民生局把握分）にのぼった。

保育所措置児童については、震災直後から保母が家庭や避難所を訪問し、また、児童の友達関係を辿ったりしながら安否確認を行い、17名の死亡が確認された。

また、震災後3月31日までの間、緊急に措置が必要な乳幼児に対し、事務を簡略化して保育所の緊急入所対応を行った。3月31日現在、3,149件の緊急仮入所があった。4月以降は措置へ移行した。

民生局児童家庭課では、震災直後保護が必要な児童への緊急対応として、近隣の自治体に対して、施設の定員枠超えの受入れを依頼した。児童相談所でも同様に近隣の児童相談所に依頼して、緊急の受入れを依頼した。

福祉事務所や児童相談所では、これらの動向をうけて、養育が困難になった児童や、緊急的な対応が必要な障害児、18歳未満の児童のいる母子家庭も同様に、養護施設、障害児施設、母子寮などへの緊急入所を実施した。

避難所では、被災した児童館の指導員が中心となって、避難所にいる児童を対象に避難所になっている学校やその近くにある公園で「移動児童館」を開設し、児童館で行っている遊びの指導を行った。2月14日から3月31日までで、36回延べ1,751人の児童が参加した。

児童相談所は、被災した「児童のこころの巡回相談」を行った。精神科医、児童相談所ケースワーカー、心理判定員からなるチームで市内の保育所、小・中学校などを3月末日までに延べ66カ所巡回し、117件の個別助言・指導を行った。また、4月17日から被災を体験したことにより精神的に不安定になっている児童や保護者に対し、専用電話により心の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問指導を行う「児童こころの相談110番」を開設した。9月末日現在で451件の相談が寄せられている。

家庭養護促進協会では里親相談を受け、262

件の里親希望者に対して、15人の児童が預けられた。

表3-6-6 乳児院、養護施設、母子寮への緊急入所実施状況
(8月1日現在 延べ数)

	相談件数	緊急入所実施件数
乳児院	} 212	32人 (15人)
養護施設		74人 (31人)
母子寮	237	31世帯 (14世帯)

注：()内は震災による措置数

表3-6-7 保育所への緊急仮入所実施状況
(3月31日現在)

神戸市内施設	1,478人
神戸市外兵庫県下施設	435人
兵庫県外施設	1,236人
計	3,149人

表3-6-8 障害児施設への緊急入所実施状況
(8月31日現在)

神戸市内施設	3施設 7人
神戸市外兵庫県下施設	1施設 1人
兵庫県外施設	1施設 1人
計	5施設 9人

表3-6-9 被保護世帯の仮設住宅入居の状況

(平成7年10月1日現在)

	高 単 身	高 単 身 2 人 以 上	母 子	障 害 単 身	障 害 2 人 以 上	傷 病 単 身	傷 病 2 人 以 上	そ の 他 単 身	そ の 他 2 人 以 上	合 計
世帯数	1,345	153	197	145	42	737	207	39	63	2,928
	1,498 (51.1)		(6.7)	187 (6.4)		944 (32.3)		102 (3.5)		

注：()内は%

④被保護世帯への対応

民生局保護課においては、生活保護世帯の被災状況などの把握にもとづく業務体制の確保や生活保護費の支払い体制の調整を検討した。また、厚生省の支援・兵庫県との連携のもと、他都市より応援職員の援助をうけて、相談体制の整備などを回復するよう調整に努めた。

福祉事務所保護係では、対象者の安否確認などを早急に把握するため、担当者が家庭訪問や親族・近隣者などから聞き取りを行った。被災状況は①死亡者278名②全壊・全焼世帯3,619世帯と、多大な被害を受けたことが判明した。(7年1月現在全市被保護世帯15,024、人員22,484)

担当ケースワーカーは、被保護者からのいろいろな生活相談を聞いたり、病院や施設利用などを含む生活支援業務を行い、対象世帯の様々な事情を踏まえ、生活の安定を図った。

また、要援護世帯の実情に即した福祉サービスの提供などに努めた。

仮設住宅入居については、10月1日現在では2,928世帯が居住している。

(2)震災により生じた新たな要援護者の把握

震災で被災した避難所及び在宅の要援護者の新たなニーズを把握するために、「要援護者調査」を、平成7年2月中旬から3月10日まで、ホームヘルパー、保健婦、福祉事務所職員のほか、民生委員の協力を得ながら実施した。

表3-6-10 要援護者調査結果
(単位：人)

高齢者	65歳以上の高齢者のうち、介助の必要が認められた者（一部介助を含む）	避難所 498 在宅 1,168
障害者	身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定の重度障害者のうち、介助の必要が認められた者（一部介助を含む）	避難所 426 在宅 628
児童	養育・保育上の問題や本人または家族に心身上的問題が認められた者	避難所 119

上記の結果や被害状況などを踏まえながら、市民福祉の復興を実現していくために計画的に対応すべく、神戸市市民福祉調査委員会の意見具申をうけて、7月に「市民福祉復興プラン」を策定した。

(3)地域型仮設住宅入居者への援護

身体的・精神的に虚弱な状態にあるなどの理由により避難所などでの生活が困難な方に対して、一般仮設とは異なる車椅子使用可能な設備を備えた地域型仮設住宅を市街地内の公園などを活用して1,500戸供給した。

対象は、①65歳以上の高齢者

②身体障害者手帳所持者

③療育手帳所持者

④精神障害者（障害年金1・2級）

⑤慢性疾患など健康上に問題がある方

である。

地域型仮設は、何らかの援護が必要な方のための仮設であり、生活を維持していくためには、継続した援助が必要となってくる。そこで、生活支援員（L S A = Life Support Adviser）を配置し、入居者の生活相談や見守り、必要な場合には福祉事務所など関係機関との連絡調整を

行いながら、生活支援を行っている。

一方、衛生局では、次のような対応を行った。

(1)難病患者

①難病患者に対する医療の確保

ア. 難病患者に対する医療手続きの簡略化

国からの指導に基づき、難病患者の利便を図るために、平成7年2月末日までの間、指定医療機関以外での治療、及び特定疾患受給者証を焼失・紛失等した場合の窓口申出による公費負担医療をそれぞれ認めることにより、医療の確保に万全を期した。

イ. 透析患者に対する医療確保

震災の打撃によるライフラインの途絶により、医療機関から人工透析用水の供給要請が続いたため、給水車の出動、配車を手配し、十分な水の供給が行われるよう努めた。西市民病院については人工透析の実施が不可能となったため、患者35人を全員西神戸医療センターに引き継ぎ、センター内のベッド16床を確保し1日4回転させて透析の確保を図った。

また、その他の被災した医療機関の透析患者については、兵庫県と連携のうえ近隣府県市の透析施設に対して受入れ要請を行うとともに、受入れの情報を入手した場合は、速やかに報道機関、難病団体へ情報提供してその情報が一刻も早く患者に届くよう努めた。

②難病患者からの相談対応

ア. 兵庫県難病患者等(災害)支援センターの設置

震災前までは、神戸市の助成事業で神戸市難病団体連絡協議会の自助活動として開設している「神戸難病相談室（三宮センタープラザ東館9階）」において難病患者からの相談を受け付けていた。しかし、震災後はこの相談室が使用できなくなったため、1月21日から一時的に難病団体役員の自宅を「兵庫県難病患者等(災害)支援センター」として電話相談の受付を行った。2月6日からは兵庫県腎友会事務局の一室を利用してホットラインを設けることとなったが、その相談件数は1月が149件、2月が208件、3月が166件にのぼった。

イ. てんかん患者の相談対応

1月22日から兵庫県福祉センター内に(株)日本てんかん協会により「てんかん協力支援センター」が設置され、抗てんかん薬の提供及び各種の相談受付が行われた。

ウ. 人工肛門・膀胱保有者の相談対応

1月28日から日本オストミー協会近畿ブロックにより人工肛門・膀胱保有者の相談室が設置された。

エ. 透析患者・腎疾患患者の相談対応

2月22日から兵庫県腎友会事務局内で、兵庫県腎友会により透析患者・腎疾患患者のための生活福祉電話相談が行われた。

③広報並びに難病患者に対する情報の提供
医療情報や相談事業、支援情報を入手した場合、報道機関と難病団体へただちに情報提供を行った。

(2)精神障害者

①デイケアの再開

精神障害者の多くはデイケアや小規模共同作業所に通いながら地域で生活を営んでいた。しかし、今回の震災でほとんどの家屋が全壊、半壊の被害を受け、避難所生活を余儀なくされた。

保健所の精神保健福祉相談員は精神科救護所活動の合間をぬって、保健所のデイケアに通っ

ているメンバーや作業所指導員と協力し作業所通所者の安否確認に努めた。一方、避難所生活が長引けば、精神症状の再燃も懸念されるため、変則的ではあるができるだけ早期にデイケアが再開できるように努めた結果、3月頃より保健所でのデイケアが再開し始めた。

②共同作業所の被害状況と再建

神戸市内には11カ所の共同作業所があり、約250名のメンバーが通所していた。このうち大きな被害を受けたのが、東灘区の「御影倶楽部」、長田区の「長田むつみ会」、須磨区の「ひまわり家族会」、垂水区の「垂西むつみ会」の4カ所の共同作業所が全壊・全焼した。灘区の「六甲倶楽部」と中央区の「中央区むつみ会」の2カ所の共同作業所が半壊となった。その他の作業所も建物自体は一部損壊程度ですんだものの、内部の備品、作業材料等が散乱し、作業を再開するまでには時間がかかることが予測されたが、共同作業所の通所メンバーの生活支援をする必要からも、早期の再開を目指した。その結果、2月中には、共同作業所のすべてで再開が可能となった。また、全壊・全焼によって使用不能になった4共同作業所のうち新しい共同作業所が見つかった「長田区むつみ会」を除き安田火災記念財団の助成により、仮設共同作業所を設置し、7月7日から使用を開始した。共同作業所の被害状況等は下表のとおりである。

表3-6-11 精神障害者共同作業所の被害状況と機能

共同作業所名	地区	被害	再開日	震災後の対応
御影倶楽部	東灘区	全壊	2月3日	仮設作業所建設(西灘公園内)
六甲倶楽部	灘区	半壊	2月3日	
中央区むつみ会	中央区	半壊	2月20日	
兵庫むつみ会	兵庫区	損傷小	1月18日	
クサカテクノ社	兵庫区	損傷小	1月19日	
北むつみ会	北区	損傷微	1月24日	
すずらの里	北区	損傷微	1月24日	
長田むつみ会	長田区	全焼	2月17日	新作業所に移転
ひまわり家族会	須磨区	全壊	2月16日	仮設作業所建設(須磨海浜公園内)
垂西むつみ会	垂水区	全壊	2月1日	仮設作業所建設(垂水スポーツガーデン内)
なでしこの里	西区	損傷微	1月30日	

③地域こころのケアセンター

「こころのケアセンター」は被災者のPTSD等に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、阪神・淡路大震災復興基金の助成を受け、平成11年度までの5年間の期限で、地域に根ざした精神保健活動の拠点とするため、東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨の6区に「地域こころのケアセンター」を設置するとともに、「地域こころのケアセンター」が設置されない北・垂水・西の3区へも医師と保健婦・ソーシャルワーカー等のスタッフの派遣及び活動費の配分を行い、仮設住宅へのこころのケアに対応できるよう配慮した。

「地域こころのケアセンター」の事業内容は

- 講演会、座談会の開催
- パンフレット等の配布
- こころのケア相談
- 仮設住宅等への巡回訪問指導
- 語らいの場の運営
- 被災者どうしの自助グループの育成等
となっている。

2. 外国人に対する救援・支援

今回の地震災害により神戸市に在住する外国人も大きな被害を受けており、救援・支援にあたっては内外人平等の原則にたつて必要な救援・支援を講じた。

震災直後、外国人被災者の一部は、神戸クラブ、カネディアン・アカデミー、神戸中華同文学校、各朝鮮学校、マリスタ国際学校、インドソーシャルソサエティー、神戸モスク寺院、韓国民団、朝鮮総連など地域の外国人コミュニティ等に避難した例が多くみられた。長田区の南駒栄公園では多くのベトナム人が避難した。これら市の指定以外の避難所への救援物資の配布については、関係機関と連絡を行い、指定された避難所同様の措置がとられるよう手配を行った。また各領事館及び韓国民団、朝鮮総連、神戸華僑総会等外国人団体等への情報提供を行うとともに、これら諸団体の自国民保護策に対する支援を行った。

また、これら外国人関係施設は国籍に関係なく被災者を受け入れた。YMCA、YWCAをはじめ、南駒栄公園のベトナム人の支援を行っているカトリック鷹取教会や日本語教育を行っている団体、神戸に在住するフィリピン人や韓国・朝鮮人の生活を支援する団体など数多くのボランティア団体が外国人被災者の救援のために活動した。地震直後は安否照会、物資の配給を行い、その後は仮設住宅や義援金などの情報提供や生活相談を行った。これらの団体が集まり、阪神大震災地元NGO救援連絡会議をつくり、お互いの連携を図っている。また、外国人地震情報センターが英語、スペイン語、ベトナム語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、ベンガル語、ペルシャ語、タイ語、インドネシア語等の多言語によるニュースレターの発行や相談窓口を設置。長田区では定住外国人生活復興センターが開設され、7月には在日韓国・朝鮮人向けのFMヨボセヨとベトナム・フィリピンをはじめ東南アジアや南米出身者向けのFMユーメンが合併し、FMわいわいが開局した。ほかに、多くの国際交流団体、NGOが外国人被災者支援を実施しており、ボランティア活動

を通じて外国コミュニティとの交流や民族・伝統文化の交流なども行われている。

日本語を理解しない外国人市民に対しては、情報を入手できるよう、一時使用住宅、義援金等各種交付金の手続き等の生活情報などについて「こうべ地震災害対策広報」を英語に翻訳し、領事館・外国人学校・外国人支援団体、区役所等約60カ所へFAXで送付した。また、通訳ボランティアの登録制度をつくり、それに基づいてのべ350人のボランティアが海外からの支援団体の通訳、避難所、区役所窓口で活躍した。なお、「Kiss-FM」では英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語で生活情報等の地震関連情報の放送が行われた。

広報紙による情報提供以外に、外国人市民からの問い合わせに対し、英語・中国語・スペイン語による外国人電話相談窓口を開設し、4月30日まで24時間体制で個別相談に応じてきた。また、神戸国際交流協会の外国人相談窓口を市

民相談室と併設で4月3日から中央区の勤労会館1階で、6月5日からは市役所1号館2階で開設した。主な相談内容としては、帰国手続き、安否確認、物資配給依頼、り災証明書、義援金等金銭給付、就労・労働、住宅に関する相談があった。

兵庫地域留学生交流推進会議（事務局 神戸大学庶務部留学生課）調べによると、3月6日現在で市内大学・短大に在籍する1,104人の留学生のうち、10人が死亡（中国7人、ミャンマー2人、アルジェリア1人）、246人が住居を失った。神戸国際交流協会では、神戸国際交流プラザで留学生の相談を受け付けるとともに、被災留学生を対象に留学生住宅の臨時募集を実施し、3月上旬以降21室、29人を受け入れた。また、被災留学生・就学生のため日本国際教育協会、日本語教育振興協会や留学生支援団体等が独自の金銭給付を行うとともに、ホームステイの斡旋やプレハブ住宅の建設を行っている。

表 3 - 6 - 12 県内留学生被災状況

（兵庫地域留学生交流推進会議調べ 平成7年3月6日現在）

大学等 被災状況	神 戸	神 戸 商 船	神 戸 市 外	神 戸 商 科	甲 南	甲 南 女 子	神 戸 学 院	神 戸 芸 工	神 戸 国 際	神 戸 女 子 薬 科	流 通 科 学	神 医 療 短	神 学 女 短	市 内 大 学	市 内 短 大	市 内 学 校 修 専
留 学 生 数	552	53	31	72	36	34	73	58	50	6	1	125	0	13	1,104	362
死 亡 者 数	7	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	—	0	10	1
負 傷 者 数	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0	2	5
一 時 帰 国 者 数	101	8	8	27	22	4	20	9	1	不明	0	45	—	10	255	74
居 住 不 可 能 者 数	94	32	5	9	5	10	19	10	20	1	0	39	—	2	246	185

注：大学名は略称

第7節 生活必需品の安定確保

1. 店舗の再開

市民局では、消費者のパニックを防止するため、1月17日にコープこうべ、ダイエーに対し、市内各店舗での食料品、日用品等の生活物資の安定供給、価格の安定、可能な限りの早期の営業再開を口頭で要請した。さらに、1月20日には再度要請するとともに、ニチイ、ジャスコ、トーホーストア、関西スーパー、大丸ピーコック、ローソン、関西チェーンストア協会関西支部や兵庫県石油商業組合等に対し、同様の趣旨

・内容を口頭で要請した。

各事業者においては、店舗にも大きな被害を受けているなかで、社会的責務を十分に認識され、仮設や店頭での販売も含め最大限の尽力をもって緊急事態に対応されたことは大きく評価されているところである。

経済局でも、1月17日に市内の商店街・小売市場等に電話で早期営業再開を要請したほか、1月23日には商店街・小売市場等に早期営業再開を文書で依頼した。

平成7年1月23日

商店街・小売市場の皆様へ

神戸市長 笹山 幸俊

商店街・小売市場の早期営業再開について（依頼）

兵庫県南部地震により市民生活は混乱しています。商店街・小売市場の皆様方も被害を受けられ、その回復のために大変なご苦勞をされていることと推察いたします。

生鮮食料品や日用品を消費者に安定的に供給する使命を担われている商店街・小売市場の皆様方には、こうした状況の中ではありますが、その機能を発揮され、復興に向けて最大の努力をされるようお願いいたします。

つきましては、市民が現在特に求めている青果、果実、水産物、食肉などの生鮮食料品や身のまわり品を中心に、可能な限り早急に販売を再開して、市民の要請に応えていただきますよう、特にお願いいたします。

なお、本市といたしましても、被害を受けられた商店街・小売市場の皆様方に対し、事業の円滑な継続が図れるよう、種々の対策を講じる予定にしております。

担当：経済局商業貿易課 ☎322-5336

〃 中小企業指導センター ☎360-3209

2. 物価の調査・監視

(1) 価格調査

災害時等においては、一時的に需給バランスが崩れ生活関連物資等が値上がりする可能性がある。

平常時においても、毎月、生活関連物資の価格調査・監視を行っているが、このたびの震災においては、特に、交通網の寸断による輸送事情の悪化、市内店舗の甚大な損壊等により、物価の高騰や便乗値上げ等が懸念されたことから、震災1週間後の1月23日から緊急の価格調査・監視を実施した。

平常時の調査は、月1回の割合で実施しているが、今回の調査は緊急物価対策として、1週間に1回の割合で、3月末までの10週間（延べ23日間・1,157店）にわたり実施した。

品目としては、平常時の調査では、食料品（農林水産省所管）、日用品（通商産業省所管）について各18品目を職員及びモニターが調査しているが、今回の緊急調査では、品目を増やし、当初は35品目（食料品17品目、日用品18品目）、1月30日からは、さらに13品目追加し、48品目（食料品30品目、日用品18品目）、2月6日からは、さらに木材3品目を追加し51品目に対象を増やし、調査・監視を強化した。

調査にあたっては、毎回3～4班構成（1班2名編成）で、市内の百貨店、量販店、小売店、小売市場等に職員が実際に出向いて店頭価格を調査した。併せて、店舗の営業状況や商品の需給状況、価格・物資の流通状況などについても聴き取りするとともに、価格の安定、物資の安定供給を要請した。

具体的な調査品目は、食料品では、食パン、食用油、おにぎり、包装もち、輸入牛肉、国産牛肉、まぐろ、キャベツ、にんじん、ねぎ、りんご、みかん、いわし、ほうれんそう、はくさい、だいこん、きゅうり、トマト、たまねぎ、塩さけ、牛乳、ミネラルウォーターなど33品目。

日用品では、紙おむつ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、洗濯用洗剤、台所用洗剤、携帯用カイロ、卓上（カセット式）ガスコンロ・卓上（カセット式）ガスボンベ、ポリタンク、

乾電池、ガソリン、灯油、プロパンガスなど18品目。

調査では、事業者の努力等により、概ね通常の範囲内の値動きであり、悪質な便乗値上げは見られなかった。（価格調査結果は表3-7-2、表3-7-3参照）

地震直後の2～3日は、消費者の先行き不安から、買い急ぎ、買いだめも一部にみられたが、商品が順次入荷はじめるにつれ、消費者の購買行動も落ち着きをみせた。また、当初は、卓上（カセット式）ガスボンベ、ポリタンクなどの一部商品に品薄感も見られたが、これも漸次、入荷が進むにつれ解消された。

今般の震災において、物価は総じて安定し、悪質な便乗値上げも見られず、また、パニックも起こらなかった要因としては、多くの店舗が大きな被害を受けているにもかかわらず、事業者の社会的責務としての早期の営業再開、価格の安定、物資の安定供給に努めたこと、消費者が冷静に行動したこと、生活物資の価格調査・監視が、便乗値上げ防止への牽制効果として機能したこと、経済企画庁をはじめ物価担当省庁の対応や関係自治体との連携が円滑に行われたことなどが挙げられる。

なお、この間、神戸市の消費者物価指数（総合）の動きを見ると、前月比では、2～3月は下落していたが、4～6月は、わずかずつではあるが店舗の営業再開が進んできたことなどに伴い若干上昇している。一方、前年同月比では、2月以降はいずれも下落しており、物価は引き続き落ち着きを示し、安定基調にあることがうかがえる。（表3-7-1参照）

表3-7-1 消費者物価指数の推移
(単位：%)

	神戸市		全国	
	前月比	前年同月比	前月比	前年同月比
平成6年12月	-0.3	0.9	-0.3	0.7
平成7年1月	0.0	0.9	0.0	0.6
2月	-1.1	-0.3	-0.4	0.2
3月	-1.1	-1.7	-0.1	-0.4
4月	0.7	-1.1	0.4	-0.2
5月	0.8	-0.7	0.3	0.0
6月	0.7	0.2	-0.1	0.3
7月	-0.8	-0.4	-0.7	0.1

表 3 - 7 - 2 食料品価格調査結果 (主なもの)

品 目	単 位	第10回	第 9 回	第 8 回	第 7 回	第 6 回	第 5 回	第 4 回	第 3 回	第 2 回	第 1 回
		(3/27) (3/28) 平 均	(3/20) (3/21) 平 均	(3/13) (3/14) 平 均	(3/ 6) (3/ 7) 平 均	(2/27) (2/28) 平 均	(2/20) (2/21) 平 均	(2/13) (2/14) 平 均	(2/ 6) (2/ 7) 平 均	(1/30) (1/31) 平 均	(1/23 ~ 27) 平 均
食パン	1斤袋入り	172	165	173	167	160	158	163	160	164	148
食用油	1.500g入り	468	491	470	507	473	510	509	503	483	501
おにぎり	梅干入1個	108	108	109	108	109	109	109	109	109	107
包装もち	1 kg	1,011	987	998	981	1,048	885	1,000	908	986	959
輸入牛肉	コース100g	277	272	303	334	322	381	373	401	384	—
国産牛肉	コース100g	433	474	425	431	442	457	460	437	443	458
まぐろ	赤身 100g	425	346	360	377	344	296	347	331	340	—
キャベツ	1 kg	161	190	202	207	206	206	223	209	210	220
にんじん	1 kg	433	458	472	448	472	439	419	438	422	—
ねぎ	1 kg	1,138	931	1,202	1,197	1,323	1,283	1,137	1,112	1,190	—
りんご	1 kg	410	400	431	393	426	404	415	413	436	409
みかん	1 kg	602	675	633	643	619	628	618	659	677	690
いわし	丸 100g	50	54	52	62	51	62	52	44	54	—
ほうれんそう	1 kg	450	421	491	492	548	579	747	734	672	—
はくさい	1 kg	236	232	256	241	257	254	213	219	316	272
だいこん	1 kg	180	171	209	197	157	158	166	147	142	125
きゅうり	1 kg	496	457	458	458	444	459	502	504	506	—
トマト	1 kg	610	576	628	644	646	659	722	645	651	—
たまねぎ	1 kg	295	298	291	311	300	305	300	292	298	—
塩さけ	切り身100g	235	227	234	244	264	221	226	219	218	—
牛乳	1ℓ 1本	206	203	201	209	209	204	202	202	203	—
ミネラルウォーター	1.5ℓ 1本	192	191	197	201	205	198	212	212	200	—
即席中華麺	100g入1袋	76	77	76	80	78	78	76	74	78	—
醤油	薄口 1ℓ	253	256	253	266	253	263	250	259	248	240
砂糖	上白 1kg	209	209	205	207	212	209	202	204	204	207
育児用粉ミルク	980g入1缶	1,934	1,997	1,923	2,022	1,983	2,041	2,059	1,986	1,954	1,963
杉の柱	105×105 ×3000(mm)	64,375	64,375	64,375	64,375	64,375	64,375	64,375	64,375	—	—

注：価格はすべて消費税を含んでいる。

表3-7-3 日用品価格調査結果(主なもの)

品目	単位	規格	第10回	第9回	第8回	第7回	第6回	第5回	第4回	第3回	第2回	第1回
			(3/27) (3/28) 平均	(3/20) (3/21) 平均	(3/13) (3/14) 平均	(3/6) (3/7) 平均	(2/27) (2/28) 平均	(2/20) (2/21) 平均	(2/13) (2/14) 平均	(2/6) (2/7) 平均	(1/30) (1/31) 平均	(1/23 ~27) 平均
紙おむつ	1組	乳幼児用 Lサイズ 36枚	1,524	1,568	1,620	1,667	1,606	1,621	1,614	1,640	1,742	1,872
Mレジャー	1組	古紙 12個組	311	337	308	324	339	382	364	380	407	423
ティッシュ	1組	5箱組	333	320	321	339	354	338	351	362	370	372
洗濯用洗剤	1箱	合成洗剤 1.5kg	551	570	582	560	586	573	560	541	555	587
台所用洗剤	1本	中性液状 600 ml	180	173	194	182	186	193	179	180	188	178
ラップ	1箱	30cm×20m	182	176	181	174	181	180	175	177	175	181
携帯用カノ	1組	10個セット	327	316	294	343	333	324	324	329	338	357
卓上カノ	1台	家庭用	3,018	2,660	3,003	2,610	2,682	2,902	2,838	2,794	2,937	2,618
卓上カノバ	1組	3本セット	361	371	412	377	394	391	398	416	421	468
ポリタンク	1個	20ℓ入り	895	940	872	940	859	894	933	1,026	853	719
乾電池	1組	単1 2個組	220	213	225	184	238	202	238	219	232	231
ガソリン	1ℓ	一般用 現金	128	128	128	128	128	127	128	128	127	127
軽油	1ℓ	現金	88	89	88	88	88	87	90	90	89	89
灯油	18ℓ	配達	1,065	1,083	1,085	1,083	1,075	1,049	1,050	1,000	1,050	—
プロパン	10m ³	一般家庭用	5,078	5,305	5,200	5,532	5,577	5,200	5,201	5,228	5,204	5,255

注：価格はすべて消費税を含んでいる。

(2)物価110番

買い占め、売り惜しみ、価格の高騰や便乗値上げ等に関する情報収集及び相談・苦情・問い合わせに対応するため、緊急の価格調査の実施に併せ、従来から設置している物価相談ダイヤ

ルを転用・強化し、1月23日から24時間対応の物価110番（078-331-2511）を開設。7月末までに、542件の苦情や問い合わせなどが寄せられた。（表3-7-4参照）

表3-7-4 物価110番の件数等

	物 価 関 係						契 約	表 示	そ の 他	計
	食料品	日用品	家 賃	交 通	工 事	その他				
1/23~1/29	25	42	5	1	15	22	4	1	58	173
1/30~2/ 5	5	4	10	2	16	12	6	0	29	84
2/ 6~2/12	3	6	2	0	10	9	1	0	16	47
2/13~2/19	0	1	4	0	12	4	1	0	7	29
2/20~2/26	0	1	0	1	9	6	0	0	7	24
2/27~3/ 5	1	0	2	0	5	5	4	0	10	27
3/ 6~3/12	0	1	2	0	12	5	1	0	3	24
3/13~3/19	0	0	5	0	14	5	0	0	4	28
3/20~3/26	0	0	1	0	4	1	3	0	7	16
3/27~3/31	0	0	0	1	8	2	1	0	1	13
4 月	0	1	4	0	22	7	3	0	6	43
5 月	0	0	5	0	5	2	2	0	2	16
6 月	0	0	1	0	7	3	0	0	0	11
7 月	0	1	2	0	1	2	1	0	0	7
合 計	34	57	43	5	140	85	27	1	150	542

内容的には、震災当初は、食料品、日用品の「価格が高い」といった内容を中心に、工事関係では、屋根瓦工事や屋根のビニールシート工事について、「工事費用が高い」、あるいは、「工事費の相場がわからないので教えて欲しい」、といった内容に関するものが多かった。

こうしたことに対応するため、業界団体の窓口や関係の相談先を紹介した「くらしのかわらばん」を発行し、市内の主要店舗、ターミナル、避難所、区役所などに掲示等を行った。

また、苦情・相談・問い合わせについては、必要に応じ、苦情の相手方に内容を確認したり、出向いての調査を行った。

当初、ライフラインが断たれた状況のなかで、「カセット式ガスボンベが高い」、という苦情も多かった。これについては、最近、ナショナルブランド商品（全国どこでも販売されている商品）よりも安いプライベートブランド商品が出回っており、震災で安い商品が売り切れて、ナショナルブランド商品しか残っていない場合

には、日頃、安い商品を買っている消費者にとっては、「商品が高くなっている」、あるいは、「便乗値上げではないか」という感覚になるといったような一部消費者の誤解と思われるものもみられた。

また、家賃関係も40件近く寄せられているが、内容としては、「周辺都市で値上がりしている」、「敷引が高くなっているのでは」、「民間アパートの家賃・敷金の相場について聞きたい」、「マンションが半壊したが、家賃は今まで通り払う必要があるか」、といった傾向のものが多い。

(3)家賃等の聴き取り調査

家屋の倒壊等で住宅需要が急増し、家賃の高騰が懸念されることから、随時、不動産業界団体や不動産仲介業者から家賃や手持ち物件等の状況について聴き取り調査を実施した。市内においては、物件が不足している状況のなかで、一部に便乗値上げ的な物件や、この機会に値上

げしたいという意向を持つ家主も一部に見られたが、これらの物件については、業者に対し、値上げ意向のある家主に対しては値上げしないように説得するよう、あるいは、説得できない場合には、便乗値上げ的な物件を仲介しないよう要請した。

(4)その他

震災では、多くの墓石が倒れた。彼岸の墓参を控え、倒れたり、動いている墓石の建て直しを、できるだけ安価で応急復旧できるよう、共同受注の窓口の設置を関係組合等に要請した結果、「墓石応急復旧協議会」（構成：兵庫県石材業協同組合、生活協同組合コープこうべ）が組織され、1件1万円の費用（消費税別）で496件の墓石の建て直し工事が行われた。

(5)計量緊急調査・指導

計量検査所は、震災による混乱のなかでも、市民生活を守るため必要な適正な計量が確保されるよう、2月7日から3月末日まで、量販店の商品量目やガソリンメーターの精度、小売市場のはかりの精度等について、次のとおり調査・指導した。

○量販店の量目調査・指導

市内の9店で、食肉・魚・塩干・野菜等336点を調査したが、不足は7点（2%）であった。震災の影響というより、計量ミスが原因とみられ注意・指導した。

○ガソリンメーターの精度検査

ガソリンスタンドの95器のメーターについて器差検査（20器）及び外観検査（75器）をしたが、いずれも適正であった。

○小売市場のはかりの精度調査・指導

市内の主な小売市場のはかり約1,500器の精度を調査した。不適正なものが19器あり、そのままでは使えないので、修理するか、買い換えるよう指導した。このほか据付けが正しくないはかり39器があり、その場で職員が正しく設置し、今後注意して取り扱うよう指導した。

○計量関係事業所の実態調査

また、市内計量関係事業所等の被害状況を把握し、震災後の計量管理指導に反映させるための実態調査を実施した。

- ・小売市場84カ所・商店街43カ所
- ・事業所及び小売店舗2,278戸

第4章 応急復旧事業の実施

第1節 土木関係施設の復旧

(1) 道路の復旧

① 道路等の復旧

緊急車両の通行をはじめ、各避難所への救済物資輸送ルートの確保を図るため、主要幹線道路の通行障害の除却作業を緊急施工した。

舗装段差のすりつけ、亀裂や陥没部の充填や、道路上に倒壊したビル等の取り壊し除却、瓦礫の撤去など、大手ゼネコンや市内業者の協力により総力を挙げて取り組んだ結果、およそ5日間で大きな障害は解消した。

今回の震災は激甚災害に指定され、国を挙げて一刻も早い復旧に取り組むため、建設省の災害査定作業が2月23日から開始され、10月16日～17日の第10次査定で終了した。

国の査定が終了次第、本格的な復旧工事に着手していくこととしているが道路の復旧は、ガス、水道等の地下埋設物の復旧が終了してから、

いわば最後の仕上げ工事となるため、復旧にはおよそ3年を要する見込みである。

神戸市が管理する道路の災害査定状況及び復旧状況は表4-1-1、神戸市内の主要な幹線道路の復旧状況(予定)は表4-1-2のとおりである。

表4-1-1 公共土木施設(道路)災害復旧工事の進捗状況

(単位:百万円)

	査定済(第10次)		工事完了・工事中	
	箇所	金額	箇所	金額
道路	960	72,597	870 (90%)	45,800 (63%)
橋梁	74	16,920	60 (81%)	14,400 (85%)
合計	1,034	89,517	930 (89%)	60,200 (67%)

注:「工事中」には発注事務処理中を含む。
「道路」には道路上に倒壊した家屋等の瓦礫撤去を含む。
「橋梁」には新交通システム高架軌道の復旧を含む。
ただし、建設省所管分(国道2号)を除く。

表4-1-2 主要な幹線道路の復旧予定

(平成7年10月末現在)

路線名	現状及び部分供用予定	全面復旧予定
阪神高速道路3号神戸線	現状:武庫川~月見山間 通行止 部分供用予定:摩耶~京橋=平成8年春	平成8年末
阪神高速道路5号湾岸線	現状:魚崎浜~六甲アイランド北=片側1車線通行	平成7年11月全面供用
国道2号浜手バイパス	現状:通行止	平成8年7月頃
国道2号	現状:岩屋交差点以東 生活・復興関連物資輸送ルート 平日午前6時~午後9時一般車通行止	岩屋高架橋 平成8年3月頃
国道43号	現状:岩屋交差点以東 復興物資輸送ルート 平日午前6時~午後7時一般車通行止	3車線化を含めて平成9年末頃
港湾幹線道路(ハーバハイウェイ)	現状:神戸大橋=上下各2車線通行 六甲大橋=上下各2車線通行 摩耶大橋=平成7年8月1日供用 六甲アイランド~高羽:平成7年9月末供用 高羽~摩耶:平成7年11月1日供用 摩耶~ポートアイランド:通行止	平成8年8月末
国道28号(高速大開駅)	現状:上下各2車線通行	平成8年3月
神戸明石線(西代跨線橋)	現状:通行止 側道上下1車線通行	平成9年3月頃
明石神戸宝塚線(六甲山頂付近)	現状:通行止 大規模斜面崩壊のためバイパスで復旧	平成9年3月末
梅香浜辺通脇浜線	現状:上下各1車線通行	平成8年夏
西灘原田線(岩屋橋)	現状:灘橋(高橋)を含め車両通行止、歩行者のみ通行可	平成8年8月

②私道の復旧

公道とともに市民生活を支える身近な生活基盤である私道も大きな被害を被った。神戸市では、私道の公共性にかんがみ、市民生活に必要な最低限度の通行機能を確保するとともに、二次災害の防止を図るために、一定要件のもとに、市民からの申し出に基づき応急的な措置を実施することとした。

〈事業の概要〉

受付期間 平成7年4月5日～4月30日

受付場所 各土木事務所

- 要件
- ・幅員が2m以上
 - ・不特定多数の住民が利用している
 - ・関係権利者の施工承諾等

受付処理状況（8月末現在）

- ・相談件数 582件
- ・申出書受理件数 409件
- ・実施（予定）件数 307件
 - 工事完了 294件
 - 工事中 4件
 - 未着手 9件
- ・未実施件数 102件

また、私道の本格復旧について、阪神・淡路大震災復興基金とともに新たな制度を創設し、市民が実施する災害復旧工事に対して、一定要件のもとに工事費の一部を助成することとした。

〈制度の概要〉

実施期間

平成7年9月1日から平成9年度末まで

受付場所

各土木事務所

要件

- ・幅員が概ね2m以上
- ・不特定多数の住民が利用していること
- ・公道または私道に接しており、行き止まりでないこと
- ・関係権利者の施工同意が得られること
- ・その他

対象工事

- ・本市の設計・積算基準に基づく原形復旧

工事

助成額

- ・工事費の6分の5に相当する額

(2)河川の復旧

二級河川は15河川23カ所について、準用河川・普通河川は、4河川4カ所について応急復旧を平成7年3月までに完了した。

二級河川の本格復旧は復旧工事にあわせて治水安全度の向上を図り河川改修（災害復旧助成事業）を行う箇所（高羽川・新湊川・千森川）と一部他事業と調整が必要な箇所を除き、概ね平成7年度末に完了の予定である。

また、準用河川・普通河川の本格復旧については、全箇所平成8年梅雨期までに完了予定である。

表4-1-3 二級河川の応急復旧状況

（平成7年8月末現在）

番号	河川名	応急復旧内容	備考
1	有馬川	土のう設置	平成7年3月完了
2	有馬川上流六甲川	土のう設置	〃
3	有馬川上流滝川	土のう設置	〃
4	高橋川	土のう設置	〃
5	要玄寺川	土のう設置	〃
6	住吉川	土のう設置	〃
7	西瀬川	目地補修	〃
8	天神川	土のう設置、目地補修	〃
9	高羽川	土のう設置	〃
10	西郷川	土のう設置	〃
11	観音寺川	土のう設置	〃
12	宇治川	目地補修	〃
13	新湊川	護岸矢板設置、切り梁設置、トンネル覆工	〃
14	石井川	土のう設置	〃
15	一ノ谷川	土のう設置	〃
計	15河川		

表4-1-4 準用河川の応急復旧状況

番号	河川名	応急復旧内容	備考
1	宮谷川	土のう設置	平成7年3月完了
2	背谷川	土のう設置	〃
3	矢谷川	板柵設置	〃
4	天井川	目地補修	〃
計	4河川		

(3)公園等の復旧

被災した419公園のうち、150公園については、建設省の都市災害復旧事業の補助をうけて復旧工事を行う。

平成7年4月より査定を受けており、査定終了箇所から順次復旧工事に着手している。公園の場合はこの制度上、平成7年度内に復旧を完了する必要がある、周辺状況と十分調整しながら復旧を進めていく。

又、軽微な被災公園については、神戸市土木局の直営工事等で復旧工事を行っている。

仮設住宅等が建設された公園や復興計画に基づく区画整理事業や再開発事業など、将来計画のある箇所については、それらの計画との整合性を図りながら、市民生活の利便を考慮して必要最小限度の復旧もしくは撤去工事のみを行うものとした。区画整理区域内の一部の公園については、統合や位置の変更などのため原状への復旧を行わなかった。

平成6年度内に神戸総合運動公園、布引公園、しあわせの森の一部などの利用再開にあわせて緊急工事により復旧を完了したが、多くの公園が避難地として利用されていたこと、郊外の大規模な公園は復旧のための支援拠点となっていたこと、及び土木局として生活道路などの復旧に全力をあげていたことなどのために、本格的な復旧工事開始は4月以降となった。

9月末現在で、全体の約70%の公園の査定が完了しており、一部他事業との調整が必要なものなどを除いて、平成7年度内に工事を完了する予定である。

(主な公園の復旧状況)

- ・布引公園（ハーブ園）
4月下旬
- ・瑞宝寺公園（北・有馬）など有馬地区
10月中旬
- ・海浜公園（須磨）（駐車場区域を除く）
10月末
- ・東遊園地（中央）
8年3月下旬

ハイキング道に関しては、2月10日から主として直営工事により仮復旧工事を利用者の要望の多い六甲全山縦走路を中心に幹線コースから行い、8月10日までに完了した。本格的な復旧については、兵庫県、神戸市で環境庁の自然公園整備事業による国庫補助により施工することとなった。

(平成7年度 神戸市施工)

- 路線数 8コース23km
- 箇所 修法が原周遊線、天狗道、上野道、石切道、紅葉谷、須磨アルプス、アイロード、再度ドライブウェイ沿い
- 事業費 102,000千円
- この他、兵庫県が4コース14kmを担当する。
- 引き続き、平成8年度として、8コース、14.2kmを要望している。

(4)被災宅地の復旧

被災宅地の復旧・二次災害防止に対する基本的考え方は、現行私有財産制のもとでは、土地所有者が宅地の管理・保全義務を有しているため、復旧は土地所有者自らが行うべきものとされている。

しかしながら、行政としても、住民の生命・財産を守る責務を有しており、また、震災という自然災害に起因するものであることから、二次災害の防止については、できる限りの措置を講じるべきものと考え、以下のような取組みを行ってきた。

被災宅地への取組みとしては、まず震災直後より市民からの通報を中心に被災状況を調査し、被害程度・二次災害の発生の恐れの有無の把握

を行った。

そのうち二次災害の発生の恐れのある宅地について、土地所有者等に対して宅地造成等規制法に基づく改善勧告や改善要請を行い、早急な

防災対策を促すとともに、資金面からの支援策として、本市の宅地防災工事貸付金制度について、限度額の引き上げ・利率の引き下げを行った。

表4-1-5 融資制度

	融資制度名称	融資限度額	利率	返済期間
神戸市	既成宅地防災工事貸付金	500万円	3.00%	15年以内
住宅金融 公庫	宅地防災工事資金融資	740万円	3.25%	15年以内
	災害復興宅地融資 (新設)	基本額 380万円 特別加算額 200万円	3.25% 3.25%	20年以内

注：利率は平成7年8月31日現在

神戸市融資については、1月17日に遡及し、貸付限度額は200万円を500万円に引き上げ、利率は3.65%を3.00%に引下げた。

また、梅雨期を控え人家等への二次災害の恐れのある宅地について、当面の危険防止のため下記の要件のもとに、本市が必要最小限の応急措置を行った。

〔応急措置の要件〕

- ・改善勧告、改善要請を受け、住宅等への二次災害の恐れのある個人の被災宅地
- ・一定の所得以下の者
- ・応急措置の申し出があり、関係権利者の施行同意が得られる者

被災宅地への恒久対策としては、公共事業である災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業・道路災害復旧事業による復旧を推進するとともに（採択基準は下記のとおり）、阪神・淡路大震災復興基金を活用した利子補給・二次災害対策事業補助制度の創設を実現し、宅地復旧の促進を図ってきた。

〔災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択基準〕

- ・勾配30°以上
- ・高さ3m以上
- ・保全人家5戸以上
- ・公共施設等に著しい被害を及ぼす恐れがある

〔道路災害復旧事業の採択基準〕

- ・道路保全上必要な路側擁壁の復旧に係るもの
- ・放置していれば二次災害発生の恐れがある
- ・復旧部分について寄付等により道路区域に編入できる

〔防災工事届の必要な工事〕

- ・宅地造成工事規制区域内の宅地で、2mを超える擁壁に防災工事を施工する場合又は宅地造成工事規制区域内外を問わず宅地融資を受ける場合

その他の取組として「被災宅地復旧臨時相談コーナー」を開設し（開設期間：平成7年9月1日～11月30日）、市民に対して技術的相談・融資の斡旋を行うとともに、本市広報紙等によりこれら各種施策のPRや二次災害防止について、機会あるごとに広報に努めた。

表 4 - 1 - 6 被災宅地の復旧状況

	応急措置 (神戸市施工)	本 格 復 旧		
		公 共 事 業		自 力 復 旧
		災害関連緊急傾斜地 崩壊対策事業 (採択予定数)	道路災害復旧事業 (採択予定数)	防 災 工 事 届
東灘区	44	50	0	103 (5)
灘 区	26	2	3	63 (3)
中央区	14	13	1	53 (2)
兵庫区	39	92	1	33 (1)
北 区	32	44	7	47 (6)
長田区	213 (12)	215	12	96 (1)
須磨区	26	49	2	36 (2)
垂水区	25	33	0	58 (6)
西 区	0	0	0	3 (1)
合 計	419 (12)	498	26	492 (27)

注：1. 応急措置の（ ）内は未完了内数
2. 自力復旧の（ ）内は神戸市既成宅地防災工事貸付金の貸付決定者・貸付予定者

表 4 - 1 - 7 阪神・淡路大震災復興基金を活用した施策

<ul style="list-style-type: none"> 宅地融資に対する利子補給 (住宅金融公庫の災害復興宅地資金融資等利子補給金交付要綱) 金融公庫災害復興宅地資金等や神戸市既成宅地防災工事貸付金等を利用して宅地を復旧される方に、次のとおり利子補給する。 当初5年間……………各融資の利子が0となるよう利子補給する。 6年目から5年間……………各融資の利子が3%となるよう利子補給する。
<ul style="list-style-type: none"> 被災宅地二次災害防止対策事業 (被災宅地二次災害防止対策事業補助金交付要綱) 二次災害の危険性がある被災宅地の擁壁等の危険物除去や、応急復旧工事を実施する際に、それに要する経費の一部を助成する。 対象者……………70歳以上の高齢者等融資を受けられないものなど 助成額……………150万円を限度に工事費の2分の1を助成

(5)山麓の防災対策

国・県・市の現地調査の結果に基づき、二次災害が予想される緊急性のある箇所については、

それぞれの事業主体が応急復旧事業を実施した。

土砂災害の応急復旧状況は表4-1-8のとおりである。(写真の()書きは事業主体)

表4-1-8 土砂災害応急復旧状況

(平成7年8月末現在)

予想される災害	工事内容	事業主体	箇所数	応急復旧内容
土石流	砂防堰堤築造	建設省・兵庫県	6	鋼製ダム築造
	山腹工事	建設省	3	排土工、法面保護工、落石防護柵設置
	除石工事	建設省	10	堆砂敷の除石
	施設災害復旧	建設省・兵庫県	11	腹付コンクリート工、石積護岸工、法面保護工
	治山事業	兵庫県	20	鋼製谷止工、法枠工、アンカー工
地すべり	地すべり防止	兵庫県	2	ブルーシート掛け、排水処理、法面整形、ラフ張り、モルタル吹付
がけくずれ	急傾斜事業	兵庫県・神戸市	16	ブルーシート掛け、不安定土塊排除、仮設防護柵設置
	治山事業	兵庫県	12	仮設防護柵設置、鋼製土留工、アンカー工、法枠工

1. 袖谷川山腹工事(建設省六甲砂防工事事務所)

2. 西谷川護岸工事(建設省六甲砂防工事事務所)



地震後の状況



地震後の状況



復旧状況



復旧状況

3. 西岡本地すべり防止工事（兵庫県神戸土木事務所）



地震後の状況



復旧状況

4. 大丸町急傾斜地崩壊対策事業（兵庫県神戸土木事務所）



地震後の状況

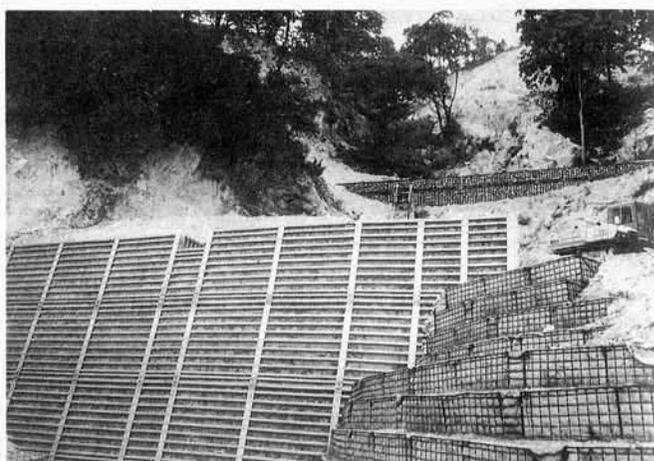


復旧状況

5. 西谷山治山事業（兵庫県六甲治山事務所）



地震後の状況



復旧状況

6. 住吉台治山事業（兵庫県六甲治山事務所）



地震後の状況

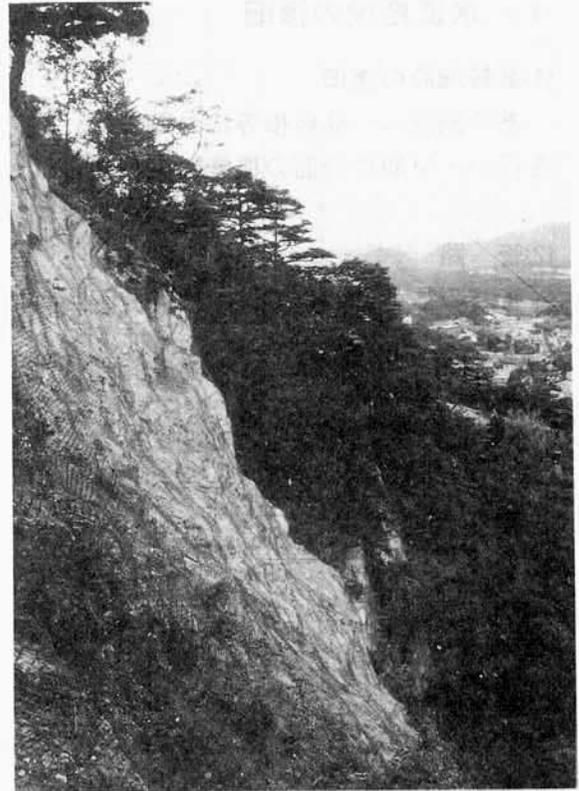


復旧状況

7. 有馬町大屋敷治山事業（兵庫県六甲治山事務所）



地震後の状況



復旧状況

8. 住吉山手山腹工事（神戸市土木局）



地震後の状況



復旧状況

第2節 ライフラインの復旧

1. 水道施設の復旧

(1) 基幹施設の復旧

基幹施設の一部破損等については、応急修理を行い、早期に当面の機能回復が図られた。

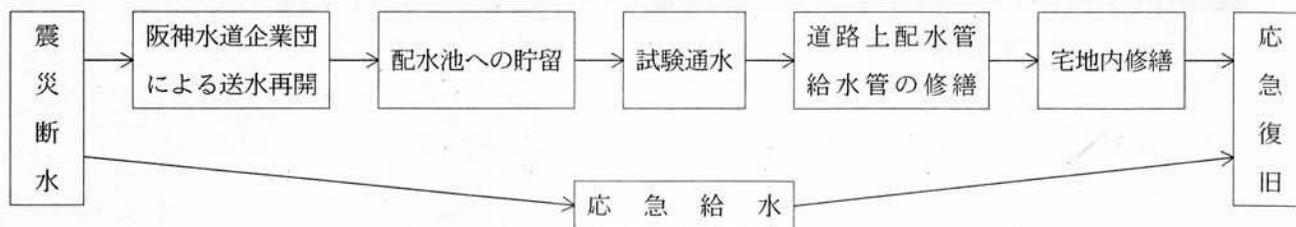
(2) 管路

管路の被害については、被害箇所が多く、し

かも地中で発生しており漏水を簡単に目視にて発見できないことから、被害箇所の特定に時間を要し、応急復旧には予想外の日数がかかる結果となった。さらには、宅地内の給水管などの給水装置の被害件数が多かったことが応急復旧に時間を要した大きな要因の一つとなっている。

応急復旧は図4-2-1のような流れで行われた。

図4-2-1 応急復旧までの流れ



配水管路の復旧は上流から下流に向かって、水道管に設置された弁を閉めて区間を限り、試験通水したうえで漏水を調査することにより、破損箇所を発見し、修繕を行うという地道な作業を繰り返し続けた。

破損箇所があまりに多いため、水圧が上がらず地上に水が噴き出さなかったことに加えて、漏水箇所が近接していることから、大きな漏水箇所の漏水音が他の漏水音をかき消してしまい、1度だけの調査では付近の漏水音が捕捉できないので、大きな漏水箇所の修繕後に再度漏水調査が必要であったことなどのために漏水調査は難航した。しかし、水源量には限度があり、通水区域の拡大のためには、早期に漏水箇所を発見・修理することにより、未通水区域への配分水量を生み出す必要があった。漏水調査は騒音の少ない時間に行わなければならないので、必要水量を生み出すため、深夜の作業が繰り返し3～4巡も行われた。

また、復旧工事は倒壊家屋や道路陥没にその進捗を妨げられ、交通渋滞のため作業効率が上がらなかった。

復旧の過程では、市民から多くの問い合わせをいただくことになった。

たとえば、漏水箇所の修理をすると水圧が上

昇してくるので、当初漏水していなかった箇所から新たに漏水が発生することもあり、その修繕のためには再度断水することになるが、この結果、一旦出ていた水が再び出なくなる。

また、神戸市内では119カ所の配水池から配水しているため、道路を隔てて配水区域が異なる場所が数多くある。配水区域毎に上流から順に復旧していくため、近隣でも通水時期に差が生ずることとなる。

<漏水調査（路面音聴調査）の概要>

① 調査方法

地上漏水に至らない被災箇所を発見するため、微小な漏水音を探知する漏水探知器を、配水管路上の地表面に順次接地して、漏水位置を探知する。

調査は騒音の少ない深夜に行う。

② 漏水調査（路面音聴調査）の実績

（被害が大きい3地区の実績）

	東 部	中 部	西 部	3地区合計
配水管延長	681km	535km	656km	1,872km
調査延べ延長	1,472km	1,331km	1,751km	4,554km
作業延べ人員	1,255人	1,201人	1,855人	4,311人
漏水発見件数	1,433件	887件	1,383件	3,703件

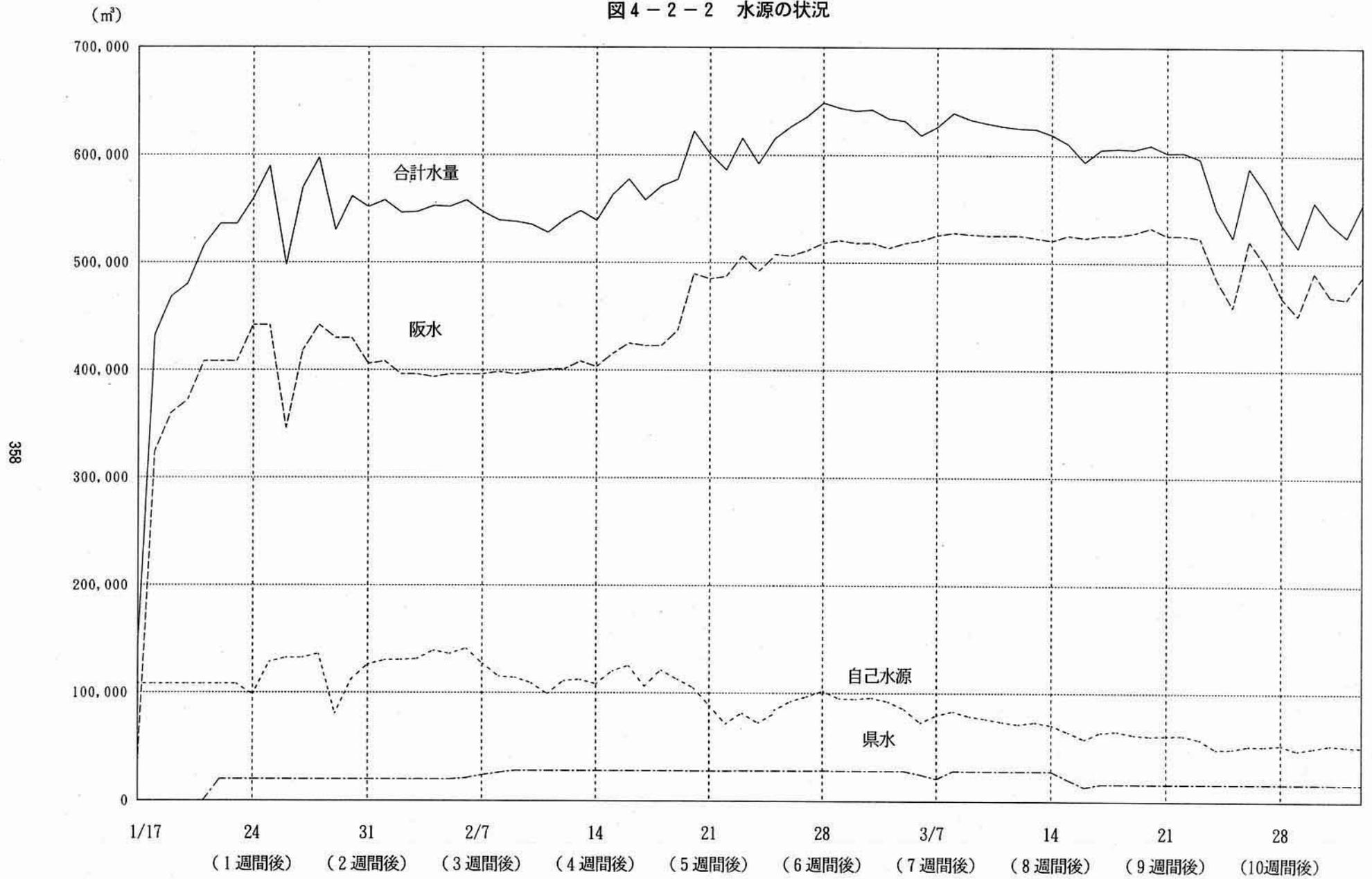
（漏水発見件数には給水管の漏水を含む）

表4-2-1 基幹施設の主な被害と復旧状況

(平成7年8月31日現在)

場 所	被 害 状 況	復 旧 状 況	備 考	
布引ダム (五本松堰堤)	堰堤天端笠木の亀裂、堰堤の微細亀裂、排水孔からの排水量増大	ダム調査研究会の提言によりグラウト工事の設計済	7～8年度 本格復旧予定	
上ヶ原浄水場	場内ポンプ井～ 阪水量水井	上水φ1200PC送水管の漏水	継手部補修完了(19箇所)、ダクタイル鋳鉄管(35m)、鋼管(6m)布 設替え完了、布設替用仮配管(φ600)布設替え完了	7～8年度 本格復旧予定
	場 内	浄水場場内法面、場内石積崩壊、路面クラック、旧事務所棟の倒壊 等	崩壊箇所の片付け、クラック仮補修完了 排水処理施設箇所の損傷大	7～8年度 本格復旧予定
	急 速 沈 澱 池	沈澱池の漏水	4か所シーリング修理完了	
	場 内 配 管	洗浄水槽流出管・入水管、逆洗排水返送管、排水処理施設送泥管、 接合井連絡管、着水井～沈澱池連絡管、緩速ろ過池～ポンプ井連絡 管等の漏水	漏水修繕完了、排水処理送泥管(φ300)の仮配管完了、洗浄水槽回 り施工完了	7～8年度 本格復旧予定
	緩 速 ろ 過 池	ろ過池の陥没(集水トラフ損傷)とろ過池軀体のクラック	5号池陥没補修完了、ろ過池全体被害状況把握のため8号池のろ層 を鋤取り調査	7～8年度 本格復旧予定
	排水処理施設濃縮槽	傾斜板落下	未施工	7年度復旧予定
	洗 浄 水 槽	PC製水槽外壁のピアノ線保護モルタルが一部剥落	調査中	7～8年度 本格復旧予定
	ポ ン プ 井	軀体クラック漏水	施工済	
千 苺 導 水 系 路 (緩 速 系)	ドレン陥没、法面崩壊、護岸崩壊による管落下	仮復旧済、導水管内調査	7～8年度 本格復旧予定	
千 苺 導 水 系 路 (千 苺 ～ 上 ヶ 原)	損傷調査(トンネルおよび管路・暗渠)	損傷有り(応急復旧工事施工済)、損傷の大きいA号接合井～上ヶ 原浄水場間の本復旧工事の設計中	7～8年度 本格復旧予定	
本 山 浄 水 場	洗 浄 水 槽	φ75入水管漏水、本体クラック、舗装沈下、洗浄水送水管φ400FC 損傷、石積崩落	応急復旧完了	7 年 度 本格復旧予定
	住吉川取水口管理道路	崖崩落(通行不能)	導水管仮配管(VPφ250)完了、国の法面本復旧工事に合わせて導水 管も本復旧予定	
	住吉川導水管除砂池	放水管損傷、ピット底板損傷	応急復旧完了	
	本山ポンプ井～浄水井	導水管取水停止に伴う東灘第3低層送水確保のため仮配管(VPφ100)施工済		
鳥 原 ポ ン プ 場	坑内ポンプ(2台)他水没、軸受温度計、圧力スイッチ絶縁不良 他、吐出電動弁用リミットスイッチ他電装品絶縁不良	不良品の取替え、軸受部グリース入替え等整備		
	坑内送水ポンプ用電動機、水没により絶縁機能が低下	工場持ち帰り分解整備		
	湧水・排水ポンプ現場操作盤、水没により動作不良	内部機器の取替え(スイッチ、電流計、表示灯、リレー等)		
会 下 山 低 層 配 水 場	配 水 池	本体と弁室(新設)の接続部に10cmの開き、軀体のクラック	応急復旧完了	7～8年度 本格復旧予定
	場 内	道路・側溝陥没、法面崩壊、石積のはらみ、擁壁の移動	応急復旧完了、法面の安定性調査済	7～8年度 本格復旧予定

図4-2-2 水源の状況



復旧工事は水道局職員のほか市内の関連業者の手で始められたが、1月22日（復旧率40.8%）以降、道路上配水管等の修繕に他都市からの応援が加わり、応急復旧の体制が強化された。1月25日には、宅地内漏水の修繕にも他都市からの応援が加わった（復旧率44.7%）。

以降、ピーク時には道路上修繕に38都市735人、宅地内修繕に53都市272人の応援を得て懸命の復旧作業が続けられ、2月末には家屋倒壊、道路陥没の著しい地域や臨海部を除いて、ほぼ復旧し、復旧率は93.6%まで回復した。

3月に入り、家屋倒壊が著しいなど復旧が困難なため未通水となっていた地区に対し、集中的に復旧作業を進めた結果、3月末には臨海部の一部を除いた市内全域で応急復旧が完了した

（復旧率99.98%）。

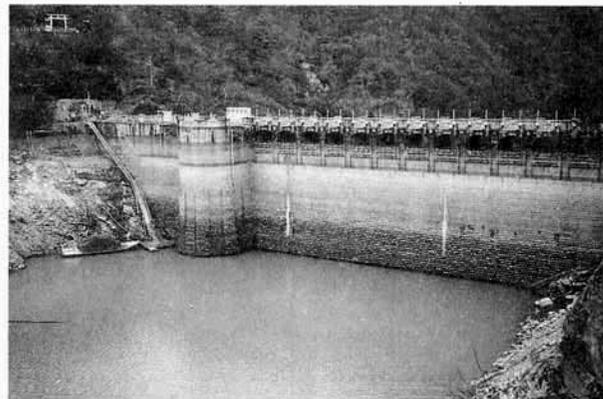
4月17日には道路陥没など被害の大きかった臨海部の一部を含めて全市で応急復旧が完了した（復旧率100%）。

応急復旧工事については、3月末までに約14,000件にのぼる道路上修繕に延べ約55,000人、約50,000件にのぼる宅地内修繕に延べ約22,000人の人員が作業にあたったが、それぞれ、延べ約31,000人、延べ約11,000人の他都市の職員や水道関連業の人々の応援を得て復旧できたものである。

このことは、他都市等からの応急給水、応急復旧工事さらに後方支援など多岐にわたる人的・物的支援なしには大規模な都市災害に対応できないことを如実に示すものである。



配水管の応急復旧工事



渇水の千苜貯水池

図 4 - 2 - 3 配水管・給水管の漏水修繕件数の推移

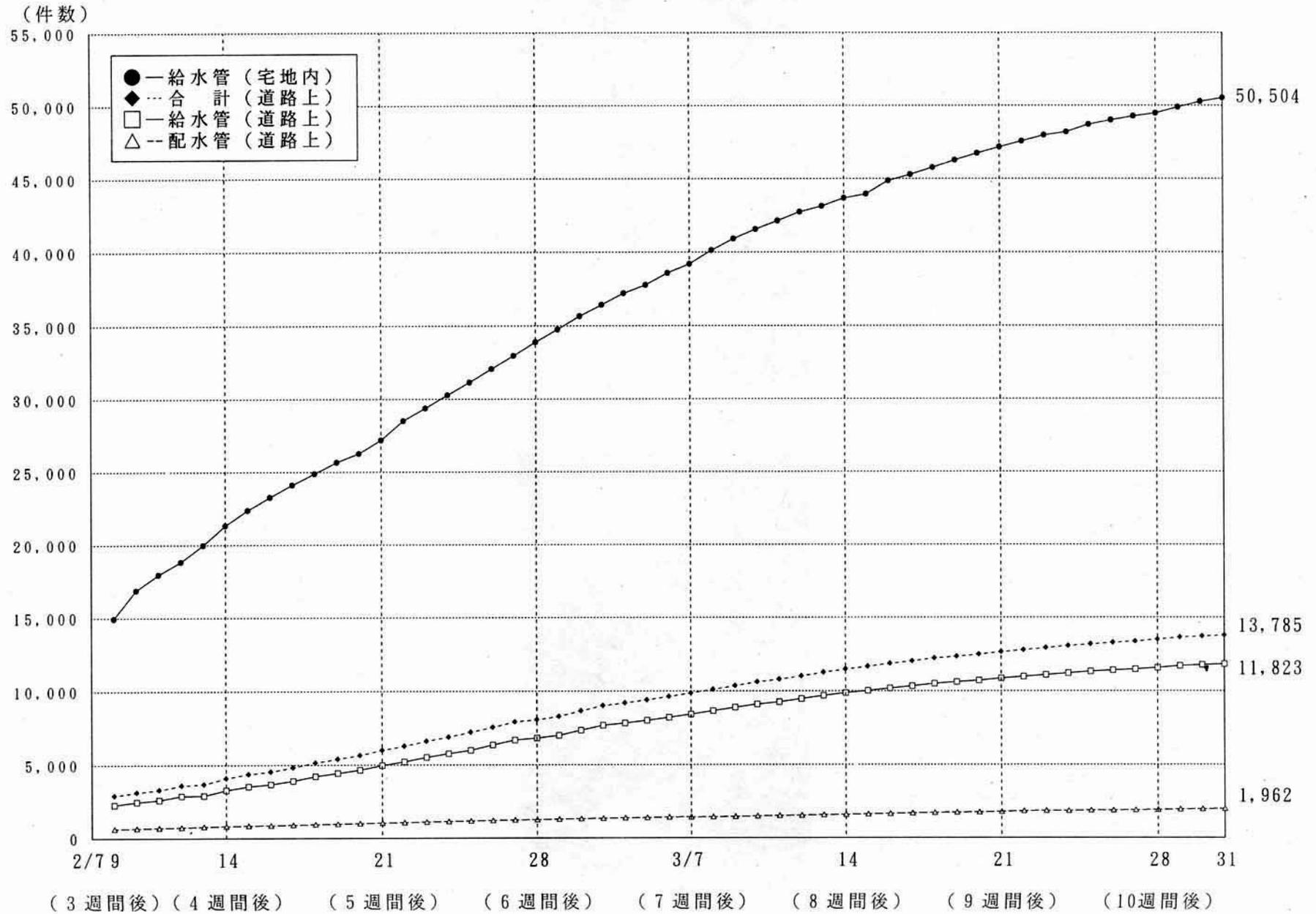


図4-2-4 他都市修繕応援者数の推移

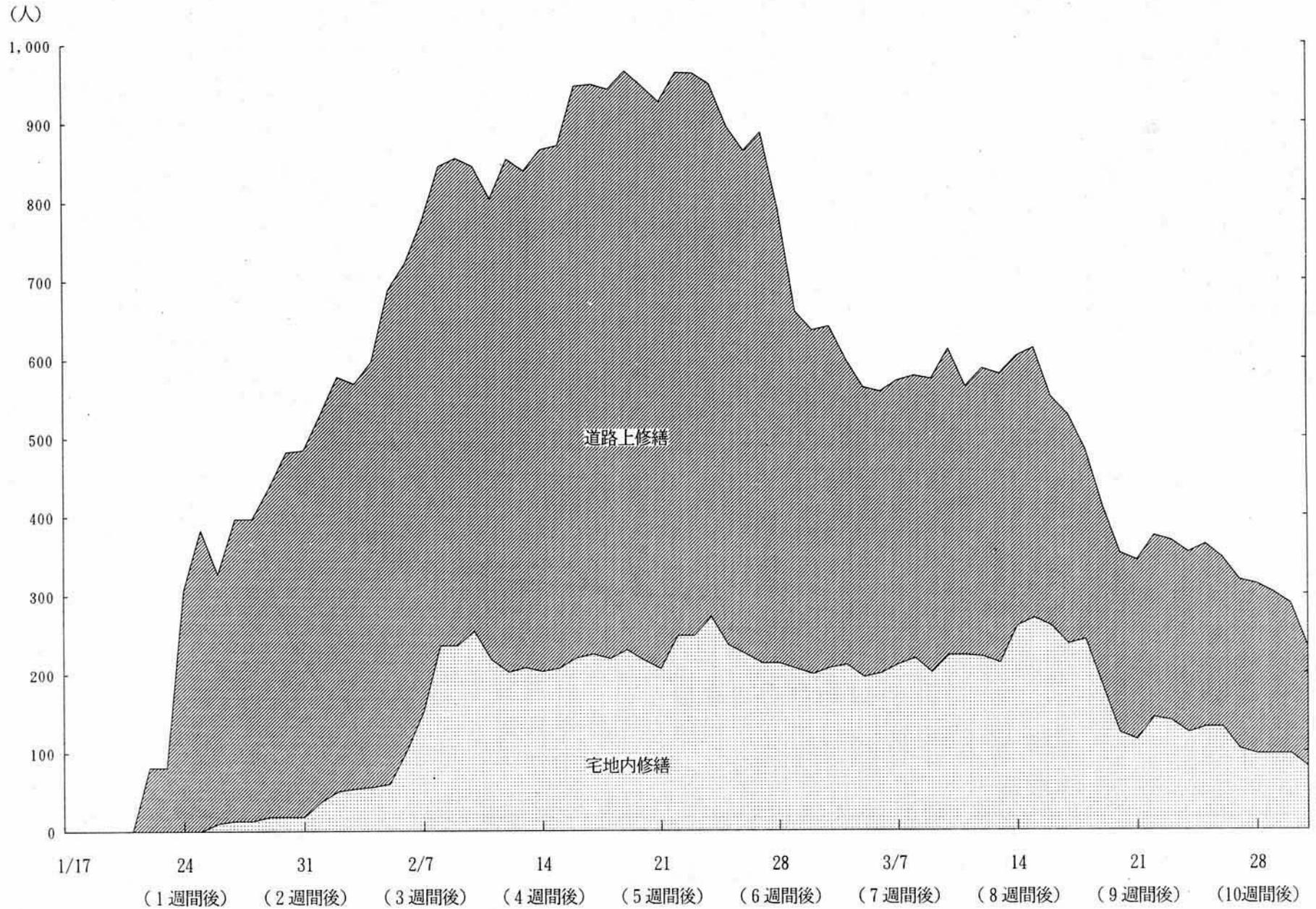
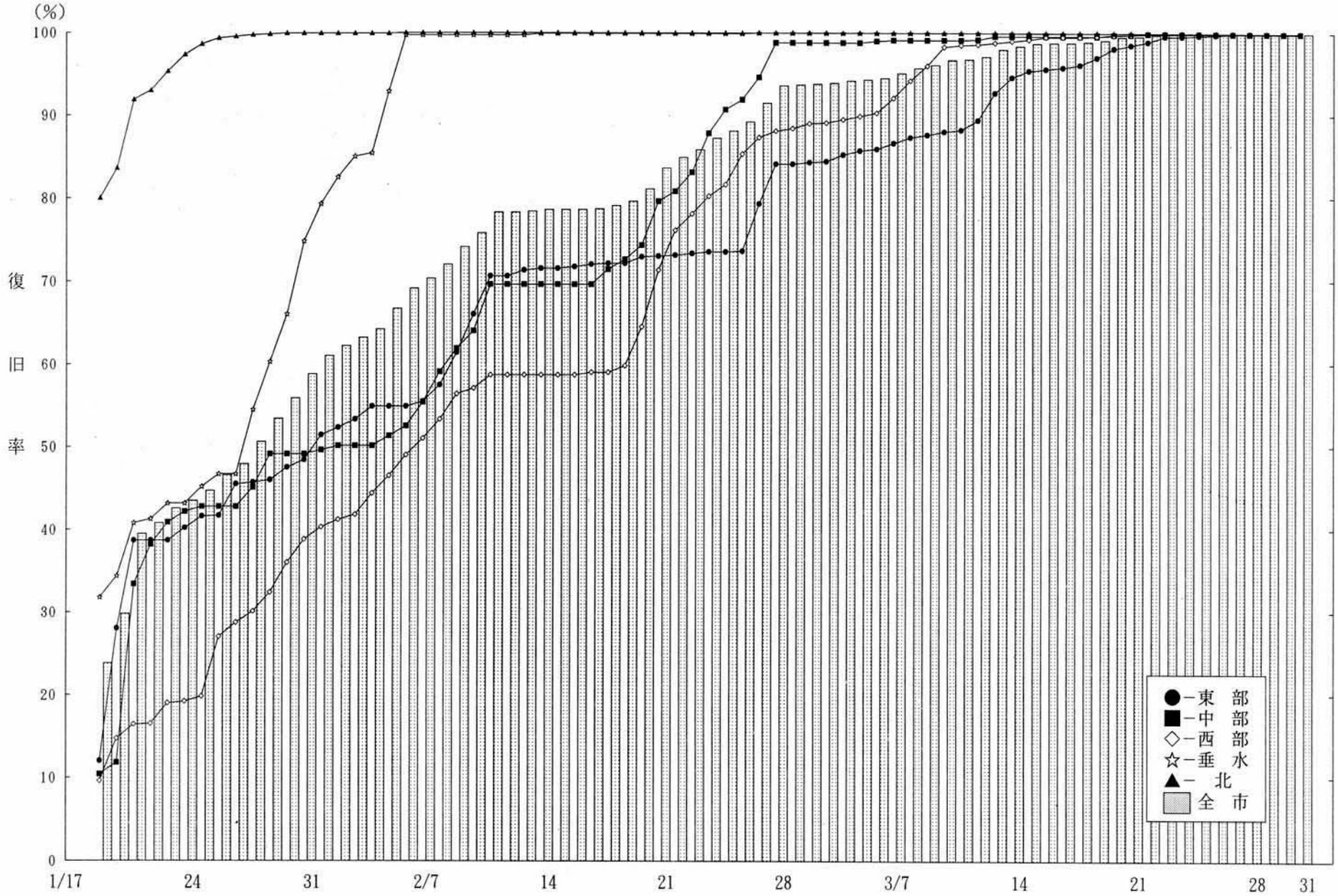


図4-2-5 復旧率の推移



2. 工業用水道の復旧

被害の調査は、地震直後に配管ルートを踏査し、目視できる被害状況を調査するとともに、その結果を踏まえて、通水を行い、実水圧により被害箇所を特定する方法で行った。

導送水管等の被害により、送水が途絶えるなど通水条件が悪く、生活用水優先の状況下で試験通水用水確保が必要であった。検討の結果、地震後に湧出量が増加しだした布引トンネルの湧水の一部を奥平野調整池を經由して東西の配水管に通水することとした。単線的管路において奥平野調整池以東では通常の水流と逆になる工夫であった。

管路の復旧は上流から下流に向かって、区間を限定して、試験通水、漏水調査、修繕を繰り返した。

復旧工事は1月31日にスタートし、ピーク時には1日当たり5～7カ所程度の作業を行った。その結果、地震発生1カ月後に復旧率が約20%

となり、中部・西部管内で企業への通水が可能となった2月28日には管路の復旧率が約60%となった。東部管内では最大の需要者への通水が3月2日となり、順次、東部第4工区で通水でき、3月末に復旧率が約90%となった。その後東部3工区・2工区、六甲アイランドへと進み、管路の応急復旧については4月10日に終了した。

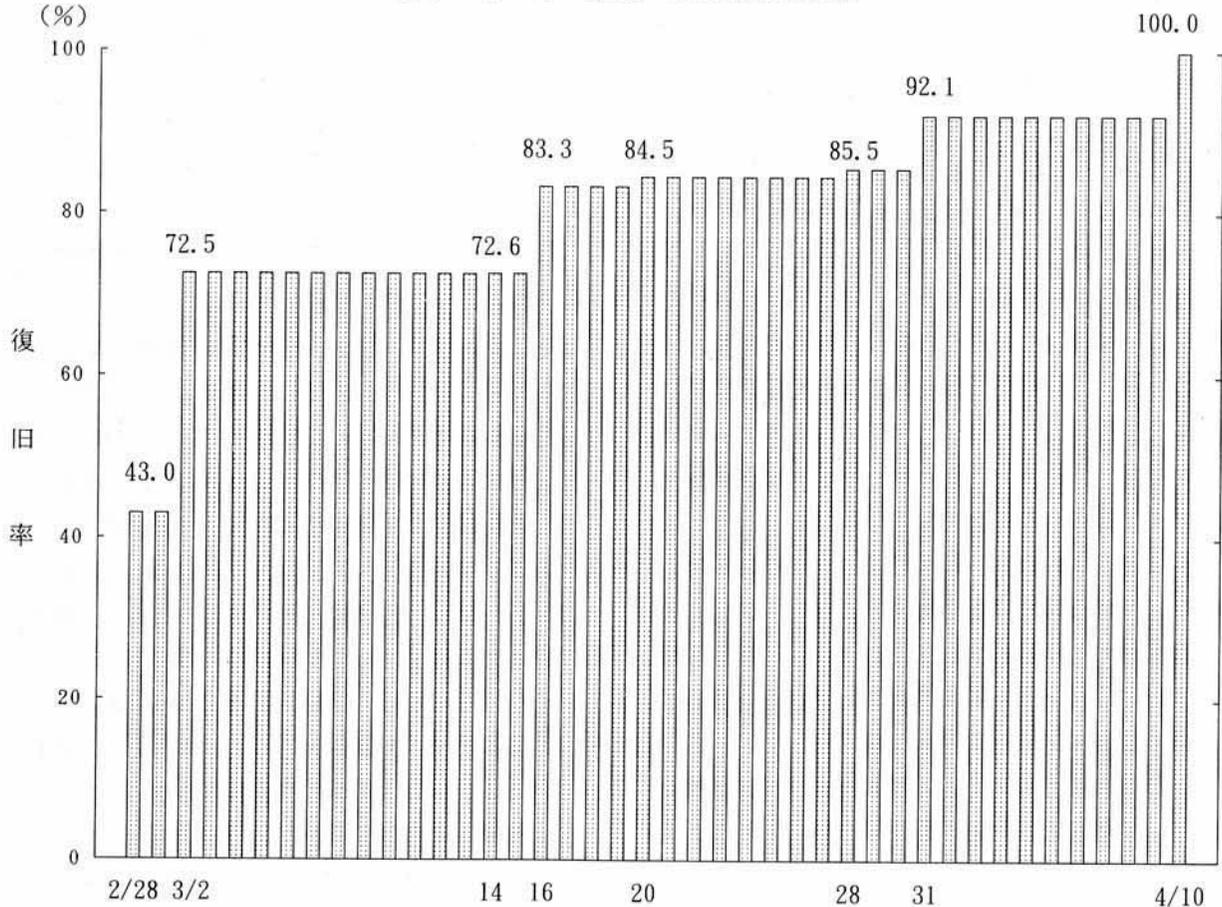
表4-2-2 工業用水道配水管応急復旧工事件数

(平成7年6月現在)

	管割れ	継手漏水	仕切弁損傷	空気弁損傷	水管橋損傷※	計
東灘区	9	26	11	13	7	66
灘区	2	1	3	3		9
中央区		2		2		4
兵庫区		2	4			6
長田区		11	1	2	1	15
合計	11	42	19	20	※8	100

注：橋部は損傷が2カ所以上でも1橋梁を1カ所とした。

図4-2-6 企業への通水率の推移



3. 下水道施設の復旧

(1) 処理場・ポンプ場の応急復旧状況

機能面で支障のある処理場、ポンプ場については、機能回復のための復旧工事を緊急的に実施し、5月1日には全ての処理場、ポンプ場の機能を回復することができた。

処理場の応急復旧の経緯を表4-2-3に、ポンプ場の応急復旧時期を表4-2-4に示す。本格的な復旧には、まだかなりの時間を要し、ほぼ完全な形に復旧できるのは、東灘処理場が平成9年度末、西部処理場が平成8年度半ば、他の処理場、ポンプ場が平成7年度中の予定である。

表4-2-3 処理場の応急復旧の経緯

月 日	東 灘 処 理 場	中 部 処 理 場	西 部 処 理 場
1/17		処理機能50%に低下 全流入量を二次処理	処理機能20%に低下
1/21	運河にオイルフェンスを設置		
1/24			処理機能50%に回復 全流入量を二次処理
1/27	関西電力より仮受電		
2/7	簡易沈殿処理開始		処理機能60%に回復
2/9		処理機能100%回復	
3/3	簡易沈殿池の水流傾斜板、凝集剤注入設備、 脱水設備の工事着手		処理機能70%に回復
3/7			処理機能100%回復
3/20	凝集沈殿処理を開始		
3/27	運河の浚渫と汚泥脱水を開始		
5/1	全流入量の二次処理を再開		

表4-2-4 ポンプ場の応急復旧時期

ポンプ場名	大 石	PI第1	PI第2	PI第3	湊 川	神 明
復旧月日	1/24	1/26	1/19	2/7	1/21	1/18

注：PIはポートアイランドの略

① 東灘処理場

東灘処理場では、処理機能が完全に停止したが、断水のため流量も少なく雨水ポンプを用いて消毒とスクリーニングのみで、汚水の排除機能だけは当初より確保することができていた。

このため復旧工事は、処理機能の早期回復に向けて、地震の翌日の1月18日より着手した。

まず、水没している地下配管廊の水替えを行うとともに漏水箇所の止水工事を実施した。水

没した機器類については、乾燥等で対応できるものと交換が必要なものとに分類して整備した。沈殿池のフライトの脱落なども、池の水替えを行って順次修理していった。完全に破断していた最初沈殿池流入管は耐震性を考慮して、鋳鉄管に管種を変更して埋設した。放流管は破損のひどい箇所は上部からの掘削により、破損の小さい箇所は内部からの補修で対応した。

これらの復旧工事が完了して通常の処理機能が回復したのは5月1日であり、震災発生後100日以上の間を応急復旧に要した。

一方、応急復旧にかなりの時間を要することが当初より予想されたため、公共用水域の水質保全を考慮して、幅40mの運河を長さ約300m

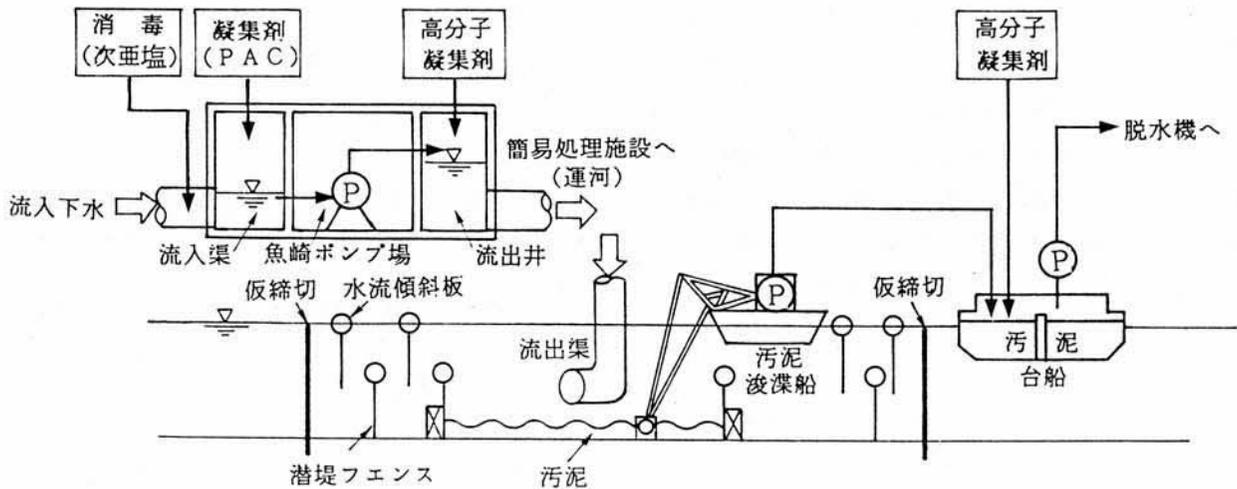
の区間で締め切り、仮沈殿池を建設することとした。その概念図を図4-2-7に示す。

1月21日建設工事に着手し、2月7日完成し簡易沈殿処理を開始した。また、3月3日より簡易沈殿池の水流傾斜板、凝集剤注入設備及び

仮設脱水設備の建設工事に着手した。3月20日には、凝集沈殿処理を開始し、3月27日には運河の浚渫と汚泥脱水を開始した。

運河の浚渫と汚泥の脱水は沈殿汚泥がなくなるまで5月1日以降も継続している。

図4-2-7 東灘処理場仮処理施設の概要



②中部処理場

中部処理場では、処理機能が50%に低下したが、全流入水の二次処理を行っていた。復旧工事は1月18日より着手し、最終沈殿池の落下物の撤去やクラックの補修などの工事を実施した。処理機能が100%回復したのは2月9日である。

③西部処理場

西部処理場では、処理機能が第2系列のみの20%に低下したため、流入水量が少ないとはいえ数日間は過負荷の運転を余儀なくされた。

応急復旧工事は地震当日の1月17日から実施された。水没している第1系列の汚水ポンプ室の水替えを行い水没したポンプ類の整備を行うとともに、最初沈殿池流入管の漏水の止水工事を実施した。1月24日にはこれらの工事が完了し、第1系列の一部が運転可能となった。この時点で、処理機能は50%確保されており、全流入水の二次処理を再開できた。

次の段階の調査で最初沈殿池からエアレーションタンクへの流入管が破損していることが判明し、その補修工事にとりかかった。全流入水を処理する必要性からエアレーションタンクの全ての運転を停止することができないので、

1池か2池ずつ順次補修していった。この補修にはかなりの時間を要し、処理機能は2月7日に60%に、3月3日に70%にそれぞれ回復し、3月7日に100%に回復した。

④東部スラッジセンター

東部スラッジセンターは、東灘処理場の被災により、冷却用水の供給を受ける事ができなくなり運転を停止した。東灘処理場の復旧には相当の時間を要するために代替措置を検討し、冷却水に海水を利用することが決定された。これに向けて、海水取水設備工事と海水対応のための設備工事等を実施し、2月14日に仮の機能を復旧した。

しかし、海水利用に伴う施設の損傷を最小限にするため、3基の炉のうち1基のみを海水利用の運転としており、かつ1週間運転の後には1週間洗浄するという工程の繰返しのため能力は当初の半分以下に落ちた。

このような状況で、各処理場では当初はエアレーションタンクのMLSSを上げるなど汚泥を極力出さない運転を実施した。しかし、このような運転にも限界があり、汚泥脱水ケーキは一部フェニックス事業に直接処分することで対

応した。

5月1日の東灘処理場の運転再開に伴い処理水の利用が可能になり配管ルート補修を経て6月当初から本格運転に復帰している。

⑤大石ポンプ場

1月24日に電気の供給が再開され、ポンプ場の機能を復旧した。

⑥ポートアイランド第1、第2、第3ポンプ場

液状化した泥土を浚渫し、水没した機器の整備を行うなどの復旧工事を実施し、1月19日に第2ポンプ場、1月26日に第1ポンプ場、2月7日に第3ポンプ場が機能を復旧した。

⑦湊川ポンプ場

破損した重油配管を補修し、1月21日に機能が回復した。

⑧神明ポンプ場

破損した吐出配管を補修し、1月18日に機能が回復した。

(2)処理場・ポンプ場の恒久復旧計画

①東灘処理場

東灘処理場は、非常に大きな被害を受けており、相当大規模な復旧工事を実施する必要がある。

る。主な施設の復旧工事概要は表4-2-5及び図4-2-8のとおりである。運河護岸の滑動により被災した管理本館や汚泥脱水機棟は位置を変更して建設するなど、地震に強い施設となるよう計画されている。

本格的な復旧工事が完了するのは平成9年度末の予定である。ただ、これらの復旧工事は稼働中の処理場の復旧であり、何段階かに分けて実施される予定であり、その工程はおよそ表4-2-6のとおりである。

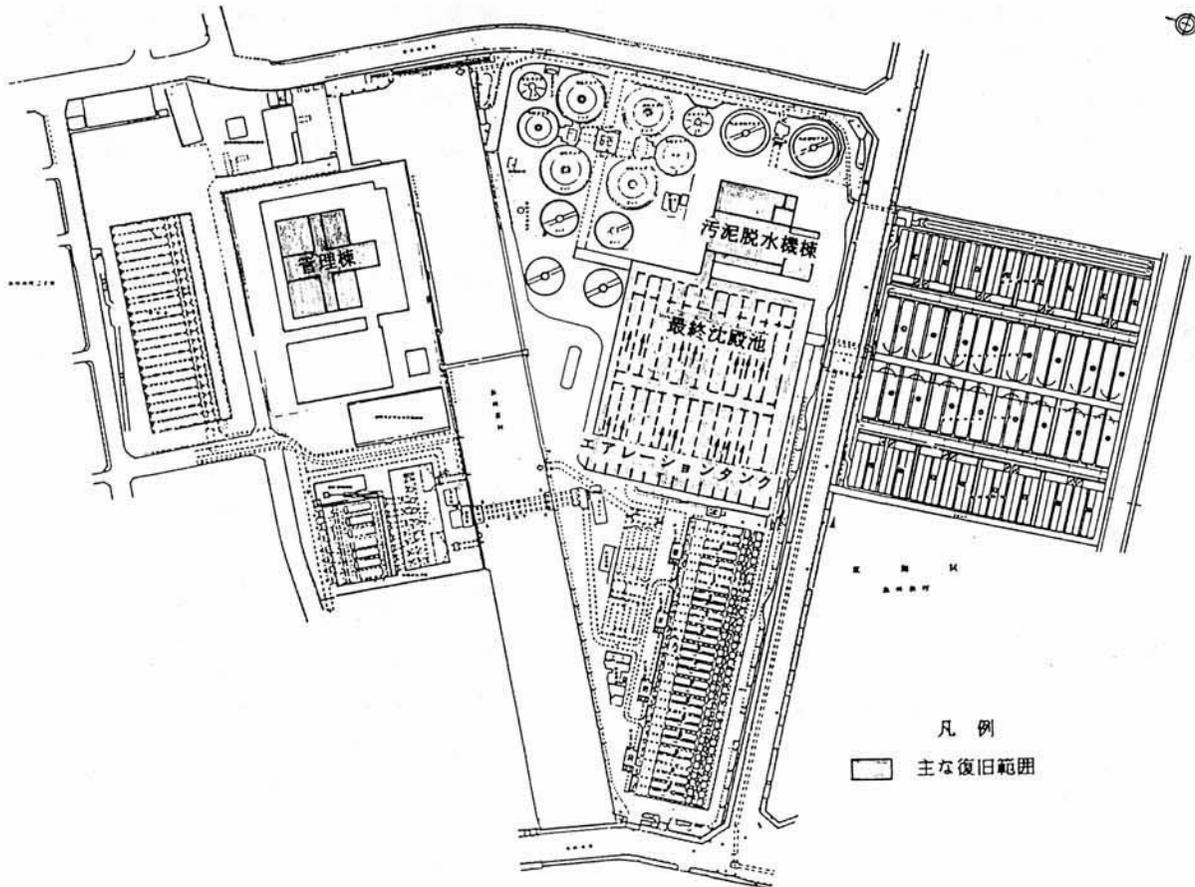
表4-2-5 東灘処理場の復旧概要

施設名	復 旧 概 要
最終沈殿池流入管	耐震性を考慮して、ボックスカルバート構造を铸铁管2条に変更し、現位置に復旧
管理本館	運河護岸の滑動による地盤崩壊で被災したため、位置を変えて滞水池上部に建設
水処理施設	本場のエアレーションタンク、最終沈殿池全系列を、ほぼ現在の位置で形状を変えて建設 水処理施設建設時の処理能力低下を補うため、分場第4系列の機械、電気設備を増設
送風機室	本場水処理施設復旧に併せて、その覆蓋上部に建設
脱水機室	運河護岸の滑動による地盤崩壊で被災したため、位置を変えて現在の本場水処理施設6、7池付近に建設
砂ろ過施設 浮上濃縮槽	現位置で撤去、復旧
発電気室	塩素混和池上部に建設
運河護岸	現在の護岸を補強して復旧

表4-2-6 東灘処理場の復旧計画

復旧計画	期 間	復 旧 内 容
暫定復旧	7年1月～5月	最初沈殿池流入管復旧、水処理施設・管廊漏水の止水、水没した機器の復旧
第1期計画	7年5月～	本場エアレーションタンクと最終沈殿池5～7系列を撤去し、脱水機棟を建設、浮上濃縮槽、砂ろ過池は現位置で撤去、復旧
第2期計画	8年度～	分場第3系列の供給開始後、本場エアレーションタンクと最終沈殿池1～4系列を現位置で撤去、復旧 上部は覆蓋し、そこに送風機室を建設 管理棟を滞水池上部に建設
第3期計画	未 定	管理棟、脱水機棟を撤去し、そこに不足分の水処理施設を増設

図4-2-8 東灘処理場の復旧計画平面図



②西部処理場

西部処理場では、今回の被害の状況をふまえて、次のような復旧を予定しており、これらの復旧が完了するのは平成8年度の予定である。

- ・最初沈殿池とエアレーションタンクの間、配管廊を建設し、そこにエアレーションタンク流入管や返送汚泥配管を集約し、構造物の接続部分には可撓管を設置する。
- ・空気配管廊については現在ある空間を閉塞し、ポンプ室への汚水の流入がないようにする。

③他の処理場、ポンプ場

他の処理場、ポンプ場は原形復旧を原則に、おおむね平成7年度中に復旧を完了する予定である。

(3)管路施設の被害状況と応急復旧

①汚水枝線

汚水枝線の被害状況は次のとおりである。

- ・被害見込延長 約48,500m
- なお、排除に支障のある箇所及び道路陥没の

恐れのある箇所等、緊急を要するところについては応急処置を行った。応急処置の状況を表4-2-7に示す。

表4-2-7 汚水枝線の応急復旧状況

内 容	件 数	全体に占める割合(%)
管渠の損傷	3 0 7	1
人孔の損傷	1, 5 9 5	6
取付管異常	5, 7 2 0	22
排水設備損傷	1 5, 5 3 1	62
閉 塞	1, 9 3 3	8
そ の 他	2 9 6	1
計	2 5, 3 8 2	100

注：応急復旧は概ね5月末で完了

被害の特徴はおおよそ以下のとおりであり、その概要を図4-2-9から4-2-11に示す。

- ・陶管の大部分が破壊していた。
- ・管本体の被害として、管継ぎ手の離脱や管

体のクラックが多数みられた。

- ・マンホールと管との挙動の違いによりマンホール付近で管体やマンホールが破損したものが非常に多かった。
- ・地盤が液状化した場所では、管が蛇行したり、接合部が抜け落ちる被害が発生した。
- ・マンホールや取付管の破損箇所から土砂が流入し、管が閉塞したものが多数あった。
- ・取付管は本管接続部やます接続部の被害が

多かった。また、接続ますも地盤の変位で破壊されたものが多数見受けられた。

- ・路面の動きによりマンホールの蓋がずれたものが非常に多かった。
- ・ブロックマンホールが多数設置されているが、このブロックがずれたものが多く見受けられた。
- ・地盤が液状化した場所では、マンホールが浮上したものがあつた。

図 4-2-9 汚水枝線の被害の状況

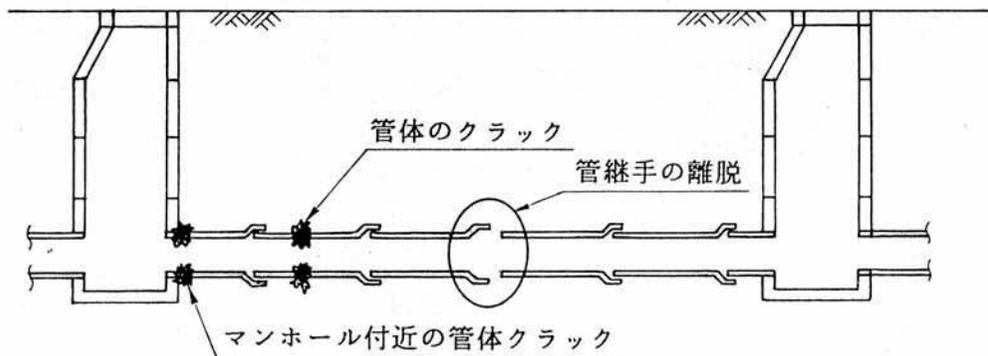


図 4-2-10 取付管、接続ますの被害状況

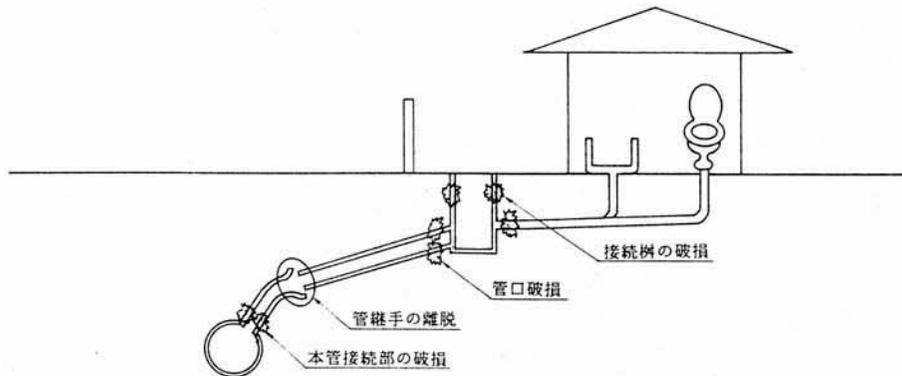
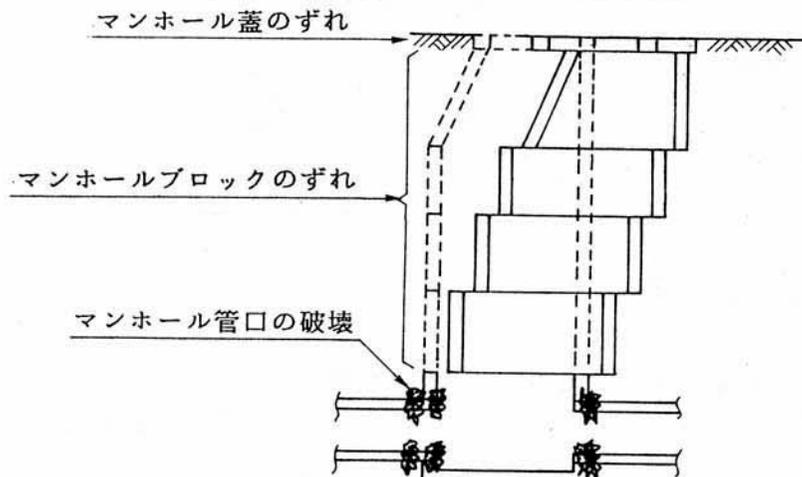


図 4-2-11 マンホールの被害状況



②汚水幹線

汚水幹線の被害状況を表4-2-8に示す。

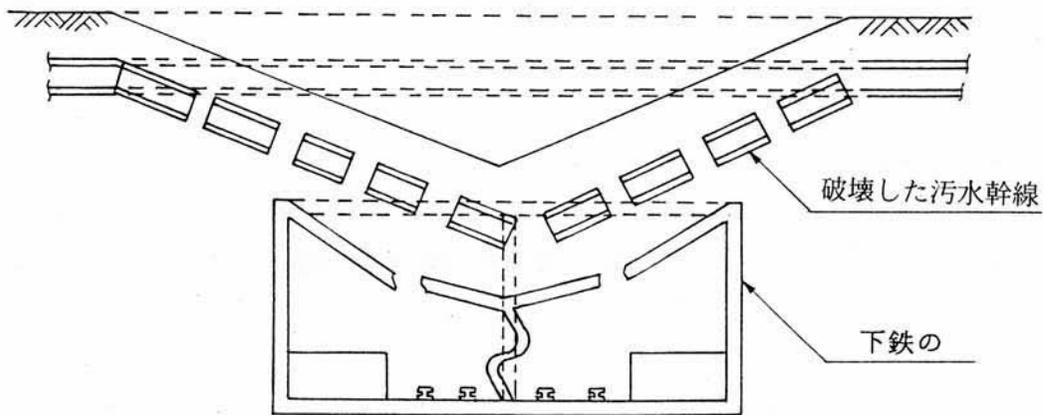
表4-2-8 汚水幹線の被害状況
(8月31日現在)

項目	幹線数	延長 (m)
調査延長	42	94,000
被災延長	37	3,070

(シールドの軽微なクラックは除く)

汚水幹線は埋設深度が深く、能力に支障を及ぼすような被害は比較的少なかった。応急的な復旧を要するような被害があったのは、神戸高速鉄道大開駅(地下駅)の崩壊により被災した浜崎汚水幹線、土砂閉塞した生田低区幹線、管路が落下した深江大橋水管橋、破壊の程度が大きかった葺合灘汚水幹線などである。図4-2-12に浜崎汚水幹線の被害状況を示す。

図4-2-12 浜崎汚水幹線の被害状況



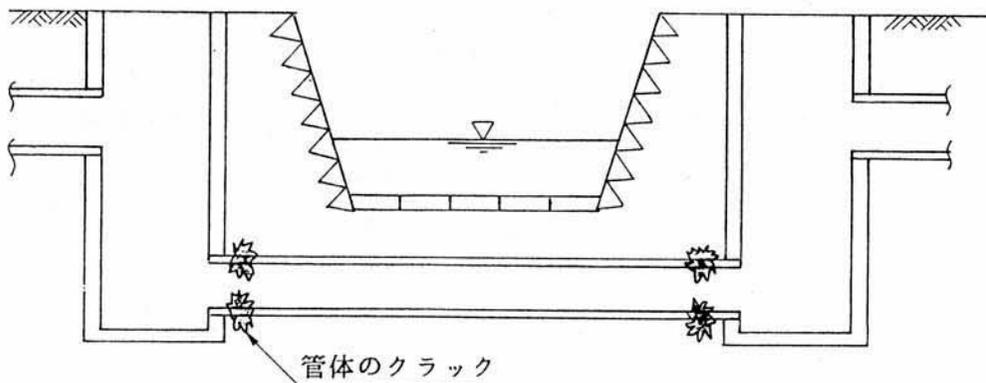
河川などの横断部で伏越し管を設置している箇所では、管体と伏越し室との接続部での被害が多く見受けられた。これは構造の違いにより地震時の挙動が異なり、ここに被害が集中したものと思われる。その状況を図4-2-13に示す。

シールドトンネルなどにも、縦断的なクラックや円周方向のクラックがはいったものもあ

たが、比較的軽微な補修で復旧できる程度の被害であった。

浜崎汚水幹線は陥没箇所を迂回してバイパスルートを設置することで、生田低区幹線は工事中の共同溝に仮排水することでそれぞれ応急復旧した。また、深江大橋水管橋は仮設配管の設置で、葺合灘汚水幹線はライナープレートを用いた補強で対応した。

図4-2-13 河川横断部の伏越し管の被害状況



③雨水幹線

雨水幹線の被害状況は、次のとおりである。

- ・被害見込延長 約6,300m
- ・マンホールの被害 約1,130カ所

なお、汚水と同様に、管渠の閉塞土及び倒壊家屋のガレキの撤去、破断管渠の仮工事等、緊急を要するところについて応急処置を行った。応急処置の状況を表4-2-9に示す。

表4-2-9 雨水幹線の応急復旧状況

内 容	件 数	全体に占める割合(%)
閉 塞	54	1.2
管渠の損傷	388	8.4
そ の 他	19	0.4
計	461	10.0

※ 応急復旧は概ね5月末で完了

雨水幹線の被害は大きく分ければ、次の4つに分類される。

- ・河川や海岸の護岸付近で護岸の被災に伴い雨水幹線が被災したもの(図4-2-14)。
- ・プレキャスト製品の目地が開き、土砂が流入したもの(図4-2-15)。
- ・ラーメン構造となっていないボックスカルバートの側壁が転倒したり破壊したもの(図4-2-16)。
- ・石積み水路の石積が崩壊したもの(図4-2-17)。

これらの他にも、マンホールのずれや管体にクラックの入ったものなども見受けられた。

図4-2-14 護岸付近の雨水幹線の被害状況

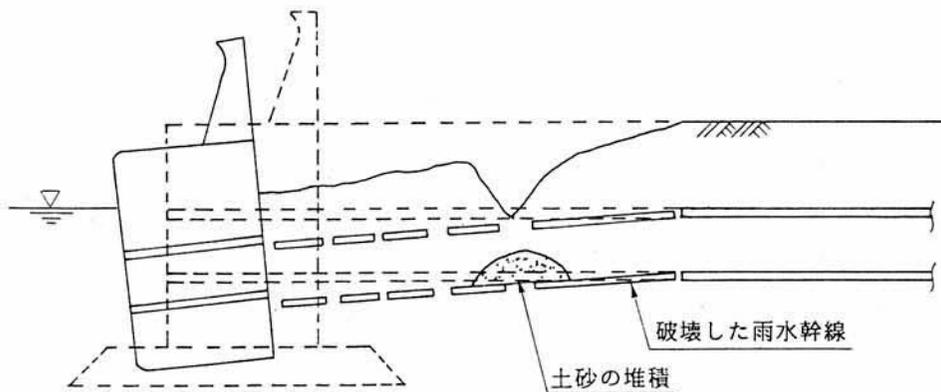


図4-2-15 プレキャスト製品の目地の開きにより土砂が流入した状況

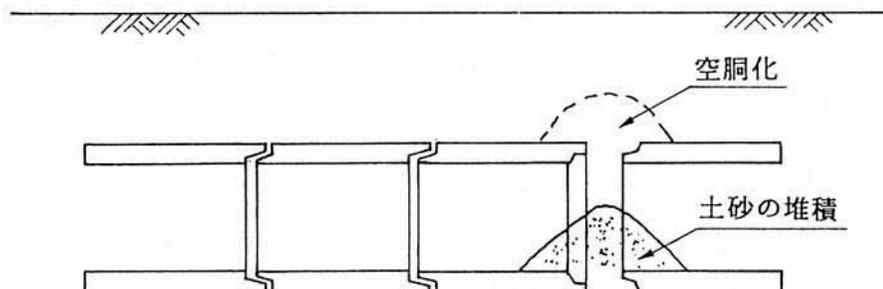


図4-2-16 ボックスカルバートの側壁の転倒や破壊

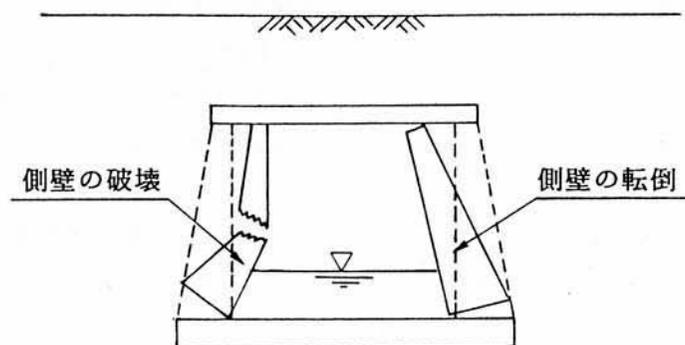
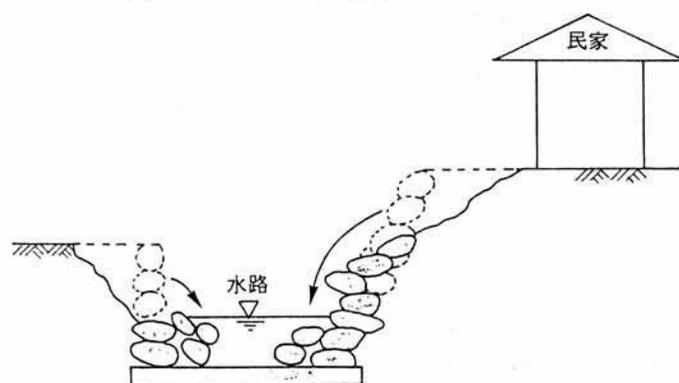


図4-2-17 石積水路の石積の崩壊



(4)排水設備の被害状況と復旧

①各家庭に設置されている排水設備は、その埋没深度が浅く、また、建物と併設されているため地震の揺れや地盤の破壊などによって多大な被害を受けた。

排水設備はそれぞれ個人で管理するものであるが、神戸市にも相談や修理業者の問い合わせ等の電話が殺到した。これらの市民の要望に対応するために、民間の排水設備工事業者の団体である神戸市管工事業協同組合に、主に業者紹介や相談の窓口を設置し、その情報の一元化を図り、迅速な対応を実施することができるようにした。ここへは、神戸市の職員も応援に出動し、24時間体制で市民の要望に対する連絡調整や業者の指導を行った。

②また、各家庭の排水設備を通じ、汚水を公共下水道に早く取り込むため、各戸の接続ます及び取付管の総点検（ローラー作戦）を、被災地を中心に約12万カ所にわたり実施した。

③排水設備の修理は、神戸市公認下水道工事業

者（以下「公認業者」という）を中心に修理、改築を行うものとし、市からも、緊急修繕の要請を行い、5月末までに14,464件を受け付けている。特に、震災当初から2月中は、公認業者が水道復旧に手をとられて、排水設備の修理に迅速に対応できる業者が少なかったため、トイレのつまりや排水管の破損による宅内ますの溢出に対し、公認業者による地区別の緊急修繕班4班を編成するとともに、避難所のトイレ等のつまりを解消するための専任業者を別途要請し、対応した。避難所のトイレ等のつまり修理は3月末まで下水道局で担当し、学校で約50件、その他避難所で約40件の修理を行った。

④市民が大震災により、損傷した排水設備の復旧に対し、当面の市民の経済的負担を軽減するため排水設備修繕貸付金制度（無利子融資）の利用や、償還開始日の延長（平成8年4月まで）を決定し、市民及び公認業者に呼びかけた。この制度のPRは、災害対策広報やテレビ、ラジオ等のマスコミを通じ行ったが、当初、多くの市民からの問い合わせがあり、修繕に困ってい

る市民の実態が明らかになった。

⑤ 修理受付の状況と排水設備の修理受付の内容はそれぞれ表4-2-10、表4-2-11のとおりである。

表4-2-10 修理受付件数の状況

(8月31日現在)

区 分	1・2月	3・4月	5・6月	7・8月	合 計
管工組合窓口受付	2,733 (477)	2,009 (468)	474 (145)	278 (35)	5,494
下水道局受付	110	29	34	56	229
業者直接受付	5,775 (1,423)	2,713 (925)	1,168 (779)	1,089 (659)	10,745
避難所の応急修理 (組合窓口受付)	67	22	1	0	90
合 計	8,685 (1,900)	4,773 (1,393)	1,677 (924)	1,423 (694)	16,558

注：()は各月末における処理継続件数の合計

表4-2-11 排水設備の修理受付内容

(管工組合受付分、8月31日現在)

区 分	1・2月	3・4月	5・6月	7・8月	合 計
ますの破損等	362	273	7	21	663
排水管の破損	1,137	884	224	106	2,351
トイレの損傷	296	200	61	45	602
トイレのつまり	740	359	147	26	1,272
取付管、接続ます損傷	111	132	17	5	265
そ の 他	154	183	19	75	431
合 計	2,800	2,031	475	278	5,584

⑥震災後1～2週間は窓口への相談件数は1日当たり20～40件であったが、24時間体制を報道機関に発表した1月29日以降は1月30日の155件を最高に、初めの1週間は1日当たり平均118件もの相談があった。また業者への修理依頼もピーク時で1日当たり500件にも達した。このため1週間程度の修理待ちの状況がその後3カ月以上も続いた。ただ、トイレのつまりなどは、ラバーカップの使用法を教えることによって依頼者の自助努力で解決したのも3分の1ほどあった。

その後、水道の復旧に併せて修理依頼件数は

減少してきたが、修理内容は排水管の損傷等を伴うなど修理に半日から2～3日を要するものが増加し、市民の修理待ちの状況はなかなか改善されなかった。(簡単な修理で2～4日、排水管の損傷を伴うものは1～2週間の修理待ち。)4月以降は、倒壊家屋の解体撤去等による共同排水管の損傷等の修理依頼が増えた。共同排水管に関するものは、費用負担や土地所有者の承諾等で関係住民の調整を要するものがほとんどである。

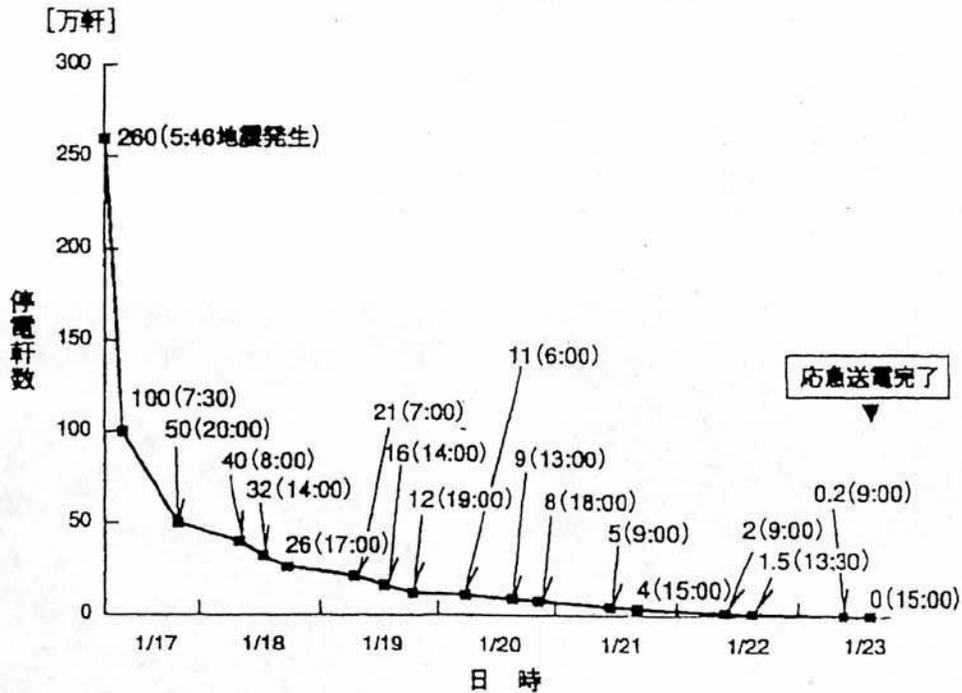
4. 電力施設の復旧(関西電力㈱)の復旧状況)

(1)復旧体制

関西電力では給電所のほか、発電所、有人変電所、制御所、営業所がそれぞれ24時間体制で業務を行っている。これらの事業所では、被害発生直後からただちに巡視点検等による被害

状況調査を開始した。給電所、変電所、制御所では、遠隔操作により無事に残った送電系統や変圧器を連携させ、あるいは隣接系統からの送電などにより停電範囲の縮小を図った。この結果、午前7時30分までに、停電軒数は約260万軒から約100万軒に減少した。

図4-2-18 停電軒数の時間推移



関西電力本店では7時30分に副社長を本部長とする非常災害対策本部が設置された。同本部は、設備復旧班、総務、広報、労務、経理、資材、燃料の各班で構成され、設備被害情報の収集、基本的な復旧方針の検討、復旧要員や資機材の動員・調達、協力会社やメーカーへの動員要請、他電力会社への応援要請、支援物資の調達・輸送、社外関係機関との調整などにあたった。

一方、被災地の中心にあって、復旧活動の指揮をとる神戸支店の非常災害対策本部は、本店に先立ち7時に設置されたが、社屋の被害が著しいことから、17日18時頃、当初の5階会議室から比較的安全な地下1階社員食堂に移転した。営業所等の事業所でもそれぞれ対策支部を設置し、設備復旧とお客さま対応にあたったが、同じ神戸支店ビルにあった三宮営業所では、のち

に仮設事務所が組上がるまでの間、隣接の作業車両用ガレージをブルーシートで覆っただけの場所に対策支部を設置し復旧作業にあたることとなった。

関西電力社員の多くも被災したが、当日中には神戸支店管内事業所に勤務する者のうち、約75%が本来勤務地または最寄りの事業所に出社した。出社手段はマイカーのほか、自転車、バイクが多くを占めた。

技術系復旧要員は、17日当日のうちに神戸支店以外からの復旧要員も投入されたほか、全国の電力会社や協力会社からも多くの支援を受け、ピーク時には6,000名以上を数えた。(表4-2-12参照)

復旧体制の立ち上がりと平行し、17日午後には、本店と神戸支店の対策本部がTV会議で結ばれた。

表 4 - 2 - 12 技術系復旧要員数の推移

(単位：人)

		1月	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
配 電	社 員		371	657	788	765	794	794	709
	電力各社		0	260	284	287	291	283	219
	協力会社		639	2,070	2,895	2,963	3,616	3,616	3,032
	小 計		1,010	2,987	3,967	4,015	4,701	4,693	3,960
火 力 送 電 変 通	社 員		1,168	947	722	657	334	290	464
	協力会社		1,168	1,582	1,448	1,467	1,113	743	1,316
	小 計		2,336	2,529	2,170	2,124	1,447	1,033	1,780
総 計			3,346	5,516	6,137	6,139	6,148	5,726	5,740



地下食堂に設置された関西電力神戸支店非常災害対策本部(左)と同三宮営業所ガレージでの作業手配(右)

(2) 応急送電

電力の復旧は、人命救助や医療、防災機関の活動に欠かせないものであることに加え、被災地の社会不安緩和のためにもその復旧は一刻を争った。このため、関西電力本店対策本部では、5日以内に被災地全域において重要施設および生活用電力の応急送電を完了するという復旧目標が決定され、次のとおり方針が定められた。

- ・重要施設（病院、避難所、役所など）への緊急送電、被災者の生活用電力の応急送電を最優先する。
- ・応急送電に必要な工事量を最小限とし、最大限の要員、工事車両を投入する。
- ・設備安全、作業安全、電気安全を徹底し、二次災害を防止する。

被災地への送電再開にあたっては、地域内に所在する変電所までの電力系統が復旧することが前提であった。中央給電指令所では、供給力確保のため、地震発生直後に待機中の発電所に運転を指令した。

全国の電力会社の系統は相互に連携しており、自社の発電電力が不足する時には他社からの融通を受けることが可能である。関西電力の17日の給電状況は、原子力発電所が健全であったこと、当日中に姫路方面の火力発電所4ユニットが復帰したこと、揚水式発電所（夜間の電力を利用して上部ダムに水を貯め、昼間の電力使用ピーク時等に水を落として発電する方式）を運転したこと、地震により電力需要そのものが減少したことから、他社から融通を受ける必要はなかった。また、残りの火力発電所も順次回復

旧が進んだことから、18日以降の供給力にも問題はなかった。

一方、変電所の復旧は、隣接変圧器や他の系統に切り換えることで救済措置がとられていったが、最後まで救済が困難であった葺合変電所（神戸市中央区）については大阪、姫路方面から移動用変圧器3台を搬入し応急復旧が行われた。

この結果、すべての変電所で送電できる体制が整ったのは、翌18日の午前8時であった。この時点での停電軒数は約40万軒。地震発生直後の停電軒数からおよそ85%が回復したことになるが、これと前後して、変電所からお客さままでを結ぶ配電設備の復旧が喫緊のものとなっていた。

配電設備の復旧作業には、関西電力、他電力会社、協力会社をあわせてピーク時の21日には4,700名の要員が投入された。また、復旧用車両は2,000台を超えた。

17日深夜から翌朝にかけて、60Hz用発電機車を所有している東北、中部、北陸、中国、四国、九州電力より発電機車52台とその設置、運転に

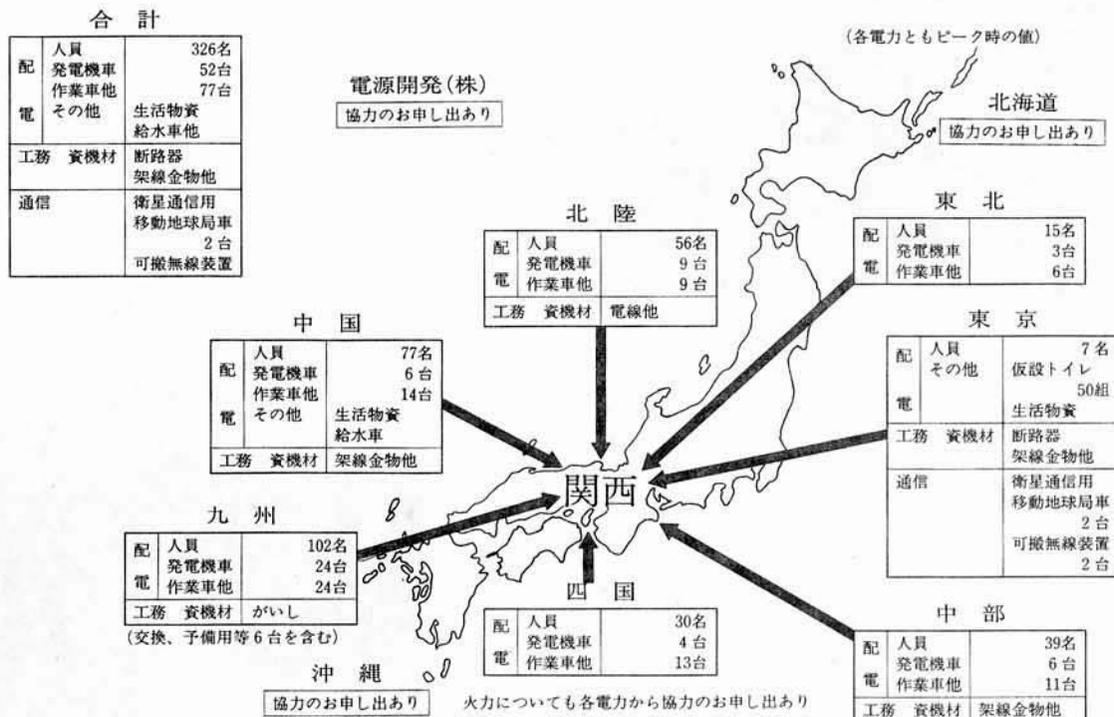
あたる要員が到着した。これらは関西電力で保有する8台とあわせ、最も被害の大きかった三宮、兵庫、西宮営業所管内に配備され、防災の拠点である警察署や消防署、病院、避難所となっている学校や公民館など、合計56カ所の施設への緊急送電にあたった。

他電力会社からはこのほか、作業車両や復旧機材、生活物資や仮設トイレなどの支援が寄せられた。



病院への緊急送電を行う中部電力の発電機車
(中央区 1月19日)

図4-2-19 他電力会社からの応援状況



被災現場における配電設備復旧は、損壊、損傷設備を切り離し、健全設備から送電を再開していくほか、バイパスケーブルなどを利用して健全区域への仮の供給ルートを構築していくなどの方法がとられた。また、現地で利用可能な電線等を活用し、折れた電柱は根元を取り除いたり、鋼管などで補強して再利用するなど現場に応じた臨機応変な措置が行なわれた。

この際、倒壊した家屋については引込線（電柱から家屋までの電線）や電力量計端子での切り離しを行い、それ以外の家屋については順次安全を確認しながら送電が再開されていった。復旧作業は昼夜を徹して行われたが余震が続かなかでの高所作業等、作業環境は過酷を極め、加えて倒壊家屋や交通渋滞が道を阻み復旧は難航した。結局、損壊や留守等で送電を保留した家屋を除き、応急送電が完了したのは6日後の23日15時であった。なお、電力の復旧作業に伴う災害は皆無であった。



傾いた電柱の復旧作業（東灘区 1月20日）

(3)復旧関連活動

関西電力では、応急送電を終えた後も送電容量と信頼度確保のための仮復旧工事、仮設住宅や工事用電源への供給工事などの作業が続けられた。これらを支えたのは、震災後一貫して行われた作業員の食料、飲料水、衣類、日用品等各種生活物資の調達や宿泊施設、寝具の手配などの後方支援活動であった。

地震当日、事業所の多くは、乾パン、インスタントラーメン等の常備食や炊き出しなどでのいだが、神戸、西宮市内の事業所は断水等で

特に状況が悪く、自力で食料を調達することが困難であった。このため、陸送に加えて姫路と大阪南港からの2つの海上輸送ルートにより物資や復旧活動の支援要員が交替で送り込まれた。作業員の宿泊は、貸しふとんや簡易ベッドを調達し、事業所内の会議室や旅客船、貸切りバス、テント等が利用された。

被災地への情報提供も大きな焦点となり、関西電力でも記者発表、ラジオCM、新聞広告を通じて復旧状況と公衆安全に関する広報を実施した。マスコミ各社からの作業員等への取材も多数を数えた。市民からは問い合わせや契約廃止の申込みの電話が絶え間なく寄せられ、全社から派遣された窓口応援要員がこれらの対応にあたった。

家屋の倒壊や焼失、市民の避難などにより、電力の検針業務、集金業務も中断した。このため同社は18日に電気事業法にもとづく支払い期限の延長や不使用月の電気料金免除などの災害特別措置を通産大臣に申請し、翌19日に認可を受けている。

その他被災地向けの活動として同社は、兵庫県警の「ライトアップ作戦」に協力した避難所周辺への街路灯の設置（約2,000灯）、病院等への電気温水器、電気焼却式トイレの設置、比較的被害の軽度な地域の事業所による避難所で



ライトアップ作戦に協力し、公園に街灯を設置（灘区 2月15日）

の炊き出しや浴場の開放などを実施しており、
 救援物資配付や給水活動などのボランティア活
 動にも延べ1,000人以上の社員が参加している。

(4)今後の課題

関西電力では、応急送電後の電力設備本格復
 旧作業を、①梅雨、集中豪雨時期に耐えうる設
 備の構築、②台風時期に耐えうる設備の構築、
 ③夏季ピークに耐えうる供給力確保、④設備の
 信頼度向上、の4つのステップに分けて進めて
 おり、8月末現在では、第4ステップに着手し
 ている。

また、震災とその復旧活動を通じた経験を踏
 まえ、同社が今後の電力設備形成や防災対策の
 課題として挙げている主な点は次のとおりであ
 る。

- ア. 国レベルの検討結果を受け、必要に応じ
 て設備の耐震基準を見直す。
- イ. 各電力会社などで構成する中央給電連絡
 指令所は、大地震による大規模停電の情報
 を速やかに内閣情報調査室に対して提供す
 ることとしており、同社としても府県等の
 同様のニーズにも対応していく。
- ウ. 主要事業所被災時の代替設備の検討と、
 全国の電力会社へ応援可能な50/60Hz共用
 型高圧発電機車4台の新規配備を行う。
- エ. 被災自治体などによる復興計画、災害に
 強い街づくりへの積極的な協力を行う。

5. ガス供給施設の復旧

(大阪ガス株の復旧状況)

(1)大規模な供給停止

地震当日、大阪ガスではガス漏れによる二次
 災害を防止するため、神戸市や阪神間の都市を
 中心に、約86万戸の顧客へのガス供給を停止した。

表4-2-13 行政区別の供給停止戸数

行政区	供給停止戸数	行政区	供給停止戸数
神戸市	493,050	明石市	24,200
東灘区	86,700	西宮市	170,400
灘区	63,550	芦屋市	37,600
中央区	70,500	伊丹市	2,100
兵庫区	63,200	宝塚市	69,100
長田区	64,600	川西市	39,500
須磨区	32,400	猪名川町	5,200
垂水区	87,300	大阪市	6,150
北区	12,200	豊中市	500
西区	12,600	池田市	50
尼崎市	3,650	豊能町	5,900
		合計	857,400

地震発生時の供給停止戸数としては、昭和53
 年6月に発生した宮城県沖地震における約16万
 戸が過去最高であり、86万戸の供給停止は過去
 に例がなく、日本のガス事業にとって初めて経
 験する出来事となった。一日でも早くガスを復
 旧するため、大阪ガスのみならず全国のガス会
 社の作業員が全力で復旧に取り組んだ。

(2)復旧体制の構築

①ガスの地震対策

地震発生時の復旧を効率よく進めるため、ガ
 ス業界では積極的に地震防災体制の整備に努め
 ている。大阪ガスでも、過去に発生した大地震
 を参考に平常時から地震防災体制の整備を進め
 てきた。地震発生時の被害を少なくするため、
 地震に強いポリエチレン管の採用等の設備の耐

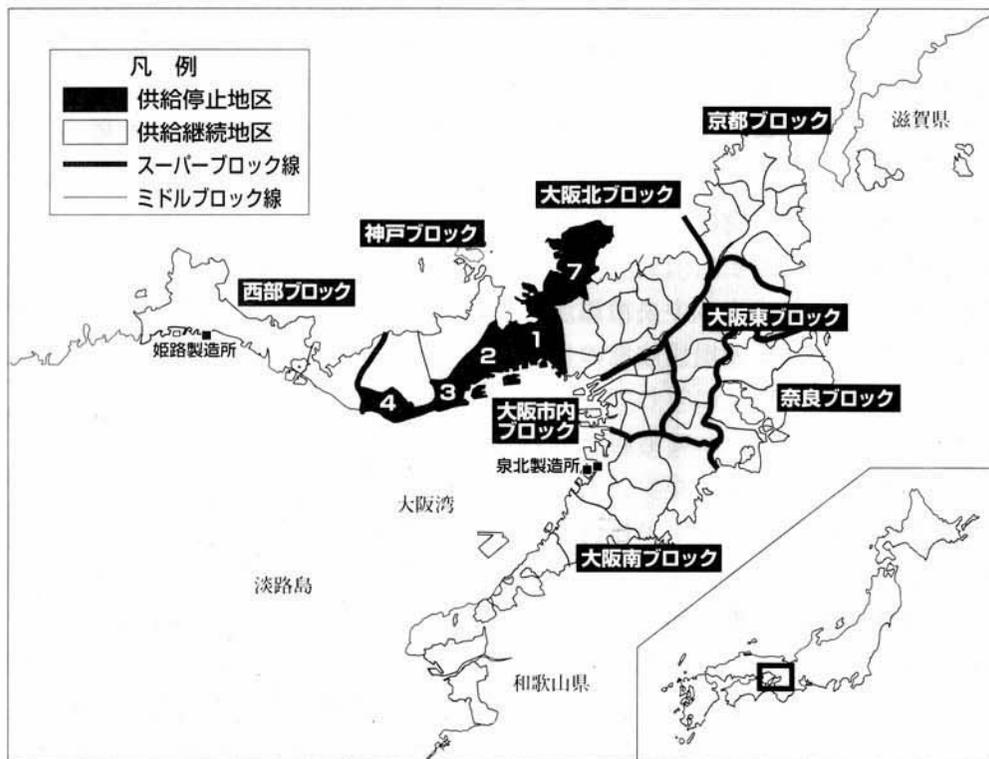
震性を向上させる施策はもとより、組織・訓練等のソフト面から対策も進めてきた。今回の地震発生時点までに大阪ガスで実施していた緊急・復旧対策としては、次のようなものがある。

- ア. 地震対策ブロックの設定
- イ. マニュアル類の整備と地震訓練の実施
- ウ. 災害発生時の応援協定の締結

地震対策ブロックは、震災によりガス供給施設に被害が発生した場合に、地域を限定して供

給停止するために設けているもので、大阪ガスの供給区域を地域別に8つのスーパーブロックに分割し、これをさらに55のミドルブロックに分割している。(図4-2-20)地震発生時には被害の大きいブロックを分離、独立させ、そのブロックへの供給を停止する。今回の震災では、図4-2-20に示す神戸1、2、3、4、大阪北7の5つのミドルブロックへの供給を停止した。

図4-2-20 地震対策ブロックと供給停止ブロック



マニュアル類の整備では、地震や台風等の災害発生時の出社基準や対応組織などを定めた災害対策要綱を策定するとともに、毎年1回、全社規模の地震訓練を実施している。今回の地震でも、これらの対策が、初動体制の立ち上げで大いに役立った。

災害発生時の応援協定については、まず、ガス工事を行う工事会社と災害時の復旧活動に関する取り決めを結んでいる。また、地震や水害でガス設備に大きな被害が発生した場合に備えて、(株)日本ガス協会を通じて、全国のガス事業者が相互救援できる体制を整えている。これらの応援協定により、今回も早い時点から必要な

要員を確保することができた。

②復旧手順

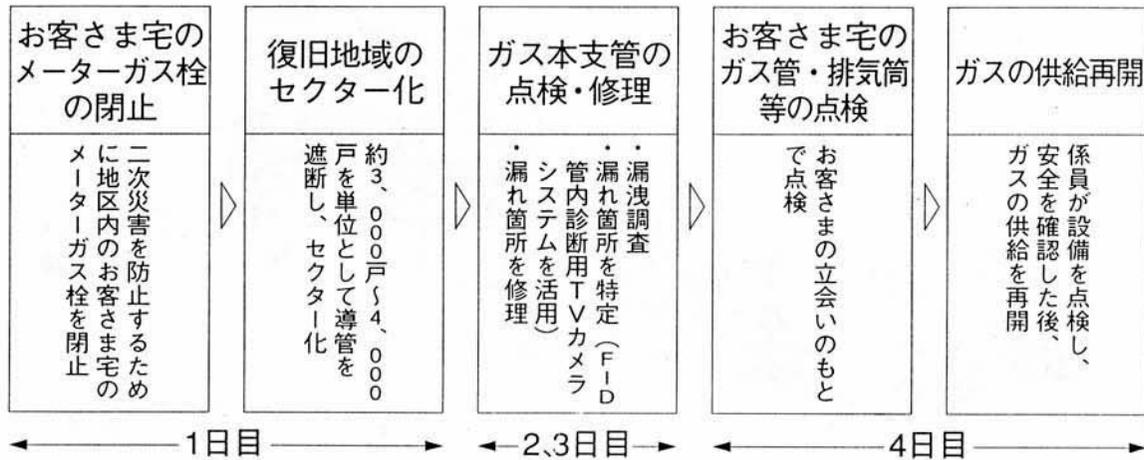
復旧作業は、ガスの流れに従って、中圧導管、低圧導管の順で行われる。今回の震災では、中圧供給施設の被害は低圧に比べて軽微で、材料の交換、管の取替え等により早期に復旧することができた。

低圧導管の復旧作業は、図4-2-21に示したような手順で行われる。復旧にあたっては、まず、各顧客のメーターガス栓を閉止し、道路に埋設されたガス本支管の修理作業中に顧客の建物内にガスが入らないようにする。次に、本

支管を切断して、顧客3～4千戸を目途に復旧作業の単位（復旧セクターという）を作り、復旧作業地区と未復旧地区を分離する。復旧セクターを確立すると、セクター単位に本支管を検査し、洩れ箇所がある場合には修繕を行う。管内に水や土砂が入っている場合には、修繕作業に先だてて排出する。本支管の修理が終わると、

係員が顧客一戸一戸を訪問し、顧客の立会いのもとで、建物内のガス管の洩れの有無、ならびに風呂、給湯器等の給排気設備を検査する。そして、設備に異常なければメーターガス栓を開き、ガス供給を再開する。各復旧セクター単位にこの作業手順を繰り返し、復旧を進めてゆく。

図4-2-21 復旧作業の手順（低圧供給顧客）

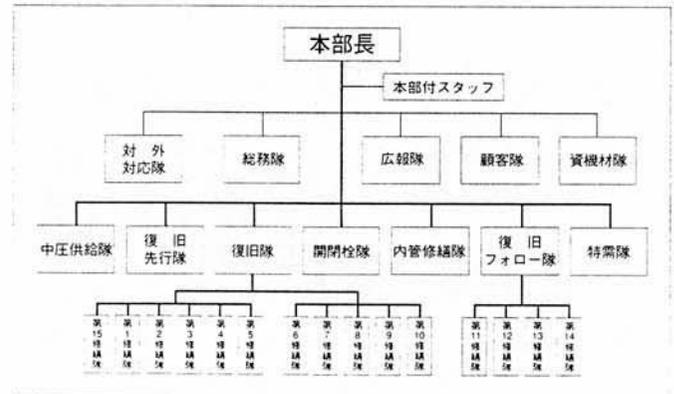


③復旧体制

このようにガス復旧には、安全を優先して作業を進めるため、多くのマンパワーが必要となる。地震発生直後から、大阪ガスでは社員ならびに関連工事会社の要員を大阪、京都、奈良、和歌山、滋賀などの各地から動員した。これに加え、日本ガス協会にも応援隊の派遣を要請し、北海道から沖縄に至るまでの全国の155のガス事業者から業界として捻出できる最大限の応援を派遣していただいた。復旧に従事する作業員は、ピーク時には合計9,700名にのぼり、復旧に投入された車両も4,800台に達した。

大阪ガスでは、地震発生後、ただちに本社に地震対策本部を設置するとともに、西宮市今津に現地対策本部を設けた。現地対策本部を西宮市に設けたのは、今津地区には事務所のみならず、厚生施設としてのグラウンド、体育館、野球場があり、復旧作業のベース基地として活用できること、被災地域の東端にあり大阪方面から陸上、海上のアクセスが可能なこと等による。現地対策本部では、現場作業要員を15の修繕隊に編成し復旧作業に取り組んだ。

図4-2-22 現地対策本部の組織図

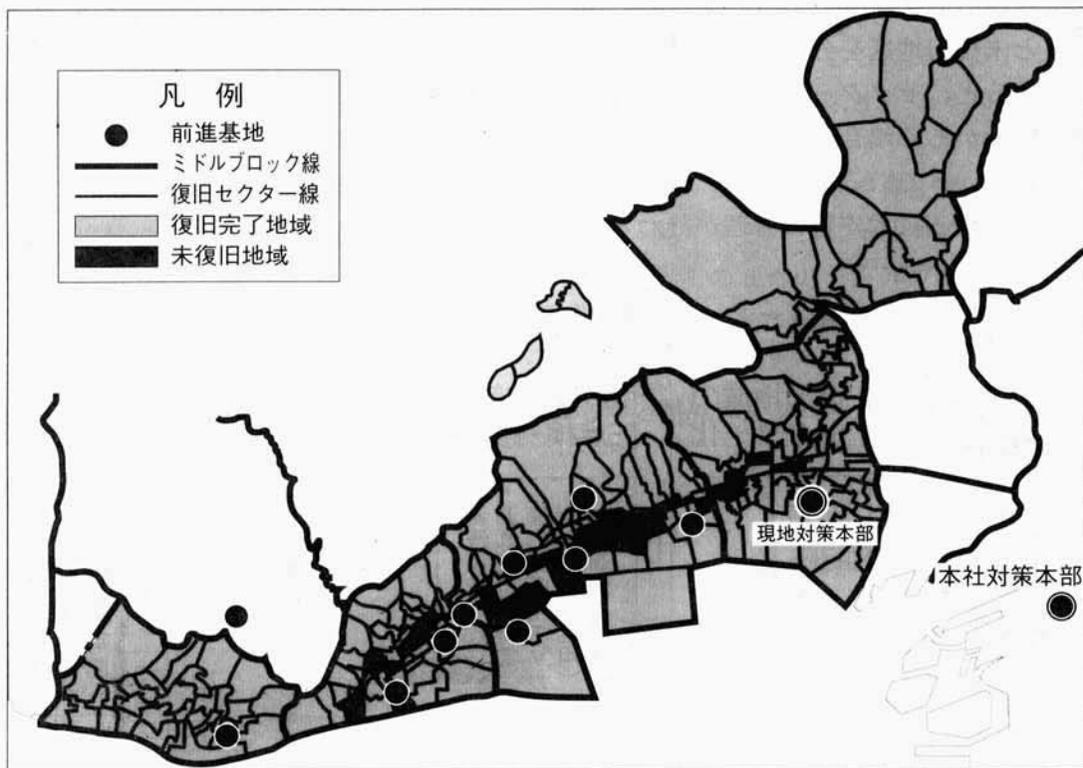


交通事情が悪いため、今津基地のみならず、各地の復旧現場周辺に前進基地を設け、修繕隊を配置した。（図4-2-23）前進基地では、事務所の他、導管材料置場、駐車スペース等が必要となるため、大阪ガス施設のみならず、大学や企業のグラウンド等を利用した。（写真）

作業員の宿舎としては、一般宿泊設備の他、体育館や研修所、大型フェリー等を利用した。（写真）

また、復旧作業で利用する導管材料・物資や

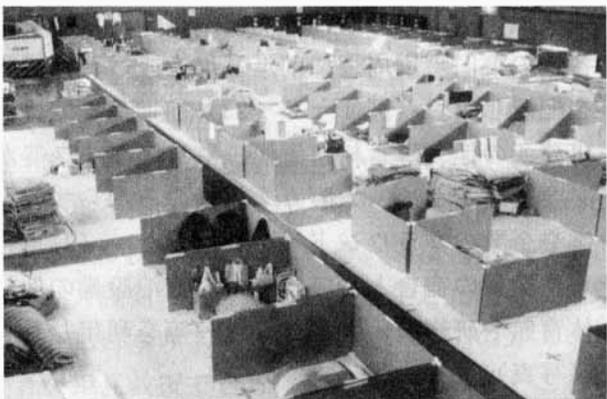
図4-2-23 前進基地の配置状況（3月末）



今津基地に集結した復旧用車両



船舶を利用した物資の輸送（今津港）



作業員の宿泊所として利用した今津体育館

要員の輸送にあたっては、道路事情が悪いなか、船舶を利用した海上輸送も活用した。（写真）また、緊急要員の輸送にはヘリコプターも活用した。

(3)復旧作業状況

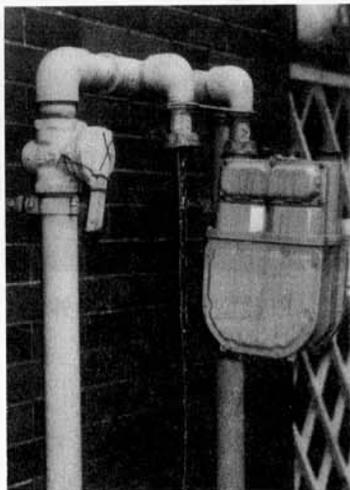
①作業の進捗

復旧にあたっては、供給停止した5つのミドルブロックに、合計220余りの復旧セクターを設けた。復旧作業は、1日でも早く多くのお客さまを復旧するという観点から、被害の比較的

軽微な供給継続地域の周辺部分から開始した。当初は、釧路沖地震の実績等から一セクター4～5日間で復旧が完了すると想定されていたが、ガス管内に大量に流入した水や土砂の排出に手間取り、1セクターの復旧に1週間以上かかることもしばしばあった。阪神間では六甲山と海にはさまれた坂の多い街並みが続き、高台で入った水がガス管内を流れ、低所にたまる。このため、顧客のガスメータを外すと水が勢いよく出てくる現場や1トン以上の水を抜いてもまだ水が出続ける現場もあった。(写真)水の流入があまりにも多いため、急速、吸引式の水抜き機を開発し、現場で利用した。また、液状化現象が発生している現場では、管内に土砂が流入しガス管を塞いでいる場合もあった。このような現場では、下水管の洗浄に利用する高圧洗浄車とバキュームカーが威力を発揮した。



ガス管からの水の除去



メータを外すとガス管から水が

作業は、週末や雨の日、夜間も作業を続けられ(写真)、3月10日には復旧対象となる顧客の80%を復旧することができ、震度7の激震地域の復旧を残すのみとなった。この激震地域では、管内の水、土砂に加えて、倒壊家屋が増え、各戸への引込み管を本管から切り離す作業等で復旧効率は大幅に低下した。このため、作業効率を向上させるため、復旧先行隊と呼ばれる引込管切離しの専門部隊を編成したりした。また、倒壊家屋の解体・整地作業を行っている場合には、ガス復旧作業との工程調整にも苦労した。



雨の日の復旧作業



夜間の復旧作業



激震地区での復旧作業(1)
(倒壊家屋への引込み管の切離し)



LNGを利用した代替燃料の提供



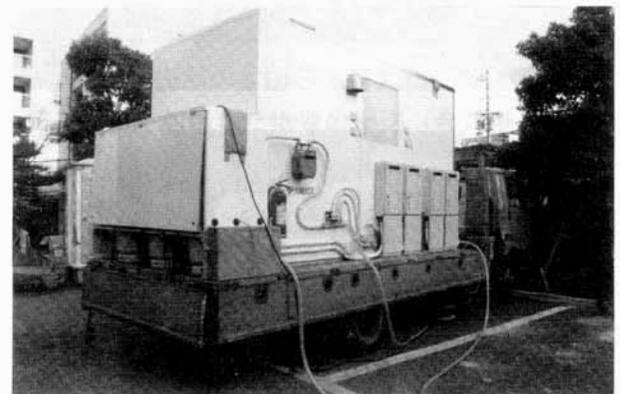
激震地区での復旧作業(2)
(管内カメラで損傷箇所を調査)

②顧客支援活動

大規模な供給停止にともない、病院等の社会的に重要な施設へは直ちに代替エネルギーを提供した。病院の消毒用熱源等を確保するため、まずカセットコンロを配布するとともに、代替燃料としてLPG等を供給した。また、避難所として利用されている学校、保育所、幼稚園にも、LPGの他、LNG、CNG（圧縮天然ガス）を利用した代替燃料を提供した。社会的に重要な施設への代替燃料の提供は、合計200件余りにのぼった。

また、ガスの復旧が遅れている地域では、地域の方々に入浴して頂くために、避難所へ車載式のシャワーを巡回させるとともに、大阪ガス施設や他社の用地に仮設風呂を設置した。最終的に準備した風呂、シャワーの利用者は延べ9万人に達した。

また、復旧作業の終盤には瓦礫の堆積により作業に着手できない顧客に対して、関連業界の協力を得てLPGによる風呂、厨房用熱源の提供を行なった。



車載型シャワーの外観

③広聴・広報活動

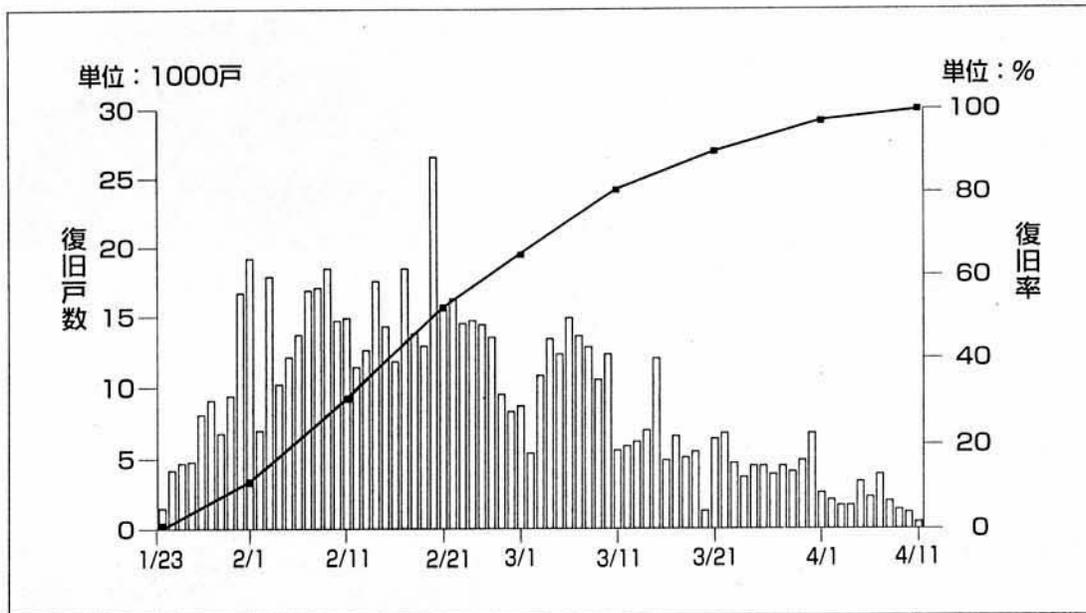
復旧作業が長引くにつれて、大阪ガスには、顧客からの復旧時期の問合せ等の電話が増加し、二月中旬には一日五千件を超えるようになって

きた。このため、通常の兵庫支社の受付のみならず、本社にも受付要員を配置した。さらに、顧客に直接、復旧の現状と見通しを伝えるため、未復旧地域の全自治会を訪問した。

(4)多数の方々の理解・支援を得て復旧を完了
水、瓦礫、交通渋滞に悩まされ、最悪の作業環境ではあったが、懸命に作業を続けた結果、

4月11日には物理的に作業に着手できない一部の顧客を除き、無事、復旧を完了することができた。この間、ガスの復旧作業に従事した作業員は、延べ72万人。地域の住民の方々、ならびに行政、関係各企業・団体等の理解と支援を得、作業員全員が一丸となって復旧に取り組んだ85日間であった。

図4-2-24 復旧作業の進捗状況



〔参考文献〕

- ①有本雄美、「被災地域におけるガス復旧と今後の対策」、(財)都市計画協会『新都市』1995年8月号
- ②大阪ガス(株)兵庫事業本部、「ガスの復旧対策について」、消費研究神戸フォーラム『消費』第3号、1995年10月

6. 電気通信施設の復旧

(NTTの復旧状況)

NTTでは地震発生後、現地の支店・支社及び本社に災害対策本部を設置するとともに、全国の支社に支援本部等を設置し、全国に配備している災害対策用機器の出動や約28万人におよぶ復旧要員の派遣、資機材の輸送に取り組んだ。全国からの大量動員と必死の復旧活動により、交換機の故障については全国から非常用電源車を出動させるなどして、1月18日午前中までに回復させた。

加入者系通信ケーブルも19万3,000回線が被害を受けたが、家屋倒壊等復旧要望の見通しの立たないものを除き、1月末までに復旧を完了した。

今回の災害復旧では、道路の寸断により陸路の緊急輸送に、困難を極めた。このため非常時に専用的に使用できるヘリコプター・NTT海底ケーブル敷設船を出動させ空海路の確保により食糧などの生活物資や復旧資機材・要員の輸送に努めた。

(1)所外設備の復旧

被災回線が膨大で、かつ広範囲にわたっており、被災状況を十分把握できない状況であったが、1月末のサービス回復完了を目標にかかげ、グループ会社、関連会社を含め、全国からの応援4千人と現地3千人を合わせて7千人体制で復旧活動を行った。NTTグループ総力をあげた取組の結果、家屋倒壊等で電話復旧要望の見通しの立たないものを除き1月末までにサービス回復した。

公衆電話についても、家屋倒壊・焼失地区や立ち入り禁止区域を除き、2月初めまでに設置可能な約1,800台を復旧した。



ケーブル復旧作業に全力で取り組む



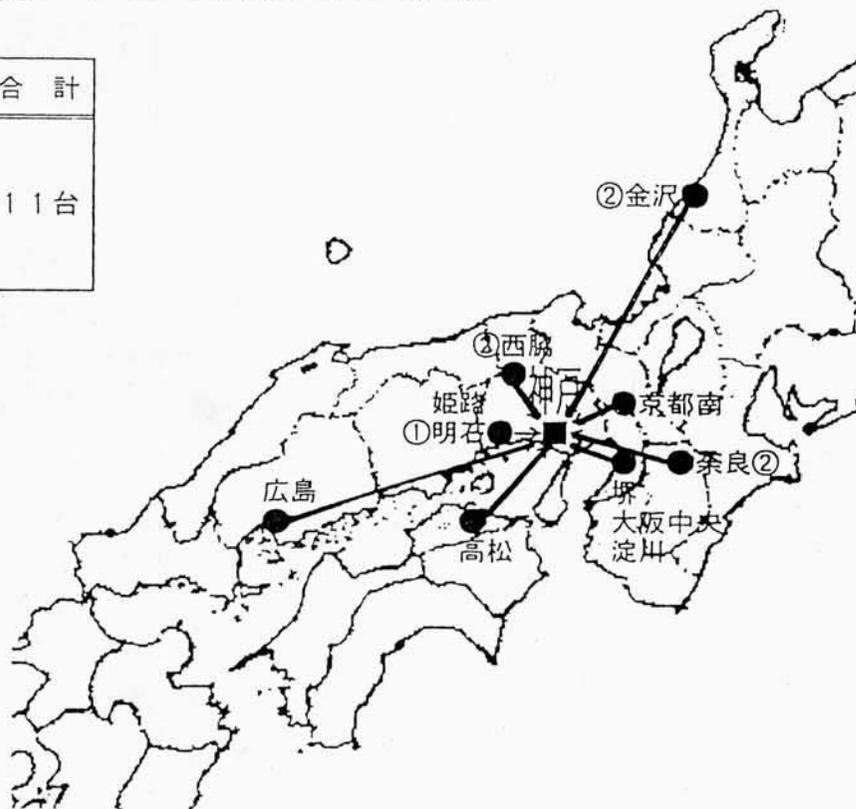
倒壊現場の中で復旧作業は続く

(2)所内設備の復旧

広域かつ長時間停電による交換機への給電を確保するため、全国から11台の非常用移動電源車を出動させ、18日の午前中までに交換機等の機能を全て復旧させた。

図4-2-25 移動電源車かけつけ状況

電源車容量	台数	合計
1,000KVA	7台	11台
① 250KVA	1台	
② 150KVA	3台	



(3)被災者への無料の特設公衆電話設置

被災者からの通信を確保するため、無料特設公衆電話を精力的に設置した。

今回、神戸在住の多数の外国の方も母国との連絡が可能となるように国際電話会社とも連携し、国際通話も無料とした。

特設公衆電話は、ピーク時には避難場所約840カ所に約2,900台を設置し、この中には耳の不自由な方のための公衆FAX約350台も設置した。



神戸市役所 特設公衆電話

(4)NTTの救援活動

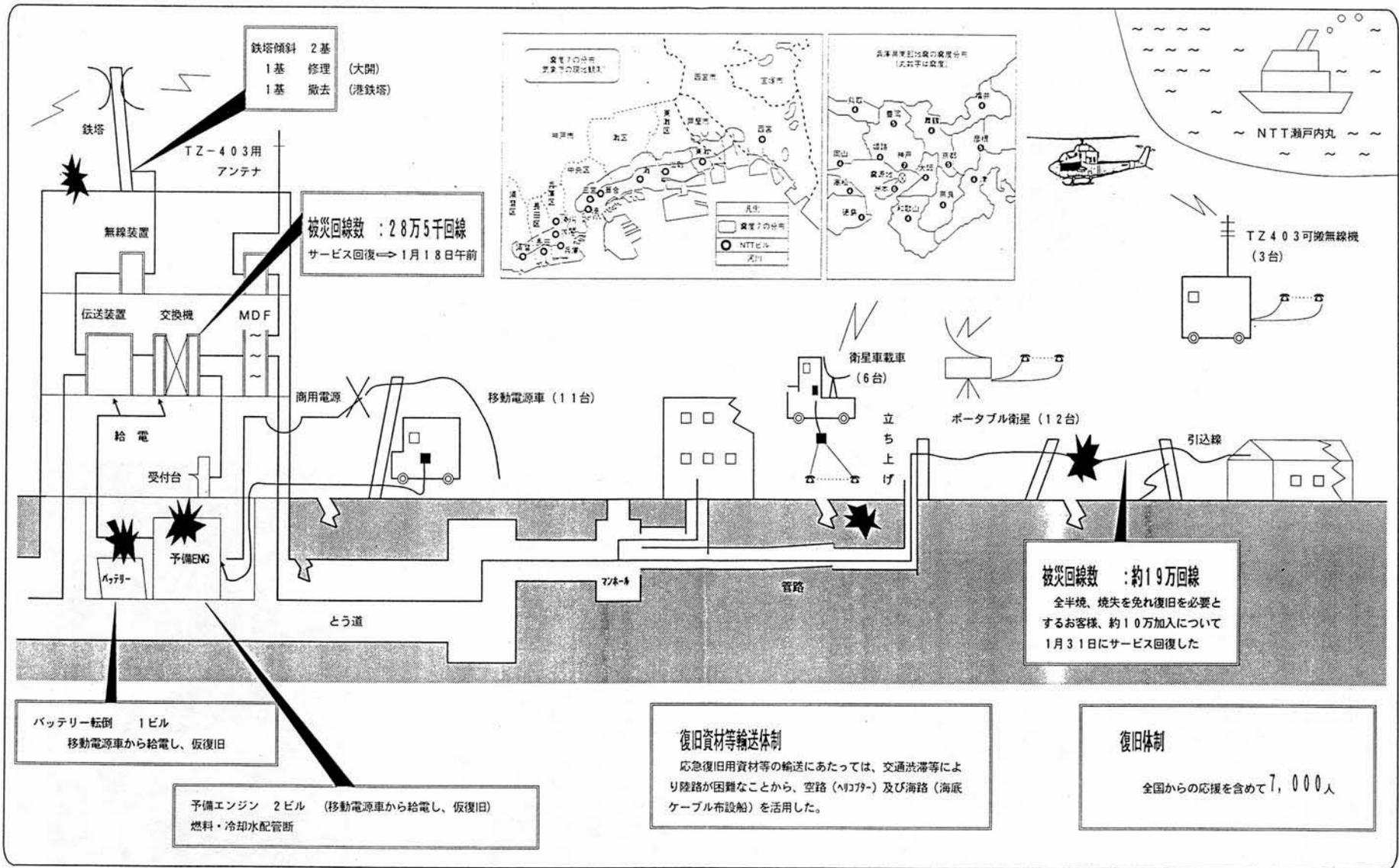
①料金関係

- ・基本料金等の無料化、支払い期間の延長（11市7町等）
- ・特設公衆電話からの罹災電報の無料化
- ・ダイヤルQ²「義援金募集」番組の手数料の無料化

②お客様サービス関係

- ・特設公衆電話の設置（FAXの設置含む）
- ・県庁と6市役所間でのTV会議システムを提供（14台）
- ・電話機の寄贈（3万台）
- ・死亡者リスト照会電話の開設（無料）
- ・避難所おことづけサービスの開設（105カ所）
- ・被災者へのNTT施設提供（独身寮・福利厚生施設等）
- ・「ライフライン電話帳」「建物・家屋復旧ライフライン電話帳」の配付
- ・ボランティア団体への無料フリーダイヤルの設置
- ・キャプテンサービスによる震災情報提供と無料端末の設置 等

図4-2-26 電気通信施設の復旧活動



第3節 交通機関の復旧

1. 市営交通機関の復旧

(1)市バスの運行再開

①運行再開に向けて

この度の大震災の被害は地域により、かなりの差が生じた。石屋川営業所をはじめとする被害の大きかった市街地の5営業所では、電気や水道などのライフラインが途絶えた。特に電気と水道は影響が大きく、例えば、給油にしても手動で行わざるを得なかった。また、市街地のバス路線においては、倒壊家屋やビル、電柱に阻まれバスの運行が困難、乗客の安全に責任が持てない、渋滞で平常時の5倍ぐらいの時間がかかる等々の問題があった。しかし、「今はバスしかない」、「緑と白の市バスを見て市民は元気を出してくれる」、「1分1秒でも早く、1台でも多くのバスを走らそう」の考えから、危険な状況の間はツーマンで走る、部分区間の運転・路線の変形等、少しでも運行可能な路線については早期の運行再開を目指した。このような状況の中で市街地においては、2・3・4・11・61系統が震災発生から2日後の1月19日から運行を再開し、市街地の中心地である三宮には1月30日に6つの系統が乗り入れできた。その後、路線の復旧を順次行い、約5カ月目の6月22日には一部迂回や短絡をしている変形ルートも路線もあるが、全系統の運行を再開した。



被災地を走る市バス（三宮）

表4-3-1 市バス日別復旧状況（全73路線）

月/日	運行開始 路線数	当日運行 路線数	運行系統
1/17	18	18	12, 13, 14, 20, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 45, 46, 67, 68, 76, 77, 78, 111
18	9	27	50, 51, 53, 54, 56, 57, 69, 70, 73
19	16	43	2, 3, 4, 11, 15, 52, 55, 58, 60, 61, 63, 64, 65, 74, 75, 120
20	7	50	10, 16, 31, 36, 62, 79, 150
21	1	51	66
25	2	53	19, 85
27	5	58	5, 6, 7, 71, 72
30	1	59	91(92)※5つの系統を 三宮まで延伸
2/7	2	61	38, 81(82)
11	1	62	80
13	1	63	8
20	1	64	29
25	1	65	101
3/13	1	66	34(35)
4/10	4	70	30, 41, 32, 123
6/5	1	71	18
19	1	72	急1
22	1	73	9

表4-3-2 市バス系統一覧

(平成7年1月現在、被災当時)

系統	起 点	経 過 地	終 点
②①	石屋川	阪急春日野道・加納町3・三宮駅	メリケンパーク
②	六甲道駅前	阪急六甲・青谷・布引	元町1丁目
③	吉田町1丁目	→東尻池2・名倉町・新開地←	吉田町1丁目
④	神戸駅前	兵庫駅・地下鉄長田駅・丸山	大日丘住宅前
⑤	新長田	板宿・広畑橋	妙法寺駅前・若草町
	妙法寺駅前	広畑橋	若草町
⑥	磯上公園前	三宮駅・平野・大学病院	神戸駅前
⑦	磯上公園前	三宮駅・平野・夢野町2・新開地	神戸駅前
⑧	鷹取町	天井川・板宿・西市民病院・兵庫駅	吉田町1丁目
⑨	吉田町1丁目	兵庫駅前・地下鉄上沢駅前・平野	吉田町1丁目
⑩	磯上公園前	三宮駅・元町・神戸駅・吉田町1・大橋9	板 宿
⑪	三宮・神戸駅前	新開地・房王寺・宮川町9・五位ノ池	板 宿
⑫★	明石駅前	大久保・(岩岡秋田)・上岩岡・田井	西神中央駅前
	大久保	岩岡・田井	五百歳
⑬★	明石駅前	松本・榎谷出張所・西神中央駅	寺谷・友清
⑭★	明石駅前	伊川谷出張所・伊川谷駅・太山寺・白川台	名谷駅前
⑮★	名谷駅前	北須磨高校・つつじが丘2・桃山台	青山台
⑯	阪神御影	六甲道駅前・阪急六甲・高羽町	六甲ケーブル下
⑰	メリケンパーク	三宮駅・布引	摩耶ケーブル下
⑱	阪神御影	阪急御影・甲南病院・赤塚山	鴨子ヶ原
⑳★	西神中央駅前	桜が丘・秋葉台	押部谷(栄)
㉑	西神中央駅	美賀多台3・かすがプラザ	西体育館
㉒	西体育館	春日台小学校・美賀多台	西神中央駅前
㉓	西体育館	美賀多台・西神中央駅・西神工業会館	西神中央駅前
㉔	西神中央駅前	西神戸医療センター前・狩場台3	西神中央駅前
㉕	西体育館	美賀多台・西神中央駅・高塚山緑地	農業公園
㉖	西体育館	櫻野台・竹の台	西神中央駅前
㉗	三宮駅ターミナル前	税関前・三井橋	摩耶埠頭
㉘	魚崎車庫前	甲南市場・本山駅・阪神深江	東灘高校前
㉙	森北町	本山駅・岡本9(昼間は甲南市場経由)・白鶴美術館	渦森台
㉚	六甲道駅前	阪急六甲・御影山手	六甲道駅前
㉛	森北町	⑤→本山駅・岡本9・阪神御影・魚崎車庫・本山駅←④	森北町
㉜	阪神御影	六甲道駅前・阪急六甲・六甲台	鶴甲団地
㉝	阪神御影	東灘区役所・白鶴美術館	渦森台
㉞	磯上公園前	三宮駅・平野・夢野町2・新開地	吉田町1丁目
㉟	西神南駅前	ハイテクパーク・ゴルフ場前	友 清
㊱★	西神南駅前	ハイテク1番・ハイテク6番	西神南駅前
㊲★	朝霧駅前	大門橋・本多聞3	学園都市駅前

★は普通区以外の路線

系統	起 点	経 過 地	終 点
㊳★	舞子駅前	東舞子小学校前・星陵台	県商前
㊴★	舞子駅前	舞子小・南多聞台・明舞センター	朝霧駅前
㊵★	舞子駅前	本多聞5・舞子高校・学が丘	学園都市駅前
㊶★	舞子駅前	公団住宅前・多聞団地センター・本多聞3	学園都市駅前
㊷★	朝霧駅前	明舞センター・神陵台	伊川谷高校前
㊸★	学園都市駅前	小束山6	学園緑が丘
㊹★	学園都市駅前	前開・伊川谷駅・(伊川谷出張所池上中央公園)	神戸学院大学
㊺★	朝霧駅前	神陵台・伊川谷高校前	伊川谷駅前
㊻	岡場駅	有野公園前・東有野台3	東有野台
㊼★	神戸駅南口	平野・高座金清橋(一部新開地経由)	鈴蘭台
㊽★	谷上駅前	箕谷・日の峰2	神戸北町
㊾	五社駅前	有野台会館・有野公園	五社駅前
㊿★	三宮駅ターミナル前	新神戸駅・(新神戸トンネル)・箕谷駅前	神戸北町
㊱	神戸駅前	新開地・菊水町10・ひよどり台	ひよどり台ホーム
㊲★	貿易センター前	加納町3・(山麓バイパス)・ひよどり台	しあわせの村(病院前)
㊳	岡場駅	柳谷公園	岡場駅
㊴★	岡場駅	藤原台北町5	北神星和台
㊵★	岡場駅	藤原台北町5	フルーツパーク
㊶	名谷駅前	白川台センター	白川台
㊷	須磨一の谷	離宮公園・多井畑厄神	北須磨団地
㊸	須磨一の谷	離宮公園・下畑・多井畑厄神	須磨一の谷
㊹	名谷駅前	北須磨団地・友が丘	妙法寺駅前
㊺	名谷駅前	北須磨団地・友が丘・多井畑厄神	柏 台
㊻	須磨一の谷	離宮公園・こども病院・高倉台・横尾(一部須磨区役所前経由)	妙法寺駅前
㊼	名谷駅前	名谷公園・神の谷小・国立病院	名谷駅前
㊽	名谷駅前	須磨東高校・白川台4・北落合2	名谷駅前
㊾	名谷駅前	竜が台7・南落合4・須磨東高校	名谷駅前
㊿	名谷駅前	若草町	東白川台
㊱	高尾台	天井川・大田町2・新長田駅前	高尾台
㊲	須磨水族園	⑧→上沢・大倉山・神戸駅・吉田町←②	須磨水族園
㊳	須磨一の谷	須磨水族園・大橋5・松原通5・新開地	神戸駅前
㊴	石屋川車庫前	⑨→県庁前・湊川公園・栄町・三宮←②	石屋川車庫前
㊵	駒ヶ林公園	新長田・地下鉄長田駅・丸山	大日丘住宅前
㊶★	箕谷駅前	谷寺口・山田小学校	衝 原
㊷★	名谷駅前	落合団地・ひよどり台	しあわせの村(病院前)
㊸★	神戸駅前	新開地・菊水町10・ひよどり台	しあわせの村(病院前)
㊹★	神戸駅前	新開地・しあわせの村・星和台	西鈴蘭台駅前

(2)地下鉄の運転再開状況

①運転再開に向けて（1月25日まで）

ア. 震災時に運行していた列車の引上げを1月17日23時頃より開始し、1月18日2時20分に完了した。その後、トロリーを使用し全線の調査を行った結果、新長田以東はトンネル部中柱等の土木施設が被害を受けていたため、運転再開は見合わせ、復旧状況を見ることにした。

イ. 運転再開にあたっては、名谷～総合運動公園間西行線の高架橋の橋脚が損傷していたことから、名谷～学園都市間は東行線のみをの振り返し運行を行うこととし、指導指令式運行を決定した。

その結果、1月18日15時00分より西神中央～板宿間13.9kmの運転を再開することができ、一部単線区間が含まれていたが、地震の翌日にニュータウンから市街地への足を確保できた。

その後、1月19日に一部ダイヤ変更（運転時分の変更）し、1月25日には、名谷～総合運動公園間の橋脚復旧に伴い、複線による西神中央～板宿間の直通運転を開始した。

②全線開業に向けて（2月16日まで）

板宿～新神戸間約8.8kmの被災した中柱のうち、特に被害程度の激しいものについて、鉄道構造物の安全性を確保するため、H鋼材を中柱に添わせて設置し、2月16日に西神中央～新神戸間の運転を再開した。

この時点で駅構内の防災設備の回復が遅れていた新長田駅とその後の本復旧のための準備工が必要であった三宮駅、上沢駅は残念ながら通過せざるをえなかった。

山手線で最も利用者の多い三宮駅を通過する変則的な措置であったが、既に震災の翌日1月18日に開通していた西神中央～板宿間および北神急行新神戸～谷上間をつなぎ、応急復旧とはいえ地下鉄Uラインが復活した。

運転再開にあたっては建築限界車を走らせることにより、列車走行の安全性について確認するとともに、工事区間は当分の間、徐行運転の措置をとり、通過駅についてもホーム上の工事

安全措置や緊急時の乗客避難措置などマニュアルを作成して対応することにした。

また、軌道上の本復旧は夜間工事となり、工事時間確保のため営業時間は震災前より短縮した。

③通過3駅の開業（3月31日まで）

3月16日、新長田駅において消火水槽が復旧し、2方向出入口の確保が可能となったこと、三宮駅については仮支柱をホーム上に設置する工事および排煙機能の仮復旧措置が完了したことにより両駅を再開した。さらに、3月31日には上沢駅についても開業に必要な施設の復旧が完了したため通過3駅が営業再開することができた。

3駅とも、出入口の一部が使用不能の状態であったが、震災後78日で都心に直結する東西動線の全線、全駅が回復でき、すでに部分開業していたJR、阪神、阪急との乗換えも可能となった。



営業を再開した三宮駅の乗降客（3月16日）

表 4 - 3 - 3 開業の経緯

駅		西神中央	西神南	伊川谷	学園都市	総合運動公園	名谷	妙法寺	板宿	新長田	長田	上沢	湊川公園	大倉山	県庁前	三宮	新神戸
1月17日	全線不通	不 通															
1月18日～	部分開通	開	通	単線			開	通	不			通					
1月25日～	〃	開			通			不			通						
2月16日～	全線開通	開			通			通過	通過	開	通	通過	通過				
3月16日～	〃	開			通			通過			開 通						
3月31日～	全線全駅開通	開 通															

④ダイヤ回復に向けて（7月21日まで）

ア. 4月13日、混雑緩和のため、名谷始発の2列車を西神中央始発に変更する一部ダイヤ改正を行った。

イ. 5月8日、上沢変電所復旧に伴い全線平常速度に復帰するとともに震災前ダイヤに復帰した。

ただし、終発時刻については引き続き夜間に本復旧工事を施工する必要があるため、35分の繰り下げにとどめた。また、休日ダイヤも復帰した。

ウ. 7月21日、平成7年度ダイヤ改正として、営業時間帯を完全復帰するとともに朝夕ラッシュ時の混雑緩和のための増発を行った。

(3)地下鉄復旧工事

①概要

地下鉄の復旧工事にあたっては資材の搬出入路、作業スペース、作業時間の確保など、地下構造物ゆえの各種制約のなかで実施しなければならず、さらに、直接被害を受けなかった電気室や換気機械室の機器類、軌道階の信号ケーブルやトラフ等を中柱の補修のために移設・防護するなど煩雑な作業が付加され、作業は困難が続いた。また本復旧時には、駅部において昼間時の施工が一部可能であったものの、軌道階の作業時間は営業終了後の深夜約4時間に制限さ

れるなど、時間的制約も受けた。

そのような状況のなかで、電気・機械・車両設備および軌道に大きな被害がなく、また、三宮駅・上沢駅で客扱い区域にある鋼管柱は被害を受けなかったため、被災柱の防護工を行うことで、本復旧を待たずに開業することができた。また、国・県・市からの財政的支援や他の自治体等からの数多くの人的、技術的支援を受けながら、昼夜間工事を実施した結果、困難な工事にもかかわらず、当初の見込みより順調に復旧を進めることができた。

②中柱の復旧

ア. 応急復旧

高架橋で被災していた名谷高架橋の橋脚については、応急復旧としてH鋼材による仮支えを行った。これによって、開業時より単線運転を行っていた学園都市～名谷間が複線運転を1月25日から開始した。

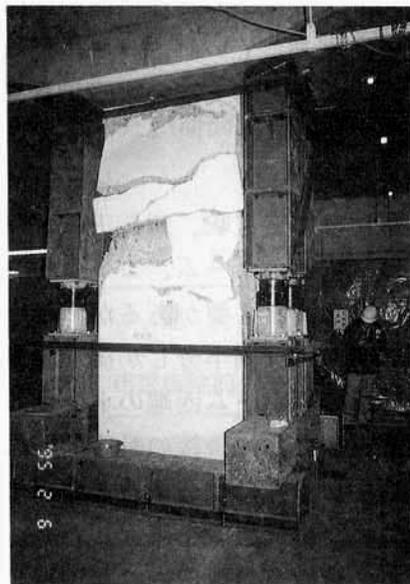
また、被災した開削部の中柱についても、H鋼材による仮支えによって応急復旧し、地下鉄構造物の安全性を確保の上、本復旧に備えることとした。その後、仮支柱の設置が完成したことにより、2月16日に、西神中央～新神戸間の全線開通に至った。

三宮駅、上沢駅では、中柱の新設・修復のため仮支柱を一旦撤去する必要があった。そのため、プラットホームから地下1階まで新たに仮支柱を柱と柱の中間に設置する作業が必要とな

り、さらに1カ月の時間を要した。

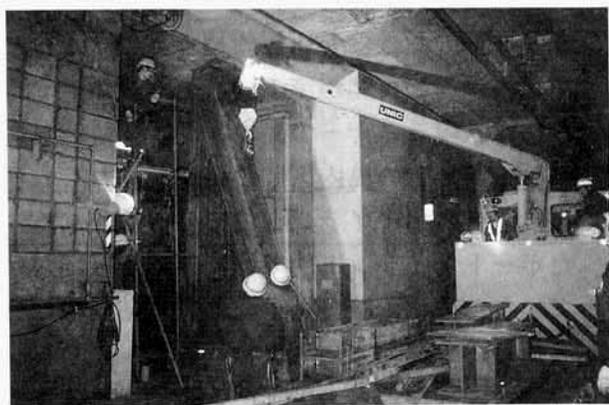
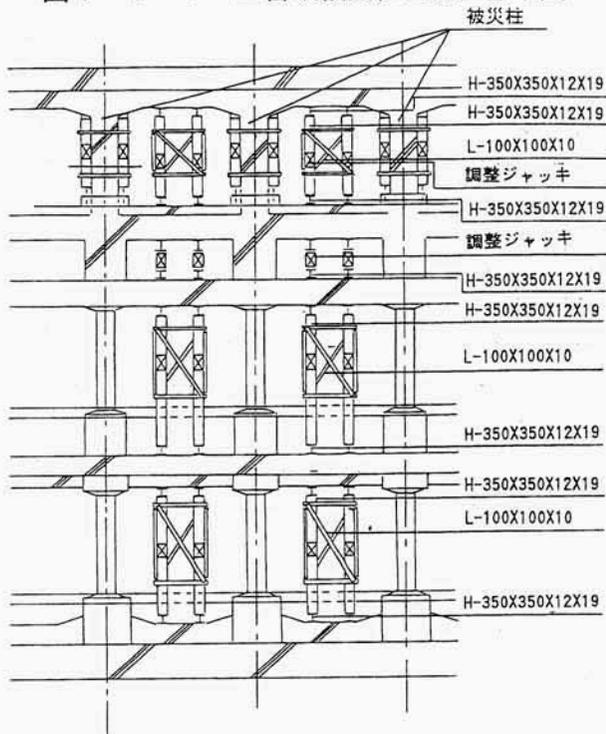
また、開駅後も本復旧の作業を行うため、乗客の通路、客扱いの場所の確保および作業場所との区分けのため万能堀にて乗客の安全を確保した。

地下鉄は出入口の限られた地下路線であり、資材の搬入には労力と時間を要するものであり、名谷車両基地からのモーターカーによる運搬だけでは能力に限界があり、より早い復旧に向けて工期を短縮するために、三宮駅と上沢駅の資材搬入については、駅出入口に斜路を設置することで人力によって行い、さらに三宮駅においては、道路敷内にある建設当時の材料搬入口を使用することとした。



仮支柱設置状況

図4-3-1 三宮駅仮支柱工設置標準図



仮支柱設置状況

イ. 本復旧

本復旧の方法については、2月28日に運輸省の「鉄道施設耐震構造検討委員会」において承認を受けた方法を基本に進めていった。

全て営業線内作業であり、列車運行および乗客の安全確保の必要性から、施工もかなりの制限を受けたが、9月末には作業を終了した。

その施工にあたっては、現場での作業時間を短縮するため、鋼板の加工は全て工場加工することとし、また、無収縮モルタルおよび流動化コンクリートと鋼板との間に、硬化後隙間が生じたため、エポキシ樹脂を注入し、中柱との一体化に努めた。

③その他の施設の復旧

ア. 建築・設備

土木設備の復旧工程にあわせ、営業再開に必要な駅から優先的に復旧した。

復旧は現状復旧を原則としたが、緊急性および開業後の復旧作業を考慮し、施工方法を工夫した。

被害のあった板宿駅、新長田駅の消火水槽は新耐震基準に基づき復旧した。

三宮駅においては、中柱の復旧工事のために排煙機器を一時撤去したため、以下のような段階的な措置を講じた。

(ア) 2月16日に全線開業(3駅通過)した段階

では、トンネル部の排煙機能を確保するために、一度撤去していたトンネル排煙ファンのケーシングを土木支柱の復旧工事に支障のない形状で復旧した。

(イ) 3月16日に三宮駅、新長田駅が開業した段階では、駅部のホーム、コンコース部の排煙機能を確保する必要があるが、ホーム、コンコース部共に東側半分しか排煙設備が本復旧しないため、ホーム西端のトンネル排煙設備を改造し、さらに隣接の県庁前駅の排煙設備も作動させる様に改造することにより、西側半分の必要排煙風量を確保した。

なお、機械室の復旧された中柱の断面寸法が大きくなったために、ほとんどの機器類が従来どおりに配置できないので、位置をずらして設置し、ダクト類も納まりを工夫してなんとか納めることができた。

イ. 軌道設備

西神延伸線で見られた大きな軌道狂いについては、直営整備班の昼夜を徹した作業により18日午前5時までに復旧を完了し、板宿～西神中央間の部分営業に備えた。

ウ. 電気設備

電気設備の復旧工事は地震により直接被害を受けた設備の復旧と土木設備復旧に伴う支障設備の仮移設及び復旧があった。

直接被害を受けた設備として、上沢変電所のき電設備については隣接変電所からの延長き電によって、復旧までの運用に支障がないように処置した。

土木設備の復旧に伴い仮移設していたATCトラフや各種機器等は、土木設備の復旧工事終了後、本復旧を行った。

2. 神戸新交通の復旧

(1) 復旧体制

震災発生時における神戸新交通(株)の軌道部門の人員体制は、維持管理を主体とした1課8名であり、被災直後の活動としては、2次災害の防止を目的とした撤去作業を中心に行った。このような状況の中で、国道2号を管理する建設省近畿地方建設局兵庫国道工事事務所から、ポートアイランド線の国道2号区間(延長約700m)の桁等の撤去を手配する旨の連絡があり、この区間の橋桁、橋脚等のインフラストラクチャー(インフラ構造物)の復旧主体についても、建設省近畿地方建設局の直轄工事として兵庫国道工事事務所が行った。

また、本市においてもいち早く新交通復旧プロジェクトチーム(4課長、11係長、7係員の計22名)を組織し、インフラ構造物の復旧工法等について、運輸省鉄道局・港湾局及び建設省道路局・土木研究所との間で協議を進めたうえで工事に着手した。なお、この復旧プロジェクトチームには、東京都および大阪府から3名ずつの職員派遣を受け、8月上旬まで6カ月もの長期にわたって工事監督に当たって頂いた。

一方、会社の復旧体制については、地震直後に設置した災害対策本部を、2月6日に早期復旧を目指して復旧推進本部に改組し、軌道部門は工務課が、電気部門は電気課が復旧に当たったが、基本的には従来の体制で対応を行った。

(2) 鉄道の復旧状況

① 人工島内の部分開通

神戸新交通の復旧は、ポートライナー・六甲ライナーの両線とも比較的被害は少なかった人工島内の運転再開が第1段階となった。5月12日には六甲ライナーの島内区間、5月22日にはポートライナーの島内区間の運行をそれぞれ再開したが、六甲アイランド内では分岐がなく、またポートアイランド内では一部不通区間が残っていたため、両線とも1線1列車使用による単線折り返し運転でのスタートとなった。

また、両線とも市街地と人工島を結ぶ路線という性格上、利用客のほとんどがその間の移動

であることから、島内の部分運行を再開しても利用客は1日でポートライナー300人、六甲ライナー400人と少なく、依然として代替輸送バスが主な交通手段であった。

②ポートライナーの全線開通

7月31日、中公園～三宮間の開通により全線が復旧し、三宮でJR、阪神、阪急、市営地下鉄と接続された。運転本数は震災前より8本少ない166本（平日）で、終発時刻も夜間工事時間の確保のため30分繰り上げざるを得なかったが、夏休み期間中のため混乱はなかった。

表4-3-4 ポートライナーの復旧状況

開通日	開通区間	キロ程	始発/終発	本数	特記事項
5/22	中公園～北埠頭	2.7km	6:17/22:43	49	島内単線折返し運転
6/5	北埠頭～中公園	0.9km	6:05/22:43	50	島内単線ループ運転
7/31	中公園～三宮	2.8km	5:44/23:15	166	全線開通

③六甲ライナーの全線開通

7月20日、アイランド北口～魚崎間が開通し、魚崎で阪神電鉄と接続された。しかし、上下線を使った10分間隔の単線運転であったため輸送力が十分ではなく、また乗換駅となった魚崎駅はホームが狭いため、ラッシュ時は混雑した。

8月23日、残る魚崎～住吉間の開通により全線が復旧し、JR住吉駅と接続された。運行ダイヤは震災前と同一のダイヤを使用した。震災による鉄道の不通区間としては、この区間が最後の開通となった。

表4-3-5 六甲ライナーの復旧状況

開通日	開通区間	キロ程	始発/終発	本数	特記事項
5/12	マリナーパーク～アイランド北口	1.0km	6:20/22:50	66	島内単線折返し運転
7/20	アイランド北口～魚崎	2.3km	6:02/23:00	96	上下線各々単線運転
8/23	魚崎～住吉	1.2km	5:40/23:52	149	全線開通

(3)代替輸送バスの実施状況

①ポートライナーの代替輸送

ポートライナーの不通により、人工島ポートアイランド内の市民病院前と都心三宮を結ぶ

シャトル運転の代替輸送バスを、全線開通前日の7月30日まで運行した。市街地側の停留所は、道路事情を勘案して逐次変更し、3月27日からは市役所前とした。期間中の輸送人員は約348万人であった。

表4-3-6 ポートライナーの代替輸送

運行期間	運行区間	キロ程(往復)
1/24～2/19	市民病院前～神戸税関前	6.6km
2/20～3/26	市民病院前～三宮駅前	10.1km
3/27～7/30	市民病院前～市役所前	9.8km

②六甲ライナーの代替輸送

六甲ライナーの不通により、人工島六甲アイランドの北部に位置するアイランド北口と市街地を結ぶシャトル運転の代替輸送バスを運行した。市街地側の停留所は、道路事情を勘案して逐次ルートを延伸し、2月8日からは本住吉神社前とした。また、阪神電鉄御影以東の開通による需要増のため、5月12日からはアイランド北口～魚崎間のルートを追加・新設した。両ルートは六甲ライナーが魚崎まで開通する前日の7月19日まで運行し、7月20日からは本住吉神社前～魚崎間を全線開通前日の8月22日まで運行した。期間中の輸送人員は約190万人であった。

表4-3-7 六甲ライナーの代替輸送

通行期間	通行区間	キロ程(往復)
1/24～1/29	アイランド北口～御影本町3丁目	5.6km
1/30～2/7	アイランド北口～阪神御影南口	6.3km
2/8～7/19	アイランド北口～本住吉神社前	7.5km
5/12～7/19	アイランド北口～魚崎	7.4km
7/20～8/22	本住吉神社前～魚崎	4.0km

表4-3-8 代替輸送バスの運行便数・輸送人員

(単位：便・人)

月	ポートアイランド線ルート		六甲アイランド線ルート	
	運行便数	運送人員	運行便数	運送人員
1月	522 (65)	15,781 (1,973)	618 (77)	4,482 (560)
2月	4,779 (171)	171,572 (6,128)	3,389 (121)	91,480 (3,267)
3月	8,668 (280)	390,593 (12,600)	6,031 (195)	194,965 (6,289)
4月	17,870 (596)	644,966 (21,499)	8,444 (281)	300,959 (10,032)
5月	19,222 (620)	714,536 (23,050)	12,920 (417)	390,263 (12,589)
6月	21,526 (718)	784,817 (26,161)	15,129 (504)	461,908 (15,397)
7月	21,457 (715)	758,547 (25,285)	10,289 (542)	282,914 (14,890)
	(20日～31日)		4,309 (359)	67,147 (5,596)
8月	(1日～22日)		6,247 (284)	101,750 (4,625)
合計	94,044 (500)	3,480,812 (18,515)	67,376 (319)	1,895,868 (8,985)

注：() 書きは1日当たりの平均

(4)海上船舶輸送の実施状況

六甲ライナーのバスによる代替輸送は、昼間時間帯の慢性的な交通渋滞のため定時性の確保が困難であった。このため、地元住民・企業から、市街地と六甲アイランドを結ぶ交通手段の一つとして海上ルートを開設するよう神戸市に要請が出され、その結果4月10日、南魚崎～六甲アイランド間1.1kmに臨時旅客輸送航路が開設された(運航事業者：早駒運輸(株))。運航時間帯は、当初は朝(7:30～9:30)のみであったが、6月12日からは夕刻(16:30～18:30)にも運航し、六甲ライナーが魚崎駅まで開通する前日の7月19日まで営業が続けられた(土・日運休)。営業日数68日間で、輸送人員は2万人弱と少なかったものの、六甲大橋の渋滞をよそに時間の読める通勤の足として利用された。

3. JRの復旧

(1)はじめに

JR西日本は、日本の鉄道史上最大規模の災害に見舞われた。山陽新幹線においては、新大阪～西明石間の8箇所が高架橋・跨線橋等が落下した。また、JR神戸線でも六甲道、新長田駅の壊滅的被害を始めとして、列車等の脱線、駅ホームの倒壊や傾斜、線路・電力・信号通信設備の損傷が西明石以東で続出するなど全系統設備にわたって甚大な被害を受けた。（詳細は図4-3-1のとおり）巨大地震の凄まじさは、鉄道関係者に大きなショックを与えた。

このような今まで経験したことのない非常事態を一刻も早く打開し、1日でも1時間でも迅速に、通勤・通学や被災地へ救援に向かわれるお客様の足を確保すべく、本社(大阪市)に「復旧対策本部（輸送対策、復旧工事対策）」、神戸支社（中央区東川崎町）に「災害対策本部」を設置し復旧体制を整えた。

通信網の麻痺、主要道路の寸断、ライフラインの途絶といった厳しい条件の中で、まず、被害状況を確実に把握し、被害の小さかった設備

を最大限に活用することで可能な輸送力を確保すること（本来複々線で列車運行しているものを当面上下線1本ずつで運行すること）及び復旧に最も時間を要すると判断した六甲道に向けて東西から順次開通区間を延長していくことを決定した。

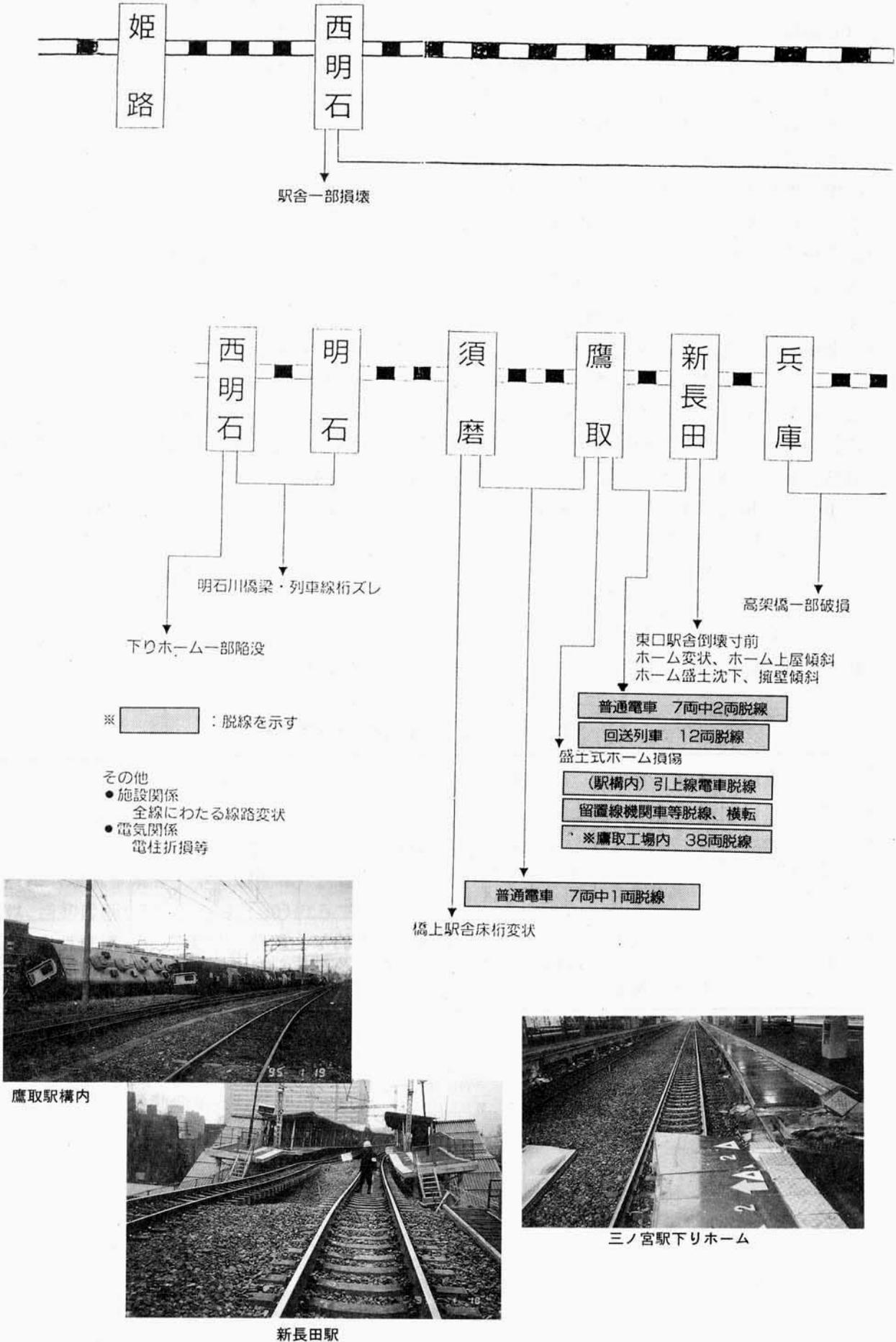
この方針に沿い、お客様の安全を大前提に、全系統において昼夜兼行で復旧業務に当たった。仮駅・仮設ホームの設置（新長田駅、鷹取駅等）、回送に使用している線路の電化（兵庫～鷹取間）、下り線を上り線として仮使用（灘～神戸間等）、延べ18回にも及ぶ列車時刻の変更、代替バス輸送(68日間、約560万人)、迂回ルート輸送（播但線、加古川線）、駅ホームの拡幅・延伸・乗降分離など、従前の災害や事故では到底考えられなかった対策を次々と実施した。

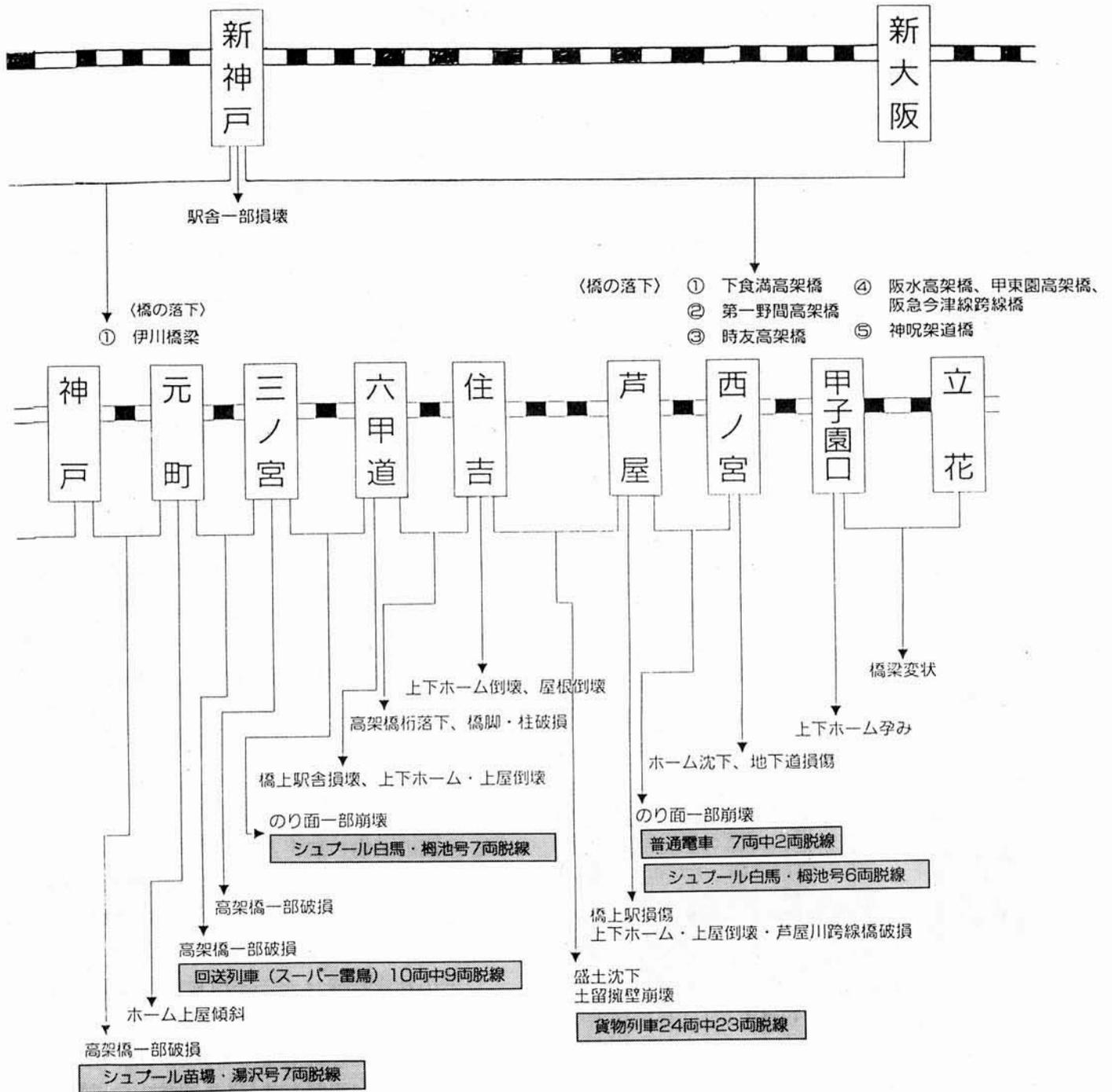
鉄道輸送は、大きく分類して5つの部門（表4-3-9参照）が、万全な状態がっかりとスクラムを組んで仕事をするにより安全安定輸送という機能を発揮することができる。ここでは、特に交通施設を保守管理する役割を担っている『車両』、『施設』、『電気』3部門の取り組みをお伝えしたい。

表4-3-9 鉄道事業の運営組織

部 門	営 業	運 輸	車 両	施 設	電 気
箇 所 (現業機関)	駅	電車区 (運 転) 車 掌 区 列 車 区	電車区 (検 修) 工 場	保 線 区 建 築 区 機 械 区 工 事 区	電 力 区 信号通信区
主な業務	出札、改札 案内、輸送	運転、車掌	車両の日常的な 検査・修繕及び オーバーホール	線路、橋梁、ト ンネル、建物、 機械等の保守	電力設備、信号 通信設備等の保 守

図 4 - 3 - 2 山陽新幹線及び JR 神戸線の主な被害状況





六甲道駅（南口）



芦屋駅～摂津本山駅間

(2)車両部門の被害と復旧

今回の震災では、西ノ宮～須磨間で列車及び留置車両の脱線が多発しただけでなく、近畿圏の各種車両及び当社全域の気動車・客車のディーゼルエンジンの検査修繕を担当する鷹取工場（須磨区大池町）の建物・設備も甚大な被害を受けた。そのため、『車両部門』は、脱線車両の復旧、損傷車両の修理、被災工場の再建等という難題を一度に抱えることとなった。

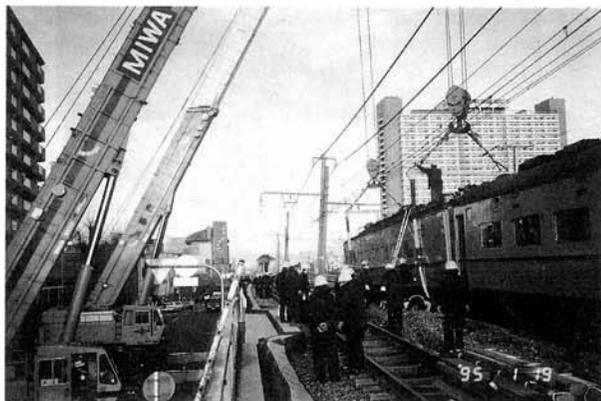
①車両脱線の被害と復旧対応

脱線した車両は、本線上の「シュプール号」「スーパー雷鳥号」など9列車69両をはじめ、鷹取駅構内での28両、さらに鷹取工場内でも38両を数え、合計135両に及んだ。（詳細は図4-3-2のとおり）

1日も早い開通のためには、脱線車両の載線が急務であった。道路が大渋滞の中を10数時間かかって現場に到着した復旧要員（神戸支社を



鷹取駅構内



新長田駅～鷹取駅間

はじめ、京都、大阪、福知山、岡山の各支社及び貨物会社）は、余震が断続的に発生するという危険な状況の下で昼夜を問わず作業に当たった結果、1月27日には鷹取工場内の車両を除き、脱線車両の載線を全て完了することができた。

②JR神戸線分断による車両の回送対応

JR神戸線は、六甲道駅の高架橋柱座屈という壊滅的な被害により東西に完全に分断されてしまい、多くの車両が所属の電車基地へ帰ることができなくなっていた。さらに、不通区間が復旧作業の進捗により徐々に縮小されていくに伴い、東方（大阪方面）の車両数に不足が生じてきた。このため、西方（姫路方面）の電車を東方へ回送しなければならなかった。（東方と西方との輸送量と輸送力のギャップの解消）

回送は、非電化区間である播但線を経由することとなった。非電化区間の回送となったため、網干電車区（姫路市）において、車両限界を支障することとなるパンタグラフなど屋根上の機器類の取り外し及び無動力回送整備等の作業を行った。1月23日から開始し、回送車両数は146両にも及び、分断後の輸送力確保に重要な役割を果たした。

③鷹取工場の被害と復旧対応

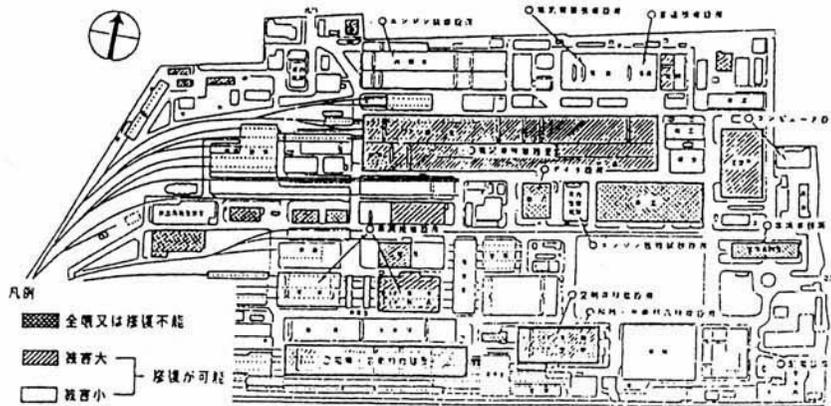
建物関係においては、工場の管理棟である本場事務所の全壊をはじめ、主棟（機関車、旅客車建屋）全体が傾斜し、屋根、側壁が大破するなどの被害を受けた。その被害規模は185棟の建物の延べ面積の約90%にも達した。（17棟が倒壊もしくは修復不能、8棟が大規模修繕の必要な大破、49棟が中破ないし小破……図4-3-3参照）動力設備においても電気、給水、ボイラー関係の各設備に修復不能なものが数多く発生した。また、工場検修に不可欠な天井クレーン、試験機等が使用不能となるなど致命的な被害を受けた。

その復旧については、本社・建設工事部の建工チームと鷹取工場の車両チームで作業に当たることとし、同工場の車両チームには福岡支社・博多総合車両所から設備経験者14名の応援が加わり、検修設備の早期復旧を図る体制とした。

その結果、2月中旬には定期検査を再開させることが可能となり、2月には14両、3月には45両の定期検査を実施するまでに至った。（8月

末には、震災前と同レベルの検修能力に回復することができた。）

図4-3-3 鷹取工場建物の被害状況



④ 運転再開後の輸送力確保のための取組

運転区間が順次拡大するのに伴い、輸送形態は刻々と変化していった。その対応については、特に、ラッシュ時間帯の車両運用に見合う編成数を確保するため、新快速電車（221系）、快速電車（113系）、普通電車（201系）の長編成（8両化、12両化）への車両組替え作業が多く発生した。さらに、不足する車両を他支社から借り入れ、網干電車区の113系電車との連結可能な整備も行った。また、お客様への案内・誘導をきめ細かく行うため、多くの工場社員が駅業務や代替バス輸送業務に携わった。

⑤ 地域との共生への取組

地震発生後、鷹取駅一帯が大火災となったため、工場近傍の建物の消火活動に当たるとともに、消防車の水が不足していたため工場構内の防火用水を提供した。また、公的避難場所に入ることができなかった方々をコンピューター室に受け入れる（ピーク時には250名を超えた）とともに、3月13日からは復旧した浴場を利用していただいた。同じ地域で社会生活を営む者として些少ではあるが協力できたことを喜んでいる。

(3) 施設部門の被害と復旧

宙づりになったり波打つ線路、陥没・沈下し

た駅ホーム、落ちたりずれたりした高架橋桁、崩れた擁壁など鉄道施設は筆舌に尽くし難い深い傷を負った。しかし、『施設部門』はこのような惨状に屈することなく、時々の開通の局面で知恵を出し、考えられる限りの工法を駆使することにより、輸送の生命線を漸次復旧していった。

① 神戸～須磨間の被害状況と復旧対応

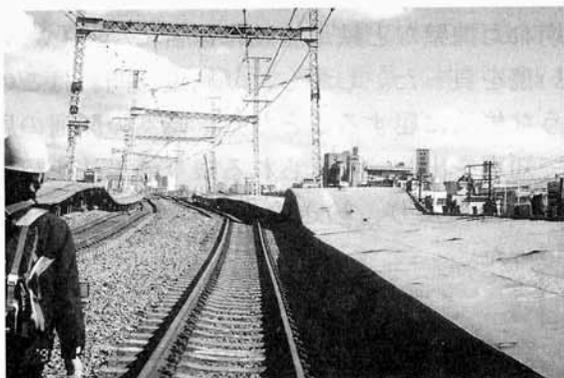
この区間は新長田駅付近に被害が集中した。橋梁関係で橋台傾斜4基、橋台亀裂4基、沓（シュー）変状63箇所、コンクリート桁のズレ3連、土工設備では、新長田駅付近線路左側の高さ6～7mのL型土留擁壁が倒壊し線路右の擁壁が傾斜変状した。また、盛土上の新長田駅ホーム及び駅校が壊滅状態の被害を受けた。さらに鷹取構内を横断している鷹取跨線道路橋（阪神高速道路公団）の南側橋脚が座屈し、重量2千トンの桁が約1m30cm沈下し線路を支障した。

復旧については、壊滅的な新長田駅電車線は時間を要すると判断し、列車線を優先することとした。しかし、上り列車線側の土留擁壁（北側）の変状から列車運転は危険な状態であった。そこで、代替線路として非電化線である小運転線を最大限活用することを決定し、翌日からの工事では軌道強化及び電化設備を短期間で完了

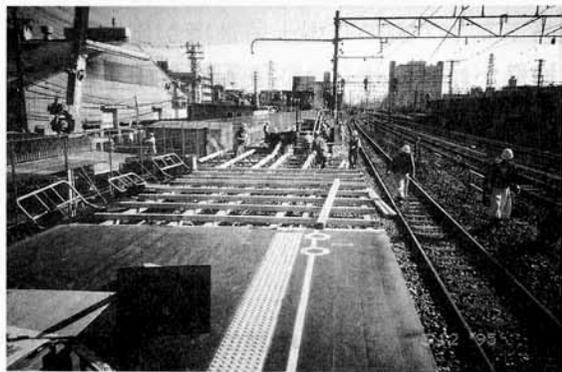
させた。

列車線・小運転線を使用することにより鷹取駅ではお客様の乗降ができないため、上りホームを構内を隔てた鷹取工場の試運転線の一部をカットして仮設するとともに、下りホームは線路上に拡幅した。また、工場の構内に北出入口を仮設し神戸市営地下鉄からの乗り換えの利便性にも配慮した。

新長田駅は3月9日まで仮駅ができず通過措置となったが、神戸市並びに地元警察署及び周辺住民のご協力により従来の駅より約200m西方に仮ホーム（8両対応）を設置、松野町第2架道橋道路上に駅舎を仮設して3月10日から営業再開した。線路は、当日から従来の電車線2線使用に切り替えた。



新長田駅



鷹取駅仮設ホーム

②摂津本山～住吉間の被害状況と復旧対応

この区間においては、線路左右の土留壁がほぼ全壊し、鎌田川橋梁の桁シューが損傷した。

さらに、天井川となった住吉川前後の土留壁が崩壊し上下外側線を支障した。また、新交通六甲アイランド線のターミナル駅となる住吉駅では、ホームが崩壊し使用不能となったほか、上り外側線及びホーム上にある新交通六甲アイランド線の橋桁の沓が落下したため、橋桁が大きくずれた。

1月23日から大阪支社が現地に入り復旧に着手した。運転再開については比較的被害の及ばなかった内側2線を使用することとした。摂津本山駅では限界支障したホーム笠石の復旧、住吉駅では分岐器（シーサス）敷設による折り返し設備のために六甲道方に仮ホームを設置した。六甲道駅高架橋の被害が甚大で住吉駅以西の復旧について全く目途がつかない状況下、住吉駅折り返しは内側2線（上下）により、2月8日から運転再開した。外側2線の復旧は、六甲道高架橋の復旧作業の進捗状況を睨みながらのものとなった。

また、住吉川前後の土留壁の崩壊対応については、神戸市東部土木事務所と協議を行い、緊急的な処理法により復旧させた。さらに、住吉駅六甲アイランド線の復旧にあたっては、地中部の被害が大きいため長期間かかることから、神戸市との間で「神戸新交通六甲アイランド線の災害復旧工事に関する協定書」を締結し復旧に努めた。

③灘～神戸間の被害状況と復旧対応

この区間の被害箇所は、三ノ宮～元町間の高架橋区間に集中した。特に、フラワーロードと交差した加納町第1架道橋の橋桁の被害が大きく、地震直後から支援物資運搬に大きな支障があり、管轄の警察署からその処置についての対応を迫られた。また、高架下には多数のテナントが入居されており、その方々の多くが罹災し連絡が取れないため、詳しい被害の状況把握が最後まで遅れた区間となった。

灘駅周辺では軌道部分の被害は比較的少なかったが、灘駅（北）東寄りの石積み土留壁の変状（亀裂・はらみ出し）が大きく発生した。

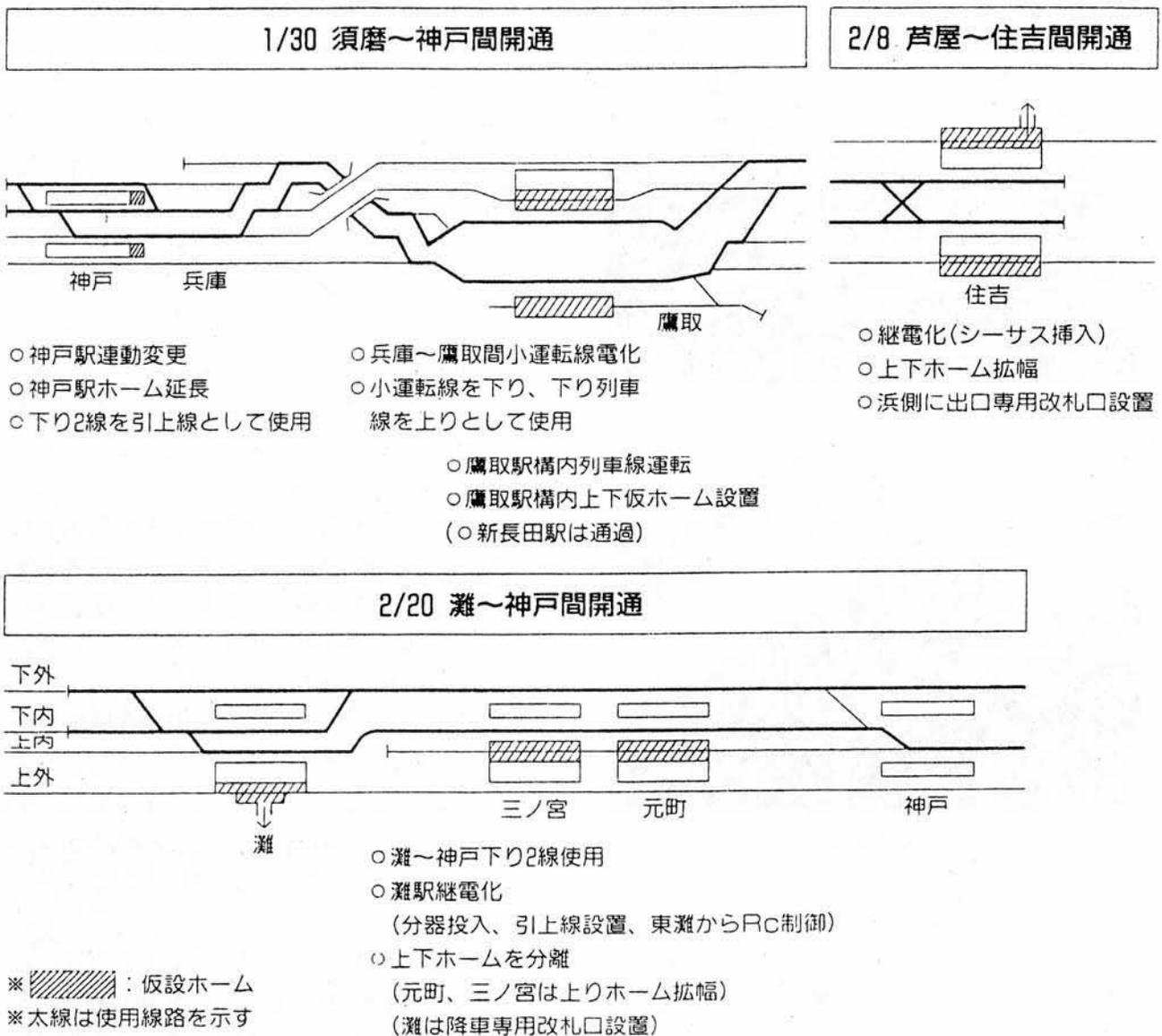
復旧については、高架橋を含め比較的被害の少ない下り2線を使用することとなった。そこ

で、お客様の混雑が想定されることから、元町及び三ノ宮駅では通常の上り内側線に仮ホームを設置した。

灘駅では六甲道高架橋復旧までの間、西方からの折り返し駅となるため、分岐器を敷設し線路を切り替えた。また、駅設備は上りホームを降車専用とし、上り外側線上に仮ホームを設置するとともに、三ノ宮方へ12両対応の仮ホームを設置した。上り降車ホームは、朝ラッシュ時間帯にお客様が集中するため、仮ホームから直

接北側の本駅に出られるよう仮ホームから仮階段を設けるなどレイアウトを変更した。一方、下りホームは跨線橋を使用して乗車専用とした。さらに、代替バスの発着が南側となるため、北側からバス発着場までスムーズな誘導を行なえるよう経路にある寺下架道橋に降りる神戸市所有の階段拡幅を行い、3月20日下り2線使用による運転を再開した。(部分開通時に使用した線路及びホームの仮設状況については図4-3-4参照)

図4-3-4 部分開通ごとの使用線路及び仮設ホーム



④六甲道付近の被害状況と復旧対応
 ア. 被害状況

神戸市内で最も大きな被害を受けた箇所は、

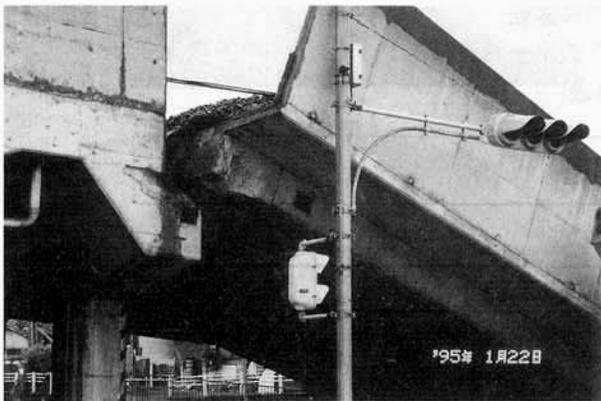
J R 神戸線・六甲道駅付近の延長2.2kmにわたる高架構造区間であった。ここは、上下線それぞれ複線で軌道延長8.8km、高架橋156基、架道

橋20連、橋梁2箇所からなっている。上り下り平均して約2.0km（89％）の高架橋をはじめ、線路設備や電気設備、さらには六甲道駅舎等の建築機械設備に甚大な被害を受けた。

高架橋柱の被害程度により区分すると、柱部分にひび割れが生じたもの112本、主として被りコンクリートが剥落し、主鉄筋が露出した状態のもの353本、主鉄筋が柱断面外に湾曲・突出し、柱部コンクリートが圧壊したものが481本であった。橋梁、架道橋は、道路面に落下した桁が3連、桁ズレが生じたものは15連であった。



六甲道駅



六甲道駅

イ. 復旧方法の決定

復旧工法の決定に当たっては、運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会の指導に沿って検討を進めた。

同委員会では、今回の地震においては、過大な水平力と鉛直方向の強い地振動により、柱等が大きなモーメント、剪断力を受け破壊したものと考えられるとの見解を示したうえで、再度

今回の地震と同様の地震を受けても高架橋等の自立が保たれるように復旧すべきとの条件が示された。

この条件を満足して復旧させるため、柱の靱性を向上することにより耐震性を大幅に高める工法として、柱等の外方を鋼板で囲むとともに、鋼板と柱等の隙間を無収縮モルタル等で充填することにした。また、破壊部を新設する場合は、建設当時に比して帯鉄筋を増加させることとした。

ウ. 復旧工事への取組

上記の復旧方法に基づいて復旧工事を実施するために、社内の体制の整備と各種の準備等を行った

◎推進体制

前出の復旧工事対策本部の中に、専任の復旧班として六甲道復旧部、さらに、技術・協議・広報等を担う後方支援班を設置した。

◎周辺住民のご協力

周辺の皆様に対しての影響を考慮しながら工事を進めた。特に、駅周辺では鉄道の早期復旧に対する地域の期待と夜間工事に対するご理解をいただき、工事の進捗を早めることができた。

◎高架下テナントのご理解

高架橋の被害状況調査や修復工事をするためには、高架下テナントにおいては一時退去等のご協力が必要であるが、速やかなご理解をいただいた結果、円滑に工事を進めることができた。

◎関係行政機関のご支援

安全かつ早期の復旧には、大型機械等の投入による機動的・効率的な施工が不可欠である。そのため、道路や広場の占用、交通規制、国道の優先通行等で道路管理者、交通管理者等の方々に大きなご支援をいただいた。

エ. 復旧工事の歩み

地震発生直後から速やかに現地状況把握・調査を行ない、復旧にむけての準備作業を開始した。まず最初に、危険箇所の交通規制、余震対策工施工、高架上のホーム上家・電柱・電車線ケーブルの撤去等を行ない、高架下においてはテナントの整理に着手した。

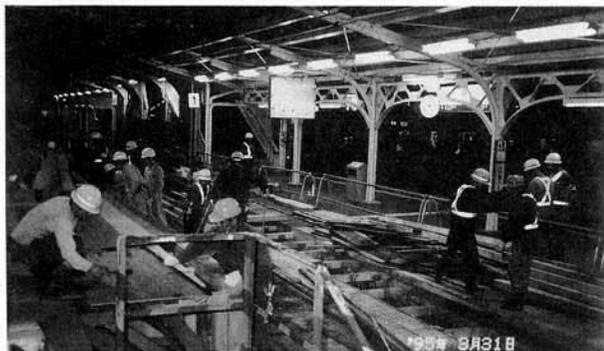
本格的な復旧工事は、前記の復旧方法の決定を受けて開始し、最盛期には作業員数が1日約3,600人に及ぶ作業量となったが、綿密に工程管理、施工管理を行ないつつ、品質管理を実施し、3月26日に工事が完成した。翌日から運転再開に向けての諸試験並びに社内検査が行なわれ、さらに、運輸省の立入検査によって運転再開に問題がないことが確認された。

◎主な経過

- 1月18日 余震対策工、破損施設の撤去、テナント一時撤去開始
- 2月3日 柱補修、落橋高架橋のジャッキアップ開始
- 2月28日 柱補修、落橋高架橋のジャッキアップ完了
- 3月1日 柱補強、鋼板巻き開始
- 3月27日 運輸省工事完了確認
- 3月28～29日 社内試験
(電気機関車走行による試験)
- 3月30～31日 運輸省確認試験
(電気機関車及び電車走行による確認試験)



六甲道駅（自主載荷試験）



灘駅（仮ホーム撤去）

⑤ 4線運転再開

三ノ宮～元町間上り線側高架橋復旧が、4線運転再開にむけてのクリティカルパスとなり、深夜の国道2号を緊急自動車の先導により生コンミキサーを輸送し、コンクリート打設を行なった。

2線運転再開時、灘、三ノ宮、元町3駅に設置した仮ホームは、最終電車から始発電車までの撤去作業となった。各駅には80人余りの作業員が集結し短時間のうちに撤去、器材搬出を行なった。

関係各方面、お客様のご支援、ご協力をいただき、無事に4月1日始発電車から4線運転再開を果たすことができた。

⑥ 山陽新幹線六甲トンネルの被害状況と復旧対応

六甲トンネルは六甲山地を貫き、3市（西宮、芦屋及び神戸）にまたがる全長16,250mの山陽新幹線では2番目に長いトンネルである。今回の地震で最も大きな被害を受けた地域に位置している。

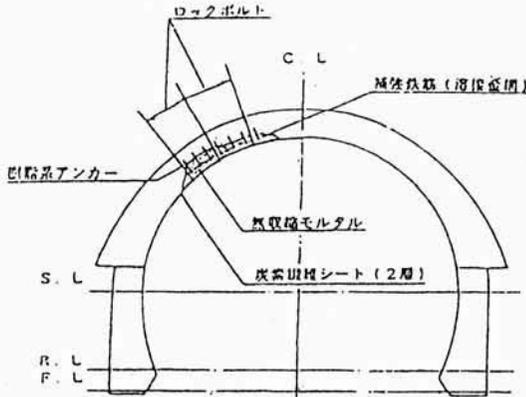
地震発生直後、徒歩による巡回でトンネル覆工の状態、中央通路の状態、軌道状態などについて調査した結果、覆工コンクリートの剝落やクラックが各所で見られた。また、中央通路や側壁にも損傷箇所が見られた。しかし、トンネル自体の圧壊や中央線のズレ等、トンネル本体に影響する致命的な損傷は見られなかった。

被害箇所の復旧工事に当たっては、断面欠損の小さい箇所に対しては剝落したコンクリートの表面処理を施工し、断面欠損の大きい箇所については覆工の断面修復だけでなく、地山を安定させるためのロックボルト工や裏込注入、クラック対策には覆工表面に炭素繊維シートを貼り付けるなどの修復工事を行った。（概要は図4-3-5参照）

修復工事が完了し、保守用車の通行が可能となったので、軌道工事と平行しながら開業に向かっての検査をしていくこととなった。覆工総点検の主目的は、列車走行安全上問題となる点の有無の確認であり、断面復旧箇所の復旧状態や浮き等が無いかを調べるため打音検査を行っ

た。今回の地震によりトンネル周辺の水みちの変化が予想され、新規漏水箇所の調査と同時に既存の漏水樋も調査し、トンネル内の付帯構造物の全てにわたる調査を実施した。今後も日々検査を行ない列車走行の安全に万全を期すこととしている。

図 4-3-5 トンネル内修復工事



(4)電気部門の被害と復旧

地震発生と同時に変電所のブレーカーが動作し、電車線・配電線等が停電状態となる一方、電話回線も切断され通話不能となった。また、電車線路設備、駅等の電灯電力設備、信号設備も甚大な被害を受けた。これらの設備は、駅・車両・施設部門と密接に関係しており、『電気部門』は他部門の復旧工事との関連作業を行ないながら、切迫した工程の中で電気設備の復旧に邁進した。

①電力関係の被害状況

停電状態となった変電所では、変圧器等の基礎部の沈下により、ラジエーター送油管等が変形し油漏れが起きた。また、各種機器の碍子の破損、架台の傾斜が発生した。電車線路設備では、支持物（鉄柱、コンクリート柱）の損傷・傾斜が数多く見られ、建替えを余儀なくされた。（詳細は表 4-3-10 参照）

電線類の断線は新幹線で発生しているが、これは構造物の落下または支持物の振動等によるものである。また、トロリ線・吊架線等は断線しなかったものの、クセの発生や橋桁等の復旧のため張替えが多数必要となった。その他、架

線金具類も支持物の傾斜等があった箇所を中心に損傷を受けた。照明鉄塔は鷹取駅構内で 2 基倒壊し、1 基は主材が折損したものであった。

表 4-3-10 電力関係設備の被害状況

設備名	被害状況	単位	数量	
			在来線	新幹線
き電線	垂下	箇所	16	5
	素線切れ	箇所	1	
	断線	箇所		1
保護線	断線	箇所		12
鉄柱	損傷又は湾曲	本	1	1
	傾斜又は落下	本	120	9
	損傷及び傾斜	本	53	
コンクリート柱	損傷又は湾曲	本	10	3
	傾斜又は落下	本	48	21
	損傷及び傾斜	本	168	
固定ビーム	損傷及び湾曲	本	111	1
やぐら	損傷	基	6	
滑車式ランサ	損傷	箇所	60	10
架線	垂下	箇所	2	
振止金具	損傷	箇所	183	
照明鉄塔	損傷	基	2	
高圧変圧器	脱落	個	4	
変圧器	油漏れ	個	1	1
	プッシング破損	個		1
並列コンデンサ	損傷	箇所		1



六甲道駅～灘駅間

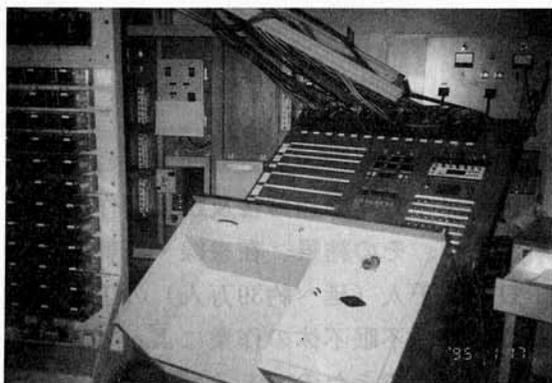
②電力関係の復旧対応

在来線は部分開通の連続となり、き電系統変更を多く伴った。中でも1月30日の神戸～須磨間の開通では、線路状態の比較的良いところを使用したため、4線ある電車線路を何回もまたがっての送電となり、接続の工事が数多く発生し回線確認に苦労した。また、非電化区間の和田岬線回送線の電化（約1.6km）は、短期間の工事施工でもあり、材料の調達、施設部門と競合したトロリ線の新設など、昼夜兼行の難工事であった。

本復旧に当たっては、21世紀を睨んだ設備とするため、大改修となる区間については、き電線と吊架線を一体としたハイパー架橋とし、これに合わせて配電線も地表式のケーブルとした。電柱は、耐震性を向上するため、できる限り鋼管柱、鉄柱を使用した。一方、新幹線のコンクリート柱は、下部2mを炭素繊維シートで補強し耐震性を高めた。

③信号通信関係の被害状況

信号通信関係の被害状況の詳細は、表4-3-11に示したとおりである。被害は、多くが盛土の崩壊、地盤沈下、電力ビームや駅舎等の構造物・建築物の崩壊に起因したものであったと推定できる。しかし、路盤、構造物等に大きな被害が見られないにもかかわらず、リレー架及び機器類の転倒等の被害があったが、これは固定ボルトの折損等によるものであったと推定される。



東灘信号機器室

また、制御盤はフリーアクセス上に直接固定されていたが、大きな揺れによりフリーアクセスがめくれ上がり転倒したと思われる。

表4-3-11 信号通信関係設備の被害状況

設備名	被害状況	単位	数量	
			在来線	新幹線
信号機	倒壊又は傾斜	基	18	
	傾斜	箇所	8	
信号機機構	横向き	箇所	8	
信号機	湾曲又は傾斜	本	2	
信号バスケット	倒壊又は傾斜	箇所	12	
	傾斜	基	1	
	湾曲	本	1	
人換信号機	傾斜	基	1	
踏切警報機	倒壊	本	1	
器具箱	倒壊	個	6	
	傾斜又は損傷	個	3	2
転てつ機	破損	組	1	
信号制御盤	転倒	個	1	
リレー架	傾斜	個	5	
整流器	転倒	個	6	
き電区分装置	傾斜	組		1
ケーブル	切断又は伸張	箇所	多数	8
列車無線中継器	損傷	箇所	6	1
列車無線基地局	倒壊	箇所	1	
通信設備・他	損傷	個	多数	16

④信号通信関係の復旧対応

復旧の成否を大きく左右するのは、いかに短時間で折り返しの連動を完成させることができるかどうかであった。このため、電子連動装置（1形・2形）の駅の連動変更は、長時間（簡単な変更でも2カ月）を要するので、須磨駅（2形）は継電連動により仮復旧、鷹取駅（1形）

では、現場を既設の電子連動に合わせるという
変則的な方法で早期復旧を行った。

本復旧に当たっては、通信回線の危険分散を
図るため多重化構成とした。マルス端末は、老

朽化したものはMR型に取替えを行なった。ま
た、21世紀を睨んだ設備とするために、軽量化
及びLED化した設備への取替えを実施すると
ともに、光ケーブルの敷設を行った。

図4-3-6 JR神戸線の開通状況

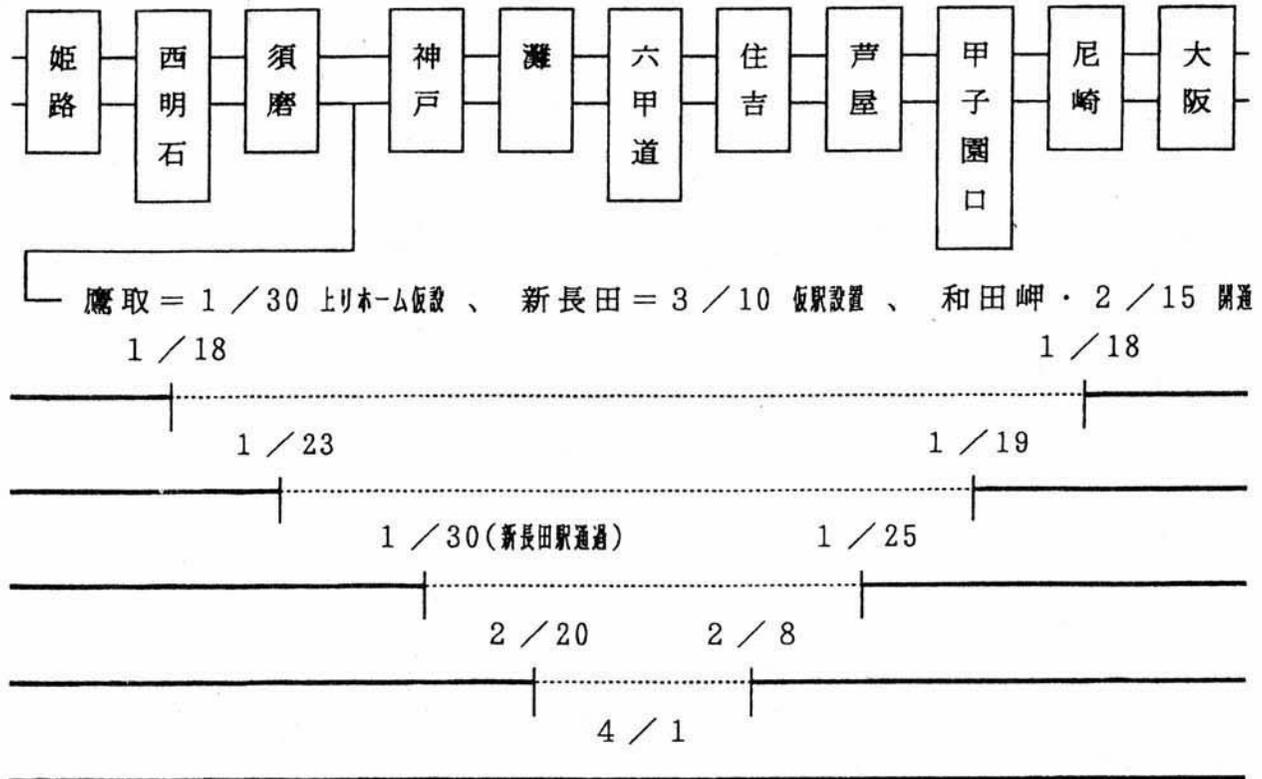
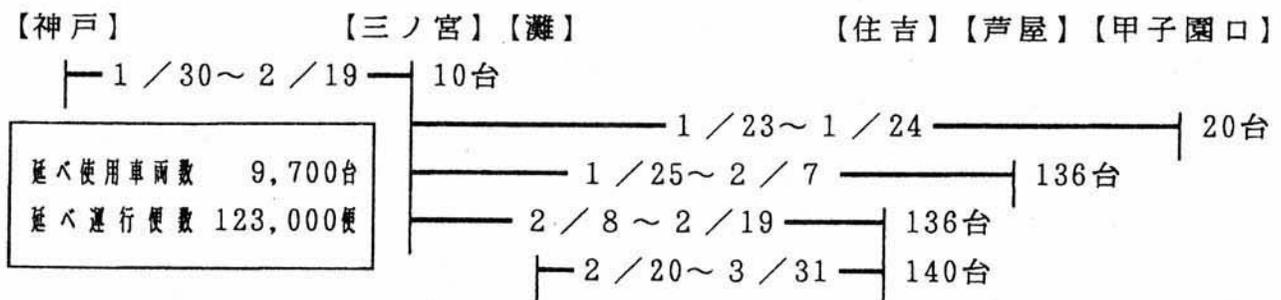


図4-3-7 代替バスの運行状況



(5)おわりに

関係各方面から絶大なる支援、指導、協力、
激励をいただき、震災当初の予測より1カ月以
上も早く、4月1日にはJR神戸線(74日ぶ
り)、4月8日には山陽新幹線(81日ぶ
り)を全線開通にこぎつけることができた。(部分開
通日は、図4-3-5参照)また、陸の孤島と
化した不通区間における代替バスは、被災の中
心地での輸送の主役であった。(運行区間・期

間は、図4-3-7参照)

阪神間の大動脈の早期復旧は、人々の動きと
物流を蘇らせ、街の活気の回復に貢献できた。
周辺住民の方々の連日に及ぶ夜間作業へのご理
解があり、その結果、在来線・新幹線合わせて
1日約6千人(延べ約39万人)の工事関係者が
動員され、不眠不休の作業によって大幅な工期
短縮が実現できたのである。

現在もなお、本格的復旧、補強のための工事

を続行しているところである。今後とも、「地域復興の足」として、アーバンネットワークを

一層充実させ、神戸市の新しい街づくりに微力ではあるが寄与していきたい。



新長田駅



懸命の復旧作業

六甲道駅



灘駅（通勤・通学輸送）



三ノ宮駅付近



代替バス輸送

灘駅付近

4. 民営鉄道の復旧（神戸市域）

(1) 阪神電気鉄道株式会社

日 時	区 間 等	内 容
1月23日	甲子園～三宮間	代替バス運行開始
1月26日	甲子園～青木間	運転再開
1月28日	青木～三宮間	ストップの代替バス追加運行開始
1月30日 31日	三宮～高速神戸間	阪急と共同で代替バス運行
2月1日	三宮～高速神戸間	運転再開
2月6日	高速神戸～新開地間	運転再開
2月11日	青木～御影間	運転再開
2月20日	岩屋～三宮間	運転再開
3月1日	西灘～岩屋間	運転再開
3月13日	御影～西灘間	代替バス運行（区間変更） ストップの代替バスは中止
6月22日	西灘駅	新高架駅(下りホーム)供用開始
6月25日	御影～西灘間	代替バス運転終了
6月26日	御影～西灘間	運転再開

(2) 阪急電気鉄道株式会社

日 時	区 間 等	内 容
1月23日	西宮北口～三宮間	代替バス運行開始
1月28日	西宮北口～三宮間	ストップの代替バス追加運行開始
1月30日	三宮～高速神戸間	代替バス運行開始
2月13日	御影～王子公園間	運転再開
3月13日	王子公園～三宮間	運転再開
	西宮北口～御影間	代替バス運行（区間変更）
3月7日	夙川～岡本間	運転再開
6月1日	岡本～御影間 西宮北口～御影間	運転再開 代替バス運転終了

(3) 神戸高速鉄道株式会社

日 時	区 間 等	内 容
2月1日	高速神戸～阪神三宮間	運転再開
6月1日	花隈～阪急三宮間	運転再開
6月22日	南北線新開地～湊川間	運転再開
6月18日	西代～高速長田駅間	運転再開
8月13日	高速神戸～高速長田間	運転再開（大開は通過）
平成8年 1月17日	大開駅	完成予定

(4) 神戸電鉄株式会社

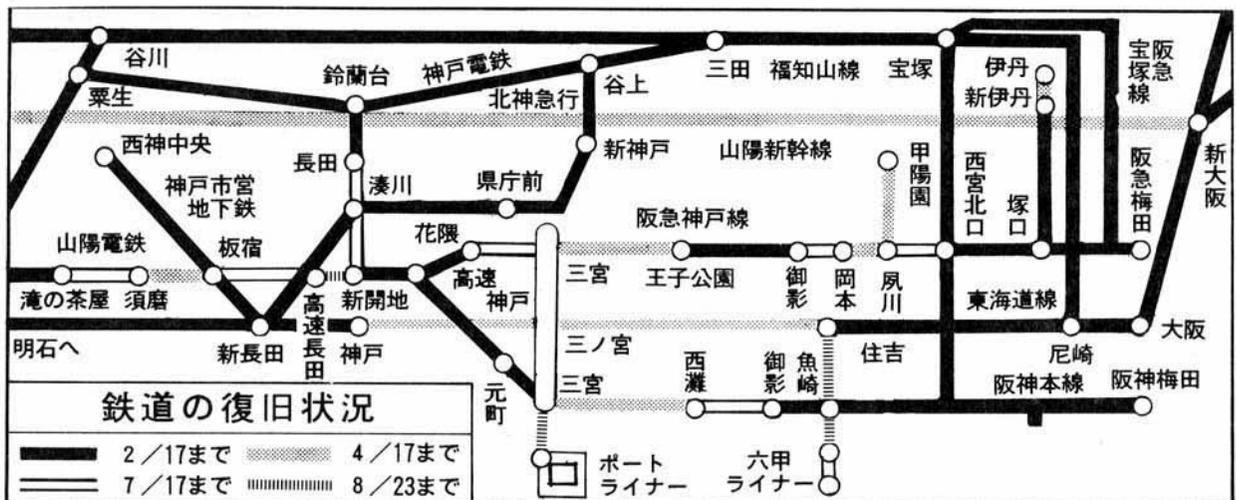
日 時	区 間 等	内 容
1月19日	鈴蘭台～三田間 フワクワン～横山間 鈴蘭台～粟生間	運転再開 運転再開 運転再開
	有馬口～有馬温泉間	代替バス運行開始
2月7日	長田～鈴蘭台間	運転再開
	新開地～長田間	代替バス運行開始
3月30日	有馬口～有馬温泉間	代替バス運行終了
3月31日	有馬口～有馬温泉間	運転再開
6月21日	新開地～長田間	代替バス運行終了
6月22日	新開地～長田間	運転再開

(5) 北神急行電鉄株式会社

日 時	区 間 等	内 容
1月18日	全区間	運転再開

(6)山陽電気鉄道株式会社

日時	区間等	内容
1月18日	姫路～明石間	運転再開
1月27日	明石～霞ヶ丘間	運転再開
1月30日	霞ヶ丘～滝の茶屋間	運転再開
1月31日	東垂水～西代間	代替バス運行開始
2月21日	須磨寺～東須磨間	運転再開
3月10日	垂水～西代間	代替バス運行（区間変更）
3月24日	東垂水～板宿	運転再開
3月27日	垂水～須磨寺間	代替バス運行（区間変更）
4月9日	須磨～須磨寺間	運転再開
4月18日	須磨浦公園～須磨間	運転再開
	垂水～須磨浦公園間	代替バス運行（区間変更）
6月16日	滝の茶屋～須磨浦公園間	運転再開
	垂水～須磨浦公園間	代替バス運転終了
6月18日	板宿～西代間	運転再開



5. 海上臨時ルートの設置

市内陸上部においての鉄道の不通、道路の寸断は陸上交通をマヒさせ、市民の足の確保のみならず全国各地からの救援物資の到達にも大きな支障をきたす状況であった。こういったなか、代替交通機関としての海上アクセスは、極めて

重要である。震災の翌々日には、関西国際空港への海上アクセスとして設置された「神戸マリソルート」の再開をはじめ、下表のとおり次々と旅客船による海上臨時ルートが設置され、4月22日に全廃されるまで多くの利用者があった。

表4-3-12 震災後1週間の主な海上アクセスの利用者数

(単位：人)

航 路	19日	20日	21日	22日	23日	24日
メリケンパーク～ポートアイランド		272	401	186	583	602
メリケンパーク～K-CAT	374	456	624	413	431	527
K-CAT～関空	1,112	2,251	3,893	2,665	2,658	3,328
K-CAT～大阪						1,223
六甲アイランド～関空					139	254
ハーバーランド～大阪		4,237	7,762	6,686	8,606	9,307
大阪～メリケン～姫路					246	565
ハーバーランド～姫路			105	164	189	247
メリケンパーク～明石				683	2,842	3,114
メリケンパーク～西宮						458
須磨～淡路島				1,650	1,997	2,341
大阪～神戸～淡路島				428	789	675
総 合 計	1,486	7,216	12,785	12,875	18,714	22,800

(但し、航路は主要ルートのみで総合計とは合致しない)

第4節 港湾施設の復旧

震災で大きな被害を受けた神戸港の復旧は、復旧後も元の形のままで利用していくものと、震災前から新しい港湾整備として計画中のものとの、復旧の方法は異なってくる。また、震災により新たな防災拠点としての港の整備も必要となり、ただ単に現状に復旧するだけでは留まらない。新たな港湾整備、防災拠点づくりにしても、新たな港湾計画の策定が必要となる。そのため、港湾法に基づく港湾審議会を、震災直後の1月30日に開催し新たな港湾計画を同審議会に諮問し、原案を妥当とする答申を受けた。また、運輸省においても神戸港の復興のため、手続きにおいて非常に迅速に対応され、2月17日には、港湾計画が正式に認められ、これにより神戸港の復旧、復興の手法、また復旧のスケジュールが明確にされてきた。

また港湾計画の早期策定により、六甲アイランド南、摩耶埠頭の再開発、新港突堤東地区、兵庫突堤の再開発が認められた。これらの計画は、新たな人工島の埋立と、既設埠頭間の埋立を必要とするものであり、埋立免許についても3月末から4月にかけて迅速に取得することができた。この埋立免許取得によって早期の埋立が可能となり、この震災により大量に発生した瓦礫等について臨港部に4カ所の積み出し基地を設置し、当該地区に埋立処分することが可能となった。

また、ハード面での復旧、復興のみならず神戸港の利用というソフト面についても、震災後9日目の1月25日には行政、業者、港湾労働者で組織する「神戸港復興対策連絡会議」を設置し、復興後及び復興までの間、いかに国際貿易港としての神戸港の利用を確保するかについて検討が重ねられた。その結果、本格復興までの間労使によって365日・24時間荷役が確認された。

これらのハード面、ソフト面の復興をふまえたかたちで、神戸港の新たな国際貿易港への飛躍を図る神戸港の復興計画の策定のため、2月12日には「神戸港復興計画委員会」も発足した。

神戸港の復興計画に関する動きは以下のとお

りである。

月 日	内 容
1月25日	神戸港復興対策連絡会議を設置
1月30日	神戸港港湾審議会を開催（港湾計画の改訂）
2月12日	神戸港復興計画委員会を設置
2月17日	神戸港港湾計画の改訂を承認（中央港湾審議会）
2月20日	公有水面埋立免許の出願・埋立承認の申請（摩耶、六甲南）
3月31日	公有水面埋立免許取得・埋立承認（摩耶、六甲南）
4月11日	神戸港労使、365日・24時間荷役を確認
4月19日	公有水面埋立免許の出願・埋立承認の申請（新港東・兵庫）
4月28日	神戸港復興計画委員会報告書まとまる。

震災直後の神戸港は、市内において陸上交通網が寸断されるなか、海上交通機能の確保、危険箇所の緊急補修を行ってきたが、復旧と復興の明確化がすすむなかその手法も確立されることとなった。以下、神戸港の復旧状況について見てみることにする。

(1)係留施設の復旧

震災直後の神戸港は、使用可能バースが239バースの内わずか9バースのみであった。神戸港の貿易港としての機能はもちろんのこと、震災の救援のため寄港する救援物資の輸送船、自衛艦の係留、陸上交通のマヒによる海上アクセスの確保などのためにも、一刻も早いバースの緊急復旧が必要であった。

こういった要請と前述の各会議で検討されてきた復旧、復興の手法の確立によって、港湾機能回復のための復旧整備が急ピッチで行われることになった。

まず救援物資及び人員輸送などの緊急対応のため、また危険箇所の補修のための復旧として緊急復旧を行い、同時に被害の程度が軽いところを中心に、各種物流機能の回復のための応急

復旧に努めた。この結果、震災後わずか10日間で30バースが使用可能となり、震災後2カ月では貨物用93バース、旅客用（フェリー等含む）も14バースが使用可能の状況となった。

また被害の大きかったコンテナバースについても、その所有がほとんど神戸港埠頭公社であり、その復旧費用の財源確保が極めて困難な状況であったが、国により岸壁等に国庫補助や起債措置の特別法（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律）が3月1日に公布されるなどの措置が設けられ、公共コンテナバースとともに公社コンテナバースについても迅速な復旧工事が可能となった。その結果コンテナバース21バースの内、3月20日には摩耶埠頭で1バースの暫定供用を開始し、4月30日にはさらに6バース、5月19日に1バースと、震災後概ね4カ月で合計8バースが供用し、また震災前55基あったコンテナクレーンも25基が稼働し、コンテナバースの供用開始に伴い、コンテナクレーンによる荷役が可能となった。

今後の本格供用の手法としては、暫定供用バースを使用しながら隣接するバースの本格復旧を行い、完成後暫定供用バースの使用をシフトし、暫定バースの本格復旧を図っていく。この手法により、平成7年度内には概ね3分の1を本格供用し、残りについても早期に本格復旧を行う。



震災直後のポートアイランドPC-4ターミナル



供用を開始したポートアイランドPC-4ターミナル



本格的コンテナ荷役再開
(六甲アイランド)

(2)臨港交通施設

ハーバーハイウェイ及び摩耶大橋は、被害が大きいもののポートアイランドや六甲アイランドと市街地を結ぶ連絡橋であり、また同時に港の物流機能として極めて重要な交通施設であるため、早期の暫定供用を行った。神戸大橋、六甲大橋は、震災後新交通システムの不通により唯一の陸上アクセスとなったため、緊急復旧を行い一部を利用して供用を行っていたが、神戸大橋、六甲大橋とも、現在は上路・下路2車線ずつの暫定供用を行っている。また神戸大橋については、本格復旧工事のため栈橋構造の仮道路を8月1日より設置し、本格復旧工事を実施している。

本格復旧は、六甲アイランドから摩耶埠頭間が平成7年10月末、六甲アイランドから新港までの全線については、平成8年8月末を予定している。



神戸大橋に設置した仮道路



暫定復旧し、供用を再開したフェリーバース
(六甲アイランド RF-1)

(3)防波堤、海岸保全施設

防波堤、海岸保全施設は、高潮・波浪から市民の財産生命を守る重要な防災施設であり、特に早期の復旧を図っていく必要がある。第一線防波堤は、平成7年度内に全ての復旧を完了し、海岸保全施設は平成7年の台風時期までに、最優先で復旧を行った。

(4)仮設栈橋埠頭の整備

神戸港の港湾施設の復旧は、主要な外貿機能であるコンテナ埠頭の復旧を最優先として進めるが、震災前の機能が全て回復するまでには概ね2年を要する。

この間のコンテナ貨物取扱能力を補完するために、水深13~14m、延長1,000m、コンテナクレーン5基設置の仮設栈橋埠頭を緊急に整備するものである。

また、港湾背後のアクセス道路が全ての機能を回復するまでの間、できるだけ海上フィーダー輸送を行い、コンテナ輸送による内陸道路への負荷を軽減する必要がある。そのために、仮設栈橋埠頭はフィーダーバースとしての機能も備えたものである。

(5)民間施設の復旧

震災により神戸港の民間施設も大きな被害を受けた。神戸港が機能を回復するためには、公共施設の復旧だけではなく民間施設の日も早い復旧が不可欠である。そこで、民間の港湾施設等の復旧に対して、出来るかぎりの支援制度を国に対して要望し、また本市の支援制度も検討されてきた。

これらの活動に対し、具体的には、岸壁・クレーン等の港湾施設の復旧に対して日本開発銀行の低利融資制度が適用されることとなり、そのうち海岸保全施設についてはさらに低利な融資が受けられることとなった。

また、神戸港が機能マヒしたため港湾運送事業者及び海上コンテナ輸送事業者については、震災復興にあたって、金融機関から特定の融資を受けた場合に、その利払いは、日本開発銀行の低利融資とともに(財)阪神・淡路大震災復興基金の利子補給の対象とされた。

(6) 港勢の復旧状況

神戸港のハード面の復旧、復興と同時に、その利用という面でも一日も早い回復が重要である。特に震災直後は使用可能バースも限られ、他港へのシフトで対応されてきたが、このことは物流コストの増大を生むなど、市内外の経済に大きな影響を与えてきた。また、神戸経済に対する神戸港の重要性、またこのことに伴う港湾関連産業に従事する労働者の雇用問題など、神戸港の国際貿易港としての機能を確保するとともに、利用の回復を図らなければならない神戸港においては、ハード面の復旧と並行して、官民一体となって港勢の回復に努め、6月には外貿コンテナ船の入港隻数も7割まで回復し、現在では震災前から神戸港を利用している主要15船社全てが神戸港に復帰し、定期航路についても震災前の70%にあたる140航路が再開している。また新規航路も上海、ブラジルなど12航路が開設されている。

表4-4-1 入港船舶対前年同月比較

(単位：%)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	1~6月	
総 数	隻数	82.5	68.0	77.2	79.7	83.1	84.6	79.4	
	ト数	55.9	28.4	32.9	39.0	53.9	57.8	44.8	
外 航 船	フルコンテナ船	隻数	54.1	7.4	19.5	25.7	55.9	65.2	38.3
		ト数	48.6	3.3	7.7	12.5	48.8	59.3	30.3
	セミコンテナ船	隻数	55.1	33.3	42.7	52.0	61.4	61.5	51.6
		ト数	54.0	33.6	39.4	51.1	65.2	61.9	51.5
船	外航船計	隻数	48.8	22.6	36.4	44.5	63.3	65.9	47.4
		ト数	47.8	14.0	20.7	29.3	56.7	62.5	39.0
内航船計	隻数	87.2	74.9	82.1	85.3	86.1	87.6	84.2	
	ト数	64.6	45.4	52.5	51.0	50.5	51.8	51.8	

表4-4-2 取扱貨物量対前年同月比較

(単位：%)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	1~6月
総 数		48.7	25.3	31.6	40.1	51.3	54.0	41.8
内コンテナ貨物		43.6	3.6	8.2	15.3	46.5	54.5	28.6

第5節 教育の復旧

1. 学校の再開

(1)学校の臨時休校、再開

震災直後の休校措置（1月17日（火）～1月21日（土））は、教育委員会の指示で行ったが、1月23日（月）以降の学校の再開は、校園長と教育委員会の協議のうえで決定していった。教育委員会は二次災害から幼児・児童生徒を守るために学校施設の応急復旧の状況や、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保の態勢等を確認し、避難住民の意識、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童生徒数等も考慮して決定した。

学校の再開は、比較的被害の少なかった北区、

須磨区北部、垂水区、西区は順調に進んだ。しかし、被害の大きかった市街地では、種々の制約の中で、再開が困難な学校が多かった。

このような状況から、1月30日開催の全市校園長会で、「学校再開の類型」と「学習指導の類型」を提示し、早期再開を積極的に進めることにした。

〔学校再開の類型〕

- ①単独開校
- ②本校舎と仮設校舎での開校
- ③仮設校舎のみでの開校
- ④臨時校区による開校
- ⑤周辺校で分散しての開校

表4-5-1 学習指導の類型

類型	形式	概要	要
A	学級の再編成	40人学級を意識の外において、1学級45人・50人の学級も考え、学年全体の学級編成を図る。	
B	二部授業	午前・午後といった分け方による二部授業、その際学年により時間帯が固定することのないよう、ローテーションを配慮する。	
C	隣接校等との連携による分散授業	学年別に分散する方法、地域によって臨時校区を設定する方法等が考えられる。校種にこだわらず相互利用も考える。	
D	校区内の施設利用	校区内に適当な施設があれば、一時借用し、学年単位、学級単位などで指導する。 (公的施設の場合は市教委も協力する)	
E	教室・屋外の併用	学年・学級のローテーションにより、教室・屋外をフルに活用しての指導を工夫する。その場合、屋外にテントを設営するなども考えられる。	
F	教室・特別教室などの併用	授業は教室でということではなく、校内の空いている部屋をすべて活用して指導する。その際、学級単位でなく、学年単位、2クラス合併などでの指導も工夫する。	
G	他市・他府県施設の利用	他市・他府県から神戸の子供たちをあずかってもいいという善意の申し出が多数ある。 一つの方法として考えてみることもできる。	

この結果、大学の空教室、企業や団体の会議室、校庭のテント、貸切バスを利用した他校での開校など様々な形での開校となったが、約1カ月後の2月24日（金）に全校で再開することができた。

開校の状況と形態は次のとおりであった。

表 4 - 5 - 2 市立学校園の再開状況

	幼稚園	小学校	中学校	高・高専	盲・養護	合計(累計)	%
第1次開校 1/23(月)	18(18)	74(74)	41(41)	2(2)	0(0)	135(135)	39%
第2次開校 2/6(月)	35(53)	39(113)	27(68)	6(8)	3(3)	110(245)	71%
第3次開校 2/13(月)	6(59)	34(147)	14(82)	1(9)	0(3)	55(300)	87%
第4次開校 2/20(月)	11(70)	22(169)	0(82)	4(13)	0(3)	37(337)	98%
2/24(金)までの開校(累計)	1(71)	4(173)	分2(82分2)	0(13)	3(6)	8分2(345分2)	100%

注：1. 数字は当日までの新規開校、()内は当日までの累計

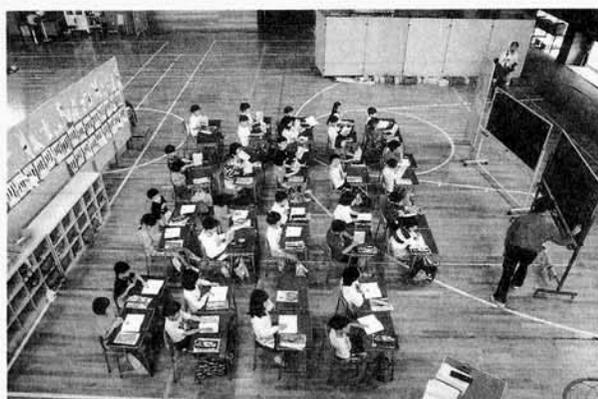
2. 表中の“分”は分校

表 4 - 5 - 3 授業形態(2月24日～3月6日現在)

月/日	幼稚園		小学校		中学校		高・高専		盲・養護		合計	
	2/24	3/6	2/24	3/6	2/24	3/6	2/24	3/6	2/24	3/6	2/24	3/6
自校のみ	67	68	142	149	68分1	68分1	9	13	6	6	292分1	304分1
自校での複式授業	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1
自校での2部授業	0	0	13	13	8	8	0	0	0	0	21	21
自校+他校・他施設	0	0	4	2	4	4	4	0	0	0	12	6
自校での2部+他校・他施設	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0	4	2
他校での複式授業	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
他校・他施設のみ	4	3	8	6	1分1	1分1	0	0	0	0	13分1	10分1
計	71	71	173	173	82分2	82分2	13	13	6	6	345分2	345分2

注：1. 数字は校園数

2. 表中の“分”は分校



体育館を区分しての授業風景(稗田小学校)



本山南小学校の入学式

(2)震災体験を生かす教育目標の設定

神戸市では、学校教育・社会教育等をより良く推進するため、長期的な展望に立ち「教育の努力目標」を策定している。そして、それを具体化し、年度ごとに重点的に取り組むべきことを「重点目標」としてまとめている。

被災後、一日も早い教育の復旧をめざすため、すでに出来上がっていた案を全面的に再検討し、震災体験を生かした目標が策定された。

①教育の努力目標

教育の努力目標の前文には、次のように書かれている。

『神戸市は新たに、2025年を目指して「世界とふれあう市民創造都市」を基本理念とする都市づくり構想を策定し、前進しようとしていた。

しかし、阪神・淡路大震災は一瞬にして多くの生命や建造物を奪い、市民生活も教育も困難な状況に立たされることとなった。

神戸の教育は「人は人によって人になる。」ことを共通の理念として積み上げられてきた。これは、どんな状況下にあっても不変である。むしろ、困難な状況下であればなおのこと「人の大切さ、人のもつ重み」を痛感するものであり、教育の果たす役割は大きいと言わざるを得ない。今こそ教育は、大震災というこの苦難をばねとし、勇気と希望をもって神戸の再建の魁となるよう若いエネルギーを導いていかなければならない。』

そこで、次のような「教育の努力目標」が策定された。

- 被災にくじけず、再建に向けて勇気をもってたくましく生きる教育
- 大きな被害を受けた学習環境の整備充実に努め、基礎的・基本的な知識、能力、態度の育成と個性を生かす教育
- 人々の善意が復興への意欲を導いた体験をもとに、共に学び、共に支え合う人間尊重の教育
- 国際理解教育、福祉教育、環境教育、情報教育、防災教育など、社会の変化に対応する教育

○自然に親しみ、人間的なふれあいを体験的に深め、豊かな情操をはぐくみ健康を増進する教育

○地域社会の核としての開かれた学校づくりと、豊かで活力のある生涯学習社会の実現

②平成7年度「重点目標」

「教育の努力目標」のねらいを受けて、今年度重点的に取り組むべき事柄が「重点目標」としてまとめられた。

学校教育、社会教育への被害は大きく、ハード面の復旧とソフト面の対応が急がれた。

学校教育においては特に、被災による傷あとを残す子どもたちの心のケアを充分に考えながら、困難に打ち勝つ強い心を育て、地域や学校の実情にそって、将来への夢や希望につながる教育実践の創意工夫が望まれた。

そこで、次のような重点目標が設定された。

- ア. 希望を持ち たくましく生きる教育
 - ・被災にくじけず、勇気と希望をもってたくましく生きる教育を推進する。
 - ・学校や地域の被災状況に即した教育課程を編成し、明るく生き生きとした学校（園）を創造する。
 - ・学習環境の整備・指導法の改善・指導技術の開発に努め、自主性を育て個性を生かす教育の充実を図る。
- イ. 共に生きる社会をめざす 人間尊重の教育
 - ・震災からの体験を通して、豊かな心情を育て、人間としての生き方を追求し、ボランティア活動等奉仕の心、心身障害児（者）や高齢者とすすんでふれあい、共に生きる心を育てる。同和問題をはじめ人間尊重の教育を、あらゆる領域において推進し、一層の深化を図る。
 - ・世界の国々との交流を通して国際理解を深める。
- ウ. 明るくのびのびとした 心と体を育てる健康教育
 - ・震災による悲しみや恐怖感を軽減することに重点をおいた、心や体についての相談活動を推進し、希望をもって健康な生活を営む態度

や習慣を養う。

- ・体育的活動の創意工夫に努め、体力の向上を図り、個に応じた生涯体育・スポーツへの実践力を育てる。

エ. 新しい町づくりに貢献する教育

- ・被災した校区や住民への配慮をしながら、地域の核としての開かれた学校づくりを推進し、地域の一員として新しい町づくりに積極的に貢献しようとする態度を養う。
- ・生涯学習の基盤を培うという視点に立ち、社会の変化に主体的に対応していくための自己教育力を育てる。

(3)給食の再開

神戸市では、学校給食は小学校、盲・養護学校で行っている。

震災により約50%の学校において給食調理室に被害があったが、教育活動の正常化及び避難所生活を送る児童、さらに被災により食事の用意ができない生徒のためにも、給食の再開は急がなければならなかった。

1月23日から順次学校再開がなされていったが、この再開と並行して給食室の施設整備や支障がある場合の代替案の検討など給食開始の準備を進めた。

全学校再開後の2月27日からは小学校全校ではパン、牛乳、デザート等の簡易給食を開始し、中学校では弁当を家庭で作るのが困難になった生徒に対して、希望制による昼食の提供を行った。

(2月27日の給食・昼食提供状況)

小学校 166校 1日当たり92,577食
 中学校 31校 1日当たり 2,352食

さらに、水道、ガスの復旧により、4月14日からはすべての小学校及び盲・養護学校178校において本来の給食を開始した。

2. 進路対策

震災後、中学校・高校で最も急ぐ対応の一つとして進路指導対策があった。通常の年であれば三者懇談や生徒への進路相談の機会を設け、進路が決定しかけている時期であった。

しかし、震災により、生徒の家庭環境は大きく変わったり、住所も変更になったりしたため、学校は教育活動の再開とは別に、精力的な進路相談に当たった。

主な課題と対策は次のとおりであった。

震災により生じた諸問題		その対策
学 習	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の遅れ ・学習の場がない ・教科書、参考書等がない 	3年生の学力補充 自習教室の解放、友人宅での共同学習 教科書の支給、教師の手づくりプリントによる支援
進 路 変 更	<ul style="list-style-type: none"> ・進路希望→就職 ・私学専、併願→公立専願 ・公立希望→志望校変更 	① 受験料、入学金、授業料等の減免 ② 奨学金の拡充、入学金の貸し付け ③ 入学・就職支度金の支給
受 験 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・進路相談、決定の遅れ ・交通機関の未復旧 ・受験の昼食準備の支障 ・被災生徒の遠隔地受験 	私学・公立入試日程の繰り下げの要請 私学・公立入試で受験場へのバス 私学・公立入試当日、被災者に弁当を用意、避難先の通学区域での受験、出願手続きの簡略化
就 職	<ul style="list-style-type: none"> ・求人数の減少 震災前の中卒求人数 600余人→震災後 300余人に減少、高校の採用内定取り消しのおそれ ・進路相談の遅れ 	職業安定所へ求人開拓の要請、企業等へ採用内定取り消しに対する要請 中卒統一選考日の繰り下げを要請 (2月22日→3月8日に繰り下げ)

○公立高校入学者選抜の臨時的措置

兵庫県教育委員会は、「平成7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜における阪神・淡路大震災に係る臨時的措置」を2月18日に発表し、被災者の便宜を図った。県下の私立高校も、例年より選抜日を11日繰り下げ2月26日以降に実施した。公立高校の主な措置は、次のとおりである。

・日程の変更	推薦入試日を10日繰り下げ (2月13日) 一般入試の出願日を10日繰り下げ
・出願資格	避難先の学区の高校にも出願可能
・受験場所	県の指定する27会場又は志望校で受験可能
・生徒募集定員	避難先の高校を受験した者は、募集定員の外数とし、転入学も弾力的に扱う。
・受験料の免除	被災生徒は、受験料を免除

3. 学校諸施設の復旧

学校教育活動再開への取り組みとして、学校施設の再建も急がなければならなかった。

施設再建に向けて、安全点検と応急処置、仮設プレハブ教室の建設の2点の取り組みが実施された。また、ライフラインの復旧も教育活動再開には不可欠の条件であった。

(1)安全点検、応急処置

①緊急現地調査

震災の翌日から3日間、教育委員会事務局職員2人1組で、北区・西区を除く全神戸市立学校園の被害状況等を調査した。

また、危険校舎等への立入禁止を指導した。

②住宅局営繕部と教育委員会との共同第1次調査

1月19日から約2週間、2次災害の防止と施設の使用可否の判断を行うことを目的として、住宅局営繕部と教育委員会が共同で、旧市街地内の223校園の被害箇所の調査を行った。

③校舎、擁壁等の応急復旧

前記共同第1次調査に基づき、応急復旧措置で使用可能又は危険除去される事項について、応急復旧工事を開始した。

④校舎の解体

現地調査の結果、甚大な被害があると認められた21校園・27棟の校舎を建て替える方針を固めた。

そのうち、放置すると倒壊等の危険があり2次災害を起こす恐れのある校舎は緊急に解体する必要があった。15校園・16棟について3月末までに解体を完了した。

残る校舎の解体は、後日文部省の派遣する構造判定専門家(日本建築学会所属の大学教授)による国庫補助金の査定的前提となる全・半壊等の診断調査(3月3日~10日実施)の結果をもとに、学校施設の復興計画を進めていく中で行うことにした。

(2)ライフラインの復旧

地震当日、ライフラインが使用できた学校園は、全学校園の電気67.8%、上水道17.5%、下水道46.6%、ガス33.7%、電話69.4%だった。

全体的な復旧状況（本格復旧）は、電話・電気は比較的早く、1月20日には、電気で93.9%、電話も91.4%の学校園で使用可能になっている。上水道は、2月5日には70.8%、2月25日には92.2%の学校園が使用可能になった。（なお、上水道の応急復旧は、2月末に完了しており、本格復旧が遅れた学校においても最低1カ所は、水道が使用できる状態となっていた。）しかし、ガスは復旧が遅れ、2月15日で53.2%、3月31日でようやく91.3%の使用可能率となった。

これに対して、避難所となった学校園は、地震の被害も大きいため、ライフラインの復旧が遅れ、学校園再開日での復旧率がガスで24.6%、上水道で59.0%にとどまっている。

特に、上水道の低い復旧率は、避難所となった学校園の約4割が、トイレの水洗装置が使用できないなど不便な中で、再開せざるを得なかったことを示しており、水の確保が防災計画はもちろん学校教育再開にとって、極めて重要な課題であるといえる。

表4-5-4 学校園再開日におけるライフラインの復旧率

避難校	再開日復旧率 (%)	最大遅延日数
電 気	99.5	7
上水道	59.0	116
下水道	67.7	126
ガ ス	24.6	137
電 話	99.0	8

また、高架受水槽も、使用不可能が36校、修理要が61校となっており、これらを合計すると97校（全学校園の28.1%）の学校園に被害が及んでいる。

(3)仮設プレハブ教室の建設

校舎の被害が大きく、教室数の不足する学校園を対象に、教育活動の早期再開を図るための臨時プレハブ教室の建設は、当面する大きな課題となった。また、一方で、学校園の校舎その

ものは被害を受けてはいないが、避難所となっているために教室が使用できない学校園についても、特例措置として学校敷地や隣接する公園用地等に臨時プレハブ教室を建設する必要に迫られ、文部省との協議の結果、そのケースについても補助の対象となることが認められた。

2月3日から8日にかけて現状のままでは学校再開が困難と思われる学校長へのヒアリングを行うことで教室が不足している学校園と不足数を特定した。

臨時教室の建設場所は、避難住民の生活用テントや車両等がグラウンドを占めていたために、かなりの学校園で制約を受けた。

このために必要数が建てられなかった学校や止むなく近隣の都市公園等に建てざるを得なかった学校が生じた。

①着工・完成

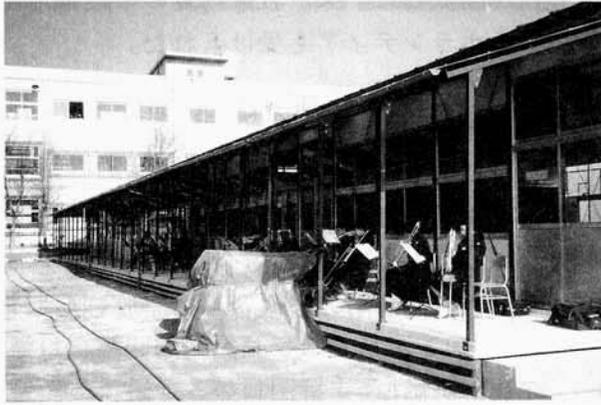
2月16日から建設が始まり、3月1日に最初の学校・福池小学校（東灘区）で完成した。

順次第1次発注分については3月末には完成した。

その後も避難住民や支援物資テント等の移動に伴い建設場所が確保された段階で順次不足分を追加発注した。

②建設数 60校園・636室（平成7年10月1日現在）
（特別教室、管理諸室、便所も普通教室換算）
自校のグラウンド以外に建設した学校 15校
（内数）

区分	校園数	建設数				
		普通教室	特別教室	管理諸室	便所	計
小学校	32	259	19	15	10	303
中学校	22	198	57.5	20	9	284.5
高校	5	33	8	-	2	43
幼稚園	1	3	-	2	0.5	5.5
計	60	493	84.5	37	21.5	636



丸山中学校の仮設プレハブ教室

(4) 学校園改修計画の策定・実施

教育委員会は、学校施設の解体・建て替えについて、平成7年度を初年度とする原則3年間で事業の早期完了をめざしている。

また、補修工事については、国（文部省・大蔵省）の災害査定が終了次第、順次契約手続に移り、おおむね夏休み中には工事を終え、2学期には復旧した学校園に児童生徒を迎えるという改修計画を立てていた。しかしこの計画は次のような理由で遅れを生じた。

- ・被災校がそのまま避難所となり、避難住民の生活との関係から、事前調査や国の査定がはかどらなかった。国の査定は6月中旬終了の予定が約2カ月半遅れた。
- ・8～9月にかけて公共・民間の他の事業の解体・建設ラッシュと競合。査定結果と実勢との価格差があり、容易に応札業者を得られなかった。

しかし、10月末時点でようやく工事発注のめどがたった。そこで、早急に工事着手し、校舎の建て替え、プール改築、擁壁などの大規模土木工事を除けば、すべての被災校の災害復旧工事が年度内に終了する予定となった。

4. 神戸市外国語大学の復旧

(1) 学校の復旧対策

① 授業

1月17日より在学生の安否確認及び施設の被害状況の把握に務め、授業再開を目指して学内復旧を開始した。図書館・研究所を含め復旧作業を進めたが、通学の足である交通機関の寸断等を考慮し、1月21日後期授業の終了を決定した。終了による後期試験の中止については、レポートをもって代えることもある旨決定する。その後の交通機関の復旧に伴い、新学期より授業を行うが、7月22日まで短縮授業で実施した。それ以後については、通常通りの授業を行った。

② 入試

社会人等の特別選抜入試については、交通事情を配慮し、実施日を1月21日から2月12日へ変更した。一般入試については、郵便物の遅配等を勘案し、受験生の不安感を取り除く為、入学願書の締切りを2月1日必着を同日消印有効に変更した。入試日時・場所については、当初2月25日、本学試験会場のみとしていたが、試験実施日においても交通事情の復旧がそれほど見込めないため、実施方法等につき文部省と協議を行った。この結果、東日本と西日本に分断された受験生への配慮から、本学と大阪で入試を行うことを決定した。入試日は、2月26日とし、大阪会場については、大阪市立大学の協力を得た。

被災受験生に対する配慮として、特別入試の実施について文部省及び公立大学協会に強く働きかけ、その結果全国の多数の大学が特別入試を実施することを決定した。

（国立大学 95大学 375学部、公立大学 48大学 107学部 合計 143大学 482学部）

本学においても、被災した入学志願者の大学受験・進学機会を確保するため、特別入試を実施した。

表4-5-5 被災した受験生に対する特別入試実施状況

学 科	募集人員	志願者数	合格者数	入学者	競争率
外国語学部	英 米	若干名	16	7	2.3
	ロ シ ア	若干名	9	2	4.5
	中 国	若干名	8	3	2.7
	イスパニア	若干名	8	1	8.0
	国際関係	若干名	12	3	4.0
	学 部 計	——	53	16	3.3
第2部英米	若干名	8	4	2.0	
合 計	——	61	20	3.1	

③その他学生に対する救援対策

震災により、住居が全壊・半壊、全焼・半焼した方、収入が著しく減少した世帯に対して、入学選抜料、入学金、授業料について免除する措置をとった。

④大学施設の補修等

学内諸施設は、甚大な被害箇所が少なく、体育館のみ一部使用禁止としたがその他は使用可能であった。そのため、復旧作業としては、使用に危険がある体育館の一般照明の器具パネル・昇降装置、非常照明の昇降装置を緊急に補修した。倒壊した彫刻の復旧及び撤去も行った。体育館については、一部使用が不可能な為、補修工事を急ぎ平成7年10月に完了した。

その他の施設補修については、授業の状況等を勘案しながら平成8年3月末に完成する予定で調整をすすめている状況である。

(2)救援・支援活動の実施

①市民等への情報提供

震災直後より情報ネットワーク（インターネットへ接続）の立ち上げを行った。災害対策本部広報課と協力し、全世界に向け震災の状況や復興していく過程等を発信した。この結果、ネットワークを通じて物資、専門知識、ボランティア等の申し出も多くあった。

②救出・救命活動

他都市職員・保健婦・衛生監視員等の応援職員並びに、仮設住宅の建設作業員の宿舎として

施設を開放した。又、救援物資の中継基地で作業するボランティアも受け入れた。

③避難所の設置

1月18日より、第1学舎を避難所として開設した。本学の被災学生及び、近隣の希望する住民（マンション居住者で余震に対する恐怖を持っている高層階の居住者）に開放した。

④住宅の確保

仮設住宅の建設用地として、グランドの東半分（建設戸数118戸）を提供した。

本学の被災した在学生に対して、マンション、下宿等住宅の確保と斡旋を行う一方、全国大学生協連合が阪神地区に建設する被災学生用仮設住宅の用地として、学内敷地の一部を提供した。（建設戸数 54戸 当初入居者 48人 8月末現在 47人 10月末現在 53人）

⑤救援物資の受付・配布

交通事情の悪化や市内に適当な受入場所がないため、全国からの救援物資が大阪等の郵便局止になっていたが、これらの受入れ基地並びに配送センターとして体育館等施設を開放した。

なお、これに合わせて、本学教員の呼びかけにより学生ボランティアを募集した。又、近隣の住民の方にも呼びかけ毎日約600名にも上るボランティアが物資の仕分け、積み下ろしに協力した。

第6節 医療・福祉施設の復旧

1. 医療施設の再開

(1) 医療機関の開設状況

医療機関の開設（復旧）状況については、私立病院協会神戸支部、神戸市医師会、神戸市歯科医師会等を通じて状況を把握したが、震災直後は電話回線の混乱等により全ての医療機関の状況を把握するのは困難であった。

電話による情報収集には限界があり、状況のつかめない地域には、医師会事務局の職員が手分けして実地調査を行った。

このような震災下の混乱のなかでの情報収集を取りまとめ、医療機関の診療情報の一般市民への広報を行うことができたのは1月26日（震災9日後）であった。

① 一般病院（外来診療を行っている病院）

区別	総数	1月26日 (9日後)	2月10日 (24日後)	3月6日 (48日後)	4月27日 (100日後)
東灘	5	4	4	4	5
灘	8	7	8	8	8
中央	21	20	20	20	21
兵庫	11	9	10	11	11
長田	12	10	11	11	11
須磨	12	10	10	11	11
6区計	69 (100%)	60 (87%)	63 (91%)	65 (94%)	67 (97%)
北	15	13	14	14	15
垂水	7	7	7	7	7
西	11	11	11	11	11
3区計	33	31	32	32	33
全市計	102 (100%)	91 (89%)	95 (93%)	97 (95%)	100 (98%)

注：全市の病院112のうち一般外来診療を行っている病院は102

② 一般診療所

区別	総数	1月26日 (9日後)	2月10日 (24日後)	3月3日 (45日後)	4月27日 (100日後)
東灘	193	51	137	153	165
灘	158	73	108	125	134
中央	264	29	135	206	220
兵庫	166	91	117	131	138
長田	155	21	94	121	129
須磨	118	39	88	107	109
6区計	1,054 (100%)	304 (29%)	679 (64%)	843 (80%)	895 (85%)
北	112	99	98	108	107
垂水	146	136	133	142	141
西	90	31	72	89	90
3区計	348	266	303	339	338
全市計	1,402 (100%)	570 (41%)	982 (70%)	1,182 (84%)	1,233 (88%)

③ 歯科診療所

区別	総数	1月25日 (8日後)	2月10日 (24日後)	3月6日 (48日後)	4月27日 (100日後)
東灘	101	8	57	78	93
灘	77	4	38	51	62
中央	184	21	54	80	128
兵庫	81	20	58	64	67
長田	82	6	42	50	56
須磨	76	30	52	64	68
6区計	601 (100%)	89 (15%)	301 (50%)	387 (64%)	474 (79%)
北	77	41	74	76	76
垂水	92	13	57	62	88
西	54	49	48	52	52
3区計	223	103	179	190	216
全市計	824 (100%)	192 (23%)	480 (58%)	577 (70%)	690 (84%)

(2)医療機関再建への支援

今回の震災に伴う救急医療において民間医療機関の果たした役割は大きく、受けた被害に対して県とともに国に対し要望を行ってきた。

その結果、国の補助制度として従来民間医療機関は対象とならなかった災害復旧費補助金の適用が病院群輪番制参加病院に認められたほか、

国の政策医療に参加している被災した診療所について近代化施設整備補助金の適用が新たに認められた。

また、低利融資制度も新たに創設された。

さらに、県と市とで設置した「財団法人阪神・淡路大震災復興基金」の事業として融資制度に対する利子補給事業も認められた。

表 4 - 6 - 1 制度の概要

ア 補助制度

項目	従前	震災による新たな対応
災害復旧費補助金 国庫 1/2		・政策医療を担う民間病院に対して適用 (制度創設) (対象は病院群輪番制病院)
近代化施設整備補助金 国庫 1/3 県 1/3	・建築後30年以上の病院が対象 ・診療所は過疎地域において継承に伴う診療所	・被災を受けた病院に適用 ・在宅当番医制等診療所にも適用 (補助基準額1千5百万円)

イ 融資制度

神戸市震災復旧特別融資	政府系3公庫(中小企業・国民・商工中金)震災融資	社会福祉・医療事業団の災害復旧融資
(今回の措置) ・今回震災で新たに創設した融資制度 ・特別利率 2.5% ・限度額 1企業 5千万円以下 1組合 1億円以下 ・財源は、県・市の復興基金を創設して措置	(今回の措置) ・従来の災害融資に対し、今回特別措置 従来の災害融資⇒今回 ・利率 3年間 4.45% ⇒2.5% 4～5年目 4.9% ⇒4.15% 6年目以降 4.9% ⇒4.9% ・限度額 1千万円 ⇒3千万円	(今回の措置) ・従来の災害融資に対し、今回特別措置 従来の災害融資⇒今回 ・利率 3年間 3.0% ⇒2.5% 4～5年目 4.85% ⇒4.15% 6年目以降 4.85% ⇒4.85% ・限度額 1千万円 ⇒3千万円
(利子補給制度) 全半壊・全半焼のり災証明のある病院 ・診療所は2千万円まで3年間に限り無利子	(利子補給制度) 全半壊・全半焼のり災証明のある病院 ・診療所は2千万円まで3年間に限り無利子	(利子補給制度) 全半壊・全半焼のり災証明のある病院 ・診療所は2千万円まで3年間に限り無利子
(期間) 10年以内	(期間) 10年⇒15年 据置期間 2年⇒5年	(期間) 25年⇒25年 据置期間 2年⇒5年

(3)仮設診療所

今回の震災により被害を受け、本格的な復旧までに相当の期間を要する診療所が数多く存在する地域がある一方で、被災者の避難所から仮設住宅への急速な移動により、人口が一時的に増加する地域が生じている。このため、地元医師会との協力により応急的に仮設診療所を設置し、地域住民に対する医療の確保を図ることとなった。

仮設診療所設置事業は国の補助を得て県が実施する。

医 科

	場 所	開設時期	診 療 科 目
1	東灘区／六甲アイランド	8月14日	内科 婦人科
2	灘 区／大石東小公園	6月12日	内科 外科
3	中央区／ポートアイランド	5月24日	内科
4	西 区／春日台	8月12日	内科 循環器科 呼吸器科
5	西 区／室谷	8月21日	内科
6	西 区／榎谷町福谷	8月21日	内科

注：北区については、鹿の子台の仮設診療所を検討していたが、本設の診療所のオープンを早めて対応している（6月2日開設）。

歯 科(巡回歯科診療車を定点に配置し仮設歯科診療所として使用)

	場 所	開 設 時 期
1	東灘区／六甲アイランド	6月13日
2	東灘区／深江浜（4工区）	9月3日
3	長田区／長楽町	5月22日
4	北 区／鹿の子台	6月26日
5	西 区／春日台	10月中（予定）

注：中央区ポートアイランド2期でも設置を検討中

2. 社会福祉施設等の再開

(1)保育所

民生局では震災直後から、保育所（園）に対して、安全な保育が確保できるまで休所（園）を指示した。

①被害状況

ア. 保育所の被害状況（☉は市立、☎は民間）

○全壊（5カ所）

☉石屋川保育所（灘）、☉生田川保育所（中央）、☎本願寺派湊川保育園（長田）、☎神視保育園（長田）、☎天隣乳児保育園（長田）

○半壊（4カ所）

☎みのり保育園（中央）、☎新生寮保育所（長田）、☎美德保育園（長田）、☎ひばり保育所（長田）

○その他立入禁止等により使用できない保育所（5カ所）

☉御影保育所（東灘）、☉生田保育所（中央）、☉たちばな保育所（中央）、☉新長田保育所（長田）、☉本多聞保育所（垂水）

○一部損壊（多数）

イ. 措置児童の死亡－17名

区	東 灘	灘	兵 庫	長 田	須 磨	計
公立	4名	2名	－	3名	1名	10名
民間	－	2名	1名	4名	－	7名
計	4名	4名	1名	7名	1名	17名

ウ. 保母の死亡－2名

☉葦合保育所（中央）1名、☎やまびこ保育園（北須磨）1名

②緊急仮入所

震災により、一時的に避難・疎開した児童や新たに「保育に欠ける」状態となった児童に対して、保護者からの確認を最小限にとどめ、手続きを簡略化し、他都市の協力も得て、迅速かつ柔軟に入所措置を行った。

※期間：平成7年1月17日～平成7年3月31日

この緊急仮入所で措置された児童は、北海道から沖縄まで全国の保育所（園）におよんだ。

※平成7年3月31日現在緊急仮入所児童

全	国	3,149人	
	県	内	1,913人
	神戸市	内	1,478人
		外	435人
	県	外	1,236人

③震災前の保育所の現況と震災後の通所状況ア. 保育所の現況（平成7年1月1日現在）

	全 市	公 立	民 間
保 育 所 数	158カ所	88カ所	70カ所
定 員	15,417人	8,997人	6,420人
措 置 児 童 数	13,492人	6,949人	6,543人

イ. 児童の通所状況

	全 市	公 立	民 間
平成7年2月1日現在	4,382人	1,540人	2,842人
平成7年3月1日現在	8,996人	4,007人	4,989人

④避難所

震災により、近隣の住民が保育所へ避難し、公立22カ所、民間9カ所の31カ所の保育所が避難所となった。

区	東 灘	灘	中 央	兵 庫	長 田	須 磨	計
公 立	瀬田 戸 浜 御 影 本 山 北 町	灘 西 八 倉 桜 中 ヶ	葺 合 神 若		長 菅 駒 ヶ 長 駒 房 王 長 田 真 野	※須 磨 い な ば	22カ所
民 間		青 谷 光 仏 誠 大 石 同 朋 ゆ り か	め ぐ み	ち び く ろ	み す ま る		9カ所
計	4カ所	12カ所	3カ所	1カ所	9カ所	2カ所	31カ所

※須磨保育所は仮設病院として使用

避難所となった保育所は、一部分でも保育ができる状態となったところから、順次保育を再開していった。

（避難所最終解消日：平成7年8月20日）

避難所解消状況

	1月	2月	3月	4月	6月	7月	8月	計
公立		神長須 若東磨	浜真 御影	いなば	倉茸 石合 駒ケ 林 長駒 楽 房王 栄寺	瀬菅 戸原	田山北町 西八桜長中 灘 幡丘 田原	22カ所
民間	青谷 光めぐみ	同朋 ゆりか ちびくろ みすまる	誠大 仏石					9カ所
計	3カ所	7カ所	4カ所	1カ所	6カ所	2カ所	8カ所	31カ所

⑤仮設保育所及び臨時保育室の設置等

ア. 施設の損壊や保育所が避難所になったことなどから、正常な保育の確保が困難となったため、仮設保育所及び臨時保育室を設置した。

(ア)仮設保育所（3カ所・5保育所）

設置日：平成7年6月1日

- ・生田保育所・たちばな保育所（中央）
仮設定員 100名
- ・本願寺派湊川保育園（兵庫）
仮設定員 60名
- ・神視保育園・天隣乳児保育園（長田）
仮設定員 100名

(イ)臨時保育室（5カ所）

1カ所当たり定員30名

- ・Ⓔ本山北町保育所（東灘）
- ・Ⓕ灘保育所（灘）
- ・Ⓖ中原保育所（灘）
- ・Ⓖ菅原保育所（長田）
- ・Ⓖ房王寺保育所（長田）

(ウ)その他

- ・灘区内の多くの保育所が避難所となっているため、児童館（八幡、原田、篠原、上野）を借用して、平成7年2月20日から平成7年8月20日まで保育を行った。
- ・Ⓔ御影保育所は、旧すみよし保育所を使用（平成7年4月1日～）

イ. また、人口流動により、ニーズの高くなる地域においても臨時保育室を設け、保育需要に対処した。

(ア)臨時保育室（6カ所）

1カ所当たり定員30名

- ・Ⓔ学が丘保育園（垂水）
- ・Ⓔあゆみ保育園（西）
- ・ⒺYMCA保育園（西）
- ・Ⓔ竹の台保育園（西）
- ・Ⓔ美賀多保育園（西）
- ・Ⓔまゆか保育園（西）

⑥保育料減免

震災により、保護者の居宅等の損害も多大であり、また保育所（園）においても十分な保育ができなかったこともあり、保育料を次のとおり減免した。

ア. 平成7年1月分の保育料 全員全額免除

イ. 平成7年2月及び7年3月分の保育料

(ア)保護者の罹災による場合

- ・住宅の全焼・全壊、半焼・半壊の場合
全額免除
- ・住宅の一部損壊の場合
1/2減免
- ・同一世帯に死亡又は重篤な傷病の者が要する場合
1/2減免

(イ)保育所の罹災による場合

・震災による罹災で開所できない保育所
全額免除

・震災による罹災で通常の保育ができない
保育所 1 / 2 減免

(ウ) (ア)・(イ)の罹災状況が重なる場合
全額免除

ウ. 平成7年度中の保育料

保護者の住宅の全焼・全壊、半焼・半壊の
場合 全額免除

・天隣乳児保育園（長田）

仮設保育所に対応・平成8年度中供用開始
予定

・美德保育園（長田）

改修済・平成7年2月15日再開

・新生寮保育所（長田）

解体済・平成8年度中再開予定

・ひばり保育所（長田）

解体済・再開時期未定

なお、一部損壊の保育所は随時改修。

⑦保育所の復旧（見込み）

ア. 公立保育所

・御影保育所（東灘）

旧すみよし保育所を使用・平成8年1月供
用開始予定

・石屋川保育所（灘）

解体済・平成9年4月再開予定

・生田川保育所（中央）

解体済・再開時期未定

・生田保育所（中央）

大倉山仮設保育所に対応・平成8年1月供
用開始予定

・たちばな保育所（中央）

大倉山仮設保育所に対応・平成8年1月供
用開始予定

・新長田保育所（長田）

大規模補修を要する・平成8年4月再開予
定

・本多聞保育所（垂水）

大規模補修を要する・平成8年4月再開予
定

イ. 民間保育所

・みのり保育園（中央）

改修済・平成7年4月1日再開

・湊川保育園（兵庫）

仮設保育所に対応・平成8年4月供用開始
予定

・神視保育園（長田）

仮設保育所に対応・平成8年度中供用開始
予定

⑧保育所の開所状況（一部開所及び仮設保育所対応を含む。）

（単位：カ所）

区	保育所数	平成7年	平成7年	平成7年	平成7年	平成7年	平成7年	未開所保育所 (10/1)	
		2月1日	2月15日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日		
東灘	公立	12	0	10	10	12	12		
	民間	1	1	1	1	1	1		
	計	13	1	11	11	13	13		
灘	公立	8	0	1	3	7	7	石屋川	
	民間	6	4	6	6	6	6		
	計	14	4	7	9	13	13		
中央	公立	10	1	5	6	7	7	9	
	民間	7	5	5	6	7	7	7	
	計	17	6	10	12	14	14	16	
兵庫	公立	9	2	9	9	9	9		
	民間	6	3	5	5	6	6		
	計	15	5	14	14	15	15		
北	公立	9	9	9	9	9	9		
	民間	8	8	8	8	8	8		
	計	17	17	17	17	17	17		
長田	公立	17	4	12	16	16	16	新長田	
	民間	11	0	7	7	7	9	新生寮、ひばり	
	計	28	4	19	23	23	25		
須磨	公立	9	5	6	7	9	9		
	民間	8	8	8	8	8	8		
	計	17	13	14	15	17	17		
垂水	公立	10	9	9	9	9	9	本多間	
	民間	7	7	7	7	7	7		
	計	17	16	16	16	16	16		
西	公立	4	4	4	4	4	4		
	民間	16	16	16	16	16	16		
	計	20	20	20	20	20	20		
全市	公立	88	34	65	73	82	82	84	4
	民間	70	52	63	64	66	66	68	2
	計	158	86	128	137	148	148	152	6

注：箇所数に分室（灘区・公立）を含む。

(2)心身障害児（者）施設

①被害状況

ア.施設の被害状況について(公私立合計41施設)

○全壊（1カ所） 聖生園せきもり分場

○一部損壊（25カ所）

建物の亀裂、水道管・ガス管の破損、駐車場等アスファルト部分の亀裂、グラウンド等の陥没等

イ.人的被害

震災発生時の入所（通所）者は約1,870人であったが、その安否確認について、震災当日より施設を通じて電話、訪問により確認を行った。その結果、入所（通所）者の死亡者は3名であった。

施設種別	施設名	区	死亡者
身体障害者重度授産施設	ワークホーム明友	北	1名
精神薄弱者通所授産施設	もとやま園	東灘	1名
肢体不自由児通所施設	くすのき学園	兵庫	1名

②施設の再開状況（公私立合計41施設）

41施設中17施設が震災直後から運営、24施設が運営できなかった。1月中に3施設、2月中に21施設開園し、2月中にすべて再開する。

施設	時期	震災直後	1月中に	2月中に	計
	より運営	再開	再開	再開	
身体障害者	4	1			5
知的障害者	10			15	25
身体障害児			1	3	4
知的障害児	3	1		3	7
計	17	3	21		41

ア.再開にあたって施設の場所を移した施設

施設名	区	移転先	再開日
聖生園せきもり分場	須磨	聖生園	2月1日
くすのき学園	兵庫	東部在宅障害者福祉センター	2月20日
ひばり学園	兵庫	若葉学園とひまわり学園に分散	2月13日

イ.運営を再開するにあたって

交通機関の遮断等により在籍施設に通所困難な者について、暫定的に通所可能な他の施設で受入れを行った。（措置替えは実施せず）

状況により早帰り等時間短縮による運営を行った施設もあった。

ウ.ライフラインが復旧するまでの間の食事（給食）について

水道が復旧するまでの間は、市から救援物資の水を配付（給水車による給水）。電気は比較的早期に回復したため、ガスが未復旧の施設については電気の調理器具を利用したり、電気の調理器具がない施設についてはレンタルの調理器具等を利用するなど工夫を行った。

③避難所

震災により、近隣の住民が施設へ避難し、公立の精神薄弱者通所授産施設2カ所が避難所となった。運営可能となった時期から、施設の部分的利用により再開した。

施設名	区	再開日	避難所解消日
もとやま園	東灘	2月22日	7月30日
おもいけ園	長田	2月20日	4月6日

(3)しあわせの村

しあわせの村は総合福祉ゾーンとして、広大な敷地と多種多数の施設を村内に有しており、今回の震災で大きな役割を果たすことを求められたのは、当然のこととも言える。

1月17日の朝も村内には225人の宿泊客がおられたが、まず全員無事であることを確認し、

村内施設の被害状況を点検した結果、被害箇所は多数に及んでいたものの、必要な補修により修復可能なものがほとんどであることが確認できたため、市役所、区役所と連絡・連携をとりながら市街地の被災者の支援、災害救助・復旧活動の拠点としての役割を果たすことになった。

①自衛隊・他都市からの応援職員の基地としての役割

今回の震災においては、被災地の救助活動、復旧活動のため、自衛隊が出動し多大な役割を果たしたが、その宿営地の一部としてしあわせの村の広大な芝生広場を使用され、また、運動広場は緊急ヘリポートとして、駐車場や野外プレイゾーンは自衛隊の緊急車両・特殊車両用駐車場として使用され、4月27日までピーク時には2,750人の隊員が野営された。また、他都市消防隊の仮眠場所として研修館を1週間あまり提供した（最大時441人）。その後も義援金支給事務や避難所に係わる業務等の応援に他都市から多数の職員が来られ、これらの方の宿泊施設として提供した。（最大時266人）



自衛隊宿営状況

②被災者の避難所としての役割

1月17日の午後から市街地で被災された方を中心に多くの市民が避難されてきた。直ちに区役所とも相談のうえ野外活動センター「あおぞら」を避難所として開放し、食料等必要な物資の配布を行った（最大時280人）。また、市は、被災された障害者や援護を必要とする高齢者のケアが急務であるとして1月30日に障害者緊急

ケアセンターを研修館等に、続いて高齢者緊急一時受入れ施設を開設し、保養センター「ひよどり」と本館3階をこれに充てた。

③救援物資の拠点としての役割

シルバーカレッジ、体育館、テニスコート前の円形広場は、全国から送られて来た救援物資や、調達された物資等の集配場所となった。



救援物資搬出・入

④温泉の無料開放

市街地のライフラインが甚大な被害を受けたため、被災地の住民にとって入浴できないことが大きな問題となった。しあわせの村の温泉は、天窓のガラスが破損し、本来なら本格的な補修が必要だが、入浴出来ない方に風呂を提供する必要性は緊急を要していたためガラスが落下しないよう応急の措置を施したうえ、1月27日から温泉の無料開放を行った。初日から長い行列となり、多い日で約3,800人の方に入浴いただいた。同時に、介助等の必要な障害者、高齢者の方も入浴できるよう温泉健康センター及び保養センター「ひよどり」の個室浴室を無料開放することにより、1日13組の入浴が可能となった。

温泉の無料開放は市内のライフラインがほぼ復旧した3月31日まで実施したが、通算131,819人（1日平均2,060人）の方にご利用いただいた。

⑤村内仮設住宅入居者に対する役割

多目的プレイゾーンには632戸の仮設住宅が建設され、7月下旬から入居がはじまった。従

来、しあわせの村は、村内に人が居住し、生活することを想定して設置・運営されていないため、仮設住宅に入居された人にとって何かと不便な点も出てくることが予想される。このため、管理運営面の工夫により出来るかぎり暮らしやすくなるよう努力している。

⑥しあわせの村本来の機能復旧にむけての役割

プールを初めとするしあわせの村の運動施設では、毎年、障害者や高齢者のスポーツ教室等を事業として行っている。障害者や高齢者にとってのスポーツは、障害者の身体機能の回復、残存機能の訓練や高齢者の運動機能の衰え防止、健康増進といった面で有益な効果を発揮するが、市街地の運動諸施設が大きな被害を受け、いまだ再開できないものもあるという状況の中でしあわせの村の運動施設、スポーツ教室の再開の要望は強いものがあり、体育館を除く運動施設は4月から再開し、併せて障害者・高齢者のスポーツ教室事業も再開した。

また、被災者を初めとした市民のリフレッシュの場としての役割も重要であり、激励コンサートなど各種イベントも実施している。

第7節 庁舎の復旧

(1)市役所庁舎

①2号館

震災により6階部分が圧潰し、6階以上が1.5m北側にずれ、全館が使用不能となった。

このため2号館自体の新築・増築・改築に対する案が出されたが、市民サービスの早期回復を図る必要性和工期・経費の面からの検討を重ねた結果、2号館の再利用できる既存部分は改修で対応し、可能な限りの増築で2号館の復旧を図るという案が採用された。

この方針に基づき柱・壁等のクラックなどを中心とした被害に対しては、地下1階から地上4階までに耐震面を考慮した改修を施し、さらに軽量鉄骨・金属屋根からなる事務室として5階部分を増築することになった。また不要となる1号館との渡り廊下5・8階部分については撤去した。

設備面は2号館6階部分の損壊により、電気・電話・給排水・昇降機・ガスの設備全般において大きな被害を受けた。復旧工事については建築工事と並行して既存部分の機能復旧を図り、5階増築部分にも4階以下と同様の設備を付与する。

復旧工事は平成7年8月から上部の解体・撤去を開始して平成8年3月には全ての工事が完了する予定である。

震災当時、2号館に入っていた部局は、2号館が使用不能となったため、次のとおり移転し、業務を行った。

2号館 入居部局		移 転 先	
8階	総務局厚生課 共助組合 信用組合	神戸商工貿易センタービル 24階	
	共済組合 健康保険組合	市役所3号館2階	
7階	都市計画局	区画整理部	ハーバランド 情報センタービル 7階
		それ以外	サンボーホール 1階
6階	水道局	シオノギ神戸ビル 6.7階	
5階	下水道局	神戸市教育会館 2.4.5階	
4階	土木局	神戸商工貿易センタービル 8.16.22.26階	
3階	住宅局	営繕部	センタープラザ東館 14階
		改良事業室	神戸商工貿易センタービル 6階
		それ以外	サンボーホール 2階
2階	会計室	市役所1号館23階	
1階	市長室市民情報サービス課 市政情報室、市民相談室	市役所1号館2階	
	総務局庶務課文書係	市役所1号館地下3階	
B1階	総務局庶務課自動車係	市役所1号館地下1階	
	守衛室	市役所2号館地下1階 エネルギーセンター	

施設名	復旧工事		主な復旧工事の内容等
	開始年月	完了年月	
1号館	7.10	8.3	・フロア、オーバルフロア改修 ・庁舎内外壁のクラック改修 ・倉庫、書庫の改修
3号館	7.11	8.3	・庁舎内外の柱、壁等のクラック改修、補強 ・倉庫、書庫の改修 ・電気室、トランス改修
エネルギーセンター	7.1	7.6	・クーリングタワー設置場所の変更 (2号館→3号館) ・発電機用重油タンクのささえ改修

注：完了年月は予定を含む

(2)区役所庁舎等

施設名	復旧工事		主な復旧工事の内容等
	開始年月	完了年月	
東灘区総合庁舎	7. 10	8. 3	・内外壁等のクラック改修、補強
灘区総合庁舎	7. 9	8. 1	・内外壁等のクラック改修、補強
中央区総合庁舎	7. 9	8. 3	・内外壁等のクラック改修、補強 ・エレベーター復旧
兵庫区総合庁舎	7. 11	8. 2	・内外壁等のクラック改修、補強
北区総合庁舎	7. 11	8. 3	・内外壁等のクラック改修、補強
長田区総合庁舎	7. 10	8. 3	・内外壁等のクラック改修、補強
須磨区総合庁舎	7. 10	8. 2	・内外壁等のクラック改修、補強
垂水区総合庁舎	7. 11	7. 12	・天井板等の改修
西区総合庁舎	7. 12	8. 3	・内外壁等のクラック改修、補強
北区出張所 (有馬、道場) 西区出張所 (伊川谷、押部 谷、神出、岩岡)			・窓ガラス破損等軽微な被害があったが、応急修繕実施済み
中央区 三宮サービスコーナー			・地下鉄三宮駅損壊のため、神戸市総合インフォメーションセンターにて6月1日より業務再開 ・地下鉄三宮駅復旧に伴い、8月28日より元の場所で業務再開

注：完了年月は予定を含む。

第8節 産業の復旧支援

経済局においては、一日も早く経済活動を回復させるため、県や国の協力を得ながら、震災復旧特別資金融資、仮設賃貸工場の建設、共同仮設店舗の設置補助、総合相談の実施などの緊急的な施策を行った。

1. 災害復旧融資

1月17日、被害状況の深刻さから、在来の中小企業融資による対応だけでは十分ではないため、無利子融資の可能性を含め、思いきった特別融資を県・市協調して創設すべく、兵庫県と協議を開始した。

1月18日、特別融資を創設するまでの間、既往の中小企業融資の元利返済に困窮した被災中小企業を救済するため、取扱金融機関に対し、被災中小企業から返済条件等について相談を受けた場合、弾力的に対応するよう要請した。

特別融資の創設については、1月21日以降兵庫県と融資限度額、利率、融資期間、融資予定枠等について具体的な協議に入った。特別融資の基本的な性格として、損壊した店舗の補修や仮設店舗の建設、滅失・毀損した商品の仕入れや手形決済資金など緊急復旧のための資金を対象とし、このことから、実施期間についても限定することとしたが、この期間内に限り、店舗等の本格建て替え等が可能な場合についても融資対象とした。

兵庫県との再三の協議の結果、1月25日に至り、融資限度額5,000万円、融資期間10年（据置3年）、利子補給方式による制度融資上初めての実質無利子融資の実現等、特別融資の骨格部分について合意した。

特別融資は、中小企業信用保険の別枠保険を基礎としているが、当該保険は、対象が市町長が発行するり災証明書が交付された直接被害者に限られていた。しかし、被害状況が把握されるにつれて、物的な直接被害は免れたものの、激震地に所在する取引先の壊滅により、売掛金の回収困難や今後の売上減少等甚大な間接被害を被るおそれのある中小企業も少なくないことが判明してきた。

これに対処するため、在来の経済変動対策資金融資の制度を拡充し、震災貸付を設けることとした。また、既往の中小企業融資債務の返済猶予について、先に1月18日付けで弾力的な対応を各金融機関に緊急要請したところであるが、1年間の元金返済猶予及び償還期間の延長制度として明確化し、実施することとした。

今回の震災に対する金融支援措置については、国に対し、諸般の要望を行ったが、2月9日に内閣総理大臣から県・市の特別融資への助成、政府系金融機関の災害貸付の融資条件の改善が発表された。さらに、小企業等経営改善資金融資の融資限度額についての震災特例（750万円）、中小企業信用保険法の特例措置（すべての被災中小企業について、別枠の特別小口保険1,000万円の創設）が認められた。

以上の国の対応を受け、同日、特別融資の融資予定枠1,125億円というかつてない規模で、①震災復旧緊急特別資金融資、②震災復旧特例無担保無保証人資金融資、③償還期間の1年延長制度、④経済変動対策資金融資における震災貸付の制度創設を決定した。

今回の特別融資については、多数の申込みが予想され、より迅速な処理が必要なこと、及び交通網の回復が不十分な中、利用者の利便を図る必要があることから、中小企業指導センターのほか、神戸商工会議所本部・各支部及び各取扱金融機関本支店（市内約300店舗）でも申込みを受け付けることができるとし、2月13日、神戸市産業振興センターにおいて、金融機関の担当者等約500人を集めて説明会を開催し、震災後約1カ月を経た2月15日、特別融資の受付を開始したが、当日朝早くから、被災中小企業の申込み、相談が殺到し、6月末までに震災復旧緊急特別資金融資と特例無担保無保証人資金融資の申込を受け付け、合わせて11,049件、1,400億円近い申し込みがあった。

表4-8-1 制度の概要

項目	概要
(1) 融資対象者	中小企業者及びその協同組合等で、以下の条件を満たす者 (ア) 震災により工場・店舗等が損壊したことにより、事業活動に支障を生じているため資金を必要とするもの (イ) 災証明書の交付を受けていること
(2) 資金用途	事業復旧に必要な設備資金及び運転資金 (ア) 事業復旧のために必要とする店舗・工場の復旧及び建設並びに設備機器の購入等に必要とする設備資金 (イ) 事業復旧のために必要とする運転資金
(3) 融資金額	(ア) 1企業につき 5000万円以下 (ただし、運転資金については、3000万円以下) (イ) 1組合につき 1億円以下 (ただし、運転資金については、6000万円以下) (ウ) 組合員転貸は1企業につき 5000万円以下 (ただし、運転資金については、3000万円以下)
(4) 融資利率	年2.5% (り災証明が全半壊の場合、当初3年間利子補給を行い実質無利子)
(5) 融資期間	10年以内 (3年以内の据置を含む)
(6) 返済方法	元金均等分割返済
(7) 保証人	保証協会の定めるところによる。
(8) 担保	保証協会の定めるところによる。
(9) 信用保証	保証協会の保証を付する。
(10) 受付場所	各取扱金融機関、ただし、融資のあっ旋を希望するものは神戸市中小企業指導センター、西神戸中小企業指導所、神戸商工会議所

表4-8-2 申込状況

(単位：億円)

融資制度		申 込 累 計	
		件 数	金 額
神 戸 市	震災復旧緊急特別資金	6,483	1,121
	特例無担保無保証人資金	4,566	273
	小 計	11,049	1,394
	(経済変動対策資金)	(1,287)	(159)

2. 仮設賃貸工場の建設

仮設賃貸工場は、この度の震災により、神戸市内の製造工場が倒壊又は焼失等の被害を受けた中小企業に対し、仮設の工場を建設し、自ら製造工場を確保するまでの間、暫定的に低廉な賃料で貸し付けることにより、被災企業の経済復興への立ち上がりを支援するとともに、雇用の確保を図り、もって神戸経済の速やかな復興を促進することを目的とするもので、170戸を建設し、2月25日からの第1次募集に引き続き、

3月21日から第2次募集を行い約250社が入居した。

なお、仮設工場の建設にあたっては、通産省に中小企業事業団の高度化資金融資制度の特例制度を新たに創設していただいた（表4-8-3）。高度化事業は本来、民間の事業協同組合を事業主体としていることから、通産省、中小企業事業団、兵庫県との調整の結果、その実績から（財）神戸市都市整備公社を事業主体として仮設賃貸工場建設事業を実施した。

表4-8-3 制度の概要

目 的	地方公共団体が拠出している公益法人等が、阪神・淡路大震災で被害を受けた中小企業に賃貸するため、貸工場（仮設工場を含む）を設置する。
貸付の対象（事業主体）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・地方公共団体が出資している株式会社 ・地方公共団体が出捐している公益法人
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ①激甚災害特別財政援助法の指定地域内で実施すること ②地方公共団体が作成する復興計画等に即して実施される事業 ③当該事業が被災地域の中小企業の復興を支援するための建物等を設置するものであること ④被災中小企業が5名以上入居すること ⑤原則として製造業が入居すること ⑥入居期間は概ね5年
貸 利 率	無利子
付 償 還	20年以内（据置期間含む）
条 据 置	5年以内
件 助成割合	90%以内
貸 付 対 象	建設費、土地取得費（造成費含む）、借地に係る費用（敷金除く）

表4-8-4 申込要領

申 込 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災時に神戸市内で製造業を営んでいた企業 (2) 工場が焼失又は倒壊等により製造業を営むことができなくなった者（要り災証明書） (3) 仮設工場において自ら製造業を営み、かつ製造を行う者（製造業の規定は日本標準産業分類による） (4) 集団化・共同化を図る等、将来的に自立する意欲のある企業 (5) 神戸市内に本社又は主たる事業所を有する企業であること (6) 6年度市民税を滞納していない者 (7) 入居決定後、神戸市の指定する入居時期にすみやかに入居し操業開始できる者
利 用 期 間	入居日から3年間（ただし、その後2年間を限度に更新が可能）
費 用 負 担	家賃：月額 500円/㎡ 共益費：月額 10円/㎡（興亜池月額 25円/㎡）消費税は別途 敷金・保証金不要 その他電気・水道・光熱水費は実費負担

(1)第1次募集

①受付期間

平成7年2月25日から平成7年3月5日

②申し込み件数

機械金属等 183件 (倍率11.4倍)

ケミカルシューズ関連

478件 (倍率13.3倍)

合 計 661件 (倍率12.7倍)

名 称	所 在 地	対 象 業 種	土 地 所 有 者 ()内は旧所有者	面 積 ・ 戸 数	入 居 日	入居企業数 9月12日現在
神戸インナー 第4工業 団地	長田区 駒ヶ林南町	機械金属等	神戸市土地開発公社 神戸市都市計画局	約 75㎡×7戸 約 80㎡×5戸 約 85㎡×2戸 約 95㎡×2戸	平成7.4.1	21社
苧藻島	長田区 苧藻島町2	ケミカルシューズ 関連	神戸市住宅局 (企画調整局)	約 215㎡×5戸	平成7.4.1	11社
南駒栄	長田区 南駒栄町	ケミカルシューズ 関連	神戸市都市整備公社 (土地開発公社)	約 200㎡×25戸 約 100㎡×6戸 約 95㎡×2戸	平成7.5.1	59社

(2)第2次募集

①受付期間

平成7年3月21日から平成7年3月27日

②申し込み件数

神戸ハイテクパーク 86件 (倍率1.6倍)

興亜池公園 31件 (倍率1.0倍)

高塚台 74件 (倍率2.1倍)

合 計 191件 (倍率1.6倍)

名 称	所 在 地	対 象 業 種	土 地 所 有 者 ()内は旧所有者	面 積 ・ 戸 数	入 居 日	入居企業数 9月12日現在
神戸 ハイテクパ ーク	西区 櫛谷町寺谷	機械金属	神戸市都市整備公社 (開発局)	約 240㎡×3戸 約 120㎡×26戸 約 60㎡×24戸	平成7.6.17	59社
興亜池公園	西区 高塚台2	ケミカルシューズ 関連	神戸市開発局	約 214㎡×13戸 約 58㎡×17戸	平成7.6.3	43社
高塚台	西区 高塚台6、7	機械金属を 除く製造業 ・ケミカルシューズ 関連	神戸市開発局	約 240㎡×9戸 約 120㎡×5戸 約 48㎡×21戸	平成7.6.27	51社

表4-8-5 神戸市被災企業用仮設賃貸工場入居企業数

(平成7年9月12日現在)

名 称	工場規模	戸 数	契約企業	共同利用	合 計	操業企業	従業員数
神戸インナー第4工業団地	75㎡	7戸	7社	2社	9社		
	80㎡	5戸	5社	2社	7社		
	85㎡	2戸	2社	0社	2社		
	90㎡	2戸	2社	1社	3社		
計		16戸	16社	5社	21社	21社	83人
苅藻島	215㎡	5戸	5社	6社	11社	11社	63人
南駒栄	200㎡	25戸	25社	26社	51社		
	100㎡	6戸	6社	2社	8社		
	計	31戸	31社	28社	59社	58社	275人
長田小計		52戸	52社	39社	91社	90社	421人
神戸ハイテクパーク	240㎡	3戸	3社	0社	3社		
	120㎡	26戸	26社	5社	31社		
	60㎡	24戸	24社	1社	25社		
	計	53戸	53社	6社	59社	54社	152人
興亜池公園	214㎡	13戸	11社	15社	26社		
	58㎡	17戸	17社	0社	17社		
	計	30戸	28社	15社	43社	34社	108人
高塚台	240㎡	9戸	8社	16社	24社		
	120㎡	5戸	5社	0社	5社		
	48㎡	21戸	21社	1社	22社		
	計	35戸	34社	17社	51社	35社	125人
西神小計		118戸	115社	38社	153社	123社	385人
仮設工場合計		170戸	167社	77社	244社	213社	806人

3. 商店街・小売市場の復旧支援

被害の大きい商店街・小売市場の実態把握をするため、市では1月18日から20日にかけて市内商店街・小売市場の被害状況現地調査を行い、また、食料等生活必需品確保の観点から震災当日に小売店に対して電話での早期営業再開要請を行い、さらに1月23日には、文書で各商店街・小売市場に対し早期営業再開を要請した。2月3日からは、商工会議所とともに商店街・小売市場営業再開状況調査を実施した。以上のように被害状況・営業再開状況の把握に努める一方、震災後の当面の施策として、まず、市・県・商工会議所からなる復興支援チームの派遣を

行い、復興のニーズを把握するとともに、意欲のある各団体に対し、被災の状況に応じた復興策を指導するために2月27日から被災地の商店街・小売市場を訪問する活動を行った。また、復旧に対する施策の検討を行い、被災商店街・小売市場の立ち上がりに効果のある商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度を創設し、3月8日から受け付けを開始した。さらに阪神・淡路復興基金においても同様の制度が創設され、市と復興基金と合わせ事業費の2分の1までの補助が可能となった。本制度は7月末で締め切ったが、36団体から申請があった（9月末現在30団体完成済）。

表4-8-6 商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度の概要

補助対象団体	自らの店舗が全壊又は半壊、全焼又は半焼したことにより営業不能に陥っている構成員（以下「被災構成員」という。）を5人以上有する商店街又は小売市場の団体（法人、任意を問わない。以下「商業団体」という。）
補助対象施設	商業団体が次のいずれかの方法（併用は認めない。）により設置し、被災構成員5人以上が共同で使用する仮設店舗。ただし、使用用地は補助対象団体において用意できるものであること。 (1) 建設又は取得 (2) リース方式等の借受け
補助対象経費	(1) 共同仮設店舗の建設又は取得に要する費用（給排水、電気並びにガスの設備工事費用を含む。内装費、什器類は対象外） (2) 借受けに要する費用
補助金額	(1) 補助率 補助対象経費の4分の1 ① 建設による場合 補助限度額 10,000千円（1団体あたり） 補助単価 3.3㎡(1坪)当たり 20万円以内 補助面積 1店舗当たり 20㎡（6坪）以内 （10店舗分の標準例） 建設費 @20万円×20㎡/3.3㎡×10店舗=1,200万円 補助金 1,200万円×1/4= 300万円 ② リースによる場合 補助限度額 5,000千円（1団体あたり・年間） ただし、2年間で打ち切りとする。 補助単価 3.3㎡(1坪)当たり年間10万円以内 補助面積 1店舗当たり 20㎡（6坪）以内 （10店舗分の標準例） 建設費 @20万円×20㎡/3.3㎡×10店舗=1,200万円 想定リース料（年間） 1,200万円×1/2= 600万円（2年償却） 補助金 600万円×1/4= 150万円（年間） 150万円×2（年）= 300万円 (2) 県市の負担割合： 神戸市1/4(限度額10,000千円) 兵庫県1/4
申込受付期間	平成7年3月8日（水）～平成7年7月31日（月）

表4-8-7 共同仮設店舗建設団体 段階別一覧表

(平成7年9月5日現在)

	No.	団 体 名	区	店	面 積 (㎡)	開 店 日
完 成	1	神戸デパート共栄会	長 田	20	74.3	3/7
	2	長田中央市場	長 田	53	445.0	2/13
	3	長田公設市場	長 田	11	105.7	3/11
	4	御旅センター市場	兵 庫	10	181.4	4/11
	5	東山商店街	兵 庫	5	194.4	4/5
	6	須磨浦商店街	須 磨	5	173.2	4/1
	7	住吉SC(市場)	東 灘	22	515.3	5/1
	8	三角マーケット(市場)	中 央	11	198.0	5/15
	9	六甲本通商店街	灘	5	38.9	5/16
	10	宮前市場	灘	13	336.0	5/16
	11	菅原市場	長 田	22	580.0	5/25
	12	新長田1番街	長 田	14	1,107.0	5/31
	13	甲南市場	東 灘	5	100.0	6/1
	14	深江ショッピングセンター	東 灘	14	269.5	6/6
	15	大正筋商店街	長 田	34	854.0	6/10
	16	丸は市場	長 田	22	338.5	
	17	昭和筋5丁目商店街	長 田	14	528.8	
	18	五位ノ池線保栄会	長 田	11	270.8	
	19	フォレスト店舗会	灘	5	90.7	6/25
	20	室内商店街	長 田	12	240.0	6/25
	21	丸五市場	長 田	5	64.1	7/1
	22	メイン六甲店舗会	灘	5	100.0	7/3
	23	青木大市場	東 灘	15	334.3	7/3
	24	新甲南市場	東 灘	13	248.8	7/9
	25	長田四八商店街	長 田	5	75.0	7/12
	26	三宮京町筋商店街	中 央	7	569.1	8/3
	27	鷹取商店街	長 田	8	181.4	8/10
	28	山手本通会	中 央	5	100.0	8/17
	29	昭和筋6丁目商店街	長 田	5	162.0	9/1
	30	山吉市場	長 田	10	338.0	9/4
	30件	小 計		386		
建設中	31	地藏市場	灘	10	264.0	10/1
	1件	小 計		10		
	31件	完成・建設中の合計		396		
計画中	32	阪神魚崎市場	東 灘	5	71.5	10/1
	33	若宮商友会	須 磨	6	145.3	10/1
	34	三宮センター街1丁目	中 央	6	84.8	10/1
	35	湊町商店連合会	兵 庫	5	102.2	12/1
	36	三宮センター街3丁目	中 央	5	22.5	2/1
	5件	小 計		27		
	36件	合 計		423		

○被災地区商店街・市場調査

①調査の概要

ア. 調査の目的

震災後、半年を経過した時点での、商店街・小売市場の復旧・復興状況並びに今後の復旧・復興への取り組みについて動向を把握するために実施した。

イ. 調査期間

平成7年6月26日（月）～7月7日（金）

ウ. 調査対象

垂水区、北区、西区を除いた市内の全商店街・小売市場（296団体）

（内訳）東灘区：27件、灘区：48件、中央区：94件、兵庫区：48件、長田区：46件、須磨区：33件

エ. 調査方法

神戸市、神戸商工会議所共同での団体役員等へのヒアリング並びに実地調査。

②調査結果の概略

ア. 営業の再開状況

調査対象となった6区全体の震災前の店舗数は、11,651店舗、うち営業が再開されているものは7,477店舗（64.2%）。3月中旬に実施した前回調査では、5,405店舗（46.3%）という結果が出ており、再開状況は、前回調査時点から着実な伸びを示している。

商店街・市場別に見ると商店街が63.4%、市場が67.7%。また各区分の内訳では、兵庫区が80.1%と最も再開率が高く、以下、須磨区79.6%、東灘区63.8%、中央区60.8%、灘区56.7%、長田区53.4%と続いている。

イ. 仮設店舗による再開状況

再開した店舗中に占める仮設店舗の割合を見ると、6区全体では、7,477店舗のうち678店舗（9.1%）が仮設による再開となっている。

各区分の内訳では、長田区34.7%、東灘区16.1%、灘区12.5%が全体の平均値を上回っており、以下、兵庫区6.0%、須磨区3.5%、中央区2.2%と続いている。

ウ. 復旧・復興への取り組み状況

○高度化事業への取り組み状況

震災からの復興の取り組みの一環として、各団体の高度化事業（中小企業者が組合などを設立し、国と県から低利の融資を受けて行う集団化、共同化等の事業）の実施予定状況を調査した結果、6区全体296団体のうち30団体から「実施予定あり」との回答を得た（検討中のものを含む）。因みに実施予定団体を法人団体と任意団体とに区分してみると、法人89団体のうち実施予定のものは、22団体（24.7%）、任意207団体のうち8団体（3.9%）となっており、法人化された団体の積極的な取り組み姿勢が伺える。

○高度化事業以外の団体としての今後の取り組みについて

高度化事業以外の取り組みとして回答のあった主なものは次のとおり。

売り出し等イベントの開催：43件、アーケード補修：9件、優良建築物等整備事業：4件、中小商業活性化事業：4件、組合の設立（法人化）：3件、街路灯修理：2件、まちづくり協議会の設置：2件等

○現在抱えている課題や悩みなど

現在抱えている課題や悩みなどで挙げられた意見の主なものは次のとおり。

- | | |
|---|----|
| ・来街者（周辺人口）の減少や周辺の環境整備の遅れ | 18 |
| ・組織力の低下（店舗数、廃業等による構成員の減少等や空店舗問題） | 17 |
| ・施設の早期修復及び補修や建替えにかかる資金問題 | 16 |
| ・経営者の高齢化、後継者難 | 11 |
| ・復旧に向けての意見の食い違い（商業者間、地権者間等） | 11 |
| ・再開発事業、土地区画整理事業に関する問題（計画の内容が決まらなると動きが取れない等） | 6 |
| ・法人化への取り組み | 5 |
| ・断片的に更地になり、再開が厳しい | 5 |

商店街・小売市場の被災状況と再開状況

区名	団体数	店舗数 (店)	※被災状況		営業店舗数 (店)	再開率 (%)		
			全損戸数	全損率 (%)		7/17現在	3/12	2/1
商店街								
東灘	9	626	182	29.1	416	66.5	58.0	54.6
中兵衛	34	1,137	621	54.6	601	52.9	23.7	9.0
中央	85	4,428	1,074	24.3	2,647	59.8	43.1	15.2
兵庫	33	1,374	325	23.7	1,137	82.8	65.5	46.1
長田	33	1,186	737	62.1	615	51.9	30.5	10.5
須磨	22	852	249	29.2	674	79.1	66.6	41.8
計	216	9,603	3,188	33.2	6,090	63.4	45.5	23.3
小売市場								
東灘	18	424	210	49.7	254	59.9	21.7	9.2
中兵衛	14	358	250	69.8	246	68.7	36.0	2.8
中央	9	322	43	13.4	242	75.2	61.8	34.8
兵庫	15	417	122	29.3	298	71.5	64.8	46.3
長田	13	364	279	76.7	213	58.5	43.1	11.8
須磨	11	163	26	16.0	134	82.2	76.7	50.9
計	80	2,048	930	45.4	1,387	67.7	47.5	23.4
合計	296	11,651	4,118	35.3	7,477	64.2	46.4	23.3

注：被災状況「倒・損壊」と「焼損」を併せたもの。全て「全損状態と認められるもの」をあげており、半壊・半焼等は含まれていない。(2/8現在)

4. 中小企業総合相談所の設置

被災事業者の事業再開に関する各種相談（融資・労務・経営等）に総合的かつ機動的に対応するため、国・県・市・商工会議所関係の相談窓口を兵庫県南部地震中小企業総合相談所とし

て一本化し、1月25日に神戸市産業振興センターに設置した。震災に伴う経営・雇用・金融・法律問題などの相談を震災後100日にあたる4月26日まで行ない、相談件数は約1万件にのぼった。

表4-8-8 制度の概要

設置場所	神戸市産業振興センター6階
相談時間	10時～17時（土・日・祝日含む。但し、法律相談は土・日を除く13時～17時）
相談内容	融資・労務・経営等
相談方法	電話または、面談による。
相談団体	中小企業庁、近畿通商産業局、兵庫県（商工部、労働部）、神戸市経済局、中小企業事業団、中小企業退職金共済事業団、商工組合中央金庫、国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、兵庫県信用保証協会、兵庫県中小企業振興公社、兵庫県中小企業団体中央会、兵庫県火災共済共同組合、中小企業診断協会兵庫県支部、兵庫県技術士会、神戸商工会議所、近畿税理士会、神戸弁護士会、神戸市産業振興財団

表4-8-9 相談件数

期間	金融	労務	経営	合計	電話相談	面談
1月25日～ 4月26日	9,224	387	295	10,163 (110/日)	4,203	5,960
4月27日～ 4月30日	31	0	1	37 (9/日)	2	35
5月1日～ 5月31日	235	0	7	260 (13/日)	65	195
合計	9,490	387	303	10,460 (90/日)	4,270	6,190

（主な相談内容）

○融資

- 仮事務所・仮設工場建設等のため、特別融資を受けたい。
- 運転資金（売掛金の回収不可能、受注の激減、従業員の給料支払等）のため特別融資を受けたい。
- 現在受けている融資債について、繰延べ措置できないか。
- 一番有利な融資を受けたい。

○労務

- 雇用調整助成金を受けるにはどのようにすればよいか。
- 希望退職の方法及び解雇予告手当はどのように支給するのか。
- 出社できなかった従業員に対して賃金支給はどのようにすべきか。

○経営

- 仮事務所・仮工場を紹介してほしい。
- 取引先が被災したため、取引ができない。新しい取引先の開拓はどのようにすればよいか。

5. 集客観光産業の復旧支援

(1) 震災後の集客観光への取組

① 情報の提供

マスコミを通して、国民には震災の悲惨な状況が多く報道された。そのため、来神を控える人が多いことから、正確かつ最新の情報を発信した。

- ・ 宿泊施設、観光施設の営業状況 3月15日から毎週（6月から月2回）
- ・ 全国の旅行代理店、マスコミ、観光関係団体、行政機関など約400カ所
- ・ 震災後の復興状況についての発行
1月24日～8月1日までの6回
（コンベンション主催者等関係者 約200団体）
- ・ 市内コンベンション施設状況・復旧状況の発行
2月20日～7月1日まで6回
（コンベンション主催者等関係者、施設管理者 約200団体）
- ・ 震災復興状況海外向け広報レターの送付
2月28日
（コンベンション主催者等関係者 約200団体）
- ・ コンベンションK O B Eでの復興状況広報
発行4月、7月、10月
（コンベンション主催者等関係者 500部発行）
- ・ 毎日デイリーニュース他、海外コンベンション専門誌への復興状況記事掲載
- ・ コンベンション復興PRパンフレット
「WELCOME TO KOBE」作成（日本語版・英語版）

② 観光キャンペーンの展開

来神を自粛することなく、神戸で食事をし、買い物をし、宿泊することなどが、神戸の復興支援につながることを力説

- ・ 旅フェアへの出展（4月12日～16日 千葉幕張メッセ）来場者111,212人
- ・ 観光キャラバン隊の派遣（4月13日～14日東京、6月13日～15日名古屋、東京）
（7月4日～5日福岡、広島、岡山）
- ・ 各自治体のまつり、パレードへの参加 博多どんたく（5月3日）、長崎まつり（7月30

日）、函館まつり（8月2日～4日）、新潟まつり（8月8日～10日）

③ 会議コンベンションへの参加

- ・ コンベンションズコンベンションに参加
4月27日～30日（東京国際見本市会場）
- ・ E I B T M（欧州会議見本市）に参加
5月16日～18日（ジュネーブ）
- ・ 第5回国際ミーティングエキスポに参加
9月18・19日（東京サンシャインシティ）
- ・ I T & M E ショー（国際会議見本市）に参加
9月19日～21日（シカゴ）

④ 集客イベントの実施、協力

- ・ 神戸が元気で立ち上がった姿を見てもらうとともに、市民のやすらぎの場を提供するため、「夏 こうべで」と銘うって市内全域で7月17日から8月末まで38イベントを展開し、約100万人が参加した。
- ・ この成果を秋にも引き継ぎ「こうべ 秋」の合言葉のもと、10月初旬から11月下旬の約2カ月40のイベントを市内各地で展開する。

⑤ 会議・大会の誘致

神戸経済の復興支援のため、神戸への会議、大会を積極的に誘致し、神戸の最新の復興状況を見てもらう。

会議・大会開催奨励金制度発足（“観光ひょうご”復興キャンペーン推進協議会）

(2) 観光入込の状況

平成6年の入込数は、2,440万人であった。しかし、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災により観光客が激減した。

① ゴールデンウィークの入込状況（主要観光施設）

震災直後は、ほとんどの観光客の姿がなかったが、ゴールデンウィーク期間には、約4割まで回復した。しかし、市街地の中心部と郊外の回復にバラツキがみられた。

②平成7年8月の観光入込の状況

震災直後は激減の状態であったが、徐々に回復してきており、平成7年8月で対前年比45%の163万人の入込客数まで回復した。しかし、入込客数の回復は地域ごとに差が生じてきている。地域別には、市街地、北野、港が厳しく、六甲山、有馬、須磨、舞子、西北神は順調に回復してきている。

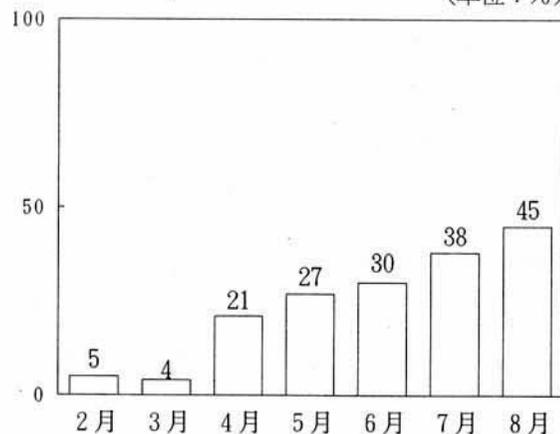
表4-8-10 阪神・淡路大震災後の入込客数(8月比較)

(単位:万人、%)

観光群	年	平成6年		平成7年	
		入込客数	8月入込客数	8月入込客数	対前年比
都市観光群	市街地	682	109	35	32
	うち北野	166	18	6	30
神戸港観光群		366	66	21	32
六甲有馬観光群	六甲・摩耶	732	109	51	47
	有馬	172	22	16	73
須磨・舞子観光群		344	41	26	63
西北神観光群		144	14	14	100
合計		2,440	361	163	45

図4-8-1 震災後の月別入込客数対前年同月比の推移

(単位:%)



6. 雇用対策

失業者の働く場の確保ということで、経済局と理財局の連名で2月11日に市内企業に対して被災労働者の優先雇用を要請し、また、3月18日に市各部局に対して文書で地元業者の優先発注要請や、3月27日に神戸商工会議所会頭名と神戸市長名の文書により商工会議所会員企業で市外流出した企業293社に対して早期市内復帰を要請し、さらに3月29日には市内主要企業・団体からなる雇用問題連絡会議においては被災労働者の優先雇用を要請した。

〔発送文書〕

平成7年2月11日

各位

被災労働者の優先的雇用について(ご依頼)

神戸市長 笹山 幸俊

今般の震災に伴い、解雇・採用取消などにより、離職を余儀なくされた労働者が多数発生しております。

このような状況下で、国においては、復興のため公共事業を実施する企業等に対し、被災労働者を一定割合雇用することを義務づける法律を制定する動きが見られるところであります。

本市としても、市民の雇用不安を解消し、雇用の安定確保を図り、さらに1日も早い復興を推進するため、貴社の受注する公共工事等において、被災労働者を優先的に雇用するようお願い申し上げます。

担当:理財局 経理課

☎322-5146

経済局 産業対策室

☎322-5329

平成7年3月27日

各 位

神戸市長

笹山 幸俊

阪神大震災による被害のお見舞いと神戸への早期復帰のお願い

このたびの阪神大震災により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

この震災では、神戸市内中心部をはじめ広範囲に渡り未曾有の被害が発生し、貴社をはじめとする市内企業についても事務所の倒壊や設備の損傷など甚大な打撃を受けました。こうした厳しい環境のなかで、皆様が復興に向けての多大なご努力をされていますことに敬意を表しますとともに、市政に対する皆様の日頃より変わらぬご協力に感謝申し上げます。

神戸市におきましては、震災後直ちに、被災企業に対する総合的な相談窓口を設置するとともに、緊急融資、仮設賃貸工場の建設、共同仮設店舗への補助等、神戸での早期事業再開へ向けた各種支援策を実施してまいりました。

事業再開に必要な産業基盤につきましても、水道がほぼ完全復旧し、ガスも8割（3月17日現在）復旧しています。鉄道はJRが3月末に完全復旧の見込みなど全体的に復旧のペースが早まっています。

市内ではこうした動きを受け、経済活動はしだいに活発化しています。このため、市では新たに「神戸経済復興委員会」を設置し、当面の応急的な復旧策はもちろん今後の中長期的な経済振興策の検討も行い、産学官のお知恵を拝借しながら、引き続き神戸経済の復興とさらなる発展へ向けて全力をあげて取り組んでまいります。

神戸はこれまでも昭和13年の阪神大水害をはじめ、幾度にもわたる台風・集中豪雨禍、あるいは第2次世界大戦の戦火により大きな被害を受け、その度ごとに、市内の企業、市民、そして行政が力を合わせて復興を遂げてきた歴史を持っています。

今回の震災においても、事業者、市民、市の協力のもと必ずや復興を成し遂げ、さらに今までも増した魅力を持つ新しい力強い神戸が築かれるものと確信しています。

つきましては、貴社におかれましても、厳しい環境のなかご苦労されているとお察しいたしますが、当面の復旧の暁には是非神戸の地に戻ってきていただき、神戸の復興と発展にお力添えいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、貴社の今後益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬 具

第9節 建物の解体撤去及び災害廃棄物の処理

(1)神戸市地域防災計画と災害廃棄物処理

今回の震災により生じた倒壊家屋等から発生するガレキ等（以下、災害廃棄物）について、これまでの防災計画での位置づけは次のとおりであった。

①廃棄物処理計画

（神戸市地域防災計画本編）

計画本編では、一般的なごみ、し尿の増加を想定しており、仮置場の設置、人員・機材の借り上げ等による迅速な処理を計画している。

（地震対策編）

地震対策編では、家屋倒壊による道路の閉塞を想定しており、避難道路の確保のための撤去を明示している。今回の震災においても、当該事業については土木局が所管し、これを実施したところである。また、廃棄物処理については内容的には計画本編同様である。その他、流入土石、竹木等が居住に支障がある場合には公共が撤去を行うものと規定されているが、倒壊家屋までは想定していない。

②災害廃棄物処理における行政対応

震災発生直後、神戸市においては、「神戸市地域防災計画」に基づき災害対策本部が設置され、被災状況等の把握を手始めに、被災住民への対応を優先的に行政対応を行ってきた。

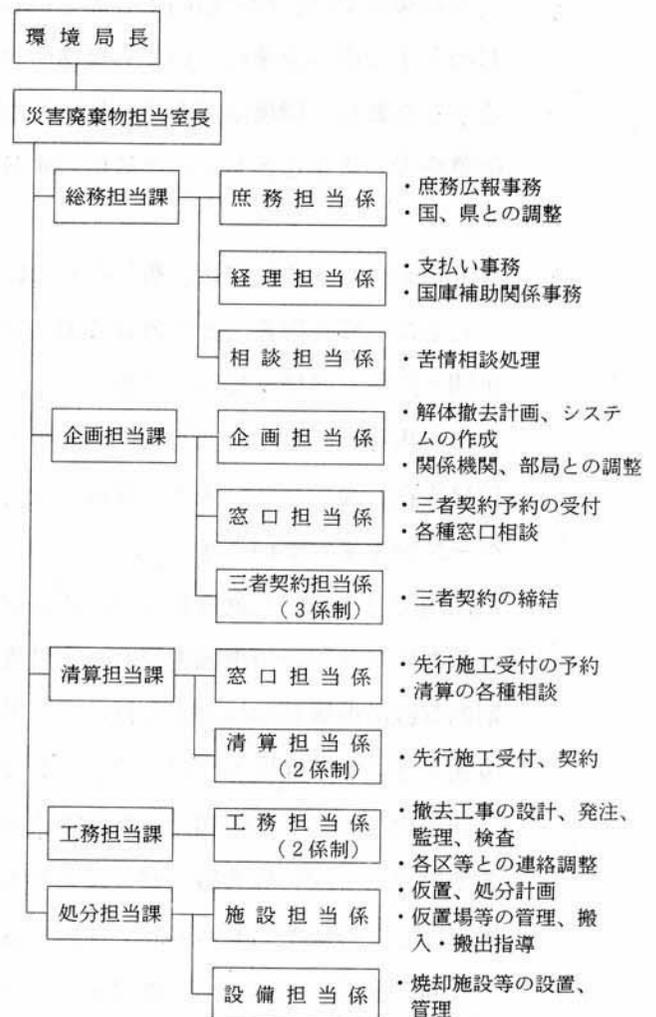
また、このような未曾有の災害に対し、的確かつ早期の意思決定を行うため、災害対策本部の下部機関として「調整会議」を設け、政策決定に係わる基本的な事項の協議を行い、対策本部の判断に供することとした。

災害廃棄物についても、「調整会議」の大きな議題として議論され、当面緊急を要する決定や処理計画の方向づけがなされた（1/17～1月末）。

このような中で、国・政府においては1月28日には関係行政機関からなる「兵庫県南部地震非常対策本部」から災害廃棄物に係る処理方針が発表され、厚生省所管の災害廃棄物処理事業により対処されることになった。

これを受け、神戸市においては、2月3日、環境局内にプロジェクトチームとして「災害廃棄物対策室」を設置し、災害廃棄物処理に係わる具体的な担当部局が決定された。これ以降環境局が主体となって、災害廃棄物処理事業が進められることになった。

図4-9-1 環境局災害対策組織図
（平成7年4月1日現在）



③神戸市災害廃棄物処理事業の全体スケジュール

今回の震災による倒壊家屋等の廃棄物の量は1千数百万㎡と膨大な量に及んでいるが、倒壊家屋等の解体撤去については、平成7年度中に市街地から仮置場・最終処分地への搬出を完了し、平成8年度中に焼却・埋立などの最終処分

の完了を目標に各般の対策を推進することとした。

(2)災害廃棄物の解体撤去について

①解体撤去の方針と対応

ア. 国の方針（厚生省）

地震等により損壊した建物等は、「神戸市地域防災計画」でも明らかなように、公的な関与は想定されておらず、所有者責任で実施されてきているのが現状であった。

しかし、今回の阪神・淡路大震災による被害は甚大で、都市機能がマヒし、社会的経済的影響は極めて大きいところから、国は被災者の負担軽減と被災地の一刻も早い復旧・復興を図るため、個人や中小企業の損壊建物等の解体について、特例的に廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の災害廃棄物処理事業として所有者の承諾のもとに市町の事業として行い、公費負担（国庫補助1/2）の対象とすること及びガレキ等の処理に対する自衛隊の協力を決定した（1月28日）。

イ. 市の対応

上記の国の支援措置決定を受けてプレス発表及び地震災害対策広報で、

○倒壊家屋等の解体撤去を市の事業として行う。

○数量が膨大であるため公共性、緊急性の高いものから実施する。

○各区で1月29日から解体の申し出を受け付ける。

○解体撤去の標準単価（悪質な業者の排除を目的）。

などについて被災者への第1報として周知を図ることとした。

この周知に伴い、各区の窓口に申し込み者が殺到した。

解体件数の最も多かった長田区は、次のような状況であった。

「いざ受付を始めてみると、想像以上の人が押し寄せてきた。受付初日は1月29日、日曜日にもかかわらず、588件の願い出書が出された。1月30日1,020件、1月31日1,394件、2月1日

701件、2月2日541件と、わずか5日間で4,244件の願い出があった。

この最初の5日間に予想以上の人が一斉に押し寄せたため、あとの事務処理が滞った。つまり、

(ア)臨時的な体制で、一度に多くの書類を受理したため、書類の記載事項を十分チェックできなかった。とりわけ、占有者を始めとする関係者の同意書が不十分であった（震災で家が倒壊状態のため、実印はもとより印鑑のない人が多くサインだけの記載やボールペンがないので鉛筆による記載も多かった）。

(イ)建物の所在地について、住居表示でなく地番であったり、間違っていたり、建物所有者の名前はわかっても占有者の名前がわからず地図上で物件の特定ができない、といった問題が生じた。受付時に地図上でチェックしておくべきであった。

(ウ)物件の所在地別分類や地図上への落としこみ、書類の内容チェックに手間取り、業者発注するまでに1カ月近くかかってしまった。そのため、願い出者に対し改めて解体していかどうかの意思確認や解体日程の調整が必要となり、電話による確認作業を行ったが、この作業のための要員（返電をうける人も含む）も10人以上必要となった。

(エ)現地調査のため、区に建築職の職員が派遣されたが、4,500件を越える物件を迅速に見ていくことは不可能であった。ところが、地元建築家の尽力により、新日本建築家協会の全面的協力が得られた。岡山・山口の支部を中心に九州・四国からも応援に来ていただき、2月の毎土・日曜日、延べ200人にのぼる建築士の人に長田区内の家屋を調査してもらい、倒壊の危険性をチェックすることができた。

(オ)事務量が相当量になり、臨時の要員、確認作業のための電話（急ぐため携帯電話で対応）やチェック用・書き込み用の住宅地図（約30冊必要）、現場調査用のカメラ、コピー機等の手配も急務であった。

(カ)市民からの問い合わせに答えるマニュアルがなく、倒れかかった塀や門・非常階段等のみでも解体撤去の対象とするのか、大企業の範囲

は、神社仏閣はどうするのか、などの処理で解積が揺れ動いた。

解体の申し込みが殺到しこの処理に追われていた時、企画調整局より、「京都大学でパソコンを使った地図による防災システムを研究しており、倒壊危険家屋の処理に応用できるのでは」との打診があった。

2月17日・19日と、京都大学工学部防災研究所亀田教授・林助教授と角本客員助教授の説明で、初めて地理情報システムを見せてもらい、3月3日、角本客員助教授率いる研究所のスタッフが長田区に来られ、実際の処理が始まった。

地理情報システムは、地図とデータが一体になり、膨大な量の情報を瞬時に処理できるシステムであり、その特徴は次のとおりである。

(ア)ベースとなる地図に市販の住宅地図と都市計画図を使い、誰にでも使えて見やすくなっていること。

(イ)願い出書の整理にマイクロソフトのエクセルを使い、所在地別・所有者別の分類が可能となり、執行管理が容易なこと。

(ウ)地図のもとになっているRINZOとエクセルをつなぐのが、DIMSISという京大防災研究所の開発したシステムで、これにより地図情報と家屋情報がリンクすること。

今回の大震災に起因する倒壊危険家屋の解体撤去に際し、地理情報システムをモデル的に導入してもらったが、その有用性は十分認識できた。」

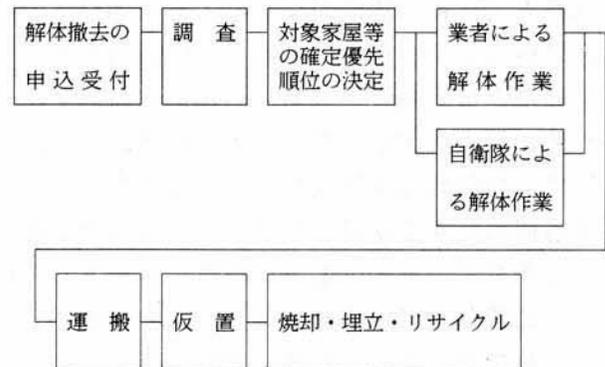
②解体撤去の実施方法

ア. 神戸市災害廃棄物解体処理事業実施要領

神戸市では、統一的な考え方や進め方を迅速かつ的確に責任をもって処理することを目的に「災害廃棄物解体処理事業実施要領」を策定した。

解体処理事業の概略は図4-9-2のとおりである。

図4-9-2 解体処理事業フロー



イ. 解体処理事業の対象

解体処理事業の対象は次のとおりである。

- (a)個人住宅
- (b)分譲マンション
- (c)賃貸マンション(中小企業者のものに限る。)
- (d)事業所等(中小企業者のものに限る。)
- (e)中小企業に準ずる非営利法人等の家屋、事業所等
- (f)その他市が必要と認めるもの

※中小企業とは、表4-9-1のとおり。

表4-9-1 中小企業の範囲

業種	従業員規模・資本金規模
工業・鉱業・運送業等	300人以下又は1億円以下
卸売業	100人以下又は3千万円以下
小売業・サービス業	50人以下又は1千万円以下

ウ. 解体撤去の方法

神戸市では、次の4方式により被災者から申し出のあった倒壊家屋の解体撤去を行うこととした。

表 4 - 9 - 2 解体撤去の方法

方法	窓口	内 容	等
①市発注	区	<ul style="list-style-type: none"> 被災した建物所有者等が解体を願い出て、市が業者に発注、解体撤去を行う。 処理量が膨大であるため、単価契約とした。 平成6年度 約 300業者（2月7日契約） 平成7年度（前期）は、効率的に処理するため、町、丁目など区域をブロック化し、業者を配置する地区割り方式を採用。 3637ブロック 414業者（4月28日契約） 受付期間：6年度 平成7年1月29日～3月15日 7年度 4月1日～8月31日 但し、マンション、テナントビル等関係権利者の同意など特別の事情のある場合については、10月31日まで。 	
②自衛隊	区	<ul style="list-style-type: none"> 被災した建物所有者等が解体を願い出て、市が自衛隊に解体を依頼する。 実施期間：平成7年2月7日～4月26日 	
③三者契約	災害廃棄物対策室	<ul style="list-style-type: none"> ①及び②による方法が原則であるが、解体を要する倒壊家屋が膨大であり、処理に時間がかかるため、実態的に緊急性・必要性から市による解体を待たず自己処理を行いたいとの要望が強いため、市発注による方法を補完するものとして採用した。 被災した建物所有者が業者を選定し、当該建物所有者・業者・市の三者で契約を締結し解体撤去を行う方法で、市が当該業者に解体業務を委託する形態となっている。 受付期間：第1次 平成7年2月20日～4月28日 第2次 平成7年5月29日～6月30日 	
④清算	外郭団体	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性・必要性から、震災直後上記の解体事業にかかる制度が整備されるまでに、自己処理したものについて当該建物所有者等からの申し出に基づき、解体費用の支払手続を行う。 具体的処理については、外郭団体（財神戸市都市整備公社）に委託した。 受付期間：平成7年3月10日～4月28日 	

倒壊家屋等の解体撤去実施フローは次のとおり。（図4-9-3、図4-9-4）

図 4 - 9 - 3 倒壊家屋等の解体撤去実施フロー（市発注、自衛隊関係）

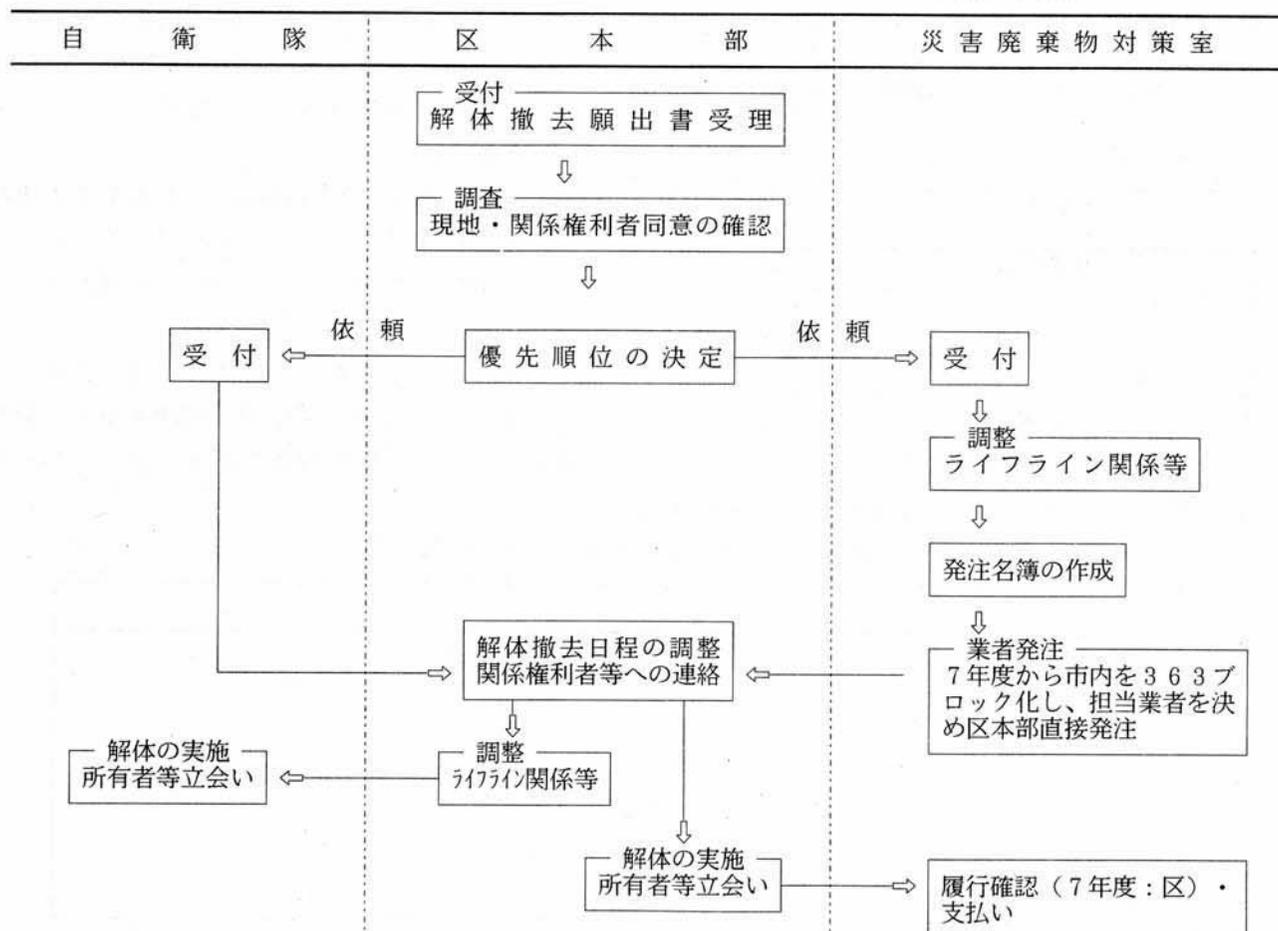
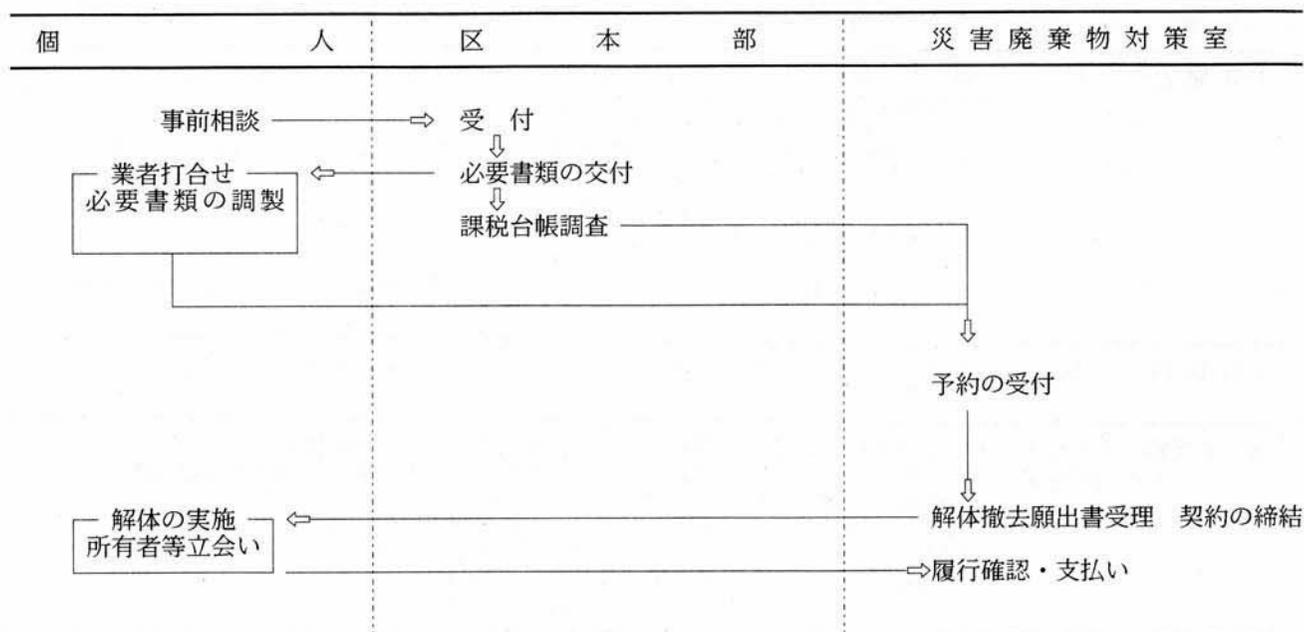


図4-9-4 倒壊家屋等の解体撤去実施フロー（三者契約関係）



エ. 解体撤去の単価（公費負担の範囲）

上記のとおり、倒壊家屋数が膨大であり、効率的に処理するため、市発注においては、単価契約方式を採用したが、その単価は下記のとおりである。また、三者契約、清算においてもその公費負担の範囲として、この単価に準拠した。

表4-9-3 解体撤去の単価
(消費税抜き)

区分	建物の構造等	単価 (円/㎡)	
		解体撤去	撤去のみ
6年度	木造(鉄骨造)	11,600	左記の T以内
	鉄筋(鉄骨鉄筋)コンクリート造	29,000	
7年度 前期	木造・軽量鉄骨造	10,200	4,600
	鉄骨造	13,000	3,500
	鉄筋コンクリート造	21,900	3,700
	鉄骨鉄筋コンクリート造	24,600	3,700
	焼失	—	2,000

オ. 大企業等の取扱

(ア)大企業等については、下記の条件に該当する場合に、その倒壊家屋の撤去費の一部又は全

部を公費負担するとした。

・阪神淡路大震災により解体撤去を余儀なくされた建物を神戸市内に所有する大企業等のうち、次のいずれかに該当する場合。

- (a)地震発生後2カ月の売上額若しくは受注額が、前年同期比で20%以上減少したもの。
- (b)被災事業者と災害救助法の適用地域内に事業所を有する事業者との取引依存度が、20%以上のもの。
- (c)災害救助法の適用地域内にある企業の事務所の従業員数の割合が20%以上のもの。

(イ)受付期間：平成7年7月10日～9月29日

③解体撤去受付件数・解体件数等の状況
平成7年8月31日現在の、倒壊家屋等の解体撤去にかかる受付件数及び解体件数は次のとおりである。

表4-9-4 受付件数・解体件数等状況

区分	件数	摘要
①要解体棟数	71,000棟	推計：全壊 54,949+半壊31,783×60%≒74,000棟 うち環境局 71,000棟 土木局 3,000棟
②発注・予約・清算件数	60,717件	内訳 市発注 24,798件 自衛隊 1,039件 三者契約 28,372件 (内契約済 15,768件) 清算 6,508件
③受付件数	64,650件	91% (③/①)
④解体撤去数	53,500件	75% (④/①)

(3)災害廃棄物の処理について

既に見てきたように、今回の震災は「神戸市地域防災計画」の想定を遙に超えるものであり、その対応は試行錯誤的にならざるを得なかった。今回の震災による廃棄物処理を述べる前に、通常時の神戸市における廃棄物、残土等の処理の特徴を以下に整理し、災害廃棄物対策にどのように応用したかを述べていきたい。

①通常時の廃棄物、残土等の処理とその応用ア. 一般廃棄物

一般家庭から排出されるごみは、家庭ごみ・荒ごみ・空缶に分別収集し、それぞれのルートで処理処分を行っている。(表4-9-5参照) 今回の震災にあたっては、神戸市の最終処分場である内陸の布施畑及び淡河環境センターを仮置場として、またクリーンセンターでの焼却余力を利用することが可能であった。一方、クリーンセンターから排出される焼却灰は中央区の臨海部の積出基地から大阪湾広域臨海環境整備センター(以下、フェニックス)が有する埋立処分場に海上運搬し処分していたが、基地の倒壊により機能を喪失した。

表4-9-5 一般廃棄物処理の概要

	処 理 処 分
家庭ごみ	クリーンセンターで焼却⇒焼却灰はフェニックス
荒ごみ	布施畑・淡河環境センターで埋立処分
空缶	リサイクルセンターで選別後リサイクル

表4-9-6 神戸市公共処分場の計画概要

	面積	埋立容量	区分	埋立期間
布施畑環境センター	102ha	2,350万㎡	管理型	昭和47年11月～
淡河環境センター	35ha	770万㎡	管理型	平成2年11月～

表4-9-7 クリーンセンター(焼却)の概要

	苅藻島	西	東	落合	港島	合計
設備能力	600t/d	600t/d	690t/d	450t/d	450t/d	2,790t/d
焼却炉	200t/d ×3基	200t/d ×3基	230t/d ×3基	150t/d ×3基	150t/d ×3基	

表4-9-8 大阪湾広域臨海環境整備センターの計画概要

	面積	埋立容量	備 考
尼崎沖埋立処分場	113ha	1,500万㎡	神戸市の積出基地は、中央区の臨海部にあるが、震災により、休止中
泉大津沖埋立処分場	203ha	3,000万㎡	

イ. 残土等の有効利用

神戸市においては、最終処分場の延命化を図るため、近年処分場に搬入される残土等については、搬入抑止策を実施してきたところである。

これら残土等は、関係部局、関係行政機関の協力を得て、工事間流用や埋立資材として有効利用に努めている。特に、国際貿易港を抱える神戸市では、港湾空間の埋立地において従前から、建設残土、コンクリートガラなどを積極的に受け入れてきたところである。

平成7年1月17日の震災により、神戸港の港湾施設の大部分が大きな被害を受け、早急に復旧、復興を実施する必要性が生じたが、被災した施設のうち、摩耶埠頭、新港突堤東地区等については、突堤間の埋立を伴う再開発を予定しており、これらの復旧は、新たな再開発計画に沿って実施する必要性があった。

また、市域で発生する膨大な量のコンクリート系ガレキを、これら再開発地区の突堤間埋立てや、新たに計画する六甲アイランド南の一部で受け入れ、市街地の速やかな復興を図る必要性があった。

そこで、震災前から準備を進めていた神戸港港湾計画の改訂を予定通り行い、この改訂計画に基づいて六甲アイランド南、摩耶埠頭、新港突堤東地区の埋立免許を取得し、既に埋立工事を進めていたポートアイランド(第2期)とともに、コンクリート系ガレキの受け入れを開始した。

表4-9-9 コンクリート系震災ガレキ受入計画

(単位:万㎡)

	六甲南	摩耶	新港東	PI2	その他 (フェニックス)	合計
受入量	220	120	240	70	10	660
埋立免許取得	3/31	3/31	6/15	既取得	既取得	

②震災直後の処理計画（～平成7年1月末）

前述のとおり震災直後の1月末までは、「調整会議」において処理の方向性の大要が決定された。

その概要は、次のとおりである。

ア. 交通輸送ルートの早期整備のため、道路上倒壊物の公園等への仮撤去

イ. 被災家屋等の早期撤去のため、木質系廃棄物の布施畑、淡河環境センターへの搬入

なお、交通分散を図る観点及び仮置場の絶対容量の不足から、今後早期に候補地を検討することを全体として合意。

ウ. コンクリート系については、当面フェニックスを受入れ場所として位置づけ、積出基地の早期整備。

なお、埋立免許の認可がおり次第、神戸港内での埋立に着手することを確認。

市域外処理とする。

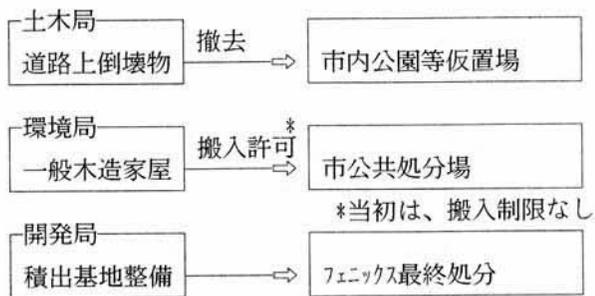
(イ)仮置場については、内陸部の布施畑及び淡河環境センターの交通渋滞を避ける観点から臨海部に積出基地を設け海上運搬により（既成市街地とポートアイランドの間に架かる神戸大橋は被害を受け、通常の交通量が捌けなくなった）現在埋立造成中のポートアイランド第2期の一部を仮置場として確保することとした。また、布施畑及び淡河環境センターの残容量や交通渋滞を考慮して、西区の神戸複合産業団地造成地に仮置場を設けることとした。

(ウ)処理処分については、コンクリート系のもものは、神戸港内の埋立免許に一定の目処がついたことから、量的には問題が無くなったが、海面埋立であることに鑑み、積出基地内に分別プールを築造し、コンクリートガラから木質等浮遊物を除去し、自然界に安定なものとしたのち埋立を行うこととした。

木質系については、布施畑及び淡河環境センターの仮置きに負うところが大きかった。震災以前の布施畑及び淡河環境センターは、家庭ごみの受入れ先であることから、残土等の受け入れを抑制しその延命化に努めて来たところである。木質系の災害廃棄物の減容化は焼却によるところが大きいことから、既設のクリーンセンターの残余能力で焼却するとともに、新たに焼却炉を暫定的に設置し、焼却することとした。焼却の方式としては、まず、早期に設置が可能な簡易焼却炉を設置することとした。併せて、8年度内に処分を完了するため、大規模な炉を設置し目標年度内処理を目指すこととした。

3月29日には震災担当の小里国務大臣が来神され、兵庫県知事、神戸市長との間で、前述の焼却炉設置計画及び仮置場の増強につき意見の合意をみた。このことにより、災害廃棄物処理処分計画の方向性が確定された。

図4-9-5 震災当初の処理体系



③処理処分計画の策定

ア. 処理処分の考え方

平成7年1月28日、「兵庫県南部地震非常対策本部」発表の災害廃棄物に係る処理方針を受け、災害廃棄物対策室を中心に災害廃棄物の解体撤去、処理処分の計画的な運用を開始した。

処理処分計画を策定するためには、まず災害廃棄物発生量の把握が必要であり、震災直後に行われた被災家屋棟数調査結果を基に、約7万4千棟を解体が必要な家屋と想定し、それに平均的な延床面積・発生原単位（㎡/㎡）を推定し、算定を行った。

また、これらの推計を基に、仮置場の増設の検討、処理処分方法の検討を進めることにした。

その結果、

(ア)原則として、市域内処理とし、必要に応じ

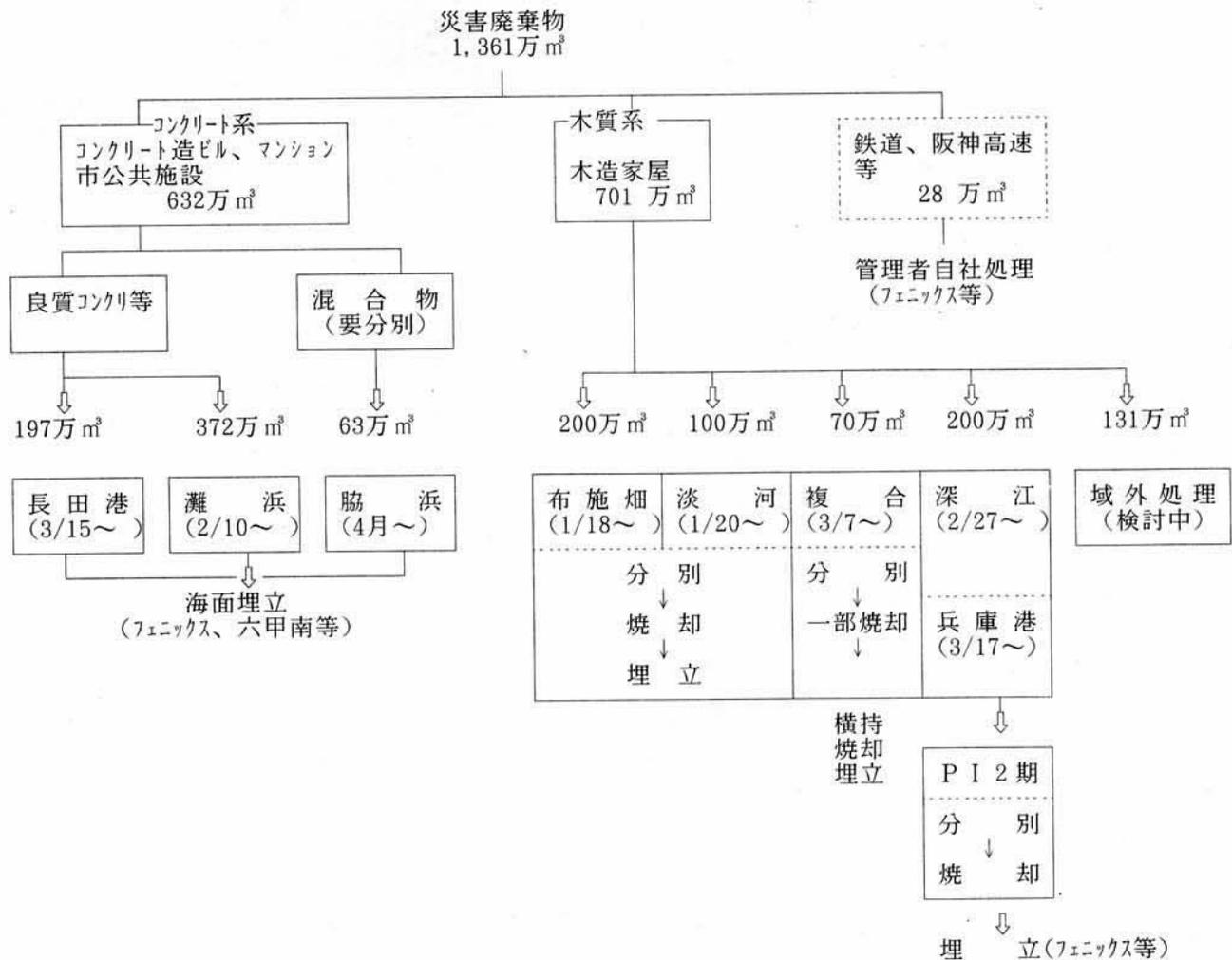
イ. 処理処分計画の策定（当初）

前述の処理処分計画を取りまとめると図4-9-6に示すとおりである。

また、域外処理131万m³を見込んでいた。こ

れについては兵庫県環境整備課を中心に兵庫県産業廃棄物協会や全国産業廃棄物連合会の協力を得て、域外処理の候補先選定を進めていくことを基本方針としている。

図4-9-6 災害廃棄物の処理フロー



ウ. 計画の見直しについて

平成7年度にはいり、災害廃棄物対策が解体、処理・処分の実績を積むに伴い、平成6年度末に策定した計画の見直し作業に入った。

その主要項目は、次のとおりである。

- ・ 災害廃棄物発生量（解体件数、平均延床面積、発生原単位等）
- ・ 必要焼却量（可燃物割合の把握等）
- ・ 道路交通問題、基地周辺環境対策

(ア) 災害廃棄物発生量の見直しについて

当初の設定は、推定に基づくものが多く、現

在解体撤去の実績報告をもとに見直し作業を進めているところである。平成7年9月を目途に確定数量を把握し、平成8年度中の処分完了を目指すこととした。

(イ) 木質系廃棄物組成について

廃棄物組成の実態に関する調査は、4月に入ってから実施することになった。

当初計画で設定したものと、今回の調査した結果の比較は次のとおりである。

発生容量が変わらないとすると、当初計画での想定重量と実態調査結果に基づく重量との比率は、1：0.8になり、焼却物は減少すること

になる。このことにより見直し計画においては、当初計画で見込んでいた域外処理131万㎡のうち可燃物については域内処理とする方向で検討をした。

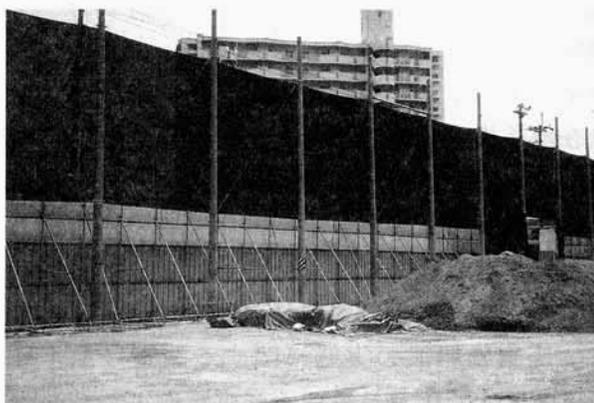
表4-9-10 木質系廃棄物組成の比較

	当初計画での想定		実態調査結果	
	容積率	比重	容積率	比重
可燃物	80%	0.16	49%	0.21
不燃物	20%	1	47%	1.02
金属			4%	0.20
合計	100%	0.33	100%	0.59

(ウ) 道路交通問題、基地周辺環境対策

布施畑及び淡河環境センターの処理能力を超えて搬入車両が集中したことから交通渋滞を起こし、周辺住民等から苦情が寄せられることとなった。そのため、内陸部に新たな仮置場（西区友清地区）を設け、交通分散を図るとともに既設クリーンセンターでの焼却用に破砕機を設置することにした。脇浜については、当初コンクリート系分別仮置場とすることとしていたが、内陸部への搬入集中を避けるため、木質系仮置場として整備を進めることとした。

その他積出基地等においては、粉塵、交通問題等に対処するため、防塵ネットの展張や散水の徹底を図っているところである。



防塵ネット展張状況（深江基地）



粉塵防止（散水）対策（深江基地）

④ 計画の実行

平成7年度当初計画を基に搬入実績を考慮しながら順次見直しを行い、各仮置場、積出基地においては作業を進めている。

各仮置場、積出基地の処理処分の概況を次に紹介する。

ア. 木質系

各仮置場、積出基地の処理処分の概況は次のとおりである。

表 4 - 9 - 11 木質系の処理処分概要

名 称		所 在 地	面 積	処 理 処 分 概 要
仮 置 場	布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑	102ha の一部	仮置⇒破碎選別⇒焼却 ⇒灰フェニックス (現地+クリーンセンター) ↓ 不燃物埋立
	淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山	35ha の一部	布施畑と同様
	P I 2 期	ポトアイランド・第2期埋立地	20ha	仮置⇒重機分別⇒焼成 ⇒灰フェニックス ↓ 不燃物埋立
	複 合	西区押部谷町木津	10ha	仮置⇒破碎選別⇒焼却 ⇒灰フェニックス (現地+クリーンセンター) ↓ 不燃物 布施畑埋立
	友 清	西区櫛谷町友清	3ha	柱材仮置⇒破碎⇒クリーンセンター焼却 (⇒灰フェニックス) 不燃物 ⇒布施畑埋立
	脇 浜	中央区海岸通	2ha	仮置⇒スクリーン ⇒可燃物PI 2期焼却 ↓ 不燃物域外 灰集積⇒フェニックス
積出 基地	深 江 基 地	東灘区深江浜町	1ha	P I 2 期へ海上輸送
	兵 庫 基 地	兵庫区築島町	0.2ha	

表 4 - 9 - 12 木質系処理施設整備工程計画

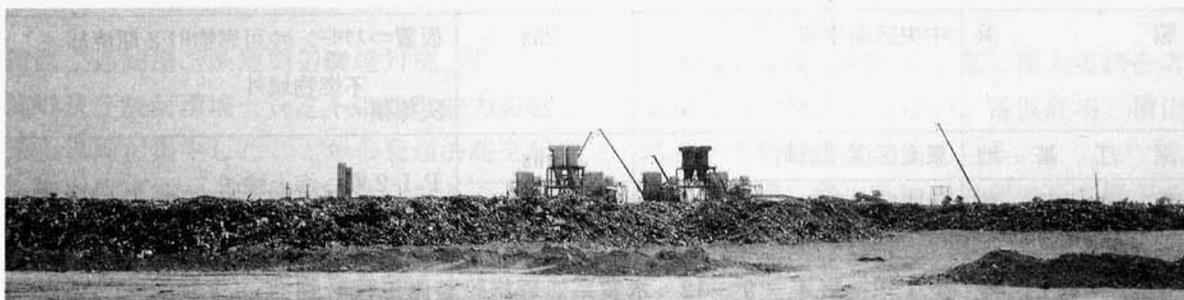
		平成 7 年度											平成 8 年度	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	~
布施畑 処分場	小型炉	○ — 焼 却 —												
	焼却：40t/D×3 基													
大規模炉	焼却：100t/D×3 基	○ — 焼 却 —												
淡 河 処分場	小型炉	○ — 焼 却 —												
	焼却：40t/D×1 基													
大規模炉	焼却：100t/D×1 基	○ — 焼 却 —												
複 合 産 業 団 地	小型炉	○ — 焼 却 —												
友 清		○ — 受 入 れ —											○	
脇 浜		○ — 受 入 れ —											○	
PI2 期	小型炉	○ — 焼 却 —												
	焼却：40t/D ×2 基													
大規模炉	焼却：200t/D×2 基	○ — 焼 却 —												
既設クリーンセンター構持		○ — 焼 却 —												



布施畑の搬入状況



深江基地の整備状況



ポートアイランド仮置場の整備状況

イ. コンクリート系

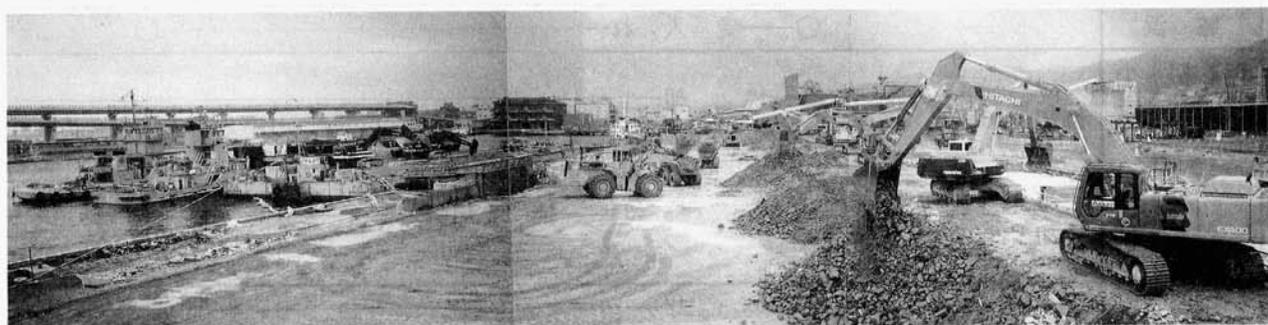
コンクリート系については、平成6年度はフェニックスにおいて最終処分を行ったが、平成7年度は神戸港内において埋立用材として有

効利用を進めている。

各積出基地における処理処分の概況は次のとおりである。

表4-9-13 コンクリート系の処理処分の概要

名称	所在地	面積	処理処分概要
積出基地	灘浜基地 灘区灘浜町	5ha	良質コンクリート⇒プール分別⇒可燃物⇒既設クリーンセンター ↓ 不燃物⇒神戸港内埋立
	長田基地 長田区南駒栄町	2ha	その他⇒P12期仮置⇒分別⇒埋立 コンクリート



灘浜基地の整備状況

ウ. 積出基地の整備状況

これまでみてきた積出基地についてまとめると、以下のとおりである。

(ア)基地の選定

膨大な量の災害廃棄物を効率よく運搬するため、道路の渋滞状況から考え港の東西に積出基地を設けることとし、候補地としては、港内全ての岸壁が被災していることや、背後地を備えかつ幹線道路に隣接した場所を選ぶのは難問であったが、灘浜、長田港東（コンクリート系）、深江、兵庫突堤（木質系）を確保することができた。又、基地の整備は、緊急を要したことから1週間で完了し、2月10日には第1船が出航している。

(イ)ポンツーン

神戸港の岸壁のほとんどが損壊を受けている状況下で、積出基地の岸壁も同様に損壊しており、そのままの状態では使用できなかった。こ

の為、応急対応で岸壁の代替施設として大型特殊台船を接岸させ、台船上を積込ヤードとして使用するポンツーン方式を採用した。

(ウ)環境対策

基地においては、特に粉じん対策を重点的に実施する為に外周部に防塵ネットの展張や搬入車両への散水と内外での散水徹底を図り、出口には洗車ピット等の設備整備を順次行った。

コンクリート系建築物を取壊したガレキには、内装材等の残骸である浮遊物が多く含まれており、海洋投棄を行うには木片等の浮遊物を分別する必要がある。この為、スクリーン分別等試行の上、灘浜積出基地に水分別プールを作り、比重（重力）差による分別を採用している。

又、新規埋立に際し、海洋汚濁防止等の対策として、環境監視計画を事業者間で策定し、この監視計画に基づき大気、水質等の監視を行って作業を進め、濁の拡散などを防止するためシルトプロテクターを二重に展張し施工している。

表4-9-14 積出基地の施設概要

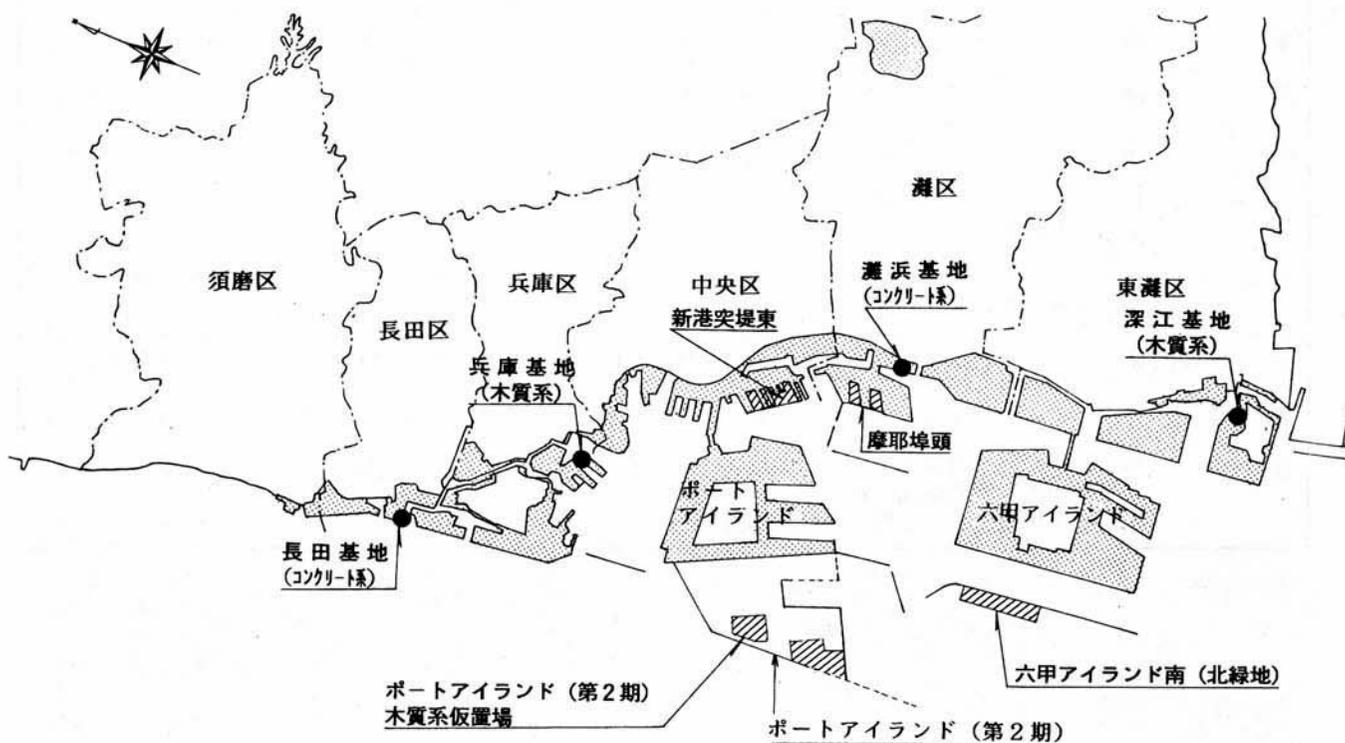
基地名	灘 浜	長 田	深 江	兵 庫
種 別	コンクリート系		木 質 系	
面 積	約 5.0 ha	約 1.8 ha	約 1.0 ha	約 0.1 ha
水 深	— 4.5 m	— 4.5 m	— 5.5 m	— 7.2 m
バ ー ス 数	1バース (6月から2バース)	1バース	1バース	1バース
バ ー ス 延 長	150 m (6月から300 m)	100 m	150 m	70 m
積 出 開 始	2月10日	3月20日	2月24日	3月17日
能 力	4,500 m ³ /日	2,500 m ³ /日	3,000 m ³ /日	1,600 m ³ /日
行 先	フェニックス（3月末まで） 六甲南、摩耶埠頭、新 港突堤東、P I 2期	フェニックス（3月末まで） P I 2期	P I 2期	P I 2期

表 4 - 9 - 15 積出基地の運営状況

(平成 7 年 8 月 31 日現在)

	積出基地等	開設日	閉鎖日 (予定)	搬入実績 (千 t)	搬入台数 1日平均	運 営 方 針 等
R C 系	灘 浜	7 年 2. 6	8 年 3. 31	1, 4 9 9	6 8 0 台 ピーク時 1, 2 0 0	◇がれきのプール分別を実施(2基) ◇六甲南、摩耶埠頭、新港東、 P I (2期)で海面埋立
	長田港東	3. 7	8 年 3. 31	1 4 9	9 5 ピーク時 2 0 0	◇公共がら専用 ◇P I (2期)へ海上運搬
	計			1, 6 4 8 (1, 030千m ³)		
木 質 系	深 江	2. 22	8 年 3. 31	2 6 4	2 9 9 ピーク時 4 0 0	◇東灘区内の木造家屋を対象 (7月31日で受入終了) →P I (2期)へ海上運搬
	兵 庫	3. 17	7 年 7. 31	1 1 7	1 1 1 ピーク時 2 0 0	
	脇 浜	10. 1	8 年 3. 31	0	3 9	◇灘区、中央区の木造家屋を対象
	計			3 8 1 (645千m ³)		

図 4 - 9 - 7 積出基地・処分地



(4)アスベスト対策

①概要

震災直後から倒壊家屋の解体・撤去工事が開始されたが、発癌性を有するアスベストを使用したビルがアスベスト粉じんの飛散防止対策がなされないまま解体され、周辺の大気環境の汚染を生じることが懸念された。このため、本市では、国の支援を得て、各種のアスベスト対策を実施してきた。対策の実施により、市内のアスベスト粉じん濃度は、通常の都市で観測される濃度の範囲にとどまるとともに、徐々に低下する傾向で推移している。

②市内のアスベスト粉じん環境濃度の推移

環境庁の震災に伴う緊急環境モニタリング調査の一環として、倒壊家屋の多い東灘区から須磨区で7カ所に定点を設け、2月より月1回アスベスト粉じん濃度の環境濃度測定を実施してきた。その結果は表4-9-16のとおりであり、全国の一般大気環境濃度(表4-9-17)の平均値に比べ高い水準にあるものの、その最高値以下となっている。また、大気汚染防止法の工場の敷地境界線における規制基準である10本/ℓは大きく下回っている。

表4-9-16 アスベスト粉じんの一般環境濃度の推移

(単位:本/ℓ)

測定月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
算術平均	1.6	1.2	1.2	0.8	1.1	0.7
幾何平均	1.1	1.1	1.1	0.8	1.0	0.6

表4-9-17 アスベスト粉じんの全国の一般大気環境濃度

(単位:本/ℓ)

地域 区分	幹線道路沿道		商工業地域	
	件数	平均(最大~最小)	件数	平均(最大~最小)
60	140	1.0(10~ND)	84	1.2(6.1~0.3)
H3	38	0.6(0.6~0.2)	38	0.67(1.9~0.2)
H5	60	0.42(0.43~ND)	60	0.17(1.3~ND)

③アスベスト粉じん対策に係る事業者指導等

ア. アスベスト粉じん対策の実施に関する通知
本市では、2月22日に、関係する建設業者約1,400社に対し、①適切なアスベスト対策の実

施、②アスベストの使用の有無に関する建築物の事前調査の実施、市への報告及びアスベスト対策に関する市との協議、③アスベスト使用建築物の解体に係る報告書の提出等について通知した。なお、大手建設業者約80社に対して、3月15日付けで、同様の内容を再度通知した。

イ. 震災に伴うアスベスト対策に係る国の通知
国では、石綿対策関係省庁連絡会議を開催し、震災に伴うアスベスト粉じん対策の方針を定め、2月23日に関係機関、関係業界に通知した。

ウ. 倒壊ビルのアスベスト使用実態調査の実施
本市では、3月29日から4月6日(第1回)及び6月29日から7月7日(第2回)に、東灘区から須磨区の工業地域等を除く地域について、半壊・全壊のビルのアスベスト使用実態調査を実施した(表4-9-18)。その結果、計32件についてはアスベストの使用を確認できたが、吹き付け剤の使用が確認されたがサンプリングできず吹き付け剤の組成が不明のもの58件があり、またその他外観からはアスベストの使用有無が確認できないものが多く残された。

表4-9-18 倒壊ビルのアスベスト使用実態

(単位:棟)

	アスベスト 確認	その他 吹付確認	不明	アスベスト 無し	合計
3月調査	25	15	539	645	1,224
6月調査	7	43	216	111	377

エ. 民間建築物の公費解体におけるアスベスト除去工事費の公費負担

ビル解体・撤去工事に伴うアスベスト除去工事は、相当な費用を要するため、倒壊ビルの所有者にとってアスベスト除去工事が大きな負担となり、適切な工事が実施されないおそれがある。このため公費での解体工事において適切にアスベスト対策を実施するため、アスベスト除去工事費についても、公費負担することとした。

オ. アスベスト対策に係る基本方針等の策定

震災以降実施してきたアスベスト対策を踏まえ、「震災に伴う家屋解体・撤去工事における

アスベスト粉じん対策に係る基本方針」及び「同指導指針」を定め（平成7年5月環境局長決定）、①工事施工業者への指導、②解体・撤去工事の監視指導、③環境監視、④市発注工事における対策の徹底等の施策を体系的に実施することとした。

④解体・撤去工事におけるアスベスト対策実施状況

本市では、8月31日現在で48件のアスベスト使用建築物の解体・撤去を確認している。うち19件は公費負担によるアスベスト除去工事が実施されている。これらのお大半は市との事前協議に基づき適切な工法によりアスベスト除去が実施されたが、9件については対策が不適切である等により、市からの工事中止及び工事方法の改善の指示を受けて工事がなされたものである。

第10節 住宅の再建

(1) 応急危険度判定の実施

民間住宅を含め、危険な建築物に対して、震災直後より建設省の指導により全国からの専門家の応援を得て、応急危険度判定を実施した。

応急危険度判定というのは、地震発生後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物などによる二次災害を防止するため、できるだけ早く、かつ短期間で建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用継続の可否を判定するものである。

① 第1次応急危険度判定の実施

震災の結果、明らかに危険な状態となった建築物について、所有者等に注意喚起を行うために「使用禁止」の紙を貼付した。

これは、建築基準法等に基づく措置ではなく、あくまでも二次災害防止を目的とする緊急措置である。

[実施内容]

① 実施主体

神戸市及び兵庫県

② 対象地域

東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区（南部）、垂水区（南部）

③ 対象建築物

概ね4階建て以上の建築物

④ 実施期間

6日間（平成7年1月18日～23日）

⑤ 判定者

- ・神戸市及び兵庫県の職員（建設省の要請により他府県から応援多数）
- ・延べ 約1,000人

⑥ 判定方法

- ・建築物の外部からの目視による。
- ・全壊または半壊状態であり、危険度が非常に高いと判断される建築物について、「使用禁止」の紙を道路から見やすい位置に貼る。

⑦ 貼付棟数（集計結果）

（単位：棟）

区名	東灘	灘	中央	兵庫	長田	須磨	垂水	合計
貼付数	169	134	361	165	185	201	53	1,268

② 第2次応急危険度判定の実施

震災を受けた住宅が安全に使用できるかどうかについて、市民の不安を解消することを目的に、共同住宅等を対象に、第2次応急危険度判定を実施した。

第2次応急危険度判定とは、それまで明らかに危険な建築物について、第1次応急危険度判定として「使用禁止」の紙の貼付により注意を喚起してきたが、引き続きマニュアルに基づき被災した建築物の応急危険度を判断し、二次災害防止を目的に実施したものである。

[実施内容]

① 実施主体

神戸市及び兵庫県

（建設省の指導、各都道府県及び住宅・都市整備公団の応援）

② 対象地域

東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区（南部）、垂水区（南部）

③ 対象建築物

共同住宅、長屋 17,359棟

④ 実施期間

18日間（平成7年1月23日～2月9日）

⑤ 判定士等

延べ 2,565人

⑥ 判定方法

- ・外観目視により判定する。
- ・判定結果のシールを建築物に貼付する。
 - 「危険」（赤色）使用不可
 - 「要注意」（黄色）一時立入のみ可
 - 「調査済」（緑色）使用可

⑦調査結果

区	調査件数	内 訳		
		危 険	要注意	調査済
東 灘 区	3,005	702	455	1,848
灘 区	2,967	757	539	1,671
中 央 区	3,054	788	679	1,587
兵 庫 区	2,247	730	479	1,038
長 田 区	2,418	777	742	899
須磨区(南部)	1,651	524	446	681
垂水区(南部)	2,017	54	398	1,565
合 計	17,359	4,332	3,738	9,289

(2)建築相談ボランティアセンターの設置

(住宅復旧相談センター、総合住宅相談所)

震災を受けた建物が安全に使用できるか等について、災害対策本部に市民からの問い合わせが殺到した。これに対応するため、応急危険度判定の対象とならない個人住宅について、建築専門家である建築士等の民間ボランティアの協力を得て、市役所1号館会議室内にセンターを設置し、市民からの相談に応じることとした。

電話による申し込みを原則としたが、直接相談のために来庁する市民も多く、連日の喧噪の中での対応となった。

[実施内容]

①実施主体

神戸市

1級建築士等のボランティア

②対象地域

神戸市全域

③対象建築物

共同住宅、長屋以外の建築物（主として戸建住宅）

④実施期間

18日間（平成7年1月24日～2月10日）

⑤ボランティア

登録 253人 延べ 2,540人

⑥実施方法

- ・市民からの相談を電話対応し、ボランティアに対象建物の相談を斡旋する。
- ・ボランティアが現地へ赴き、現場の状況を目視で判断するとともに、その場で市民の

相談に応じる。

⑦処理件数

区	件数	区	件数
東 灘 区	486	須 磨 区	463
灘 区	362	垂 水 区	333
中 央 区	1,116	西 区	41
兵 庫 区	752	不 明	64
北 区	96		
長 田 区	998	合 計	4,711

なお、このボランティアセンターについては、一時的・応急的なものとして設置したが、より総合的に市民の住宅についての相談に対応すべく、県と共同して、兵庫県建築士事務所協会に委託して「住宅復旧相談センター」を設置し、戸建住宅を中心とした応急危険度判断や復旧のための相談などに応じた。

また、4月からは県、被災市が共同して「総合住宅相談所」を設置、相談内容も建築関係のみならず、法律相談や税金、融資相談などを加えて充実させ、県下8カ所、市内では中央総合相談所を含め4カ所で市民に対する相談を実施している。

(3)被災分譲マンション問題への取り組み

一方、相当数のマンションが被害を受けたが、日常的な管理問題についての認識すら薄い管理組合が多い状況での突然の被災であったため、マンションの居住者から、建物の安全性や補修・再建のすすめ方等今後の対応について、問い合わせが多数寄せられるようになった。

これらの問い合わせに対しては、分譲マンションに関する専門的・技術的知識が必要とされるため、人手が足りない中で、即座に組織的な体制を整えることは困難な状況だった。

そこで、分譲マンションに明るい建築・法律の専門家などに呼びかけボランティアによる支援グループのネットワークを作り、マンション居住者からの相談に応じることとした。

具体的には、2月14日より1カ月間「分譲マンション補修・建て替え相談登録センター」をサンボーホールに設置し、電話や来訪による問い合わせの相談や、相談に来た管理組合の登録

を行った。そして、3月19日には支援グループより登録管理組合に対し、補修・建て替えのすすめ方についての説明会と、個別相談会を行った。

相談実績は274件、もっとも多かったのは建物調査に関すること、次いで管理組合の今後の対応、補助・融資制度、区分所有法関係、補修見積額等についての照会、補修か建て替えかの判断などであった。区別にみると東灘区が70件ともっとも多く、灘区50件、中央区27件と続く。

(4)神戸・復興住宅メッセの開設

神戸市独自の取り組みとして、6月22日には神戸市住宅供給公社と共催で神戸・復興住宅メッセを開設した。これは、耐震・耐火などの防災住まいづくりや個別の建て替えや協調・共同建て替えなど、被災市民自らの住宅再建について、民間企業の協力を得て総合的な相談に応じるとともに、住宅に関する情報の拠点とすべく開設したものである。

主な業務内容は、

第1会場「総合相談会場」

- ①住宅再建・まちづくりについての公的情報の提供や相談、住宅関係制度の紹介、建設資金等を含めた総合的な相談
- ②個別では再建が困難な地域に対する共同・協調建て替へのコーディネーター派遣による支援
- ③住宅メーカーや地元工務店による、一戸建住宅についての耐震性など安全性を重視したプランの提案
- ④土地の活用策についての総合的なアドバイス

第2会場「いきいき下町住宅メッセ」

- ①木造、2×4、鉄骨、各工法により細長い敷地、比較的狭い敷地等に対応した3階建の市街地居住型モデル住宅11戸を展示し、数多くの市民に具体的な建替プラン検討の機会を提供

第3会場

「インターナショナル・ハウジングメッセ」

①輸入住宅に関する情報提供

②輸入住宅部材、機器の展示

③CADシステムによる新工法を使用したプランの提案

などであり、平成10年4月まで設置する。

(5)建築確認業務の再開

応急危険度判定など震災対応に追われ、また、事務スペースの喪失により一時的に建築確認申請受付を停止していたが、全壊・全焼で6万棟を越える建築物の被害状況から、建築物の復興に向けて建築確認業務の再開が緊急課題と判断、市の外郭団体の施設の内でも被害の少なかったサンボーホールに臨時事務所を開設し2月1日より業務を再開した。

2月こそ件数も少なかったが、市民からの相談も含めて次第に増加し、3月には平年のペースを上回り、その後も記録的な増加をみている。ちなみに4月から9月までの上半期の申請件数は、12,875件と6年度の約3倍にも上っている。(6年度は通年で8,253件)

特徴的なことは、建ぺい率や道路判定についての市民からの直接の問い合わせや、来庁が飛躍的に増えたことである。

このような状況下にあっても建築確認は、その処理期間が法定されており、また早期復興のためにも審査が遅滞することは許されるものではなかった。しかしながらこれまで審査業務に従事していた職員では、いずれおそってくる大きな波を乗り切れないことは明白であった。また、他の建築関係の業務においても復旧・復興に向けて膨大な事務が予想された。

そこで自治省、建設省の協力を得て、急遽他の政令指定都市から1年間の長期にわたり建築職員の派遣を要請することを決定した。

混乱の中での突然の依頼にも関わらず各都市とも快く要請に応じていただき新年度から市全体で12市から40名の応援が受けられることになった。

ちなみに、その内容は建築確認審査をはじめとして、災害公営住宅の建設、住環境整備事業、教育施設の復旧、再開住宅の建設、家屋の解体処理事務など多岐にわたっている。

表 4 - 10 - 1 建築確認申請件数の推移

(単位：件)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	合 計
6 年 度	763	784	649	751	679	673	4,299
7 年 度	1,279	1,691	2,381	2,523	2,726	2,275	12,875
倍 率	1.7	2.2	3.7	3.4	4.0	3.4	3.0

(6)災害復興住宅特別融資

被害状況から判断して、個人住宅に対して相当な規模での修繕・再建に向けての支援が必要と判断、早期に対応可能な施策として、現行の神戸市住宅融資制度とは別に、被災者向けに「神戸市災害復興住宅特別融資（個人向け）」を開始した。窓口では実際の融資の決定もさることながら、住宅金融公庫の応援も得て、融資を糸口とした、住宅の再建に向けての様々な相談に応じることにもなった。なお、住宅金融公庫においては、1月25日より災害復興住宅融資の受付を開始している。

○実績（2/20～9/30）

- ・相談件数 38,586件（うち窓口相談 22,941件、電話相談 15,645件）
- ・融資申込件数 1,438件（うち新築498件、中古購入 37件、修繕 903件）

表 4 - 10 - 2 災害復興住宅特別融資の申込金額・件数

(平成7年9月30日現在、単位：千円)

項 目	申込金額	左 の 内 訳		
		新 築	中古購入	修 繕
災害復興住宅	(1,438件)	(498件)	(37件)	(903件)
特別融資	8,869,000	5,636,700	335,400	2,896,900

表 4-10-3 災害復興融資制度

(平成7年9月末現在)

項目		主体		県	市		
		住宅金融公庫					
共通	制度名	災害復興住宅資金融資		ひょうご県民住宅復興ローン	神戸市災害復興住宅特別融資	住宅新築資金等貸付 (災害復興)	
	受付期間	7.1.17~未定		7.6.19~10.3.31	7.2.20~9.3.31	7.4.24~9.1.16	
	対象者	住宅所有	被災住宅の所有者(または賃借人、居住者) 被災者用に賃貸する場合も可		被災者自ら居住する場合に限る	被災者自ら居住する場合に限る	被災者自ら居住する場合に限る
		被災状況	新築・購入は5割以上 補修は10万円以上		公庫に準ずる	り災証明(種類を問わない)	公庫に準ずる
	年齢	70歳未満(70歳以上でも可の場合あり) 子が融資を受けて親の住宅を建設・購入・修繕できる「親孝行ローン」新設		公庫融資が当たれば可	70歳未満で償還すること(74歳まで可の場合あり) 子が融資を受けて親の住宅を建設・購入・修繕できる「親孝行ローン」新設	制限なし	
	返済額	年収の25%以下		年収の25%以下	年収の25%以下	年収の25%以下	
	その他	——		公庫災害復興融資前提	公庫融資前提(一般融資でも可)	同和地区内に居住している者	
	建物	床面積13㎡~125㎡ (ただし被害住宅の従前面積まで認められる場合あり)		公庫に準ずる	公庫に準ずる	床面積30㎡~125㎡ (老人同居等は165㎡)	
	抵当権・保証人	抵当権設定 保証人必要		公庫に準ずる	抵当権設定かつ保証人は不要 350万円以下の改修は保証人のみで可	公庫に準ずる	
	金利	3.15%(基準) 3.15%(特例加算)		3.15%	3.70%(1~10年) 4.10%(11~25年)	3.30%	
返済期間	35年(耐火構造) 30年(準耐火構造) 25年(木造)		25年	25年	25年		
① 新据置期間	5年間		5年間	3年間	5年間		
据置期間中の金利	3.00%(基準) 3.60%(特例加算)		3.00%	3.00%	3.00%		
融資限度額	最高2,710万円		800万円	1,500万円	990万円		
② 築	建設耐火木造	基本融資 1,140万円 特例加算 450万円				別に宅地取得資金貸付 (限度額730万円)	
	購入耐火木造	基本融資 1,080万円 特例加算 450万円					
	建設耐火木造	基本融資 1,910万円 特例加算 800万円					
	購入耐火木造	基本融資 1,850万円 特例加算 800万円					

項目	主体		住宅金融公庫	県	市	
② 中	金 利	3.15% (基準)	3.15%	3.70% (1~10年)	3.30%	
		3.15% (特例加算)				4.10% (11~20年)
	返 済 期 間	20年 (耐火・準耐火構造)	25年	20年	25年	
		15年 (木造)				
	据 置 期 間	5年間	5年間	3年間	5年間	
据置期間中の金利	3.00% (基準) 3.15% (特例加算)	3.00%	3.00%	3.00%		
古	融 資 限 度 額 購 入 耐 火 木 造	最高 2,420万円 基本融資 1,620万円 特例加算 800万円 基本融資 1,410万円 特例加算 800万円	800万円	1,000万円	990万円 昭和45.4.1以降に建設された 3階建以上のマンションに限る	
③ 改	金 利	3.15% (基準)	3.15%	3.70% (1~10年)	3.30%	
		3.15% (特例加算)				4.10% (11~15年)
	返 済 期 間	20年	25年	15年	15年	
	据 置 期 間	1年間	1年間	1年間	1年間	
据置期間中の金利	3.00% (基準) 3.15% (特例加算)	3.00%	3.00%	3.30%		
修	融 資 限 度 額 耐 火 木 造	最高 830万円 基本融資 630万円 特例加算 200万円 基本融資 580万円 特例加算 200万円	800万円	500万円	増築 490万円 修繕 350万円	
既 融 資 の 取 扱 い		5年間据置 (据置期間中金利 0.5~1.5%引き下げ) 返済期限5年間延長 いずれも被害の程度による基 準あり	未定	1年間据置 (据置期間中金利 のみ償還) 返済期限1年延長	5年間据置 (据置期間中金利 1.5%引き下げ) 返済期限5年間延長 いずれも被害の程度による基 準あり	
利 子 補 給 制 度 (阪 神 ・ 淡 路 大 震 災 復 興 基 金)	種 類	一定の条件を満たす①災害復 興住宅の購入、②自己住宅の 再建、③共同化住宅の建設・ 購入、④マンション建替、⑤ 被災者向け賃貸住宅の建設等 の融資残高 (上限1,140万円) の一部に対して、5年または 10年の利子補給	一定の条件を満たす①災害復 興住宅の購入、②自己住宅の 再建、③共同化住宅の建設・ 購入、④マンション建替、⑤ 被災者向け賃貸住宅の建設等 の融資残高 (上限800万円) の 一部に対して、5年の利子補 給	一定の条件を満たす①災害復 興住宅の購入、②自己住宅の 再建、③共同化住宅の建設・ 購入、④マンション建替、等 の融資残高 (上限800万円) の 一部に対して、5年の利子補 給	一定の条件を満たす①災害復 興住宅の購入、②自己住宅の 再建、③共同化住宅の建設・ 購入、④マンション建替、等 の融資残高の一部 (上限990万 円) に対して、5年または10 年の利子補給	
	利 子 補 給 率	①5年目まで →据置期間 3.0% 期間外 2.5% ②6~10年 →公庫金利-3.0% (現在0.15%)	5年目まで →据置期間 3.0% 期間外 1.65%	5年目まで →据置期間 3.0% 期間外 1.65%	①5年目まで →据置期間 3.0% 期間外 2.5% ②6~10年 →公庫金利-3.0% (現在0.30%)	
		改修の場合、移転資金・整地 資金の融資有		改修以外は特目融資との併用 可 (限度額500万円)		

※金利は金融情勢により変動することがある。